

平成28年第1回定例会

(3月3日招集)

# 山都町議会会議録

## 平成28年3月第1回山都町議会定例会会議録目次

### ○3月3日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告（配付のみ）	
・陳情等付託について	
日程第4 行政報告	2
日程第5 提案理由説明	9
日程第6 議案第29号 町道認定について	19
日程第7 議案第30号 工事請負契約の締結について（上鶴橋上部工工事）	20
日程第8 議案第31号 工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）	24
散会	27

### ○3月8日（第2号）

出席議員	28
欠席議員	28
説明のため出席した者の職氏名	28
職務のため出席した事務局職員	29
開議	29
日程第1 一般質問	29
3番 飯星幹治議員	29
1番 吉川美加議員	42
12番 中村益行議員	57
散会	69

### ○3月9日（第3号）

出席議員	70
欠席議員	71
説明のため出席した者の職氏名	71

職務のため出席した事務局職員	71
開議	71
日程第1 一般質問	71
7番 江藤 強議員	71
10番 稲葉富人議員	87
日程第2 発委第1号 山都町議会委員会条例の一部改正について	98
日程第3 議案第4号 専決処分事項（山都町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	99
日程第4 議案第5号 山都町教育特区学校審議会条例の一部改正について	100
日程第5 議案第6号 山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	103
日程第6 議案第7号 山都町営体育館条例の一部改正について	107
日程第7 議案第8号 山都町行政不服審査法施行条例の制定について	109
日程第8 議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	110
日程第9 議案第10号 山都町行政区設置条例の制定について	111
日程第10 議案第11号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について	119
日程第11 議案第12号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	120
日程第12 議案第13号 山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	123
日程第13 議案第14号 山都町一般職非常勤職員等の勤務条件に関する条例の制定について	125
散会	126

### ○3月10日（第4号）

出席議員	127
欠席議員	127
説明のため出席した者の職氏名	127
職務のため出席した事務局職員	128
開議	128
日程第1 議案第15号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第7号）について	128
日程第2 議案第16号 平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に	

	について	162
日程第3	議案第17号 平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） について	167
日程第4	議案第18号 平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）につ いて	168
日程第5	議案第19号 平成27年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	174
	延会	177

### ○3月11日（第5号）

	出席議員	178
	欠席議員	178
	説明のため出席した者の職氏名	178
	職務のため出席した事務局職員	178
	開議	179
日程第1	議案第20号 平成28年度山都町一般会計予算について	179
	延会	240

### ○3月14日（第6号）

	出席議員	241
	欠席議員	241
	説明のため出席した者の職氏名	241
	職務のため出席した事務局職員	241
	開議	242
日程第1	議案第20号 平成28年度山都町一般会計予算について	242
	延会	308

### ○3月15日（第7号）

	出席議員	309
	欠席議員	309
	説明のため出席した者の職氏名	309
	職務のため出席した事務局職員	309
	開議	309
日程第1	議案第20号 平成28年度山都町一般会計予算について	310
	延会	358

### ○3月16日（第8号）

出席議員	359
欠席議員	359
説明のため出席した者の職氏名	359
職務のため出席した事務局職員	360
開議	360
日程第1 議案第21号 平成28年度山都町国民健康保険特別会計予算について	360
日程第2 議案第22号 平成28年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	364
日程第3 議案第23号 平成28年度山都町介護保険特別会計予算について	366
日程第4 議案第24号 平成28年度山都町国民宿舎特別会計予算について	374
日程第5 議案第25号 平成28年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	376
日程第6 議案第26号 平成28年度山都町簡易水道特別会計予算について	377
日程第7 議案第27号 平成28年度山都町水道事業会計予算について	381
日程第8 議案第28号 平成28年度山都町病院事業会計予算について	386
日程第9 議案第32号 山都町過疎地域自立促進計画の策定について	390
日程第10 議案第33号 山都町辺地総合整備計画の変更について	393
日程第11 議案第34号 熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	394
日程第12 議案第35号 公の施設の他の団体の利用に関する協定の締結について	398
散会	401

### ○3月18日（第9号）

出席議員	402
欠席議員	402
説明のため出席した者の職氏名	402
職務のため出席した事務局職員	403
開議	403
日程第1 議案第36号 町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・校舎）	403
日程第2 議案第37号 町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）	404
日程第3 議案第38号 町有財産の無償譲渡について（菅尾保育園・園舎、備品）	406
日程第4 議案第39号 青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について	409
日程第5 議案第40号 緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定について	417
日程第6 議案第41号 緑川清流館の指定管理者の指定について	418
日程第7 議案第42号 井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について	419
日程第8 議案第43号 工事請負変更契約の締結について（林道菊池・人吉線道路舗装工事）	421

日程第9	議案第29号	町道認定について……………	423
日程第10	諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて…	423
日程第11		議員派遣の件……………	424
日程第12	議長報告	各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出につ いて……………	424
閉会……………			425

3 月 3 日 ( 木 曜 日 )

平成28年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年3月3日午前10時0分招集
2. 平成28年3月3日午前10時0分開会
3. 平成28年3月3日午前11時58分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 行政報告
  - 日程第5 提案理由説明
  - 日程第6 議案第29号 町道認定について
  - 日程第7 議案第30号 工事請負契約の締結について（上鶴橋上部工工事）
  - 日程第8 議案第31号 工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1番 吉川美加   | 2番 藤原秀幸  | 3番 飯星幹治  |
| 4番 後藤壽廣   | 5番 藤澤和生  | 6番 赤星喜十郎 |
| 7番 江藤強    | 9番 藤川憲治  | 10番 稲葉富人 |
| 11番 田上聖   | 12番 中村益行 | 13番 佐藤一夫 |
| 14番 中村一喜男 |          |          |

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 8番 工藤文範

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 町長      | 工藤秀一 | 副町長       | 岡本哲夫 |
| 監査委員    | 森田京子 | 教育長       | 藤吉勇治 |
| 総務課長    | 坂口広範 | 清和総合支所長   | 増田公憲 |
| 蘇陽総合支所長 | 有働章三 | 会計課長      | 山中正二 |
| 企画政策課長  | 本田潤一 | 税務住民課長    | 甲斐良士 |
| 山の都創造課長 | 檜林力也 | 農林振興課長    | 藤島精吾 |
| 建設課長    | 江藤宗利 | 農業委員会事務局長 | 山本祐一 |
| 環境水道課長  | 江藤建司 | 健康福祉課長    | 門川次子 |

そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文
隣保館長	西田武俊	学校教育課長	田中耕治
生涯学習課長	藤川多美	地籍調査課長	藤原栄二

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開会・開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。ただいまから、平成28年第1回山都町議会定例会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（中村一喜男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、江藤強君、9番、藤川憲治君を指名します。

---

**日程第2 会期決定の件**

○議長（中村一喜男君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日から3月18日までの16日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月18日までの16日間とすることに決定しました。

---

**日程第3 諸般の報告**

○議長（中村一喜男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷して、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理いたしましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

**日程第4 行政報告**

○議長（中村一喜男君） 日程第4、行政報告の申し出がっております。これを許します。

老人ホーム施設長、小屋迫厚文君。

○老人ホーム施設長（小屋迫厚文君） おはようございます。老人ホームの民営化につきまして、行政報告をさせていただきます。

既にお示してあります、町の行政改革、組織再編の計画に基づき、浜美荘につきましては、平成29年度から社会福祉法人に運営を移管することとしております。町の行政改革幹事会、行政改革推進本部会議等で協議を行って準備を進めてまいりました。計画でお示ししました期限まで、約1年となりました。これから具体的な手続を進めてまいります、その概要につきまして行政報告をさせていただきます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思えます。A4の1枚紙になります。

まず1、山都町立養護老人ホーム浜美荘は、平成29年度から社会福祉法人による運営に移行いたします。

2、老人ホームの民営化を円滑に実施するため、運営主体となる社会福祉法人を平成28年、来年の7月までに選定することとしております。その選定に当たりましては、公募を行うものとします。さらに、学識経験者や入所者の家族、福祉関係者等により選定委員会を平成28年5月までに設置いたします。

4、入所者へは平成27年9月に説明を行っております。また、御家族や身元引き受け人の方々には、文書で通知を行っております。今後もさらに機会を設けて、丁寧に説明を行っていく所存であります。

5番目ですが、老人ホーム職員の処遇につきましては、本人の意向を踏まえて対応をしております。職員は、現在、正職員が13名おります。内訳としまして、私を含めた事務職が3名、支援員が5名、調理員が3名、さらに、看護師、栄養士各1名という内訳になっております。

選定までの予定につきましては、次のとおりになっております。

3月7日、来週から、公募要領を本町の健康福祉課並びに町のホームページで配布することとしております。その公募要領に基づきます応募書類の提出期間につきましては、5月2日から5月31日までの約1カ月間を受け付け期間とすることとしております。入所者の方々によりよい環境、運営が提供できる社会福祉法人を選定できるように、これからもしっかり準備を進めてまいりたいと思えます。

裏をごらんいただきたいと思えます。

今後のスケジュールというのを、来年3月までの月割でお示ししております。今、申しました部分を表にしております。ごらんいただければと思えます。

3月7日から公募要領等の配布、続きまして、移管法人募集説明会、施設見学会、そして5月に入りまして受け付けを行うという形です。そして、選定委員会を5月に第1回目を行います。そして、6月中に第2回の選定委員会を開きまして、優先候補者の法人を決定することとしております。その後、町長に報告して決定をするという手順になります。

そして、無償譲渡することとしておりますので、財産譲渡の議案等を、また、12月議会で提出させていただく予定にしております。

民営化につきましては、以上の形で進めてまいりますので、これで行政報告を終わらせていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** 次に、生涯学習課長、藤川多美君。

**○生涯学習課長（藤川多美君）** それでは、山都町営グラウンドゴルフ場の整備について行政報告をいたします。

施設の名称といたしましては、山都町営グラウンドゴルフ場としたいと思います。

それから、施設の概要、面積といたしましては、公認コース3コースで、全ホール24ホール、整備面積といたしましては、1万5,800平米としております。

経緯といたしまして、グラウンドゴルフは、近年、愛好者がふえ、高齢者の健康増進や生きがいづくりと、重要な役割を担っているところであります。それによりまして、町民の体育の振興や観光振興の面から総合的に判断をいたしまして、現在の予定地において整備を進めることといたしました。平成26年度に概略設計を行いました。本年度、詳細設計を完了することとしております。平成29年、30年の2カ年におきまして、上益城郡民体育祭の事務局担当町となることから、競技の主会場も山都町となります。また、平成30年度は上益城郡が熊本県民体育祭の主会場となることも考慮いたしまして、ぜひともこのグラウンドゴルフ競技を誘致すべき平成28年度に事業を着手し、平成29年度供用開始に向け、整備を進める方向で考えております。

施設の内容としましては、全面貼り芝といたします。それから、駐車場は普通車が35台、大型バス2台が収容ということで考えております。休憩所、トイレ施設を1棟、それから、施設の運営といたしましては、平成28年度に管理運営計画を策定いたしまして、関係団体との協議を行い、管理規程、それから利用規定等を整備する方向で考えております。

それでは、1枚めくっていただきまして、整備予定地といたしまして航空写真が載っておりますが、赤い線で枠をしておりますけれども、ここが予定地でございます。ちょうど中央グラウンドの南側になります。

それから開けて2枚目が現況写真です。一番右側が駐車場です。それから、その次、右上の写真が現況となっております。真ん中、中央部分が左下の写真です。それから、一番左が、現在、テニスコートとなっておりますが、その写真を添付しております。

それから3枚目が計画平面図でございます。それぞれ8ホール、3コースということで、平面図を載せております。

最後がイメージ図でございます。以上、行政報告を終わります。

**○議長（中村一喜男君）** 次に、健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 矢部地区統合保育所の整備について報告いたします。

施設名称、矢部地区統合保育園。これは仮称です。

2の施設構造、面積について説明いたします。保育園は、子育て支援センター、病後児保育を含んだ、木造平屋建てで756平米、園庭整備が1,863平米、駐車場整備が10台収容314平米、保育園進入路舗装439平米となっております。

使用室、概要については、ごらんのとおり、使用室と床面積を表示しています。ゼロ歳児及び1歳児室、2歳、3歳、4歳及び5歳児室、遊戯室兼ランチルーム、それから、職員室、調理室、子育て支援センター、それから、病後児保育室を保育園に併設いたします。

2枚目の配置計画図をごらんください。あけられて、配置計画の上の図になります。

右側のほうに、山都町の町立図書館があります。左のほうは児童館、それから、道路を挟んで今回の保育園の新築の現場になります。この中で特徴的な部分は、園庭、中央のほうに中庭があります。中庭の、園庭として利用されますが、それから、左側の小さい園庭が一つ、それから、園庭のほうを4カ所設置しております。一番右端のほうは、園庭が広がっておりますが、こちらが今の同和保育園の、今されているところを解体して、園庭というふうな形になる予定です。

それから、送迎・来客用の駐車場を10台分収容するような形にしております。

それから、道路のほうから駐車場へ向かう道路を拡幅し、接触事故等がないようにしております。青い点線が駐車場に向かう導線になります。

また、右のほうの図書館がありますが、図書館へ行きやすくするためのスロープの設置も計画しております。右側の点線の部分のところがスロープ、駐車場の下のほうになります。

次に、下の平面図をごらんください。これは、中央にある中庭を中心に説明をしていきます。

中央にある中庭を挟んで、上のほうから、右のほうですが、5歳、4歳、3歳、2歳の部屋になっております。中央の園庭の下のほうがゼロ歳、1歳の部屋を設置しております。

それから、中庭の左側のほうを見ていただきますと、遊戯室兼ランチルーム、それから、左側のほうが調理室という形になっております。その廊下を挟んで下のほうになりますが、今回、保育園に併設という部分におきましては、病後児保育室、それから、右側、子育て支援センター、その右が職員室というふうなことで、ここに職員室を置いたのは、子供たちをきちんと見れるような形で、窓を設置するというふうな形でしております。

それから、ここの中で特徴的な部分は、病後室、子育て支援センターに行く玄関は左側のほうに玄関口がありますが、その玄関、それから、保育園の中央のほうにあります職員室の隣にある玄関ということで、支援センター、病後児室に行く玄関と、保育園のほうの玄関は分けてというふうなことで考えております。

それから、一番上の資料のほうに書いてありましたが、病後児保育という部分は、病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭での保育を行うことが困難な児童を専用スペースで一時的に保育を行うものを開設し、安心して働けるよう支援ができればと考えております。

それから、子育て支援センターにつきましては、子育ての不安や悩みを相談することができずに一人で抱え込むことのないよう、全ての子育ての家庭を支える施設といたします。保育所との併設により、実際に園で過ごす子供を見ることができ、また、保育士、栄養士等による相談などの専門機能、さらに、保育施設機能、特に、ホールとか園庭、遊具などの利用ができるようにしたいと考えています。一般の方でも利用しやすいように、子育て支援センターの、先ほど言いました玄関と保育園の玄関は別々に設計をしているところです。

3枚目をごらんください。上のほうは、上のほうから見たイメージ図になります。レンガ色のところが遊戯室兼ランチルームということで、保育室が右側のほう、左側のほうが調理室、病後室、子育て支援センター、職員室というふうな形になっております。

下のほうは、中庭のほうから見たイメージ図となっております。保育中の園児の安心安全を第

一に、気軽に相談できる保育所を目指して設計いたしました。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 次に、山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** おはようございます。それでは、中心市街地拠点施設及び八朔祭大造り物小屋の整備について説明をさせていただきます。

1番に名称、文化交流拠点施設。これは仮称でございます。それから、下市八朔祭大造り物小屋ということです。

2番目に施設の構造、それから、面積でございます。文化教育交流拠点施設、木造395平方メートル。下市八朔祭大造り物小屋、木造一部鉄骨63平方メートル。それから、駐車場面積が約1,500平方メートルでございます。

2枚目のイメージ図をごらんいただきたいと思います。木造の平屋建てでございます。

それから3枚目に、見取り図を出しておりますけれども、幅が横長の建物で約30メートル、縦幅が21メートルでございます。それから、左下のほうに、下市八朔造り物兼展示小屋を併設でつくらせていただきたいと思いますというふうに計画しております。

この図面を見ながら、経過について、若干、御説明をしてみたいと思います。

平成24年度に関係各団体でつくります旧浜町会館活用検討委員会ということで組織しまして検討を重ね、26年度に基本計画、そして、27年度に実施計画の予算を議会のほうで認めていただきまして、最終的に施設を解体して、新しく新築するというところで総意を得ましたところで、実施計画を本年度に行いまして、28年度に建設着手予定でございます。

施設の内容につきましては、文化交流拠点施設ということで、浜町の成り立ちにかかわる中世阿蘇家の隆盛、それから、日向往還の宿場町の発展、そういったものの資料を展示し、浜町と、それから八朔祭の歴史、そういったものを解説をしながら各連合組の大造り物を見、それから中世阿蘇家の遺構などを見て回る、史跡を回遊する仕組みをつくっていききたいというふうに考えております。そうしたことをあわせまして、町全体の観光振興が図れるように関係団体と連携をしていききたいというふうに思っております。

また、イベントの交流のスペースにつきましては、歴史・文化の紹介スペース、それから、観光案内の事務室、それから、トイレ、休憩所、八朔大造り物の見学と言ったことで、多目的な利活用を検討しております。また、下市の八朔大造り物の展示小屋も併設しますので、それを見ていただいて、また、商店街を見て回っていただくというようなことで計画しております。

5番目に、施設の運営につきまして、今、商工会、観光協会、中心市街地活性化協議会を中心に、運営方法について検討をしております。維持管理費、それから、案内の人件費等、光熱費等を、今、積算しております。再度これを詳細に詰めた上で関係団体と最終的に協議をしまして、しかるべき組織で運営していただくということで、これを28年度内に決定したいというふうに思っております。

中世阿蘇家の歴史、それから、八朔祭、日向往還の歴史、そういったもののガイド、それから、町歩きガイドのマップあたりをつくりまして、まち歩きをしていただくシステムをつくって滞

留時間を長くしていきたいというふうに思っております。また、それを町全体に情報発信していくということで考えております。

これまで3年間にわたって関係団体とも協議してまいりました。また、議会の皆さん方からもいろいろと御意見をいただき、検討をいただきました。平成24年には、現建物を改修して実施計画書の予算を出させていただきましたが、議会のほうからも再度いろんな方向から検討したほうがいいんじゃないかということで、24年度はその予算を取り下げまして、改めて、26年度、基本計画を策定しまして、その中で現施設を改修してする方法、それから、解体してする方法、四つの案をお示しまして、最終的にはA、B、C、D案の中のD案として、建物を解体して改めてコンパクトにつくるということで、実施計画書の予算を認めていただきまして、本日に至ったわけでございます。八朔の大造り物は2カ月間にわたって商店街の皆さんがつくり上げて、それを祭りが終わると1日で壊してしまうという、まさに商店街の皆さんの町衆の心意気というか、商店街の皆さんの美学といえますか、そういったものがあります。

八朔に限らず、山都町には清和の文楽、人形芝居、あるいは、蘇陽の夜渡神楽、また、高畑の田植え踊りとか団七踊り、目丸の盆踊りなど、本当にいろいろな民俗文化がございます。こうした民俗文化に光を当てるのが、まさに山の都、山都町のL I——ローカルアイデンティティだというふうに考えております。この施設を単なる観光施設ではなくて、山都町の民俗文化を発信する、そういった施設だということで位置づけて取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、説明を終わります。

**○議長（中村一喜男君）** 次に、企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** おはようございます。私のほうから山都町総合計画、実施計画について御報告を申し上げます。

総合計画につきましては、平成26年度に第2次山都町総合計画を策定しております。施策の目標と執行の指針であります。総合計画につきましては3層の構造となっております。まちづくりや行政方針をうたった10カ年の基本構想と、それから、基本構想を実現するための政策レベルの計画である基本計画、そして、その基本計画を実施するための事務事業レベルの計画である実施計画がございます。

今回、御報告申し上げるのは、その実施計画について、3カ年を期間として毎年見直し、ローリングを行っております。その28年度から平成30年度分までを取りまとめましたので、御報告をさせていただくものです。

まず、こちらの資料をお配りしていると思いますが、その表紙の右の欄に計画の目的、それから、計画の期間、計画の対象ということで記載してございます。

この実施計画におきましては、職員の人件費、公債費、災害復旧費等については除いております。また、簡易水道の特別会計については普通建設事業費に該当するもののみを対象としておるところでございます。

この実施計画は、第1次山都町総合計画に掲げる五つのまちづくりの柱、これに沿って5章に

分類しております。1枚開いていただけますでしょうか。

ちょっと字が小さうございますが、左上のほうに、カクゴ1、山の都の未来に光を当てる人づくりと、済みません、ちょっとこれは山の都ですね。順に書いてありますが、このように以下16ページまで、各章立て、基本方針ごとに分類をしております。

以下、内容については後でござらんいただければというふうに思います。

16ページをござらんいただけますでしょうか。16ページの中ほどに小計、総計をまとめてございます。

3年間の期間内の総計は287億2,240万ということになっております。一番左側の事業内の総合計というところでございます。

また、その内訳として、下段のほうに一般会計と簡易水道会計の非普通建設事業費と普通建設事業に分類したもの、それから、先ほど申しました、簡易水道の特別会計も同様に、非建設事業と普通建設事業費に、また、企業会計の上水道については普通建設事業費のみを拾い上げておるところであります。

3カ年間のそれぞれ、28年度の総合計の予定につきましては、87億4,978万という事業費を想定しているところでございます。28年度の主な新規事業等につきましては、今、行政報告がそれぞれございました、統合保育園建設、グラウンドゴルフ場整備、交流拠点施設工事、また、光ケーブルの超高速情報通信基盤整備事業といったものが28年度の主な大きな新規事業ということでございます。詳細については申しわけございませんが、後ほどござらんいただけたらというふうに思います。

以上、報告を終わらせていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** 次に、環境水道課長、江藤建司君。

**○環境水道課長（江藤建司君）** おはようございます。一般廃棄物処理施設広域化の現在の取り組み状況について、行政報告をさせていただきます。お手元の資料に基づいて説明させていただきます。

まず、1ページですけれども、上段に書いております広域化の背景に記載してありますとおり、近年の日常生活圏の拡大による広域的視点に立った行政サービスの提供、財政運営の効率化、また、廃棄物行政に対する国の施策等の背景に加えまして、下段に書いております管内の取り組みに記載してありますとおり、上益城郡内にありますごみ処理3施設、し尿処理施設2施設については、いずれも老朽化のため更新を迎える時期となっております。新たな処理施設を整備する必要がありますが、用地確保、処理の効率化、事業費の確保など、関係6町村は共通の課題を抱えております。

このような共通の課題に対応するために、平成27年4月に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会を設置しまして、平成37年4月を新たな処理施設の稼働を目標とするスケジュール案を立案しまして、広域化処理施設の整備及び新組合の統合を進めることしております。

2ページに施設整備全体のスケジュール案を示しております。

平成27年度に協議会が設置されまして、28年度の準備事務、また、細部にわたる協議を得まし

て、29年度に新組合の設立、そして、37年度に新施設の稼働を目標とするスケジュール案となっております。

3ページに取り組み経緯を載せておりますけれども、今回の広域化についての取り組みは平成24年度が起点となっております。山都町を除く5町村で勉強会が発足されております。山都町は平成26年度から加入しました。本町の加入に伴いまして、事業費の試算額、協議会委員等の見直しを行いまして、次年度、27年度からの新たな協議会設立に向けた準備を行っております。

次の4ページをお願いします。

参考までに、一般廃棄物処理施設の建設費を試算しております。合計の欄をごらんください。ごみ処理施設、汚泥再生処理センターの建設費合わせて106億7,000万円と試算が出ております。

また、一体的に整備した場合は括弧書きの99億円となります。現行のとおり、ごみ焼却3施設、し尿処理2施設を建設した場合の費用は166億9,000万円かかることになっていまして、比較いたしますと、ここに整備した場合が60億2,000万円、一体的整備と比較いたしますと67億9,000万円の削減となる見込みとなっております。

次の(2)に、統合後と現状の場合の運営費について試算を行い、その比較を行っております。その結果、1年間で約4,100万円の削減効果が得られることとなっております。

次の一番下に27年度の主な取り組みを記載しております。本格的に協議を進めるために、26年度までの熊本中央広域事務協議会から、新たに、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が設置されまして、事務局も3名の専従職員が配置されました。平成27年度の主な業務につきましては、表に記載してありますとおり、一般廃棄物広域処理基本計画の策定、事務移管計画の策定、候補地選定方法等の協議を行っております。

次の5ページは、平成27年度の協議会の取り組み状況をあらわしております。今まで5回の協議会が行われ、それぞれ記載のとおり協議事項について話し合いが行われております。本年度末、第6回目の協議会が3月に開催される予定となっております。

6ページ以降は、平成27年度の協議会で検討されました大まかな方向性について、承認を得た案件につきまして添付をされております。あくまでも概要的なものでありまして、これから細部にわたり、検討、協議がなされることとなります。

今後も節目節目におきましては、議会に報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、一般廃棄物処理施設広域化の現在の取り組み状況について行政報告とさせていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** これで行政報告が終わりました。

---

## 日程第5 提案理由説明

**○議長（中村一喜男君）** 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** おはようございます。提案理由の説明を行います。

平成28年第1回定例会を招集しましたところ、御参集賜り、まことにありがとうございます。  
町長としての行政報告並びに議案について御説明申し上げます。

この冬は暖冬と言われておりましたが、1月下旬の大雪では、公共交通機関の運休や学校の休校を強いられるなど、住民生活や生産活動に大きな影響を及ぼし、町民の皆様も大変御苦労されたことと思います。全国的にもさまざまな現象が起きており、冬は過ぎたとしても今後も急激な気候変動が心配されるところです。このため、防災については、的確な対応を図っていかねばならないと心しているところです。

このような中、今月6日には消防団の出初め式が実施されますが、寒い日が続く中、団員各位は連日訓練に励んでおられます。改めて敬意を表します。消防団員が減少する中、自主防災組織や機能別消防団の組織率を一層高めていきたいと思っています。

さて、1月4日には、新成人128名の参加を得て成人式が開催されました。代表者の誓いの言葉では、成人としての自覚とともに、家族や周囲の方々に感謝するとありました。新成人の中には、山都町を離れている若者もいますが、ふるさと山都町をしっかりと胸に刻んで、将来はこの町に戻ってきていただきたい、そのために、しっかりとした施策に取り組まなければならないと、私も気持ちを新たにしました次第です。

役場本庁舎につきましては、完成から1年が過ぎましたが、まち並みに溶け込んだ外観や地元産材を多く利用した内装に高い評価をいただいております。このたび、肥後銀行本店と並んで、平成27年度くまもと景観賞に選定されました。この受賞を通して、町民の皆様に我が町への愛着を一層深めていただくとともに、本町を訪れる人たちにも山都町のすばらしい景観に共感を持っていただけたらと思っています。

次に、行政改革についてであります。行政の効率化、経費削減を図るため、新年度から清和、蘇陽、両総合支所の支所化や部署の統廃合など、機構改革を実施いたします。体制の移行に当たっては、職員への適切な指導を行いながら、住民サービスの低下を招かないように、可能な限りの配慮をまいります。

また、老人ホーム浜美荘につきましては、平成29年度からの民営化に向け、その準備を進めているところです。来週から移管法人の募集を開始し、選定委員会の審査を経て、今年8月をめどに移管法人を決定したいと考えております。民営化に当たっては、入所者の生活に影響を与えないよう、万全の事務手続や引き継ぎを行っていくこととしております。

次に、来年度実施に向けて強く取り組んでおりますのは、公設塾の開設です。小・中・高校生を対象に、愛郷心を醸成するために、ふるさと学などの講座を開校していきます。とりわけ、日本の国際化や外国人旅行者に対応した英語会話力が求められていますので、学校とも十分連携を図りながら、英語会話能力の向上にも取り組んでまいりたいと考えております。この町に生まれ育ったことに誇りと自信を持ち、将来の展望を描くことのできる子供たちを育成していくことを目指します。

矢部高校応援町民会議については、生徒や保護者へのニーズ調査を実施し、さらなる魅力化と活性化に向け、町全体で応援していく体制づくりと応援施策について意見交換を重ねてまいりま

した。来年度の入学者数は好転の兆しがあるものの、将来の子供たちの人口を見ると、厳しい現実が突きつけられております。引き続き、矢部高校支援の取り組みを実施していく所存です。

次に、総合計画につきましては、計画に掲げた、未来に光を当てる人づくり、特性を生かした産業づくり、暮らしを守る環境づくり、個性が輝く地域づくり、効果的な財政運営の五つの柱により、調整を進めているところでございます。

これとあわせて、国が進めております地方創生総合戦略に基づき、昨年策定した山の都総合戦略における四つの目標——子育て支援、雇用や仕事の場づくり、移住・定住の促進、暮らしやすい地域づくりの推進を図っていくこととしています。人口の急激な減少を抑制するために、なし得るさまざまな施策を実行してまいります。

地方創生については、地方創生加速化交付金において、国は1,000億円を予算化し、平成27年度の補正予算計上を求めています。

本町においては、山の都の幸ブランド化創出プロジェクトと、山の都の住めば都推進プロジェクトの2本を申請しておりますが、事業採択に当たっては事業の先駆性ととともに、官民協働、地域間連携、政策間連携の3要素が必須要件とされており、採択を待っているところです。

また、地方創生新型交付金については、国予算1,000億円規模で今月1日に説明会が開催されたところです。事業実施に当たっては、経費の2分の1が地方負担となり、加速化交付金と同様に、先駆性や既存事業の打開も求められているものであります。財政状況も考慮しながら、総合戦略に照らし、活用を検討していくこととしております。

次に、保育園関係につきまして、本年4月1日をもって菅尾保育園は民間に移管し、白糸保育園は矢部同和保育園に統合いたします。それぞれの保育園において、卒園式と閉園式に向けて準備を進めております。50年以上の歴史を持つ両保育園の閉園は、地域住民や卒園者の皆様には感慨深いものがあるかと拝察いたしますが、それぞれの保育理念は新しい保育園にもしっかりと受け継がれていくものと考えております。

公立4保育園が統合する新保育園につきましては、平成29年度の開園に向け、現在、設計業務を進めております。「豊かな自然、豊かな感性、地域とのきずなで、子供の夢膨らむ町、山都町」を基本理念に、子育て支援センター、病後児保育室を併設し、さまざまな保育ニーズに対応する山都町の子育て支援の拠点となる統合保育園としていく考えであります。統合保育園の名称につきましては、さまざまな御意見があり、長い間、熟慮を重ねていましたが、4園が統合する新たな町の子育て拠点としてふさわしい名称とするため、公募することといたしました。

次に、多くの方が不妊症で悩んでいるという現状の中、多額の費用を要する不妊治療を支援することにより、子供を望む親の希望に沿えるよう、特定不妊治療費助成事業を実施したいと考えております。

また、健康づくり事業として、若い世代の特定健診受診率が低い現状であるため、新たに健診のきっかけづくりとして、消防団の協力を得て、簡易な健診及び健康教室を開催し、今後、町を担っていく若い世代の健康意識を高め、健康管理を行ってもらうこととしています。

次に、高齢者福祉についてであります。国の介護保険制度改正により、介護認定要支援1及

び2の方のデイサービス、ホームヘルパーの利用が介護保険の給付から外れ、地域支援事業の中で町が実施することとなります。本町では、平成28年度において、事業の制度設計を行うとともに、町民の皆様への周知に努め、平成29年度から事業を開始したいと考えております。高齢化率42.9%を超えた本町では、高齢者の介護予防が重要だと考えますので、認知症予防施策や健康づくり対策とともに力を入れていきます。

次に、ふるさと寄附金についてであります。平成20年度以降、昨年度まで総額786万円だった寄附金が、平成27年度は1億円を突破しました。税収や地方交付税が減少する中、ふるさと寄附金は町の貴重な財源としてはもとより、送料を含め寄附金の50%程度の地元産品を返礼しておりますので、地域産業の振興にも大きく役立っています。今後も一層力を入れてきたいと思っています。

中心市街地の拠点施設につきましては、これまでさまざまな議論をいただけてきましたが、実施設計もほぼ完了し、来年度中の建設に向けて予算を計上させていただきました。この施設では、浜町の成り立ちに関する中世阿蘇家の隆盛、日向往還の宿場町としての発展などの資料をもとに、浜町の歴史と八朔祭や大造り物の関係を解説することとします。各連合組の大造り物の展示施設と、中世阿蘇家の遺構などを回遊することのできる仕組みは、高速道路の開通との相乗効果により、来町者の大幅な増が見込めるものであります。このことにより、商業の活性化に資するものとなるよう、あわせて、町全体の観光振興が図れるよう、商工会を初め、関係団体との連携を強化していきたいと考えております。

蘇陽地区では、1月23日に五穀豊穡の願いを込めた九州山地神楽祭りが開催され、白石二瀬本神社、そして、高畑阿蘇神社の神楽が出演しました。ことしの神楽祭りには、南阿蘇村のほか、高千穂町、五ヶ瀬町の神楽も参加され、大阿蘇蘇陽太鼓喜楽も華を添えました。地域の歴史文化の継承、神楽の継承に尽力されている皆さんに敬意を表する次第です。

また、清和文楽の里協会から淡路に派遣されている職員が、3月末で研修を終え、帰ってきます。清和文楽は本町の貴重な文化財であり、新年度から新たな人的環境が整うこととなります。文楽人形芝居の存続と発展に向けた取り組みに期待したいと思っております。

今月の19日と20日の両日、恒例の日向往還歴史ウォークが開催されます。阿蘇家散策コースや馬見原ご利益めぐりコースも組み合わせられており、それぞれの脚力や興味にあわせて楽しめるのではないかと思います。小一領神社では、日向往還歴史ウォークにあわせて、参道市やまんマルシェの開催も予定されています。

翌21日には、宮崎県五ヶ瀬町で日向往還山頭火ウォークが開催されます。本町で始めた取り組みが、県境を越えて広がりつつあり、大変うれしい限りです。また、山都町の春の風物詩となっている馬見原や浜町の初市もあり、地元の皆様はもとより、町外のお客様にもお楽しみいただきたいと思っています。

次に、農林業の振興についてであります。各地域では農地の減少や耕作放棄の増加、農業従事者の高齢化が進行しており、農業構造の脆弱化が進む中、有害鳥獣の被害も拡大しており、農家の生産意欲が減退する現状となっております。

国においては、TPPの大筋合意を受け、国内農産物の影響を考慮した対策が講じられているところですが、日本型直接支払いが法制化される一方、米の生産調整が廃止されることとなり、将来への不安は払しょくできない状況です。

こうした中、関係機関と連携をとりながら、米主体の生産から地域の特産作物への転換などを支援することにより、本町農業の体質強化を進めてまいります。

一方、高齢化や後継者不足により、集落機能の維持ができない集落も増加しており、人口減少対策を踏まえ、集落営農を推進していかなければなりません。機械の共同利用や共同作業により、生産コスト削減するとともに、農地の集約化や認定農業者への支援強化により、余剰労働力を多品目導入や栽培面積の拡大につなげます。こうした取り組みにより、農業後継者の就農意欲を高め、定住対策や自給的農家の支援にもつなげたいと考えています。

また、本町は有機農業の発祥の地として、その特徴を十分発揮できるよう、グリーン農業の推進と、その頂点にある有機農業を中心とした食料の安全性と安定的な供給体制を確立するため、地方創生の取り組みを通じたブランド化の推進を図ります。

鳥獣被害につきましては、依然として減少しておらず、被害防止と捕獲事業の総合的展開が必要です。有害鳥獣捕獲隊との連携により、生息数を減少させるよう努めます。

農業生産基盤の整備は、現在進めている県営中山間総合整備事業に継続して取り組み、農地の集約化により生産コストの削減につなげ、農家収入の増加につなげていきたいと考えております。

林業につきましては、町内に民有林、公有林を含む約4万ヘクタールもの森林面積を抱えますが、地元で素材の伐採から活用まで含めた地域循環型構造の構築を図るため、製材業や森林組合、先導的林業化等による木材林業産業振興協議会を再編し、森林の地域資源としての利活用を進めてまいります。

次に、本町の最重要課題である急激な人口減少に対応する若者の定住促進についてであります。その方策の一つとして、元浜町事務所跡に若者向け公営住宅を整備する準備を進めます。若者の非正規雇用の増加や低所得化、未婚率の上昇などの問題が指摘され、この対応も並行して進めなければなりません。そのためにも新たな雇用創出や都市部への通勤可能域の拡大が見込まれる九州中央自動車道の早期整備が重要です。

国の予算措置状況につきましては、当初予算約70億円に加え、今回、ゼロ国債を含め6億5,000万円の補正予算がつけました。1月末に宮崎県側と合同で、国会議員や国交省への提言活動を行い、北中島インターチェンジの早期開通と矢部インターチェンジまでの開通年度の明示及び矢部インターチェンジから蘇陽インターチェンジまでの早期着手を訴えてまいりました。今後も、さらなる事業進捗に注力し、開通を見据えた活性化策を具体化させてまいります。

また、高速道路の開通効果を広く行き渡らせるため、町内の県道を含む幹線道路の早期整備が必要です。県道については、用地交渉などを積極的に協力するとともに、町道については、国補助事業を活用しながら可能な限り推進してまいります。

次に、光ケーブルによる情報基盤整備事業についてであります。事業者として決定したNTT西日本による整備が着々と進んでおります。今のところ、矢部局がことし10月下旬、清和・蘇

陽局が来年4月、下矢部、金内、名連川、柏局が平成30年4月にサービス提供開始というスケジュールが示されています。商工業や農林業などの経済活動を初め、観光振興、移住定住、さらには教育支援など、多様な活用が期待されますので、できるだけ早期に整備が進むよう実施事業者に対して要請しているところです。

次に、生涯学習関係についてであります。

高齢者を中心に愛好者がふえており、また、健康づくり、社会体育の面でも、町民の間で早期建設が望まれておりますグラウンドゴルフ場について、今年度、実施設計完了することから、その建設経費を計上しております。3コース24ホールを備えた公式グラウンドゴルフ場として整備する計画であり、地元の皆様はもとより、県民体育祭やグラウンドゴルフ協会主催大会の会場としてもご利用いただき、町民の健康増進はもとより、町外利用者による経済波及にもつなげていきたいと考えています。

次に、水道整備についてであります。

平成25年度から取り組んでまいりました山都中央地区簡易水道の第2期の整備事業が、平成28年度をもって完了いたします。新たに、現在、実施設計を行っております矢部地区簡易水道、朝日地区簡易水道、柏地区簡易水道のそれぞれの整備について、平成28年度から工事に着手し、平成31年度に完了させる予定としております。今後も、安心安全な水を、安定して町民の皆様へお届けできるよう取り組んでまいります。

次に、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は、専決処分報告1件、条例10件、補正予算5件、当初予算9件、その他案件16件です。

議案第4号、山都町税条例等の一部を改正する条例の一部改正については、個人番号利用の取り扱い方針の見直しに伴い、条例の一部を改正した専決処分について、地方自治法第179条第3項の規定により、報告並びに承認を求めるものです。

議案第5号、山都町教育特区学校審議会条例の一部改正については、山都町教育特区学校審議会の庶務を総務課から生涯学習課へ移管することに伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第6号、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が施行されることに伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第7号、山都町営体育館条例の一部改正については、町営体育館の用途廃止及び使用区分変更に伴う利用料金の改定をするため、条例の一部改正を行うものです。

議案第8号、山都町行政不服審査法施行条例の制定については、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係事務の事項を定める必要があるため、新たに条例を定めるものです。

議案第9号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、行政不服審査法の全部改正に伴い、関係規定の整理を行う必要があるため、新たに条例を定めるも

のです。

議案第10号、山都町行政区設置条例の制定については、新たな区長制度に伴い、行政区を整理する必要があるため、新たに条例を定めるものです。

議案第11号、町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正については、旅費のうち諸費についての改正を行うことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

議案第12号、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、地方公務員の給与制度の総合的見直し及び人事評価制度導入に伴い、一般職の職員の給与改定や人事評価を勤勉手当に反映させるための所要の規定の整理を行うため、条例の一部改正を行うものです。

議案第13号、山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正については、職員の所有する住宅に係る住居手当について当該手当を廃止するため、条例の一部改正を行うものです。

議案第14号、山都町一般職非常勤職員等の勤務条件に関する条例の制定については、非常勤職員等の勤務条件等の規定を整理するため新たに条例を制定するものです。

次に補正予算ですが、議案第15号、平成27年度山都町一般会計補正予算（第7号）については、3億9,900万円を増額補正し、補正後の額を131億6,340万円としています。

歳出の主なものとして、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として創設された地方創生加速化交付金事業に4,744万円、国の総合的なTPP関連政策として、意欲ある農業者に対して経営発展に必要な農業用機械等の導入のための支援策「担い手確保経営強化支援事業」補助金9,158万円を計上いたしました。

このほか、2款総務費では、個人番号利用事務に係るセキュリティー強化対策費として2,104万円、5款農林水産業費に、有害鳥獣捕獲隊助成金3,912万円を、12款諸支出金では、ふるさと応援基金や公共施設整備基金等の積立金として1億6,667万円を計上しています。

議案第16号、平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、4,974万円を減額補正し、補正後の額を32億4,080万円としました。

歳入では、療養給付費等交付金及び前期高齢者交付金の交付決定額を、歳出では、診療費負担金、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付額等の確定に伴う減額予算を計上しました。

議案第17号、平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、広域連合納付金の確定による118万円を減額補正し、補正後の額を2億3,051万円としました。

議案第18号、平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）については1億4,183万円を減額補正し、補正後の額を28億1,676万円としました。

歳入では、介護給付費国庫負担金、介護給付費交付金及び介護給付費負担金を、歳出では、居宅及び施設介護サービス等給付費負担金や介護予防サービス給付費等の減額予算を計上しました。

議案第19号、平成27年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）については、資本的収入を1,030万円減額補正し、収入総額1,663万円に、支出を1,030万円減額補正し、支出総額を3,260万円としました。

次に、当初予算ですが、議案第20号、平成28年度山都町一般会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ123億3,000万円としました。

主な歳出としましては、2款総務費において、子育て支援住宅敷地として計画しています元浜町事務所の解体工事費1,400万円、情報化の進展に伴う情報通信整備事業として昨年度から4カ年計画で進めています、光情報通信基盤整備事業に2億500万円を計上しました。

3款民生費では、社会福祉費に低所得者対策の臨時福祉給付金給付事業2,005万円、低年金受給者支援対策として、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業1億2,920万円を計上しています。

児童福祉費には、矢部地区の統合保育園に係る工事費等2億5,000万円を計上しました。

また、歳入では、保育料について、国の制度改正にあわせ、第3子を無料、第2子を半額とし、保護者の負担軽減を図っているところです。

4款衛生費には、健康診査や各種予防接種の委託料9,100万円のほか、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する費用の一部を助成する予算を計上しています。

5款農林水産業費では、農業費に集落営農推進事業助成金300万円、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動支援経費として5億8,311万円、人・農地プラン事業費7,953万円を計上しています。

林業費には、イノシシや鹿などの有害獣被害対策として、有害獣被害防止対策事業に1,000万円、有害鳥獣捕獲隊助成金4,955万円を計上しています。

6款商工費には、浜町商店街の文化交流拠点施設に係る工事費等1億3,753万円のほか、仲町上地区の八朔祭大造り物小屋工事費補助金898万円を計上しました。

また、ふるさと寄附金の拡充を図るための謝礼金や広告料等に6,615万円を計上しています。

7款土木費では、道整備交付金事業大矢野原演習場周辺民生安定事業、社会資本整備総合交付金事業等の道路橋梁費に15億724万円を計上し、このうち、高速道路整備関係事業費として、北中島インターチェンジ整備関連工事に2億2,210万円を計上しています。

8款消防費には、防火水槽やポンプ積載車等の消防施設の整備費に1,151万円計上したほか、消防団が現場で活動する際に、迅速かつ正確な情報伝達を行う通信網整備費として2,362万円を計上しました。

9款教育費には、矢部高校支援策として進学助成金等358万円を計上しました。

また、生涯スポーツ推進事業として、グランウンドゴルフ場整備に係る経費を1億1,975万円を計上しました。

議案第21号、平成28年度山都町国民健康保険特別会計の予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ32億4,313万円を計上しました。

主な歳入は、国民健康保険税5億5,689万円、国庫支出金7億9,061万円、共同事業交付金8億2,805万円、一般会計からの繰入金は2億2,015万円です。

主な歳出は、保険給付費19億1,938万円、後期高齢者支援金等3億1,181万円、共同事業拠出金7億8,862万円です。

議案第22号、平成28年度山都町後期高齢者医療特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,775万円を計上しました。

主な歳入は、医療保険料1億1,964万円、一般会計からの繰入金1億754万円、主な歳出は、広域連合納付金2億2,464万円です。

議案第23号、平成28年度山都町介護保険特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ26億7,466万円計上しました。

主な歳入は、保険料4億1,938万円、国庫支出金7億7,260万円、支払基金交付金7億2,730万円、県支出金3億8,298万円、一般会計からの繰入金3億4,214万円です。

主な歳出は、保険給付費25億7,777万円、地域支援事業費5,767万円です。

議案第24号、平成28年度山都町国民宿舎特別会計予算については、予算総額を、歳入歳出それぞれ7,339万円計上しました。

歳入は、一般会計からの繰入金7,339万円、歳出は宿舎経営費403万円、公債費6,936万円です。

議案第25号、平成28年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、予算総額を、歳入歳出それぞれ586万円計上しました。

議案第26号、平成28年度山都町簡易水道特別会計予算については、予算総額を、歳入歳出それぞれ6億5,029万円計上しました。

主な歳入は、水道使用料等9,623万円、国庫支出金1億3,418万円、町債2億5,380万円、一般会計からの繰入金1億6,307万円です。

主な歳出は、山都中央地区、矢部地区、朝日地区、柏地区の簡易水道整備事業費として3億6,303万円を計上しました。

議案第27号、平成28年度山都町水道事業会計予算については、収益的収入、収益的支出、いずれも8,178万円、資本的収入68万円、資本的支出として3,887万円を計上しました。主な建設改良事業は配水施設改良事業です。

議案第28号、平成28年度山都町病院事業会計予算については、収益的収入、収益的支出、いずれも10億5,921万円、資本的収入1,721万円、資本的支出として5,041万円を計上しました。

議案第29号、町道認定については、今回、長原後谷線の認定をしたいため、提案するものです。

議案第30号及び議案第31号の工事請負契約の締結については、上鶴橋上部工工事及び上鶴線道路改良工事に係る工事請負契約の締結につき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものです。

議案第32号、山都町過疎地域自立促進計画の策定については、計画を策定するためには過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものです。

議案第33号、山都町辺地総合整備計画の変更については、計画を変更するためには、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特例措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものです。

議案第34号、熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携契約の締結について

は、熊本市と山都町の間における連携契約を締結するためには、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものです。

議案第35号、公の施設の他の団体の利用に関する協定の締結については、公の施設の他の団体の利用については、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものです。

議案第36号及び議案第37号の町有財産の無償貸付については、町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものです。

議案第38号、町有財産の無償譲渡については、町有財産を公共的団体以外に無償で譲渡するためには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものです。

議案第39号から議案第42号の4件の公の施設の指定管理者の指定については、公の施設の指定管理者を指定しようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、人権擁護委員1名が平成28年6月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、委員の候補者について推薦し、諮問を行うものです。

以上、提案理由について説明いたしました。詳細については担当課長から説明させますので、適切な決定をいただきますよう、お願いいたします。

なお、説明書にはしてございませんが、町道上鶴橋道路改良工事、町道上鶴線橋梁下部工工事、町道長谷線道路改良工事1工区の3件の工事請負変更契約の締結については、準備が整いましたら、今会期中に御提案を申し上げるところです。よろしくお伺いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 今回ちょっと読んでみよったら、途中6ページ、その他案件で16件出るとですけど、きょうのこの議案のあれを見ると、最初もらったやつ同意がなくて、15件しか出てないんですね。その辺の齟齬と、この同意事項は議運で諮って議案に提案されたんでしょうけども、きょう開会日に1件減らしての提案という形なんだろうが、これは議運の委員長とかは知っておられるのかな、議長も知っておられるのかなということで、こういうのはいいのかなということで、議長も含めて議運の委員長、こういった手続で、進め方でいいのかなということで確認をお願いしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 提案理由の説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時17分

再開 午前11時26分

---

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長より、発言の申し出がっております。これを許します。

町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 提案理由の訂正をお願いいたします。提案書の6ページ中ほどの、その他の案件16件というところがありますけど、15件が正解ですので、訂正をお願いしたいと思います。

なお、議運のときには、同意案件として山都町教育委員の選任について同意を求める件ということをお願いをしようと予定をしておりましたけれども、諸般の事情により、今回、取り下げを行うことといたしましたので、報告いたします。

---

### 日程第6 議案第29号 町道認定について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第29号「町道認定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） こんにちは。では、議案第29号の説明を行います。

議案第29号、町道認定について。本町は別紙の路線を町道として認定する。平成28年3月3日提出、山都町長。

提案理由。本町において、交通、経済、行政上重要な路線であり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提案する理由です。

次ページをお開きください。認定検討路線、整理番号1-1、路線名、長原後谷線。起点、長原字後谷から、終点、同じでございます。延長240メートルです。

位置図をごらんください。大変小さうございますので、次の見取り図をお開きください。4枚目です。県道南田内大臣線の入り口を起点といたしまして、町営グラウンドの場内路線に入るところまでが、今回お願いする240メートルです。

次ページの航空写真を見ていただきますとわかると思います。長原後谷線ということで、240メートル、認定をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第29号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は経済建設常任委員会に付託して、会期中の審査を行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号「町道認定につい

て」は、経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査を行うことに決定しました。

---

### 日程第7 議案第30号 工事請負契約の締結について（上鶴橋上部工工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第30号「工事請負契約の締結について（上鶴橋上部工工事）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 続きまして、議案第30号の説明を申し上げます。

議案第30号、工事請負契約の締結について。次の工事について、請負契約を締結することとする。平成28年3月3日提出、山都町長。

1、工事番号、民安27国第1号。

2、工事名、上鶴橋上部工工事。

3、契約金額、5,605万2,000円。

4、契約の相手方、宮崎県延岡市土々呂町6丁目1633、清本鉄鋼株式会社、代表取締役社長清本英男。

5、入札の方法、指名競争入札。

提案の理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は、処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次ページをお開きください。資料をつけております。

1、2については省きます。

3、工事場所。山都町田小野地内。

4、入札年月日。平成28年2月10日。

工事の内容です。橋長が31メートル、上部工形式、鋼単純非合成非合成鉄桁橋です。橋面アスファルト舗装154平米。橋梁用車両防護柵87.6メートルです。

6、指名業者は以下のとおりでございます。

2ページをお開きください。公共工事請負仮契約書でございます。

1、2、3、については省きます。

4、工期。28年3月4日から平成29年2月28日までを工期といたしております。平成27年度当初予算におきまして、予算書6ページで継続費の御承認をいただいた部分でございます。

5、請負契約。5,605万2,000円。

6、契約保証金。560万5,200円。

7、解体工事に要する費用。条件上記の工事について発注者山都町と受注者清本鉄鋼株式会社は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約のあかしとして、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有す

る。なお、この契約は議会の議決を経た出たとき、本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。平成28年2月16日。発注者、山都町長。受注者、商号のみ、清本鉄鋼株式会社です。

3ページをお開きください。入札結果でございます。以下のとおりでございます。

4ページをお開きください。

4ページにつきましては、位置図です。稲生野甲佐線から上鶴部落のほうに入りまして、大矢野演習場までの路線の上鶴側にかかる上部工でございます。

5ページをお開きください。

27年度施工区間を示しております。赤字で下段に上鶴橋上部工工事ということで、非常に小さくございますけれども、上鶴側にかける上部工を明示しております。

6ページをお開きください。

橋梁全体の一般図を示しております。側面図をごらんいただきますと、A1、A2の橋台ができ上がりましたので、これに上部工を乗せるということです。31メートルの橋梁ということです。平面図については、ごらんいただいたとおりでございます。

7ページをお開きください。上部工の構造一般図を書いております。正面図、平面図は、ごらんのとおりでございます。

8ページをお開きください。

8ページについては、仮設計画図を上げております。ブロックをB1、B2、B3まで工場で現場製作をいたしまして、現場に持ち込みまして、現場でブロックB1、B2を組み立てまして、クレーンで仮設場所に仮設橋台に乗せ、そして最後にブロック3を載せるという工法で施工工事を行うという図でございます。

以上が上部工の契約案件です。以上、よろしく願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第30号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** まず、文字から教えてください。

これは、非合成鉄桁橋とあなたは言ったけど、鉄なのかな。これは何と読みますか。

**○議長（中村一喜男君）** 建設課長、江藤宗利君。

**○建設課長（江藤宗利君）** 資料1ページでございますが、上部工形式、単純なメタル鋼というふうに思っていただければいいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** この文字は「テツ」と読むんですか。

**○議長（中村一喜男君）** 建設課長、江藤宗利君。

**○建設課長（江藤宗利君）** 済みません、鋼単純非合成鉄桁橋ですね。失礼しました。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** そこで、肝心なことを聞いておきます。全部辞退したんだな。これは

どういう理由なのか、事前に談合したのか。

それと、これは特別な材料を使うということで、地元にはこういう施工業者はいなかったのかな。指名しているのは大体、準大手というか、全国大手の名の通った会社ばかりですね。ここは全部辞退をしていると。最終的には、これは随契ということになったのかな。たった1社で入札ということかな。せっかくだから、そこまで詳しく。施工方法なんか私たちに詳しく言っても、ここでは、我々はああそうですかと聞くだけなんです。我々の大事な判断材料というのは、判断する場所はここなんです、入札がどうだったかということが一番肝心なところですから、そこを説明してください。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** それでは、入札業務につきましては、総務課のほうで担当いたしておりますので、私のほうから説明させていただきます。

まず、この工事につきましては、当初といいますか、最初、指名競争入札を行う前には、大手企業と町内業者の2社によります共同企業体によります参加を条件としました。条件つき一般競争入札で公告を実施いたしました。ところが、1社も申し込みがなかったということで、今回、改めて単独の指名競争入札ということに切りかえさせていただきました。

本町の発注する工事で、入札に御参加する場合には、もう御案内と思えますけれども、指名願いを提出しているところ、それから、電子入札システムの登録を行っているところということ、それに加えて、工種から業者を判断していくということになりますけれども、今回のこの工事内容から、非常に高度な技術力等を要するということで、そういったことから業者を選定したということでございます。この条件に合致をするところが、全国的に見ましても五つの業者ということでございました。

結果、1ページにありますように、4者が辞退をしてしまったということでございますけれども、これにつきましては、先ほど冒頭で、辞退の理由はということでお尋ねになりましたけれども、辞退の理由につきましてはこちらのほうから問うことはありませんので、推測の域は出ませんけれども、発注の時期が、今、この時期になっております。これは、どうしても補助金の交付決定等との関係でこの時期に至るんですけれども、御案内のとおり、橋梁の長寿命化計画ということに基づいて、各自治体とも数年前から非常に多数の発注をいたしております。そういったことから、技術者の確保ですとか、大型重機機械の確保、こういったことが非常に困難であるということが背景にあったんだろうということで、辞退の理由については、そういうふうな推測をいたしているところでございます。

1社だけ応札があったということで、1社との通常の契約ということで処理をしていくということにしております。随意契約ではございません。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** そこなんですよ。大体わかるんですよ、背景は。今の建設業界が、いろんな震災復興、それからオリンピックを控えて、かなり繁忙期に入っていると。だから、余り魅力がないんですね、大手業者からすれば、5,000万ぐらいでは。ただ、発注する側からすれば、

大きな金額です。

それと、入札のあり方が、全部辞退しているということであれば、これは競争にはならないんですね。条件つき競争入札とあなたは言いましたけれども、そこまでいいんです。現実には1社しかないんですから、これは競争入札にはならない。そうであれば、私は、随契で可能な限り相談しながら、相手とですね、そういう下げ方はあるはずですよ。これは、売り手と買い手の関係はそういうやり方をします、売買は普通。市場原理はそういう形で成り立っていきますから。

これは今後の課題にしてくださいよ。結果として1社しかないなら、競争入札じゃないんじゃないの。これは長い間、こういうことにかかわってきた町長の見解を聞いておきます。これは重要な、私は教訓になると思います。そこら辺の見解を聞いておきます。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 入札のほうは、十分御承知だと思うんですが、町の予定価格の資料となる設計書を上げて、今ところは、その設計額の100%というか、歩引きをしない価格が予定価格ということになっております。それを十分考えた上で入札行為を行う。結果的に1社になりましたけれども、それが予定価格の範囲であるということであれば、これは落札者ということになるかと普通は思います。

ただ、その辺が、この場合、特異な形で、全部辞退ということでもありますので、今どうのこうのというのは言えませんが、そういう前例が、県あたり国あたりあるのかどうか調べて、その辺の対応を現実はどうされているのか、その辺は調査して、今後の方向を決めたいというふうに考えます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** 一つだけ聞いておきます。

こういった辞退された、つまり、5社指名ということで、4社が辞退されたということで、結果的には私たちがするときには、1社応札という捉え方かなと思います。1社応札になって、これから先、今後におきますインフラ事業、いろいろな部分が出てきますが、例えば、1社応札のときには、この基準をどうしたふうにやっていくかという部分があります。こういった部分の基準をやっぱり持って行かないと。それには、十分に執行部が予定価格を出すというのが、それが一つかなと思いますけれども、やっぱり今、12番が言いますように、本来はこれだけあって、競争原理を働かせて、いいものを、いい製品を、また、発注者に納めていただくというのが当然のことだと思います。

それとあわせて、こういった5,000万、非常に特殊な工事でありますので、なかなか地元の業者がないということで、応札されてなかったということですので、こういった部分の、次々にこのような非常に特殊な工事はないとしても、やっぱり地元の企業、それぞれの技術的なもの、行政指導という形も、行政からそれぞれの業者に対して言うべきじゃないかなと。そういったことによって、私たちの地元の業者の育成という観点からも、そういったところを考えているわけですが、先ほどの1社応札という部分のそういったものはどうでしょうか。考え方と、これからの

基準、そういったものは。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） はい、お答えいたします。

1社応札ということで、指名競争入札の場合は、原則として、1社しかなかった場合は指名替えをして、再度、指名競争入札をやるといことが大原則でございます。ただ、今回、冒頭申しましたように、当初、条件付きの一般競争入札ということで行っております。条件付き一般競争入札の場合であれば、入札参加意欲のある方全員に対して公告をして参加を促しておるものでございますので、一応の競争性は確保されているという見解ではございます。

さらにそれから、さらに今回は指名競争入札というふうに切りかえたということでもございまして、ただ、今回のケースの場合は、先ほど言いましたように5社しか私どもの条件に合致するところが、指名する業者がなかったということは、特殊工事であったということも背景にありますけれども、そういったことで、結果として1社応札、先ほど言いましたように、指名替えができるような業者が、次に選定できる業者がないというような特殊なケースでございましたので、これにつきましては、先ほど町長も申しあげましたように、ほかにこういったケースが県あたり国あたりに多分あるだろうというふうに思いますから、そういったところとも十分調査をして、こういったことに対しての対策等々を今後とっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 工事における各企業体の技術者の育成という部分については、どうでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 町内業者の育成ということは、これは町の発注事業者としては十分に確保していかなければならない、また、育成していかなければならない部分ということは認識をいたしております。またそういったことで、業者のほうには説明は十分に図っていききたいと、そういったこともこちらから要請をしていききたいというふうに考えております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号「工事請負契約の締結について（上鶴橋上部工工事）」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第31号 工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）

○議長（中村一喜男君） 日程第8、議案第31号「工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） では、議案第31号の説明を行います。

議案第31号、工事請負契約の締結について。次の工事について請負契約を締結することとする。平成28年3月3日提出、山都町長。

- 1、工事番号。民安27国第2号。
- 2、工事名。上鶴道路改良工事。
- 3、契約金額。7,675万5,600円。
- 4、契約の相手方。山都町杉木465—1 大栄企業株式会社、代表取締役込山憲太郎。
- 5、入札の方法。指名競争入札。

提案理由、本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次ページをお開きください。資料でございます。

- 1、工事請負契約概要です。
- 1、2については省きます。
- 3、工事場所。山都町田小野地内です。
- 4、入札年月日。平成28年2月24日です。
- 5、工事内容。施工延長279メートルです。改良区間200メートル、舗装が279メートルです。

幅員4メートル。モルタル吹付工1,520平米、大型ブロック積工255平米、道路用のU型側溝(300)を198.5メートル、アスファルト舗装工1,856平米です。

指名業者については、以下のとおりです。

2ページをお開きください。公共工事請負仮契約書です。

- 1、2、3については省きます。
- 4、工期。平成28年3月4日から平成29年2月28日までです。これにつきましても、30号と一緒にございます。平成27年度当初で、継続費として御承認いただいております。

5、請負代金額。7,675万5,600円です。

6、契約保証金。767万6,000円。

7、解体工事に要する費用等。上記の工事について、発注者山都町と受注者大栄企業株式会社は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び上記内容によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約のあかしとして本書2通を作成し、発注者及び受注者の記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は、議会の議決を得たとき契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

平成28年2月25日、発注者、山都町長。受注者、商号のみ、大栄企業株式会社でございます。

3ページをお開きください。入札結果につきましては、以下のとおりでございます。

4ページをお開きください。位置図でございます。稲生野甲佐線から演習場へ向けての工事でございます。

5ページをお開きください。今回工事をする部分につきましては、下に上鶴道路改良工事ということで図を示しております。赤色で示した部分でございます。

6ページをお開きください。それぞれ、今回、改良工事箇所、資料1ページの箇所図の部分でございます。

モルタル吹付工を赤で着色いたしております。大型ブロック積工については、右側のほうに紫で示した部分でございます。それから、道路のU型側溝でございますが、改良部分に青の線が入っておりますが、そこが側溝を入れる部分です。アスファルト舗装については、稲生野交差点から今度の改良部分の、ピンク色で着色をしている部分がアスファルト舗装になります。

7ページをお開きください。標準断面図をつけております。

全幅5メートルです。車道部分が4メートルということで標準図をつけております。

以上が本契約の説明でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第31号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** これは一般論ですけど、さっきの町長の説明がありましたように、今はまだ歩引きはしない、そして予定価格を公表しながらやっていくということですね。これを見ると、見事に4番目ぐらいまではわずかな差で、数字が並んでおります。ここで、勉強会があったのかどうなのか、ここでは言いませんけれども、常にこういう形になんですよ。

この場合、設計は、町の建設課でやっているんですか。さっきの鋼鉄のやつにしても、これは特殊なことで、どっかの設計屋に頼んだのかな。設計をどうしてるのかをちょっと聞きます。

**○議長（中村一喜男君）** 建設課長、江藤宗利君。

**○建設課長（江藤宗利君）** 改良工事の設計につきましては、専門業者が数字の拾い上げを行います。お金の張りつけについては、町の役場のほうで張りつけを、単価表がありますので、それで張りつけを行うということです。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 単価表の問題ですよ。単価表が、市場価格と非常に乖離している場合が多いんですよ、この建設資材の単価については。実勢価格と単価表とを検討することがありますか。課内で総合的な検討をする、そういう時間を持つべきですよ。総務課長、それはどうですかね。あなたのところで入札をやっている。ただ機械的にやっているという印象しか受けません、こちらは。やっぱり、時折、実勢価格と単価表を比べないと、随分と実勢価格と差が出てきますよ。コンクリート1立米にしても随分違いますよ。遠いところから運んできて成り立つから、遠いところから運んでくる。今はミキサー車もよくなっていますからね。そういうのはやっ

ますかどうか、それを確かめておきます。やっていないならば、今後やってください。

○議長（中村一喜男君） 建設課長、江藤宗利君。

○建設課長（江藤宗利君） 単価表につきましては、物価本という建設業協会、国の管理の団体が、毎月、物価本を出しております。それに単価が全て業種ごとに載っておりますので、こういう大型工事の場合には基準日を設けて、基準日の単価本で積算をやるということでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号「工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

一般質問の通告の届け出は、本日午後2時までをお願いいたします。

これで本日は散会します。

---

散会 午前11時58分

3 月 8 日 ( 火 曜 日 )

平成28年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年3月3日午前10時0分招集
2. 平成28年3月8日午前10時0分開議
3. 平成28年3月8日午後2時07分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

3番 飯星幹治議員

1番 吉川美加議員

12番 中村益行議員

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加

2番 藤原秀幸

3番 飯星幹治

4番 後藤壽廣

5番 藤澤和生

6番 赤星喜十郎

7番 江藤強

8番 工藤文範

9番 藤川憲治

10番 稲葉富人

11番 田上聖

12番 中村益行

13番 佐藤一夫

14番 中村一喜男

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 工藤秀一

副町長 岡本哲夫

教育長 藤吉勇治

総務課長 坂口広範

清和総合支所長 増田公憲

蘇陽総合支所長 有働章三

会計課長 山中正二

企画政策課長 本田潤一

税務住民課長 甲斐良士

山の都創造課長 檜林力也

農林振興課長 藤島精吾

建設課長 江藤宗利

農業委員会事務局長 山本祐一

環境水道課長 江藤建司

健康福祉課長 門川次子

そよう病院事務長 宮川憲和

老人ホーム施設長 小屋迫厚文

隣保館長 西田武俊

学校教育課長 田中耕治

生涯学習課長 藤川多美

地籍調査課長 藤原栄二

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開議 午前10時0分

**○議長（中村一喜男君）** おはようございます。

本日の日程は一般質問であります。6名の方から通告がございましたが、後藤議員から辞退の申し出がっております。執行部の準備、また、議事日程の都合等あり、通告後の辞退については、極力謹んでいただき、お願いいたします。

なお、一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場で論議すべきであり、能率的会議運営が必要なことを十分理解していただき、簡明で、しかも内容の高い質問を展開していただきたいと思っております。

それでは、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 一般質問**

**○議長（中村一喜男君）** 日程第1、一般質問を行います。

5名の方から質問の通告がおりますので、本日3人、あす2人としたいと思います。順番に発言を許します。

3番、飯星幹治君。

**○3番（飯星幹治君）** おはようございます。前々回のときに、1番くじを引きました。今回もまた1番くじを引いてしまいました。なかなかここに立ちますと、上がりまして、本当に恥ずかしい部分もありますが、きょう1番バッターとして、質問をやりたいというふうに思います。

きょうはいつも時間切れで終わる状況です。二つだけに絞ってまいりました。集落営農の問題と、拠点施設、浜町会館の跡地の問題、この二つだけに絞って、お話をしていきたいというふうに思います。よろしくお願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、質問席のほうから質問をさせていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** 3番、飯星幹治君。

**○3番（飯星幹治君）** まずは、今の農業の状況なんです。日本の農業者の平均年齢というのが、もう66.3歳になっているというふうに聞いております。

それから、経営規模が2丁五反、2.5ヘクタール、アメリカの70分の1だというふうに言われております。なおかつ、1戸1戸の収入が119万円と、こんな数字が出ております。農外収入を合わせて146万円という数字が出ておりますが、これは年金も含めての数字でありまして、あわせて265万が農家の収入だという平均の数字が出ております。なお、つけ加えると、補助金はそのうちの米収入に限ってお話をしますと、18%がもう補助金だというような状況になっております。米代というのが、もうほとんど現状当てにならない中で、どのようにしてこの町が生き残っていくのか。最近ではTPPが合意をして、もうまさしくすぐすぐに、政治の場で決着をしようというふうになっております。本当に怖い話だというふうに思っております。

世界規模で競争をやるというのは、当たり前の話ではありますが、余りにもその中にさらされてしまいますと、生き残れるの農家というのは、ごくごくわずかに限られてまいります。ですから、やっぱり集団で立ち向かうしかないなというふうに考えておりますし、この山都町でも、この広い面積の中で、人口が減っておることを考えると、地域を守ろう、集落営農で地域を守るといような話が当然あるわけですが、人間が減っては、これは守れないなというのが実感としてでございます。

そういったもろもろを考えると、この集落営農の機能というのは、もう最も今大事な要素になってくるんだろうというふうに思います。ただ残念なことには、年間300万ほど、集落営農に補助金を出されておまして、今までに比べると、随分前進したんだなというふうには思いますが、少し予算も少ないんじゃないかというふうに考えるところでもあります。

ところで、農林振興課長にお尋ねをしたいというふうに思います。今、集落営農が十幾つだったですか、進められております。どんな状況、どんな指導をされているのか。まずは、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** おはようございます。

それでは、飯星議員の御質問にお答えしたいと思います。

集落営農についての現在の取り組み状況ということで、まずご説明申し上げたいと思いますが、現在、町については、140を越すような行政区で、日々、集落機能を維持するような活動が行われております。

しかし、先ほど議員おっしゃいましたように、人口減少に加え、高齢化による耕作放棄地の発生など、農地の維持管理ができないような状況でもございます。さらに、用水路や農道の維持管理にも、非常に大変な状況になっているところであります。

このような中、御存じかと思いますが、平成27年度から法律の制定によりまして、中山間地域直接支払いによる戸別の所得保障制度、また、多面的機能発揮対策による農地、農業施設の維持や軽微な補修について共同で行われておりますものの、集落営農全般を守る取り組みには至っていないのが現状かと思えます。

そのような中、ある地域では、発展的事例として非常に多いのが、中山間地域の直接支払い等による農業機械の購入、これを共同利用組合を設立し、これが地域営農へ立ち上がったと。そういう事例が現在、発生しておるといふことでございます。

今現在の推進状況の概略申し上げますと、県内で、県の補助を受けて実施しております重点地区というのが86地区、県内にございます。そのうち、上益城郡内に6地区ございます。これは甲佐に2地区と、山都町が4地区でございます。それから、町の補助を活用した推進地区は8地区ということで、地区数にしますと、山都町で12地区行っております。

このうち、協業組合と申し上げまして、経理の一元化、これは水稻作を一元化した部分でございますが、ここに移行した組合が1組織。これは一の瀬地区でございます。それと、協業組合、これは法人化でございますが、28年度に移行することが見込める組織が3組織あります。それと、

経理の一元化ですね。これに28年度移行することが見込める組織が育ちつつあります。また、こういうところにつきましては、人・農地プラン作成は、全組織作成済みでございます。現在、新たに二つの地区がこの取り組みの要望が上がっており、説明会を行う手はずとなっております。

さらに、農地中間管理機構を利用した農地の集積も進められて、集積協力金、それから、経営転換協力金、耕作者集積協力金などの交付を受けて、地域活動を進めるための財源として、4集落が活動を進めている。今、こういう状況でございます。

実施地区の指導状況でございますが、現在、指導に当たりますのは、本町、そして、総合支所において、それぞれ担当を配置し、推進しております。

また、地元のJAの指導員さんと、それから、県の農地集積専門員、これは1名の方ですが、上益城振興局に在籍していらっしゃいます。

また、地域連携推進といまして、農地の流動化に非常に詳しい方、この2名の方を県の嘱託員として、山都出身の方を2名配置しております。こういう方々の御支援を受けながら、1会場を主に7名前後の推進体制で推進をしている状況でございます。

また、各地域におきましては、月2回程度の推進会議が行われており、この場に参加するとともに、また、さらに加えて、各地域では、地元単独での会議も開催されているような状況でございます。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 3番、飯星幹治君。

**○3番（飯星幹治君）** 7名の体制でやっている。多分、農協のOBの方が協力をされているというふうに、私も聞いておりますが、町でお手伝いをするときに、何が一番大事なのかという、やはりこれは私の個人的な考え方なんです、おせっかいなんだろうというふうに思っています。補助金を持ってお手伝いをするだけが仕事でなくて、やはりそのときそのとき、困ったときに、きちっと相談できる相手というのが、一番大事になってくるんじゃないかというふうに思っております。農協もそうなんです、大卒での仕事というのは、大体どこも組織がやります。ただ、かゆいところに手が届かない、ちょっとした相談もなかなかできにくいというのが、全体的な気持ちなんだろうというふうに思いますし、そのために、なかなか尻すぼんでしまう。やめてしまったり、前向きに物が考えられんごとなるというような人たちも随分見えました。

そういったものを考えると、やはりこのおせっかいというのは、私流にはそう思っているんですが、大事な要素なんだろうというふうに考えておまして、こんなことを言うと、ちょっと失礼かもしれませんが、いろいろ役場の職員がぶらぶらしておると、遊んどるというふうによく言われますよね。私はそう思っていないです、正直な話は。やはりいろんなところに目を配り、声をかけ、話をしていくというのは、このおせっかいの何物でもなくて、大事な一つ、この町の要素なんだろうというふうに思います。

この町もだんだんだんだん人口が減ってきますと、もうほとんど顔を見れば、顔なじみというような、もう人口の減少とともに、そういった状況になってくるはずなんです。また、そうやってこにゃあいかんとだろうというふうに思いますが、やはり、このおせっかいというものをど

う町が農家側に対してやっていくのかと。この前もお話をしましたように、必ずしもやはり補助金だけで人がついてくるなんていうのは思っていないくて、やはりそういった心配りというのが、一番大事な要素になってまいります。

ぜひ、その辺も考えていただきたい。その辺どうなんでしょう。御意見を聞かせていただきたいというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** 地域のいろんな悩み、それから、人的なフォローにつきまして、町のかかわりというところの御質問かと思えます。

現在、集落営農初め、先ほど申し上げました中山間地域等直接支払制度、それから、多面的機能支払制度等についても、各地域において、その事務をする方々もいらっしゃらない地域もございますし、そこに町職員のかかわりというのは非常に深く、現在なっているところもあろうかと思えます。

そのほか、地域、地域を進める中で、町の職員、それから、地域のリーダーとしての立場を踏まえて、かかわっている職員もございます。

特に集落営農については、各地域のリーダー不足による振興がなかなかできていないという部分がございますし、おっしゃいますように、積極的なかかわりをやはり持っていく必要があろうかと思っております。

前回、この集落営農につきましては、町の推進大会も開催させていただきました。その中で、先進事例市からありました話が、やはり地域のリーダーの活躍、これが一番であろうと。そして、言いましたように、かかわりの中で、ある程度、強引にその地域のことを思っていくような、そういう先導性、こういうのも必要となるということで、やはりそこには、町の職員のOBであったり、それから、JAのOBさんであったり、そういう方々、そして、実際、実働する役場職員等々、こういう者のかかわりが非常に深くなってきているということがございます。

そういうことを踏まえますと、今、議員おっしゃいますように、町職員ならず、現役として頑張っている地域の方々の地域のかかわりというのが、もっと話し合い等を含めながら、深めていく。そういう必要があろうかと思えます。

**○議長（中村一喜男君）** 3番、飯星幹治君。

**○3番（飯星幹治君）** 町長にお伺いをしたいと思います。

今のおせっかいの話、痛し、かゆしのところも、町長からすると、あるんだろうとは思いますが、やはり町の運営もそうなんだろうけれども、やはりハートが一番大事な要素になってくるというふうに思いますし、このおせっかいというのが、通常、やはりなかなか形には見えないけれども、人の心をつなぎとめる、そういった意味では、重要な要素になると私はそうずっと思っていて、仕事もしてまいりました。その辺のご意見を聞かせていただきませんか。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** おはようございます。

おせっかいという話の中で、どのように役場職員が地域のためになるかということ、一番大

事に考えていかなければならないと私思っております。それで、職員のほうには、この希望届をぜひ税務住民課、特に税務ですね。ここに出してほしいと言っております。私もそうですが、税関係には疎うございます。非常に節税という点では、非常に経済的なことが、かなり関連することが多々あります。地域のほうで、やはり税の申告、確定申告あたりで相談を受けたときに、「地元には彼がいるな。彼に聞いてみよう」と。そういう関係ができるように、そして、また、そういうときに、この領収書をとっておく。ノートにつけておく。そういうことの細かい指導ができるような職員になっていく。それが信頼関係にもつながっていくもんだと私は思いますですね。

やはりおせっかいというのが、言葉が少し違うかもしれませんが、邪魔になるぐらい、邪魔になるということはためになるということも、よく言われることでありますので、やはりそういうことをよく考えて、信頼関係がとれる。そして、また、地域のためには何ができるだろうかといつも考えて、行動する職員であってほしいというふうに思います。ちなみに、税務課の希望は今一番多いと聞いておりますので、その辺が浸透しつつあるのかなど。自分のためにも、そして、また、地域のためにもなりたいという気持ちがあるんだろうと私は思います。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 3番、飯星幹治君。

**○3番（飯星幹治君）** 税務課という話をされました。一つの方法論だろうなというふうにも思います。なかなか税務の関係にしては、私たちが疎うございまして、どうすれば節税をしていくかというのも、一つの要素でありますので、大事なところかなというふうにも思います。その辺では、町長の考え方に必ずしも反対するものでもありませんし、いいことだというふうに正直思います。ただ、今、農協の運営にしましても、大型合併化をしていきまして、営農指導員というのがずっと少なくなっていました。さらには、癒着というような言葉で、担当職員というのが早目早目変わっていくというような状況に、今変わってしまいました。ですから、本当に専門家と言われる人たちが少なくなってきたなというふうに思います。機械の修理なんかも本当に技術屋さんというのが、少ない状況になってきております。

そんなものを考えると、やはり身近に接する人というのが、農家にとって大事なものになるというふうに思います。ちょっと極論ですけれども、田植えをしよるときに、苗一つそばにいて、持っていただけでも、生産者の気持ち、町民の気持ちというのが、やっぱり大きく変化をしてみります。その辺をぜひ職員さんたちも大事にしてもらいたいなというふうに考えております。

次に、変わりたいと思いますが、町長の提案理由の説明の中に、地域の特産作物への転換を図っていくと。米主体のものから地域特産のものに変わっていくというような文言を盛り込んでありました。どんなものを考えておられるのか。少しその辺をお聞きたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** 失礼いたします。町長の提案理由にありましたように、米主体の農業から、米も含めたところの地域特産作物等の展開等を図っていきたいという思いを町長

も伝えていらっしゃいました。

御承知のとおり、平成29年度をもちまして、米の生産調整が終了する。現在、米についても、うるち米、それから、酒米、そして、現在、転作作物として国が推奨しておりますWCSですね。飼料米、こういうものによって変わっていく。また、加工米によって変わっていくということで、米の価格については、国際間の中で低下していくというのは、目に見えているところでもあります。これにかわるものとして何が必要かということで、現在模索をしているような部分もございます。

ブランド化推進事業等も、町内の検討委員会の中で進めている中で、やはり町の特産、これにつながるものは何かというところで、現在検討しておりますが、現在、野菜については、トマトを主体とした高収益型の野菜を生産、育成しております。そのほか米につきましては、食味等も含めたところで、現在使われておる品質等の推奨等を進めてまいりますが、転換作物として現在進めております中で、高収益につながるもの、これが何があるかというところで、今、検討はしているような状況でございます。ものの非常に高冷地の中で多い中でもございますけれども、果樹につきましても、栗にかわるものはないかというようなこともありますし、栗も高付加価値をつけるような作物体系に変えていくというところで検討しているところでもあります。

特に米に限ってでございますが、現在、酒米の取り組みが非常に盛んになってまいりました。これにつきましては、現在、地元にあります酒造会社等との打ち合わせしながら、酒米の普及も県でも行われておりますが、こういう品種の導入も図っていきたいというのが一連でございます。一応、そういうところを申し上げておきたいと思えます。

**○議長（中村一喜男君）** 3番、飯星幹治君。

**○3番（飯星幹治君）** 私も、基本的同感なんです。米10アールあたりに8俵をつくっても、もう8万円、極端に言っても8万円。昨年度でも、約10万ほどしかありません。これだけ収益性の低い作物なんていうのは、ほとんどないわけですね。その割には、トラクターから田植え機、コンバインと、随分機械が要ります。収穫した後も、もみ乾燥調製料ということで、随分また引かれてまいります。

そんなものを考えると、もうJAの対策で米をつくるという農家が何軒もあります。ですから、そういったものを考えると、なかなか米の状況ちゅうのは厳しいなというふうに思います。じゃあどうするんだというような話になってくるわけで、やめる方向に行くのか、それとも、米を高く売るのが残っていませんので、多分、外国産と競争しようということで、経費を落とせというような形での集落営農が当然叫ばれてくるのも、ごく自然な話だというふうに思います。

私、現在、2万以上で、米を売っているんですが、それでもきついなと正直に思っています。もともと1万8,000円の米の時代に、減反があっていたときに、1度計算をしたことがありまして、いろいろ計算をしてみると、米というのはもう1万円を早く割っているんですね、現実はずね。これは減反で隠れていますから、なかなか見えてきませんが、もう五、六千円のところまで現実は来ているんですね。それでもやはり先祖伝来伝わってきた米をつくっていきこう、守っていきこうということでやられております。ただ、これがいつまで続くかという、もう皆さんも御存じのとおり、疑問の状況に入ってまいりました。だから、集落営農だということだろう。

果たして、集落営農をされるときに、目標を決めてやっておられるのかなというふうに感じています。理想の形は何なんだと。最終に行きつく地点というのは、やっぱり絵を描かないと、なかなかこれに取り組んでくれる人も少のうございます。まだまだその辺が見えてこないということで、もうほとんど機械化組織の延長みたいな集落営農の形態になってしまうんじゃないかというふうに心配をしております。

今取り組みをされている中で、一番私の理想とするのは、やっぱり下矢部なんだろうというふうに思います。振興会で取り組んでおられます。面積がどのくらいだったですかね。たしか97戸の130町歩ということで、振興区一体となって、このものを進めておられるというふうに聞いております。中身については、詳しく勉強しているわけではございませんが、やはりそのぐらいにないと、いろいろ法人化しても、なかなか動き勝手が悪いんじゃないかというふうに考えておまして、集落営農の規模という点から考えて、どう課長は進めておられるのかをお伺いをしたいというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** 失礼いたします。現在進めております集落営農につきましての規模をまず申し上げておきたいと思っております。

前段で申し上げましたように、県の重点地区、町の推進地区を含めて、12地区の推進を行っております。その中で、自治振興区単位が二つございます。あとの10については、各行政区単位ということでございます。

これにつきましては、それぞれの取り組みをされます単位からの申し込みを受けて、その地域の実態に応じた推奨をするようにしておりますが、先ほどありました下矢部東部につきましては、まさに議員がおっしゃいますような自治振興区単位でございます。

こちらでは、10の集落が構成されておりまして、集落の戸数が97戸、そして、集落の農地面積が130ヘクタールに及ぶ取り組みとなっております。こちらのほうでは、中山間の直接支払事業、それから、多面的事業を活用した集落営農を推進するというを自治振興区全部で確認をされたということで、まず、その一つが将来を見渡したときの現在も問題になっております、鳥獣害被害防止対策を地域一帯で取り組むということのような行為目標を掲げてされたということでございます。

また、先進地の視察研修等を行っておりますが、そういうものを含めて、鳥獣害被害防止対策を具体的に行うということで、非常に効果が上がっている。将来、現在抱えている課題をどういうふうにして解決していこうかというまとまりを一つつくられている。そういう取り組みかと思っております。

また、単独の取り組みにおきましては、現在、蘇陽の上差尾が非常に若い後継者を集めたところで、こちら、上差尾自治振興区の取り組みでございますけれども、こちらの85戸の農家数、集落数ですね。それと、95.6ヘクタールの集落の農地面積を抱えながら、同じように自治振興区を単位として、現在進められているということでございます。

こちらにおきましては、先ほど申し上げましたトマトを中心としたような、そういう担い手農

家が非常に多いということで、担い手農家が中心となった農地の集積をできるだけ進める。農地中間管理機構を通じた農地集積の可能性を非常に進めながら、地域の将来を話し合っているということでございます。

その他、単一の集落でも、その他のところにつきましては、単一の集落でございますが、取り組みの具体的な部分は、前段からずっと申し上げております一瀬政地区の水稻作を中心とした協業化、これにより、コスト削減、そして、作業の受託による余剰労働力を使った他の作物への転換を今模索されていると。そのようなところを現在、自治振興区、また、単一の集落として進められていくというような、そういう状況でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 3番、飯星幹治君。

**○3番（飯星幹治君）** 私はあえて、下矢部のお話をさせていただきましたが、一番比較しやすいんだらうなというふうに思って話をしたんですが、まずは国道沿いに自治振興区があると。随分車の通りも多いと。集落営農で農地の維持管理をすることだけが目的ではなくて、やはり法人化をして、それから、利益を上げるような仕組みをつくっていかないと、地域の人たちが減ってしまうというふうに考えておまして、特に国道沿いに住んでいる、私たちのところもそうなんですが、やはり雇用を生む法人に変わらないと、この山都町で人口減少というのは食い止められんというふうに考えております。

世界をまたにかけてみると、人口は幾らでも減っていいというような状況になってくるわけですが、この山都町の面積からすると、あるいは、場所の問題、日陰の問題、要するに、狭い耕地の中で農業をやると、あるいは、守っていくということになってくると、やはりどうしても重要なのが人になります。できるだけ減らないようなやっぱり工面を当然していくということになります。

そうすると、自治振興区あたりで、この集落営農ができてくると、やはり雇用の形態をつくる、そんな法人化につくっていく必要があるんだというふうに思います。私、御岳で計算をしたことがあります。お店を持ちたいなという話をいたしました。加工の場所もつくりたい。そして、自治振興区と一緒に、地域を起こす役目をやっぱり果たしていかんやあらんと。ここに、私は持っているんですが、100年の大計ということで、これは自分自身でこれをつくってるんですが、こんな目標でやりたいということで、一応つくってみました。多分、お店をつくるということになりますと、皆さんは反対になるんでしょうね。人はどぎゃんすつとね。店をつくって、売るとねというような話に当然なります。ある農協職員の方にお尋ねをしました。この旧矢部の中に、野菜の売り場というのはほとんどない。地場の野菜を売る場所というのは少のうございまして、もちろん清和と蘇陽には道の駅がございます。もちろん、この通潤のところにも当然あるわけですが、なかなか通りがかりにないというような関係で、通りすがりの人たちは何にも売ってないねというような話をよくされるんです。

そういったものを考えると、農協でそういった直売所あたりもつくれんですかというような質問をしたことがあります。いやいや矢部ではちょっとつくれませんというような話が返ってまいりました。つくるなら当然、平たん部にしかできんでしょうねというような話をされました。そ

れはやはり人通りの問題、人がどう寄ってくるかの問題も含めて、話をされたんだろうというふうに思いますし、農協としては、当然そういったふうに考えるんだろうなというふうに思います。

ただ、ここにはないことによって、やはり人の寄りというのも少ないだろうというふうに思います。いろいろ私たちもここ30年来、有機農業をしてみましたが、この山都町の応援団というのは、随分おられるんですよ。例えば、米を平たん部から買うよりも、やっぱり山都町から買いたいというお客さんも随分おられます。

そのために、わざわざ1時間かけて上って来られる方も随分おられます。やはりそういった応援団をこの町にふやすこと、これに1点集中してやったほうがいいんじゃないかというふうに思っております。この山都町でできた米というのは、どこの米を食べても基本的においしいです。業者さんに言わせると、ばらつきがあるよという話は当然されますが、基本的に大体、食味計でも、大体70を越すような状況にありますし、もっともっと技術が加わってくるというふうに思います。その証拠に、一つは竹粉が今利用されておりますが、そういったものを利用して、米の価値の高め方というのは、当然町ぐるみでやるべきだというふうに思っておりますが、そんなものもやれる可能性をあれは秘めている。ご飯に混ぜてもいいというような竹の粉ですから、随分広める余地があるんだろうというふうに思います。一般的には、1キロ200円で売られております。竹1本どのぐらいの重さか、ご存じですか。4メートルのやつをあそこは切っていると思うんですが、多分4メートルで10キロぐらいは多分軽くするんじゃないでしょうかね。それを丸々削ってまいりますんで、10キロの粉ができます。キロ200円だと、もう2,000円になるわけですね。ちょっと極端な計算の方法ですけれども、竹1本、4メートルのものが、2,000円の商品に変わるというようなことですから、随分先の楽しみな材料でもあるわけですね。それが現実には邪魔もんだというような状況の中を考えると、やはりそういった付加価値をつけられるものがいっぱい転がっているというふうに思いますし、人を雇う一つのものに変わってくると思います。

さっき、御岳のお店の話を若干しましたが、私は30人から40人の御岳地域だけで、雇用は生まれるというふうに計算をしてみました。お店に何人、加工、つくるのに何人、それに附属する、今度はつくる人たちのものを考えると、もっともっとふえるというふうに思います。もちろん、どこの振興区でも、全部がやれるなんていう状況ではもちろんございませんが、やはりそういったモデルになれるような地域をつくっていかないと、なかなか寂しい町になっていくんだろうと思います。特に、この国道沿いに面している場所としては、やはり一番取り組みやすい状況になるんだろうというふうに思います。

直売所、今三つ、そこに山都の野菜の直売所もありますんで、四つぐらいあるんでしょうかね。その辺ではどのぐらい、この山都町の中で販売している金額、何か把握できてますでしょうか。課長さんにお伺いをしたいというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** 御質問の農家が直接販売する産直店の売上げの御質問でございます。

27年度で、農家が直接店舗に出す産直店の販売額については、約9,745万円ということで推測

しております。これは先ほど議員おっしゃいましたように、道の駅、物産館、こちらの3カ所、それから、Aコープの矢部のお隣にありますとままとま市ですね。そういうところを含めたところの6カ所の数値を申し述べさせていただきました。

**○議長（中村一喜男君）** 3番、飯星幹治君。

**○3番（飯星幹治君）** 道の駅が三つ、この中で9,745万、これはAコープもかたっているということですので、正直随分少ないなというふうに印象を受けました。やはりこの金額をもっともっと伸ばす必要があるなというふうに思います。よその地域で活気があっているところというのは、やはり自分のものを自分で並べて、ものを売っていく。そんな楽しみを多分見つけておられるんですね。随分売れなくて困っているところもあると思います。あるいは、そこをくぐり抜けたところだけが、生き残っているというふうにも思います。

80のばあちゃん、あるいは、もう85と言われるリーダーさんも中にはおられて、随分活躍をしておられます。85のばあちゃんが町長さんを動かしているという地域も見てまいりました。

そんなものを見てみると、やはり活気があって初めて、85のばあちゃんでも何かをやりたいという思いで、一生懸命されている。失礼な話、歳をとってくると、自分のお金じゃなくて、孫にお小遣いをやれる程度のものが稼げればいいという家庭も随分あります。

そういったものを考えると、やはり楽しみなものをふやしてやる。そんなお手伝いをする。これも町の一つの大きな仕事なんだろうというふうに思います。

ぜひ、この国道沿いにやはり目立つもの、人を寄せるだけのものをやはりぜひ考えていただきたいというふうに思っています。特に平成30年には、中島まで高速が入ってまいります。まだ、阿蘇公園線が抜けるような確定をされておりませんが、阿蘇公園線が抜けてくると、随分また人の流れも変わってくるということは、目に見えて思います。やはりこの高速と阿蘇公園線というのが、一つ大きなこの町の要素に変化するんだろうなとも思っておりますので、早目早目に、そういった対応をやはりしていただかないと、人が来たくても来れる場所ではありません。

この山都町に来て、楽しみは何かと言ったときに、やはり何かそれを見つけてやる。そんな作業も一つ必要なんじゃないかなというふうに思います。一つ、私も初めて聞いた言葉がありまして、プレーパークという言葉があります。これは何かといいますと、さっきお金は使わんでもという話をしましたけれども、竹で例えば滑り台をつくる。あるいは、アスレチックみたいなものをつくる。そういったものをプレーパークと言うそうです。どこも遊具類は何千万もかけて、当然買われておりますが、私はそういったものはイメージしておりませんで、毎年毎年、老人会あたりと提携、話し合いをしながら、人を寄せる工面というのが、やっぱり竹なんかでつくると、多分1年やっとなりか持てないかなんですよね。そうなってくると、毎年入れかえをせにやならんと。面倒くさいなと思うのか、楽しんでやるのかの違いだけであって、やはりそのために人が寄ってくるようなものであるのであれば、やはり取り組む必要があるなというふうに思います。

私たちも今2カ月間ぐらいかけて、竹明かりをやっておりますが、どなたも言われます。1度じゃあもったいないねって、皆さん言われます。でも、同じものを2年目に使うと、やはり形が変わるんですね、中の色合いも変わってきます。ですから、もう一ひねり知恵を使えば、もっと

おもしろいものにはなるんでしょう。そういったものは、今から先の知恵としては、当然考えていくわけですが、やはりあるものを利用する、さっき竹も粉にすればいい話も、今、現実にあっておりますが、そういった遊具にも十分なると。真竹を6本重ねると、大体滑り台ができるんです。必ず男の子は、上から落ちます。でも、コンクリを打ってなければ、ほとんどけがはしないというふうに、私はそう自信を持っています。多分、町がするときには、そぎゃんわけにはいかんだろうというような状況になるんでしょう。それもよくわかります。よくわかりますが、やはり真心を込めて遊べる場所というのは、やっぱりここにぜひつくってほしいなというふうに思います。

市内の子供さん、小さなお子さんをお持ちのお母さんたちが、何を一番先に聞かれるかと言いますと、お金がなくても遊べる場所はどこですかというふうに、必ず聞かれます。私は30年間配達を、野菜の配達を市内にしてきました。いろんな方がおられます。ほとんどの方が、そう言われますね。なかなかそれがないんです。私は通潤橋の前を、そこの遊ぶ場所にします。米がいいんでしょうかね。ちょっとそれは人の批判にもなりますんで、なかなか難しいところなんでしょうけれども、やはり生きた場所で、生きたものを見せる。こんなものを一つ、ぜひ、お金を使わなくてもやれるよみたいなものも、一つ、二つ、見せてほしいですね。そんな意気込みを見せてほしいと思います。

ちなみに、このプレーパークというのは、自己完結型なんですね。町に事故があったから、補償をせいだとか。そういったもののやりとりをするような状況じゃ、当然ありませんし、自己完結型でけがをしたときには、自分で病院に連れて行くと。そんな取り決めの中でやれる遊び場だというふうに私は思っております。

そんなものも一つ将来考えてほしいなというふうに思います。また、話があっちこっち飛びまして申しわけないんですが、やはり集落営農も、雇用ができる集落営農の形態をぜひつくってほしいと。28集落に28の自治振興区がございますので、それなり地域地域で話されると、いいものができるというふうに思います。

私は、御岳ではいつも言っておりますが、振興会長は昔の村長さんなんですね、御岳で言えば、御岳の村長さん、そんな位置づけにおられます。ですから、区長制度の問題も今いろいろ話はされておりますが、私はやっぱりもともと町から提案された自治振興区中心の制度というのが、一番いいというふうに正直思っております。こんな話をすると、区長さんから怒られる部分も随分あります。ありますが、やはり区長さんはやっぱり2年交代、あるいは、長くても4年しかされないんですね。そうなってくると、やはり一定期間やれる自治振興区のほうがいいんじゃないかというふうに思っておりますし、その辺にも働きかけをしながら、この集落営農というのを完結していただきたい。雇用の場をこの集落営農でつくっていただきたい。ちなみに、よそから、外部から雇用の企業を連れて来られますか、町長。どうなんでしょう。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 集落営農に関してということでの質問だと思いますので、その辺を絡んで話をさせていただきますが、今の集落営農の形態というのは二つあって、一の瀬の例は一番

早いんですが、これは協業体ということで、田んぼだけを守っていくという形の中で、役割分担をする、土地を提供する人だけ、そして、これは機械に乗れる、自分は機械をやる。そして、もう一つは、維持管理、草切りから、水回りから、そういうことをやっていくというような役割分担の中で、あらかじめ金額を決めて、コメを売った後の代金、差し引いて、利益が出た分について、相応の分配をしていくという方法が一つ。もう一つは、今取り組まれている高月ですね。高月の場合は、もう最初から法人化を目指されております。ただ、ここの内容を見ていまして、やはり農地の集積だとか、農作業の受委託だとか、そして、里山の保全、竹林の保全だというふうに思いますが、営農というか、経営を自分たちがやるという、今、飯星議員が言われたところまでは行っていないんですね。だから、そういう販売をやっていく。例えば、青空市でもいいですけども、そういう形態までということまでは、今行っていないというふうには、私は思います。

ただ、最終的には、やっぱりその辺も必要かなと思いますけども、やはりお互いのリスクが多分あると思うんですね。これを全部、町で建設をしるとか、経営が息詰まったときにおろしてくださいという話になれば、非常にこれは難しい話であります。

お互いがリスクをどれまで、どれぐらいまで、例えば、自治振興区であればやれると。この辺は町のほうでできるんじゃないんですかっていう話できて、それがまた、議会の皆さんを初め、町民の皆さん方が理解ができていけば、それは私は踏み込めるんじゃないかなというふうに思いますし、今言われたとおり、この町にその企業誘致が簡単に来るといった問題じゃありません。これは全国的な話なんですけど、後で出ますが、光情報通信網だとか、そういういろんなところを考えながらというところに、町の企業誘致、そして、起業家といいますかね。それをやっぱり考えていかなければならないのは間違いありません。

そして、また、集落営農に戻りますと、やはりその最少母体は行政区であります。ここでの理解がないと、自治振興区での合意というのは、なかなか私は難しいんだというふうに考えておりますんで、その辺の仕組みも十分考えつつ、そして、また、経営のこと、先が見込める、雇用まで考えられることについて、十分な話し合いがまだまだ必要だという認識をしております。きょうは貴重な御意見を聞いたということで、回答させていただきたい。

**○議長（中村一喜男君）** 3番、飯星幹治君。

**○3番（飯星幹治君）** とにかく自前で稼ぐ体制というのは、やっぱりぜひつくっていくこと、私たちも含めて、やはり努力をする必要があるというふうに考えております。赤字が出たから、町に補填をせいというような集落営農では、どっちみち長続きしませんので、やはり自己完結できるような体制というのが、一番大事になってこようというふうに思います。

先ほど、町長が言われましたように、起業するときに支援をしていただければ、一番いいのかなというふうにも思います。ぜひ、この町に起業される方がいっぱい出てきてほしいなというふうに思います。

もう一つお尋ねをいたします。集落営農の話を経つかしてきましたが、この集落営農の話、現実には、女性人というのは、どのくらい話し合いの中にかたっておられるんでしょう。その辺を少

しお聞かせ願えませんか。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** 失礼いたします。現在、取り組まれております組織については、12ということで申し上げます。この地域づくり、それから、自治振興を進める中で、現在、女性の意見が反映しないと絶対進まないという認識はもちろん持っておりますし、それぞれの地域で、女性の方々は参加されております。役員会の中も、当然構成員として入っていらっしゃいますし、また、全体的な研修をする場合、また、町外に研修に行く場合も、女性の方の参加は非常に多いということで、お話は聞いておりますし、現場も見ております。

先般行いましたシンポジウムの中でも、女性の方も非常に多く、将来的にある例でございますが、余剰労働力等を含めたその法人化ができたときに、女性の意見の反映でございますが、加工所等もつくりたいと。そういう御意見があっているような状況でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 3番、飯星幹治君。

**○3番（飯星幹治君）** ぜひ、一つお願いがあるんですが、この町が発展する一つの材料に、女性の働きというのが一番大事になってこようというふうに思います。中山間も、農地水も、私の部落での話なんですけど、ほとんど男性人だけで会議をして、物事を決めてまいります。

ですから、中山間の話がどぎゃんなつとるかも、女性人にはほとんどがわかりませんでした。会議から帰ると、いろいろ母ちゃんに聞かれるわけですね。正直、母ちゃんから聞かれると、面倒くさいです。ですから、半分も話をしませんけど、やはりこれは家族で聞く話よりも、会議の場で、生で聞くほうが、随分違うんです。ぜひ、会議の中に女性が入り込めるような会議の仕組みというのを、やっぱりこの町はつくるべきだというふうに思います。うちは今、部落の総会も、中山間も、農地水も、全部夫婦で来てくださいという話をしております。もちろん独身も多いですから、二人で来てくださいという話をしております。ですから、親子で来られる家庭もございます。これをやはりこの山都町では、ぜひどこかでやっぱり音頭をとっていただいて、やっつかないと、中山間の話で、過去の話なんて、今まで過去に出たことがありません。男がそんな発想をしておりません。

ですから、できるかできないかは別問題で、やはり女性人のそういった声が当然出てこないのに、不思議さをずっと感じておりました。ぜひ、もう半分は女性人をかたろというような取り決めでもしていただいて、やはりこの町を本当に変えようと思うのであれば、そこを利用するしかないというふうに思っております。ぜひこれは私の希望ですので、ぜひそれをどこかで議論をしていただければありがたいなと思います。あと2分少々しかございませんので、浜町会館の話の一つだけやりたいと思います。

町長に9月のときに、1億円の建物が全く使わないままに、950万だったですか。壊すのに費用が要ると。そして、約1億の建物を建てるという計画が今度されております。どうも私自身、納得をしておりませんで、その1億円というのがもったいないなというのをずっと思っております。その辺、町長に時間は短こうございますが、お断りをしていただければ、それで、私も終わりたいというふうに思うんですが、いかがでしょう。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 浜町会館の問題でありますけれども、まず説明しておかなければならないのは、一般の方がよく御存じないのが、確かに浜町会館という遊技場、1階の部分は、早くから閉鎖をしておりました。ただ2階は、住居があったんですね。住居でありました。要するに、そのことだけは、まず、空き家を買収取っただけということじゃなくて、その住居の移転というのは、不動産移転料から、移転雑費というのは、もろもろ経費が必要であります。その辺も説明をまずはしておきたいというふうに思います。

それから、平成24年9月、これは私のときではありません。前町長のことでありますけれども、9月議会の補正予算と聞いております。当初計画どおり、元浜町会館を活用して、生かしていくんだと。そういう計画のもとで、実施設計費を計上いたしました。そのときには、いろいろ意見があったそうであります。その中で、現場を見て、その承認をいただいた後のことであります。経済建設常任委員会と総務常任委員会の現地調査等があったと伺っております。

そして、その中で、新築も検討したほうがいいんじゃないかという御意見があつて、提案があつて、それを受けて、その予算部分を、これは私のときであります。平成25年の3月議会で、いろいろ事情があつて、その総額を減額補正いたしました。

それで、そういった経緯がございます。そして、その後、26年の3月定例議会に、いろんな比較検討をやったわけでありまして、その辺もありますので、どうぞ御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（中村一喜男君） これをもって、3番、飯星幹治君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

---

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） みなさん、こんにちは。1番、吉川でございます。本日もよろしくお願いたします。

本当に年度末お忙しいところ、しかも、このような天気のいいところ、きょうもたくさんの方が傍聴に駆けつけていただきました。本当にこの場をかりまして、御礼申し上げます。

さて、先月2月20日に、蘇陽総合庁舎で健康フェスタが開催されました。この企画は、町の健康福祉課、山都町男女共同参画懇話会、そして、矢部高校が協働でつくり上げたものでした。当日は矢部校生が司会進行を努め、また、男子の生徒会長、佐藤君がパネラーとして登壇もいたしました。岡本副町長の進行で、パネルディスカッションが行われましたが、矢部校生を含んでのさまざまな立場からの意見交換がなされ、また、会場からの意見も飛び出し、大変盛り上がり

あるものでした。

まだまだ男女共同参画、男女協働の社会にはほど遠いような我が町ではございますが、その話、いろんなものを聞かせていただいて、一筋の光が見えたような気持ちがいたしました。特に大きな社会の変革を唱える、訴えるということではなく、各家庭において男女が役割分担を認識して働き、そして、お互いを思いやることが一番大切であり、それが男女共同参画社会を築く一歩であるということも考え直させられたところです。

また、2月に発表されました国勢調査の速報値によりますと、山都町は5年前に比べ1,817人の減少、減少率は10.7%で、県下でも五木村、球磨村に続いて、3番目の高い数値を発表されました。

この町の存続を願うなら、現在、子供を育てている世代の方々に、さらに安心して生活していただくこと、また、町外からの移住者に向けても、子育て環境が大変整っている、充実している町であるということを標榜し続けていくことが大切ではないかと思ひ、本日も子供の教育環境について、幾つかの質問をさせていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** では、最初の質問です。町長が就任されてから丸3年がたちます。町長の肝いりで始まりましたやまトークですが、現在30名も最後の1カ所を残すところまで来ていると思ひますが、このことについてお伺ひいたします。

この3巡目に入りまして、このやまトークで出てきた課題、そして、この3年間で何か町の政策に反映できたものがあつたかということをお伺ひしたいと思ひます。なぜこういうことを申しますかといひますと、先日、担当課からデータをいただきました。参加者のことがちょっと気になっておりましたので、参加率はどうでしょうということでもデータをいただいたんですが、このやまトークの参加者が年々減少しておりまして、この座談会に対する期待感が薄れているのではないかなと想像するからなんです。始まりました平成25年度には、全体で772名、平成26年度には688名、そして、今年度は529名と、およそ100名ずつダウンをして、最終的には243名の方が参加をされていない。また、28自治振興区のうち8カ所で開催を見送っているという現実があります。

いろんな事情があるかと思ひますが、この冬の農閑期に、寒い中集まってもかいたがないと判断されるような座談会ではないのかというふうなことを、このデータを見て思ったところなんです。町長のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** やまトークの御質問でありますけども、やまトークについては、今、減少をという話でしたけども、さきの雪で2カ所ほど、山側のところから非常に住民の方は出にくいんで、きょうはやめてくれという話が2カ所はございましたし、議会前で1カ所がどうしてもできなかったという点もあります。だから、まだ全部を終わったわけではありませんので、その辺はまずは申し上げておきたいというふうに思ひます。

やまトークを始めた理由は、やはりこの町の非常に広い面積、農林業センサスで言いますと、

百四十数カ所の集落があるわけですが、それぞれに地域での異なる生活課題、それから、福祉課題、そして、また、いろんな町道を初めとするインフラの整備の要望だとか、これは非常に文化も違いますし、非常に異なった考え、意見があるんだなというふうに思いまして、山都町はこうやるんですと私が申し上げて、その画一的な行政を進めるだけでは、効率的な行政ではない。効果的な行政は進められないと、そういうことで、いろんな方面に向きまして、それを伺いたいということで始めたわけであります。

そして、また、地域に足を運ぶということは、それぞれの地域が意見を言われるときに、その地域の輪であったり、そして、また、熱意であったり、そして、意見の背景にあるものだとか、それはやっぱりかなり肌で感じる部分が、私は現場というのはあると信じておりますので、その辺も感じたいということから始めたわけであります。

始めてみまして、やはりいろんな考えを直接伺える、そして、また、それが何でかという理由まで、本当に詳しくおっしゃっていただける。貴重な時間であるというふうに思いまして、地域の皆さんからは、町長や課長さん方と直接話ができる。非常に地域側にとっても貴重な時間だという評価を私は得ているというふうに思います。

どれも切実な要望、意見でありますけれども、その必要性の高さをよく斟酌をして、やはり施策に反映していくということは、町長の責務であろうと私は考えているわけであります。その意味でも、私は重要な現場の声を聞くという場であるというふうに考えております。

このやまトーク3巡目で見えてきた課題というのは、やはり町長の責務である意見を伺う大切な貴重な時間であるということは、多くの方がやはり聞いていただかないかんし、また、それは話をしていただかないかんということを考えますと、やはり来られる方の固定化や女性の参加が少ないということも感じておりますので、そういうことが3巡目を迎えての課題であろうというふうに考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 出かけて行って、直接話を聞くことがこの会の大切なところであるというふうな御主旨のようだったんですが、直接話を聞くなら、触れ合いが大切だとおっしゃるならば、本当に地域の祭りに足しげくお通いになればいいんじゃないかなというふうにも思います。

このことが、やはり参加数が減ってきていることは、つまり直接話をしても身になっていないということが、私はこの数字にあらわれているんじゃないかというふうに感じております。

なので、今後やはり触れ合いが大切だと言って、このことをさらに続けていかれるならば、やはり時期のことですね。今、雪でということをおっしゃいましたが、本当に雪で行けないところは山ほどあります。この寒い時期、夜わざわざその集落、公民館なり何なりに出かけていくということをやりたいならば、やはり実のある答えをまた持ち帰る。いただくだけではなくて、そこにやはりこの間の話はこうでしたね。じゃあ、こういうことを少し考えておりますというふうなですね。何かこのごろ、何とかの果実とよく総理大臣がよくおっしゃいますけれども、やはり投げたばかりで帰ってこないということになると、みんな足を運ばなくなるんじゃないかというふうに思っています。

そして、女性の参加率も、やはり表を見ると20%前後、やはりこれも先ほどの飯星議員からもありましたが、やはり何の会をするにも、先ほどの男女同権、男女共同参画というふうなことをやっていくなれば、もっと女性の参加率を上げて、実のある会議にさせていただきたいというふうに思います。

では、次に参ります。

次は、子育て支援策ですけれども、きょうの私のこの内容に沿いますと、実はこのたび、条例のほうの改正で、町の嘱託職員の給与というか、報酬が若干上がるというふうな、それから、通勤手当が出るというふうなうれしい話を聞いて、「わあ、よく改善されてきているんだな」というふうなことを思った矢先に、学校教諭補助の支援員の先生方がいらっしゃいますが、16名、今、町雇いですね。その方たちのいわゆる賃金が1日1,000円もカットされるというふうな話を聞いて、びっくりしたわけなんです。これにはどんな事情があるのかということをもっと伺いたい。これは総務課のほうに伺いましたところ、町ではなく、教育委員会が独自でというか、裁量で雇っていらっしゃる先生たちだというふうなことを伺いましたので、教育委員会のほうから、その点について、まず伺いたします。

**○議長（中村一喜男君）** 学校教育課長、田中耕治君。

**○学校教育課長（田中耕治君）** ただいまの件についてお答えをしていきたいと思います。

学校の特別支援教諭補助の先生方の日額報酬の件です。今、議員のほうからありましたように、平成27年度においては、小学校に12名、中学校に4名、計16名の特別支援の先生方を雇用しています。それぞれの先生方一人一人が、子供に寄り添った大変丁寧な取り組みをしていただいているところであります。

平成28年度においては、また、予算のほうで御説明いたしますが、複式学級のある学校への支援ということで、複式学級支援教諭補助ということも考えているところであります。

教諭補助の先生方については、教員免許の取得者ということをも条件に、熊本県教育委員会の講師として任用される際の相当額を勤務日数で割って、算出をしていたところであります。日額およそ9,000円としていたところであります。

ですが、県内の他の市町村等の支援員等に比べて、高額でもあるということで、是正ということを検討の上、今般、その額を1,000円減額して、日額8,000円というふうな考えているところであります。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 説明はわかりました。しかし、今、田中課長のほうからも御説明がございましたが、我が町の16名の学校教諭補助の方たちは、ちゃんとしたその学校の教員免許を持っていらっしゃるところが、断然すぐれているというふうな思うわけです。今、他の自治体との比較もちょっと申されましたけれども、何を比較されるのかということが私は問題だと思います。

やはりこの町で子育てを大切に、育てていく。そして、他の町には負けてないぞ。この政策はといったところで、何も9,000円を8,000円に絞り込む必要は全くないんじゃないというふうな思っています。

それだけの価値がある先生方です。このたび、本当に予算の中で、複式解消、常々、私たちも、複式の解消については申し上げているところですが、それをするがために、もしかして、ほかのところで削らなければならないというようなところで、この先生方の頑張りに対して、1,000円、1,000円というのは、御自分たちに振り返って考えてくださいね。この方たちが20日間勤務されるとして、2万円、月に2万円ダウンするわけなんです。それで、一家を養っている方たちもいらっしゃるわけなんです。

だから、どういうふうにして、今度新しく3名の複式学級の教諭補助を雇おうと思っていられるのか知りませんが、そのことも大事ですが、この際、本当によく臨探の先生が来られないとかというふうな教育委員会から、ぜひ探してください。探していますよ。でも、来られないんですよ。山都町は遠いんですよ。雪が降るんですよ。なかなか上がってきただけでない現実もあると思うんです。

そこで、どうでしょうか。ほかの自治体と比較して、高いからというんじゃなくて、余計に高い金額を出して、どうぞ来てくださいと。山都町に行ったら、もしかして、その平たんのほうで、6,000円、あるいは7,000円で雇われているような先生方が、じゃあ頑張って、ちょっと山都町まで上がってみようかしら。子供たちもすごくいいらしいよなんていうふうなことで、餌ではありませんが、そういうふうな政策をすることによって、より質の高い教育が望めるんじゃないでしょうか。

この先生方は、やはり私のところにもいろんな御意見というか、つまり、本当にこれはやらなくちゃいけないということを本当にその現場の先生方は感じていらっしゃるんです。もし、1,000円下がったとしても、私たちがいなければ、学校が回っていかないだろう。だから、我慢してやるしかないかなって思っています。子供たちの顔を見れば、これで私はやめますということは言えないんだけど、でも、やはり正直月に2万円も下がるのは厳しいです。もう交通費やら要らんから、もとの通りにしてほしいというふうなことの訴えをいただいています。

本当に、正職の先生方ももちろん大変ですが、この補助の先生方は、本当に教員免許を持って、学習の指導までなさって、そして、1日もう本当にトイレに行く暇もなかったね、きょうはっていうふうな環境の中で、仕事をしていらっしゃるんですよ。だから、そういったところの気持ちをぜひ組んでいただきたい。そして、絞るならば、ほかのところで。例えば、ちらっと考えるんですけど、町民の皆さんには伝わっているかどうか分かりませんが、さきの臨時議会で、職員さんの賃金が上がりましたね。人事院勧告によるものでした。これは人事院勧告がありましたから、このようにお願いしますということで、私たちも承認いたしました。平均すると、2,300円だそうです。

そういったものを、例えば他の自治体では駐車場代として3,000円ずつ、職員から徴収しているところもあるように聞いています。そういったような向きで、職員の皆様が3,000円ずつ、あなた方にとっては、多分たった3,000円ずつだと思うんですよ。たった3,000円ずつをそういうことで徴収をして、そうすれば、何でしょう、300人ぐらいいらっしゃるわけですから、90万ぐら

いお金が出てくるんじゃないんでしょうかというふうに、単純に計算をしたんです。

とにかく、御自分たちのやはり身を切る改革というのはよく言われますけれども、身を切って、その上でだめなとき、こういう末端の嘱託職員に矛先を向けていただけないでしょうか。そういうことを感じるわけなんです、もう一度これはどうでしょうかね。もう一度、これは田中課長に聞いていいですか。教育長でも構いません。

**○議長（中村一喜男君）** 学校教育課長、田中耕治君。

**○学校教育課長（田中耕治君）** 特別支援教諭補助の先生方の、私のほうから、お仕事をやっておられることを少しお話をさせていただいて、あとの方で、また、教育長のほうから補足があるかと思えます。

特別支援教諭補助というのは、今、山都町の中でも、特別支援学級に入っていない子供たちの中で、やはり多動の子供たちとかがいます。そういう子供たち一人一人を大切にしていくためには、これは不可欠なものだろうというふうに思えます。

そこで、教員免許状の保有というのを条件にしていくということについては、ややもすると、その子供がその教室中で邪魔者扱いをされたりすることがないように、その子の発達、基礎学力の充実、そして、また、進路の保障をしっかりとしていくためには、教育課程を修めた先生方の資質を持った方々に、この仕事をやっていただきたいということで、教育委員会では、教員免許状の所有、保有ということを条件にしています。先生方はクラスの中で、その子が授業についていけないところとか、こうやたらうまくできるよということを一生涯懸命やっています。とても学校の中でも、役に立っているという言い方はあれですけど、重要な位置を占めておられるものだろうと思えます。担任の先生だけではなかなかできないところに、しっかり隅々まで手を届かせていただいていると思えます。

今後も、その役割はますます増してくるものだろうと思えます。あわせて複式学級のほうにつきましても、複式学級の解消とまでは行かないんですが、複式学級の中で受けている不合理な部分を幾らかでも解消するためには、複式学級支援というのは、やはり必要だろうと思えます。郡内においては、複式学級のある学校は山都町だけになっています。

そういうことでもありますので、他の町との、そこはなかなか比較はできません。県内ではできるわけですが、県内の例えば、済みません、先ほどの比較の件で行きますと、時給とか、日給の場面に移して行っても、今般の部分においても、ほかのところと比べて劣るということはありません。ただ、他の町では、教員免許状の保有を条件に、必ずもしていないところもあるので、そこについては、単純比較がなかなか難しいのかなというふうに思うところです。

私のほうからは以上、説明させていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** 教育長、藤吉勇治君。

**○教育長（藤吉勇治君）** 私のほうからも、少しお話をいたします。

ただいま吉川議員から、いろいろお話がありました。私もよくわかります、そこは。昨年3月まで、私も教育現場におりましたので、教諭補助の先生方がどんなふうな役割を持って、どんなふう子供たちと対応して、学校の中でどういう支援の活動をされているかというのは、本当

に見ておりましたので、そのことはよくわかります。

そうしまして、先日、直接、教諭補助の先生方からも御意見をいただきました。先ほど、吉川議員のお話の中にもあったように、やっぱり本当に切実なそういう思いをたくさん聞きました。そのことにも、本当に私もよくわかります。

今回、報酬が減額されるという状況になったんですけれども、何とかこの町の教育の質、それをきちっとやっぱり保っていく。そのための大事な人材でもあります。そのことも考えながら、今後、また、教育委員会としまして、教諭補助の先生方のそういった給与についても、しっかりと考えていきたいと思えます。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 御丁寧な答弁、ありがとうございました。今、教育長がまさしくおっしゃいましたけれども、ついこの間まで現場にいらして、そのことに対しても、「わあ、何を見とってもらったのかな」というふうな失望の声も聞きました。私たちの頑張りを教育長がわかっていただけてなかったんだとしたら、すごく残念だという話も聞きました。でも、多分わかっていらっしゃると思います。

それで、この件に関しましては、本当に他の町村との比較とか、そういうことではなく、本当にこの町の教育の水準を上げて、本当に義務の間の学力の保障の問題ですね。そういったところも含めて、これはカットすべき問題では本当はない。これをカットすることによって、やる気がかなりなくなっていらっしゃる方が、「どうしようかなって。もうこのぐらいしか思ってもらってなかったんだしたら、もう他の職業に行こうかな」ということを考えていらっしゃる方も実際いらっしゃるようです。

なので、これについては本当によくよくもう一度考えていただいて、復活していただくなり、そういった道筋をお願いしたいと思えますが、この件につきまして、先ほど私、職員がまず身を切るべきじゃないかというふうなことを申し上げましたが、その件について、町長の答弁を少し伺ってもよろしいですか。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 一般的な話での回答とさせていただきますが、報酬、こういう賃金、そういう決定に当たっては、何を根拠に置くのかというのは、私は非常に重要だろと思えます。やはりそれは町民からの理解を得られるような、そういう根拠が必要であらうと思えますし、駐車場の件についても、ほかの例なんかも考えながら、それは考えて行かなければならないというふうに考えていますけど。もう少し周辺地域はどういうふうな根拠でやっているのか。そして、また、どういう職種が、どういう根拠のものと単価構成をやっているのかですね。その辺は調査しながらやっていきたいというふうには考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** くれぐれもよろしくお願ひしたいと思えます。なかなか、まだ、私も質問が残っておりますので、次のほうに行かせていただきたいと思います。関連して、次に、

学用品の件について、また、教育委員会のほうにお尋ねしたいんですが、この時期、進学、また、進級を控えまして、保護者の皆さんもかなり物入りな時期を迎えております。私のところにも最近、いろいろ嘆きの声がかかってくるんですけども、やはり特に中学校に入る段階になりますと、制服から指定のバッグから、体育の服から、何かにすると、約10万ぐらいのお金がかかってしまうというふうなことを聞いております。

そういったものの金額について、先ほどの学力の保障もそうですが、やはりこの山都町で子育てをしてよかったと。山都町で子育てをするならば、そういう貧富の差というものがなく、本当に義務教育の間は町が支援をして、なるだけそういった子供さんたちや親御さんたちが困らないような支援をしていくことも必要だというふうに思っているんですが、その点について、現在の支給の現状、多分、教科書とかいろいろあると思うんですけども、今言ったような制服とか、体育の服、また、指定の靴等々、そういったもの、バッグですね。そういったものをもし本当に指定したものをそろえなければならないというふうな中学校なり、教育委員会のお考えがあるとしたら、これやはりかなり町が負担するべきではないかな。そして、みんなが気持ちよく進学できる。いろいろ移住者の方なんかは、おさがりをもらいたくてももらえないというふうな実際の方もいらっしゃる。だんだんここに住まっていると、「ああ、今度は何とかさんが卒業しなはるけん、もらおうかな」とかっていうふうな算段もできてくるんですが、そういった体制がない中では、もうちょっと町がてこ入れをするべきではないかというふうに思っているのですが、その点について、よろしく願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 教育長、藤吉勇治君。

**○教育長（藤吉勇治君）** それでは、お答えしたいと思います。

まず、今、御質問がありました支援についての現状ということですけども、現在、小学生、中学生について、要保護、それから準要保護の家庭につきましては、町のほうから就学援助費を支給しているところです。

この支給につきましては、学校教育法で定めてあるところでもあります。中身としましては、五つあります。まず一つは、学用品費ですね。それから、新入学の子供たちの新入学用品費、それから、修学旅行費ですね。そして、学校給食費、そして、医療費というのがあります。修学旅行費につきましては、その限度額を決めて、実費支給です。それから、給食費、医療費についても、これは実費の支給ということになります。最初の学用品費、新入学用品費につきましては、これは上益城の各町で統一されています。同額を本町でも出しているところであります。

それから、全児童、生徒に対しまして、保護者負担軽減費というのがあります。これは児童数分、生徒数分を各学校に出しているわけですけども、まず、支援ということでは、そういったものがあります。

お尋ねにありました体育服、あるいは、中学校の制服ということでもありましたので、その部分につきましては、まず、要保護、準要保護家庭におきましては、先ほど言いました学用品費、それから、新入学用品費、そういったものを使って購入していただくこととなります。

それ以外の児童、生徒につきましては、各家庭で準備をする、購入するということとなります。

けども、本町で、学校にもよるんですけども、PTAで、卒業するところの子供さんの制服であるとか、いろんなものをPTAのほうで呼びかけて、集めていただいて、そして、いろんなバザーとか、そういった機会にできるだけ負担がないように提供されるとか、そういう取り組みをされている学校も、PTAも町内にあります。

PTAという形をつくらなくても、お互いに近所同士、そういったところで渡したりとか、そういう状況もあるわけですので、そういう保護者、それから、地域の中で、お互いに力を合わせながら、子育てについて力を合わせていく。そういったことも含めて、支援の拡充というのを図ってきたいというふうになにに思っています。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 各種の支援のお話ありがとうございました。しかし、義務教育というからには、やはり均一なそういった支援も必要じゃないかと。それと、今、PTA等々でやってらっしゃるところもあるというふうにおっしゃいましたが、こういういい取り組みはやはり全町的に広がるような努力をしていただきたいというところと、また、この時期もそうなんです、今度、夏になると、夏服を調達しなければいけないというふうなこともございますので、年間を通したそういった支援の仕組みが広がればいいなというふうに思います。

そして、私は男の子も女の子もおりましたが、女子生徒については、割とそせんとですけどね。男の子については、本当にズボンなんか見る影もなく、人に回すなんていう状況でなくなったりなんかします、やはり一律にもう少しずつ負担を、そして、子育て政策、何にしてもそうなんです、大きなものでなくても、少しずつを積み重ねる。保育園の時代、子育ての時代から高校に上がるまで、やはり一貫して小さなメニューをたくさん出していくことで、「ああ何か、山都町の子育てはすごくいいな」というふうなイメージをつくっていく。そして、いろんなところに救いの手というか、少しずつの支えがあると、お母さんたち、お父さんたちも、「ああ、何か山都町で子育てしてよかったな」というふうなことになると思うんですね。

やはり出生率が上がってきているいろんな例を見ますと、小さなメニューでも、たくさんそろっているというところのほうが、挽回していらっしゃいますね。なので、そういったところも研究しながら、ぜひ今後とも、子供たちの支援には努めていただきたいというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。

さて、続きまして、統合保育園ですが、今般の28年度予算でいよいよ保育園の建設予算が計上されているところですが、約2億5,000万ですね。前にも、何回もこの件については伺ってきましたが、その規模について、相変わらずのお考えなのか。この間、行政報告の中では図面も一応見せていただきましたが、やはり場所的には厳しいんじゃないかなというふうな感じを得ております。

まず、病後児保育について、この目算といいますか、その経営がうまくいくんだろうかというふうなところの目算を聞かせてください。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 質問の中の病後児保育の経営の見通しというふうなところだと思います。

まず、病後児保育についてであります。病気の回復期にあり、集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により、家庭で保育を行うことが困難な児童を専用スペースで保育をすることにより、保護者が安心して働けるよう、支援を行うものです。

この病後児保育の部分につきましては、子ども・子育て支援計画を策定する中で、アンケートをとりましたが、病後児保育を利用したいという方が35%ほどありました。困っている働く親たちの思いに応えるためにも、医療機関との連携を図り、町民への周知や利用しやすい開設時間など、預ける側の方の意見を取り入れながら、条件を整備していきたいと考えています。

運営の見通しにつきましては、病後児保育の国県の補助金があり、一施設基本額の事業費が200万6,000円、それから、加算額というのが年間50人未満の場合は、加算額がそれにプラス40万1,000円という形になります。それから、50人を超えて200人未満であれば、加算額が220万7,000円というふうになり、そのうち、全体の国県の補助が三分の二、町が三分の一を負担するということとなりますが、子育て支援センター、保育園と併設されることにより、職員の効率的対応により、運営の合理化を図っていきたいと考えております。

対象は6カ月から小学3年生を対象に、1日3人程度を受け入れる予定です。職員は看護師、保育士の二人体制で対応を予定しています。

詳細については、今後検討していくというふうなことです。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** ありがとうございます。1日3人程度ということですが、インフルエンザの季節とか、とても3名ぐらいでは対応ができないんじゃないかなというふうな心配も、ちょっと今したところ。何しろ、つくるといふことにはなっておりますので、有効に、しかも、無駄のない町の負担にまたなっていくような政策をきちんと考えていっていただきたいというふうに思っております。

さて、同設されますその支援センターについてでございますけれども、本当に図面を見たところ、30平米ということで、10坪ぐらいですかね。29か30というふうに書いてあったというふうに思います。現在、千寿苑で展開していらっしゃる支援センターの多分3分の2ぐらいの広さなんじゃないかなというふうに思っています。

千寿苑で今展開している支援センターの利用状況なんですが、うちの課長も御存じだと思いますが、昨年同月というか、先月までの統計を見ますと、昨年度が777名、現在が1,133名ということで、356人も利用者がふえているわけなんですね。というのは、なぜかという、もちろんおわかりと思いますが、あそこで千寿苑で、乳幼児健診が行われているということですね。そのお母さん方が自然な流れの中で、あそこのお部屋を利用していらっしゃる。そして、さらに、支援センターの職員の方々に聞きますと、あそこが一つの待ち合わせの場所になり、そこで語って、もちろん手弁当でやってきて、お互いにお友だちをふやしたり、乳児健診に来たお母さんたちが、その場所で、「あら、お宅も同じぐらいですね」なんていう話を重ねながら、お友だちづくり

をしていっている。そういう場所になっています。

課長もお子さんを育ててこられたと思うので、おわかりと思いますが、私なんかもそうですね。ここに最初に来たとき、2歳半の一番末っ子を連れて、どこに行っていいたか。本当にわかりませんでした。そんなときに、どこにそういったお母さんたちが集まっているんでしょうっていったら、「吉川さん、保健センターに行かれたらどうですか」と言われたんだけど、保健センターに行っても、保健師さんしかいないですよ、普通は。なので、そうじゃなくて、お母さんたちは特別な相談ごとを支援センターに持ち込んでいるというよりも、話し相手が欲しくて、そして、子育ての悩みを聞いてほしくて、ママ友をつくりたくて、そんなことなんだと思うんですね。それをわざわざ、今度の統合保育園の中にある狭いお部屋に、わざわざそんな場所を求めて行くのだろうか。健診あつての今の場所が生きているというふうに、本当に思うんですね。支援センターがこちらのほうに移動した場合には、本当にあそこは健診の場所のみになってしまうというように、全然関連性が見出せないんですが、その支援センターのあり方について、課長のほうでは、どういうふうに思っていらっしゃいますか。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** はい、お答えします。

統合保育園の規模につきましては、今、議員のほうからも言われましたように、子育て支援センター及び病後児保育室を併設した統合保育園の規模の部分では、756平米というふうな形になっております。先ほど、子育て支援センターの機能の部分なんですが、これにつきましては、乳幼児健診の際、そういう形で、お母さんたちが流れて、友だちが交流をするというふうなことなんですが、これからも新たな子育て支援センターでは、現在の業務を引き継ぐこととなりますので、千寿苑での乳児健診時には、現行どおり、子育て支援センターの職員が千寿苑の会場に出向いて、子供の様子を伺ったり、保護者と一緒にカンファレンスを受けたり、兄弟の小さい子供や気になる子供の見守りなどをするなど、子育て支援に必要なことは引き続き行っていくつもりです。

現在、千寿苑で行う乳幼児健診は月2回ほどです。より効果的な子育て支援が必要であれば、出張子育てサロンを乳幼児健診の日に合わせて、千寿苑で開催するなど、保健師等々検討していきたいと考えております。

現在は保健師の赤ちゃん訪問にあわせて、子育て支援センターのPRなどを実施していますが、今後、こういう初めての子供さんが生まれたときに、保健師と子育て支援センターの職員がかかわっていくことで、これからの支援センターの役割とか、その辺の部分のところをこの訪問が特に私のほうは重要だと考えています。

併設することのメリットにつきましては、行政報告のほうでもしましたが、実際に園で過ごす子供を見ることができ、保育士、栄養士などによる相談などの専門機能、それから、保育施設の機能、例えば、園庭、遊具、ホールなどの利用ができることだと考えております。一般の方でも利用しやすいように、子育て支援センター及び病後児保育室の玄関は、保育園と別にしていますので、気軽に利用していただきたいと思います。

今後は、保育園を子育て支援拠点センターとし、近くにある図書館、児童館、小、中、高、商工会、それから、各種団体などと連携を強化し、みんなで子育てをする仕組みをつくっていききたいと考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 課長、ちょっと私の質問とは、答えがずれているなというふうに感じました、正直なところ。というのは、やはり赤ちゃん訪問のときに、支援センターの職員が出張してとか、各種の親の悩みにお答えしていきますよとか、支援センターを御活用くださいとかというふうなPR活動、そして、千寿苑にももちろん行って、月2回の乳幼児健診のときにサポートするというふうなことですが、やはり先ほど私が言ったように、実際にあそこを使っていられるお母さん方は、仲間と集い、先ほど、飯星議員からプレーパークの必要性というふうなことをおっしゃって、私もきのうたまたま出かけた先で、「吉川さん、議会ですね。公園つくって言ってくださいよ」って、その通告に上げていませんので、あれなんです、やはりそういった何げない日常のたまり場がないというところが、この町の欠落しているところだというふうに思っているんです。

だから、本当に今の場所で、何のプレッシャーもなく、やはりある特定の、おっしゃるように、その保育の現場を見られるとか、いろんなメリットは考えていらっしゃると思います。だけど、今のお母さんたちの支援を使っていられないニーズは、そこにはないというふうに思います。本当に具体的に支援が必要な方々は、どこまででも行って、その支援を受けて、相談をされて、町内でなくても、その子供さんの状況によって、いろんな相談の箇所があると思っています。

だけれども、日常的に本当に子供の手を引いて、本当に私たち、しゃべったら解消するような悩みがほとんどなんです。ただ愚痴りたい、24時間子供と対面している中で、やっぱりいろんなことをしゃべりたい。そんなところの場所が、お母さんたちには必要だというふうに思います。シャベルのほうも、利用がすごく広がっているというふうには聞いています。

ただ、シャベルも場所が悪いですね。だから、そういったところをもう一度やはり考えながら、慎重に、建設まで時間もありますが、その間いろんなことを考えていただけたらなというふうに思っております。ありがとうございました。

それで、次なんです、保育園の名前については、私たちもずっと気にしているところで、私も、6月、9月というふうに質問させてきていただきました。と思って、今回も聞こうかなというふうに思っていましたら、提案理由の説明の中で、今回公募になったといういろいろありますが、いろんなお考えがあり、やはり公募することにしましたと。最初、公募はどうですかといったときには、その方向には行かなかったんですが、今となって、やはり公募にすることなんです、公募ということの範囲はどの辺なのか。また、集まった名前が、例えば、これが多かったから、これにしますよという単純な話ではないというふうなことを説明の中でおっしゃっていたような気がしますが、その2点について、公募はどういう範囲でされるのか。また、その集まってきた名称を検討する委員会というものは、どういうふうなことで構成されるのか。そこについて教えてください。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** ちょっと今、吉川議員が言われたことはちょっと誤解を生むんで、言いたいんですけども、私はその公募は考えていないなんていうことを言ったはずはありません。議事録を見てもらうとわかるとおり、それも含めて検討していきますという答えをしているはずです。

それから、さっきのやまトークの話も、ちょっと誤解を生むといかんので、言いますけども、コミュニケーションをとるなら、イベントでいいじゃないかと言われてきましたけども、やまトークは町政座談会です。だから、イベントとは全く異なるものですから、その辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

保育園の名称の公募については、公募の範囲については、山都町の住人、そして、そういう住民票で判断できる方を基本としたいというふうに考えておりますし、名称の選定に当たっては、選考委員会を設けたいというふうに考えております。

委員については、学識経験者もいるでしょうし、保育園の保護者、その他地元の方だとか、そういうことを考えていきたいと思っておりますし、選定委員会のほうにも図りながら、それは進めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** じゃあ、公募は全町へということですね。その方法はどういうふうにするかということは、具体的にはまだかもしませんが、なるべくたくさんの方の御意見がいただけるように、方法等を考えていただきたいというふうに思います。

そして、そうですね。公募も含めてというふうに検討していくというふうなこと、いろんな御意見がある中、公募も含めてということは、私も思い出しました。ただ、含めてとおっしゃっていたときから、もう半年以上はたってきた中での公募ということですので、もうちょっとスピード感を持ってやっていただきたいなというふうなことは思います。

また、やまトークのほうも、これはイベントとは違いますよ、本当に。やまトークは本当に政策の座談会ということであれば、先ほど申し上げたように、本当にきっちりと政策に反映させてください。よろしくお願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** ちょっとこれもそのままにしておきますと、ちょっといけませんので、まちづくりにどれだけ反映できたかという質問があったんで、そのときに答えようと思いましたが、飛びましたんで、話をしませんでした。有害鳥獣の対策の強化ですね。これは例えば、幼獣、これを成獣と一緒に取り扱わないと大変なことになるよと。この意見は物すごく多かったです。この政策に幼獣も成獣並みの補償としました。補償というか、補助金としました。

それから、住民健診の受診の向上率、これをその場で訴えて、皆さん方も非常に御理解を得て、これは受診率が上がりました。それから、デタポンの取り組みは御承知のとおりであります。それから、光情報通信網の整備であります。これも、御船町境そして、高森町境、その方たちは、もう自分たちは差異ができる。そして、これはどういうことにつながっていくんですよと。非

常に大きな、具体的な御意見をいただきました。即、取り組むようにいたしました。

それから、行政情報、特に矢部高校の支援、それから、医療費を高校生まで支給することだとか、保育の助成あたりも、相当知っておられない。そういう方も非常に多いことがわかりました。だから、例えば矢部高校の取り組みなんかは、広報で毎月、これは取り上げているというふうに思います。子育て支援などの施策も、可能な限り周知を図っている。そういう具体的な施策の展開はやっております。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 先ほど言っていたきたかったですね。先ほど効果は何だったのかという質問を私がさっきしたときに、なぜここまで至っていただけなかったのかなというふうに思いますね。タイミングをよろしく願います。

そして、さまざま本当に、これが本当にやまトークで出てきたことに対応して、それ以前から出てきた部分も多分ある中で、やはり直接対話で実行に踏み切ったというところもあるのかもしれないと思いますので、こういったことを実際に私が地域の人から聞くと、「どっちみち言ったちゃあ、つまらんもんな」とおっしゃるわけですよ。これをやったという、これだけの実績があれば、これをもっと知らしめていくということが必要ではないですか。そうすると、「わー行って、言うならばしてやなっとかもしれんばい」っていうふうな気持ちで、やまトークの参加率もまたふえて、しかも、いいまちづくりにもつながっていくとすれば、大変結構なことかというふうに思っております。

では、最後になりますが、図書館のことについてちょっとお伺いいたします。

図書館の運営なんですけれども、昨年度の末、今の時期に、前の図書館長がやめられて、退職されて、新館長はどうなるのかというふうに思っておりましたが、新教育長が兼任をしていくということでしたので、様子を眺めていたところです。

ただ、やはりこの1年がもうすぐたつ中で、どうもやはりお忙しい中、兼任は無理だと多分御自分でも思っているんじゃないかというふうに思っておりますが、今後の図書館長の行方については、どういうふうな見解をお持ちか、お伺いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 教育長、藤吉勇治君。

**○教育長（藤吉勇治君）** ただいま議員のほうから、かなり兼任というのは難しいんじゃないかという話がありました。私も就任以来、兼任をして、取り組みをしてきたわけですけども、確かに教育委員会の範囲ですね。学校教育、そして、生涯学習があります。かなり広いです。そして、図書館にかかわる行事等も、あるいは、その取り組み等もいろいろあります。全てに私がそこに出向いて、いろいろやるというのが確かに難しいです。それをこの1年兼任しながら、思っていたところでもあります。また、図書館長については、考えていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** ぜひ、しかるべき方を人選していただいて、その業務に当たっていただける、専任で当たっていただける方をぜひお探しいただきたいというふうに思っております。

やはり現場は、みんな経験者が多いですので、現場は回っているんですね。ただ、やはり大事な大事なやはり子育て環境の一つのファクターでもある図書館が、目指す方向といいますか、今これをやらなければならないというふうなところは、やはり図書館長がいて、そこに結集して、進んでいくものだというふうに思っておりますので、ぜひその辺はですね。ただ本当に厳しいのは、図書館長というのは非常勤で、我が町の場合。大変安い報酬で働いていただければいけないところがネックでもあるのかなというふうに思っておりますが、そこら辺のことも、町としては十分にこう考えていただきたい。子育て支援に欠かせないものですので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

そして、次に、蘇陽分館の件についてなんですが、蘇陽分館は、昨年の秋ごろに、ずっとこれも懸案だったんですが、昨年の秋ごろに、住民の意識調査をされたようですね。それは、広報やまとでも発表されましたので、多分、町の方も何となくそういうことだなというふうに思っているんじゃないかと思いますが、この移転についての、今の蘇陽総合庁舎の中に入ろうというふうな話なんですけれども、この結果、アンケートの結果についての御説明をよろしくお願ひいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 生涯学習課長、藤川多美君。

**○生涯学習課長（藤川多美君）** 蘇陽分館の移転についてのこれまでの経緯ということでお尋ねがありましたので、お答えを申し上げます。

これまで平成26年から2カ年間にわたりまして、蘇陽分館のあり方ということで、図書館協議会で検討を重ねてまいりました。その中で、まずはアンケートをとって、住民の意識がどうかかというのをとってみてはどうかということがありました。それも移転ありきではなくて、現状をまずは知ろうということがございました。

それから、ことしから、28年4月から役場のほうでは機構改革がございますので、それにあわせてしたらどうかかといった、そういう図書館全体で御意見がございました。それで、まずはアンケートをとるということでございましたので、区長さんをお願いをいたしまして、蘇陽地区全1,492戸にそれぞれアンケートをお願いいたしました。アンケートの中には、記述式のところもございましたので、人目に触れないようにということで、一軒一軒、封筒も用意をいたしました。残念ながら、回答率が低かったんですけれども、1,492世帯に配布をいたしまして、365戸、24%の回収率でございました。

それをもちまして、アンケートの結果を見て、それから、図書館長のほうから、図書館協議会のほうへ諮問がございました。それを受けて、図書館協議会長のほうから、ことしになりまして、1月25日付で答申がございました。答申内容を少し触れてみたいと思います。蘇陽地域全域の住民の利便性を考えると、役場支所や農協、森林組合、社会福祉協会等があり、また、コミュニティバスの発着地でもあり、環境的に人が集まりやすい場所で、図書館の利用度が高くなると予想されます。また、アンケートの結果を考慮しても、馬見原地区の住民の反対は多かったものの、蘇陽地区全体を見ると。支所への移転の賛成が多い結果となっております。

これまで、馬見原地区が遠いので利用しなかったと答えた方も、支所に行ったついでに利用し

たいという意見も多くありました。蘇陽分館の利用者がふえ、読書活動の推進につながるよう、平成28年度中に、蘇陽総合支所へ移転すべきだと考えますという答申をいただきました。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** ありがとうございます。そういうふうに出たということであれば、早く予算化をされて、いち早く移られたほうが、私もいいかなと。やはり、今、課長のほうからも、答弁の内容にもありましたが、そこは起点となっているところですので、さらなる利用増が福祉につながるんじゃないかなというふうに思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

以上で質問を終わりますが、本当に重ねて、この町の教育行政を皆さん全員で支えていただけることを切にお願いしまして、私のきょうの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（中村一喜男君）** これをもって、1番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時08分

再開 午後1時07分

---

**○議長（中村一喜男君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** いつもマイクを外して、事務局から叱られます。皆さん、気づいたときは教えてください。いつもこうはねやります。

御苦労様です。午後のちょっと眠気が差してきた時間かもしれませんが、よろしく申し上げます。最近の国会論議を聞いておりますと、安倍首相がぬけぬけと、自分の任期の間に憲法改正をすと言っているのを見ております。さまざまなことが言われております。放射能はコントロールされている。1ミリシーベルトなんていうのは科学的根拠もなく、勝手に決めたことと環境大臣が言っても、平気ですね。放送は私のほうでとめることができると、総務大臣が言う。昔だったら、これは内閣が幾つも吹っ飛ばすような内容なんです。それがびくともしないというところに、私は怖さを感じます。まさに1党独裁の極みだと思っております。こういう形で、ワイマール体制が進みました。ワイマール憲法というのは、あの当時として、非常に民主的な憲法と言われたんです。その部分だけをつまみ食いをして、そこからいつの間にかナチス体制ができ上がる。気づいたときは、ナチス党員がほうはいとして、あちこちでできとったと。今、安倍内閣を支えているのは、一般には余り知られていないかもしれませんが、日本会議という、言ってみれば、日本版ナチス党員と思われるような人たちが各地におります。地方議員たちもたくさんそれに誘われて、入っております。熊本県のそこにおる人は、国会議員もやりました。私の高校の後輩になる人で

す。

そういうのを考えると、子どもはよほど時代を見据えないと、子供たちに本当に希望の持てる明日をつくってやることはできないと、そういうふうに思うところです。

さて、今度は既に執行部のほうが詳しい資料を出しております。創生会議、この町の戦略計画について聞いていきます。これはこれまでたびたび語られてきましたし、あるいは、やまトークあたりでも話されたかと思いますが、あえて私はここで出しますのは、全容はわからなくても、幾つかを出すことによって、町民の御理解がいただける。そして、情報を共有することによって、よりよいこの町をつくっていくと。そういう観点から聞いてまいります。

もちろん私が毎回こういう形で一般質問するのは、情報を共有することが地方自治の、あるいは、民主主義の一番の根幹ですから、国会であつておるように、気に食わない放送はやめさせる。気に食わないキャスターがおれば、それは交替させるというような状況が今続いておりますから、私たちの町はそういうことでなくて、本当にきちんとした情報をお互いに共有し合って、よりよい明日をつくっていきたい。そういうことで質問しますので、よろしくお願いします。

それでは、質問台からいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 早速、私も、町長にやまトークの現段階での感想はどうかということを知りたいとおったんです。先ほど、吉川議員のほうのそのやりとりがありましたので、時間を節約するために、あえてそれは省きます。

それでは、直接、戦略構想をつくり上げた担当課の本田課長に聞きます。この前も取り上げましたが、非常にこだわるようですが、まず、言葉の定義から聞いてまいります。

この構想には、各章ごとにカクゴ、第2のカクゴ、第3章カクゴと、片仮名でカクゴ、カクゴ、カクゴは、羅列してあります。もう一度、このカクゴの定義を教えてください。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** お答えいたします。一昨年につくりました山都町総合計画、第2次総合計画ですが、これを策定しますときには、その前年に各地域を回りまして、まず地域の地域づくり、この視点からの山都町のこれからを考えていこうということで、取り組みました。それをまとめる時点で、通常、総合計画につきましては、基本構想、基本計画、実施計画、先般提出いたしました実施計画と3段階の構成になっておりますが、その中で、基本構想について、通常、基本方針というものをカクゴという言葉で、五つに分けさせていただきました。

これにつきましては、これまで単に基本方針でよかったんですけども、非常に厳しい現実、これはもう御存じのとおり、人口の急激な減少、それから、過疎化、それから、今、先ほどおっしゃいましたように、日本が、政府が、じゃあ、地方をどう見ているかというところの転換期でもあったと思います。

この辺を踏まえた上で、一つカクゴという言葉を使わせていただいたと。これに尽きると思います。読みかえていただければ、基本方針であるということには相違ございません。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** それでも、一般の町民の皆さんにはわかりづらいと思うんですね。カクゴという文字どおり、言葉の定義をきちんと言ってほしいんです。こういう厳しい状況の中で策定したその計画ですから、単なる作文じゃありませんよと。きちんとした具体的な成果を出すための数値目標なり、あるいは、理念なりをこれに出しておる。カクゴというのは、もともと読んで字のごとく、覚え悟る。本来は、煩惱を払拭して、悟るという仏教用語ですよ、もともとは。それから引いてきて、やっぱりこの今の話のように、非常に厳しい状況の中で、あの増田レポートが消滅市町村のことを非常にドラスティックに出してきた。これにびっくりして、地方創生論が高まってきたわけですけども、そういう厳しい状況の中で、子供たちは人口がどんどん減っていく。経済的には格差が生まれるばかり。それも、貧富の格差、都市間格差と、格差社会になっていく中で、地方自治体がどう生き残っていくのか。それを不退転の決意で、これを出しましたと。これは単なる作文ではありませんよと。そういう意味でのカクゴですよと。そこまで言わないと、町民の皆さんには、これは片仮名でカクゴ1、カクゴ2なんて書いても、言葉遊びにしか聞こえません。せつかくあなたの意気込みが、あるいは、工藤町政の意気込みがストレートに伝わってこない。だから、私は言葉にこだわったんです。

あえてこの総合計画が出てきたところというのは、いわゆる戦略構想というのが出てきたのは、国が一つは選挙対策もあったと思います。それで、この増田レポートをてこに、岩手県知事でしたかね。岩手県知事から総務大臣になった、地方行政に非常に詳しい方です。この人がこの人口動態を見ていくと、2060年には、大体日本人の人口は7,000万人ぐらい減ると。私たち、戦前戦中の人間は、とっても物の少ない時代に育ちました。いわゆる飢えが大変なその子供たちの精神をむしばんだ面もあります。あのころはエンゲル係数が大変な問題でした。収入に対して、食費がどれくらいの割合かと。毎日毎日カライモばかり食べている家庭ですよ。だから、エンゲル係数は80%も90%にもなっていた。今そうはないけれども、子供の貧困の問題、格差社会が一方で出てきます。この格差というのが、ジニ係数という形で、どれだけの差があるか。数%の金持ちが、日本の富の大半を握っているというような時代になってしまった。これをどう埋めていくかというのも、この戦略会議の中にあるはずですよ。しかし、どうしても、選挙対策的な面があって、いま一つ、中身が十分でない。1,000億ですか、地方に配分する国の財源が。そこで、うちの町にどれだけ来ますか、知りませんが。

一方では、そういった冷めた見方をしながらも、現実にはどうにかしなきゃなりませんから、計画でいくと、一番の問題は人口減というのが物すごい深刻な課題だと、国も地方もそれを知っております。我が町もそういうことで、ただ、今、出生率、特殊出生率がうちは1.9ありますと。全国平均が1.7ぐらいだったかな。それからすると、高いですよと言いますけれども、将来にわたって、これは1.7ぐらいにとどめたいと。だから、子育て支援策もしていきますと。そういう内容になっていますよね、これね。ただ、出生率が1.7でも、分母、分数、特に、分母になる親世代がどうかと。それで決まりますから、ただ出生率だけじゃだめなんですよ。そうですね。わずかに50人ぐらいしかいない小さな村で、二、三家族の若夫婦が、もし二人産めば、2.0になりますかね。統計学的には、絶対減らないというのは、2.07ぐらいだそうですね、社会学的には。

だから、これは数字だけではいけないということも、お互いにこれは認識しとく必要があると。私はこの地方創生論の一番の問題点を私が疑問に思っておるのは、これは町長、課長の意見も聞きたいと思いますが、どうしても上から目線、国から地方、都市から農村を見た地域づくりなんですよ。そう思いませんか。それが地方中核都市づくり。だから、あなたたちも自然とそちらに引っ張られて、人口動態のベクトルをそっちに向けがち。今度、高速道路ができた場合は、その発想でいけば、ストロー現象、単なる通過点、そうなりますから、やっぱり国が打ち出してきたこの地方創生というのは、こちら側の論理で、地方の論理、自治体の論理で、もう一回組み直す。そしゃくし直すということが大事だろうと思って、私はこの質問通告をしたところなんです。

だから、その辺のところについてのお二方の認識、あるいは、副町長さんも、よかったら感想を聞かせてください。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 担当課として、お答えいたします。地方創生につきましては、議員おっしゃるとおり、政府、国が言っているのは、東京一極集中、それから、地方への分散ということでありまして、決しておっしゃるとおり、熊本市は見てても、熊本市の周辺の我々の農村、町村、市町村を見ているわけではないというのは、これまでいろんなやりとりをする中で見えてきたことであります。

しかしながら、この町が弱体化、人口減であるのは間違いありませんから、いかにこれを逆手にとるかという意識では、しっかりと持っていきたいと思っております。今般、後で質問があるかもしれませんが、今般の議案を提出させていただいております連携中枢都市圏の問題にしましても、熊本市と連携はそれは必要でしょうけれども、決して主体を見失わないような取り組みをこの総合計画、それから、地方創生、総合戦略、並びにその都市圏構想の中でも、そういった考え方を持たなければ、おっしゃるように、この町の主体性を見失うという意識で頑張りたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 地方創生については、一つはその人口ビジョンという中で、相当な減少になるんだということで、言葉は悪いですけど、少しあおって、何とかせないかんよと。みんな考えよう、地方も考えてくれよということでありますけれども、これは今始まったことじゃなくて、過疎対策事業、山村振興事業、これをそういう急激な人口減少は早くからわかつたのを、やっぱりそういう対策はきちんと打ってきたということも事実であります。だから、今さらというところも、地方創生の考え方を見ても、今さらですかと。もううちは、相当手は打ち尽くしていますというところもあります。

ただ、ああいう補助事業だとか、いろんなことを対策として、特別新型交付金だとか、加速化交付金だとか、いろいろ補助金を、交付金を計画してございますんで、今の総合計画、山都町の総合計画の中で、そういうことに通じるやつ、これについて今回も出しているというふうに認識をしております。その辺は十分承知しながら、今後も進めなければいけないというふうに考えているところです。

**○議長（中村一喜男君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 地方創生についてであります。地方創生という名前がついておりますが、やはりこれは国主導で始まった政策であります。したがって、議員御指摘のように、地方の論理で組み直さないと、本当の地方創生にはつながらないと考えております。やはり地方創生、地域づくりというのは、地域のそこに住む人が主体となって考え、また、実践すべきであって、そうでないと、例えば、地方創生の交付金が終わってしまったら、もう事業が滞ってしまう。そういう懸念もありますので、我々が主体となって、みずから考え、みずから実践していくということが重要であると思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** お三方の感想、私も全く同感です。非常に力強く思いました。決してお上に追従する、お上という言葉もおかしいですね。国が言ってきたことに追随するということじゃなくて、そこは冷めて見て、町長の発言にありますように、私も今さらと思うんですよ。手を変え品を変えて、何とか自分たちの人気をとろうとしているということも、大半はそういう部分があるということです。1,000兆円も借金があるわけですよ。その中で大変な、この何か新しいものが生まれたかのような錯覚を起こさせると。何のことや、金をやっつくから、おまえたち何か考えて、適当にやれと。その中のいいやつは、少し応援してやるよということでしょう。だから、地方中核都市、私が想像するには、嘉島、御船あたりまでは視野に入っているかなという感じもしないでもありません。

そういった心構えを持って、主体的な心構えを持ってやっていく。それこそが、この総合計画でいうローカル・アイデンティティというのは、そういうものじゃないでしょうか。そうした主体的な地方の主体性を持つと。ローカル・アイデンティティというのは、そういうものだろうと思うんです。非常にこういった横文字とか、新しいカクゴとかという言葉を使ってきていますが、その中身をこういう形で町民の皆さんにお知らせをしていく。そして、認識を共有していくというのは、まちづくりの大事な大もとですので、あえて言わずもがなのことをお尋ねしたところで

す。

その中で、私が見ておると、どうしても経済論が先に出来ます。あるいは、産業論が先に出来ます。経済が回らなければ、人は住めない。その前に、回すための産業がそこに。人が食っていけるだけの産業がないと、人は住めない。その論議が今、圧倒的に強いです。果たしてそうでしょうか。

地方創生で、私たちが言葉の先では都会の人たちから、田園風景をいろいろ言われますね。改めて私はルソーじゃないけれども、都市の人たちが本当に自然に返れと。これは政治家が言うんじゃないくて、一人一人がそういう思いに駆られるような国の価値観の転換が、今求められている。今、高度成長ばかり。やっぱり成長なくして、発展なしという論理、国会論議もみんなそうです。果たしてそうでしょうか。資源はもう食い潰してしまっただですよ。食い潰してしまっただ。この町で象徴的なことは、例えば、国有林、もう切り尽くして、天に至るまで切り尽くしてありました。

だから、300人以上おった営林署の従業員、一人もいなくなった。家族も入れると、1,000人以上いたんですよ。文明は森林を食い尽くして、移動すると言われますが、もう移動もできなくな

った。砂漠化していく。中東の砂漠地帯というのは、昔はレバノン水路などがあつた。あのキルガメッシュ神話を知っていますか。豊かな神話があるんです、森の神話が。いかにあそこが豊かな森林地帯であつたかということ。ところが、全部切り潰して、砂漠化して、人間の心まで砂漠化していく。

だから、改めて私は自然と共生する共生の思想をここに織り込むべきだと。この構想を見ると、その辺のところは欠けている。これは、教育委員会も参加しているわけですので、教育計画のところは、そういうのが欠けている。同和教育は、その共に生きるというのを根っこに置いてやってきたはずですね。これはしっかり抜けてしまいました。共生の思想、これが今、あの飯星さんたちが一生懸命やっておられる有機農業の思想でもあるわけです。

この前、あれは有機農業シンポジウムでしたか。やられたとき、私は最後までおれませんでしたので、十分聞けなかったんですが、女性パネラーの大隈さんだったかな。観光農業は跡取りができないけれども、有機農業は跡取りがおると。これはどうしてでしょうね。ああ、そういう傾向もあるのかなと思って聞きながら、私は私なりに思ったのは、これは農業政策を単なる経済の論理で、産業の論理でやってきている。そういうことからかなと。やっぱり農業を文化論として取り上げる。地域社会の文化論として取り上げる。まさに農業はカルチャー文化ですよ。ルソーの自然に帰れというのは、そういうことでもあるわけです。文化論として捉えれば、おのずとその人のこの生き方、価値観、これをきちんと捉えることができるんじゃないかなと私はそういうふうな自問をしながら、あそこでお話を伺っておったところです。

ですから、今度の計画の中にも、そういう視点もほしいと。ローカル・アイデンティティというのは、私は横文字ばかりだと言ってやゆしましたけれども、そこがきちんと座っておれば、この言葉も生きてくるんですよ。私たちがここから主体的に発信していく。生き方を発信していく。地域文化を発信していくというのが、ローカル・アイデンティティだろうと思いますね。それを示してくれているのは、「生きかわり死にかわりして打つ田かな」という有名な俳句がありますが、縄文の昔から営々と土を耕してこられた方々が、農家の方々が、それを生き方の中で、その哲学を教えてくださいまして。

その辺のところも、総合計画の中で、果たしてどれだけ皆さんが論議をして、盛り込んだのか。あるいは、教育論として、教育委員会がどれだけここにかかわったのかという思いをするところです。

最後に、この創生のところばかりは言っておれませんが、もう一つ、この高速道路と光通信、この関係で、まちづくりのことを少し今度は課長のほうから教えてください。具体的にこの計画の中に、どういうふうな今後発展していくのかしないのか。

だから、本田課長、答弁の前に、最近、私は中部山都会の高速道路利用組合の理事長の服部さんから、あなたも知っていると思いますが、服部さんからお手紙をいただきました。高速道路とスマートインターチェンジの話ですね。こういうのがありますと。もちろん、スマートインターチェンジというのは、料金をとらないというのが前提ですから、この高速の場合は、最初から料金をとりませんね。しかし、一つのヒントとして、そういうお手紙をいただいたところです。そ

の辺も含めて教えてください。そして、この光通信は、ことしはどこどこまで利用できるようになるか。来年はどこどこ。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** お答えいたします。九州中央自動車道北中島インターチェンジの開通は、御存じのとおり、平成30年ということになっておりますが、この開通をやはり地域づくり、町の定住施策や、もちろん経済振興に結びつけなきゃなりません。総合計画では、山の都づくりというのを大きく一つのキーワードにしております。山の都という表現も、至るところでやっているわけですけども、住みやすい、住み続けたいまちづくりというのを目指すということでは、全体を通しているところであります。

高速道路ですけども、これにつきましては、諸刃のやいばとなる可能性は、先ほどおっしゃったとおりです。ストロー現象になってしまう懸念も、重々えてしてあり得ます。ですから、住みやすい、住み続けたい山都町づくりをどうするかと。これは先ほどおっしゃいましたように、豊かな自然もそうでしょうけども、もちろん経済行為なり、暮らしていける経済行為、そして、住居もそうです。そういったものを総合的に勘案していかなきゃなりません。

高速道路ができますことは、一つには住みやすい場所であれば、熊本市へ通うこともできるんじゃないかと、当面ですね。将来的にやっぱりこちらに住んでいただくという政策が必要ではないかということでもあります。

それから、光ケーブルですけども、これは隣の美里町さんも、今回、整備されることになりまして、うちのほうも後発でありましたけども、であるがゆえに、最新技術をその手に入れる可能性が出てくるのではないかというふうに思っております。

今さまざまな情報手段が、いろんなものが開発されて、光ケーブルを設置することによって、こちらに新しい起業、起こす業なり、創業の可能性がかなり高まってきます。やはり地価が安く、そして、熊本にそう遠いわけではないというところをもっと売り出していくためにも、ここで仕事ができるというためには、この光情報通信の基盤整備が必要だと思います。

これによって、時間と距離の短縮が図れるのは間違いないという思いです。新たななりわいの可能性を今後も求めて、そして、これを活用できるもう一つは、人材をこちらに要請すること、もしくは、入ってきていただくこと、お互いに刺激し合うことが、もう一つの点では大事なんじゃないかというふうに思っております。そういった観点で、総合計画を中心に、地域づくり、まちづくりを進めていきたいというふうに考えます。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** そのスマートインターチェンジ。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** スマートインターチェンジということについては、ちょっと私のほうは余り詳しくございませんが、山都町の場合、将来的に宮崎側とつながった場合、無料区間ですので、町の負担ができれば、どこでもつくれる可能性はあるんじゃないかというふうに、今のところ思っております。かなり町の負担となりますけれども、無料区間ですから、どこでお

りても、どこに乗ってもいいというのが、本来のうちにとっては理想ではないかという思いはしております。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 光通信。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 失礼しました。光の年次計画につきましては、本年10月に浜町局、72局ですね。こちらについては10月に開通予定ですので、浜町局です。それから、来年の29年4月です。これにつきましては、清和、蘇陽地区がなりまして、30年4月に柏局、名連川局等の、済みません、人数が少ないとか、世帯が少ないところにつきまして、開通の予定でありまして、30年度の4カ年計画でございましたけれども、約1年ほど前倒しで進むことに、今、計画のほうは聞いております。その2カ月ほど前に、整備の2カ月ほど前に、住民説明会、加入の説明会を開いていきたいということで、事業者と今説明しております。済みません、ちょっとここに開局の具体的な、よろしゅうございますか。10月に、まず浜町局が開局するという前提で、今進んでおります。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** これはもう民間会社がすることですから、こちらが順位づけはできないわけですので、その辺のところも説明してってください。それでないと、一体感をつくっていきよるのに、何かこういうインフラ整備まで差をつけるのか。順位を後先にするのかという不満が起らないでもないですから、これはもうNTTが自分たちのその経済的な論理で、この順位をつけたということは説明してってください。

それから、もう一つ、これは町長と総務課長に聞いておきます。この人口対策について、この人口動態は非常に深刻でもあります。この現状認識を受けとめながらも、私は今、定常化時代と、成長しないでもという論理もあります。資源だけを食い潰して、地球環境がこんなに劣悪化していくということ、このグローバルで考えたときは、私も同感なんです。

ただ、やっぱりどっかで歯どめをしなきゃならない。この地域に限って言えば、定住、移住をどう図るか、子育て世代のですね。それで、今度、営林署跡に、若者向けの住宅団地をつくるというのが出てきましたので、一つの条件整備であると思います。

もう一つ大きなインパクトがあるのは、私がかねてから言っておった保育料の無料化ですよ。教育関係についても、午前中、吉川議員あたりも提案がございましたが、まず優先順位をつけて、本当に子育て世代に魅力なのは、保育料を無料化すること。千葉県と東京都の境の、あれは何という町だったかな。千葉県側の川一つ隔てたところが、これは無料化じゃなかったんです。第3子を無料化したんだったかな。それだけでも、あそこは大都市ですから、大変な移動が起きているんですよ、ここは、世帯移動が。

それを考えると、門川課長、町が独自に、今大変な町の負担をやってもらっています。保護者負担の軽減にですね。あと幾らあると、無料にできるんでしょうかね。4,000万でしょうか。3,000万でしょうか。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 保育料に関しましては、保護者の負担のほうで、去年下げたときには、下げる前は8,000万円ほどということで、下げたときに4,000万円ほど残ると。ですから、約4,000万ほどではないかなというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） 町の財政からすると、かなりな額でもありますけど、それをあえて、インパクトを持たせる意味からも、私は4,000万ぐらい、どこからかひねり出すべきじゃないかと言ってきました。

ふるさと、いわゆる納税、これが1億5,000万円に近くなるようになりましたね。その半分は返戻金として使いますけれども、少なくとも七、八千万はそこから出てくるということです。

それと、やっぱりこう言う以上は、我々議員も身を切る必要があると思うんです。私は議員歳費を1割ぐらいカットしていいと思うんです。職員の給与のカットを言う前に、まず、隗より始めよ、議員歳費のカットですよ。そのくらい思い切ったことをやらないと、本当のまちづくりはできない。我々議員は言いつ放し、責任はとる必要ない、具体的な形にあらわす必要ない、俺はこう言っとったと言え、それで済むんですね。私を含めて議員というのは、そういうところがあるんです。

私はそれぐらいのことは覚悟の上で、それこそ覚悟の上で言っておるところです。坂口課長、この無料化については、あなたのところがかなり、渋るだろうと思うんですね。反対するだろうと思うんです。あなたの考えを聞かせてもらいます。そして、町長の意見も聞かせてもらいます。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） お答えいたします。保育料の無料化ということでの御提言ということで、まずは受けとめたいと思っております。午前中にもありましたように、子育て支援政策の非常に大きなインパクトという点では、私もそれは同感でございます。ただ、財源を考え合わせましたときに、一時的な期間を決めた補助であれば、補助というか、削減であれば、それも可能なのかなと思っておりますけれども、これがずっと永続的に進んでいくということであれば、そこでは少しどうかなということ、頭をひねるところでございます。

先ほど、副町長のほうからも、地方創生の総合戦略の話で、この戦略補助金が終わったときに非常に大事だという話をなさいました。私も全くそのとおりだというふうに思っております。持続的、または、継続的な行財政運営をやっていく上では、そういった財源も非常に考え合わせていかなければいけないという立場でございます。

○議長（中村一喜男君） 町長、工藤秀一君。

○町長（工藤秀一君） 急激な人口減少に係る保育料の無償化をやって、子供たちが少しでもふえるようにと、ここで育てるだとか、ここで産むとかですね。そういうことにつながるようにという御提案だというふうに思いますが、私がいつも常々、各担当部署と話しているのは、この山都町の今の百四十何集落、そして、それを守っていくために、どれぐらい人が必要なのか。そしたら、先ほども議員がおっしゃったと思いますけども、子供たちだけを今、二人産んでいる

から、あと3人、4人産んでくれというだけじゃ、とても足りないんです。人口ピラミッドを書いてみれば、すぐわかることです。やっぱりそこら辺の40歳までぐらいが、子供が産めるという常識論で話をすると、そこまでも張りつけていかなないとなかなか難しいということでもあります。

そうすると、やっぱり住宅の政策のことも必要であろうし、雇用の部分も必要であろうと思います。そして、やはりこの町に子供たちができないと、将来を担う子供たちができないのも全くそのとおりでありますので、やはりそこを総合的に考えて、そういう施策がぜひとも必要だと。そして、自分たちが何を我慢しよう。そして、そこを伸ばさないと、この町の将来はないんだと。そういう大原則を考えると、やっぱり財政面も重要でありますけども、町が潰れるという話は、これは本末転倒の話でありますので、その辺も十分考えて、今後、本当に本気になって、私は検討すべき事案だろうというふうに考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 我々やっぱりみずから身を切るという姿勢も、一つ大事ですね。それのことにに関して、ちょっと午前中のことを思ったんですが、教育長、あなた、図書館を兼任して、とても忙しい。教育長は兼任しないのに忙しいんです。ただ座って、何かができる。学校に指示を出せば、教育行政ができると思って、なったわけじゃないと思うんですね。あなたが兼任しているのは、ほかの部署でも言えます。課長など、権限を持っている人。それは、個人が請け負っているんじゃないんです。組織が兼任しているんです。これは忘れないでください。教育長、あなた、この前までは学校の校長だったから、その感覚で答弁しているようなんですけども、教育委員会という組織に、ある意味では図書館長を兼任させていると。あんたが一人ですることじゃないと思うんですよ。これは課長でも、社会教育課長でも、あるいは、係長でも指示は出せますから。

そういう形で、少しでもこの子育てのほうに、それこそ選択と集中なんです。国が言っている地方創生は選択と集中。これはある意味では、排除と淘汰になってしまいます、国が言っているのは、それと真逆のことを私は言っているんです。本当に選択と集中とは、そういう形で生かしていくということが大事じゃないかなと。あえてこれは答弁要りません。そういう心構えで、図書館の館長も兼任して行ってください。我々も、議員歳費はカットされても、決して文句を言いません。

それから、やっぱり保育料の無料化は、町長、思い切ってやるべきですよ。あと四、五千万ですね。冗費を削ると。出づるを制して入るを量ると。もう時間がなくなりましたが、三セクなんかは、その最たるものですから、ここで十分出てくると思うんですよ。毎年、赤字を垂れ流している。三セクのところを質問していますが、きょうは十分質問する時間がありません。また、保育のところで、もう少し聞きたいと思います。三セクについては、改めてまたどこかで時間をいただいて質問します。とにかく三セクのほうでは、出づるを制して入るを量ると。これは経済の大原則ですからね。それが垂れ流し状態でということ、耳にタコができたぐらい、檜林課長なんか、聞きたくないかもしれませんが、あえて言っときます。どこかで、どういう改善を図ったか。診断をやってもらいました、専門家からですね。その診断に基づいて、どれだけ入

るを量ることができたか。四、五日前でしたか、先週の土日、九州各県のお寺さんが、隣保館に同和問題の学習研修においでた。そのとき、国民宿舎を、これはうれしい悲鳴ですが、国民宿舎を予約したら、満杯で取れなかったと。少しずつ、最近、その東南アジアの人たちが来始めたのかなと思います。それは非常にうれしいニュースだなと思って、聞いておりました。

それはまた、いずれ論議することにして、保育所問題ですね。今度、統合保育所をつくる。私も今度始めて、姿図なんかを見せてもらって、二つ、私は問題があると。一つは、保育所というのは、囲い込んで管理するところじゃないですから、保育というのは、あくまでも教育の視点から、子供の全面発達を図る場所なんですね。門川課長、あなたは3月で終わりですので、もう少しエールを送りながら、質問したいわけですけども。あそこまでまとめるには、大変な苦労があったと思います。いろんな論議がありましたからですね。あそこにつくること自体さえも、やっぱり反対もありました。これが部落問題とかかかわっていないならば、とてもうれしいことだと思いますが、もし、そういう意識が根底にあって、いろんなことが出てくるということであれば、非常に残念ですね。40年間、ここで同和教育、同和保育、いわゆる共生の思想を持って、部落の子を初め、障害を持った子や、貧しい家庭の子供さん、いわゆる保育の場から疎外された子供たちを、あそこで初めて受け入れて、そして、教育の視点から全面発達を図ってきた。これは熊本県の教育の模範になって、同和という名称も、全国でも、だた一つしかなかったわけですよ。同和という名称に込められたその思いや、共生の思想、これが今度は変えられていくということは、非常に私は残念でなりません。

私がここで言うのは、一つ、あそこは管理の場所じゃなくて、子供全面発達の場所であれば、私は中庭はちょっと狭いなと思うんです。広場は子供たちのワンダーランドでした。今の同和保育所の広場は。これだけの面積を持っているところは余りありません。水たまりができれば、げんごろうがそこにどっかから飛んできて、住みつく。トンボとり、バッタとり、子供たちは雑草の中で喜々として遊んでおります。まさに子供たちの姿を見ておると、遊びをせんとや生まれけん、戯れせんとや生まれけんということで、私の心も浮き浮きしてきます。

そういう空間を確保していないような気がします。将来、そういう空間が見つければ、どうかなさるかもしれませんが、せっかくならそういうところも考えてやってほしかったと。あの中庭だけではどうでしょうか。門川課長、何か感想ありますか。

**○議長（中村一喜男君）** 中村益行君、保育所問題については、通告があっておりませんが、子育て支援ということで、通告してありますので、課長、答えるなら答えてください。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** お答えします。先ほど、中村議員さんのほうから、子供たちの遊びの空間をつくるという部分においては、ちょうど中央のほうにある空間の部分は、小さいゼロ歳、1歳、2歳、3歳の子供たちが、そちらのほうで遊んだり、あと右のほうに、園庭が今、同和保育園の立っている場所と、園庭のほうを合わせたところが園庭になりますので、その辺も含めて、子供たちの遊び場になればというふうに考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** とにかく課長、私たちはこの日めくりカレンダーをめくりながら生きていくわけじゃない。この間、私の友人から句集が送ってきました。「残されし時を思いて春ごたつ」と。私より10歳ぐらい若い人ですよ。この人でも、こういう老境を歌うようになったのかと思いましたが、私なんか、そういう感想を持つような余裕も何にもなくて、突っ走ってきました。人間はみんなそういう形で、今を生きているというふうに思います。

これは今度やめられる課長さんたちに、私の言葉として送りたいんですが、新しい人生がまた4月から始まりますね。新しい朝がここから明けるんです。これまでは十分、皆さんは充実した取り組みをなさってきたと。今、門川課長の顔を見ながら、ちょっとそういう感慨にふけておるところです。環境問題のところでも、十分時間がとれませんでした。今、この町で、あそこの交鶴のところ、処理場をつくらうとしている、一般廃棄物ですね。それと、今後、広域にやるやつが十分整合性を持ったものでなからんとなりません。

この整合性の問題からしますと、今後新しくつくるところは、実は以前から環境アセスも、金をかけて、十分やっておったんですよ。これは固有名詞を出して失礼ですよ。後藤課長のとき、私はその話もしました。だから、無駄のないように、そのことも生かしながら、という話をしましたが、環境アセスはまた新しくやっちゃっている。すると、金もかかっている。

だから、ここは広域の処理場にかかるには、これが供用できるようになるには、10年というスパンがあります。しかし、実際は、簡単に10年でできるかと私は思いませんよ。これは担当課長、どなたかな。計画どおりには行きません。恐らく地域の同意が必要です。その辺の見通しはどうですか。

**○議長（中村一喜男君）** 環境水道課長、江藤建司君。

**○環境水道課長（江藤建司君）** お答えいたします。現在、上益城郡内で協議が行われております一般廃棄物広域処理施設整備につきましては、行政報告で説明したとおり、建設工事の検討の中で、大まかな方向性として、一般公募とあわせまして、関係町村から最低1カ所は候補地を推薦することとしています。山都町が計画しています最終処分場は、現在、用地買収を進めておりまして、事業が継続している状況でありますので、候補地としての資格は有しているというふうに考えております。

当然のことながら、議会及び関係者のご協議しながら、検討した上でのことではあります。もし、そういった方向に至った場合には、本町からの推薦候補地としての選択肢の一つになる可能性は十分に考えられると認識しております。

したがって、広域処理計画とは、候補地としての位置づけにおいて、関連性が出てくるのではないかと、現在のところ考えております。新しい広域の施設は今からでございますので、まだ地元との協議とか、そういったところには至っていない状態でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** そういうことであれば、なおのこと、私はかなり時間がかかると思いますね。だから、そのことは抜きにして、今の本来の町の計画を進める必要があるというふうに思います。そのことを言いたかったんです。門川課長、一つだけお願いしておきます。あなたが

3月いっぱいでおやめになるならば、統合保育園の理念だけはきちんと伝えていってください。

同和保育所が広めた子供同士がつながり合う、ともに助け合って生きていく。共生の思想、つながりがある、そして、共生をすると。共に生きるというこの考え方、その中で、教育的な視点を持った全面発達を図っていくと。これだけは名称がどう変えられようと、本当は名称が命です。私はそう思ってきましたが、これはみんなの意向で、名称を変えるということであれば、それはそういった理念を生かしたような名称になれば、なお立派ですけれども、どんな名称になろうとも、中身だけはそれを大事にしていきたい。本町の保育士たちが積み重ねてきた40年の、これは魂の塊です。それを申し上げて、終わります。

**○議長（中村一喜男君）** これをもって、12番、中村益行君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

---

散会 午後2時07分

3 月 9 日 (水曜日)

平成28年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年3月3日午前10時0分招集
2. 平成28年3月9日午前10時0分開議
3. 平成28年3月9日午後2時56分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）
  - 日程第1 一般質問
    - 7番 江藤 強議員
    - 10番 稲葉富人議員
  - 日程第2 発委第1号 山都町議会委員会条例の一部改正について
  - 日程第3 議案第4号 専決処分事項（山都町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて
  - 日程第4 議案第5号 山都町教育特区学校審議会条例の一部改正について
  - 日程第5 議案第6号 山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
  - 日程第6 議案第7号 山都町営体育館条例の一部改正について
  - 日程第7 議案第8号 山都町行政不服審査法施行条例の制定について
  - 日程第8 議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
  - 日程第9 議案第10号 山都町行政区設置条例の制定について
  - 日程第10 議案第11号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
  - 日程第11 議案第12号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
  - 日程第12 議案第13号 山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
  - 日程第13 議案第14号 山都町一般職非常勤職員等の勤務条件に関する条例の制定について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治

10番 稲葉 富人  
13番 佐藤 一夫

11番 田上 聖  
14番 中村 一喜男

12番 中村 益行

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤 秀一	副町長	岡本 哲夫
教育長	藤吉 勇治	総務課長	坂口 広範
清和総合支所長	増田 公憲	蘇陽総合支所長	有働 章三
企画政策課長	本田 潤一	税務住民課長	甲斐 良士
山の都創造課長	檜林 力也	農林振興課長	藤島 精吾
建設課長	江藤 宗利	農業委員会事務局長	山本 祐一
環境水道課長	江藤 建司	健康福祉課長	門川 次子
そよう病院事務長	宮川 憲和	老人ホーム施設長	小屋迫 厚文
隣保館長	西田 武俊	学校教育課長	田中 耕治
生涯学習課長	藤川 多美	地籍調査課長	藤原 栄二

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長(中村一喜男君) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 一般質問

○議長(中村一喜男君) 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。7番、江藤強君。

○7番(江藤 強君) おはようございます。7番議員の江藤です。

三寒四温と言いますが、きのうまでは本当に暖かかったんですけども、きょうはちょっと雨が降る中で、肌寒さを感じているわけでありまして、さて、きのうの同僚議員の一般質問を聞く中で、本当に山都町においては問題、課題が多いなという気がいたします。次から次に出てくるなという感じでありまして、どうしてなのかなということを、また1回じっくり考えてみたいというふうに思っております。

今回、私も6点ほど一般質問を用意いたしております。限られた時間の中で、優先順位をつけて質問してまいりたいというふうに思っております。あとは質問台のほうから質問させていただ

きます。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** まず初めに、大矢野原演習場ということについてということで質問をしていたかと思えます。町長にお尋ねしますけども、まず3点ですね、演習場が町内にあることに対して、町は、それから町長は、どのような認識を持っているのかという点。それから、聞くところによりますと、町長は演習場があることのメリットを生かして、町の発展につなげたいということ、自衛隊を生かす中で活性化につなげたいということ、中島地域の住民の皆さんにお話しされているようでありまして、これまでに何か自衛隊に対して働きかけを行ったのかという点、それから、3年前の選挙の折に、中島地区の期成会の方々に対しての公約であったかと思えますけども、専任の職員を1人張りつけるという点、これ私、以前質問したときには、環境を整えよという話であったかと思えますが、もう3年を経る中で、どうするのかという点をまずお尋ねいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** おはようございます。

大矢野原演習場の関係の御質問でありますけども、今、防衛白書、それからマスコミ等でも取り上げておりますように、中国や北朝鮮の脅威が高まる中において、以前は北海道の守りというのは非常に重要視をされていたものですが、九州地方に防衛体制の強化というのが非常にシフトしてきているんじゃないかという感じをしております。大矢野原演習場は、大分の日出生台演習場に次ぐ、九州では2番目に広い規模を持っております。年間300日、11万人を超える演習が行われていると承知しております。さきに述べた理由により、今後も演習の規模は拡大していくということが予想されるという認識であります。

これまで演習場周辺住民の方々は、国防だとか自衛隊の訓練について、一定の理解はされておりますけども、ヘリコプターの離着陸時の騒音、射撃訓練による騒音、自衛隊車両走行に伴う粉じん等々が非常に生活に支障となっているということも事実であります。このため、地元で組織する大矢野原演習場周辺対策期成会を通じて、演習場の管理班と協議をされております。その上で、町も民生安定事業、障害防止事業、調整交付金事業とか、いろんな事業で問題を解決するべく、各事業を計画的に進めているというところであります。

懸案事項は少なからずありますけども、いずれにしても自衛隊と周辺住民の方々の相互理解、信頼関係の構築というのは非常に重要でありますし、そのためには、日ごろからの対話が必要であるし、そういう場をつくるということは最も大事であろうというふうに考えております。町のほうも、その辺は十分考えておる次第でありますので、機会あるごとに、その辺を、仲を取るといいますか、お互いが少し不安になってきたとか、いろんな問題が生じつつあるというときには、こちらからも出ていっているような状況もございます。

今後とも、建設的な立場から意見が率直に交換されると、自衛隊のほうも、そしてまた住民のほうからも、率直な意見が交わされることを期待しております。

一方で、共存共栄を望まれる住民の方も非常に多うございます。そういうことも私は感じてお

りまして、地元を初め、町への経済効果や波及効果を望んで、望まれていると思いますので、私もその辺は非常に重要だなというふうな気持ちでありますので、自衛隊に対しての働きかけというのは、昨年もやりましたし、ことしも1月の14日に8師団長のほうまで話をしたわけでありませう。これ8師団というのは、大矢野原演習場の管理部門を担っているところであります。その師団長もそうですけども、管理の業務隊長、管理班、管理課長、そういうところも申し入れを行ったところであります。申し入れというのは、定期的なイベントというのを地元のほうも、自衛隊さんのいろんなイベントを演習場のところでもやってくれないかということもありますし、訓練期間中、300日、11万人という話を先ほどしましたけども、そういう生活物資の調達などを、全部とは言わないと、町のほう、それから周辺地域が潤うように、調達をやってくれないかという御意見もありましたので、それもあわせて申し入れました。今後も、粘り強くこれを申し入れていきたいというふうに考えております。

また、自衛隊からは、火入れの協力、共同支援作業ですね、この協力、それから通潤橋の除草作業、これも毎年ではありませんけど、本当によく通潤橋の除草作業もしていただいております。さらに地域づくりについても、周辺住民の、特に演習場の周辺地域に、地域づくりだとか、そういうことも一歩踏み出してもらえないかということもお願いをしていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つ、専任職員のということがあります。これも言われることは十分わかっております。ただ、非常に職員数が、今、万全というわけではありません。やはり組織機構の改革も今進めておりますし、その辺のことも十分考えながら、今進めているわけでありませう。もう少し時間をいただきたいというふうに思います。適切な対応を図れるよう、何よりも地元のほうからも専任の職員が欲しいということも言われておりますので、その辺のことは十分承知しておりますので、対応を十分検討してまいりたいというふうに考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 町長、私も簡潔に質問していきますので、簡潔に答弁お願いします。その他課長さんにもお願いしときませう。

ちょっと私は町長に働きかけをという、認識をということで聞いたつもりなんですけども、ちょっとかみ合ってなかったのかなと。演習場の紹介をしていただいたのかなという感じがします。

それから、働きかけについては、8師団に行って、いろんな物資あたりの調達をという願いをしたということでありませうけども、そういった具体的な事例が一つあったと。もっともっとあったのかなという感じはしたんですけども、私からすると、もうちょっと不十分のかなという気がいたします。

それから、専任の職員については、もう少し時間をくれという話なんですけども、やはりもう3年を経る中で、もう残すところあと1年、任期まではですね、そういう時期に来ている中で、やっぱり公約をちゃんとうたったならば、それを守るという姿勢でやっていかんと、それは公約違反という形になろうかと思ひます。

町長の言葉からちょっとありましたけども、北海道から西部方面に、いろんな形の中で再編が

なされておりますけども、御存じかと思えますけども、演習場においても部隊の再編とか、新装備の導入あたりを今後検討されてきつつあるというふうに話を聞いております。そういう中で、もっともっと町が積極的に働きかける、町長を先頭に、また我々議会もですけども、働きかけることによって、本当の意味での活性化につながっていくのではないかなというふうに思っています。今ちょっと聞いた話では、まだまだちょっと具体性にも欠けるし、積極性に足りないなという感じを受けました。

もっと言うなら、これは私の考えなんですけども、もっと言うならば、関係省庁の職員、あるいは部隊の職員あたりを出自、現役の方でもいいです、OBの方でもいいですけども、その方々を出自していただいて、そういう方と一緒に専任の職員と組ませて、それからいろんな情報を求めていく中で、この町の発展につなげていく方法もあるのではないかとこのように私は思っていますけども、その点については答弁は要りません。専任についての部分においても、まだまだ時間をくれということですので、一応、私の提案として述べておきますので、検討してみてください。次の質問に入りたいと思います。

次の質問が、行政と住民自治のかかわり合いについてということでありましたけども、質問に入る前に、総務課長、この区長制度の見直しですね、住民自治と行政とのかかわり合いというのは非常に大事な部分でありますよね。1回、去年、議会に9月だったか6月だったか忘れちゃったけども、こういった資料をもらいました。で、説明があったかと思えますけども、それきり、途中経過も含めて、議会には何の報告もない。私は、これは何回もする機会があったんじゃないかと思えますよ、これまでに。途中経過も含めて、今こういう形になっていますよという。そういうことをしていくべきじゃなかったんですか、議会への丁寧な説明を。去年12月、藤川議員が指摘されたでしょう。議会への丁寧な説明がないから、執行部に対しての不信感が募ってくると。こういった点についてはどう考えていますか。何でしなかったんですか、今まで。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** おはようございます。

ただいま、昨年9月の行政報告で、区長制度の見直しについて説明をさせていただきました。これにつきましては、私どもとしては、最終案ということで提案をしたつもりでございますので、それ以降は細部にわたる要綱ですとか、補助金の交付関係についての規定ですので、これにつきましては、そういう報告というのは、これまでやってこなかったと。制度の概要については、根幹的な部分については、9月の行政報告が最終的な提案だということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** やっぱりその細部についても、これ本当に大事な部分ですよ、ここは本当に。今後、行政が住民自治とどう携わっていくかという関係の中で、やっぱり細部についても、きちんと議会に説明していただきたいな。途中経過の中で、いろんな話が出てきて、いろんな話の中で、出たり入ったりしている話は、途中、私の耳にも入ってきていますけども、そういったことも含めて、途中経過、経過、せめて関係委員会ぐらいには、こういった状況で進んで

いますよという話をしてくれてもいいんじゃないのかなというふうに思っています。

2月23日だったですか、区長さん、自治振興区会長さんあたりを集めて、定例会の始まる2週間を切る中で、説明されたということでございますけども、これも区長さんたちの話を聞くと、限られた時間の中で、本当にいきなりこういった資料を出していただいて、一方的な説明の中で、わかりにくかったという話を聞いています。質疑もほとんどできなかったというふうな話も聞いていますので、もうちょっと町民の方々、代表者の方々にも、きちんと丁寧な説明をしていくべきじゃないかなというふうに思っています。その点は、今後気をつけてくださいよ。

質問に入っていきます。これ、後で総務課長、これとこれ、前のというか今現在使っている区長の手引と新しく予定している区長の手引、これは全議員に配ってください、お昼休みにでも。午後の議案に多分入っていくだろうから。

で、この手引書を読んでみたんですけども、読めばわからないことはないんですけども、非常にわかりにくいですね、1回読んだだけでは。これは区長さん方がおっしゃっとるのは理由がわかるんですけども、また問題点も多いように感じますが、まず一つずつ聞いていきますけども、まず、総務課長、簡単に今度の予定するのと、どこがどう違うのか、簡単に説明してください。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 内容を説明します前に、2月23日に全体会議を開かせていただきました。それまでに、平成26年度から、各支部ですとか、各区、これに対しまして入念な説明を行ってきたつもりであります。それで積み上げてきた資料といいますか、形が、こういったガイドブックにあらわれたということございますので、決して机上でこちらもつくったわけではございませんので、そこのところは、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

では、見直しの内容、大きく4点ございます。まず1点目は、自治振興区を主体としました住民自治組織をより強いものにするということ、これが見直しの目的でございますので、各集落を代表される区長の皆さんに、地域づくりの中心的な役割を担っていただくということで、具体的には、自治振興区内の区長の集合体としての区長部、これを設けていただきまして、自治振興区の構成組織として位置づけを行っていくということが1点でございます。

2点目が、振興区内の内部組織として位置づけをしていく、そしてまた活動していただく関係上、地方公務員としての身分を付与しないということになります。これまでの町との主従関係をなくしまして、協働のパートナーシップを構築しようというものでございまして、これによりまして、政治的行為、選挙等の制限がなくなり、より自主、自由な活動が可能となるというものでございます。

3点目は、現行、区長個人へ支払っていましたが報酬を自治振興区の、先ほど申し上げました区長部に対しまして、交付金として交付をするということでございます。さっき2点目で述べましたように、地方公務員としての身分がなくなりますので、報酬での支払いということではできません。よって、今回、行政協力に対する対価と地域づくり活動費用として、交付金という形で支払うものでございます。

最後、4点目ですけれども、行政の連絡事務をお願いするわけなんですけど、これまでどおり、

いろいろ広報等を通じて配付をお願いするということですが、これは、月2回から月1回に変更を行うということでございます。これは非常さんに区長さん方に負担感が強いということもございまして、これは、協議を重ねていく中で、今回、こういったことに変更を行いました。ただし、これにつきましては、原則1回ということもございまして、選挙公報ですとか、こういった全世帯へ配付が義務づけられています文書につきましては、例外として、特別便ということで配送することとしております。これによりまして、住民への情報が希薄になったり、情報量が減ることがないように、防災行政無線ですとか、デタポン等のさまざまな媒体を有効活用しながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上が、見直しの要点でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 一つずつお尋ねしていきます、私も確認していきたいので。質問がちぐはぐになる部分もあるかと思えますけども、そこは御容赦いただきたいと思えます。

まず、地方公務員の身分ではないという中で、なぜ委嘱状を出すのか。委嘱状とは大体どういったものなのかということから、委嘱状とはどういったものか。それから、委嘱状は何のために公務員でない方に出すのかという点、そして、区長には大体何をしてほしいのか、これをまずお尋ねします。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 委嘱状ですけれども、これまでどおり、広報紙ですとか、いろんな町からの事務連絡をお願いするということでの委嘱ということになりますので、そういった意味では、委嘱状を交付をして、それらの業務について責任をもって完遂してもらうということが目的でございますので、そういった委嘱の意味でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 身分について、地方公務員を外すということですよ。今の話を聞くと、これまで同様、文書の配達、あるいは調査等々をしてもらうと、協力してもらうという中で、連絡機関としての位置づけは変わらない、でよろしいんですか。変わらない。

で、つまり職務の執行はこれまでどおり、中立性、公立性の保持と厳正かつ的確な行動が求められるというのはこれまでと同様ですか。同様ですね。

で、その業務をすることによって、これまでは、文書の配付や行政上の調査などを通じて、個人の情報を知り得る機会がたくさんあるという中で、本当は厳にその情報をほかに漏らすことは慎まなければならないというふうなうたっていましたよね。で、地方公務員の縛りを解くことによって、公務員だったことによって担保できたと思うんですよ。これを解くことによって、個人情報などの漏えいなどの影響はないですか、大丈夫ですか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** まさしく御指摘の点につきましては、そういったことがなきよう、十分区長のほうへ指導、またそれから、お願いをしていくということになろうかと思っております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 総務課長、それは、なきように、そういう個人情報保護については、マイナンバーもそうですけど、今いろいろ言われてますけども、それほど大事な部分をそんな指導ぐらいでできればいいんですよ。漏れたときはどうするんですか。そのところを私は聞きたいんです。その辺の担保ができない中で、地方特別公務員の枠を外すのには、ちょっとどうなのかなという気がいたします。これが1点。

それから、つまり区長は、質問ですけど、単なる地域の代表ということでいいんですかね、地域の代表と。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 地域の代表としての面も持ち合わせていらっしゃるということでございます。それと、また一方で、我々が委嘱をお願いする行政の事務連絡を請け負っていただく、そういった2面があるということでございます。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） であるなら、これはちょっと、さっきの話に戻りますけども、そういった大事な部分を委託するに当たっては、やっぱりそこに権利を束縛して、義務をお願いするわけでありますから、他の団体に倣って、委嘱制度なり何なりつくって、きちんと報酬としてやることによって、その責任を担保することが大事なんじゃないでしょうか。

よその団体では、その中で、あと嘱託員さんと区長さん、区長さんは今任意の団体で同じような感じですけども、兼任されていらっしゃるところが多いんですけども、そこは兼任されてもいいし、どうしても、そこは地域の中の話し合いであるという話です。嘱託員さんは報酬という中で、きちんと町の業務を責任を持ってやると。

区長さんは、一方で、兼任されとつても、例えば選挙に関して言えば、これは他団体の話ですけども、区長さんは、済みません、選挙の話でいきますと、これまで、うちの町の場合でいったら、区長さんは地方特別公務員という中で、投票管理者ということで座っておられたかと思えます。これは地方特別公務員という中立性の中でできる話であって、これが外れた場合に、区長さんは投票管理人に座るんですかね。そうなった場合には、やっぱりこれは選挙に、今、携わっていいという話がありましたから、何かしらの影響がないとは言えないというふうに思っています。やっぱりその辺のところは研究されてみたんですか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 選挙の部分でございますけれども、これまでいろいろ役職を区長さんをお願いしていた分というのは、非常勤の公務員ということでお願いをしていたということではなくて、集落の代表ということで、まさしくそういった立場におられる方に、選挙のそういった管理的な、運営的な役割を担っていただいたということでございますので、特段、非常勤の地方公務員であるからということでの位置づけということではございません。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） やっぱり曖昧ですね。その辺はきっちりしとった方がいいんじゃないか

などと思います。他団体で言うと、やっぱりそこが区長さんにはなるだけ遠慮していただいているそうです、立場としては。出る場合、囑託員さんという立場の中で出られるそうです。基本的には遠慮していただいて、若者とか、女性の方にしていただいているような話も聞いています。

それから、済みませんね、話があべこべ、あちこち飛ぶんですけども、申しわけないんですが、まず、ではこれを見ていきますね。これで見えていくと、要綱がありますよね。この中に、第14条に見直しの条文が入っています。ちょっと読み上げてみましょうか。

町長は、この要綱の内容が常に社会や山都町の状況に合ったものになるよう毎年検討し、毎年ですよ、毎年検討し、必要に応じて見直しを行うものとする。

私も要綱をいろいろ見てきましたけども、条文で、見直しという形で、毎年見直しますというふうなのは余り見たことがないんですけど、これについては、結局、例えば査定の方法も含めて、その都度、その都度、予算の範囲内でもどうにでも見直しますよという話にもつながるのかなというふうに思いますし、この見直し条文があること自体が、私はきちんともうちょっと整理されていない証左ではないかなと思っているんですが、いかがですか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 先ほど申しましたように、平成26年度から、この素案をつくって、各支部ですとか区に対して、説明をずっと行ってまいりました。その中で、いろんな御意見、御提言もあって、それをようやく今回取りまとめて、こういった形にして、要綱の形にしたということでございます。ただ、その中であつても、やはりいろんな、先ほど議員もおっしゃったように、まだ御意見、御提言があることも事実でございます。そういったことも踏まえながら、これはもう不断の見直しを行っていくということは、これは当然のことでございますので、そういったところを勘案して、こういった条文にしたということでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 余り要綱の中に入れるのはどうなんでしょうかね。好ましいとは私は言えないというふうに思っていますけど。

ちょっとまた違う視点か見ていきたいと思うんですけども、ちょっと調べてみました。自治振興区に出す助成金ですね。助成金というのはどういうものかということ、特定の事業・研究などを行うものに対して、その事業・研究などの遂行を育成し、助長するために交付する金銭。特に、育成・助長の意味を強くする用語として助成金を使う。自治振興区の活動を育成・助長するために助成金を出すということですよ。

交付金なんですけども、交付金は、公共団体が特定の目的のために交付する金銭を広く指す言葉と。この場合、国は、そのほとんどが法律で定められていると。国の場合は法律、町の場合は条例ですね、当たるのは。ですから、交付金は条例で定めなければならないのではないかなというふうに思っていますけども、どうですか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** ただいまの議員の交付金の説明といたしますのは、まさしく国の交付金の概念でございまして、市町村におきましては、助成金・交付金、そういった補助金、これ

含めて、一緒の概念で実際に使っているということでございますので、必ずしも交付金ということで、国の制度といいますか、国のような形で、条例でという話にはなりません。一般的に言えば、要綱で定めているというのが通常でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 私から言わせると、そこがちょっとおかしいなという思いで、振興会に助成金、その中に交付金という条例をつくらなければならないのに、同じ要綱で入れ込むというのはどうなのかなという疑問がありましたけども、課長がそのような考えであるならば仕方ありませんけども、ちょっとすっきりしませんね。

それと、これ読んでみますと、目的が書いてないんですね。以前、9月にもらったものについては、ここにちゃんと自治振興区を基礎とした住民自治組織を確立するということが書いてあります。これを読めば、ここの部分は非常にわかりやすいです。見直しの概要の中で、1、2、3番目については、今も申し上げたとおり、どうなのかなという感じがしますが、問題は、これをするためには、4番目に書いてありますね、自治振興区設置条例を制定するなど関係規定を整備すると。そして、現行の自治振興区関係規定は助成金・交付金要綱のみであるために、条例により役割や位置づけの明確化を図ると書いてありますよね。何でこれをしないんですか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 御指摘にありましておおり、自治振興区に係ります条例整備ということ視野に入れながら見直しを進めてきたところでございます。しかし、区長のみの設置条例ということであれば、今回、自治振興区の中に構成するという関係上、母体となる自治振興区についての条例整備、これがまずは必要であるということでございますけれども、区長と、そういった自治振興区との整合性の観点からも、それは、まずは自治振興区の条例整備が必要であろうということ、それですと検討を進めてきたところでございますけれども、しかしながら、自主・自立的な組織であります自治振興区の設置条例となりますと、自治体運営の基本的なルール、それから住民の権利、まちづくりの方向性についての項、そういった規定を内容とします自治基本条例、こちらの必要性、関連性とも避けては通れないなということでの問題、それから議論となったところでございます。

今回、条例整備を取りやめたわけではございません。そういった今申し上げましたような基本原理を踏まえながら、拙速に走ってはいけないということで、今後とも、継続して審議、また議論を進めていこうということで考えておるところでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 今、総務課長がおっしゃったように、やっぱり基本的には自治基本条例ですか、いろんなことでの理念も含めてでしょうけども、そういったものを受けた中で、これをつくり上げて、その下に、先ほど言った制度を入れ込んでいくのが筋ですよ。逆じゃないですか、やっとなるパターンが。こういう逆のような、とりあえずというような言い方をされましたけども、そういった逆のやり方でやっていくと、必ず私は行き詰まってくると思いますよ。

私は、このイメージ図ですね、このイメージ図は、私が以前、ここに持ってきていますけども、

17年に合併時もらった新町計画の中にあるイメージ図と同じなんですけども、基本的に、そのときに自治振興区を基礎とした住民組織を確立するというふうになってあります。それが、10年たった今も、まだそれでやっていいものかどうかというのが一つの私は問題だと思うんです。環境が10年たつ中でこれだけ変わってきた中で、特に人口減少が甚だしく少なくなってきた中で、自分たちでできることは自分たちで、自分たちでできないことは地域で、地域でできないことは行政でという、その考え方もわかります。ただ、現状は、地域によっては、自分たちもできない地域もあるわけでありまして、もっともっと、さっきの自治基本条例をつくり上げるためにも、地域住民の声をきちんと時間をかけて拾い上げて、どういう住民自治組織をつくったら、住民の皆さんが幸せな、この町に住んでみたいというような制度ができるのかということを中心にきちんとつくった中で、こういった見直しをしていくべきであろうと思います。

組長もしかりですね。組長だって、今、回しでやっていますけど、回しでできないところも出てきています。区長においても、私は矢部地区においてはもうちょっと整理する、その辺から行政がもうちょっと事業推進を図っていかなくちゃならんのかなと思っています。

しなくちゃならんことがいっぱいある中で、とりあえず10年たったから、区長制度を見直しますじゃなくて、最初の原点に戻って、何が目的なのかと。私から言わせると、何の目的のために、この区長制度の条例を変えにゃならんのかというのが、いまいちわかりづらいんです。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 前段、まさしくおっしゃったとおりで、地域の問題解決ですとか、まちづくり活動につきましては、行政が指導的な役割を担って実行するというこれまでの図式がありましたけれども、これは、おっしゃったとおりだと思います。その部分については、行政が主体的に決めて、行動して、それを行政がサポートするという形に、どんどんそういった図式に変わっていかねばならないということは私どもも認識をいたしております。

そういった上で、先ほどから出ております自治基本条例の必要性、そういったことも十分勘案しながら、今後進めていかねばならないということは、間違いのないところでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** きの中の村議員の質問の中でもやり取りもあったかと思いますが、地方創生に関してのやり取りの中で、副町長もおっしゃったかと思いますが、やはり地域づくりは地域が主体となってやるべきだと。上からの視点で地域づくりをしてはいけないと。今で言うなら、地方創生というのは国から視点で地域づくりをしてはいかんよと。全く一緒ですよ。町からの視点で各集落の地域づくりを考えちゃいかんよということですよ。総務課長も後でおっしゃったじゃないですか、地域の主体性の中で議論していくことが大もとですよ。そこで、まさしく。そこを積み上げていく中で、まずきちんとしたものをつくりましょうよ。そして、その中できちんと詳細の部分については積み上げていくべきであろうと私は思っています。

ちょっと時間が、済みません、あれなんですけども、多分午後からの議案の中で、また審議していくかと思いますが、ここで終わりたいと思いますけど、もう少し議論を深めて、研究していくべき話なのかなというふうに思っています。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 少し論点がずれるかもしれませんが、先ほどの補助交付の要綱を見直しということでありましたけれども、そういったことも含めながら、我々も常に住民の生活、それから地域職のあり方、そういったことをしっかりと考え合わせながら取り組んでいくということ、それをやっていきたいと、不断の見直しをやっていくということは、これは続けていかなければならないというふうに思っております。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 話がちくはぐになって申しわけなかったですけども、本当に個人情報の問題点なども、まだ整理できてないようなので、そのあたりも後で質疑したいというふうに思っております。

それでは、次の質問に入ります。4月から始まる町職員の人事評価についてということでの質問でありますけれども、まず初めに、これまでの人事評価は、どのように評価して人事に反映されてこられたのかという点、それから、4月1日から始まる人事評価は、これまでと、簡単に結構ですので、どのように違うのかという点、それから、一番問題なのは、これが大事なんですよけれども、人事評価の結果の活用について、規定案をちょっと見させてもらいましたけれども、簡単に触れてあったということで、もう少し運用についての説明をしていただけたらと、以上3点、これは総務課長。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 人事評価制度についての御質問でございます。これは平成26年4月に地方公務員法が改正をされまして、人事評価が法律上明確に位置づけをされたということでございます。これに基づきまして、全ての地方公共団体に人事評価制度というものが義務づけをされてきたということでございます。ですから、それまでの人事管理の制度と申しますのは、評価ですとか、研修、それから任用、給与などが人事管理の制度なんですけれども、それぞれ個別に運用してきたというものでございまして、今回は、これらの制度を有機的に関連づけて、構築・運用していきなさいというのがございますので、まさしく今回4月から、この人事評価制度を導入をしていくということでございます。

この人事評価制度ですけれども、目標管理型の人事評価制度ということございまして、これにつきましては、職員の業務目標、その難易度や達成度等に基づきまして評価をします業績評価、これと、評価期間内に発揮された能力や職務への取り組み姿勢、態度等を客観的な事実に基づき評価する能力評価、この二つの評価を行って、職員の業績を重視した、先ほど言いました目標管理型人事評価としたいと思っております。

具体的な評価の流れとしましては、年度当初、4月ですけれども、こちらに職員が個人の目標を設定をします。これを評価者、つまりは係長や課長になりますけれども、被評価者となります当該職員と面談をしながら、課や係の課題ですとか目標について十分話し合いをしながら、意識の共有化を図っていくということでございます。

これらの目標達成に向けて、職務の遂行を行った後、職員は自己診断を行います。この自己診

断も、評価者が聞き取りながら、その職員がどのように能力を発揮したか、目標に対してどのように達成したかということ、実績や能力について段階評価、これは5段階の評価になるんですけども、この評価を行って、同時に、長所ですとか短所について、また努力を要する点等々につきましても評価した上で、適切な助言を行っていくということにしておるところでございます。

この評価の反映ですけれども、今申し上げましたように、5段階の評価ということになります。これを、この結果に基づきまして、任用ですとか昇給、昇格、勤勉手当等に反映をさせていくということにしております。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 要は、最終目標は、結局、この人事評価の活用が、住民サービスの向上につながるというのが最終目標なんでしょうけども、評価する中で、被評価者と評価する側、評価する側が評価するに値するかどうかということも、どうなのかなというふうに、それぞれそこにはおのずと差があるとは思いますが、そのあたりはどうなのでしょう。逆からの被評価者から評価者への考え方、意見とかを言う場所とかはないんですか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** これは本当に課題の大きな一つであるというふうに捉えております。人が人を評価するということである以上は、被評価者であります当該職員から評価者の訓練がなされているのかとか、具体的に言えば、評価に恣意的、また感情的な要素が含まれていないかというのは、非常に懸念ということは容易に想像できますし、現に、そうした意見も聞いておるところでございます。こういった懸念を払拭するためにも、評価者の訓練、研修、これを定期的に行っていくということにいたしております。現に、2月にも評価者研修ということをやっておりますし、そういった研修も継続的に、定期的に、これからもやっていくことが非常に重要であるというふうに考えております。

また、先ほど、後段、言われたように、この評価制度を適切に運用していく、そのためには、苦情処理制度等、いわゆるセーフティネットと言われる部分ですけれども、これを機能する仕組みの構築も考えているというところでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** まさしく苦情と言われましたけど、直接的ではなく、間接的にもですけど、本所あるいは支所、各課、ちょこちょこ私自身も回りますけども、それ以外にもいろんなところから漏れ伝え聞く中であっては、いろんな不満が、まあ人間ですから、これだけのボリュームがある組織ですから、あつてしかるべきなんでしょうけども、それなりに不満がかなりあるようであります。やっぱりこのような不満が極力少なくなるような形の中で、このマンパワーを、職員のマンパワーを生かしていただくことが、町の発展につながるようになってくるわけでありまして、そういう意味では、今の職員の状態を知ることが大事なのではないかなというふうに思っております。そういう意味で、町長初め、管理する方々の被評価者に対しての状態をきちんと把握していただくようお願いしたいというふうに思っております。

それから、4月1日からは、そういう状態で、人事評価の中で進んでいくのはわかりました。

ですが、これまでの人事に当たって、やっぱりいろんな問題行動があった職員もなきにしもあらずというふうに思っています。そういった部分についても、きちんと襟を正す中で、これ人事は町長のあれなんですけども、きちんと整理して、みずから襟を正していくというようなこともやっついていかないと、行政への信頼にはつながらないというふうに思っていますけども、これは総務課長でもいいし、副町長でもいいんですけども、町長にお尋ねしようかな。町長、これまでの人事についてのいろんな問題・課題、いろいろあったろうかと思えますけども、それについてはきちんと整理して、襟を正して、律していくということが信頼につながるのではないかということでもあります。いかがですか。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 評価制度については、今、総務課長が言ったとおり、評価者の訓練と、それから業績評価を重視していく、そしてまた、セーフティネットもちゃんと考えた上でやるということでもあります。それについて、過去にという話もありましたけども、その辺を、当然本人も修正をかけてるということも、私は十分、もしもそういう場合は、それも評価していくということは大事だろうし、それが直っていないということであれば、それは当然、当該年度に、ことしから始めれば、それにもきつと出ます。これははっきり出ます。そういうことで私は認識をしております。しっかりと評価をしていきたいというふうに考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** それでは、次の質問に入ります。浜町会館の利活用についてということでもありますけども、きのうも飯星議員のほうから最後に質問がありましたけども、要は浜町会館については、今まで町長も答弁の中であつたかと思えますけども、いろんな議論がなされてきたところです。私、個人的には、利活用のための購入に関しては否定的な立場であつたけども、議会の意思としては、購入をして利活用するという中で決定してきたところでもあります。それを踏まえた中で、いろんな議論を踏まえて、今日、解体して、また新しいものを建てるという状況になったわけでもありますけども、飯星議員が言いかけておられましたけども、やっぱり大多数の町民サイドから見た場合、言われることが、やっぱり1億円の買ったものに対して、もったいないではないかという普通の気持ちですよ。そこが、認めた議会もありますけども、提案してきた執行部においても、見通しの甘さとは言いませんけども、大事な部分ですから、いずれはやっていかなきゃならんことだったろうかもしれませんけども、その事業の進め方について、若干反省すべき部分があつたのかなということではないかというふうに思っています。その辺を、きちんと行政は、人間誰しも、町においても、手違い、間違いなどあるわけですから、そこはそことして、ちゃんときちんと反省する中で前に進んでいったが、気持ちよくいくんじゃないですかね。

これは、町長にお尋ねする前に、当時、浜町会館の購入に当たっていた本田課長あたりから聞いていきたいと思えますけど、どうですか。1億、当時買ったときに、そのまますんなりいけばよかったんでしょうけども、いく中で、耐震性に問題がある、天井が低くて使い勝手が悪い、外観上もちょっと問題がある等々いろんな問題が出てくる中で、利活用というものについては、移

転補償ではありましようけども、どうだったのかなという中で、課長から何か答弁がないですか。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 御質問ですので、お答えいたします。浜町会館の利用につきましては、もうこれまで議会でいろいろ論議されたとおりでありますけども、当初、取得につきましては、あの浜町内の、それまでもお祭り等に活用したイベント広場、もしくは、その前にもコミュニティバスのセンターとしても意見がありました。その中で、あくまでも建物を利活用するという目的で取得したものでございます。これは、その議論のとおりでありますけども、その後、この議会の中で、それは1回取り壊してやったほうが良いというパターンも考えたらどうかということで、いろいろ論議があって、今回の建てかえ、もしくはそちらのほうがコンパクトで今後もし使い勝手が良いというふうに、議会との議論の中で変わっていったものではないかと思っております。確かにおっしゃるように、当時は利活用と、あれだけ大きな建物でありますし、広くありますが、これは、そのほうが効率性としては当時はあったのではないかということで取得したものでございまして、それから、評価につきましてでございますけども、これにつきましては、やはり適切な価格で買わなければならないというのがございましたので、不動産鑑定を入れて、決して恣意的にやったものではないということについては自信を持って言わせていただくしかございません。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** ですからね、課長、それはわかっているんで、その支出した、町が出したお金、税金に対して、町民の普通の感覚で、もったいなくはないかという話ですよ。もったいないと思いませんか。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** ですから、取得に関しましては、利用目的で上下したものはございませんで、あくまでも建物と土地を取得するということでの不動産鑑定を入れまして、そして、その補償という観念もあるかもしれませんが、あくまでもその建物の評価、そして、きのう町長も申しましたとおりで、そこは、もちろん1階部分はあきでございましたけども、確かに居住されていたところに、そこを買い取りたいという話をしたわけでございますので、その辺のところは御理解をいただきたいなというふうに思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** じゃあ、檜林課長にお尋ねします。その後、後を受けて、商工観光課長、山の都課長になる中で、一番大事なときに課長になられて、大変苦勞されているのは私も知っておりますけども、単純な考えですよ。やっぱり税金ですから、町が支払った金ですから。これが、買ったものを1回壊して、どぶに捨てるという言い方はいかんけども、ふるさと納税で1億5,000万集まったとか、1億という金がどれだけ貴重なものかということ、認識を、やっぱり我々ももったいなくはないというふうに思っています、反省していますよ。そういう中で、執行部もそこはきちんと反省すべき点は反省していかなと、どうなのかなと思っておりますけども、どうですか、課長。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** 私が就任したときに、当時の町長から、現建物を改修してやっていくんだということで指示を受けまして、その実施計画を立てましてやってきました。その中で、当然これを利活用していただく町民の皆さん、商店街の皆さんとやっていったわけですから、その中で、やはり建物を建てかえてやっていったほうがいいと、これは住民、商店街の皆さんと話した結果でもございます。ですから、そこで大きな方向転換をするという決断をしたわけですから、これは町長が最終的に決断されました。その丁寧な説明は、やはり住民の皆さんもそうですし、該当する商店街の皆さんは御理解していただいておりますけれども、町全体として、丁寧な説明、そういったところの説明が、議会に対してもそうですけれども、事務方として非常に欠けていた部分は、私としても反省すべき点であるというふうには思っております。そういった形で、今後これをいかに、どう使っていくかが大事ですので、私は、その点について、今、力を注いでいるわけですので、そのときの判断についての説明については、確かに至らなかった部分があるということは十分承知しております。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 町長に今度はお尋ねします。きのう、ちょっと答弁でありましたけれども、前町長が購入したとかじゃないんです。町が支払った金なんですよ、税金。これに対しては謙虚に、今、山の都課長が言ったように、少なからず反省の言葉があれば、住民の方々も納得するんじゃないでしょうか。在の住民の方々、納得するんじゃないかなというふうに思っていますけど、その点についての考えを手短にお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 済みません、今、手短と言われましたけど、なかなかこれ手短にはできない話であって、私も、正の遺産であれ、負の遺産であれ、町長になったからには、それは継承していくというのは当然であります。ただ、いろんな意見があって、あれ、もう1回考えたほうがいいんじゃないかなと、それは、私は真摯に、誠実に聞いたつもりであります。そしてまた、それを比較検討して、そして、こういう結果になっていったということでもあります。

ただ、この用対連、この補償の用対連の話からすると、基本原則は、用地が要るということになれば、その支障物件については構外移転をするというのが大原則であります。買い取り補償というのは、その中にあるやつであります。だから、非常に補償というのは、補償の積み上げというのは一緒であります、ある程度ですね。ただ、それを取り壊すか否かというところにあります。ただ、1億円が安いなんかということは、非常に思っておりません。そういうことは全然思っておりません。ただ、構外改築、その除去、除却するという面についても、それなりの金額が設定されたんじゃないかなということでもあります。今、檜林課長が言ったとおり、もう少し丁寧な説明を加えていくということが不足していたということであれば、それについては、本当に反省をしているという弁を述べたいというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 町長初め、そこが精いっぱいの答弁かなと思いますけども、もう少し

踏み込んでいただきたかったなという思いはありますが、とりあえず、手続上、反省するという言葉が出ましたので、可としたいというふうに思います。

それでは、最後の質問に入ります。政治家としてあるべき姿についてということで質問しておりますけども、過去に私がいろんな質問をしたのとは意味合いが違います。

今回は、1月の終わりにあった有機のシンポジウムでも、講師に来られた方がおっしゃっていたかと思っておりますけども、行政が事業を進めていくに当たっては、町民との信頼関係が大事だよというような話があったかと思っております。そういう中で、町長、今、きのうも出ておりましたけども、やまトークを3回、回っているという中で、現時点でどうでしょうか。町民との信頼関係が築けたのか、築けなかったのか。自分の受け方として答えてみてください。

それから、もう1点、少しおだれてきた感じもありますけども、1月、2月においては、国会における政治家等々含めて、いろんな政治家の方々が、私的な話も含めてメディアをにぎわせておりました。これに対して、同じ政治家として、政治家になってもう3年目になられますからね、政治家としてどのように捉えられているのか、また、3年目になりましたけども、なった折も含めて、どのような政治家像を目指してきたのか、以上三つかな、答えをお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** まず1点目の信頼関係の構築でありますけども、これは一朝一夕にできるものじゃないと思っております。やまトークを初め、初会でもありましょうし、イベントのコミュニケーションでもあるし、その積み重ねが信頼関係を築いていくことだというふうに考えております。

それから、政治家としての資質というか、そういうことについては、これは町政の場ですから、政治家というのは、町長も町会議員さんも、やはり人格高潔な方ということが、まずは求められるんだというふうに思います。

それから、目指すところでありますけども、私は、高橋是清さんの言葉が大好きです。それは、政治は人物の問題であるということでもあります。難しい問題に当たったときこそ、その人が試されている。そのときの判断が、その評価につながっていくということを考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤強君）** 最後の、政治は人物で見ると、人物の問題であると、これは本当にいい言葉じゃないですか。そういったことを思っておられるなら、そういうことを背中で職員に見せながら、また町民に見せながら取り組んで、今いろいろ質問してきましたけども、大矢野原のこと含めて、区長制度の見直しも含めて、きちんとやっていただけるよう期待していますよ。そういうことで、質問を終わりたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** これをもって、7番、江藤強君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

---

**○議長（中村一喜男君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** 今の時宜、おはようございますかこんにちが非常に難しいところではありますが、10番議員の稲葉でございます。一般質問、今回最後になりました。元気よく続けてまいりたいと思います。

28年、第1回の定例議会、私たち住民の生活と安全、そして、この町の行政運営を審議決定する最も重要な定例会でございます。

ことしのカレンダーを見ますと、祝日が1日ふえました。国の祝日法の改正によりまして、新たに8月11日を「山の日」と定められたわけであります。これは、山に親しむ機会を得て、山の恩恵を感謝するという意味が込められておるわけであります。このことで、国民の祝日は16日になったわけであります。本町の将来像「輝く！！みんなでつくる「山の都」のものがたり」、どうつくっていくか。この冊子があります。山の時間、心に刻む旅、分け入っても分け入っても青い山、何か文学的ですが、8月11日、何かの仕掛けが、発信があるのではないかと期待をするものであります。

それでは、通告によりまして質問をしてまいります。今回は、一つ目に、第2次総合計画と地方創生総合戦略について、2番目に、財政運営の中期・長期的見通しと見直しについて、そして、3番目に、国や県や町の道路の整備について。町長も提案理由の中で詳細にわたって示されております3点について、質問をしてまいります。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** まず、1点目でございます。第2次総合計画と地方創生まち・ひと・しごと総合戦略についてであります。

今、時代の流れといいますか、中央と地方、都市と農村、都会と田舎というふうな社会構図の格差、また経済的な格差が拡大をしております。人口の減少が進んでおりますし、少子高齢化、これも相変わらず進んでおります。地方においては後継者不足も来しておりますし、農村集落においては、担い手の不足というものも目の前に感じておるところでもあります。

町長は、この町は、国が地方創生を打ち出さなくても、出しても、人口ビジョン、人口減少対策、地域振興は即時に打ち出さなくてはならない喫緊の政策課題であると位置づけをされております。定住促進のための子育て支援の拡大、生活基盤の道路を初めとするインフラの整備、また今回におきましては、光ケーブル、通信網の整備と予算計上をしてあるようでございますし、安心・安全な部分の自主防災組織、それから機能別消防団の組織づくりも進めると示されております。

しかし、一方では、鳥獣害が農村、農林業、また住民の生活まで深刻なダメージを与えるところでもありますし、その関連する施策の一つでもあります解体加工施設の建設、26年度に予算を計上したものの、中断をされ、常任委員会、それから議会の強い指摘を受けながらも、今年度に

においても、途中の経過も報告のないままに、現在に至っておるわけであります。

また、し尿処理場のクリーンハウスの定期補修工事費、25年度2,470万、26年度2,500万、27年度2,750万、そして、本年度は2,950万円を計上してあります。全て、これは一般財源であります。以前から6番議員赤星議員が、再三にわたって、この一般財源を何とか補助事業にできないかというために、財源確保をするために、防衛省周辺整備に関する事業の対象となるように攻め込みをするべきではないかと提案をされてもおります。担当は、全国基地協議会、それらの情報収集をしながら、どうするか、どう進めていくか考えてまいりますと答えておられます。また一方では、広域行政の組合で、次の建設の作業も進んでいるという背景もあるかもしれませんが、10年後、恐らくは、きのうも論議になっておりましたが、10年では、なかなかこれをスタートすることはできないだろうというような予測もされているところでもあります。

また、昨年の国勢調査の速報値でもわかりますように、人口の減少というものが進んでおりますし、集落の機能の低下も拡大しているのも見逃せない事実でもあります。

そういった、あらゆる条件の中にもありますが、平成28年度一般会計123億3,000万の予算の計上ではありますが、町政運営、町長就任時の三つの政策、この町の第1次産業であります農林畜産業の振興を図っていくということ、自然の美しさを生かした観光資源と観光施設を生かした観光振興を図っていくこと、そして、安心して生活をできる防災・減災のまちづくりを進めていくという三つの政策、そして、27年度、今年度から36年までの第2次総合計画、人づくり、産業づくり、環境づくりに地域づくり、これにあわせまして、当然、施策をやっていくには、財源が伴うわけでありますので、これらの健全な行財政の運営、この五つの柱、そして、総合戦略、四つの基本目標に対するカクゴ、このことと、28年度のトップリーダーとしての仕上げの年でもあると思います。行政運営の思いというものを伺いたい。

ちなみに、覚悟というものを調べてみました。近ごろ非常に国語的な部分、文学的な部分が行政にありますし、物語が出てくる、塾が出てくる、カクゴが出てくる。私も覚悟して、今、一般質問をしておりますが、そういった中で、覚悟とは、危険なこと、不利なこと、困難なことを予想して、それを受けとめる心構えをすることということでございますので、ひとつ町長の覚悟のほどを伺いたい。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 第2次総合計画と地方創生総合戦略等について御質問をいただきました。

まずは就任時の三つの重点政策から入らせていただきたいと思います。言われましたとおり、1番目は、本町の基幹産業である農林業の振興、これは言うに及びませんが、2番目が、観光振興ということでもありますけれども、観光は裾野の広い産業ということが言われます。それは、運輸から、そして販売、そして宿泊とか食事、こういうことが全部関連するからであります。ただ、これは、地域の産業と非常に密接につながっていかねばならないということと雇用にもつながるということでもあります。雇用の創出にもつながるということ、これを掲げております。で、防災まちづくりでありますけれども、この町は地形的に非常に不利な地域も多いし、谷あい集落

が張りついております。やはり63年度災害でもありましたように、集落の集団移転を計画したところもあるほどの災害が発生をいたしました。こういうことで、この防災の対応、減災に資すること、このあたりも十分に配慮しなければいけないということで、その思いで、この三つの重点施策を掲げたところでありますけども、それを踏まえつつ、昨年3月に第2次の山都町総合計画を策定したということで、そのつながりを考えていただきたいというふうに考えております。

ただ、総合計画というのは、山都町の全体のことを言います。そしてまた一番上位計画でありますので、どうしても総花的になりやすいということでもあります。ただ、これについては、非常に要点をまとめて、そして、どういう分類をしていくかというのは非常に私は重要だと思っております。

一つは、本町の未来に光を当てる人づくりということでもありますけども、これは、地域で支え合う福祉の実現でありますとか、充実した教育・学習の機会の提供、そして、全ての住民の人権が尊重されるまちづくりの推進、各分野を支える後継者づくりということが主なものであります。

次に、本町の特性を生かした魅力ある産業づくりということでもありますけども、農村集落の機能強化といいますのは、集落営農を初めとした、そういうことの基盤がしっかりしていなければならないということを言っております。そして、基幹産業である農林業の振興、そして、本町の産業の資源を生かした観光まちづくりの推進、これは先ほど申し上げたところでもあります。そして、にぎわいのある山の都の形成を進めていくということで、これはもう本当に「光輝く」ということであります。

次に、3番目に、本町での暮らしを守る環境づくりということで、防災や安全対策の実現、これは先ほどと絡むやつであります。それと、健康づくりの体制及び医療体制の維持・強化ということでもあります。これも当然のことでもあります。そして、社会基盤の整備の強化、豊かな自然環境の保全・活用を進めていくということが主な方針であります。

4番目が、山の都の個性が輝く地域づくりということで、住民主体の地域づくりの推進、定住の促進、本町で育まれた歴史・文化の保全、それから本町らしい魅力ある景観づくりを推進することが主なものでございます。

5番目に、効果的な行財政運営、これはもう当然のことでもありますので、説明は省略いたします。

以上が、山都町総合計画の五つの柱であります。

次に、地方創生総合戦略について述べたいと思いますが、きのうも御質問の中で回答いたしましたけども、本町の一番の課題というのは急激な人口減少でありますけども、現在、国が強力に進めている地方創生の目的の一つも人口減少対策であるということでもあります。私どもは、その過疎対策事業、山村振興事業ということで、その対応を本当に早くから進めていきましたが、なかなかこの人口減少に歯どめがかからない、半分諦めていたようなところもあったんじゃないかなど。ただ、今度、国が本腰を入れてくれました。これについて、これは好機と捉えて、私どもも、もう1回初心に帰って、このタイミングを生かしながら、町においても、このほど人口ビジョンを改めて見直すとともに、それを本当にどういう状態になるか、私どもは確認をするとともに

に、地方創生総合戦略を自分たちでも国の指針に基づくものではありませんけども、山都町の総合計画をもとにした、その中を、この地方創生総合戦略の中に入れていくというこの作業をやったところであります。

四つの基本目標を掲げておりますけども、一つ目は、本町の特性を生かした産業振興により、雇用の場をつくるということで、具体的には、集落営農推進事業、有害鳥獣の対策事業、特産品開発販路支援事業、木質バイオマスの活用、コンシェルジュの育成事業というようなことも掲げております。

二つ目は、暮らしやすい山の都に観光移住、定住等の人の流れをつくるということで、まずは山の都の知名度をアップしたいと、そういう対策事業も打っております。それから、予算のほうを上程させていただいておりますけども、公設の山都塾を設置したい、設置することによる総合学習授業をやりたい。それから民俗・芸能・文化の継承事業、これも重要であるということも上げております。それから、矢部高校の支援事業、この中にも含まれております。

三つ目は、本町での結婚・出産・子育ての希望をかなえるということを目標に立てております。これは中身としては、後継者の交流促進事業、YOU&YOU等もこの中に含まれます。それから、産婦人科医がないということで、これも何らかの対応ができないかということ、それから、出産の支援事業もこの予算のほうに上げさせていただいております。そして、最後になりますけども、子育て環境の整備、これはもう必須であるということで、これも上げております。

四つ目は、本町での健康で安心な暮らしを実現するというので、これはサブタイトルで「豊かな地域づくり」というのを申し上げたいんですが、サポートセンター、これは地域でなかなか各事業の事務局となるべき母体がなかなかできないということもございまして。それをやっていくということもあります。それから、山の都の未来創造事業ということで、各研修だとか、いろんな異業種の交流促進事業、そういうことを今、27年度は特に進めました。それから、自主防災組織の設置事業ということで、機能別消防団も含まれますけども、自主防災組織による防災・減災、そういうことを対応していかなければならないということが主なものであります。

これらの基本目標を達成するための具体的な事業において、優先的に進めなければならないのは当然思っております。第一に、地域の農地を保全する、あわせて環境保全及び担い手の育成を図る集落営農の推進、これはもう欠かせないものであるということも思っております。それと同時に、将来の山都町を担う子供たちを育むための子育て環境の整備、これも最も重要に考えていかなければならないというふうに考えております。これについては昨年度もやるやっただけですけども、本年も引き続き、強力に進めたいというふうに考えておりますし、地方創生というのは、基本的にはソフト事業であります。平行して、ハード事業としての環境整備、これは道路整備含めて、環境整備も進めなければならないということも考えておりますし、何よりも、この町で子育てをしたい、子供を産みたい、そして、この町に住みたいと思えるようなまちづくり、そういうのは、例えば具体的にはどういうことなのかということもよくよく考えて、重点的な施策を、これからも議会の皆さん方の御意見を踏まえて、進めてまいりたいということが私の覚悟ということで聞いていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** 町長の覚悟を聞きまして、それぞれ27年度の取り組み、そしてまた28年度に取り組んでいく姿勢というものが来ておりますし、重要なものは、短期的な地方創生の総合戦略、これかなと思っております。ちょうどこの資料を広げてみましましたときに、山都町に住み続けたいと感じる人が54.7%、そして、本町に住みやすいと非常に感じた人、これが52%というような数値をあらわしております。これから見ますと、やっぱり町長が施策をしていくというように、短期・中期的に、この数字を5%、または10%アップできるような強い、そして、また一方では優しい行政運営をしっかりと取り組んでいただきたい。

次に入ります。2番目には、28年度からの人事評価制度の導入について、先ほど7番議員から質問がありましたが、これには余り触れるところがありませんが、やはり人が人を評価し、その評価によりまして、職員の行政職、公務員としての自覚と意識と、またこれに自信を高めて、事務事業の効率化をスピード感を持って養うために、非常に必要であるということであるだろうと思いますが、この必要性和あわせて、人事評価によって、職員間に不信や不安感や摩擦が生じてこないのか、あわせて効率的に人材の配置は、またできるものかということにつきまして、一つ。

それからまた、この人事の評価の手順というものは、先ほど述べておられますので、よくわかりました。県におきまして、大体人事評価の提出の時期というものが10月ということとされておりますし、これによって、次の行政の運営、職員が県民のためにしっかりやっていると、私どもはそういった形で、住民のために、町民のために、この評価の影響がいい方向に行って、するべきものと思っておりますが、これについて、副町長のほうから考え方をひとつお尋ねをしておきます。

**○議長（中村一喜男君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** まず、人事評価を導入する背景について申し上げたいと思います。

地方分権が進展しておりまして、地方自治体に対するいろんな仕事、あるいは住民からのニーズというのも非常に高度化しております。そうした中で、少ない職員で効率的な成果を上げることが求められております。これまでも人事評価は行われておりましたが、いろんな問題点がありました。

まず一つは、評価項目が職員に示されていなかったということ。職員からすると、どういった能力を高めて、どういった業績を上げれば評価されるかというのがよくわからない、また、評価の結果についても、職員に対して明示されておりましたので、職員からすると、どういった評価があっているのか、また、それがどう反映されているのかというのがよくわからなかったという点がございました。

今回、導入を予定しております新たな人事評価制度については、そういった点を改善するといましようか、評価項目をはっきりと職員に対して明示します。そして、年度当初に、職員が頑張るべき目標というのを立ててもらって、それに向けて頑張ってもらおうということになります。そして、年度中途において、上司と職員で面接を行います。そして、目標どおり仕事が進んでいるかどうかということをしっかり話し合う。もし、目標どおり仕事が進んでいないとすれば、何

が問題なのかということで、その弱点を強化する、こうしたらいいという上司のアドバイスをするとようなことを通じて、職員の育成を図っていくということを考えております。

こうした新たな人事評価を通して、職員の育成、それから士気の向上といいましようか、頑張れば報われると、そういった評価を任用に反映するというようにしておりますので、職員が頑張る意欲を沸く一つの大きな動機づけになるんじゃないかと思えます。

それと、育成面接を年に4回行うこととしておりますので、そうしたことを通じて、部下と上司のコミュニケーションが図られるのではないかと考えております。また、目標による管理を行いますので、仕事の進行状況というのも把握できるということになります。

こうしたことを通じて、職員一人一人の能力を高めて、究極の目的であります行政サービスの向上につなげていきたいと思えます。

議員、御懸念ありましたように、そういった評価をすることによって、職員間がぎくしゃくするのではないかということ、あるいはきちっと評価できるかという御懸念があろうかと思えます。そういった点については、しばらく時間をかけて、しっかり職員間とも話し合い、あるいは研修を通じて、スムーズに定着するように取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** 人事評価につきましては、私たちが云々するわけではありませんが、今、副町長が言われますように、意識は当然上がっておりますし、能力はあるわけでありますので、今言われましたように、職員に意欲が沸くような形につなげていただきたい。そして、私は、一番それよりも大事なものは、人事評価、これよりも、やっぱり行政の評価、PDCAのこういった部分について、それぞれ検証していく、これもまた最も大事なことではないかと思っております。

次にまいります。2番目、財政運営の中期的・長期的見通しと見直しについて。

本町の緊縮財政が移行しまして非常に長くなっておりますし、本町の財政運営におきましても、体力、つまり財政基盤は弱いものがありますが、しかしながら、健全な運営がなされております。財政は絞るところはしっかり絞って、緩めるところは緩めないというところがうちの財政の運営ではないのかと。本来、私どもは、緩めるところはやっぱり緩めていただくということが、私たちの住民のほうの願いでもあります。

そういった中でありますが、昨年から段階的に交付税の縮減がなされておりますし、依存度の高い地方交付税、これも今回は3億3,000万ほどの減額のマイナスになっておりますし、交付税59億4,200万、こういった金額によりましても、類似の町と比べますと相当な金額が交付されるということを町民の皆さんも知っていただかなければならないと思っております。

そこで、施策を拡大をしていけば、町長が言われますように、歳出が伴う。その歳出の伴う分を、不足については、基金の取り崩しによって歳入の繰り入れをしている。または、それでも足りない場合においては、財政の計画の中の地方債の起債の発行を、借金をして、財源の確保をして、これを強いられてくるというような形になります。

そこで、先日、昨年の国勢調査の速報値が発表されました。人口規模では県に178万6,969人、

この山都町におきましても1万5,164名ということで、増加したのは熊本市周辺の7町村で、38の町村で減少をしておりますし、山都町の減少率は相変わらず10.7%と、県下で銅メダルということでございます。この結果、財政の運営におきまして、どのように中期的・長期的に影響を及ぼしていくのかということについて、この見通し、影響をお尋ねいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** お答えいたします。ただいまの稲葉議員からありましたように、国勢調査の速報値が先般発表されました。前回、平成22年度の国勢調査人口というのが1万6,981人、これから1,817人減少をいたしまして、今回の国勢調査人口が1万5,164人という数値となりました。本町にとっては大変厳しい結果であると言わざるを得ないというふうに思っております。

お尋ねの影響につきましては、財政面でのお尋ねですので、まず、収入面では、税収等、そういった自主財源の確保にも大きな影響を及ぼしていくということは、もう間違いのないというふうに思っておりますけれども、中でも一番大きな影響を受けますのは、地方交付税でございます。ただいま申し上げました1万5,164人というこの数値を、今年度の、27年度の地方交付税の算出基礎に置きかえて、いわゆる計算、試算をしてみますと、約3億7,500万円程度の減額という数値が導かれます。これは単純に今年度の普通交付税が60億9,000万円程度ですので、差し引きますと、57億1,000万円程度に相当するということになります。このため、今後も合併特例措置が終了しまして2年目を迎えます。また、ただいま申し上げましたように人口減少、こういったことも見据えながら、中長期的な展望を踏まえた取り組みを行っていくということが必要かなというふうに思っております。

冒頭、稲葉議員のほうから、緩めるところは緩めるということをおっしゃいましたので、めり張りのきいた予算を編成していく必要があるなというふうに感じているところでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** そこで、要は歳入の欠陥というのは見えておりませんが、財政の支出の縮減を図るためには、各団体、組織、それらに対する補助金、交付金、先ほど補助金だろうか、交付金だろうか、いろいろありましたが、この交付の要綱、これの整備、監査からも、私は2度ほど見ましたが、この監査の指摘もありましたように、補助金の積算の根拠と、その金額、これらのものを精査しながら、減らすばかりじゃなくして、やっぱし増額するのか、減額するのかと、こういった見直しの必要があると思っておりますが、このことについて、どうでしょうか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** ただいま補助金についてのお尋ねがございました。今回、28年度の予算を編成します際に、その要求基準を示していくんですけども、特に、補助金の編成につきましても、その交付目的、これを再度明らかにした上で、行政として対応すべき必要性ですとか、費用対効果、経費負担のあり方、こういったことを検証しながら、当初の目的が達成したものですとか、社会経済情勢からそぐわないものは、積極的に廃止をすると、そして、当初の目的が類似の補助金等につきましては統合を図っていくといったことをお示しをしながら、そして、

留意し、査定をしたとごさいます。また、行財政改革に取り組む中であつては、限られた財源の、これは御指摘のとおりでございます、有効活用の観点や使途の透明性を高めるためにも、不断の見直しが必要であるという認識をいたしておるところでございます。

そしてまた、先ほど御意見の中にあつたように、監査のほうからも御指摘をいただいでいるとごさいます。昨年の定期監査の結果報告の中でも、交付金を活用して行く各種団体への助成については、補助金の交付目的及び補助対象事業の内容の明確化、公益上の必要性、補助金の額の算定、交付方法等を網羅した交付要綱を作成するよう、そういった指摘もあつておるところでございます。現在、これらの御指摘を踏まえ、各種補助金については、要綱策定をそれぞれ行つておるというところとごさいます。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** 今、課長が答えられましたように、こういった交付要領をしっかりと形で整備しておけば、減額になろうと、増額になろうと、交付された団体や個人、そういった者は安心してこれは理解ができるということにつながっていくと思ひます。そういったことで、しっかりとやつていただきたいと思ひます。

次に、関連してまいりますので、それぞれ進めてまいります。

税徴収業務を初め、負担金等の徴収業務担当部署を設置する必要はないかということとごさいます。当然、税務の事務というものは非常に難しいと大体思つておりますが、税務というのは、税法及び税条例の規定によつて的確に行われているわけであります。しかも、現在は上下益城、県の広域本部との派遣協定を結ばれて、精力的に徴収に取り組まれているわけでありますし、その結果が確実に上がつております。その実績というものは、24年度97.34%から、26年度の97.55%と推移をしているわけであります。しかし、一方では、滞納の繰り越し分についても、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など含めまして、27年度3月31日現在ですが、2億7,511万7,000円という金額になつておるわけであります。しかし、担当課としましては、不納欠損だけは出せないというように努力をされておられます。しかし、通常の課税徴収、土地評価、権利移動等が非常に多くなつておられますし、通常の業務とあわせて、これは無理が生じてくるのではないかと私は考へます。

そこで、税務住民課は、これからの取り組みとして、町の債権、つまり町が徴収する全ての金銭債権の回収対策強化に頑張りますと掲げておられるわけであります。そしてまた、高知県の佐川町の先進事例も研修されておられます。町の債権の一元徴収化に向けた動きもあるようでごさいます。そこで、税徴収業務を初めとする負担金、使用料等の徴収業務担当部署をやつぱし設置していく必要があるのではないかなと思つておられます。これにつきまして、現況は担当課長、そして、考へ方としては町長にお願いしたい。総務課長かな。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 税の徴収業務の一元化、一体徴収ということでのお尋ねでございます。御指摘のように、納付期限を経過しても納付されない税金ですとか保育料、それから住宅使用料等の債権の回収整理の問題といひますのは、地方公共団体にとりまして、財政状況の悪化

に伴い喫緊の課題というふうになっております。

本町でも、滞納者に納付を促すためのさまざまな措置は講じており、ここ数年は滞納額の減少は見ておりますけれども、先ほどお話があったように、まだまだ多くの滞納額が残っている状況でございます。このため、町民の方々の負担の公平性の確保、それとともに、自主財源の確保に向けて、収入未済額の抑制ですとか、削減に向けた取り組み、こういった債権回収対策に全庁挙げて取り組んでいく必要があるということを考えております。

議員御指摘の徴収業務担当部署の設置ということにつきましては、さきの監査報告書においても同様の指摘をいただいているところでございます。これまで各所管課で個別に対応しておりました各種公金の徴収事務、これは滞納処分等に関する豊富な知識と経験を有する税務部局と一体となって取り組むことというのは、各所管課でそれぞれ保有しております個別の滞納者情報を収集をしながら、適切な債権回収が図れるということはもとより、公金債権に携わる職員のスキルアップも期待できるという非常に有効な取り組みであるとは認識をいたしております。昨年、先ほどおっしゃいましたように、税務住民課徴収係ですとか、総務課を中心とした各係長ですとか、担当者において、債権対策会議を数回開催をいたしております。また、9月には、先ほどこれもありました、高知県のほうにも先進地視察の研修にも行っておるところでございます。

今後は、一体徴収に取り組むに当たって、留意すべき点ですとか、さらに実際に取り組んでおります団体の事例、そういったことから、課題ですとか、問題点を精査しながら、効果的な一体徴収を実現するために必要な体制や方策については、前向きに議論を進めてまいりたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** しっかりした形の組織をつくって、税で言われますように、不納欠損、そういったことにならないように、財源の、少なくとも税収もこの町では4番目ですか、なっておりますので、しっかりと協議、検討を重ねて進めていただきたいと思います。それにはやっぱり行政、役場の強さ、そして金融機関ではありませんので、取り剥がしとか、そういったことではなくて、優しさというものも、やっぱりこれは十分配慮しながら、住民の相談にはしっかりと応えてやりながら、進めていただきたいと思います。

次に進みます。3番目の国・県・町、それぞれの道路の整備について、前回、この質問が省きましたので、きょうはゆっくりと時間が15分ありますので、していきたいと思っております。

この道路におきまして、まず1番に、矢部阿蘇公園線ということになっておりますが、これにつきましては、山都町、当然ながら南阿蘇村、しっかりと地域振興、将来に向けての効果というものをご期待をされている路線でもありますし、きのうおとといですか、私も林道の部分、そして今、御所まで開設してありますが、行きどまりの部分から左に入った部分の終点まで、行きどまりまで、道路を見てきたわけでありましたが、既に地元の期成会が総力を挙げて、その沿線を整備といいますか、草切りをされて、チェーンソー、それから草刈り機、これを使っておる。これにける熱意というものがしっかりと垣間見たところでありまして。

まずは、この矢部阿蘇公園線、主要地方道というものがおりますが、この主要地方道というも

の定義、そしてランクといいますか、そういった分類、これをひとつ明解にさせていただきたい。私どもは、主要地方道ということになりますと、これがランクで上にあつて、一般の県道との違いがあるかなという認識を持っておりますので、主要であるならば、これを一番にやっていかんやいかんかなというような認識を持つわけでありまして、このことについて、まずは尋ねておきます。

**○議長（中村一喜男君）** 建設課長、江藤宗利君。

**○建設課長（江藤宗利君）** 稲葉議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。主要地方道矢部阿蘇公園線でございます。ルート39号、この主要地方道につきましては、国務大臣が、日本における道路の分類の一つでありますけれども、道路法第56条の規定によりまして、国交省の大臣が指定する主要な都道府県道または市道であります。この道路につきましては、高速道路や一般国道と一体となつて、広域交通を担う幹線道路としての位置づけがされているところでございます。整備や維持管理に要する費用の一部は国が補助することができるという位置づけになっております。広域交通を担うという位置づけから、二つ以上の自治体を經由するもの、あるいは全区間単一の自治体に含まれているもので、起点、終点の少なくとも一方のほうが、駅またはインターチェンジ、港湾、それから空港などを伴っているということが条件とされているようでございます。指定後に沿線の自治体が合併して、上記の性格を持ち合わせないというような状況もあつておりますけれども、そういう条件が付されているということでございます。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** 県道でありますので、本来は県議が県に対して、この整備について質していくことが当然であります。私は、この県道矢部阿蘇公園線に、町としての取り組み方、どうであるかということ、まずもって町長のほうに聞いておきます。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 主要地方道矢部阿蘇公園線については、今、説明があつたとおりでありますし、状況については、今、議員がおっしゃつたような維持管理も地元のほうで主体的に今進められているところもでございます。このことについては、地元の県議もしっかりと取り組んでいただいているところでありますし、県の代表質問においても何回となく質問されております。

ただ、今、少し状況が変わつてきたのは、南阿蘇の村議会のほうが、地方創生の一環、ソフトでありますけれども、ハードも兼ねてということの考えでありましょう、村議会が全員で来られました。そして、立野ダムと阿蘇公園線、これについては一生懸命私どもやりますということが決意表明がありました。これは今までになかつたことであります。非常にこの路線については難しい案件であります。簡単にはいかないと思います。でも、今まで山都のほうからばっかりの要望活動が主であつたと、そういうことがいろいろ言われている中で、南阿蘇村のほうから、そういう議会全員でそういう決意表明をされた、そしてまた、それが阿蘇の県議会議員を動かしていただいている、阿蘇の県議会議員もやはり代表質問等で矢部阿蘇公園線のことを取り扱っていただいていると、そういう動きは確かにございます。

この効果についてはいろいろ言われますけども、具体的に言いますと、南阿蘇村が俵山トンネルというのを非常に積極的にやられた、前村長がやられたわけですけども、そのときに、久木野村でした。これは久木野村が、当時戸数が1,000戸だったと言われていました。そして今、開通した後、新住民が1,000戸ふえたということ南阿蘇村の議員さんから聞いたことがございます。そういうことが言われるように、非常に私どもが今抱えている問題を、ある程度解決される見通しも持つ、そして観光振興にも資するということで、大変期待をしながら、そういうことも含めて、このただの観光だけじゃなくて、この定住促進だとか、人口の増についてもつなげる路線であるんだということを思いつつ、積極的な整備推進活動を進めたいというふうに考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** この道路の必要性から、またこれからの運動の展開というのは、今、町長が言われますように、地元の期成会、そして町が設置しております矢部阿蘇公園線整備促進期成同盟会、そしてまた執行部、議会、この議会も山都議会、そして南阿蘇議会、あわせて沿線からしますと218号、445、265、325、この沿線、それぞれ私どもが阿蘇を見るではなくして、美里、それから宇城市、南阿蘇、そういった部分についても運動の展開、これが費用対効果というものにつないでいくという形にも捉えられるのではないかなと思っておりますし、この阿蘇と山都の交流でもありますし、サザンルート観光振興するルートでもありますし、これを生かしていかんやいかんと思っておりますし、また、この開通することによって、また今、耕作放棄農地に対しても、これらの農地の利用、貸借、そういった部分のことが拡大をされるという部分になりますので、引き続き、町長には政治的な運動を精力的にやっていただきたい。我々議会も、南阿蘇議会に負けぬような形の運動の展開をしていきたいと思っております。

時間が少なくなりましたが、次に、町道のことにつきまして一つお尋ねをいたします。

今、非常に町道の整備は住民の一番期待をしておられるところでございますが、この中に、非常に取りかかって長くかかっている線が非常にあります。この瀬戸福良線、今馬見原線、大川大矢線、この三つの状況をひとつ述べていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** 建設課長、江藤宗利君。

**○建設課長（江藤宗利君）** お答えいたします。瀬戸福良線については、現在、社会資本整備交付金事業で道整備を行っているところでございます。この路線については、旧矢部町時代から整備を進めているわけですけども、約40年間、整備事業が進んでおります。これについても早急に残りが少なくなってまいりましたので、整備をするわけでございますけども、二、三年前までには、財政の許す限り、2本立て、町単と国の事業で進めてまいっております。今後も財政が許せば、町単の改良も含めて進めていくという方向でございます。

それから、今馬見原線につきましても、電源立地地域対策交付金を活用いたしまして、旧蘇陽町時代から整備を進めているわけですけども、これにつきましても、今後とも、この電源立地を生かして整備を進め、もうあとわずかになってまいりましたので、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、大川大矢につきましても、今年度から道整備交付金事業で新たに整備区間を設定い

たしまして、整備をやってまいります。難所でありました橋の新設につきましては、既に済んでおりますので、あと、道路の改良という部分だけになってまいりました。あと数年になりましたので、これも旧清和村時代からの積み残しでございますけども、今後とも積極的に整備をやっていきたいということでございます。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** その中で、これは私のところだからといって、なかなか言いにくいところですが、瀬戸福良線、皆さんも少ししっかりと聞いてください。昭和40年代からということですね、このようにこの町で長くかかっている区間の道路というのではないわけです。これは地元だからということじゃなくして、こういった道路の整備の進め方、これは恐らく財源の確保もありましょうし、これで足りないならば起債の運用、こういった併用しながら、早くつくってしますと、そういったふうにはできないかと。しかもこの路線については、町長が建設課現役のときの矢部の西側の県道から、今は国道ですが、県道と国道をつなぐ重要な路線という形で位置づけをされております。町長、30年には長谷のインターが開設することが明示しております、着々と進んでおりますが。計画では32年になりますが、30年にできるというような前倒しの事業の展開ができないか、ひとつお答えをしていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 今、40年代からおっしゃいましたが、余り変わりませんが50年代だと私は記憶しております。ただ、これについて長くかかっているのは間違いありませんので、今、課長が言いましたとおり、そういう起債事業ですね、そこら辺まで含めて、今、十分に検討しているわけです。本来であれば10年ぐらいで、この整備効果、費用対効果というのは求められるものでありますので、しっかりとその辺も踏まえて、費用対効果が出るように、しっかりと計画的な進行をしたいというふうに考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** それぞれ質問をしてまいりましたが、行政、執行部としては、的確な判断、最後のお願いはしっかりと聞いていただいて、皆さんが、地元住民が喜ばれるような形の予算の執行ということをしていただきまして、私の質問は終わります。

**○議長（中村一喜男君）** これをもって、10番、稲葉富人君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時10分

再開 午後1時08分

---

**○議長（中村一喜男君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**日程第2 発委第1号 山都町議会委員会条例の一部改正について**

○議長（中村一喜男君） 日程第2、発委第1号「山都町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、稲葉富人君。

○議会運営委員長（稲葉富人君） 平成28年3月9日。山都町議会議長、中村一喜男様。議会運営委員長、稲葉富人。

山都町議会委員会の条例の一部改正について。上記議案を地方自治法第109条第6項及び第7項並びに山都町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。山都町行政機構の改編に伴う関係条例の整理に関する条例（平成27年山都町条例第29号）が平成28年4月1日から施行されることに伴い、山都町議会委員会条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

内容については、第2条第2号中の隣保館に関する事項、同条第3号中の農業委員会の所管に関する事項を削除するものです。

以上、提案いたします。

○議長（中村一喜男君） 発委第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なしと認めます。

これから発委第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号「山都町議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第4号 専決処分事項（山都町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（中村一喜男君） 日程第3、議案第4号「専決処分事項（山都町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長、甲斐良士君。

○税務住民課長（甲斐良士君） 税条例の改正につきまして説明を申し上げます。

議案第4号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第6号。山都町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について。平成28年3月3日提出。山都町長。

専決第6号。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、山都町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について別紙のとおり専決処分する。平成27年12月28日。山都町長。

改正の内容の説明でございます。次のページをおあけください。これは改め文でございます。

附則。この条例は公布の日から施行する。

次のページの新旧対照表で説明を申し上げます。今回の条例改正でございますが、個人番号利用の取り扱い方針の見直しが見され、条例の一部を改正するものです。

改正の内容につきましては、住民税の減免に関する規定の中、第51条第2項中第1号を下線の部分のとおり改正するものでございます。

次に、139条の3、特別土地保有税に係る改正についてでございますが、同条第2項第1号中の下線部につきましてはの説明です。番号法第2条第5項の個人番号規定を外しまして、同法第2条第15項の法人番号規定に置きかえる改正でございます。

以上、説明を終わります。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第4号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「専決処分事項（山都町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

#### **日程第4 議案第5号 山都町教育特区学校審議会条例の一部改正について**

**○議長（中村一喜男君）** 日程第4、議案第5号「山都町教育特区学校審議会条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** それでは、議案第5号について説明をいたします。

議案第5号、山都町教育特区学校審議会条例の一部改正について。山都町教育特区学校審議会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成28年3月3日提出。山都町長。

提案理由です。平成28年4月の行政組織の改編に伴い、総務課で所管している「教育特区学校審議会（私学文書）に関すること」についての分掌事務を生涯学習課へ移管するため、山都町教

育特区学校審議会条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次ページをお願いいたします。山都町教育特区学校審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。平成年月日、山都町長。

これにつきましては、平成20年に教育特区によりまして認定を受けた広域通信制高校、一ツ葉高等学校に係る審議会の庶務、これが、いわゆる担当部局を現行の総務課から生涯学習課へ移管しようとするものでございます。今回、4月1日からの機構改革に伴います組織規則の改正に合わせ、見直しを行いました結果、当該学校の位置づけ、それから学校の設置や学校の設備、授業等に関する事などの審議内容に鑑み、教育行政部局である生涯学習課において庶務を担当することが、より一層審議が深まり、学校設置の初期の目的に沿うものと、そういった判断から改正を行うものでございます。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第5号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** これは藤川課長、あなたのところに最後に回ってきたわけですよ。ぜひ、引き継ぎのところで確認し合っていたいただきたいのは、この特区制度は、とにかくこの町の一ツ葉高校の場合に限って私は知りませんが、地域振興という視点からの特区でしたので、教育的な論議が町としては余りしてないんじゃないかなというふうに思います。

先日、NHKで、クローズアップ現代でだったかな、特区問題が取り上げられておりました。人数合わせだけしておって、そしてこれは文科省から補助金が出るわけですね。1人当たり幾らという助成があると思います。それを悪用する、そういう法人も出てきたと。一ツ葉高校の場合はそういうことはないと思いますけれども、町のかかわり方としては、観光振興みたいなことで、当時の課長だった人が全て取り仕切って、地元に来てきているという印象ですね、私どもとしては、貸し切りバスから宿泊所まで、全部その人がやっている観光事業といいますか、この一環としてやっているような気がしてなりません。どうせ教育という以上は、町も教育的なかわり方をやってほしいと。

今、地元との関係は非常に良好です。年に2回ぐらいしか来ませんけれども、農業体験のスクーリングが主ですね。そういうせつかくの向学心に燃えた若者たちにこの町もかわるという以上は、教育的視点から、総務課からきちんと引き継いでください。これまで総務課が、よかったら、どういにかかわり方をしてきたのか、この審議会というものを通じてですね、教えとってください。

**○議長（中村一喜男君）** 答弁いいですか。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** まず、最初に御指摘ありましたように、構造改革特区ということでの、その中の教育特区ということでございますので、まずは地域の経済活性化ということも踏まえまして、教育特区ということですので、独自の多種多様なカリキュラムが組めるというよう

なことに利点があるのかなというふうに思っております。

現在、今おっしゃいましたように、非常に地元の目丸地区と良好な関係を築いておられまして、農作業の体験ですとか、あとは非常に年齢的にもお孫さんぐらいの年齢に当たられるということで、その住民の方との触れ合い等々も、非常に私どもはそういった声も聞いております。地域の本当に活性化にもつながっているということで、地元の審議員さんも1名入っておられますけれども、毎回、その審議会の中で、そういった御意見も発しておられます。ぜひ、また発展的に推進していきたいと思っておりますので、そのあたりも含めて、生涯学習課のほうにつないでいきたいというふうに思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 勘違いしないでください。若者たちがたくさん来るから、経済的な波及効果があっているみたいな感じをしますが、そうじゃないんです。ソフト面で、年寄りたちの刺激になっている、そういう効果があっているということで、経済的には、その取り仕切っている人が一番効果を受けているんじゃないかなという感じもしないでもありません。恐らく宿泊所は、そよ風パークかな、そういうことであれば、経済的な波及はあると思います。通潤荘を利用するということは聞いておりませんね。だから、特定の人が、利権と言うとおかしいけども、利権を握ったまま、ずっとこの関係を続けていくというようなことは、せつかく地元としては、余り良策じゃないんじゃないかなと。そういう形での特区を維持していくというのはどうかなというふうに思っておりますので、あえて言っておきます。

だから、生涯学習課では、これをもっと教育的な視点で広げて行ってほしいと。これまでは、発足したばかりですから、試行錯誤があつて、いろんな問題があるかもしれません。私が言うのは一方的な見方かもしれません。当時、導入するときの課長さんが、今、全部仕切ってやっております。それなりに私は功績があつたという評価もしなきゃならんと思いますね。しかし、このままでは、私はどうかなという気がしますので、あとは引き継ぐときに、そこは少し論議してください。藤川課長も引き継ぐときは、あと1週間ぐらいになってしまうかもしれませんが、よろしくお願いしときます。いいですか。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「山都町教育特区学校審議会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

**日程第5 議案第6号 山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について**

**○議長（中村一喜男君）** 日程第5、議案第6号「山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 議案第6号について説明いたします。

議案第6号、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成28年3月3日提出。山都町長。

提案理由。指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が平成28年2月5日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

この内容につきましては、利用定員18人以下の通所介護事業所、利用定員9人以下の療養通所介護事業所について、平成28年の4月1日より、地域密着型サービスへ移行いたします。それに伴い、条例の改正が必要です。

それでは、山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の新旧対照表をごらんください。47ページある中の1ページをあけてください。新旧対照表です。その中の第3章の2に、地域密着型通所介護についての基準等をここに追加するということになります。

16ページをあけてください。16ページの地域との連携というところなのですが、第60の17です。60の17に、地域との連携がここに追加をされるということになります。ここに書かれている内容につきましては、運営推進会議を6月に1回以上開催すること、それから、地域との交流を図ることということが、この中には、60条の17の中には記載をされているということになります。

それから、第4章の指定認知症対応型通所介護につきましては、31ページをあけてください。31ページのところの第68条、第69条、それから、次のページの第73条、第75条から79条の2までのところにつきましては、準用することにより削除をするということになります。

それから、47ページの次のページをあけてください。こちらのほう、6ページの中の1ページになりますが、こちらのほうは介護予防の部分のところの新旧対照表になりますが、その次のページをもう一つあけてください。こちらにつきましては、第40条の地域との連携について書かれておりますが、こちらのほうの中にも、内容的には運営推進会議を6月に1回以上開催すること、それから、地域との交流を図るということを追加をするということになります。

3ページをあけてください。第41条のところ、これは熊本県の方針が、記録の保存期間は今まで2年間ということでしたが、5年間保存するというふうなことで、この記録の保存期間も5年に変更するというふうなことで条例のほうの追加をするということになっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第6号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** はっきり言って、この長い条文と、その条例のタイトルからして、何かよく意味がわからなくて申しわけないんですけども、だから何も聞きようもないというのが実感なのであって、でもなぜ立ったかという、もっとわかりやすい説明をいただけないかというところ。毎回、私の頭が追いつかなくて申しわけないということなんでしょうけれども、本当に申しわけないけど、私はまだ介護の年齢でもなければ、介護している身でもなくて、でも、やはりわかっていなくてはならない。この場所に立って、これを可決していかなければならないとか、審議をしなければならぬというところにおいて、勉強不足は私のほうの反省ですけども、課長からのほうも、もっと、そのほかの皆さんにもお願いしたいところは、この条例の小難しい言い回しとか、文言だけではなかなか理解ができないので、これが、例えば、こういう事業所、こういうタイプのもがありますけども、今回こういうふうになるんですよとかいう図式とか、こういうサービスはこういうふうになるんですよとか、そういうふうなもっとわかりやすい資料をつけていただくことはできないかというお願いなりです。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** はい、わかりました。今後、そういう形でつけさせていただきますと思います。

ただし、この内容につきましては、地域密着型の通所介護というのと地域密着型の介護予防という部分が、この二つの改正のほうには入っておりますので、その中で、一番変わった点は、今説明しましたように、その中の運営推進会議が6月に1回以上開催することということと、地域との交流を図ることというのが、通所介護の部分と地域密着型通所介護の部分と介護予防のどこ

ろに、この二つが入ってきたということ、それから、記録の保存が2年だったのが5年になったというふうなところが、この厚いところに入っております。一応それが大まかな部分です。

それから、この18人以下の地域密着型事業所に関しましては、5カ所、山都町のほうにはあります。それに関しては、もやい、それからデイサービスやすなが、風ノ木サービス、それからデイサービスけあふる、それから大地というのが、この5カ所が今回の条例改正の中に入ってこられるというふうなことになります。

今後、説明をする上におきましては、今の吉川議員のことを踏まえまして、後の課長にお伝えしていきたいと思えます。

(自席より発言する者あり)

**○議長(中村一喜男君)** いいですか。

11番、田上聖君。

**○11番(田上 聖君)** この次はおっしゃいましたが、この次は、あなたどうしますか。そういうふうなことで、次の人にも同じようなことだというようなことが必要だろうと思えます。私も全くわかりません。それで、上級法が、上の法律が変わってきたから、ここを変えなんでしょう。

いえいえ、まあよかよか、これ質問が続きよつとだけんな。だけん、その上のほうが、どういうところが、例えば介護の仕方とか、要領とか、点数とか、要介護1、2、3、4、5とか、支援とか、そういうふうなところで、どういうところがどういうふうに変わりますというような説明をされたほうがわかりやすいと思えます、みんなに。

この前、これはついでもございます、上益城の消防議会で、いっぱいあながごと、こぎゃん文章を並べてから、改正、改正ということでした。全く理解ができないが、どういうことですかと言ったところが、電子レンジあたりができたから、それに伴う法律改正ですということでした。全く同じことで、どういうことで法の改正をしなければならないか、条例の改正をしなければならないかということで、そういうわかりやすい説明をお願いしたい。で、答弁をお願いします。

**○議長(中村一喜男君)** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長(門川次子君)** 今、対象とか、その辺も説明をするということになる……。

**○11番(田上 聖君)** また、俺は手を挙げなんけん……。

**○健康福祉課長(門川次子君)** 通所介護事業所と通所介護の部分で、事業所のほうが利用定員が18人以下の通所介護事業所のほうと、利用定員が9人以下の療養通所介護事業所について、条例の改正が必要というふうなことで、今回、国のほうから改正をするというふうな形になっております。

地域密着型の通所介護、それから予防の部分は要支援1、2、それから地域密着型通所介護については要介護1から要介護5までの方を対象に、この中に入ってくるんですが、先ほど説明しましたように、要介護1から5までの方の通所介護につきましては、それをする中では、運営推進会議のほうを6月に1回以上、それから、通所をする中では、地域との交流を図りなさいというふうなところが、要介護1から5の通所介護の中には入ってきましたというところです。

あと、予防の部分の要支援1、2の方たちの予防の部分に関しましては、同じようにそういう形で、運営推進会議と地域との交流も図りながらやってくださいというふうなところが、この中に追加をされたというふうなことで理解していただければと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 上級法が変わったということは、国が助成する補助金、出すお金を削るということが一番ではないかと思えます。そういうふうな国の考えのもとに、上級法の改正が行われたのではないかと感じておりますが、その点はどうか。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** こちらのほうの追加の改正の部分のところは、今言いましたような、運営推進会議の部分と地域との交流を図るというふうなところが新たに追加されたというふうなことで理解していただければと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 提案理由の説明、町長の説明の中にもあったと思いますが、どこかで要介護1、2は切るということがありました。国からの金が来なくて、町がしなさいということのようでした、そうですね。そうすると、いろんな面で高齢者支援のほうに金が減っております。恐らくこれもそうだろうと思っております。それで、国は消費税という名目で5%、8%、来年は10%になるということで想定されております。国はいっぱいお金を取っている。そして、こちらのほうには回さんと言うならば、どこで私たち、町民の人たちは、どこに行って、何かを言うとかですか。それはおかしいばいたて言う言い場所がなかけん、私が代表してあなたにお願いします。だけ、国のほうに、そういうふうなことも言っていただきたい。国から来たから、そのまま、はいということではなく、お願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** こちらの、今言われましたような、法改正の中での、こういう山都町の中での介護関係につきましては、自己負担がふえたりとか、地域の中でいろいろ皆さんの力でやってくださいというふうなことを国のほうから言われているんですが、その中に係る予算的なものとか、外出支援だったり、いろんなものに関しましては、私のほうも1週間、2週間前に県庁のほうに行って、そういうことに関しましては、要望をしたり、会議等の中で、ぜひ要望しながら説明をさせていただければというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、飯星幹治君。

**○3番（飯星幹治君）** 一つだけ教えてください。運営推進会議を年2回やれということですよ。地域交流と言いながら、会議を開けというような話ですよ。ということは、当然、私たちもそういった経験あるんですが、2,000円ぐらいの交通費というところが出るんですよ。で、しょっちゅうされるものだから、減らしたらどうですかという提案をした時期もあるぐらいなんです。わずか1時間ないし1時間半ぐらいの会議に2,000円ぐらい、そのとき出しているんですよ。これには予算は伴ってきてないですよ。たしか自前で出せということですよ。その辺、

どうなんでしょう。

○議長（中村一喜男君） 健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） こちらの、今説明をした中での予算的な部分のところは、町のほうでは予算はないです。だから事業所のほう……。

○3番（飯星幹治君） 事業所で出せということ。

○健康福祉課長（門川次子君） はい、というところに入っていると思います。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第7号 山都町営体育館条例の一部改正について

○議長（中村一喜男君） 日程第6、議案第7号「山都町営体育館条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、藤川多美君。

○生涯学習課長（藤川多美君） それでは、議案第7号を説明いたします。

山都町営体育館条例の一部改正について。山都町営体育館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成28年3月3日提出。山都町長。

提案理由。山都町営下矢部体育館は、経年劣化により危険なため供用を廃止する必要があります。また蘇陽林業者等健康増進施設及び馬見原体育館については、これまで全面のみの使用区分でしたが、施設の有効利用の点から半面の使用区分を設け、その使用区分に応じた利用料金を設定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

まず、下矢部体育館については、昭和54年度に建築され、36年が経過しております。平成18年に施設の老朽化と利用者の減により、地元で話し合いを持たれ、近くの下矢部西部体育館を使用するというので、平成18年以来、体育館を休止しておりました。建築当時借り入れた地方債の返済も終わっており、補助金の適正化法に基づき、国庫補助事業完了後10年を経過した建物の取り壊し及び廃棄については、文部科学大臣へ報告することで財産処分は可能ですので、今回、用

途廃止をするものです。

また、蘇陽林業者等健康増進施設及び馬見原体育館については、バレーコートが2面、バドミントンコートにしますと6面とれますが、現在使用区分が全面のみでありますので、例えば、バドミントン1面を借りるのにも全面使用ということで、ほかのコートがあいていても、同日の他団体の利用が不可能でした。有効利用の面から、同様の施設に倣い、反面の利用区分を設けるものです。

では、2ページをごらんいただきたいと思います。山都町営体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。体育館条例の中から、下矢部体育館を削ります。それから、蘇陽林業者等健康増進施設、馬見原体育館、上のほうですが、今、全面の1区分でございますが、下段、2ページ、次のページのように、全面の下に反面の区分を設けます。そして、使用料金は全面の2分の1ということで設定をいたします。この条例は、平成28年4月1日から施行する。

これによりまして、体育館が、今、山都町営体育館が29ありますが、下矢部体育館を省きまして、28体育館となります。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第7号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、藤川憲治君。

**○9番（藤川憲治君）** 地元のことを言うといけませんけれども、下矢部体育館、本当にありがとうございます。私もいつも言っていたように、ようやくこれで解体に、いつの日かめどが立ったのではないかと考えております。やはり地元で説明していたのは、先ほど課長がおっしゃったようなことを私も説明していたんですよ。右から左に即取り壊しはできないと。段取りを踏んで、解体をしようじゃないかということをおっしゃっていましたが、今回、そういう形で、下矢部体育館解体の道筋ができたのではないかと考えております。あとは、執行部におかれましては、まずもって財政、予算が一番でございますから、はした金では解体はできないと考えておりますので、危険でございますので、早い時期に処置をしていただきたいと思います、これを要望いたしまして、この議案に対しましては別に問題ありませんので、賛成をいたしたいと思っております。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「山都町営体育館条例の一部改正について」は原案のとおり可決され

ました。

---

## 日程第7 議案第8号 山都町行政不服審査法施行条例の制定について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第8号「山都町行政不服審査法施行条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、議案第8号について説明をいたします。

議案第8号、山都町行政不服審査法施行条例の制定について。山都町行政不服審査法施行条例を別紙のとおり定める。平成28年3月3日提出。山都町長。

提案理由。行政不服審査法の全部改正に伴い、提出書類等の交付に係る手数料の設定、山都町行政不服審査会の設置その他必要な事項を定める必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

これは、行政不服審査法が、国民の意識の変化、それから行政手続法等の関係法制度の整備拡充が行われるなどの情勢を踏まえまして、公正性の向上、それから利便性の向上、こういった観点から改正が行われたことに伴いまして、町の例規で整備すべき内容について、条例制定を今回行うものでございます。

その整理すべき内容については2点ございます。

1点目は、行政不服審査会の第三者機関の組織と運営に関する規定を定めること。2点目は、審査請求人等が求めることができる提出書類等の閲覧や書面の交付に係る手数料、それと手数料の減額または免除に関する規定を今回整備を行うものでございます。

めくっていただきまして、公布文でございます。

山都町行政不服審査法施行条例をここに公布する。平成年月日、山都町長でございます。

ただいま説明申し上げましたように、10条からなる条例でございますけれども、主には手数料に関する条例、減免に関する条例ですね。それから、8条では、行政不服審査会に関する条例ということになっております。

ただし、一番最後、附則のところを見ていただきたいんですけれども、1月の臨時議会において、上益城の広域連合において、行政不服審査会の設置条例というものを設置をされました。その中で、本町の行政不服審査会、山都町行政不服審査会につきましては、今回の条例で設置はするものの、そこの第2条に書いておりますように、山都町行政不服審査会は、当分の間、置かないものとし、上益城行政不服審査会設置条例第1条の規定により設置されます上益城行政不服審査会において処理をするということでございますので、一応これが附則のところでは表記しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村一喜男君） 議案第8号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 連合のほうで実際の事件については扱うという結論ですね。

はい、わかりました。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「山都町行政不服審査法施行条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第8、議案第9号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** それでは、議案第9号について説明をいたします。

議案第9号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。平成28年3月3日提出。山都町長。

提案理由です。行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例を整理する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

これは、先ほど議決いただきました議案第8号と同じく、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、本町関係例規の文言の訂正、改正を行うものでございます。この文言の改正につきましては、不服申し立ての利便性、それから使いやすさの向上の観点から見直しが行われるものでございまして、一つには、行政処分に係る不服申し立ての種類を審査請求に一元化をすることとございます。二つ目に、不服申し立てをすることができる期間、これを現行の60日から3カ月に延長をされるということとございます。このことによりまして、旧行政不服審査法の引用の見直しとあわせまして、本町の関係例規の一部を改正したものでございます。なお、今回該当になりますのは、山都町情報公開条例、それから山都町個人情報保護条例等、関連する6件の条例について、一部改正を行ったものでございます。

めくっていただきまして、ただいま申し上げました、1条が行政手続条例の一部改正、2条が

山都町情報公開条例の一部改正ということで、随時、これが6件、それぞれの関連規定を改正する条例を載せているところがございます。新旧対照表に、その内容を載せて、16ページにわたって載せているところがございます。

説明につきましては以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

**○5番（藤澤和生君）** 行政不服審査というて、過去にどのくらいこういうしょう例があるのか、その辺が今まで全然私のほうがわかりませんので、どのくらいございますか、わかりましたら何件とか、その辺もお知らせいただくならと思ひまして。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 上益城郡の、先ほど言いましたように、広域連合のほうで取りまとめてやるということなんですけれども、本町においては、済みません、私も課長になりましてまだ3年目になりますが、この審査の請求があったというのは記憶にはないところがございます。郡内の他町村では、2件から3件程度は毎年上がってきているということは聞いております。そこはまた確実なところは調べましてお返事したいと思ひます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第10号 山都町行政区設置条例の制定について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第9、議案第10号「山都町行政区設置条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** それでは、議案第10号について説明をいたします。

山都町行政区設置条例の制定について。山都町行政区設置条例を別紙のとおり定める。平成28年3月3日提出。山都町長。

提案理由です。民主的かつ効率的な行政運営を確保し、住民福祉の増進に寄与するため、本町

の行政区を形成する行政区域を明らかにしておく必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

これは、午前中にも論議、一般質問等でも御質問があったところですけれども、新年度から新たに施行します区長制度、これへの移行に伴いまして、新たに条例を定めるものでございます。

これまでの区長区設置条例は、基本的に区長が存在します142の区についてのみ規定をしていたものですが、今回は、行政区域として町全体を網羅した区の設置根拠を規定すべきという観点から、142の区に、これまで除かれていました町営住宅などの世話係区域を含め、新たに160の行政区を規定する設置条例を定めるものでございます。よって、区長区がなくなるということではなくて、自然発生的に組織されました区長区との混同を避けるために、行政側からの立場に立った、行政上管轄する範囲という意味において、行政区という表現に今回したところでございます。

また、4月から、区長に対しまして地方公務員の身分を付与しないということから、山都町報酬及び費用弁償条例から区長の項を削るものでございます。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 午前中も一般質問の中で取り上げたところなんですけれども、要するにこれは行政区の新しい設置条例ということですよ。これまでの第1条の2項から第3条までは省くと、区長の位置づけを省くという話なんですけれども、先ほどのやり取りの中でも、もう1回確認なんですけれども、やっぱり手順として、これはこれでいいんですけども、区長の位置づけですね、ここがちょっと不明確だなと今でも思うんです、さっきのやり取りを持って。やっぱり自治振興区の設置条例あたりをきちんとする中で、住民自治組織をきちんと考えていこうではないかというふうに思っています。それについてもう1回、課長の明確化についての考え方を聞きしたい。

それから、先ほどの質問の中で、前の手引書にもありましたけれども、個人情報の取り扱いですね。このあたりは指導するというような形でありましたけれども、やっぱりこれは、それなりの地方公務員とか、嘱託員制度をつくる中で、縛りをかけていかんと、このあたりの漏えいについては私は非常に大変な問題ではないかなというふうに思っているんですよ。このあたりの確認をもう1点お願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 条例整備につきましては、午前中も申し上げましたけれども、今回は、新たに4月から稼働しますと申しますか、始めます区長制度の見直しに即して、今回、新しい行政区を設定するという事になっているわけですが、御指摘のように、これは自治振興区の条例があって、その中に区長区というのを位置づけていくべきではないかという御指摘だというふうに思っております。私どももそういった観点から随分と論議もしておりました。

れども、これについては、まだ論議が深まっていないというところもございますので、午前中の自治基本条例との関連も含めながら、ぜひこれについては今後とも継続的に審議をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、情報漏えいにつきましては、これは地方公務員であろうとなかろうと、これは漏えいするということは、もう決してあってはならないことですので、改めてそういった文書を取り扱う方々に対しては、また指導を、しっかりと指示をしていくということに尽きるというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

**○5番（藤澤和生君）** 先ほど来、一般質問で7番議員さんと総務課長のやり取りを聞いておりましたんですけども、私も、まずは自治振興区あたりの条例あたりをきちっと整備されてからでも、まず28年の4月1日からというようなことですぐに来ておりますので、そういうことになつとるだろうと思いますけども、ある程度、もうちょっと議論して、条例をちゃんとして、整備されてからでも遅くはないというような気も持っておりますので、その辺いかがですか。6月の補正とか何かで、また補正じゃおかしいかもしれませんけど、当初予算で4月1日からが一つの原則だろうと思いますけど、その辺をもうひとつ精査されて、条例あたりも見直すと、ちゃんとしたことを整備するというようなことはできないものかと私もちょっと思いましたものですから、一言、言わせていただきますが、その辺はいかがですかね。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 今回の見直しの目的といいますのが、町との主従関係をなくして、協働のパートナーシップを構築していきましょうということにもあるわけでございますので、そういった観点から、これは条例の整備を、おっしゃるとおり待ってからということも大変重要な視点ではございますけれども、そういった部分では先行しながら、実際に稼働をさせていきたいということで考えております。先ほど江藤議員の質問に答えたとおり、条例整備を取りやめたということではございませんので、そういったところでは、拙速にならないように、私どもは慎重にやっていきたいなというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** なかなか苦勞しておるようですけれども、私は、社会情勢の変化に伴って常時見直していくというのは大事なことです。これがよってきたところは、合併協議会の中で出てきた、いわゆる自治振興区の考え方、それがこういう形でまた発展してきたと私は思っているんです。ただ、一番心配されている個人情報漏えいの問題、これは縛りをつけるということでは罰則が前提になってしまいます。罰則が前提にする、言ってみればボランティア的な区長の役割をする人が、果たしているのかということ。今はもう地域で役員する人が本当になくて、1人で何役もすると、みんなお願いして頼み込んでいる。私の村なんか、もう平均年齢七十何歳ですから、1人で何役もする、そういう状態です。なかなか区長にもなり手が無い。そういうこ

とですから、罰則でなくて、せっかくの7番あたりからの心配もありますから、私はこれはあくまでモラルの問題ですが、一つの指針として、これを示しておく、町のほうから。そして、これを、個人情報については、わざわざ言うまでもありませんが、これだけはきちんとお守りくださいと、それでいいんじゃないかなと。それで地域社会を回していくと。役員になって、非常に窮屈な思いをしなきゃならないということも、これは今のような状況の中ではなかなか手が生まれてきませんので、ぜひ指針を出してほしいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** まず前段ですね、新町建設計画の中で、こういった取り組み、自治振興区等区長制度の見直しというのが出てきたものでございまして、それに即して、ようやく10年過ぎて、遅きに失している部分はございますけれども、ここまでの段階に来たということでございます。

それから、2点目の指針につきましては、十分ありがたい御提言だと思っております。検討したいと思えます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 午前中からの江藤議員の質問にもありました。いろいろ私も考えさせられるところがあります。やはり順番が逆じゃないのかなというのはすごく気になっているところでして、自治振興区というのが、いろいろ方面聞いてみますと、あくまでも任意のものであって、まちづくりの行政との主従関係とか上下ではなくて、パートナーシップを結んでいくものだというようなことですね、説明は。

今回、この区というものが、大枠というか、自治振興区の中に入っての説明だというふうに思っていますが、区長の身分についていろいろ言われていると。そして、その区長さんについては条例があったんですね、区長区の条例というものが。今回は、そのことはどういうふうになっているのですか。その整合性といいますか、それはそれであるままに、こっちが走っちゃっているんですか。それとも、この中にも、先ほど江藤議員から要求があったので、私たちもこれをいただきました。これは、この間、23日の日の説明に使われた資料なのかというふうに思いますが、この中に、先ほどの金額的なところも盛り込んであるようです。こういったものの中で、さまざま区長への説明会とか開くにつけ、いろんな反感だったりとか、いろんな意見が出てきて、総務のほうでもというか町のほうでも、試行錯誤、四苦八苦しなながら何とかこういうとこまでやってきましたというようなことのようにですが、この資料を見られて、制定の中でというか、枠の中で、とりあえずと言いますか、区長さんたちは納得をその会でされたのかというところを御確認と、私は区長でも何でもない、もちろん区民の1人であって、今回、具体的に言えば、井無田の住宅が入ってよかったなど、これですっきりするなと思ったわけですよ。今まで住宅は、いや、区じゃなかもんねて言って、村役でも何でも離れたところで、常会にも呼びなはらんと、それは変だなと私はずっと思っていたんですよね。だから今回こういうふういきちんとされたことは非常によかったことかなというふうに思っています。ただ、今の確認は、23日の区長会への説明会で、き

ちんとした御納得はいただけたのかということと、その区長の条例というものはどういうふう  
に今なっているのかということをお伺いします。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** まず、私の説明不足で大変申しわけございません。区長区の設置  
条例につきましては、今度新しい新規条例の附則の部分で、山都町区長区設置条例は廃止する  
ということにいたしております。済みません、これは私が説明をいたしておりませんで、大変申  
しわけございませんでした。

それから、2月の23日に区長全体会を開催をいたしました。これにつきましては、先ほど9月  
の行政報告の話を午前中、一般質問の中でさせていただいたんですが、これは区長区が各旧町村  
ごとに支部をつくっておられます。その支部に対しまして、最終的な報告、そこで御納得をい  
ただいたということで行政報告をさせていただきました。これにつきましては、支部の会議にも全  
部区長さんも入ってこられるんですけども、改めて、今度は交付金の件がございましたので、  
9月のときには、まだ交付金の詳細については、これから設定していきますということでお話  
しておりましたので、2月の23日につきましては、主には交付金の積算根拠といいますか、配付  
の方法ですとか、そういったことについて御説明をいたしたところですので、制度の内容につま  
ましては、既に9月以前に御納得をいただいていたものということで認識をいたして、説明会を催  
したというふうに思っております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** もう一つ、今、順序が、午前中の江藤議員のにもありましたけれども、  
下のほうからじゃなくて、もっと自治振興区というものの性格づけというか、そっちのほう  
が先なんじゃないかと。任意の団体であるというふうな説明は私も余りすとんと落ちてこ  
ないんですけども、そっちのほうの、とりあえずというか日程的に28年4月からという  
ところで、行政改革もそのスケジュールに間に合わせるかのようにやってきたわけであ  
って、それに合わせなくちゃいけないという気持ちもわかりますけれども、一方で、  
自治振興区というのを、もっとまちづくり条例とか、いろんなものが、基本的な  
ものがあるかと思うんですけども、そういった中での位置づけというのは、どの  
ようなスケジュールで考えていかれるおつもりですか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** まず、条例といいますのは、御案内のとおり、通常、  
行政上の義務を課したりですとか、権利の制限とかいう場合に制定をしますけれど  
も、もう一方では、自治の基本原則、基本方針とか、そういったものを打ち出すた  
めのものという性質の条例もございます。今回は、その後段の基本理念または基本  
方針を打ち出す、そういった条例の制定に向かって取り組んでいくということで、  
おっしゃいましたように、まちづくり基本条例ですとか、私どもが想定します  
のは自治基本条例ということ念頭に置いて考えていくということでございますけ  
れども、まだこれについては論議が深まりませんでしたので、今回については、  
出せるような状況にはなかったということも一つでございます。それによって、  
今回の4月からの実際の見直し、

区長区との関係性について、本来は、おっしゃるとおり、そこをきちんと位置づけながらやりなさいということが当然のことながら、私どももそれは認識をしながら、視野に入れながら進めてきたんですけれども、そういったところを今後とも継続して取り組んでいくということ、あわせて持ちながらやっていきたいということでございます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、藤原秀幸君。

**○2番（藤原秀幸君）** これはちょっと心配な面で、清和地区は割と少のうございますが、ありますが、例えば学校の住宅とか、そういったところも行政区というような感じで設けるといことですが、そういったことになれば、そこには区長さんがいらっしゃらにゃいかんわけですよ、本当は。そういった選任が、果たしてそういったところで行けるか、大矢荘だったり施設にも、行政区を設けるといことですので、そういった選任ができるか。そういった選任された人は、やはりどこかの自治振興区に入るわけですが、自治振興区の中で区長区の中に入ってもらう、そういったことが果たして可能かどうかということですね。そういったことに関して、どのような下準備なり、話をされてこられたかというようなことをお伺いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** これは142の区長区について、全く変えるものではございませんし、この中に入りなさいということでもございません。新たに行政区、町が管轄する範囲を決めて、そして、やっていくということで、これまでどおり世話役さんがいらっしゃったり、そういった施設の代表者の方がいらっしゃるといこと、将来的には、今、議員がおっしゃったように、よく言われますように、行政区、いわゆる区長区の統合へ向けての一つのステップであるといふふうには捉えてはおります。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 今度、新しく18入れるわけね、区長区に。私は、試行錯誤しながらここまで私は苦労したと思いますよ。それなりの、これまでの段階は、2年前から私どもには議会に説明があっています。そして、具体的なことが詰まってきたのが去年の12月議会だったかな。そして、来年の3月には最終的な機構改革の最終版が出てくるということも私どもは聞いておりますけれども、一つ、私がここで確認しておきたいのは、今度のやつで恐らく救済されると思いますが、清和の分譲地、ここはやっぱり課題でした。どこの区にも入らない、いわゆる自治組織がないために、いろんなことを、町は行政文書も直接配付すると、配達するといような手間が要っておりました。だから、今度はそういうのも全部包含する形で、あと18ができたのかなといふふうに思いますが、そこはどうですか。それは入っていますか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 分譲地につきましては、星の森団地といこと、今回入っております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 抜けている部落がありはしないかと。いいですか、小さな部落の名前まで書いてありますが、法蓮寺、日名田、小迫というのはどこに入っておりますか。その部落は執行部は御存じでしたか。仁田尾は仁田尾と載っておりますね。その次、牛ヶ瀬は牛ヶ瀬で出ております。この付近をずっと見て、その3カ所の小さな部落の名前が抜けているわけです。見当たりませんかというか、見つけ出せません。特に法蓮寺あたりは落とすべき部落じゃないかと思っておりますが。皆さん方も自分の関係のところをずっとよく調べてみられるといかがですか。私が気づいたところばかりでなくて、ほかのところも抜けとるかもしれません。特に、私は日名田という部落に関心がありますので、どけいっとるのかと思ってから。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 今回、新たに行政区の区域を含めたということでございますので、確かに小さいところは、その中に含まれていますよというような説明しかできませんけれども、全集落を網羅しているということではなくて、新たな行政区を設定して、その中に含まれる区域はここですという区域の範囲を設定しておりますので、そういったふうに御理解いただきたいなと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** それは言い逃れにしかすぎません。ほかのところを見てみなさい。

（「区長区は全部入っとるわけですよ」「入ってないわ」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、いいですか。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** これまでの142の区についても、これはもう網羅しているということでございますので、この中の範囲の中に入っているということで御理解いただきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 書き漏れているから書き足しますということのほうが、答弁としては当たり前でしょう。誰が考えてもそうと思えますよ。だから、今、総務課長が言ったようなことは、少なくとも私には通用しないということです。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** これまでの区長区に基づいて今回これを出しておりますので、そういった認識でお願いしたいなというふうに思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 2番、藤原秀幸君。

**○2番（藤原秀幸君）** これは私の認識ですが、じゃないかなというようなことで総務課長にお尋ねいたします。例えば、郷野原の七つぐらい小さい集落があります。でも、地元で郷野原といえばもう全部含みます。仁田尾区に関しても、田上議員さんおっしゃいましたが、元仁田尾という小字の部落はあります。でも、仁田尾といえば、法蓮寺、日名田、小迫含めたところが仁田尾という認識を地域の人にはしているんじゃないかなというふうに思いますが、総務課長、いかがで

しょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） ありがとうございます。そのとおりでございます。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

4番、後藤壽廣君。

○4番（後藤壽廣君） 竹原のほうでも、今11番議員から言われたように見てみますと、高畑地区には高畑と赤館があるんですけど、高畑とひとくくりになってるわけですね。そうするとまた、伊勢というのがあるんですけど、ここは何軒もないんですけど、基本的にはこれほどのようにしてこうされたのか。基本的には今、竹原のほうで話したんですけど、長谷を入れたが、伊勢の中でも旅草というのは、おわかりでしょうけど小さい部落ですよ。ここら辺がどのようにされたのかなという不安がありまして、もう一遍、きちんと見ていきながら、正しい行政区割りをしたが、わかりやすくはないかなと思いましたので、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 区域の、行政区というのは、160区を今回設定をしたわけございまして、この区域につきましては、これまでの区長区に基づいて、先ほど2番議員がおっしゃったようなことで、範囲を設定といいますか、表記をしたものでございますけれども、御指摘の点については、少し事務方のほうで確認をしたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 最後に、ちょっと話の論点がすれ違って来たのかなと思っておりますけれども、要は、課長がさっきから言われておりますけれども、本来であれば自治基本条例をつくる中でやっていくのが本来だという言い方をされています。で、今時点では、平行してこれを、行政区を新たに加えるというのを機会に、この区長という位置づけを廃止する中で、平行してやっていくという話ですけども、やっぱりどう考えても、私的には、これは手順が間違っているし、きちんとした上位法をつくる中で、下の制度をつくっていくべきであろうと思っております。新しい行政区に関しては、一部改正の中で入れ込めばいい話であって、それと一緒にごちゃまぜにしてくるような出し方には、私は不信感を持ってしまうんですね。総務課長、やっぱりその手順をきちんとしていただけないものかどうか、もう1回、討論ではないですけども、答弁をお願いします。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） 今、上位法というふうにおっしゃいましたけれども、私どもとしましては、自主・自立的な自治振興区なり、そういった組織の問題でもございますので、そういったところにつきましては、先ほど1番議員の御質問にも少しお答えしたところですけども、基本理念ですとか、基本方針等を定めていく中で、適正に位置づけをしていくということを考えておりますので、そういったところで御理解いただきたいと思っております。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

（「ちょっと決をとってください」と呼ぶ者あり）

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議がありますので起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 起立多数です。

したがって、議案第10号「山都町行政区設置条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

---

休憩 午後2時24分

再開 午後2時34分

---

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**日程第10 議案第11号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について**

○議長（中村一喜男君） 日程第10、議案第11号「町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、本議案第11号について説明いたします。

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について。町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることとする。平成28年3月3日提出。山都町長。

提案理由です。職員等の旅費のうち、諸費の額を改定するために関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

これにつきましては、職員等の旅費のうち、諸費の額について、県内自治体との比較等々、それから均衡の観点から、金額の見直しを行ったものでございます。あわせて、条例中、諸費と日当が混在していましたものを、本町の職員等の旅費に関する条例で定めます旅費の種類に合わせて、諸費に統一をしたところでございます。具体的には、議案の最終ページを見ていただきますと、

そこに簡便な図を用意をいたしております。こちらで説明をさせていただきたいと思っております。

左側が改正前です。まずは「諸費額」のところ、区分のところが変わります。「郡外」というところがございますけれども、これが金額2,200円であったものを、これを「県外」ということにいたします。中身も「五ヶ瀬町を除く」というふうにしております。それから、次に、改正前「郡内」というものを、改正案では「県内」というふうに範囲を広げました。ただし、金額のほうも550円ということにいたしております。諸費の名称も、先ほど申し上げましたように、旅費、日当が混在しておりましたので、今回は「諸費」という名称に統一をしたいということでございます。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第11号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第11 議案第12号 山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第11、議案第12号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** それでは、議案第12号について説明をいたします。

山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成28年3月3日提出。山都町長。

提案理由です。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行及び平成27年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

まずは、今回の条例案の概要について説明をいたします。4点、改正点がございます。新旧対照表のほうを見ていただきたいと思いますと思っております。

新旧対照表4分の1ページのところでございます。まず1点目は、昇給の基準が改正されたことに伴いまして改正いたします。これまで、勤務成績に応じて昇給をしていましたものを、懲戒

処分等の事由に該当した場合には、これを考慮して昇給することというふうに定められましたので、これを改正するものでございます。

2点目は、医師及び歯科技師の初任給調整手当の引き上げに伴う改正でございます。これが7条の3になります。

次は3点目です。めくっていただきまして4分の2ページです。勤勉手当でございます。勤勉手当に人事評価を反映させるための所要の規定整備を今回行うというものでございます。

最後に4点目ですけれども、これにつきましては給料表の改正でございます。非常に細かい行政職給料表等々載っておりますけれども、こちらの改正になっております。

端的に申しますと、今回は給料の引き下げということになります。これは、給与の総合見直しということで、さきに人事院勧告が出ておりまして、それによる、今回国に並んで、総合見直しを本町のほうも準じて取り入れるということになります。それによりまして、今回の改定による影響額といいますのが、これも若年層と高齢層というのは、また違って来るんですけれども、若年層で、大体月額平均約4,000円の減額ということになります。高齢層では、平均約1万3,000円の減額ということで、平均をしますと、月額で約7,000円の減額となるものでございます。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第12号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 今、人事院勧告という言葉がまた出て、済みません、きのう私が一般質問の中で、この1月の臨時議会のときに、人事院勧告によって平均2,300円の引き上げだというふうな説明を受けたところですよ。そのことをきのう申し上げたんですが、今回、今の数字を見ると、平均で7,000円の減額になっていきますというのは、済みません、どういう説明だったのですか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 1月の臨時議会のほうで、今おっしゃいました、平均にして2,300円の給与改定というものを御提案をして、議決いただいたということでございます。これにつきましては、平成27年の人事院勧告の勧告どおりに反映をした改正でございますけれども、通常は夏場に勧告が出ますので、それによって大体12月の、これまで議会のほうに提案をして、改正を行っていたというのが通常でございますけれども、国のほうが閣議決定等々おくれまして、今回につきましては、1月によりやく間に合ったということで、1月の、本町は臨時議会のほうに提案をさせていただいたというのが、まず1点でございます。

今回の部分につきましては、国が、先ほどもちょっと言葉が初めてお聞きになったかもしれませんが、給与総合見直しということを書いてきております。この給与総合見直しといいますのは、特に50歳台後半の官民の給与差、こういったことを踏まえて、給料の引き下げを行うということでございまして、この引き下げに合わせて、国のほうでは地域手当ということの支給割合を増額するとの内容でございますけれども、本県内の市町村もそうでうけれども、地域手当自体が

非支給地でございますので、一旦は見送っておったんですけども、今回、国の基準に合わせて、この総合的見直しを導入するということに、県を含めて、県内自治体のほとんどが、これによって改定をするということになりましたので、本町でも総合的見直しによる給料表に切りかえていくということで、ちょっと2段階になってしまって非常にわかりづらいんですけども、一旦上げて、今回また下げるといような形になってしまいますが、前回の2,300円は平成27年4月1日から上がるということですね。今回7,300円の平均で下がる分は、来年4月1日からの給料が下がるということで、近い給与改定の条例提出ですので、非常にわかりづらいところがありますけれども、そういったこととなります。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 先ほどから人事評価の件で、一般質問とかであっておりましたが、この勤勉手当に反映してくると思います。この人事評価の結果、基本的な金額からしますと、上下何%ぐらいの枠で出ますか。手当の支給の基本的なやつからしますと、人事評価の結果、上下の差が出てくると思いますが。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** ちょっとパーセンテージでしか算定しませんので、金額については、済みません、今ここではお答えする材料を持っていませんので、また後でお答えしたいなと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 普通、民間では5%から10%の範囲内というふうに聞いておりますが、多分それだろうと思いますが。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** おっしゃるとおり、大体民間と同様の、人事評価自体が民間のほうから入ってきたような制度でございますので、大体そこに準じてやっていくという形になります。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** アベノミクスで、とにかく給与引き上げをして、経済の回転を上げていくということでしたが、これでは、今度は引き下げるわけ。上げたり、下げたりということだな。まさにアベノミクスは破綻したと言われておりますけども、ことしに入ってから平均株価が1,000円以上上がるとかな、それ以上かな。これはどういう私どもは理解していいのか。経済総体として給与問題が国会では論じられております。そして、大企業にはちゃんとベースアップをしてくれと政府のほうからもお願いしているという盛んなPRがなされておって、その陰では、こういう形で引き下げられると。2,300円の場合だって、あれは若年層というか、キャリアのない人たちだけなんですね。だから今、課長さんたちクラスになると、ベテランになってくると、ダブルパンチかなという感じもする。それ以上に、私は地域経済、日本経済にとってどうなのか

など、そういう論議はあっているかなという気がします。ただ、あなたたちはそれをすんなりと受け入れるのか、熊本県全部でそれを論議したということですから、県レベルではそういう論議はあっていませんか。あなたたちの身分保障の前の問題として、私は今、この国の経済の問題として、みんなが少しよくなってくると波及効果が起きてくるという、その論理が、これはもう完全に破綻したのがここに象徴的に出てきたんじゃないかなという気がします、どうですか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 今回の見直しといいますのが、背景にありますのは、平成18年以降の給与構造見直しというものがございまして、その中で、地域民間給与との均衡反映、それから、年功的な給与上昇の抑制、それと、先ほど人事評価の話がございましたけども、勤務実績の給与への反映など、そういった取り組みを推進しなさいという中で、平成26年に、この給与見直しというのは勧告をされました。そのときには、先ほど言いましたように、国のほうは、そういうふうに給料を下げると言いつつ、地域手当の割合を上げると、率を上げるということとございましたので、県のほうとしても、それは同一步調はとれないということで、県内のほとんどの団体も、それには同一步調はとりませんでした。今回は、やはりいろいろ考え合わせていく中で、国のどうしても基準に合わせておかないと、今後の勧告のほうに即していくときに、また乖離をどんどんしていってしまうというようなこともありまして、県内でも、いろんな自治体もそれぞれに検討はなされた結果、やむなくといいますか、今回改定をしていくと、下げていくということの方針をとったわけでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** そういうことであれば、やはり公務員が一番たたきやすいんですね。だから、こういう形で出てくる。ということであれば、我々も特別公務員です。それなりの覚悟をしなきゃならないと思います。私は1割カットぐらいは覚悟しております。今後の論議を私は巻き起こしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第12 議案第13号 山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正**

## について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第12、議案第13号「山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** それでは、議案第13号について説明いたします。

山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について。山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成28年3月3日提出。山都町長。

提案理由です。職員の自宅に係る住居手当の廃止に伴い、山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

これにつきましては、職員の住居手当のうち、いわゆる持ち家手当、これを廃止することに伴いまして改正をするものでございます。

現行は、職員が家を新築または購入した場合、新築または購入した日から起算して5年以内につき、職員で世帯主である者に支給をしているものですが、これにつきましては、今回廃止を行うということでの改正でございます。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第13号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 済みません、基本的なことで。技能労務職員とは具体的にどの方たちでしょうか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 我々役場で、本庁で事務をとっている職員は、いわゆる一般職という形で捉えていただいて結構かと思っておりますけれども、現場のほうで、現業として働いていらっしゃる方々、給食調理の方ですとか、あとは保育士さんですとか、そういった方々が該当することになります。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号「山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

について」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第13 議案第14号 山都町一般職非常勤職員等の勤務条件に関する条例の制定について**

**○議長（中村一喜男君）** 日程第13、議案第14号「山都町一般職非常勤職員等の勤務条件に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 議案第14号について説明いたします。

山都町一般職非常勤職員等の勤務条件に関する条例の制定について。山都町一般職非常勤職員等の勤務条件に関する条例を別紙のとおり定める。平成28年3月3日提出。山都町長。

提案理由です。地方自治法及び地方公務員法に基づき、一般職の非常勤職員及び臨時的任用職員等の報酬等、勤務時間、休暇等の勤務条件の規定を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

この本条例ですね、制定に至ります背景のほうをちょっと説明をしたいと思っておりますけれども、今般、いわゆる臨時非常勤職員、非正規職員というような言い方もされますけれども、飛躍的に増加をしている中であって、こうした非正規公務員の処遇改善への取り組みというものが強く求められている状況でございます。今回、報酬等費用弁償の額ですとか、勤務時間、その他勤務条件に関しまして、根拠や位置づけを明確にして、所要の条例の規定整備が求められ、必要であるとして、今回規定を行うものでございます。

現行は、規則、それから訓令等で、職員に関する規定を設けているものでございますので、今回お示しをしておりますように、一般職の非常勤職員については、勤務時間ですとか、それから給与、報酬、旅行に係る費用弁償、それから通勤費用ですね、こういったことを定義をしていくということでございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第14号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 今現在で非常勤職員の方々は何名おられるんですかね。で、この賃金とか、いろいろ上げるということによって、どのくらいの金額がふえるんでしょうか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 済みません、ちょっと数字的には今、把握しておりませんので、これは後で調べて、議員のほうにお伝えしたいと思います。

**○7番（江藤 強君）** 全議員にやって。

**○総務課長（坂口広範君）** わかりました。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「山都町一般職非常勤職員等の勤務条件に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午後2時56分

3 月 10 日（木曜日）

平成28年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年3月3日午前10時0分招集
2. 平成28年3月10日午前10時0分開議
3. 平成28年3月10日午後2時53分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第8日)(第4号)
  - 日程第1 議案第15号 平成27年度山都町一般会計補正予算(第7号)について
  - 日程第2 議案第16号 平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
  - 日程第3 議案第17号 平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
  - 日程第4 議案第18号 平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
  - 日程第5 議案第19号 平成27年度山都町病院事業会計補正予算(第1号)について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである(13名)

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	7番 江藤強
8番 工藤文範	9番 藤川憲治	10番 稲葉富人
11番 田上聖	12番 中村益行	13番 佐藤一夫
14番 中村一喜男		

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

6番 赤星喜十郎

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
教育長	藤吉勇治	総務課長	坂口広範
清和総合支所長	増田公憲	蘇陽総合支所長	有働章三
企画政策課長	本田潤一	税務住民課長	甲斐良士
山の都創造課長	檜林力也	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	江藤宗利	農業委員会事務局長	山本祐一
環境水道課長	江藤建司	健康福祉課長	門川次子
そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文
隣保館長	西田武俊	学校教育課長	田中耕治

## 10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

**○議長（中村一喜男君）** おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日程第1 議案第15号 平成27年度山都町一般会計補正予算（第7号）について****○議長（中村一喜男君）** 日程第1、議案第15号「平成27年度山都町一般会計補正予算（第7号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** おはようございます。

それでは、議案第15号、平成27年度山都町一般会計補正予算（第7号）について説明をいたします。

まず、予算書歳出から説明いたします。

15ページをお開きください。

2款1項一般管理費退職手当組合特別負担金でございます。これは、早期退職者の希望見込み数ということの減少、見込み数より少し少なかったということで、今回、400万円の減額をいたしております。

続く、5目の財産管理費、財源の組みかえでございますけれども、この財源につきましては、まず一つには、分収林の立木売払収入でございます。これは県行分収林でございます。荒神山の団地の立木の売り払いがあったということでございます。県との5対5の分収林契約になっております。

それともう一つの財源は、森林総合研究所の補助金19万4,000円でございます。こちらでの財源を一般財源と振りかえたということでございます。

続く、6目庁舎管理費です。公有財産購入費に179万円を計上いたしております。本庁舎の北側駐車場拡張用地購入費ということでございます。田の229.4平米、単価につきましては7,800円ということで計上を行っております。場所は、職員用駐車場として利用しております北側駐車場でございます。一番広い駐車場でございますけれども、これの北側部分の田でございますけれども、ここを駐車スペースとして今回購入したいというものでございます。大体これで14台程度の増が見込めるというものでございます。これにつきましては、平成22年度から駐車場の建設を行ってございましたけれども、この当初から町が希望して購入を予定していたものではございますけれども、今回、地権者との折衝がまとまりましたので、計上を行ったというものでございます。これまでは、

農地として管理をしたいという地権者の思いがありましたけれども、今回は、これをもう売り払ってもいいというような承諾を得ましたので、計上したということでございます。

また、取得価格の7,800円につきましては、平成18年の不動産鑑定評価に基づく算出でございます。当時の駐車場用地購入でも、当該鑑定評価に基づきまして購入を行っております。取付道路等も今回整備をされまして、現況の立地状況としては、当時より利便性も高まっていると思われましても、それ以後の近隣地の用地購入の際にも、この18年度の不動産鑑定評価をもとに購入をしておりますので、今回もそれに倣って、7,800円の単価としたところでございます。

続く、12目です。地域振興費です。78万円の減額としております。内容的には右に書いておるとおりでございますけれども、特定財源としましては、地域づくり夢チャレンジ推進補助金が三角の21万2,000円、地域づくり補助金が三角の7,000円ということでございます。

続く、14目の情報費です。2,104万円の補正予算を計上いたしております。これは、マイナンバー導入に伴い、市町村でも個人番号の利用事務、住基や税、福祉、国保年金等や番号関連事務を行う必要があるということで、通常の業務と分業して管理執行しなければならないということになっております。このことにかかるセキュリティ対策強化費としまして、そのシステムの設計委託料ですとか、専用のサーバー、それから専用のパソコンを整備するものでございます。補助金の630万円、これは人口規模に応じた国から算定した交付金でございます。これが翌16ページまで続くものでございます。

それから、16目地籍調査費です。この三角、国県支出金の減額の1,426万1,000円、一般財源が440万6,000円ということになっております。

まず、国県支出金の三角、減額1,426万1,000円は、国が減額950万7,000円、県が減額475万4,000円ということになっております。これは、補助金の減額によりまして、本来は一般財源も県と同率4分の1の減額となるということになるんですけれども、当初、申請額を見て、事業の進捗をずっといたしておりました。その後、補助金が確定した段階で、冒頭に申しましたように、事業費を調整するというのが通常なんですけれども、今回は、工程の中の一筆地測量、計画面積の実施ができないとなりますと、再度、また測量をやり直さなければならない等々、次年度の工程や手続きに著しく支障を来すということで、今回、単独費に振りかえまして実施を行うこと、それによって一般財源が増額というような形になったということでございます。

21目の地方創生総合戦略費です。これは一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応というものでございます。各自治体が地方版の総合戦略の取り組みの先駆性を高め、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、まちの活性化など、目に見える地方創生、この実現を図ることを目的に、効果の発現が高い事業を対象に10分の10の交付金の支出をするものでございます。本町においてもこの趣旨に添いまして、山の都総合戦略に基づきまして、2本の柱、山の都の「住めば都」推進プロジェクト、それと、山の都の「都の幸ブランド」創出プロジェクト、これを事業費4,744万円と計画し、策定をしているものでございます。お手元にその事業の概要については、お配りをさせていただいております。ここの項目には、後で述べます、矢部高校の応援事業費を除く企画政策課、それから農林振興課、山の都創造課にて担当する業務についてま

とめて計上をしているものでございます。

続く、18ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民登録費です。これは、地方公共団体情報システム機構に対しまして、地方公共団体が共同して運営をしているというものでございます。その負担金です。平成27年9月補正におきまして、585万9,000円既に計上しておりますけれども、今回、追加交付がございましたので、その分をそのまま補正予算として計上をするものでございます。マイナンバーにかかる事務を地方公共団体にかわって行う機構ということでございます。

続く、19ページです。

3款1項2目国民年金事務費です。年金制度改正システムの改修委託料を42万8,000円計上いたしております。年金制度改正に伴いますシステム改修ということですが、納付猶予制度対象者の変更ですとか、免除申請様式ですとか、学生特例の様式の見直しといったことがその主な内容になっておるところでございます。

続く、7目の保険事務費です。それぞれ特別会計の繰出金を増減いたしております。特定財源につきましては、国、国民健康保険事業負担金が県負担金2,545万1,000円、地域包括ケア推進事業の県補助金が50万円、後期高齢者医療費保険基盤安定の拠出金県負担金ですが、減額の88万8,000円が計上されております。

続く、10目の臨時福祉給付金給付事業費です。これは、平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響緩和、このために低所得者層を対象に1人につき6,000円を交付するという事業でございます。今回、給付事業の対象者の確定に伴います減額ということにいたしております。

続く、21ページをお願いいたします。

3款2項1目の児童福祉総務費です。885万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。特定財源としましては、子供のための教育保育事業費の県補助金15万8,000円、それから減額としてまして、放課後児童クラブの補助金が606万6,000円減額となっております。委託料としましては、多子世帯の保護者負担の軽減対応や、ひとり親世帯等の保護者負担の軽減対応にかかるシステムの対応ということで、子ども子育て支援システム改修委託料が31万8,000円でございます。

19節の補助金でございますけれども、これは県の補助金の基準額の見直しが行われました。よって、申請額と実績額に差が出てまいりましたので、この差を今回減額という形にしております。この基準が見直し改正になりましたことによりまして、基準の開設日数に満たなかったり、減額となってしまったこと等によるものでございます。

続く、2目の児童措置費です。860万の補正を計上いたしております。これは、子ども子育て支援制度の一環による地域保育に要する費用の額、これを勘案した基準による算定額でございます。今回のものにつきましては、人件費ですとか、事業費、管理費といった、児童1人当たりの単価が改正になりましたので、その分が増額となったということでございます。特定財源は児童福祉負担金ということで、国が750万円、県が375万円計上いたしております。

6目の子育て世帯臨時特例給付金給付事業です。これは、減額59万1,000円でございます。これも消費税率の引き上げの影響緩和のために、子育て世帯に対しまして、対象児童1人につき、

3,000円を交付するといった事業でしたけれども、これも対象者が確定しましたことにより減額となっております。

続く、23ページをお願いいたします。

5款1項3目の農政費です。負担金補助及び交付金のところで、それぞれ増減をいたしておりますけれども、一番下の行の担い手確保・経営強化支援事業補助金9,158万円というふうに計上いたしております。これは、総合的なT P P関連政策大綱に即したものでございます。100%の補助ということになっております。農地中間管理機構を活用して、農地の集積、集約化に取り組む地区の認定農業者、そういった方々が融資を利用して、農業用機械等を導入する際の融資残について支援をする制度、事業でございます。今回、本町では、認定農業者等約30名の方々がトラクター等の農機具の購入ですとか、ハウス設置整備費等に対しまして、50%の補助が行われるということでございます。9,158万円はそのまま国費の全額ということになっております。50%分を計上いたしております。

続く、24ページです。

6目の中山間地域対策費です。補正額は減額2,624万8,000円でございます。これは対象農用地の減少により事業費の確定に伴います補正ということで、補助金を2,571万円減額しておるところでございます。

続きまして、7目の水田農業対策費、これも100万円の減額をいたしております。山都地域農業再生協議会に支出をしているものでございます。これも、事業費確定により減額ということになっております。

それから、13目の中山間地域の総合整備費です。これにつきましては、22節と23節が同額の金額で精算それぞれ処分費というふうになっております。これは、整備後この中山間換地処分整備後の面積増減分というのを受益者から町を通して償還金として県へ支払いをいたします。また、県を経由して、今度はまた町を通して受益者に精算金を支払うということで同額が入ったり出たりということで、非常に複雑な図式ですけれども、同額を一旦受益者から町を通して支払って、それから、今度は県から町を経由して受益者に精算金を支払うというような形になっております。

21目の多面的機能支払事業費です。626万円の減額でございます。これは取組面積の減により事業費が確定したことにより減額補正ということにしております。

それから、24目の特定防衛施設周辺整備の調整交付金事業費です。1,285万円ということで、これは1月に追加交付が行われたものでございます。これは27年度の継続事業が対象ということになりますので、今回は、農林水産業費では、浦田水路の施設整備工事費を上げているところでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

25目の人・農地プラン事業費です。減額の156万3,000円、青年就農給付金です。平成27年度の交付予定額実績と予算額との差を今回減額いたすものでございます。

それから、26目の農業農村整備事業費です。220万円の減額となっております。これは、県補助金のカットによりまして、ハザードマップを作成する予定でございました。藤木、井無田地区

のため池ハザードマップを作成するというごさいましたけれども、今回はこの県費の減額ということで、作成自体を見送ったということごさいます。

続く、5款2項の2目林業振興費です。これは、一番大きなものは右にありますように、有害鳥獣捕獲隊への助成金ごさいます。国県支出金を1,507万5,000円ということごさいます。このうち1,560万円が鳥獣捕獲の防止補助金ということになっております。イノシシが大体4,000頭、それから、シカが1,500頭、そういった見込みということで、今回のこの補正によりまして、補正後の金額が助成金5,855万5,000円となるものごさいます。

続く、27ページをお願いいたします。

治山費は、補正額はゼロですけれども、委託料と工事請負費の増減で調整をいたしたところごさいます。これは、補助金が、またこれも減額になっておりますけれども、当初、3分の2補助でしたけれども、率にしますと、66.66%になります。これが予算枠配分によりまして、66%から62.86%に補助金の減額が行われましたので、その分が一般財源に影響したということごさいます。

続く、13目山のみち地域づくり交付金事業費です。885万4,000円の減額ごさいます。15節の工事請負費は入札残ごさいます。残りの12節、13節、17節につきましては、国有林内の用地買収につきまして、林野所有の官民境界確定用の字図の整備がおくれたために、今回、これにつきましては、一旦減額をするということごさいます。

続く、28ページをお願いいたします。6款1項5目の山の都づくり事業費です。3,429万3,000円の計上をいたしております。ふるさと寄附金の謝礼金、それから郵送料等々にかかるものごさいます。

続く、7款の1項1目の土木管理総務費につきましては、158万6,000円の減額を今回行うものごさいます。これは、地域ひとづくり補助金そのまま減額となっておりますけれども、平成26年に本事業に基づいて執行していた2名の人材育成事業の対象者が、平成27年度中に辞退ということになりましたので、その分の最終的に減額になるということで、今回、補助金がカットされ、また、それに応じまして、減額の補正をするものごさいます。

続く、29ページです。

7款2項の2目道路維持費です。これは、1月24日からの大雪の対策経費ということで、消耗品としましては、凍結防止剤の購入費ですとか、重機借上料につきましては、モーターブレーダーとかバックホーといった除雪のための重機を借り上げたということごさいます。

それから、6目の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業費です。これは先ほど農林水産業費で申しあげました調整交付金事業の追加交付分の土木費分ごさいます。これは、町道鍛冶床線を予定いたしておるところごさいます。

社会資本整備費については、補正額はゼロで13節、15節の中のやりとりになっております。

続く、30ページをお願いいたします。

7款4項1目公営住宅等の管理費です。これは社会資本総合整備交付金にかかるものごさいまして、長寿命化の改修工事を小原B団地で行っておりまして、この分が補助金減額になりました。

たので、その分に応じて工事費も減額としたものでございます。

9款の4項社会教育費でございます。矢部高校応援事業費、11目に計上いたしております。これも先ほど加速化交付金という10分の10の補助金のところで説明いたしましたものでございます。こちらに矢部高校の応援にかかります事業費をまとめて計上いたしたとこでございます。これもお手元の表でご確認いただければというふうに思います。

あけて、32ページをお願いいたします。

10款1項の農林水産業費1目の現年度農業施設災害復旧費でございます。これは激甚指定によります補助率の増に伴いまして、国県補助金が増額となりまして、逆に受益者負担金が減額となったものでございます。

次の、現年度林業施設の災害復旧費につきましては、これは減額51万7,000円が発生しておりますけれども、査定時におきまして、補助対象外の経費が発生、これはガードレールですけれども、発生をいたしまして、単費にて対応する必要があったために今回補助金をカットして、一般財源でその分を対応したということでございます。

33ページをお願いいたします。

ここには、12款の諸支出金2項基金費ということで、それぞれの基金の利子とそれから積立金額を計上いたしております。減債基金費が補正額として3,021万6,000円ということです。これは、21万6,000円が利子分でございます。3,000万円は将来の償還に必要な財源を確保するという目的で、今回、3,000万を積みますものでございます。

それから、8目の公共施設整備事業費です。こちらについても、5,067万1,000円を今回積むものですが、67万1,000円は利子分でございます。5,000万円を積むということにしております。

学校教育施設整備基金費です。2,007万3,000円が今回の基金積立額になります。7万3,000円が利子分で、2,000万円が整備基金として積み立てを行うものでございます。

11目のふるさと応援基金費です。これにつきましては、6,390万6,000円を積立金ということで、今回、計上をしたとこでございます。

あと、35ページ以下は、人件費の補正にかかる明細書でございます。

続きまして、歳入は8ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の特定財源として説明しましたもの以外につきましては、8ページの一番上にあります地方交付税でございます。今回、9,417万2,000円の補正額を計上いたしました。説明欄にありますように、地方交付税、普通交付税が844万5,000円、特別地方交付税が8,572万7,000円ということでございます。これによりまして、平成27年度の普通交付税決定額というものが、60億8,891万3,000円ということになります。ちなみに平成26年度からしますと1.6%の減額9,794万4,000円が決定額としましては、26年と比べて減額となっております。

それから、特別交付税につきましては、まだ、3月の交付が未確定ですので、一応、予算計上額ということで、今回8,572万7,000円を計上いたしまして、あわせて予算計上額4億5,499万4,000円ということになります。

戻っていただきまして、4ページ、第2表繰越明許費でございます。

まず、2款総務費1項の総務管理費です。地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業です。これは、歳出予算で先ほど計上したものでございます。そちらを28年度に繰り越して執行いたします。

それから、地方創生総合戦略事業です。これも加速化交付金にかかわるもので、これも今回補正予算を計上いたしますけれども、実際には28年度に繰り越して執行するというものになります。

個人番号カード交付事業です。483万2,000円の金額の繰越を行うものですが、これは、地方公共団体情報システム機構からカードが交付をされておりますけれども、国も平成27と28の2カ年間で対応しているということにしておりますので、町としましても、国の対応に呼応して今回483万2,000円の繰越を行うものでございます。

農林水産業費の農業費で阿蘇火山等の防災特産対策事業でございます。これは、茶の降灰対策事業ということで、1月の臨時議会におきまして計上いたしました、この分の国からのスケジュールで3月末に契約をして28年度執行するという、これは国からの指示でございますので、今回、その分を524万5,000円繰り越すものでございます。

それから、担い手確保・経営強化支援事業です。これも先ほど歳出予算のほうで説明をいたしましたとおりでございます。補助金の交付決定が3月になるということで、これもそのままそっくり28年度へ計上いたします。

特定防衛施設の周辺整備調整交付金事業、浦田水路分です。これも先ほど計上しました5款の浦田水路分の追加交付分、これを28年度に繰り越すというものでございます。

青年就農給付金事業です。これは、国予算の平成27年度補正予算にかかる国予算の交付金でございますけれども、県と町が同時にこれは繰り越すということでございますので、今回、その分につきまして、750万円を28年度へ繰り越すものでございます。

林業費に入りまして、林道補修事業です。これは、林道清和矢部線と、林道矢部水越線の2本がこれに含まれております。それぞれ、のり面保護工事が工期内に適さない時期が発生したりですとか、施工箇所が他の工事との関係で資材経路で一緒になってしまう部分がございます、復旧工事を先行させたというふうなことで、そういった理由で、今回790万8,000円を28年度に繰り越すものでございます。

治山事業につきましては、1,770万円を繰越というものにしております。これは、作業箇所の土質が岩質土であったことですとか、これも作業路の予定地の地権者との交渉に不測の日数を要したこと等によります理由によるものでございます。

次の、山のみち地域づくり交付金事業です。こちらにつきましては、ここの箇所の施行には全面通行どめというものが必要であったんですけれども、他の所管の道路改良工事と工事時期が重なりまして、その工事車両の通行が必要となったことによりまして、全面通行どめができない期間が生じたということによって3,565万を28年度に繰り越すものでございます。

道整備交付金事業分でございます。林道舗装に伴います用地交渉に不測の日数を要したために年度内完了が見込めなくなったことによりまして繰越でございます。

7款の土木費につきましては、これは路線が非常に多岐にわたっておりますので、7款につきましては、皆様方のお手元に資料として表にしておりますので、そちらをごらんいただければと思っております。

続く、9款の4項社会教育費です。矢部高校応援事業費1,049万円です。これも地方創生加速化交付金にかかわるものでございます。

10款の災害復旧費1項の農林水産施設災害復旧費、それから、2項の公共土木施設災害復旧費でございます。いずれも査定後の入札ということでございますので、年度内完了が見込めない分につきましては、今回、それぞれ繰越を行うものでございます。

これによりまして、今回の繰越額の総額は10億7,813万9,000円となるものでございます。

表紙の次のページをごらんください。

平成27年年度山都町一般会計補正予算。

平成27年度山都町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ131億6,340万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成28年3月3日提出。山都町長です。

以上で、一般会計補正予算（第7号）についての説明を終わります。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第15号の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、藤原秀幸君。

**○2番（藤原秀幸君）** おはようございます。歳出のほうの庁舎管理費の北側駐車場の購入費170万円ぐらい出ておりますが、170、80万ほど出ておりますが、現在の駐車場が、私は日常的に見て、本当に駐車場スペースが足らんで迷惑しとるかというようなことですが、それはないような気がするわけですね。いつ来ても、イベントがあるときは別ですが、まだ、車をとめる余裕はある。なのに、何で14台の駐車するために土地を買って、28年度の予算で、まだ300万ほどの工事がありますが、500万かけて、足らんなら私はするべきだと思いますが、現状は余っとなって、何で買うかという、その整合性がわかりませんが、どのように総務課長お考えでしょう。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 現在、駐車場スペース、北側だけを申しますと、169台ございます。上の一番広いところと隣の道の反対側ですね。それが、来客用としまして、1階ですとか、3階の通用口から出たところにもございますので、来客用として50台予定をいたしております。あわ

せて219台というのが、駐車場として保有をしている状況でございます。

確かに、通常は何もイベントや会議がないときには、おっしゃったとおりでございますけれども、各種会議ですとか、イベント等がありましたときには、どうしても不足してしまうと。と言いますのが、会議室を2階、3階に特に設けておりますけれども、この会議室の、もし仮に会議室や応接室等々、こちらが設置をしているだけでも、いすだけでも大体160以上の人数がマックスで入ることもありますということでございます。なかなか、それはそうそうあるものではないかもしれませんが、やはり開庁以来、幾度となく駐車場が足りないということで、お話もお客様からいただいておりますし、住民サービスの観点からぜひここについては、14台という台数ですけれども、確保しておきたいということ。それが、今回の計上の理由として上げているところでございます。

それから、明日から期日前投票も始まりますけれども、これはなかなか人数がよめません、どきに何人来られるかということもよくわかりませんが、そういった方々がいらっしゃる分にも、先ほども申しましたイベントや各種会議等々含めて、これは慢性的に足りないような状況にも陥りますので、ぜひこれについては、確保して駐車場として整備をしたいということで、今回、用地購入について計上したということでございます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑ありませんか。

4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** 4番、後藤です。2、3点お尋ねしたいと思いますけれども。

まず、17ページの地方創生戦略に伴う国費の3,693万円、これは農産物のブランド化、インターンシップとか、先ほど総務課長のほうでは資料があると言いましたけれども、ここの資料を見てみますと、非常にわかりにくいところが1点と、委託をされて、いろんな事業で委託をされていきますけれども、結果がなかなか反映されていないと。先般もこの地方創生については事業をやりましたが、その結果はいまだに出てないし、あと2年後に出るということでもありますけれども、こういう事業につきましては、国の戦略的な事業ですので、当然やらなきゃいけないということですが、それを住民の皆さんが、関係者の皆さんが熟知されて、住民の意見を十分取り入れているのか、それを今後どのように反映するのかということにつきまして、この事業の内容と、今後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

次に、23ページ。これに、担い手確保・経営強化支援事業補助金9,158万円という、これは50%補助で認定農業者のほうに直接交付するということですが、おおむね、どのような事業が旧町村別にどのぐらいの人数に、主な大きな事業はどのようなものがあるのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

続きまして、31ページ。矢部高校応援事業費というのがあります。これが855万1,000円。これも矢部高校応援啓発事業とか町民会議運営、コーディネート、魅力発信、山の都塾コーディネートとあります。これにつきましても、これ委託費で上がっていますけれども、基本的には基本計画というものは町で持つべきと私思うわけです。一番わかっているのは町の人ですから。その前に十分議論されているのかというのを、どのような経緯で、もう丸投げしときゃいいかという

ふうにされているのではないかと、非常にここら辺も心配しております。一番わかっていらっしゃるのは、教育長はもともと校長先生でしたので、内容のことも十分理解されていると思っておりますし、この辺についての教育長の意見、どのように。これは、町そのものが考えてわからないところを委託する、こういうことを委託するというようなことを明確に言ってもらいたい。

なおかつ、ここの中で、山の都塾コーディネーター事業というのがありますけれども、これは、町長が1年、2年前からやります、やりますというふうに言うておりましたけれども、実は私も役場におりましたので、税務課長時代に矢部中学校に行きまして、1時間授業したことがあります。そのときは、矢部中学校の1年生から3年生まで講堂に集めて、税の勉強をさせてくれというようなことでしたことがあります。これの体制ですね。どのようなコーディネーターがいらっちゃって、どのような地区でどのようにされるのか。それは、基本計画があつてのことと思います。その送迎はどうされるのか。これは町長が一番考えていらっしゃることと思いますので、どのように送迎をされて、どのような勉強して、その経費はどうかかるのか、コーディネーターの経費はいくらなのか、そういうこともちゃんとシュミレーションされていると思います。ここら辺について、考え方をきちんと持った上で委託するなり、何なりということを明確に言うてもらわんと、何もかも丸投げして、丸投げしてるから何とかなるだろうというようなことじゃ町民も納得しませんし、私も納得することができませんので。非常に、役場というところは委託というのが多くございます。でも、その前に十分自分たちで議論した上で、こういうことを、将来の夢を語って、だから委託せんと私たちの力じゃ無理ですよと、私たちの能力じゃ無理だから、専門家に頼みますよと。私から言えば、専門的な知識を持っておられると思いますので、委託せんでもできる場所もあると思います。以上のとこを踏まえながら、以上3点、質問事項は12点にのぼったと思いますけれども、お聞かせ願いたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** おはようございます。

今、後藤議員から質問がございました、地方創生の全般的な流れについてと、今回、加速化交付金ということで出しておりますので、今の住民の皆さんの理解はあるのかということ踏まえて、今回の一連の流れについて若干大枠を御説明したいと思います。

地方創生につきましては、御存じのとおり、昨年、人口ビジョンと総合戦略を策定し、昨年は、消費喚起型と先行型という事業がございまして、消費喚起型では、プレミアム商品券の実施をし、先行型で食農観光塾とか、農産物のブランド化初め、そのような事業に、今、取り組んでおります。これにつきましては、本年度も加速化交付金を活用して、引き続き、先ほど総務課長のほうから説明した予算として、二つのプロジェクトにおいて、それぞれ今回は、山の都塾なり、高校を拠点とした町民講座なり、それから、インターンシップ事業なり、そういったものをしながら、また、もう一つには、移住者の呼び込みを図るプロジェクト、さらには農産物のブランド化も引き続き、販路拡大という視点で、今、動こうとしているものであります。この加速化交付金につきましては、国の交付内示が今月中旬ということで、来週あたりには内示があると思いますけれども、それを使っていこうというものでありまして、また、次には新型交付金という予算措置も

準備されているところであります。今回の加速化交付金につきましては、昨年の事業について引き続き継続をして、さらに充実させながら、住民の皆さんへの経済活動の一つを推進と言いますか、寄与するようにするため、また、移住定住を今後つなげていくためという形で計画しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（中村一喜男君）** 教育長、藤吉勇治君。

**○教育長（藤吉勇治君）** それでは、御質問にお答えしていきたいと思ひます。

まず、町民会議のことで御質問がありましたので、そのことからお話をしたいと思ひますけれども、御存じのとおり、矢部高校の入学者というのが年々減少しているわけですね。そこで、町としまして、これまで矢部高校進学者助成事業ということで進めてきました。例えば、入学支度金、それから進学者の、今、在学中の高校生の教科書、それから下宿の助成、バス通学等、そのほかにも矢部高校の教育振興会のほうに助成をしておりますし、矢部高校への助成ももちろんあるわけですが、そういった取り組みをこれまで続けてきたわけです。しかし、本当に特に昨年度の、本年度の入学になりますけれども、入学者の減少ちゅうのは、非常にこれは町民すべてが心配するところでもありました。こういう中で、役場内でも矢部高校応援プロジェクトチームですね、これをつくったわけですね。これは、山の都課、それから学校教育課、生涯学習課、この3課合同でつくりました。そして具体的に何をしていくのかということで、いろいろ検討して、できることはどんどん進めてきたわけですが、やっぱりこれは、町民みんなの課題でもある。そして、町民からもいろんな声がありました。そこで昨年8月でしたけれども、矢部高校応援町民会議ということで、会が立ち上がったわけです。その趣旨にこんなふうにありますけれども、矢部高校と地域が一体となって、魅力ある学校づくりを進める、そういう体制づくりをしようということ、そして、子供たちの生きる力、学力の保障、そして、子供たちがこの町に育ったことに誇りを持つ、そして自信を持って未来を創造していく、そういう応援をしていきたいと思いますということで、もう既に5回ほど会議を重ねておるわけですが、そうしまして、この5回の会議を重ねる中で、それぞれの委員さん方からは、いろんなアイデアが出ました。矢部高校の応援、その魅力化について、こういう短期的なものあります、長期的なものもあります。いろんな施策のアイデアが出ました。それを整理しましたところ、项目的には20項目を越えます。それにどういうふうに、具体的に中身づくりをしていくのかということでは、とてもこれは、役場内でのそれぞれの課が分担してということでは、なかなか難しいです。実際に動くところではもちろんそれぞれの課が動きますけれども、それを総合的にコーディネートしていくということでは、これはやっぱりかなり専門家の知恵も必要になりますし、もちろん私たちも知恵を出しますが、そういったところで今回の予算措置になったわけです。

それから、あわせて山の都塾についても少し御説明しておきたいと思ひますけれども、この山の都塾の趣旨につきましては、町長の提案理由説明の中にもありましたけれども、大事な部分として、将来を担う子供たちに、このふるさと、この山都町の歴史や文化、自然、いろんなことがありますけれども、それをしっかり知ってもらおうということ。そして、郷土への誇り、町長は愛郷心という言葉も使っておられます。そして、将来の町の担い手として、育てていくんだ、未

来を開くそういう育成して、人づくりをしていくんだ、そういう思いでこの山の都塾というのも考えているわけです。これも、実は矢部高校応援の施策の一つでもあります。ですから、矢部高校の子供たちを主体としながら、この町の中でいろんな人たちを講師にしながらかんでいく、そして、高校生だけではなくて、中学生、小学生も含めて一緒にこのふるさとのことを学んでいく。そして、その小中高のつながりの中で、子供たちをさらに、将来の町を担う子供たちでもありますので、そういう若者育成の未来創造塾としての役割を持たせていきたいなというところで計画したわけですが、それでも。

この山の都塾にしても、これは、すぐに動いていきたい中身であります。具体的な中身については、この予算措置ができ次第動いていくところでもありますけれども、すぐに準備を進めまして、早い時期にこの塾を始めていきたいというふうに考えております。

また、その塾の講師ということでは、町内に素晴らしい人材がたくさんおられます。そういった方々をお願いしたり、それから、その塾の中身の一つとして、柱が2本あります。ふるさとを学ぶ、ふるさと学、これは先ほど言いましたように、歴史とか文化とかいろいろ自然、産業ありますけれども、それから、もう一つは、未来学、これは子供たちが将来に向かっての生き方であるとか、夢の実現であるとか、町の未来創造であるとか、その中身に、今回、特に強調されている部分として、英語を使う能力、英語を使ってのコミュニケーション能力、これも高めていきたい。もう国際化の時代になっておりますので、そういったものも含めて、この未来塾、未来に向けての山の都塾、これを今回、きちんとした予算立てをしながら進めていこうということを出しておるわけです。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** それでは、具体的に先ほど矢部高校関連の委託事業のことについて議員の御指摘がございましたので、少し説明をさせていただきたいと思っております。前もってお断りしておきたいんですけれども、確かに委託事業が多ございます。これにつきましては、私も長年この仕事に携わってきて、たくさんの委託もしてきました。後藤議員も私の先輩でございますけれども、委託事業についての弊害については、重々御承知と思っておりますけれども、そういった中で、プロジェクトチーム参加でいろいろと協議した結果としてこういう形にさせていただきましたので、そのあたりを少し説明させていただきたいと思っております。

31ページのほうを見ていただきたいと思います。31ページ、13節の委託料でございます。

矢部高校応援啓発事業委託料ということでしておりますけれども、これにつきましては、この矢部高校を広く全国に知っていただくということで、福岡それから熊本都市圏にのぼり旗を持ってリクルートに行くというような形で福岡会場、熊本会場ということで、積極的にそういう行動をとっていききたいというふうに思っております。それについては、熊本県は矢部高校に対して応援はなかなか県として具体的にはしていただいておりますけれども、先進事例で言いますと、島根県あたりは県のほうが自主的に各定員の少ない学校に対してしております。県が自らバスを大阪まで発注して、島根県内の学校に来ていただいて体験入学をするとか、そういったことをし

ておりますけれども、そういった事例を参考にして、町も先進的に取り組んでいきたいと思っておりますので、そういった形で第1番目の矢部高校応援啓発事業ということで179万3,000円。

それから、応援町民会議の業務委託ということでしておりますが、今年の事業でもこのコーディネーターの業務委託はしております。専門家の方に入っていて、この矢部高校応援町民会を動かすためのいろんなノウハウをいただいた上で、円滑に運営していくということで、今回も十数回に及ぶプロジェクト会議、それから町民会議を17名の町民の皆さんの中から選ばれた委員の皆さんと会議をしましたけれども、そういったコーディネートをしていただきました。

それから、3番目の矢部高校コーディネート事業でございますけれども、これについては、今、矢部高校が高校独自にいろいろと頑張っていておりますけれども、そのことを町民の皆さんがよく御存じありません。いろんなやっておられる事業を町民と一緒にやっていきたいということで、今、矢部高校では御承知のように、マーマレードとかジャムとかこんにやくとかパンとかつくっていただいておりますけれども、その農園に住民の皆さんも行って、そういうお手伝いをしながら、体験しながら、一緒にやって同じものをつくっていくというようなことで、町民と矢部高校を近づけていくというような事業で考えております。

それから、その次の矢部高校魅力化発信と書いておりますが、これは、1番目の応援啓発ともかかわってきますけれども、矢部高校を知っていただくということで、例えば、電車の中づりに矢部高校のポスターを張るとか、福岡都市圏のバスにラッピングするとか、そういったいろんなことが考えられますけれども、とにかく募集をするためのアイテムとして、デザイナーの方とかに入っていて、この業務委託をして、どういった形で発信したほうがいいのかということを考えていきたい。具体的にはまたこの予算が通りましたら詰めていきたいと思っております。矢部高校関連につきましては、山の都創造課のほうが事務局をしておりますので、そこらあたりを若干説明させていただきました。

先ほど、失礼なことも申しましたが、委託については3課でしっかり考えた上での結果でございますので、決して業者に丸投げするわけじゃなくて、今年もそうだったんですけれども、専門家の方と一緒に協業しながら事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 山の都塾、公設の塾のことで、教育長の話とはかぶらないように説明を少しさせていただきたいと思えます。

大体のスケジュールとしては、6月頃から始めたいと、それは準備がいるからであります。4月頃にこの塾の運営協議会なるものを設置する必要があるだろうというふうに考えておりますし、今、私どもが考えていることについて、そこでもんでもらうと。そして、またスケジュールあたりも、今、考えていることについて協議をしてもらおうという、そういう協議会が必要だろうということでもあります。それから、コーディネーターの選任もございまして、そして何よりも各学校長の学校のほうの御協力がどうしても必要になってきます。それで、山の都塾について説明を申し上げたいと思えます。それから、保護者への説明も要りますし、募集要項等の、どういう具体

的な募集をやっていくかということも必要でありましょうし、広報あたりを使って、町全体に周知をしていくということも必要であろうと考えております。

それから、講師の話ですけれども、うちは学芸員が2人おりますので、郷土学あたりは、その学芸員のお2人と、それから郷土史家あたりの御協力をいただこうと思っておりますし、この町には相当人材も豊富であります。人材資料を見ますと、28名ぐらい、今、手元にありますけれども、この方たちともお話をして、どういう内容にしていくかということもありますし、もう一つは、学園大学と県立大学は、今、連携協定を町と結んでおります。大学の先生にも入って講師になっていただこうと考えております。

それから、もちろん高校のほう、小学校、中学校、高校というふうな対象にしたいと、生徒はそういう対象にしたいと思っておりますし、場所については、矢部、清和、蘇陽、3カ所でやりたい。月に1回程度はやりたいというようなスケジュールを、今、考えております。どうしてもコーディネーターはぜひとも必要だと考えておりますし、私と、今、教育長、それから山の都の課長から申し上げたこと以外にも、もうちょっと詳しくという話もありましょうですけれども、今、申し上げましたとおり、このいろんな御意見を聞きながら4月のほうにまとめていきたいという部分もありますので、今の私どもの考えの中で、これからの質問についてはさせていただきますと思いますが、あくまでも運営協議会の中でもんで、あまりにもこちらから一方的な山の都塾を進めたいということではございませんので、御了解をいただきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** おはようございます。

まず、地方創生加速化交付金の説明を求めていらっしゃいますけれども、その前に、これにつきましては、政策連携ということで山の都、企画それから農林のほう絡んでまいりますので、議員がまずお尋ねになりました23ページの担い手確保・経営強化支援事業の内容について若干御説明申し上げたいと思っております。

この事業につきましては、御承知のとおり、T P P 関連対策事業ということで、27年度の補正予算ということで上がってまいりました。具体的には担い手確保・経営強化支援事業と申します。助成の対象者は、人・農地プランに位置づけられた中心経営体でありまして、申し上げますと、認定農業者、こういう方々が対象になるということになります。対象となる機械等でございますが、これは個人の施設機械等の整備ができるということで、主にトラクターとか野菜の収穫機、それから農業用のハウス、こういうものが対象になります。

補助率は50%。残りにつきましては、L資金などの資金を融資を使うという事業でございます。ただし、これには、経営改善の指標目標がございまして、売上高の10%以上成果目標とするというようなことがうたわれております。

今回、全国で50億円の予算配分があっておりますが、うち20億については、二次募集ということで、28年の4月以降にまた新たに設けられることとなります。

実際、町内30経営体から現在申し込みを受けて、農政局とヒアリングしております。出ておりますものの主なものは、にんじんの収穫機とか、それからトラクター、連棟ハウス、自走式の動

噴、消毒用の機械ですね。それから田植え機とか、トラクターのロータリー、そういうものが主でございます。

地域別には、矢部地区が14経営体、それから清和地区が3経営体、蘇陽地区が13経営体ということで、現在、農政局の採択を待っているところでございます。ただ、先ほど申しあげましたように全国で50億円ということと、熊本県にはそのうち50分の1程度の配分になろうかと思っております。県の予想では、大体2億円ぐらいの配分があるんじゃないだろうかと申しあげていまして、けれども、今回、うちから申し込んでおります金額が、事業費で1億8,267万1,000円、そのうちのこの国庫の交付金が9,150万円程度となっておりますのでございます。現在、県のほうの内示を待っているような状況でございます。

以上、経営体支援等についての説明を終わらせていただきたいと思います。

次に、お尋ねがありました、地方創生加速化交付金事業の農林関係について御説明を申し上げたいと思います。お手元にA4判で説明用紙が両面ですけれども、交付対象事業の名称につきましては、農林振興課におきまして、山の都の「都の幸ブランド」創出プロジェクトということで2,040万円、そのうち①としまして、山都町の農産物ブランド化の推進、具体的な事業で、流通専門アドバイス等々あります。この中で、農林振興課としましては、流通専門アドバイザーの招聘と、それから、百貨店催事等への出店及び市場調査、それから農産物ブランド化イメージ戦略のPRポスター等300万円と1,000万円という形で、このたび予算の要求をしておるところでございます。

御承知のとおり、本町におきましては、有機農産物を頂点とした、非常に安全安心な農作物をつくっております。ただ、消費者が求める安全志向の高まりの中でございますが、国内外で食品表示や輸入農産物の安全性に対する疑念が非常に高まっている中で、まさに今が商機というようなことで、26年の補正から昨年の3月補正予算組みましたが、取り組んでいるところでございます。

26年度におきましては、27年をとおして繰り越して行っておりますけれども、初年度ということで、専門のコーディネーターを招聘しまして、ブランド化に向けたプロジェクトチーム、推進会議をもちました。この中で、山都町の農産物の価値を改めて見直し、そのよさを見極めながら、農産物を原料とした新たな商品開発のための講座なども多数生産者の参加により進めてまいったところですよ。

12月の御質問の中でもお答えしましたが、イオン、それから岩田屋での催事も行き、消費者の声を肌で感じ、嗜好性を学ぶほか、先進地に学び認知度を上げることができたと思っております。

これからは、その活動の中核となりますブランド化推進協議会を立ち上げ、推進基盤を固めて食農観光塾と連携をとった、まさに政策連携でございますが、この活動を進めたいと思っております。

これにより、気運も高まりつつ、新規就農者等の増加、または、地域の部会リーダー等の育成にもつながるものと思っております。地域ブランドとは、消費者、これは生活者でございますが、

認識するさまざまな地域のイメージを相対的に表しますけれども、その概念は深く、特産品や観光地などの実態のあるものを地域ブランドというばかりでなく、食べ物がおいしそうとか、空気がとてもきれいというそういうイメージを連想させるような、そういう取り組みにもつながるものと思います。

その中で、今回、委託料の300万円につきましては、流通や販売拡大に精通したアドバイザーの委託料でございます。農産物のブランディングや販路拡大の業務をいたします。人材としましては、総務省の地域力創造アドバイザーで、国内での農産物販売や販路開拓などを成功に導いたプロでございます。事例を申し上げますと、長崎の平戸市こちらの農産物ブランド化推進事業に携わっていらっしゃいますし、この結果、ふるさと納税等では、加速的な事業拡大につながったという方でございます。

また、補助金の1,000万円につきましては、ブランド推進協議会への補助金でございます。新たな組織として山都町農産物の知名度を高めるために、その基盤づくりとしての役割を担います。平成27年度に実施した事業の継続性を持ちながら、ブランド化に向けた推進母体としていきたいと思っております。当面は行政主導の運営となりますけれども、3年間をめどに自立するように取り組みたいと思っております。協議会のメンバー等につきましては、平成27年のプロジェクトチームをさらに拡大した組織をつくり、JAそれから農業者団体、商工会、観光業界、そして矢部高校等を含めたワーキングチームにより、事業の具現化を進めたいと思っております。

生産者情報や、生産される農産物の情報、これは供給地情報と申しますが、これらと消費者、消費地からの需要地の情報、需要者情報のマッチング作業なども今後のさらなる展開になるかと思っております。これまで行っていなかった事業ということで、手探りの部分もございますが、先進地の事例を見ながら、積極的に生産者を含めた情報の共有化を図り、事業の継続性を図り、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** 今、産業課長のほうから淡々と説明があられましたが、そこまでは期待してなかったわけでございます。この事業につきまして、先般、山都町有機農業を考えるシンポジウムというのがあって、その中で、有機農業は山都町は発祥の地というようなブランド化がされているんですよ実際。これを今後どう生かすかということが私は大切だなと思っているわけですね。ですから、いろんなことを言われましたけれども、まず、生産をしている地域、それを今度どう販売するか、市場調査をしてどう販売するかということが大切なんです。そういうところに着眼点を置いてやらないと困るということをここでは言いたいわけですね。

それと、先ほど塾の清和が担い手育成ですか、清和が2名程度ですけれども、これはどのように告知していくのか、今後、どのようにこういうのを指導していくのかということもお聞きせなにかんなどと思ひまして。

あと、町長のほうから、公設山都塾の話がありましたけれども、思いですよね、町長、教育長が言われたのは、私は思いと思ひます。私は、これを利用して本当に何名参加されるのか、まず、

学校でやってみて、こういう勉強ばしていく中で、これはやっぱりやったほうがいいんだという  
ようなことを考えないかんだろうし、いきなり、やりますよと言って、それを清和、矢部でして、  
3回として、年間36回、36の会をして、送り迎えは山都交通とかそういうのを使うことはできま  
せんので、多分、保護者が送り迎えをするようなことになると思いますし、ここら辺ですね、思  
いだけじゃなくて、もっと下調べをきちんとして上で取り組まんと、やってしまって、これはい  
かんだったというようなこつがないようにせないかんとは思いますが、実際。

悪いことじゃないです。その方法的にはもっと十分やっていただきたいと思いが、教育長  
が言われました矢部高校応援につきましても、もっと保護者の意見、私、蘇陽地区の人たちの高  
校のある人の意見も聞きましたけれども、交通のこととか、高森に行った人がおる。矢部に来た  
人は何人かおらんだ、で、話聞いたら、いやバスだとか、交通の便がとかいうのがあります。ま  
た、矢部地区全体の矢部高校に対する考え方もあります。そういうところを、現場の意見を調査  
せんと根底が何なのかということがわかってないような気がするわけです。そこをきちんと調べ  
た上で、こういうことは取り組んでいかんと、通り一遍の話してもらっちゃ困るんですよ実際。  
そこら辺を皆さんと一緒に取り組んでいきたいし、矢部高校の本当の問題点は何なのか、熊本、  
福岡に行って、来ますか、足元のほうが来るごとせないかんわけでしょ、さしよりは。蘇陽、清  
和、矢部高校を卒業した人がいかに来るか。そこに一番重点置かにかいせんし、のぼり旗立てて  
熊本行っちゃ、福岡じゃだめですよそりゃ。そこら辺のところをまちっと足元をきちんと見  
て、やっていただきたいということを私は言っているんです。よろしくをお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 矢部高校町民応援会議ですね、これは町全体でこの矢部高校を応援し  
ようというのが一つの目標であります。今、成果と言えるかどうかわかりませんが、昨年  
の入学者が四十七、八でした。でも、今年はそれが63という数字にきました。やはりこういう活  
動がなくては、この63という数字は、私は出てなかったんじゃないかなと。中学生の卒業生も少  
なくなっている中、やっぱりこれは好影響しているというふうに言わしていただきたいと思いま  
すし、今年から、28年度から現実的にはいろんなメニューをやっていくわけですがけれども、それ  
については、矢部高校町民応援会議の中で、保護者の代表も入っていただいておりますし、学校  
の先生も入っていただいております。専門家のほうも入っていただいております。そういうこと  
で、例えば町の代表である私の思いだけではいけない、そしてまた、いろんな団体の方も直接言  
ってこられます、これをせないかんだとか、これが大事なんだ。でも、それをもんでいって、学  
校のほうを受け入れられるか、そして、保護者のほうも受け入れられるか、町としても支援がで  
きるか、そういうもんでいく場でもございます。だから、いろんな意見がもしも足りないとする  
ば、それは別に設けてもいいし、いろんな考え方のもとであるわけですから、今後もこの町民会  
議は続けていきます。その中で進化をさせていっても私はいいと思っているんですね。

それから、山の都プロジェクトのほうも、もちろん、生徒のほうを送迎というのは、コミュニ  
ティバス、これのほうも考えなきゃいけないだろうということも、今、内々では話をしております。  
それから、これも私の思いだけではいけないから、さっき2回ほど申し上げましたけれども、

運営協議会というのをつくり、その中でもう1回私どもの思案がありますので、それをもんでいただきたい。そして、本当に実行が、成果が上がるような計画にして、そして説明を申し上げていかなければならないというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** 今、町長が言われましたように、わからないから聞きよるわけです。ここでもんでいくわけですよ。それが議会ですので、何もかんも納得しとらんで、納得したような顔もできませんし、議会はそういう場ですので、いろんなことを提案してもらって、情報を流してもらわんとですね、いきなり予算書の中でぼんと上がってきましたって、それでもんでくださいと言われても、なかなかわからんですよ、これ、みんなが見たって。前もって、資料がありましたんで、この議会の説明もありましたんで、前もって勉強して、これはもっと早めに勉強しとかないかんやったなと感じたわけです。ですから、今後についても、今、町長が言われましたように、政策的なことは、議会に報告するだけじゃなくて、議会の中で十分議論して、議会でもこんな話があった、町民会議でもあったというような、皆が参加できる、町民が参加できるような議会でなくちゃいけないと考えておりますし、今後においても、結果報告のみならず、今から先の議会というのは、町民の意見が大切です。私たちも議会で言うときは町民の意見を背中にかかって言っているわけですから、そういうところも十分理解して、自分の思いだけじゃありませんので、そういうところも、皆さん十分理解していただきながら、よりよい議会運営をしていきたいと、もう3回目ですので終わりますけれども、職員の皆さんも含めましてよろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 矢部高校のOBとしても、町をあげての取り組みに感謝したいと思いますし、山都の高校出身者OBの人たちも確かに喜んでおられると思います。1年で成果が出たということでもございます。のぼり旗でも掲げて、福岡、熊本においでになるなら、私もつのだでん行きたか気持ちです。ただ、二つほどこのことについて、町をあげての応援にしては、お金が少ないんじゃないかということが一つです。もっと思い切ったお金を使っていたら、もっと成果が出やしないかということです。

それから、もう一つは、山都の中学が3校ありますが、その卒業生の進路、矢部高校に何人、地区外にどれくらいというか、その数字を示していただきたい。それをお願いしたいと思います。

それから、17ページ。農産物ブランド化事業300万ですかね、それから、食の観光ということで出ております、この二つについて、どういう事業、どういうことを。その次のブランド化も含めてわかるように説明お願いしたい。

それから、藤島課長のところで、担い手育成で、今、9,100ですか。年度末で当たり前ならば、3月31日で終わりですね。行政はなかなかそういきませんが、その間にこれだけの金額を消化し得るのか、し得ないのか。

それから、ここの17ページの地方創生にしても同じです。27年度ならもっと早くすべきじゃな

かったかと思えます。今になった、補正の理由というか、どういうことで今になったのか。それから、大きな金額が消化できるのかどうか。それがお尋ねのことです。

それから、26ページ。有害鳥獣駆除で4,000万近く出ております。今年の成果というのか、それだけ成果が上がっているのかどうかということです。狩猟をされる方が高齢化しております。その次の、狩猟免許取得ということで出ておりますが、こういうことは、若い人も含めて、もっとふやしていくべきだろうと思っております。しっかりした地域、有害鳥獣駆除、狩猟でも同じですが、しっかり取り組んだ地域は確かに減っております。私たちの地域は、俗に言う、専門語で言えば、ウジといいますが、動物、イノシシ、シカの通る通路が通らなくなっているというか、獲物が少なく、動物がシカもイノシシも数が減って、あまり見かけなくなったと言いますか、そういう状態です。だから、しっかり取り組まれたところはそれなりの成果が上がっているということでございます。だから、狩猟者をふやす、若返らせる、そういう事業も取り組んでいかなければ、被害が減らないのではないかと思います。質問したことをお尋ねします。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** まず、御質問の農産物のブランド化推進事業の委託料についてのお尋ねでございました。これは、先ほども申し上げましたけれども、26年の補正で予算を起こし、山都町のブランド化推進事業という形で、アドバイザーを入れて町のブランド化のプロジェクトチームの活動を行ったということでございます。この方を、さらに申し上げましたように、国内での農産物販売や販路拡大などを導いた方ということで、平成25年、26年度において、山都町の道の駅の物産、この改善を図り、特に箇所においては、販路拡大と言いますか、販売の拡大につながったという実績をお持ちの方でございます。この方に、具体的に事業に入っていただきまして、今回、推進会議と協議会をつくりますが、そのコーディネートとか、それから、新たに商品の開発、そして、販路拡大、こういう生産流通を含めたプロでございまして、そういうところのコーディネートをお願いしたいということで300万上げております。

それから、先ほど御質問が上がりまして、担い手育成のことでございますが、これもTPP対策ということで、補助要綱がはっきりわかりましたのが、1月の末でございます。これから、防災無線等を使いながら各農家に周知をし、最終的に繰越を行うということで、国からの指示も受けておるところでございます。現在のところ、まだ県のほうの内示もきていないということでございますので、御了解いただきたいと思います。

それから、有害獣の件で、今年の成果ということでお尋ねがございました。今回、補正予算の中で有害獣の補助金等もお願いしておりますが、最終的に、これは目標でございますけれども、成果とあわせてイノシシとシカで大体5,500頭を目標としております。現在、2月末までの確認作業を行っております。支所からそれぞれ1名ずつ、それと本庁の職員3人で、毎日、写真とお持ちいただいているイノシシのしっぽです。これのすり合わせを毎日行っております。苦労が手に取るようにわかります。この中で、最終的には補助額につきましては、5,800万程度になろうかと思っておりますが、これも一重に駆除隊約280名の方々の御支援のおかげかと思っております。高齢化も進んでおる中でございますが、27年度において新たにわな等の免許取得者が55名いらっしゃ

やるということで、昨年度お願いしておりました講習資格者の方々から、この免許取得者のほうに移行していただいて、さらに捕獲活動を充実するというふうに現在進めております。

以上、申し上げておきたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 学校教育課長、田中耕治君。

**○学校教育課長（田中耕治君）** それでは、町内の中学校からの高校への進学状況ということでお話をさせていただきます。公立高校のほうが、きのう、おとといと入学試験があつてまして、12日が卒業式ですが、その後に合格発表ということになりますので、昨年の進学状況、平成26年度卒業、27年度入学の状況ですが、町内には111名の卒業生があつて、矢部高校へ進学したのは、そのうち42名ということでした。そのほかには、当然、今、中央学区となっておりますので、熊本市内の高校等のほうへ、それぞれにかなりの範囲で進学をしています。本年におきましては、今、言いましたように、まだ試験の結果が出ておりませんが、本年度の卒業が110名の予定ですが、恐らく50名を超えるぐらいの矢部高校への進学があつてるんじゃないかという形になるんじゃないかというふうには推測はされます。そのほかは、やはり同じように、熊本市内等の高校のほうに進学をしていく状況になっていくんじゃないかと思っております。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 失礼します。お尋ねのありました、なぜ今の時期で補正予算かということについてお答えしたいと思います。

国のこの加速化交付金の閣議決定があつたのが12月18日です。それから、1月中旬に市町村への説明会がありました。これで、申請書を出したのが、2月の中旬です。まだ、この採択決定はあつておりません。3月の中旬に採択があるということです。

この事業が、非常にスケジュールが短かつたことと、それからもう一つは、国のほうは先駆性を求めています。それから、政策連携、地域間連携、官民連携、これをうたいこめなさいということで、非常に厳しい指導をしながら、一つには、採択するかせんよと、もうこしこでやりなさいとか、減額ではなくて、もう認めるか認めんかということがありましたもんですから、かなりこの事業については、スケジュールのない中、全国の市町村が苦勞しながらこれを扱っているところであります。ただ、10分の10という非常にありがたいと言えればありがたい事業であります。そういったことで、これにつきましては、今回、補正予算で審議いただいておりますけれども、採択は来週あたりということが一つあることだけをつけ加えて上げさせていただきますし、あくまでも繰越前提ということで事業はやっていくことになりますので、よろしく願い申し上げます。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

（「まだ2へんあつぞ」と呼ぶ者あり）

**○町長（工藤秀一君）** 矢部高校応援町民会議に絡んで、矢部高校の支援の金額をもうちょっと大きくしてくれないかという話がありました。それで、金額については、いろんな対策事業を、今、検討をされている中でもあるし、そしてまた、そういう大きな金額がいる、そういう対策事

業もメニューとしては出ております。そのときは、かなりの金額が出てくるかもしれません。ただ、今の何を一番進めていかなければならないかという話し合いをずっと詰めているわけでありまして、今の段階ではこういう金額にさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思っております。

（「まだ答弁があったな」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 高校の生徒の数をふやすのには、一番手っ取り早いのが山都町の中学校の卒業生を学校に来ていただくことが一番早道でもあります。一つの最短の距離だろうと思っております。何で矢部高校を子供たちが、中学生が敬遠するのか、子供たちの将来のこともありましようが、学校の先生たちがあんたは市内のどこに行きなさい、どこに行きなさいという指導をされるのを、ぜひ矢部高校にやっってくださいというようなことを先生方をお願いできないのか。それをするののほうが先だろうと思います。同時に町長、お願いですが、高校の質が悪くなっているのは事実です。退学者が多かったり、そういうことも含めて、やっぱり矢部高校がよその学校には負けん学校ばいと言われるぐらい質がよくなってもらうように。ついでなら、町をあげて高校にもお願いしていってもらいたいと思います。質が上がれば、進学率もよくなれば、公立の大学にでもどんどんどんどんおっついていけば、矢部高校で大丈夫だということになろうと思います。そういうことも考慮に入れて、進学指導のあり方あたりも含めて高校はもっと努力すべきだろうと思って見ております。

それから、年度末になって補正予算がいっぱい出てきましたので、これが消化できるのかどうかということが取り越し苦労がそういうことで一つでございます。いっぱい予算を組んで年度内に消化できずに宙に浮いてしまうというようなことにならないように、ぜひ、予算執行をお願いしたいと思います。

学校の件についてのみ答弁をお願いしたい。

**○議長（中村一喜男君）** 教育長、藤吉勇治君。

**○教育長（藤吉勇治君）** 今のお尋ねに対してお答えしたいと思いますけれども、今、議員のお話の中に、中学校での進路指導で矢部高にということでおっしゃいましたけれども、進路指導の中でどこどこ高校に行きなさいという言い方は、これはできません。あくまでも、子供の希望ですね、それをしっかり聞いて、そして、保護者の希望もありますけれども、そして、その中で、例えばこういう高校ではこういう中身の学習ができるとか、こういう高校では、将来こういうふうにつながっているとか、そういった話はします。だけれども、どの高校ということでは、それは中学校の進路指導の中では言えません。

ただし、このことはちょっと今年大事にしてもらったのは、矢部高校に行ってどんな勉強ができるのか、そして、矢部高校を卒業した子供たちがどんな進路に進んでいるのか、そのことはしっかりと中学校で把握をして、進路指導の中でもそのことはしっかりと伝えてほしいということは、今年特にお願いをしました。そして、実際に中学校の先生方が高校に授業参観とかそういう

機会もありましたので、実際に見ていただく、子供たちもよかったら一緒に行って様子を見ていただくなり、高校からも地元の中学校に足を運んで見てもらうとか、そういったことも今年いくつか取り組みとしてはできたところではあったんですけども、そういったところです。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 高校生の質の問題ということで言われましたけれども、私は矢部高生の質ちゅうのは非常にいいと思っております。私は、公開授業にも何回も行きました。そのときの先生とのやりとり、それで大体わかりますし。身だしなみと言いますか、服装でも大体わかります。そして、あいさつもよくしてくれますし。そして、進学のこと、就職のこと、進学については、いい大学にも現役でとおっておりますし。就職についても100%いっているということで、私は、逆に質が悪いというわさが流れるのが一番怖いと思っているんですよね。確かに、そうであったとしても、仮に、万が一あったとしても、そこを公の場では出ないような取り組みをしなければならぬというふうに考えておりますし、もしもそういうことがあれば徹底して話を詰めていきたい。県の教育委員会の管理の中にありますけれども、これは町の将来の担い手をつくるわけですから、その辺は、私は今後はしっかりとやっていきたい。それが矢部高校町民応援会議でもあると、そういう場においてまずは進める。そして、高校のほうも、今、教頭先生がオブザーバーで出ていただいております。そして、その出た話。いっぱい話が出ます。高校に対する意見も、あまりおもしろくない意見もかなり出ます。でも、それを職員会議に一つ一つかけていっちゃると。それで、その辺は少し足りなかった部分があるなということもしっかりと論議がされているということも付け加えて申し上げたいと考えております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑ありませんか。

7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 余談ですけども、高校の母校の質をどうのこうの言う前に私も含めて議員の質のほうはどうなのかなという感じもしますけれども。

ちょっと質問になりますが、4番の議員が話されておった関連なんですけれども、地方創生の加速化が出ますよね、その前に去年、先行型ということで食農観光塾ということで、募集されまして、なかなか当初は参加が少なかったという中で声をかけられて30名ぐらいの規模になって、5回ぐらい会合を重ねられて、最後は関東のほうに、松下幸之助先生のところの塾を見に行ったり、いろんな先進地を見に行ったりという話を聞いていますけれども、そういった結果の活用はどうされたのか、その活用の結果の先がこの中の一つにつながっているのかどうかというのを教えてください。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** お答えいたします。最終的には募集しまして24名塾生が集まりまして、その中で、いろんな食と農と観光を結びつけるということで、これは単なる農業とか食の勉強ではなくて、起業化に向けたそれぞれの若い諸君が勉強して、起業化に向けたところ、お金の話までできる。今までは、塾とかやりますと、研修、学習するだけの話でしたけれども、

今回は、食と農と観光を結びつけて経営のところまでいくというところの目標でやってまいりました。5回、研修生は12時半から時には7時、8時まで研修を受けまして、その中で、先般、通潤山荘のほうで、その成果報告ということで、4つのチームに分かれて成果も出ました。その中で、まだまだお金の話までは行き着いていない部分がありました。これについては、塾生のまだまだ足りない部分かというふうに思っておりますけれども、彼らは自分の仕事は当然一所懸命やっているんですけれども、これから、山都町の若手の担い手として、そういう起業化まで向けてやっていこうということで、その一つとして、今、島木のほうで竹を使った、竹資源の活用ということでやっておりますけれども、その竹粉を使った米を使った酒米をつくって、それをブランド化して売っていこうというような形で提案がございました。そういった形で彼らの第1期生の提案を今度は事業化に向けてやっていくということで、2年目として、新しく28年度で第2期生も募集しつつ、第1期生の今度は具体的な起業化に向けた勉強会をやっていく、その中で、一つ二つぐらいはそういう起業化ができるような事業をやっていくということで、今、企画課長も言いました、官民連携、通潤酒造、山都酒造、そういった酒造会社との連携をして新しい商品をつくっていくとかいうことで、今、取り組んでおりますので、それについては、2年目の楽しみにしたいと思います。

また、1年目の成果としては、先ほど江藤議員のほうからもありましたように、JTB主催の全国の取り組みの中で、彼らの発表が一つ取り上げられまして、400人ぐらいの聴衆の中で発表してくれました。立派な発表だというふうに係長のほうからは聞いておりますけれども。

そういったことで、今の、若手の農業家の、それから飲食店とかいろんな経営者の若手のグループの20名でしたので、これは農業だけでなく、いろんな形で山都町で頑張っている若手のみんなの活動の一つのいい例だと思っておりますので、これをしっかりまた次につなげていきたいと思っております。

また、農業に限らず27年の加速化の前の先行型のことにつきましては、商品開発もしておりますので、これは3月31日までありますので、それを受けて、できるだけ早い機会に事業の成果報告は町民の皆さん、それから議会のほうにも報告していきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** その事業も400万ほどかけて、やっぱりコンサルに委託しながらという中で進めてきました。さっき4番議員も言いましたように、やっぱり何でも進めた中で、あとはフィードバックしてもらわんと、どこがどうなったのかわからんという話じゃなかったかと思えます。その辺はきちんと、議会なり町民に報告していただきたいなと思っております。

質問はありません。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑ありませんか。

5番、藤澤和生君。

**○5番（藤澤和生君）** 私は2点ほど質問させていただきます。

まず、15ページの、先ほど2番の議員さんから言われたように、公有財産の購入費にあたってちょっとお伺いさせていただきますが、当初、新庁舎に関する庁舎並びに駐車場は全部終了いた

しましたという言葉がございました。その後にもまたこういう形で出てきましたけれども、この購入にあたっては、以前は予算の中に、駐車場の中に入っておっただろうと思いますけれども、その部分を相手側が売っていただけなかったということだろうと思います。ただ、今回、購入に至る経緯は町のほうから投げかけられたのか、向うから買ってくれと言われたのか、その辺のあたりはどうかと思います。

それと次には、23ページの農政費なんですけれども、これは、担い手確保、先ほど話が出ておりますけれども、非常にこれは農家にとりましてはありがたいことですね、T P P対策で。ただ、以前にも何の事業が知りませんけれども、矢部地区あたりでトラクターが20台ぐらい購入されたという話も聞いておりますし、ここあたりが、認定農業者に限るということだろうというふうに思います。私も認定農業者の1人ですけれども、認定農業者はだんだん毎年減少しつつあります。なかなかいろいろ資料も出さなんし、計画的なことも出さなんし、その成果あたりも出さなんですもんね、なかなか厳しい面もございますけれども、周知を防災無線でされたと言われたけれども、私自体が認定農業者ですけれども、こういうことは全然知りませんでした、正直言いまして。そこらあたりが全部の総会とか、研修会がありますから、認定農業者の。そこらあたりで話をされたのか、行かれなかった人には何も言わば恩恵はないと、もう申し込みもできないということだったんだろうと思いますけれども、そういうことに関しましては、もうちょっと周知をしていただいて、ただ、認定農家が高齢化になつとるもんですから、認定農家の人が少なくなっている。非常に高齢化が進んでいるから。高齢化の人たちも農地あたりを維持するためにはやはりトラクターなんか必要なんですよ。昔の非常に古いトラクターあたりも使っておられますし、これはトラクターがつまらんごとなったら、もう百姓やめなしょうがなかというような話を聞くこともございます。これは、たまたまT P Pの対策という格好ですけれども、これに属するようなほかに何かそういうような施策がないのか、そこら人たちの要望をとられて、いろいろ助成金とか補助金とかあります、その中で、町当局が知らない部分で、個人の経営者の方がいろいろ模索して、見つけた助成金もあったと聞いております。その辺も、事務局あたりのそこはちゃんとやっぱ補助金あたりがどこからどのぐらい出るかちゅうのも把握していただいて、もう少し勉強も必要じゃないかというふうに思いますので、その辺はいかがですかね。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** それでは、庁舎管理費の公有財産購入費について御説明、お答えをしていきたいと思っております。

先ほどの説明の中で申し上げましたように、これにつきましては、平成22年度に駐車場の建設工事が始められていったわけですけれども、その際に、ぜひそこを譲ってほしいということで、今、現に駐車場になっている部分もその今回の買おうとする予定地の方の地権者の一部でございます。残った部分につきましては、農地として保有をしていきたいという御希望が当時からありましたものですから、それについては、もちろん地権者の御希望ですので、分割をしたような形で町は駐車場として取得していたということでございます。

農地として保有をとということだったんですけれども、なかなかそういう農地の利用というのも

見受けられないような状況もございましたので、こちらから幾度となく打診をしておりまして、折を見てですね。もう庁舎対策室はなくなっておりましたけれども、総務課のほうで業務を引き継いでおりましたので、そういったことでは、地権者の方と折を見て話をしていきましてときに、昨年12月によろやく承諾を得たということでございます。それから、いろんな条件を提示しながら話をまとめていったということでございますので、今回、面積的には229平米、それから14台ぐらいということですが、そこが面積的には小さいんですが、そこがあることによって有効活用が可能であるという判断に立ちましたものですので、今回、計上させていただいたということでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** お答えいたします。今回の担い手確保・経営強化支援事業の部分でございますけれども、これは、年を明けまして、この補助要綱T P Pでございましたので、緊急に情報も入りまして、補助要綱の確定があってすぐ周知をいたしました。対象者は申しましたように、認定農家または集落営農、または、地域営農集団と限られますので、認定農家については、全部御通知を申し上げたと私は記憶しております。

ただ、そこを確認されたかどうかという部分もございましたので、もちろん防災無線でも数日流したということで、ただ、議員おっしゃいましたように、私は聞かなかったということで、改めてお見えになった方々もいらっしゃいます。そこにつきましては、対象農家等も含めて再度広報等について丁寧に十分周知できるように対策を今後は進めてまいりたいと思います。

今度の事業につきましては、従前から行っております事業が経営体育成事業というのが別にございまして、今回は個人の財産等を形成する場合に50%の国庫補助がございしますが、従来は3分の1のこの経営体育成支援事業、それと残りの3分の2を融資に回すということで、今回は、50%まで国庫の上乗せがあっているという事業でございます。

そのほかに、熊本県で現在県費で行っております、くまもと稼げる園芸とか、それから、攻めの農業とかいろいろ事業がございまして、事業メニュー等も非常に多岐にわたり、なかなか農家の皆さんまで届いていないところもございしますが、今、農協の部会、それから各生産団体等を踏まえて情報等を流しているところでございまして、御指摘のとおり、情報等の周知が悪いということでございますので、今後、それなりのパンフレット等をつくりながら、経営改善に向けて御努力いただけますよう情報の提供は進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 5番、藤澤和生君。

**○5番（藤澤和生君）** 用地に関しては、私も現場はしょっちゅう通りますので見させていただきましたけれども、今、U字溝をいけてありますですね、あれをとっばらって、盛土してまたU字溝をいけなおさなきゃいけないというふうに思いますけれども、そしてまた、舗装せにゃんということになれば、あとの補正じゃなくて、一般で、また28のあれで出るかと思っておりますけれども、そこまでして十四、五台というような話もございましたけれども、とめられるスペースがですね。購入せにゃんか。それは、駐車場あたりはどこでも行っても、何もかんも100%するところはないわけなんですよね、ある程度、それは個人個人が考えて駐車スペースあたりを見

つけて、確保していくというのが通常であると思いますし、これ、当初、買えなかった分を、また向う様がお願いするというような格好で買うという格好なら、それも含めていらん金じゃなかろうかという気がいたします。ただ、あのぐらいのスペースをかうても到底駐車場確保という格好で言うなら、私はそれに賛成するような気持ちになれんですがね。いらないことだろうと私は思います。その辺をもう一つお伺いさせていただきます。

それと、藤島課長が言われましたように、よくわかりました。そこら辺のもしいろんなことがございましたら、ぜひ周知は徹底をしていただくように、文書あたりも流していただいて、いろいろな町からの情報がありますから、それにもつないでいただくように努力をお願いしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 前回、公有財産購入費を計上しましたのは、平成26年度の当初予算でございました。こちらで2,500平米の面積を購入したいということで、金額にして1,600万強を超える金額を計上して、議決をいただいたところでございました。その後、その時点では、もちろん購入が可能だということで計上していったんですけども、途中、地権者の方との協議が不調になりまして、もし仮にその駐車場が購入可能であったのであれば、2,500平米という非常に大きな面積でございまして、かなり今充足しているんだらうということは、また今回の金額計上にも大きな判断、影響になったのかな、影響があったのかなとは思いますが、それがちょっと不調に終わって、先ほども申しましたように、慢性的な駐車場の不足にもつながっていると、これは、常にふさがっているということじゃなくて、やはりイベントですとか、そういった会議等々のときには、住民の方から、前が1階とか3階が非常に狭いものですから、どうしてもそういった部分ではそういったお声も頂戴をいただくということで。ぜひ今回は、形が見られたらおわかりになるように、長方形に真っすぐなっていますので、駐車場用地としては、形成しやすい整備しやすいということもありまして、今回計上をして、また、28年度当初予算のほうで実際の整備費のほうはお願いをしていきたいということで考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 5番、藤澤和生君。

**○5番（藤澤和生君）** 最後です。いろいろ私も考えてみましたが、もうちょうど12時になりますので、これ恐らく問題が出るとお思いますので、採決は昼食後にやっていただけんかと思っておりますので、その辺をお願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑ありませんか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** もう昼前になりましたけれども、私も大変残念な感じがしています。本当に今回こういうふうな詳しい予算を立てられて、こういうふうな表までつけていただいて、私みたいなものにもわかるようにと思って努力されたんだなということを本当にありがたく、本当に敬意を表したいと思っています。本当にこういう地方創生の加速化のこともやらなくてはいけないし、矢部高の応援もやっていかなくちゃいけないし、いろいろやらなくちゃいけないことをこの中にみっちり盛り込んであって、総務課長初め、町長初め、御苦労のあとが見えると

思っているんですが、藤澤議員もおっしゃったように、私は1点、この駐車場の購入の問題は気になってしょうがありません。

この間の一般質問のときにも申しあげましたけれども、教育費をへずったりとか、そういったところでいろんな辛抱する割には、本当にこれを今、179万円というのが、この間の議案説明会のあとに、たまたま私も北側のあちらの駐車場に入れておりましたので、ああここかということを確認をしました。あの広さのことが179万円というのが平成18年度の鑑定額というふうにおっしゃいましたが、それが本当に妥当であるのかということも疑問です。もう既に庁舎の建設は終わってしまって完了したというふうに、私もこの議会に出るようになってから聞いた覚えがあります、もう終了しましたということの中で、今、その当時は農地としてまだ利用したいからという御説明でした。今になって、やはりもう使わんとお思いになったのか、私は地権者の方とお話をしていませんからあれですけども、総務課長のほうは時折お話をしてきたところであると。引き続き交渉してきたところであるという御説明だったかに聞きますけれども。それが、じゃあ譲ろうかなというお気持ちになったと、でも、その評価額というものがさかのぼったものであるということは何なんだろうと、現在の評価はいったいどのようになっているんだろうと、そこら辺のことも私には理解ができません。だから、その土地の評価はこれで本当に正しいのかというようなところと、それと今回の本予算で出てきている、この後の、土地を購入した後の、今、藤澤さんのほうからもおっしゃったように、設計とか施行とかその後の14台分を整地するために、およそ500万のお金がかかってくるわけですね。そういったものが本当に意味があるのかなと、本当に地権者の方に対しても失礼かなとも思うんですけども、今、いろんなところで絞らなくちゃ絞らなくちゃと言って、何をするにも財政が厳しいんですね、とおっしゃる中で、こういうお金は出てくるんだなというのが私の感覚としてはすごく不思議なところ。そこが1点、質問です。

それと、やはり先ほどからどなたかもおっしゃっているように、矢部高の問題ですけども、予算が少ないというふうにおっしゃった議員もいらっしゃいますが、私が特に少ないなと思ったのは、山の都塾コーディネーター委託料ですね。コーディネーター委託料というのは、コーディネーターのお金なんですか、何だかよくコーディネーターという名詞がよくわかりませんが、コーディネーターという人に払うんだとすれば、このぐらいのお金で働いてくれる人がいるのかなということを思いました。これが一番重要なとこだと思います。町内に人材おると先ほど町長はおっしゃいました。その人たちをどのようにうまく働いて、どのようなポイントで有効に働かせというかこれを機能させていくかということがコーディネーターという人の大事な仕事だと思っています。だから、そのお金はちょっと少ないんじゃないかなと思いました。

その上にも、応援コーディネーター委託料というのがあるわけですね。これは会議の運営とかそういったものとかいう話もありました。町民会議の委託料。そして町民会議につきましては、私、前の議会のときにも申しあげましたが、男女のバランスが大変悪いですね。これは新年度になったら再度バランス的なものは考え直される、それとも、今のままの結果があるのでこのままいこうと思っていられるか。

きのう、おととい、高校受験がありました。私の友達の子供たちもたくさん受けています。フェイスブック等々で頑張れという気持ちを込めてお弁当をつくりましたというふうなことが写真で上がって、本当にお母さんたちの気持ちが入っているんですよ。お父さんももちろん金銭的あるいは精神的な支えとは思いますが、具体的に会場まで送っていく、あるいは朝早く起きてお弁当をつくっていく、やっぱり高校受験と一緒に頑張っているのはお母さんたちだと思うんです、中心的には。なので、やはり母親の意見をもっと取り入れる努力をせなばいけないということ。

それから、町長はこの町民会議は、ちょっと控えめにではありましたが、これをやったおかげで今回63名というものを確保したかのようにおっしゃいましたが、私はちょっと甘い判断じゃないかなというふうに思っています。本当にそれぞれのお母さんたちの話を聞くと、何も町民会議の影響というふうなことではないと。やはりこの町全体の危機感ということをももちろん思っていてらっしゃるし、親御さんはなるだけなら自分の子供は地元で育てたいというふうなこと。それから、子供たちの間にもその年、その年でムードがあるんですよ、ばらばらとなるときと、全部と一緒にこの高校に行こうというときと。そういった分析なんかもあるんじゃないかなと。

それから、先ほど教育長がおっしゃいましたが、各学校に今の出口の話、矢部高を出たらこんな進路があるよというのを力を入れて伝えたというふうなところは大変評価しています。やはりそういった出口が見えてこない矢部高にやろうという気にならないんですよ。質とおっしゃいましたが、私も、矢部高生のいわゆる性質的なのとか、いつとくすぐく派手なときとか乱れているときも確かにありました、だけど、最近の子供たちを見るとすぐく身だしなみもいいし、丁寧な話し方をする子もふえてきたし、いわゆるそういった部分での資質というのは上がってきているんじゃないかなと。ただ、問題なのは学力なんですよ。その出口というところで、国公立というのを目指すときにやはり厳しい学力、それは現実的にいろんなデータを教育委員会はお持ちだと思いますので、それをしっかりと見てください。私もこれは民間レベルの話なので、インターネットなんかで見ていると、県内の偏差値の順位なんか出てきているんですよ。そうすると、とんでもなく下のほうに矢部高が位置しているというようなことで、ああいうのを適当に拾って見ていくと、大変残念な情報になっているという感じがします。

これからも継続して町民会議をされていくということなので、町全体としての応援、雰囲気、この間申し上げた子育てもそうなんですけれども、やっぱり雰囲気をつくっていく、少し少しの政策でバックアップしていくことによって、いい情報を小まめに流していくということで、地元で育てたいというのは本当に親はあるんですよ、必ず。何も中学校を卒業してすぐに出したい親はいないと思います。そこで、大事なのが義務教育なんですよ。義務の間に学力を、掛け算、ローマ字、そういったことを、一つ一つを重ねていく、そして、そういった学力を……。

**○議長（中村一喜男君）** 吉川議員、質問を端的にお願いします。

**○1番（吉川美加君）** 済みませんでした。コーディネーターの料金が低いんじゃないかという話です。

**○議長（中村一喜男君）** 答弁をお願いします。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 駐車場用地の件についてお答えいたします。まず、今回の用地購入の目的というのが、もちろん職員駐車場ということではございませんで、不特定多数の方が使われる、住民の方のための駐車場ということでございますので、まず、その公益性ですとか、必要性を考慮に入れたということがまず1点でございます。それから、終了というお話をなさいましたけれども、確かに平成26年に、先ほど藤澤議員の御質問にお答えしたんですが、2,500平米を含んでの終了ということで、当時はお答えをしていたものと認識をいたしております。不調に終わったという結果は、当然町の責任ではございますけれども、2,500平米といいますと、単純に50掛けの50という、たいそう広い面積になりますので、これが確保できておれば、充足をしたのではなかろうかなということは今言えるところではあると思っております。

それから、取得の価格についてですけれども、平成18年の不動産鑑定評価に基づいてという御説明をいたしました。それ以後も道路の敷地ですとか、これまでの町の取得価格については、この18年の不動産鑑定評価に基づいて用地購入を単価として実際に取得をいたしております。当時よりも、利便性が、取付道路とか入っておりますので、非常に利便性は高まっているということで、多分、用地購入の鑑定評価も上がるものだと私どもは思っておりますけれども、それで、こちらとしては、単価としては7,800円、当時の金額のままということで地権者のほうにはお伝えをいたしました。これを上げることはちょっとできないということ。

それと、もう1点。これは、事業認定が終わったもの、終了したあとでございますので、租税特別措置法によります税金のいろんな特典、控除の特典も、これもまったくないということで、そういったことも含めて、地権者の方にお話をして、そして今回それでもということで、私どもも冒頭申し上げましたように、必要性等勘案しながら金額を計上していったということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

（「御飯食べよう」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村一喜男君）** ちょっと答弁だけさせます。

学校教育課長、田中耕治君。

**○学校教育課長（田中耕治君）** 山の都塾のコーディネーター委託料が、これじゃ安いんじゃないかというお話で、本当にありがとうございます。山の都塾は、冒頭から町長、教育長からもありましたように、単発で終わるものではないと思います。子供たちをしっかりと育てていくための学校教育の中で、できないことを補完していく授業だろうと思います。そこをやっていくためには、やはり長い目で見ていかなければならないことだろうと思います。やはり5年、10年、その子供たちが大人になって、社会に出て、また必ず山都町に戻ってきてもらえる、そういうのが子供たちを育成するために必要だろうと思います。そのために、塾を開催していくわけですが、初期の費用と初期の計画は大体アウトラインはつくっております。そのことをつないでいただく、講師の先生たち、掘り起こしも必要になるかもしれませんが、つないでいくことになると思います。毎日常勤で来ていただく報酬等とは違うので、そういったふうなコーディネーターができる方をお願いをするということですので、常勤のような取り扱いではないということになります。

○議長（中村一喜男君） ほかに答弁はありませんかね。  
質疑の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時05分

再開 午後0時57分

---

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、藤澤和生君。

○5番（藤澤和生君） 30分の休憩をお願いいたしたいと思います。

○議長（中村一喜男君） ただいま、5番、藤澤和生君から休憩することの動議が提出されました。賛成者ありますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（中村一喜男君） この動議は賛成者がありますので、成立いたします。

ただいま、動議の内容について、30分の休憩の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 起立多数です。したがって、休憩30分の動議は可決されましたので、30分間休憩いたします。

---

休憩 午後0時58分

再開 午後1時28分

---

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、議案第15号の質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） はい。4点ほどお願いいたします。

まず、ページからいきますと、ページ17ですかね。これも地方創生のところでしたでしょうか。地方創生戦略費のところの委託料ですね。インターンシップ事業委託料、このインターンシップという言葉が最近よくよく聞かれるんですが、具体的に内容が決まっていれば教えてください。

それから、その次のページ、18ページ。こちらのかーちゃんサミット in 山都開催事業補助金というのが290万ついております。このことについては、時々耳に入る感じではあるんですが、6月開催ということとか、蘇陽地区でやるのではないかというようなことをなんとなく聞いているんですが、決まっているところをお教えいただければと思っております。

それから、28ページ。山の都づくり事業費の中のふるさと寄附金謝礼品の2,889万3,000円なんですけど、この謝礼品の内容ですね、具体的にどういうふうなものを用意されるのでこういう金額

なのかというところを教えてください。

それから、先ほど言いかけてまして、お返事をいただけなかった部分で、ちょっと私もあわてまして、お答えいただいているんですが。町民会議のメンバーですね。これは、変更というか、新たに募られるとかメンバー構成を入れかえられる、そういったおつもりがあるのかというところをもう1度よろしく願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** それでは、まずインターンシップについてお答えしたいと思います。インターンシップは普通、仕事体験ということでしておりますけれども、企業の仕事体験ということでございますけれども、今回の13節の委託料インターンシップ事業委託料につきましては、広く学生の公募をいたしまして、町内の企業あたりの職場体験をしていただくということが基本でございますけれども、それと加えて、町民の皆さんと学生の交流の場をもったりとか、できれば若者同士の若者会議とかそういった形でインターンシップを大きな形で捉えて取り組んでいきたいということで、今、考えております。それから、予算的には、長期のインターンシップサイトということで、山都町のこういう交流事業の内容をインターネットで広げて、山都町でこういう若者と県内、県外の大学との交流をやっているというようなことで広げていきたいというふうに思っております。そして、今、産官学連携で連携協定をしております、県大とか、学園大とも連携して、今年もやっておりますけれども、そういったことを大きく広げていきたいと思っております。

それから、ふるさと納税の返礼品でございますけれども、大体、基本的には3,500円から4,000円ぐらいの返礼を、今、パンフレットの中で用意しておりますけれども、一番人気がありますのは、やはり農産物、それからお肉、お米ですね。これは、ここに組んでおります分につきましては、返礼の要望があった分でございます。例えば、1万円で3,500円から4,000円ぐらいの、例えばお米が欲しいとか、お野菜が欲しいとか、そういったものがございます。もう決まった分についての返礼の額を積算した額として、今、ふるさと納税が現時点で1億2,700万円ほど来ておりますので、その要望が上がった分で上げさせていただいております。これは、ふるさと納税はずっと続いていきますので、年度が変わっても続いていきますので、また、28年度の予算にも計上させていただいております。一番人気がありますのは、お肉、あるいは米でございます。それから、農産物のお野菜とかそういったものが続いてまいりますけれども、いずれにしても、今、物産館、それから個人商店から発注をしておりますけれども、ふるさと納税の部分は、今までの売り上げとは、その残りとして別枠で発注をかけておりますので、そういった面では、地元の売り上げにもだいぶ貢献はできているかと思っております。

町民会議のメンバーにつきましては、任期が一応2年になっております。今、17名でございますけれども、これで固めているというわけではございませんので、必要に応じて、要綱の中では、必要に応じてメンバーに加えるというところがございますので、そういったところでまた、町民会議の中でも検討がなされるかと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 地方創生の加速化交付金の中のかーちゃんサミットについてのお尋ねでございます。これにつきましては、先ほどから説明しております加速化交付金の実施計画の裏の面の右側の、都の幸ブランド創出プロジェクトの①の山都町農産物ブランド化の推進の中の4番目にあります、女性を中心とした生産運営に関する課題、成功事例との情報収集という枠組みの中で、かーちゃんサミットというのを誘致、共同開催しようということで、今、計画しているものでございます。

目的でございますけれども、地方創生の一環として、女性の活躍が今度、この地方創生なり地域活性化には必要であると。本町における女性の社会参画の場をつくることによって、また、九州各地で活躍する女性団体、かーちゃんたちのサミットを開催することにより、その中で発表、意見交換、情報交換等を行うことにより、意識の向上を図り、山都町及び九州一体の地域活性化、そして横の連絡を図っていこうということを目的ということで、実は、これにつきましては、昨年、福岡の赤村というところでありました。一昨年在熊本ということで、今回3回目をぜひ山都町でやっていただきたい、やりたいということで計画しているものでございます。九州内ということで、福岡宗像、それから鹿児島奄美市あたりからも毎年参加されておりますので、非常に先進的な加工グループとか、そういった女性たちが中心に集まられて、もちろん男性の参加も大歓迎と、大学生等とも支援を昨年までやっておりますので、同じような枠組みでやれたらと思っております。

期日につきましては、議員おっしゃったように、6月の25,26あたりを想定しているんですが、実は、すべて農家の女性たち、漁業の女性たちですので、どうしても農繁期を避けて、田植えあがり、そしてみかん農家なんかもありますので、その収穫なりが始まる前ということで、梅雨時期でありますけれども、6月の末を定期的な日程にしたいということで進んでおまして、期間が非常に短いんじゃないかとか、まだ周知が図られていないんじゃないかというお話もよく聞きますが、何分、この予算がとれないことには、なかなかそれをやることはできませんので、予算を可決いたいた後、急ぎ動きたいと思っておりますのでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 関連でもう一つ質問させてください。かーちゃんサミットのことについてですが、昨年、赤村で開催されて、その後じゃあ次はうちでやりましょうという話があったかと思うんですね。だから、予算云々はさておいても、こっちでやりましょうと言ったからにはもうちょっと早く立ち上がっていただきたいかったなど。各方面からいらっしゃるのはあれなんですけど、地元の団体でどのあたりまで呼びかけが進んでいるかお伺いします。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** お答えいたします。これは、どの団体ということ特定するわけにはいかないと思いますので、例えば今、女性の会という立ち上げを、教育委員会を中心に昨年やっていただきました。それから、自治振興会の中にも女性の会が随分出てきました。もちろん、先進的にやられている、やまんまの会とか、女性独自の先行されている女性の会もございます。それから、いくつかの地域では加工グループがあります。そういったところに広く呼びか

けをしたいと思ひますし、ぜひ議員の皆様にもお声がけをして、ぜひこれを見ていただきたいなという思ひですので、今、どなたに声をかけるということではございません。幅広く御参加していただけるように、今のところ考へております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、藤原秀幸君。

**○2番（藤原秀幸君）** さんざん、午前中、ブランド化事業については、質問があつてお答えもあつておりますが、最後のほうのブランド化推進事業補助金というようなことで、1,000万円ほど組んでありますが、これはどういった団体に交付するのか、どういった事業を予定されておられるのかという点が1点。

それと、ブランド化というと、私の理解では、有機関係のブランドのほうにお金がかういった形で使われていると思ひますが、慣行農法でできた米とか、そういったものにつきましても、これはブランドとして売っていく必要があつと思ひますが、その方向をどのように考へていられるか。

それから、地方創生の全体の事業の中で、本年度は加速化交付金ということで、全額国からのお金ということで、事業費が高く組まれておるわけでありましたが、来年度は推進交付金というようなことで、2分の1の予算の枠だと思ひます。そういったことで、事業の継続性をどのように考へておられるかということ、企画課長のほうにお伺ひしたいと思ひます。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** 失礼します。ブランド化推進につきましては、平成26年度の補正から、27年ずっと事業を進めてまいりました。御承知のとおり、この町の農産物をいかにして売っていくかということで、そのプロジェクトチームを立ち上げて、今後の展開を図ろうということで1年間進めてまいりました。その結果、月1回のプロジェクト会議等を行いながら、そして、新規の取扱店も新たに開拓しております。そして、その中には、熊本市のイオン、嘉島もあります。福岡の岩田屋、かういふところの新たな取引が始まったところでもございます。

このプロジェクトチームをつくる中で、非常に会の活性化も図れたということで、さらに農産物を扱う、そして、バイヤーと生産者を結ぶ協議会、かういふものが必要だということで今後考へております。この協議会のメンバーは先ほども申し上げましたけれども、このプロジェクトチームを27年ずっと動かしてまいりましたが、この中をもう少し拡大して、現在、農家の方々、それから食農観光塾等も含めた、商店の方ももちろんいらっしゃいます。その中に、新たに事業拡大を図るためにそのメンバーについては、今後拡充していきたいと思つております。

実際のところ、まだ事務局をどこに構えるということは決まつておりません。具体的な案件につきましても、今後さらに詰めていくということが必要になろうかと思ひます。

それから、有機農産物ということだけではございません。私たちのこの町につきましても、熊本のグリーン農業を頂点とする有機農業はもちろんございますが、農協等が取り扱うエコファーマーのかういふ農業もございます。全町的に果樹、それから普通農産物、野菜含めたところで、

この掘り起こしも、この協議会が今後行っていくということでございます。先ほど言いましたように、バイヤー等の手続きとも申し上げましたが、1例を申し上げますと、ほぼ生産量が多い、例えば旬になりましたらトマトがでございます。そのほかにお米ももちろんでございます。それからあっておるのが、地域に残っている貴重な素材、例えば手がいついていない、ひともじとか、そういう材料になるようなやつ、それから、せり、それと、自然に残っている山栗とか、それからゆず等の手入れもされていないようなもの、そして、栗も手入れができていないところもあります。こういう部分も含めたところで地域の農産物あらゆるものを拾い上げて、それを中央のバイヤーと接点をもっていくという仕事をこの協議会が担っていくような形になります。

今年、その確立に向けて全力で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

事業の継続性につきましては、これは、ほかの地域の事例もございますけれども、私たちが一番参考にしておりますのは、長崎の平戸市の取り組みでございます。これも、申し上げましたが、ここでは1人の職員もおりますけれども、このアドバイザーの力を得て、全国の流通、こういうものに非常に精通したアドバイザーでございます。この方の力量というのが非常に大きいものがあると私も理解しております。繰り返しになりますが、ふるさと寄附金等の金額もかなりの金額になっておりますし、ただ、環境としては、海の幸山の幸を持っているところでございますが、こういうものにつきましては、継続性をもって進めていかなければならないと思っております。この平戸市におきましても、5年、10年というスパンがかかって知名度を高めたということでございますので、予算につきましては、1年目が地方創生先行型を使わせていただきまして、本年度がきょう申しております地方創生の加速化交付金を利用させていただいております。3年目以降につきましても、継続という部分におきましても、国の交付金事業等を利用しながら、さらに内容の充実を図っていきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** お答えいたします。議員のおっしゃいましたように、新型交付金につきましては、1,000億円の規模で予算を組んで2分の1ということですから、半分については、基礎自治体、私たちの町からの持ち出しということでの予算を用意したよという話です。実は、この説明が県で行われましたのが、先だつての3月1日です。きょう、実は職員のレベルにその説明をおろしております。このことにつきましては、3月の18日には、これに手を挙げるか挙げないかというのを言いなさいということで、非常に、町の事情を考えないというか、自治体の事情を考えずに、拙速に進んでいるというのが実感です。それで、何に使えるのかどうかというのなかなかまだ詳細は決まっていないというレベルで進んでいる事業であるということは、御理解いただきたいと思っております。ただ、国がおっしゃっているのは、先駆性がないとだめですと、それから先ほども申し上げたと思っておりますけれども、7つぐらいの条件のうち三つは必須ですと、政策連携、官民連携、地域連携とそういうのもしなさいと、そういう事業だったら認めますよということなんであります。ですから、決してこの1,000億円の新型交付金に飛びつくのみでなく、既存のさまざまな補助金でございますので、こういったものを昨年策定しました地方創生の総合戦

略の目標達成に充てていくということも当然考えていく必要があるかと思えます。そういった事情でございますので新型交付金につきましては、今の段階ですので当初予算にも上げられなかったということで、手を挙げるとなれば、6月補正もしくは、6月補正は既に5月には全部決まっていなければなりませんのでもしかしたら9月補正となれば、ちょっとこの補助金については慎重にしっかりと考えた上で取り組まざるを得ないところもあるかなと感じております。繰り返になりますけれども、既存の補助金も有効に使いながら、この地方創生を成功させていくという思いもあることもつけ加えさせていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** ただいまの藤原議員の御質問は、新型交付金は、初年度は10分の10、2年目になると2分の1になって、さらに年度が経っていくとやがて交付金がなくなるんじゃないかと、そのとき事業をどうするのかという継続性のお尋ねだったと思います。これは、一昨日中村議員からも御指摘があったことでありますが、交付金を当てにして、交付金があるからやるということではなかなか先行きが見込めないということがあると思います。したがって、交付金を当てにするのではなくて、交付金はあくまで立ち上がりの経費と、例えば、ブランド化の事業であると、当初のブランド開発ですとか販路開拓に経費が必要になります。そのときの経費として使う、それから先は、例えば販路開拓ブランド確立ができれば、売上を伸ばして行って、自分たちでまわしていく経費を出していくと。そういった形で継続につなげていけたらと考えております。あくまで立ち上がり経費、それから先は自分たちの足で進んでいくと、そういった考えでいきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号「平成27年度山都町一般会計補正予算（第7号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第16号 平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第2、議案第16号「平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） 議案第16号について説明をいたします。

議案第16号、平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

12ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理、補正額72万3,000円。1 節の報酬につきましては、報酬の改正による増ということで8,000円、13節委託料の部分につきましては、単価改定による増ということで71万5,000円です。

それから、2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費、補正額1,000万。19節負担金補助及び交付金、診療費負担金なんですが、これは月平均大体診療費が1億3,000万を予定しているんですが、1億3,000万を少し超えているために3カ月分の支払い分のための増額ということで、1,000万上げております。

それから、2 目退職被保険者療養給付費2,800万の減。19節の負担金補助及び交付金のほうですが、これにつきましては、新規の退職者がいないということと、月平均の医療費が下がったり、被保険者数が減ったりということで2,800万の減です。

それから、2 款保険給付費 2 項高額療養費 1 目一般被保険者高額療養費です。補正額1,800万。19節負担金補助及び交付金ですが、療養費の補助金ということで1,800万を計上しています。

それから、2 目の退職被保険者高額療養費は財源組みかえです。

それから、2 款保険給付費 4 項出産育児諸費 1 目出産育児一時金の336万の減。これにつきましては、出産育児一時金のほう、当初28人を予定しておりましたが、20人に減らし8人分の減ということで336万円です。

次のページをお願いします。

3 款後期高齢者支援金等 1 項後期高齢者支援金等 1 目後期高齢者支援金2,643万減です。これにつきましては、納付額確定による減額ということになります。

それから、4 款前期高齢者納付金 1 項前期高齢者納付金 1 目前期高齢者納付金。これにつきましても、納付額の確定による減額ということで32万9,000円です。

それから、15ページの6 款介護納付金 1 項介護納付金 1 目介護納付金2,333万1,000円減です。これも納付額確定による減額ということで2,333万1,000円です。

それから、7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金ですが、これにつきましても、拠出金確定による増ということで63万2,000円です。

3 目保険財政共同安定化事業拠出金4,578万4,000円計上しています。19節の負担金補助及び交付金につきましては、確定通知による増ということで4,578万4,000円です。

8 款保険事業費 1 項特定健康診査等事業費 1 目特定健康診査等事業費、財源組みかえです。

次のページをお願いいたします。

8 款保険事業費 2 項保険事業費 1 目保険衛生普及費118万円の減です。これは、13委託料ですが、共同電算委託料で単価改定による不用額ということで118万円の減になっております。

それから、9 款基金積立金 1 項基金積立金 1 目基金積立金、補正額13万1,000円。25節の積立

金に関しましては、国保財政調整基金の預金利息を基金に入れるということで13万1,000円です。

10款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金、補正額115万5,000円です。保険事業にかかる返還金ということで、115万5,000円です。

それから、10款諸支出金3項繰出金1目直営診療施設勘定繰出金、補正額177万1,000円。それから28節繰出金ですが、これは直診病院の保険事業、そよう病院における保険事業ということで実績報告による確定額で177万1,000円です。

予備費4,531万2,000円の減ということです。

5ページをあけてください。

歳入です。

1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税、節のほうの1から3番目の部分につきましては、現年度分。4、5、6の部分のところは過年度分というところで見てください。

1節医療給付費分現年課税分ですが、こちらは1月末の調定額に収納率95%で試算をしております。その中で2,065万3,000円の減。後期高齢者支援金現年課税が572万8,000円の減。介護納付金分の現年課税分が473万7,000円の減となります。

過年度分ですが、医療給付費分の滞納繰越分が1月末のこれも収納額に基づいて計算をしております。これが651万円計上しています。それから、後期高齢者支援金滞納繰越分、これが164万2,000円。それから、介護納付金滞納繰越分が123万3,000円です。

それから、2目の退職被保険者等国民健康保険税ですが、これにつきましても収納率95%で試算をして145万6,000円の減です。

次のページをお願いします。

後期高齢者の支援金現年度課税分につきましては41万9,000円の減。介護納付金分の現年課税分が15万9,000円の減。

それから、過年度分の医療給付費滞納繰越分が8万6,000円計上。それから、5の後期高齢者支援金滞納繰越分が2万2,000円。それから、介護納付金の滞納繰越分が1万9,000円となります。

それから、7ページの3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金、補正額569万1,000円。1節の療養給付費現年度分、これに関しましては医療分の算定がえによる増額ということで2,008万6,000円。それから、2節の後期高齢者支援金現年分、これも算定がえによる減額697万の減。介護納付金現年度分、これも算定がえによる減額ということで746万7,000円です。5の過年度分につきましても、平成26年分の確定による追加交付ということで4万2,000円計上しています。

それから、2目高額医療費共同事業負担金、補正額15万8,000円。高額医療費共同事業負担金ですが、これも確定通知により15万8,000円計上です。

それから、3目特定健康診査等負担金28万2,000円の減。これにつきましても、交付額決定による減額ということで28万2,000円の減です。

それから、次のページをお願いいたします。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目の財政調整交付金です。補正額200万の減。これは直診病院保険事業補助金の不用額ということで200万の減です。

それから、4 款療養給付費等交付金 1 項療養給付費等交付金 1 目療養給付費等交付金。これにつきましては、交付額変更による減額ということで、6,256万4,000円になります。

それから、5 款前期高齢者交付金 1 項前期高齢者交付金 1 目前期高齢者交付金の補正額6,901万9,000円の減です。これは、平成27年度確定による減額ということで6,901万9,000円の減です。

それから、6 款県支出金 1 項県負担金 1 目高額医療費共同事業負担金になりますが、これも拠出額変更による増額ということで15万8,000円計上です。それから、2 目の特定健康診査等負担金ですが、これにつきましても、交付額決定による減額ということで18万3,000円の減になります。

それから、7 款共同事業交付金 1 項共同事業交付金 1 目の高額医療費共同事業交付金ですが、補正額499万6,000円です。高額医療費共同事業交付金につきましても、平成27年度の確定通知による増額ということで499万6,000円です。それから、2 目保険財政共同安定化事業交付金、補正額3,572万7,000円。これは、連合会からの確定通知による増額ということで3,572万7,000円増です。

それから、8 款財産収入 1 項財産運用収入 1 目利子及び配当金。これは財政調整基金の利子13万です。

次のページをあけてください。

9 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金 1 節の保険基盤安定繰入金ですが、これも実績算定による増額ということで、保険税の軽減分が216万4,000円と保険者支援分3,224万6,000円で計の3,441万ということになります。それから、2 節の職員給与費等繰入金ですが、これは嘱託の給与引き上げに伴う 1 名分の繰入金になります。24万7,000円、3 節の出産育児一時金等繰入金に関しましては、先ほど支出のほうで説明しました 8 人分減らしたことによる減額で224万の減になります。4 節の国保財政安定化支援事業繰入金。これも算定額確定による減額ということで、33万7,000円です。

11 款の諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料 1 目の一般被保険者延滞金。これが115万7,000円補正をしております。

それから、11 款の諸収入 4 項雑入 4 目一般被保険者第三者納付金。補正額185万9,000円。これも185万9,000円の一般被保険者第三者納付金の増となっております。それから雑入、補正1,747万8,000円。これは、国保連合会積立金の処分に伴う保険者への返還金ということで連合会のほうから入ってきております。それが1,747万8,000円ということになります。

表紙の裏、次のページをあけてください。

平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

平成27年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,974万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億4,080万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月3日提出。山都町長。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第16号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 予算の組みかえの中で、国の補助金が減らされて、12ページ、国県支出金が減らされて7,700を一般財源から支出になっております。減らされたわけはどのようなことか、こういう組みかえをしなければならなかったのか。わかりましたか、意味が。

**○健康福祉課長（門川次子君）** もう1回いいですか。

**○11番（田上 聖君）** あのな、難しい声で言わんで、あたぎゃんとは、お金が金額が太かけん、天文学的な数字で言わすけん、事業課にいくとしゃか、こぎゃんしこ金が動くとならば、うちはなんでんでくっていいよらす。でな、一般会計から7,800ぐらいに出したでしょうが、そしたら国県支出金がいっぱい減らされとる2,000万ぐらい、1,739万ですね。国県がなんで、国県から減らされた理由は何なのかお尋ねです。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 医療費の給付費が上がりなかつた、ふえなかつたということだと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 結局、対象者の人数が過疎で減ったからこういうふうになったということではないわけですね。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** そちらのほうも人数減という部分と、医療費のほうは上がっている部分は高額のほうが上がっているんですが、全体的に見ると、高額は上がっても人数が減ったために医療費のほうがそんなに上がりなかつたというところで医療費による支出、国県の支出金というのはそれにあわせて伴って減ってくるという形になります。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** ついでに。これは大事なところで、今、田上議員が聞いたところは、これは、予防がかなり私は効果があっていると、介護も医療も予防に、この間これをやりましたね、きのうだったかな。予防に力を入れてきた、だからそれは強調して行ってください。みんなの意識を高める上でも。

**○議長（中村一喜男君）** いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号「平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第17号 平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第3、議案第17号「平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 議案第17号について説明いたします。

議案第17号、平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正（第2号）。

6ページのほうをお願いいたします。一番最後のページです。

歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額118万3,000円の減です。19節負担金補助及び交付金基盤安定負担金、これも実績算定による減額で118万3,000円の減になります。

5ページをお願いいたします。

歳入です。

3款繰入金1項一般会計繰入金2目保険基盤安定繰入金、補正額118万3,000円の減。1節の保険基盤安定繰入金、保険基盤安定繰入金も算定実績による減ということで118万3,000円の減になります。

表紙の次をあけてください。

平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算。

平成27年度山都町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ2億3,051万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月3日提出。山都町長。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第17号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号「平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」は原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第4 議案第18号 平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について**

**○議長（中村一喜男君）** 日程第4、議案第18号「平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 議案18号について説明いたします。

平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

8ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、補正額 7 万。1 節の報酬につきましては、報酬の改定による増ということになります。

それから、13 委託料につきましては、認定調査数の増に伴う事務増ということで、委託料が 6 万 6,000 円増になっております。

それから、1 款総務費 3 項介護認定審査会費 1 目認定調査等費、補正額 195 万 5,000。報酬につきましても、報酬の改定による増の 2 万 1,000 円。

それから、役務費につきましては、193 万 4,000 円ですが、郵便料、主治医意見書作成手数料ということになっておりますが、これにつきましても、認定者数の計画をたてるための人数の増ということで 193 万 4,000 円になります。

それから、2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費 3,000 万の減。19 節の負担金及び交付金ですが、これも、居宅介護サービス給付費負担金が確定によりまして 3,000 万の減ということになりました。

それから、施設介護サービス給付費5,000万の減。これも5,000万の減ということで、この理由につきましても、報酬の単価が下がったことによる減も影響しているということです。

それから、7目居宅介護サービス計画給付費、補正額961万7,000円。19節負担金補助及び交付金ですが、説明のほう、居宅介護サービス計画等給付費の負担金につきましても、人数とサービスが増ということで961万7,000円の増になります。

それから、9目地域密着型介護サービス給付費3,000万の減、19節の負担金補助及び交付金につきましても、確定によります3,000万の減ということになります。

次のページをあけてください。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費、補正額3,000万。19節負担金補助及び交付金、介護予防サービス給付の見込みよりも3,000万減ということになります。

それから、介護予防サービス計画給付費のほうも2,000万の減になっております。介護予防原案作成費、これは介護予防原案作成を事業者のほうへ委託をしている部分ですが、これにつきましては、78万8,000円の増ということになります。

2款保険給付費7項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費なんですが、これは、食費と部屋代の低所得者の分なんですが、ここの部分が負担金のほうが331万3,000円の増ということになります。

それから、4款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金6,000万の積立金になります。これにつきましては、第5期の平成24年から26年度の最終年度である、平成26年度の介護保険事業特別会計の収入支出決算剰余金が1億6,600万円でした。その中から、社会保険診療報酬支払基金、国県負担金の前年度超過交付金分の償還金が3,700万円ありましたので、それを差し引いた額の2分の1の相当額を今度第7期の介護保険計画、介護保険料を見込むときに準備基金として置いたほうがいいんじゃないかということで6,000万円の積立金を今回させていただいたということになります。

それから、5款地域支援事業費1項介護予防事業費1目二次予防事業費、補正額8,000円。これは報酬改定に伴う増ということで8,000円です。

次のページをお願いいたします。

5款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業費1目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額27万。これも人材派遣の保険料の不用額ということで27万の減になります。

それから、5目任意事業費330万3,000円。報酬ですが、これ265万5,000円の減になっていますが、今年度、認知症対策事務補助ということで、3人分を予定していましたが、その方が3人雇うことができなかったということで、この分は不用額となっております。それに伴う共済費4節ですが、そのための不用額の社会保険料です。

それから、6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者保険料還付金及び還付加算金、補正額25万。これは、保険料の還付金25万です。

8款予備費1項予備費で7,225万7,000円の減ということで調整をいたします。

5ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料、補正額1,478万の減。これにつきましては、収納率95%で算出をし、現年度分1,988万3,000円の減。それから、普通徴収保険料現年度分も同じような形で収納率88%で計算して普通徴収保険料現年度分380万3,000円。3 節が130万ということになります。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金、補正額1,270万3,000円。これにつきましては、追加交付確定のために増ということになります。1,270万3,000円です。

次のページをお願いいたします。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目調整交付金、補正額4,531万8,000円。これは、差額確定による4,531万8,000円の減ということになります。

それから、4 款支払基金交付金 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金5,791万2,000円の減です。これにつきましても、差額確定による5,791万2,000円の減になります。

地域支援事業支援交付金ですが、現年度分の205万8,000円の減。これも差額の確定のためです。

それから、5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金3,446万4,000円の減です。これも現年度分差額確定決定のために3,446万4,000円の減になっております。

5 款県支出金 2 項県補助金 4 地域包括ケア推進事業補助金。これにつきましては、特別会計受け入れから、一般会計受け入れに組みかえるための50万の減です。

それから、7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 5 目その他一般会計繰入金、補正額50万、事務費繰入金が50万です。

表紙の次のページを開けてください。

平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算。

平成27年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,182万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,675万9,000円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月3日。山都町長。

以上です。よろしくをお願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第18号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** 門川課長も今年が最後ですね。介護保険につきましても、この前委員会もありましたわけですが、介護サービス等につきまして、お尋ねしたいと思います。

居宅介護サービス給付費が3,000万の減ですね。それと、施設介護サービスが5,000万の減、そ

れと地域密着型が3,000万の減。それと、予防費につきましては、介護予防サービスが3,000万の減、介護予防サービスの計画書はこれはいいです。この減になったというのは施設介護とか予防とかいろいろなことが今の項目の中にあるわけですが、減額になった主な理由と、今後介護業務が変わるにつれて、こういう減額が生じてくるということと、介護サービスも生じてくる、高齢者がふえる中で、今後の課題とか取り組むべき姿勢というのは、こういう予算を見ながら検討していく必要があると考えるわけです。そこで、今度は新年度予算の審議もしなくちゃいけない中で、こういう補正を組むという中で自分自身でも気づいたところがあるのかなと思ひましてその説明がございませんでしたので、これについてお伺いしたいと。

それと、10ページの保険給付費の中で、特定入所者介護サービス等とありまして、特定入所者介護サービスというのが330万ふえてますけれども、この内容とどういう人が対象なのか、人員等につきましてわかりましたらお願いしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** はい。3,000万の減とか、介護予防関係の予算の減があつておりますが、当初の見込み、もっとこの給付事業が上がるという見込みで組んでいたものが思った以上に給付が上がらなかったというところなんです。この部分につきましては、人数もふえている中で予防給付事業等につきましては、一番大きな部分は、見込みがあまりにも、去年、ことしを見込んだときに同じように上がるという形で組んでいたものが思った以上に上がらなかったというところで、この大きな減額に入っているのかなと思います。

あと、今、言われました今後の課題の部分につきましては、国民健康保険もしかり介護保険のほうも後期高齢者のほうも、やっぱり予防に地域全体で力を入れていかないといけないという部分で、その部分が今後、平成29年の4月からある総合事業が始まっていくんですが、その部分においては、この予防事業の部分で健康福祉課のほうと考へているのは、社会福祉協議会の役割を明確にしながら、行政と社協の予防事業にしっかり力を入れていけるような取り組みを28年度、29年度に向けてやっていきたいということを考へております。

それから、特定入所者介護サービス費負担金という部分につきましては、食費と部屋代の部分につきまして、低所得者の人に対しては負担を軽減するというところを出しております。人数のほう把握できていないので後で。

**○議長（中村一喜男君）** 4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** 今、課長のほうから説明がありましたけれども、この減額についてちょっと懸念されるのは、こういうサービスを受けたいと思つている方が、人数はふえているわけなんです。実際、サービスを受けたいと、サービスを提供しなくちゃいけないとわかつていても、その家庭の事情とか地域の事情とかによって、受けたくても金がないとか、家庭環境が非常に厳しいためにできていないという方がいるんじゃないかなと。また、同じく交通弱者とかそういう方がいるんじゃないかなと私は思つたわけです。そういう人は今のところ、話ば聞いた中で、地域もあるし、山都交通ですか、そちらに行く足もない、近隣に手助けする人もいない、金銭的にも非常に厳しいという方は当然行きたくても行けない状態があるわけです。デイサービスに4

日か5日行きたいけど、金がないけん1回行ったら生活もできんとかいう事情もあるわけですね。そういう事情も、今後は把握していきながら山都町らしい介護保険を見極めていくという姿勢も大切だなと思いますし、これには当然施設の協力もいるし、役場の中での一般会計等々の繰り出しも今後考えていかなくちや、町長がいつも言っています、住民に優しい地域づくりまちづくりということであれば、そういうことも今後考えてもらいたいと思うし、この予算の減額についてその内容をもっと精査していただきながら、現場を管理していきたいと、やってもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 門川課長の担当のところは、この時点での減額ほとんど、実績減がこれにつながっていると……。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君、マイクを使ってください。

**○12番（中村益行君）** ということが、まず第1ですが。二つだけ聞いておきます。施設サービスのところでちょっと気になっているのは、5,000万の減額は、この報酬単価が下がったためという説明を聞きました。安倍首相が介護離職をつくらないと言っていることとまったく矛盾しているわけですね。介護離職というのは、2通りあると思うんですね。いわゆる介護専門の職員さんの問題、あるいは、介護対象者が生まれたから働いている家庭の主婦が仕事をやめて介護に専念すると。この二つの意味がありますが、今、国が言っているのは、その前者のほう、介護事業の中で報酬が安くて、体を酷使しながら家事もしながらということだから離職せざるを得ないというようなことは絶対つからないということは言っていますが、真逆のことがここに出てきたと。これは9ページだったかな。今の説明を聞いていると、報酬減による減額補正だと。実績減じゃないんですね、この部分は。さっきの説明からするとそういう、私は受けました。

それから、次の任意事業については、要員確保ができなかったということですね、認知症の。これも今、後藤議員が言ったことともちょっと関連しますけれども、町が独自にやっていく山都町型の福祉事業、具体的な事業展開というのをつくっていく上で、やはりここにも一つのメスを入れる必要があると。人材確保ができないと、その根っこには私は報酬単価の問題があるんじゃないかなと。その2点だけ聞いておきます。そして、あなたがおやめになるときは、後任者に、これは課題よと、ひとつ申し送りをしとってください。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 人材確保の部分につきましては、認知症の方の対策のための人数を3人雇おうというところだったんですが、その部分のところで募集をしたりいろんな人に声をかけたりとかしましたが、その3人が見つからずにというところで、今、健康福祉課の高齢支援係のほうでは、介護相談員の研修、ボランティア研修等を、今年1年間かけてやっております。その中で、何人かの方に話をしながら来年度に向けてはその確保に力を入れていこうという形で呼びかけをしているという状況です。

それから、施設介護サービスの部分につきましては、一つには、ちょっと説明が足りませんでした、実績による部分ともう一つ何があるんだろうというところで、高齢支援係のほうと話をし

たところでは、やっぱり報酬の単価というのも原因にあるんじゃないかろうかというところで実績の部分、それから報酬単価の減というところもあってこういう形になったと思います。

**○議長（中村一喜男君）** いいですか。ほかに質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** これは同じ内容になってしまいますけれども、認知症の人の独自事業の要員確保、それからその前の施設介護5,000万減額というのは、両方とも報酬がネックにあるとそういうふうに理解していいですね。それプラス実績減だと。実績減の中身をあなたは過大見積もりだったという答弁をしていますけれども、そればかりじゃないだろうと思うんです。これは、健康福祉課の誇るべきことじゃないかなと、集団検診で介護予防も含めたいろんな予防意識というのは町民の間には高まってきました。私は毎年受けますけれども、本当にだんだんだんそういう意識が、自分のこととしてみんなが認識し始めた。町に協力してやるみたいなの、昔は、そういう意識でしたけれども。随分変わってきたなと、皆さんの啓発を多とします。だから、その辺のところもせつかくの補正予算が出るとか、ひとつの決算みたいなことですよ、あなたのところでは、実績決算みたいな。だから、これは担当に、私が答弁するとき、この中身大まかなところは項目を上げて、この結果みな三角になったと、プラスの評価もすべきだろうと思うんです。そして、みんな共通認識を持っていくと町民が。そういうふうをお願いしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑ありませんか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 本当に門川課長お疲れさまでした。生まれてから亡くなるまでという幅広い範囲を担当されていて本当に御苦労だったと思っています。私も先ほど天文学的数字というところで、あまり小さいところで気づきがないんですけれども、この国民健康保険から今の介護のところまでとおしたところで、おおむね今おっしゃったように、当初の見込みから減額、減額、減額ということになってきました。その一つは予防だったろうとか、報酬の問題だったろうとかあるんですが、門川課長なりの分析をもしお聞かせできれば。課長は今の課長の立場の前から保健師として本当に長く町民の健康に寄与してこられたわけなんだけれども、その辺から見て、今、いい方向の予防であるとか、認知症のケアが進んできたとかいろいろあるんでしょうけれども、課長の目で今までの感覚として、もっと問題点も多い、高額の医療の問題とかいろんなことがある高齢者の問題、本当に深いと思いますけれども、やはり私たちが今から、私はまだ任期がありますので、この予算を毎回見ていくわけなんですけれども、そういったところで注目点とか、お気づきのところとか、逆に教えていただけるようなところが総括的にあれば、済みません急で申しわけないけれども、少しお答えいただければと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 全体的に今までしてきた中で、何が一番力になるかという部分におきましては、私は、町民の組織力が行政を後押ししてくれたことが一番大きなこの部分に入ってきたんじゃないかなと思います。私が、合併をしてこちらに来たときから見ると、ここ山

都全体もですが、特に矢部地区の健康づくり推進さんも、地区社協長さんも、いろんな中で行政と一緒に働いていただいた、その中でやっぱり検診が大事だ、予防が大事だというところで、ちょっと話を相談に行くと、すぐ動いていただけるような、そういう町民の力が私たちの行政の中に結果として表れてくるんじゃないかなと思います。そういう部分では、皆さん一緒に力をあわせてまちづくりをやっていただければ、もっと予防活動が反映するんじゃないかなと思います。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号「平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」は原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第5 議案第19号 平成27年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について**

**○議長（中村一喜男君）** 日程第5、議案第19号「平成27年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、宮川憲和君。

**○そよう病院事務長（宮川憲和君）** それでは、議案第19号について御説明いたします。

今回の補正は、補助金のカットによる減額の補正でございます。

2ページをお開きいただきたいと思っております。

資本的収入、収入の部、補助金、今回1,063万6,000円の減額をお願いしております。これは補助金でございます。この補助金は僻地拠点病院に補助されます設備整備補助金でございます。この対象は熊本県の中にそよう病院、それから上天草総合病院、それから公立多良木病院の3病院が該当いたしますけれども、毎年1年おきにこの補助金というのは補助されておりましたけれども、昨年を引き続いて全額カットとなっております。

それでは、資本的支出、支出の部、機械器具購入費、減額の1,018万1,000円。これにつきましては、当初予定しておりましたCRシステムと汎用超音波画像診断装置の購入をやめております。

それから、自動車購入費、今回は12万3,000円の減額をお願いしております。これは、自動車購入費の入札差額でございます。

それでは、表紙の裏のほうをお願いいたします。

平成27年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成27年度山都町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条本文括弧書中「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,563万2,000円は当年度分損益勘定留保資金並びに過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）」を今回の補正第1号により、括弧書中「（資本的支出額に対し不足する額1,596万4,000円）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、予算額2,727万3,000円、今回の補正マイナス1,063万6,000円、計1,663万7,000円。

第2項補助金、予算額1,063万6,000円、今回の補正額1,063万6,000円、計ゼロ円。

支出、第1款資本的支出、予算額4,290万5,000円、今回の補正1,030万4,000円、計3,260万1,000円。

第3項機械器具購入費、予算額1,063万7,000円、今回の補正額マイナス1,018万1,000円、計45万6,000円。

第4項自動車購入費、予算額421万5,000円、補正額マイナス12万3,000円、計409万2,000円。

平成28年3月3日提出。山都町病院事業会計、山都町長。

よろしく願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第19号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 少しわからなかったんですがね、これが減額、去年も減額、ことしもこなかったということですが、それはどういう理由でしょうか。今の説明を聞いておると、もしかしたらくるかもしれないと、それを希望をもってこれを上げとったということじゃなかったかなというニュアンスを受けた。頼りにはするけれども、当てにはできない原資だということかな。だから、たまたまそれが当てにできるような状況が出てきたときはこういう機械器具を買いたいということで、この予算に上げたのか。そこのところを詳しく教えてください。

**○議長（中村一喜男君）** そよう病院事務長、宮川憲和君。

**○そよう病院事務長（宮川憲和君）** この補助金につきましては、県のヒアリングのほうが毎年12月に行われます。そのヒアリングの模様によりまして、大体今年度は昨年補助金があつてないということで、多分補助金のほうがおるだろうという目算で予算化しております。そういった関係で、今回は2年引き続き、今までで初めてでございますけれども、こういった関係になっております。とにかく、購入を予定しております機械自体が平成14年に購入したもので、もし壊れたときに部品が補給できないという状況になっておりますので、もしもこのときに壊れれば補助金がなくても買わなければいけないような状況でございました。なんとかもって、28年度にまた新たに計画のほうを上げていきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 今、ちょっとわかりづらい。ヒアリングで受けたときに大体ニュアン

スでわかるということで載せたということかな。今の説明はね、ヒアリング受けて今年も漏れるだろうと、もらえるだろうと言ったのかな。

(自席より発言する者あり)

私はそこを間違えましたが、そういう見込みで上げたということですね。私が聞き違いのとおりだったら、不確定要素のものを期待してということならば、期待はするが当てにはせず、とにかく上げておこうということだったのかなと。しかし、十何年も経っている老朽化した機械だったら、もうこれを当てにせずにはほかの方法も考える必要があるだろうと。ただ、今年のヒアリングの動向を見て、そこはちゃんと病院のほうでお考えになるんでしょう。一般会計と相談するのかどうか知りませんが、わかりました。なぜ、これがすとんと2年も連続して落とされたのかなと思ったもんですから聞きました。

**○議長(中村一喜男君)** そよう病院事務長、宮川憲和君。

**○そよう病院事務長(宮川憲和君)** 済みません。もらえるようにということで、ちょっと聞きにくかったと……。

**○議長(中村一喜男君)** ほかに質疑ありませんか。

11番、田上聖君。

**○11番(田上 聖君)** 今、隣の中村議員からもありましたが、古くなって必要なものならば、県のヒアリングあたりを当てにしなくても当然買いかえるべきではないかと思えます。病院側も必要なものはそれなりにそろえて地域の医療にあたっていただく、そういう体制をつくってやるのも町も含めて、私たちも含めてそういう支援はしていくべきではないかと思えます。ぜひ、必要なものは買っていくというような気持ちをつくっていただきたい。

(「総合的に検討してください」と呼ぶ者あり)

**○議長(中村一喜男君)** そよう病院事務長、宮川憲和君。

**○そよう病院事務長(宮川憲和君)** この機械自体が約1,000万、CRシステムがします。補助金自体が全額補助となっておりますので、できればもらえれば経営のほうも楽になるということでございますので、そこのところを考慮しております。一応、28年度はもしも補助金がつかなかった場合にも購入しないともうだめだろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○議長(中村一喜男君)** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(中村一喜男君)** これで質疑を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(中村一喜男君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号「平成27年度山都町病院事業会計補正会計(第1号)について」は原案のとおり可決されました。

（「議長、これでもう終わりにしたらどぎゃですか」「もうだいぶ……。疲れた」「……で非常に時間を取りました」「お願いします」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村一喜男君）** お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

---

延会 午後2時53分

3 月 11 日（金曜日）

平成28年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年3月3日午前10時0分招集
2. 平成28年3月11日午前10時0分開議
3. 平成28年3月11日午後4時16分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第9日)(第5号)

日程第1 議案第20号 平成28年度山都町一般会計予算について

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
監査委員	森田京子	教育長	藤吉勇治
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	増田公憲
蘇陽総合支所長	有働章三	企画政策課長	本田潤一
税務住民課長	甲斐良士	山の都創造課長	檜林力也
農林振興課長	藤島精吾	建設課長	江藤宗利
農業委員会事務局長	山本祐一	環境水道課長	江藤建司
健康福祉課長	門川次子	そよう病院事務長	宮川憲和
老人ホーム施設長	小屋迫厚文	隣保館長	西田武俊
学校教育課長	田中耕治	生涯学習課長	藤川多美
地籍調査課長	藤原栄二		

- 
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

さて、東日本大震災から本日でちょうど5年が経過します。ここで、震災により犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

全員御起立をお願いいたします。

黙禱。

ありがとうございました。御着席ください。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 議案第20号 平成28年度山都町一般会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第20号「平成28年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） おはようございます。それでは、議案第20号、平成28年度山都町一般会計予算について説明いたします。

内容に入ります前に、平成28年度予算編成に当たっての国、県を含めた概要及び基本的な考え方について、御説明をしたいと思います。

国は平成28年度予算編成の基本方針において、平成28年度予算は、一億総活躍社会の実現とTPPを踏まえた取り組みを進めることとしております。

具体的には、強い経済を実現するとともに、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより、将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って、充実した生活を送ることができる一億総活躍社会実現に向けた取り組みや、TPPを国の経済再生、地方再生に直結するものとするための取り組みといった喫緊の重要課題への対応に関して、経済・財政再生計画の趣旨や施策の優先順位を踏まえ、適切に対応するというものです。

また、地方財政については、引き続き、国、県を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的、効果的に提供することが必要であるとし、特に、基本方針に盛り込まれました経済・財政再生計画を着実に実行するため、主要分野の改革の方向性を具体化するとともに、改革の時間軸、改革工程表を明確化し、その進捗管理や策定に必要な事業を設定した経済・財政アクションプログラムを踏まえた対応が求められているところでございます。

一方、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額につきましては、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講じることとしておりますけれども、社会保障関係費の自然増が見込まれることなどによりまして、5兆6,063億円もの財源不足額が生じるなど、その先行きは依然として予断を許さない

状況にあり、自主財源の乏しい本町では、今後の国の地方財政対策や経済動向等によっては、さらに厳しい財政運営を強いられる可能性もあります。

県におきましては、財政再建戦略を初めとした数次にわたる改革を推進するなど、行政体制の整備や財政健全化に努めてこられました結果、県債残高は、平成24年度末には1兆円を切り、平成26年度末では9,348億円となり、財政調整用4基金の残高についても、財政再建戦略策定当時の53億円の2倍となる106億円まで積み増すなど、一定の成果が得られております。

しかし、三位一体の改革に伴う一般財源の減少や扶助費の増大、公債費の高どまりなどによる義務的経費の増加など、依然として財政硬直化の状況は変わらず、引き続き、財源不足の解消に向けて、さらなる見直しに取り組む方針であるため、町への影響も免れない状況にあります。

このような中、本町では、高齢化社会の進展や少子化の進行、九州中央自動車道の整備を見据えた取り組み、農林業や商工業の振興、環境対策や教育の振興など、取り組むべき課題は山積をしております。平成28年度予算は、昨年策定しました第2次山都町総合計画に掲げる4本の柱、人づくり、産業づくり、環境づくり、地域づくりに基づく施策と、同じく昨年策定しましたまち・ひと・しごと・創生の山の都人口ビジョンと山の都総合戦略に基づく施策を、総合計画との整合を図りながら重点事業として計上を行ったところです。

同時に、平成28年度を今後の本町の長期的展望の基礎となる重要な年度として位置づけ、住民、関係団体及び行政が一体となり、未来に希望をつなぐ山の都を築くための事業への優先配分を行いました。

なお、地方交付税の合併特例措置の縮減が本年度から始まり、平成28年度においても4億円以上の減少を見込んでおります。このため、より一層の経費節減と事務事業の厳しい優先順位に配慮しながら、中長期の視点に立った効率的で持続可能な行財政への転換も念頭に、予算編成を行ったところでございます。

今回、お手元に資料として、平成28年度一般会計予算の分析をしたものをお配りしております。

この1ページから3ページは、歳入歳出の構成表とその円グラフでございます。これを昨年度と比較しましたのが、最終ページ、4ページになります。4ページをごらんください。

まず、予算の金額123億3,000万でございますけれども、昨年度から、金額にして3億3,000万円、率にして2.8%の増でございます。これは、統合保育園や文化交流拠点施設等の建設事業費の増が大きく影響しているところでございます。

次に、比較の部分で、平成27年度に比べて大きな増減があるものにつきまして、かいつまんで説明をいたします。

まず、一番左の歳入の部分ですけれども、繰入金2億7,064万2,000円は、公共施設整備基金2億円、ふるさと応援基金3,000万円等の基金取り崩しによるものでございます。

次の地方交付税は、人口減及び合併特例措置の減によります影響額です。

国庫支出金の1億5,357万5,000円は、年金生活者に係る臨時福祉給付金約1億3,000万円の増によるものでございます。町債も建設事業費充実に伴う増です。

次に、真ん中の歳出・目的別の表です。ここで、比較で増額になっていますのは、先に申し上

げました建設事業費等によるもので、総務費は光情報通信基盤、民生費は統合保育園、商工費は文化交流拠点施設、教育費はグラウンドゴルフ場にそれぞれよるものがございます。

一番右の歳出・性質別では、人件費が昨年度比較で15名の減となりますので、2億1,622万4,000円の減額でございます。普通建設事業費は、これまで延びました公共施設整備事業に関する影響でございます。

それでは、これから予算の説明を行ってまいります。説明は款ごとに行いますが、担当がまたがる款もございます。ページが前後いたしますけれども、よろしくお願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 提案理由の説明が終わりました。

本案は、款ごとに説明を求めます。款の中に、他が所管する項や目がある場合は、その部分をまたいで、引き続き、説明してください。説明の際は挙手をお願いします。説明に当たっては、ページと項目名を述べてください。

また、質疑についても、款ごとに款の説明が終わった後に行います。質疑の回数は、1課につき1人3回までです。質問、答弁、簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、1款議会費から説明を求めます。

議会事務局長、緒方功君。

**○議会事務局長（緒方 功君）** それでは、議会費について御説明いたします。38ページを開き願います。

1款1項1目議会費です。

議会費は議員の報酬、議会の運営、その他に関する費用及び事務局に関する経常経費が主なものです。財源は一般財源です。

平成28年度は総額9,258万4,000円を計上しております。平成27年度と比較しますと、1,105万5,000円の減額となっております。これは主に、4節共済費、議員共済給付費負担金の減額によるものであります。この負担金額は、議員の標準報酬月額に総務省令で定める負担率を乗じて算出することになってはいますが、平成27年度は63.7%であった負担率が28年度は41%と、20%以上引き下げられたことによるものです。

1節から4節までは、議員及び事務局職員の人件費でございます。

その他、旅費、交際費、需用費から、19節の負担金補助及び交付金につきましては、需要額が前年度と同程度と見込まれますので、そのように計上しております。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 議会費の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 質問と言うよりか、ちょっと要望しときますね。

合併によって、議員数は42名から14名に減ったわけですね。交付税が減額されてきました。これはもう特例措置がなくなったということですが、それとの関連で、基準財政需要額で、交付税の算定単価というのが、議員1人当たり、どういうふうな形になっておるのか。きょう、すぐで

なくてもいいです。今後の資料にしたいと思います。これは総務課長のほうだろうと思います。事務局と連絡をとって、資料をつくってください。また、いずれ、これが必要になるときがあるかもしれません。

私の知る限りでは、基準財政需要額は議員の歳費に比べると、極端に低いというふうに思っております。我々議会は経費削減をいいますが、みずから身を切るということはなかなか言えません。しかし、我々の歳費の原資はどうなっているかということは、知っておく必要があると思っております、資料を……。いずれ必要になるかもしれませんので、よろしくお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

次に、2款総務費について、1項総務管理費1目一般管理費から説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** それでは、総務費を説明いたします。

総務費に計上いたしております経費は、全般的な管理事務や財産管理、庁舎管理等の経常経費、また、選挙費につきましては、平成28年度は参議院議員選挙費及び町長選挙に係る経費を計上いたしております。

40ページをお開きください。2款1項1目一般管理費です。ここには職員人件費や交際費、それから管理事務経費等々を計上いたしております。

1節報酬では、特別職の報酬と審議会委員報酬8名の報酬を計上いたしております。給料が特別職級、町長、副町長の給与と一般職の職員の給料34名分を計上いたしております。職員手当でございます。これにつきましては、退職手当組合負担金等でございます。28年度の予定退職者――来年の3月31日の定年退職者は8名という予定になっております。

それから、41ページでございます。6節の恩給及び退職年金です。旧恩給条例給付費負担金が28万円、それから市町村職員共済組合追加費用ということで、3,500万円を計上いたしております。これは、恩給制度から年金共済制度に切りかわったことによりまして、それまで働いていた期間も共済年金に加入していたとして、その期間も公金の追加で賄うものということになっております。今年度、3,500万円計上いたしております。

報償費は29万5,000円でございます。各種事業講師謝金と18万円計上しておりますけれども、これはメンタルヘルスや人事評価の講師の謝金というふうにしております。山都町表彰記念品は、6名分の商品券ということで計上いたしているところでございます。

続く42ページでございます。前ページからの旅費がきておりますけれども、まず、費用弁償と、それから普通旅費と特別旅費というふうに、三つの大きな区分で分けております。費用弁償につきましては、1節の報酬の支給者に対する実費弁償ということでございます。また、普通旅費につきましては、公務のための旅行に要する職員の経費ということでございます。また、特別旅費というのは、これも公務のためでございますが、研修等、臨時的な旅行経費に係るものという区分をいたしております。以後、これから出てきます費用弁償、普通旅費、特別旅費につきまして

は、そういった区分で分けておるといふことで御理解いただきたいというふうに思っております。

交際費は119万円ということで、これも前年と同額を計上いたしております。需用費、役務費も昨年とほぼ同額でございます。

43ページの13節委託料でございます。ここに、本年度、新規にストレスチェック業務委託料20万円を計上いたしております。これは、労働安全衛生法の改正によりまして、実施が義務づけられたものでございます。職員の心理的負担の程度を確かめる検査とですね、その結果に応じた面接指導等、そういった対応を行う制度ということでございます。鬱などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための制度ということでございます。これも、平成28年度から実施をしていくということにいたしております。

続く44ページをお願いいたします。19節負担金も、これもほぼ前年度と同じ金額を計上いたしております。2目の文書費でございます。文書の取り扱い費ですとか、例規の関連経費を計上しているものでございます。ここにつきましては、295万8,000円の減ということにしております。

それから、45ページ、区長費です。今年度、2,704万2,000円計上しておるところでございます。360万8,000円の減額になっておりますけれども、これは区長部の活動交付金ということで2,607万2,000円ですけれども、基本割に226万円、世帯割に2,381万2,000円というのが、この内訳になっておりますけれども、この360万円につきましては、郵送料ということで、役場からですね、お配りいただく区長さん宅までの郵送料を、別途、一般管理のほうで計上しているということでございます。これは実際に交付金としてお渡しする金額を、ここに計上いたしておるところでございます。

4目の諸費です。これはこの1項の中で、どの目にも区分しがたい性質の経費をまとめたものでございます。519万8,000円でございます。これも、ほぼ昨年と変わらない金額を計上いたしております。

続く46ページです。財産管理費です。5目の財産管理費は、町有財産ですとか町有林に関する経費を計上いたしております。現在、町有林は45団地、1,069ヘクタール。また、分収林につきましては、93団地、1,341ヘクタール、合計2,410ヘクタールを保有、管理しているということになっております。

1節の報酬では、104万5,000円を計上いたしております。町有林巡視員の方17名にお願いをしながら、均等割3,000円、面積割、ヘクタール当たり500円という単価で計上を行っているところでございます。

あとは、12節の役務費でございます。こちらでは、森林保険料ということで、先ほど申し上げました町有林に関しまして、緑川森林組合、阿蘇森林組合部分で分けて計上いたしておるところでございます。また、町有建物災害共済保険料1,208万円でございますが、これは274施設分の計上ということにしております。

続く47ページの委託料です。ここでは、町有林の整備委託料3,200万円を計上いたしております。これは蘇陽地区の積前団地の再造林に係る整備費、それから、旧矢部地区の御所の下刈り、また再造林に係りますものが主なものでございます。なお、これに加えて、平成28年度は田小野

町有林の間伐もですね、杉、ヒノキの40年生から60年生につきましても、今回、間伐の予定というふうにしております。

それから、統合型の地理情報システム保守業務委託料246万8,000円でございます。これは、人工衛星からのデータを地理情報に利用するものでございますけれども、ゼンリン住宅地図の更新等々、それと平成28年度は空き家管理システムというものを導入しまして、空き家の情報をデータベース化をして、所有者の情報等々ですね、そういったものを管理していこうということにしております。

それから、次の不動産鑑定業務委託料でございます。49万5,000円を計上しているところでございますけれども、これは清和高原野菜市場に係る不動産鑑定業務委託料でございます。これにつきましては、行政財産から普通財産に移管がなされまして、総務課のほうで管理を現在するという形になっております。処分の方針としまして、売却ということで、町としては決定をしたところでございますので、これの適正な価格を調査するという目的で49万5,000円の委託料を計上したところでございます。

次の14節使用料及び賃借料でございます。田小野の音次郎町有林の借り上げ料でございます。これは国有林を借り上げているものでございます。13ヘクタールでございます。それから国有林の借り上げ料4万5,000円は、これは境の谷という町有林の作業道の敷地の部分でございます。

工事費につきましては、1,560万円を計上いたしました。まず、160万円は町有林道の整備工事ということで、積前団地林道を、今年度、平成28年度に整備をするものでございます。下の1,400万円につきましては、これは旧浜町事務所の解体を、平成28年度に実施をするものでございます。若者の定住向けの住宅建設予定地ということで、それに係る解体ということが必要になってまいりますので、平成28年度解体をですね、急ぎたいということで考えております。

続く48ページをお願いいたします。ここには、6目に庁舎管理費ということで、本庁と両総合支所分の管理費が計上をされております。これにつきましては、昨年と比べて約1,860万円ほど減額になっておりますけれども、電気料につきまして、平成27年度、これはまだ庁舎が建ちまして数カ月もたっていない状況でしたので、保安協会等に見積もりをとった電気料で計上しておったところでございます。3施設の庁舎——本庁舎含めて3施設の昨年度の計上額が約2,700万円であったものが、今回、実績等々を踏まえて、1,750万円程度で計上をしたところでございます。そこが、一番大きく需用費の中では変わったところでございます。

それから、13節の測量設計委託料です。これは、北側駐車場の測量設計委託料ということで1万6,000円を計上したところでございます。

それから、続く50ページをお願いいたします。15節の工事請負費です。1,570万円を計上いたしました。本庁舎の光電話導入工事が30万円、それから本庁舎の北側駐車場拡幅工事が380万円を計上いたしております。舗装工、それから排水構造物ですとか、区画線工等の内容になっておるところでございます。次のケヤキ遺伝木移植工事110万円というふうに計上しているものですが、これにつきましては、妙見の大ケヤキのクローン樹ですね。これが現在、合志市の須屋というところにあります森林総合研究所、こちらに3本残っておりまして、このうちの1本をで

すね、お譲りいただくということで、昨年、研究所のほうと契約がまとまりました。大体、樹高が10メートル程度、それから幹周りが86センチです。これは確実に活着できますよう、根回し手法という工法によりまして移植をするということで、実施時期はことしの秋をです、予定をしているところでございます。

それから、次の蘇陽支所屋根防水工事費1,050万円です。これは平成27年度、平成28年度の2カ年間で防水工事を実施をしているものでございます。平成27年度は約1,700万で、現在、工事をやっていただいているところでございます。ことしは1,050万ということで予算計上しました。この部分が、この目の減額の一つの大きな影響になっております。

次の城平用水利用組合利用負担金でございます。これにつきましては、6万1,000円としておりますけれども、実際に城平用水利用組合にお支払いする金額は1万1,000円でございます。これは、他の経費がですね、ここに入っております。当然、ここに入る経費ではございませんけれども、説明の中が抜けておりました。安全運転管理者負担金というのが5万円でございます。大変申しわけなく思っております。城平用水利用負担金は1万1,000円、安全運転管理者負担金は5万円ということで、合わせて6万1,000円の計上にいたしております。この城平用水利用負担金につきましては、受益者である浜A、特に新町商店街のほうとお話をしまして、それぞれ応分の負担金を……。総額は2万円でございますけれども、9,000円を新町の利用組合、それから残り1万1,000円は町のほうで負担をして、城平の用水利用組合……。いろんな清掃ですとか管理に対する費用を積算をしまして、それに対してお支払いするというものでございます。

それから7目の管理費です。これは入札事務経費ということでございます。これも、ほとんど昨年と同じ経費でございます。

それから、51ページの交通安全対策費です。交通指導員の62名の方の報酬を計上いたしております。18節の備品購入費は、カーブミラーの購入費16基分を計上いたしました。19節につきましては、これもほとんど前年並みでございます。

続く52ページ、防災行政無線費。これも、今の広報関係の修繕業務ですとか、放送業務に係ります非常勤職員の報酬が主たるものでございます。残りにつきましては、昨年とほぼ同額を計上いたしております。

それから、会計管理費も私のほうで説明をいたします。53ページでございます。10目の会計管理費2,623万2,000円を本年度計上いたしているところでございますけれども、今回、比較で608万7,000円ということで増額になっておりますけれども、これは人件費分の増額でございます。26年度に退職者が1名おりましたので、その分につきましては、未計上で、総務の一般管理費のほうに組んでおりました。今年度の6月補正です、改めて後任が決まった段階で計上いたしましたので、当初の比較では、昨年度の1名の退職者分が含まれなかったために、今回、この金額が増額となったものでございます。

それから、ページが飛びますけれども、71ページをお願いいたします。71ページでございます。2款4項選挙費です。1目の選挙管理委員会費746万8,000円です。これも、昨年度とほぼ変わらない金額でございます。選挙管理委員4名の方の報酬ということで計上をいたしております。給

料につきましては1名、事務局の給料でございます。

次の6目の参議院議員選挙費でございます。ことしの、現在のところ、7月に予定がされておりますものでございます。これにつきましては、全額国費ということで、1,920万円の計上をいたしております。

続く73ページをお開きください。9目で町長選挙費を計上いたしております。来年2月任期の町長選挙費につきまして、これも所要の金額を計上いたしておるところでございます。1,733万1,000円ということにしておるところでございます。

以上で、2款の総務担当の分につきましては、説明を終わらせていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** 次の項目について説明を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** おはようございます。それでは、企画政策課所管に係る分についての御説明を申し上げたいと思います。

説明に先立ちまして、企画政策課部門での平成28年度の重要施策等について、若干お話をさせていただきたいと思います。

総合計画のPDCAサイクルによる進捗管理、また、地方創生による事業の総合戦略の進捗管理というものを、平成28年度は一つの大きな視点として持っていきたいと思います。また、行政改革におきましては、行政評価の構築や遊休資産の利活用、また、老人ホームの民営化を計画しておりますが、その担当課との円滑な事務の連携を図っていきたく。また、公共交通対策におきましては、ふれあいバス、コミュニティバスの委託業務が平成28年度で期間満了になりますので、その選定業務を行っていくこととなります。

高速道路につきましては、建設促進の活動を精力的に行っているわけでございますけども、今のほうは、ストック効果のみならず、地域経営計画というものをつくりなさいと。でないと、なかなか予算的に厳しいということで、さらに、その地域経営計画なるものの策定について検討していきたくというふうに思っております。

また、再生エネルギー、新エネルギー対策におきましては、現在進捗中の鴨猪川の水力発電所の事業支援、また、各事業者から相談がっております風力発電、また、ソーラー、メガソーラーの申請もっております。その辺の対応を図っていかなくやなりません。大矢野原演習場周辺環境整備対策につきましては、周辺整備期成会の活動支援とともに、防衛事業の有効活用を図っていく、その調整を行っていく予定でございます。

地域づくりに関しましては、自治振興区制度の、より充実を目指しますとともに、本年度、平成28年度、地域づくり団体全国研修会というのが11月に予定されております。これは、5年前の東日本大震災で熊本大会が延期になり、今回、熊本大会を再度行うということで実施されるものであります。また、九州内の生産活動に携わる女性団体の交流を図るかあちゃんサミットのほうも誘致していきたくということでございます。

第3セクターにつきましては、運営については、担当部署と連携しながら、3セクそのものの包括的な第3セクターのあり方について検討し、第3セクターの経営健全化に係る指針というも

のを、その体制の構築を図ってまいりたいというふうに思っております。また、現在、地域おこし協力隊を2名受け入れておりますけれども、さまざまな地域もしくは団体から、その要望が多く出されておまして、増員について予定していきたいというふうに思っております。

情報政策でございますけれども、光通信網の整備につきましては、今、円滑な導入を図られているところであり、浜町局については10月開通、清和、蘇陽については平成29年4月と、その他の局については、平成30年4月ということとなっております。導入後の活用計画についても、各課と検討、計画をやっていききたいというふうに思っております。また、情報機器につきましては、庁舎内の機器も管理しておるわけでございますけれども、マイナンバー制度の導入によりまして、非常に厳しいセキュリティー対策を求められておまして、総合的な機器の管理システムの改定を行う必要がございます。広報関係でございますけれども、広報やまとの内容の充実と、それから町政座談会の実施。また、区長制度の改正に伴いまして、配布物等の配布回数も減らす予定になっておりますので、ホームページやもしくはデタポンの中で、さらに情報の充実を図っていかなければならないというふうに考えております。

以上、平成28年度の企画政策課の課題として考えている部分を報告させていただきました。

それでは、予算書の54ページをお開きいただけますでしょうか。

2款総務費1項総務管理費11目企画費です。本年度予算額2億5,725万1,000円です。前年比1,053万円の増となっております。

特定財源のほうですけれども、国庫支出金につきましては、生活交通維持活性化交付金200万、それから土地利用対策費3万8,000円、特定防衛施設の交付金750万円、大矢野原基地整備の交付金10万円といったものを充てております。その他につきましては、コミュニティバスの利用料720万円、その他使用料を計上しているところでございます。

右側の報酬でございます。総合計画審議会報酬につきましては、2回分の委員報酬を予定しております。景観づくり審議会につきましては、3回の9名の報酬を予定しております。給料につきましては、9名分の給料でございます。以下、職員手当、共済費につきましては、その分に当たるものです。報償費につきましては、3万3,000円計上しておりますが、コミュニティバスの選定事業を行うという、その外部委員さんの謝金ということでございます。旅費につきましては、費用弁償でございますが、総合計画審議会並びに景観づくり審議会の費用弁償。普通旅費については、業務の旅費でございます。特別旅費につきましては、高速道路、それから演習場関係、それから景観連絡協議会、それ等々への研修会なり要請活動への旅費でございます。

需用費につきましては、2番目に食糧費がございますが、これは九州中央自動車道建設促進の地方大会が、本年、28年度は熊本県側でございます。そのお弁当代でございます。その他につきましては、バスセンターの経費というふうになっております。

役務費でございます。83万5,000円ですが、電話料、それから、浄化槽法定検査につきましてはバスセンター、それからバス関係の手数料。それから、一番下の公用車保険料につきましては、ふれあいバス関係でございます。下から2番目の行財政情報サービス使用料というのは、iJAMPという時事通信社が発信しております情報提供サービスの使用料でございます。

続きまして、13節委託料でございます。これにつきましては、1億3,828万1,000円でございますが、4番目でございますコミュニティバスの運行等委託料の1億3,600万円、それから、その下段でございます再生可能エネルギー資源利活用検証業務委託料でございますが、これにつきましては県の補助事業でございます。平成26年に可能性調査、平成27年にマイクロ水力発電の実証機能作成、そして、今、試験中でございますが、平成28年度に実際の運用実施を行いたいということでございまして、これにつきましては、地元でできる発電機を……。地元で作り、地元でメンテナンスできるものを用水路等を使って発電して、地元の電柵の電源や街路灯への活用ができないかという実証を、今、行っているものでございまして、3年目でございます。

続きまして、14節の使用料及び賃借料でございますが、これにつきましては、車両借上げにつきましては、九央道の地方大会のバス借上げ料でございます。下の清掃器具はバスセンターのものでございます。

56ページをお願いします。工事請負費で800万円計上しております。これは防犯灯設置とございますが、大矢野原演習場の周辺地域に関して、防犯灯65基の更新を予定しているものでございます。LED化等々の変更を行う予定でございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金でございますが、これは各協議会——参加しております協議会等への負担金でございます。下から3番目の電源立地地域対策補助金につきましては、本年度、津留地区。それから大矢野原演習場周辺対策事業助成金につきましては、対策期成会のほうへ11万7,000円、火入れ協議会のほうへ120万円、それから周辺整備協議会へ4万7,000円ということで変わってはおりません。それから、その下の地方バス運行等特別対策補助金でございますが、2,367万円です。これは本町を運行しております熊本バスへの補助金となりますけれども、これは3カ年の平均経費等々を、熊本バスの申請により県段階で審査し、その負担を各市町村が負担するものでございます。その下の57ページの一番上の公課費につきましては、ふれあいバスに関するものでございます。

続きまして、12目地域振興費でございます。報償費講師謝金、それから山の都未来創造部アドバイザー謝金でございますけれども、これにつきましては、一つは自治振興区の代表者会議に1回講師をお呼びして勉強会をやるというのが講師謝金でございます。また、2段目の山の都創造アドバイザー謝金につきましては、現在行っております未来創造部という若者のグループの活動に引き続き、大学の先生たちにアドバイスをお願いするものでございます。地域おこし協力隊の報償費につきましては、2名分の報償費でございます。旅費につきましては、費用弁償につきましては、その地域おこし協力隊員の研修費用でございます。普通旅費、特別旅費については、私どもの職員の公務費用でございます。

続きまして需用費ですけれども、これにつきましては、消耗品、燃料費、修繕費につきましては、地域おこし協力隊分に係るものでございます。

それから、役務費につきましては、農作業体験手数料並びに地域おこし協力隊傷害保険料、ありますが、これも地域おこし協力隊の活動に関しての支援費目でございます。

58ページをお願いします。使用料134万円ですが、この車両借上げ、機械借上げ、それか

ら地域おこし協力隊の住宅借り上げ、そして、いろんな地域おこし協力隊の活動用機材の借り上げということで、これにつきましても、地域おこし協力隊の経費になります。

19節負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましては、先進市研修の負担金を上げさせてもらっております。また、先ほど申し上げました地域づくり全国大会を実際に受け持っております県の未来づくりネットワークの負担金、それから自治振興区の助成金が2,653万2,000円でございますが、これは平成27年の10月1日を基準にですね、算定したものを助成金として交付するものでございます。下の独自事業につきましては、40万円掛ける28振興区ということを上限に、1,120万円組ませていただいております。

まちづくり事業補助金につきましては200万円ですが、これは横断的ないろんな地域づくり、まちづくりを支援するという意味で、研修支援につきましては3分の2の助成、それからまちづくり、いろんな講演会とかイベント事業につきましては3分の4の助成、いずれも合計で50万円を上限として支援をするものでございます。それから、地域づくり団体全国研修交流大会の助成金ということで、この大会につきましては、上益城におきましては山都町と御船町のほうで分科会——ブロック会の分科会を予定しておりまして、それに対する経費を上げさせていただきました。

59ページをごらんください。広報費です。これにつきましては、広報活動に関するものでございますが、需用費につきましては、印刷製本費、広報やまと並びに町政要覧の資料編の改定を行いたいということで、385万円を上げております。役員費については、公用車でございます。委託料につきましては、先ほど申し上げましたテレビデータ放送利用ということで、データポンの使用料でございます。以下、広報活動費でございます。

14目情報費でございます。こちら、2億9,759万3,000円を本年度予算で上げておりますが、前年比1億278万1,000円の増でございます。特定財源の内訳としましては、335万2,000円の国県支出金がございますが、これはマイナンバーに係る総務省補助でございます。地方債につきまして、2億500万円ということでございますが、これは光ケーブル、光ファイバーの敷設に伴う過疎債でございます。その他の3万2,000円につきましては、携帯電話の伝送路使用料の3万2,000円を計上しております。その他は一般財源となっております。これにつきましては、職員旅費と需用費につきましては、中段は各種帳票ですね、いろんな納付書等の印刷費を上げております。

60ページをごらんください。役員費につきましては、さまざまな基幹系、情報系の電子機器がございますが、そちらの回線使用料と住基ネットの専用線の回線使用料でございます。

13節委託料につきましては、これも電算関係の委託料でございますが、3段目の電算システムサポート委託料につきましては、総合行政システムのサポート料、マイナンバーのシステムの改修、その他情報系のそれぞれのシステムのサポート、もしくはシステム改修の委託料というふうになっております。

14節使用料及び賃借料につきましては、それぞれ、パソコンのリース料、レンタル料、ソフト使用料でございますが、4番目の総合行政システムASPサービス使用料というのは、月々、総合行政システムの運用にかかり、毎月212万1,000円ほどかかるものの、その12カ月分を計上して

おります。その下に、携帯電話用伝送線電柱共架添架料とございますが、これは携帯電話用のケーブルを引っ張るのに九電柱とNTT柱をお借りしておりまして、その使用料をお支払いするものでございます。

備品購入費につきましては、マイナンバー制度に係る機器の購入費用でございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、これにつきましても、各自治体の情報システムの機構への関係協議会内への負担金でございます。一番下でございます光情報通信基盤整備事業補助金につきましては、先ほどの光ケーブルに関する2億500万円の計上でございます。

続きまして、飛びますが、64ページをお願いいたします。64ページ、総務費の総務管理費21目地方創生総合戦略費でございます。こちらにつきましては、総合戦略の進捗状況なり、計画の検討をやっていただきます戦略会議のほうへ報償費ということで、学識経験者2名の2回分を予定しているところでございます。実質的な進捗管理につきましては、総合計画審議会のほうと連携してやっていきたいというふうに思っております。その下の旅費につきましても、費用弁償につきましても、今の委員費用弁償ということでございます。下の普通旅費、特別旅費につきましては、職員の業務の出張旅費ということになります。

続きまして、74ページをお願いいたします。下段でございますが、総務費5項統計調査費1目統計調査費総務費でございます。これにつきましては35万円ということで、前年より6,000円減でございますが、特定財源につきましては、統計調査の県委託金の2万5,000円、それから、その他の27万5,000円については町民手帳の売上金ということを計上しております。本年度につきましては、経済センサスの活動調査という年度に当たっておりまして、通常の統計業務ほかを当てることになっております。統計調査総務費のほうは一般事務でございますが、75ページでございます2目統計調査費の中では……。そうですね、これをちょっと説明いたします。統計調査費につきましては、本年度114万5,000円ということで、前年は国勢調査がございましたので大幅に減っておりますが、本年度は先ほど申しました経済センサスの活動調査を行うということでございます。国県支出金につきましては、統計調査の委託料、委託費を114万3,000円上げているところでございます。右側の報酬でございますが、調査員を10名予定しております。その他につきましては、この統計調査に係る経費でございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

**○議長（中村一喜男君）** 次の項目について説明を求めます。

清和総合支所長、増田公憲君。

**○清和総合支所長（増田公憲君）** 失礼します。ページ、61ページをごらんいただきたいと思っております。15目小水力発電施設事業費を御説明させていただきます。清和水力発電所につきましては、平成17年4月から運転開始を行っておりまして、平成28年度には12年目を迎えているところでございます。本年度の予算につきましては、384万7,000円でございます。比較としましては、1,635万8,000円の減でございます。これは、昨年、10年法定点検を開始しまして、オーバーホールとバッテリー等を交換した経費が主な減でございます。それから特定財源でございますが、同額の384万7,000円でございます。この財源としましては、ページの36ページをごらんいただき

いと思います。

36ページの右側の下から8段目に掲載しております。清和水利発電所売電収入2,800万円でございます。これにつきましては、1年間の総発電量をですね、8万8,400キロワット、昨年と同額ですが……、1キロワット消費税込みで32.59円ということで計算しまして、この金額を計上させていただいております。平成24年10月1日から平成37年6月30日までに、固定価格買い取り制度というのがございまして、この金額で計上しているところでございます。

それでは、61ページに戻っていただきまして、11節需用費でございます。23万4,000円。消耗品、専用印字の用紙とインクと清掃用の消耗品でございます。電気料につきましては、7万円ほど、1カ月にかかりますので、8万4,000円計上しております。修繕料につきましては、10万円計上しております。

続きまして、12節の役務費です。2万3,000円。電話料でございます。これは異常発生時に職員の携帯にかかるガイダンス放送による経費を計上しております。それから、13節の委託料でございます。304万5,000円。電気工作物保安管理委託料48万9,000円でございます。これは、九州電気保安協会に係る委託料でございます。電気主任技術者の設置が義務づけられておりますので、委託するものでございます。それから、取水導水業務委託料です。これにつきましては、取水口の堆積土砂除去に伴いまして、年4回ほど除去していただくということで計上しております。それから、施設管理委託料です。これは1年間を通しまして、半日の管理委託ということで、63万円を計上しております。それから、発電機等のメンテナンス委託料でございます。これにつきましては、発電機、配電盤、ヘッドタンクですね。そして導水管、除塵機等の委託料を160万8,000円計上しているところでございます。

続きまして、次の62ページをごらんいただきたいと思います。14節使用料及び賃借料でございます。24万5,000円。これにつきましては、水利使用料、熊本県の水利使用規定により、県のほうへ支払う金額でございます。

続きまして、22節補償補填及び賠償金でございます。30万円。緑川漁協の漁業権の補償金でございます。30万円です。緑川漁業協同組合との協定書に基づいて支払うものでございます。一応、平成26年度から35年という、10年間の契約を結んでいるところでございます。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 次の項目について説明を求めます。

地籍調査課長、藤原栄二君。

**○地籍調査課長（藤原栄二君）** おはようございます。それでは、62ページ、16目地籍調査費について説明いたします。本町における地籍調査事業は、蘇陽地区が平成元年度から開始されており、清和地区は平成9年度から、矢部地区が平成15年度より開始されております。現在、3地区6班体制で取り組んでおりますが、平成28年3月現在の進捗率が蘇陽地区が85.08%、清和地区が58.73%、矢部地区が17.88%でございます。山都町全体の進捗率は45.88%でございます。平成28年度の一筆地調査は、蘇陽地区が大見口の一部及び上差尾の一部、清和地区が市の原の全部及び鎌野の一部並びに仮屋の一部、矢部地区が杉木の一部、及び上寺の一部を計画しておりま

す。

それでは、予算について説明いたします。本年度の予算額を3億2,154万2,000円計上いたしております。財源内訳といたしまして、国県支出金が2億1,347万2,000円、一般財源が1億807万円でございます。

1節報酬費でございますが、これにつきましては、地籍推進委員報酬といたしまして、年度当初に全体説明会を行います。推進委員さん132名分を予定しております。あと、現地立ち合いの報酬を予定しております。それから、事務補助非常勤職員報酬については2名分でございます。それから、給料、職員手当につきましては、一般職員6名分でございます。それから、共済費につきましては、組合負担金は職員6名分、非常勤職員社会保険料は非常勤2名分でございます。

賃金につきましては、立木等伐採時の賃金を予定しております。旅費につきましては、費用弁償において、推進委員さんの現地立会時の日当を計上しております。

それから、11節需用費につきましては、公用車燃料費は公用車6台分でございます。それから燃料費、これにつきましては、暖房費灯油代を1万8,000円計上しております。修繕費修繕料につきましては、公用車の車検時の修理代4台分でございます。6台中4台が平成28年度の車検ということになります。それから、12節役務費、公用車車検点検手数料4台分、損害保険料4台分でございます。それから、推進委員、土地立会者保険料、これにつきましては、JA上益城の損害保険に加入しております。

13節委託料でございます。地籍調査業務委託料2億7,288万4,000円を計上しております。一筆地調査及び測量業務、それぞれ、矢部、清和、蘇陽地区の委託料を計上しております。電算機器システム保守委託料につきましては、これは地籍情報管理システムの委託料でございます。

次ページをお願いします。64ページ、使用料及び賃借料につきましては、地籍情報管理用パソコン等リース料を計上しております。19節負担金補助及び交付金、県国土調査推進協議会負担金。これにつきましては、県下関係市町村によって構成されております関係機関との情報連絡調整、それから各種研修会、それから、国への予算要望活動あたりに取り組みしております。

それから、22節補償補填及び賠償金でございますが、測量時に支障がある立木等がございました場合は、補償をして伐採するという計画になっております。それから、27節公課費につきましては、車検時の重量税4台分でございます。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 次の項目について説明を求めます。

税務住民課長、甲斐良士君。

**○税務住民課長（甲斐良士君）** 税務住民課です。よろしく申し上げます。平成28年度一般会計歳入歳出予算の説明をいたします。まず、税務住民課の課税と徴収の方針でございますが、町税は地域社会の会費として、その住民がその能力に応じて広く負担をするものでございまして、本町の行政サービスの経費を賄うための貴重な一般財源となっております。税務住民課では、公正で公平な課税と、そして確実、正確な徴収に努めているところでございます。

まず、平成28年度の徴税につきましては、現年度課税分について収納率を向上させることが滞納を減らす唯一の方策であります。そのためには、早目の納税相談等を実施してまいります。また、滞納徴収対策につきましては、上下益城各町の徴税吏員、また、熊本県本部との連携による合同捜索等の実施によりまして、滞納額も縮減の方向に向かっております。今後におきましても、資産調査等を確実に実施をいたしまして、また、生活状況等を精査した上で、法にのっとった執行停止等の処分を行う必要があると考えております。

次に、戸籍住民係でございますが、昨年10月に個人番号法が施行されまして、全世帯に通知カードが配布されておりますが、まだまだ利用に関する住民の理解が万全とは言えない状況であります。窓口対応も含めまして、広報等を通じ、住民にわかりやすく親切丁寧な説明をしてまいりたいと思っております。

それでは、予算の説明を行います。まず、65ページの歳出予算から説明を申し上げます。65ページをお開きください。

2款総務費2項徴税費1目税務総務費でございます。この税務総務費におきましては、職員の給料、手当、賃金及び負担金等を計上しております。本年度予算額1億340万1,000円を計上させていただきます。まず、財源内訳でございます。国県支出金200万円、その他287万円、一般財源9,853万1,000円でございます。1目、これは166万6,000円計上いたしておりますが、主に固定資産の、地籍情報入力嘱託職員の報酬でございます。2、3、給料、職員手当につきましては、一般職の給料、職員手当でございます。共済費につきましては、一般職と臨時職員の社会保険料でございます。1,408万円計上をいたしております。

賃金でございます。7目賃金、71万9,000円。これは、事務補助の臨時職員の賃金でございます。

ページ、66ページでございます。報償費、これは税務徴収指導員の報酬でございます。税務署OBによる徴収の専門的な指導を受けるためにですね、そのために経費として16万円計上しております。これは、捜索予定回数、大体、年に8回の2万円で計上をいたしておるところでございます。

次に、旅費でございます。4万2,000円。需用費96万3,000円、これは税務関係法令集の追録代ということで計上をさせていただきます。19節、これは各種負担金を計上させていただきます。

次に、賦課徴収費でございます。本年度予算額2,383万3,000円。比較で112万7,000円。これにつきましては、旅費、需用費及び委託料の支出の減少でございます。

それと、済みません。65ページにちょっと戻って……、お願いします。この比較の1,246万2,000円、これ、増額になっておりますが、これは昨年度は12名の職員がおりました。今年度は13名でございます。職員の増による増額でございます。ちなみに、給料が729万1,000円。手当431万2,000円、共済費113万5,000円の増でございます。

また、66ページをお願いします。9節の旅費。これは普通旅費と特別旅費、34万8,000円計上いたしております。

11節の需用費でございます。消耗品費は、要するにコピー料金、また、字図をコピーするその消耗品代。また、印刷製本費につきましては、これは改ざん防止用の用紙代と法人申告用紙、窓空き封筒代60万円です。修繕費につきましては、公用車の車検代でございます。

次のページをお願いします。12節の役務費、511万5,000円です。これは携帯電話料でございますが、これは差し押さえ捜索用に使う携帯でございます。それと、あとは軽自動車税の納付情報提供料14万5,000円。それと、申告に伴います臨時電話のですね、取付手数料2万8,000円。それと、地方税の電子申告支援サービス利用料でございます。これは、143万9,000円計上いたしております。次に、インターネット公売システム使用料。これは、差し押さえしました物件をですね、インターネットを利用して公売をする手数料でございます。次に、公用車車検手数料1万円。公用車自動車損害賠償保険料が2万7,000円でございます。

次に、13節の委託料でございます。土地評価関連業務委託料1,139万4,000円。これにつきましては、土地評価業務の委託料ということでございまして、平成27年から平成29年までの3年間、債務負担行為に係るものでございまして、不動産の評価業務であります。平成30年に評価がえをいたしますので、その作業費用として計上をさせていただいております。次に、284万1,000円は公図の訂正業務委託料でございます。

次に、給与支払報告書の費用79万7,000円。これは確定申告前に、各事業所から給与支払いの報告書が来ますので、その報告書をデータ入力します。その費用を、RKKコンピューターに委託して入力をしてもらう委託料でございます。

14節使用料及び賃借料でございます。これはレッカー借り上げ料6万5,000円。これは差し押さえ物件の車等に関しまして、レッカー移動をさせるための経費を6万5,000円計上しております。それと、合同公売会場使用料。これは、合同の公売会をするときにですね、各町村、会場を借り上げます。うちが出品をよそでする場合ですね、その会場使用料として3万円を計上しております。

68ページをお願いします。

19節負担金補助及び交付金、これは1万6,000円。給与支払報告書の統合印刷費でございます。23節償還金利子及び割引料、205万円。これは過誤納付の払戻金として、200万円を計上しております。27節公課費、これは車検に伴う自動車の重量税でございます。

課税と徴収の合計の本年度の予算でございますが、1億2,723万4,000円でございます。前年度比1,133万5,000円増額です。

財源の内訳でございますが、1,890万円。これにつきましては、徴税費県委託金でございます。これを充当しております。次に、その他288万円でございます。これは、32ページの地域雇用創出基金からの繰入金187万円、それと、20ページの督促手数料70万円、33ページの延滞金30万円、35ページの滞納処分費1万円を、それぞれ充当しております。一般財源は1億545万4,000円でございます。

次に、戸籍住民登録費でございます。2款総務費3項戸籍住民登録費1目戸籍住民登録費、これにつきましては、戸籍住民係における職員の給料、その他の必要経費を計上させていただいて

おります。予算額6,255万4,000円、48万1,000円の減でございます。

2節の給料と3節の職員手当、これにつきましては、本庁職員5名、蘇陽、清和の総合支所各2名の職員9名の給料及び職員手当でございます。

69ページをお願いします。共済費762万円。これは、一般職の共済組合負担金でございます。9節旅費、普通旅費が1万9,000円、特別旅費5万7,000円でございます。11節の需用費、109万5,000円。消耗品費99万3,000円、これにつきましては、戸籍の住民票改ざん防止の用紙代、これが主でございます。また、窓口用の封筒代。そして、電気料につきましては、郵便局分のファックス用の電気代でございます。12節役務費、17万4,000円計上いたしております。郵便料あるいは回線使用料、住民票などの交付手数料、定額小為替購入手数料といたしまして、17万4,000円計上いたしております。13節委託料、406万6,000円。住基ネットの保守委託料27万3,000円。戸籍電算機器保守料、45万4,000円です。ファックス機器保守料、12万円。戸籍総合システムサポート料、これは298万1,000円でございます。戸籍総合システムサポート及び複本管理システムの保守料でございます。毎月23万円掛ける消費税の12カ月分を計上いたしております。

70ページをお願いします。IC旅券交付窓口……。これはパスポート関連の端末の保守料でございます。これが3万3,000円。カードプリントシステム保守委託料、20万5,000円。これは、カードプリントシステムは、個人番号カードのプリントシステムでございます。本庁、支所2カ所、3台設置しております。

14節使用料及び賃借料でございます。13万8,000円。これはファックス料10万円と住基ネットのウイルス対策ソフト使用料として3万8,000円。19節負担金補助及び交付金153万4,000円。研修会参加負担金6,000円と、熊本地区戸籍事務協議会負担金5,000円、県連合の協議会負担金、戸籍事務協議会負担金が8,000円でございます。通知カード・個人番号カード関連事務費交付金151万5,000円でございます。

財源の内訳でございます。国県支出金202万9,000円。これにつきましては、22ページの番号カード事業補助金151万5,000円、24ページの在留者事務費15万2,000円、29ページの人口動態事務費委託金2万2,000円、30ページの権限移譲、これ、100万円のうち34万円を充当いたしております。計の202万9,000円でございます。その他の財源といたしまして、1,010万3,000円でございます。これにつきましては、20ページの戸籍手数料963万4,000円、35ページの鑑札紛失弁償金7,000円と、35ページの使用紙代46万2,000円を充当いたしております。一般財源は5,042万2,000円でございます。

次に、歳入を説明いたします。

ページの10ページをお願いします。1款町税1項町民税1目個人、本年度予算額3億2,404万円でございます。比較しますと、891万円の減となっております。この減につきましては、給与所得者の20代から59歳までの人口のうち、平成26年10月時点と平成27年11月の調査の結果、大体、6%減であるということが減収の原因でございます。滞納繰越額につきましては、繰越額2,300万円のうちに、確実に徴収が見込めるという金額を設定しております。これ、20%の額を計上しております。

2目の法人税でございます。本年度予算額3,960万8,000円です。これも、554万1,000円の減収でございます。これは、法人税につきましても、法人税額ですね、税額が下がってきております。平成26年度は、税率が12.3%でございました。平成27年度は9.7%に下がっております。その税率の引き下げが影響しておるものと思っております。滞納繰越額、法人税でございますが、250万円。このうち、確実に徴収が見込める10%を計上いたしております。

続きまして、1款町税2項固定資産税でございます。1目固定資産税、予算額5億2,945万5,000円。これは、1,464万6,000円の増額見込みでございます。固定資産税につきましては、土地が1億4,136万8,000円、家屋2億2,721万5,000円、償却資産1億6,256万1,000円計上しております。土地は減収でございますが、家屋及び償却資産は増の見込みでございます。また、次に、滞納繰越分888万円計上しております。

2目の国有資産等所在市町村交付金。これにつきましては、本年度予算額2,228万円。増減で言いますと、27万7,000円の減でございます。1節国有資産等所在地市町村交付金、2,228万円。国有資産等所在地市町村交付金でございます。この減少の原因は、国有林の評価額の減少でございます。

次に、11ページをお願いします。

○議長（中村一喜男君） 甲斐課長。

○税務住民課長（甲斐良士君） はい。

○議長（中村一喜男君） 数字はもう出ておりますので、特別なところだけ説明してください。

○税務住民課長（甲斐良士君） はい、わかりました。

○議長（中村一喜男君） 記載してあるのは、もう見ればわかりますので。

○税務住民課長（甲斐良士君） はい。

（自席より発言する者あり）

1節軽自動車税でございます。予算額5,714万9,000円でございます。比較ですね。331万5,000円。現年度課税分が5,624万9,000円。これにつきましては、軽自動車の現在の登録台数1万3,103台にて計上いたしております。次に、滞納処分費でございます。これは、500万円に対しまして、確実に徴収が見込める18%を計上しております。90万円でございます。

次に、1目のたばこ税でございます。8,270万4,000円計上いたしております。比較で、319万2,000円減でございます。

（自席より発言する者あり）

1目の入湯税、これは予算額として252万円計上しております。同額の90万円でございます。これにつきましては、増収の要因といたしましては、国民宿舎通潤山荘の浴槽等の改修をいたされまして、また、経営改善等による宿泊数の増加によるものでございます。

20ページをお願いします。14款2項1目の総務手数料でございます。予算額1,033万4,000円、比較20万円。これは戸籍手数料でございます。963万4,000円。徴税手数料70万円。これは督促手数料でございます。

22ページをお願いします。15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金でございます。

個人番号カード交付事業補助金151万5,000円、これは個人番号カード交付事業補助金でございます。

24ページをお願いします。15款国庫支出金3項国庫委託金、総務費国庫委託金。これは、1節総務管理費国庫委託金のうち、15万2,000円を中長期在留者住居地届出等の事務費委託金として計上をいたしております。

29ページをお願いします。16款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金でございます。2節徴税費県委託金でございます。1,890万円計上いたしております。これは、個人県民税の徴収取扱費でございます。納税義務者6,300件に3,000円を計上した額となっております。次に、3節の戸籍住民登録費県委託金でございます。これは、人口動態の事務費委託金2万2,000円計上いたしております。

33ページをお願いします。21款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金、予算額30万1,000円計上しております。延滞金が30万1,000円でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** 今、課長が説明しておりますけれどもですね、課長によってですね、その説明の内容が極端にこう……。簡潔に説明される方と、今のような説明が非常に丁寧でよろしいんですけど、まちっと簡潔にやってもらいたいと思います。御指導お願いしたいと思えます。

**○議長（中村一喜男君）** はい、こちらからも申し出いたします。はい、続けてください。

**○税務住民課長（甲斐良士君）** もうすぐ終わります。

（自席より発言する者あり）

質問がないように、一生懸命説明させていただきます。

35ページをお願いします。最後でございます。21款諸収入5項雑入でございます。1目の弁償金、これは7,000円を計上しています。これは、ナンバープレートを紛失した場合の弁償金でございます。1件200円で、7,000円の計上でございます。2目の雑入、これは上から3番目の用紙代でございます。46万2,000円。これは、役場内です、コピーの依頼を受けた分のコピー代と用紙代でございます。それと、次の次の1万円ですね。これは滞納処分費、インターネット公売の手数料でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 次の項目について説明を求めます。

監査委員事務局、緒方功君。

**○監査委員事務局（緒方 功君）** それでは、76ページをお開き願います。6項1目監査委員費です。平成28年度は1,056万円を計上しております。ほとんど経常経費でございます。平成28年度においては、延べ56日間の監査を計画しています。

1節から4節までは、監査委員及び職員1名の人件費でございます。9節の旅費は、監査委員の費用弁償が主なものでございます。11節需用費及び19節負担金補助及び交付金につきましては、支出見込み額が前年度と同様でありますので、そのように計上しております。

以上で監査委員費の説明を終わらせていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** 以上で、2款総務費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 午後に入るかもしれませんがね、皆さんの質問は。きょうは冒頭に、議長から黙禱させていただきました。ちょうど5年前の、正確に言うならば、きょう午後2時42分か43分だったと思いますね。「かりそめに死者二万人などといふなかれ、親あり子ありはらからあるを」、これは日本を代表する熊本県の歌人の長谷川權がそのときつくった歌なんですが、私はそう思いながら、黙禱させてもらいました。2万人のほかに、たくさんつながった多くの人たちが傷つき、悲しみ、そして、まだまだ癒えていないということ、あえて私どもは再認識する必要があると思います。

議長、これは……。答弁はもう午後でいいです。一応、私は……。余りにも多いからですね、どうかと思ひながら……。私もかいつまんでお尋ねしますが。尋ねる前に、これは総務課長か企画政策課長にお願いですけれども、4月1日から電力の自由化になります。年寄りでは、非常にですね、場合によっては、詐欺にかかるおそれがある。一番私が想像するのはですね、スマートメーターがつかます、これに金が要りますよと。スマートメーターは電力会社が負担してつけるわけですけどね。電力料金というのは総括原価方式という形で、要った金は——経費が要ったのは、全部、電気料金に組み入れる仕組みになっています。絶対損をしないようになってるんです、日本の電力事業というのは。それが、原発なんてああいうことも起こっても、あんまりびくともしないというのは、我々が負担させられていると。今度、自由化になれば、そのスマートメーターを取りつける、それぞれの電力会社と契約したメーターを取りつけ……。それにつけ込んで、あなたのところにはこれをつけなきゃなりませんよ、幾ら要りますよと。必ず、私はそれが起こってくると思います。これは十分ですね、窓口で相談に……。どこかでですね、相談窓口……。その心積もりで、そういう対応をしてください。あるいは、町民の皆さんにPRしていただきたいというふうに思います。お年寄りが、必ず、かかりやすい案件じゃないかなと思います。

それでは質問しますけれども、きょうは私は眼鏡を忘れてですね。49ページ、15節庁舎解体が出てきました。この庁舎解体、浜町庁舎と旧営林署の事務所ですね。これは大変いい材料を使っているんですよ。これは、今一般にやってる、重機で砕いて解体するという建物じゃないような気がします、その認識は持っていますか。それが一つです。

それから、妙見のケヤキのクローン。これは、赤星君あたりがその保存会のメンバーと思いますが、とてもいいことですが、これはクローンという以上は挿し木かな。実は、林業試験場にはですね、挿し木でなくて、採取した……。採取したのを、たくさんあそこは持っているはずです。熊本県下の名木……。妙見もあるし、野尻の大欅もあるし。実は、私が植えた山に……。そういうのをたくさん植えたんですよ。実は。そして、わかりやすいようにしておったのが、もういつの間にか、どれが妙見のやつか、どれが菊池神社のやつか、どれが人吉の神社のやつか、わからんようになってしまった。だけん、これはですね、クローンと私は聞いたので、ちょっと気にな

るところですが、クローンならば挿し木ですね。挿し木をしなくても、実生のやつが、現地にも、妙見にもあるんですよ、あれはですね。それと同時に、今やっと残っている、横倒れになって…、根の枝がですね、残ったんですよ、あれは。私は、あれが倒れる前に、あの空洞にも入ってみたり、いろいろ、私なりにも関心を持っておりましたので、見ておりました。今、あれ、ほがして……、枝もですが。あそこに植えるとなれば、元木が、私はあれは貴重な文化財だと思うんですね。それとどういうふうに整合させて、あそこに復活させるのかというのが一つ、課題と思いますが、そこも聞かせてもらいます。

それから、片平用水路。片平用水路に、何で町が負担しなきゃならんのかと、その説明が全然あってないね。ただ、用水路で、こうして5万円と1万円だったかな、負担しますと。その説明をしてください。これは同和事業でやって、水量が非常に豊富になりました。せつかくの水、これを無駄に捨てないで、市街地に流すことによって、市街地の各商店街がまだまだ昔の単独浄化槽だから、ある意味、そのまま流しているような感じ。だから、市街地の、あの井手というか、下水ですね。非常に、夕方あたりは汚臭がするんですよ。だから、あの片平用水路をあそこに導入して、そして、少しでも希釈しながらやっってはどうかということが始まったわけですから、そのことを説明しないと、皆さんわからなかったと思うんです。

それからコミュニティバス。この選考委員、もう来年、また契約更新かな。この選考について、私は非常にやっぱり疑問に思っています。一番最初に私と工藤文範議員は選考委員になって、その実態もつぶさに見ました。結果についても、非常に私どもは疑問に思って、今日まで来ています。その経過が一番知っているのは、企画政策課長だと思うんですね。やっぱり、公明で客観性のある選考をしなきゃならんと。

しかもですね、今になってみると、私どもが、特に私個人で強く推した全国展開の業者がおりました。最初、ここが一番安かったんですからね。いろいろあって、結局は地元業者になったわけですけども。ここで私が推したのは、この会社は全国展開をしているから、ここでの、いわゆるコミュニティ事業以外に、うちのプラスアルファとしては、この町に観光客を呼び込む、そういうお手伝いもうちの会社はできると思います、と。「九州各県にも、全部、網を持っています。開業すれば、国民宿舎で全部職員会議を年に2回ぐらいやりたいと思っている」とおっしゃっておりました。たしか、全国何十カ所だったかな、拠点を持っているんです。だから、私はそういうことが非常に魅力だなと思っておりました。今後のですね、このコミュニティバスの選考については、先入観を持って私どもが論議したわけでも何でもないんですよ。私どもはですね、本当に正直な気持ちで、あれ、15点満点で点数をつけていった。大きな理由の一つとして、私はそこを非常に期待したんですよ。そういうことも含めたですね、ことをやってください。

コミュニティバス、2,000万の収入がありますと。あのとき豪語したんですよ、あの当時の町長は。そしたら、700万円じゃないですか。700万やっとなんですよ。それはそうでしょう。もう人口が減っておって、利用者がずうっと減ってきましたから。だから、この選考についての、もっと透明性のあるですね、選考のあり方を聞いておきます。私がもう一人で聞いてしまうと、時間がありませんので、まだほかにもありますけども、まずはそれだけ聞いておきます。

**○議長（中村一喜男君）** 答弁させます。総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** お答えいたします。まず、4月1日からの電力自由化の詐欺等のですね、被害防止、未然防止につきましては、対応をですね、早急に考えていきたいと思っております。

それから、予算の件ですけれども、47ページの町有施設の解体、旧浜町事務所の解体の件ですけれども、これは議員おっしゃったとおりですね、元営林署の建物ということでですね、床材ですとか、非常に良質な材料を使ってあるということで、実は移転しました当時ですね、早速、木材を扱う業者の方からも、これについては、移転のときにぜひ譲ってほしいというような申し込みもちょっとあっておりました。ただ、それから大分たっておりますので、どのくらいの価値があるのかというのはですね、非常にわかりづらいところでございますけれども、そういったところも勘案して、的確に処分したいと考えております。

それから、50ページのケヤキの移植の件。大変申しわけありません。これにつきましては、先ほど3本と申し上げました。そこに参りました経緯というのはですね、私も詳しいことはよくは存じ上げませんが、そのこの研究所にありますのは3本だというふうに、私のほうとしては聞いております。それで、樹勢の一番よいものを選んで、今回、こちらに持ってくるということにしております。場所——移植先がですね、済みません、これを言うておりませんでした。申しわけございません。庁舎の敷地内ということで考えております。3階の通用口から出まして、歩道を通りますと、駐車場が十数台ございます。その一角にですね、三、四十平米ぐらいですか、芝生が植えてある空き地がありますけれども、町道にちょっと面しております。そこを、今のところ計画をしているというふうに考えております。

それから、片平用水路の件ですけれども、これは、たしか用水路の余り水といいますか、それをこちらにいただいて、その中庭の滝水……、こちらにですね、今、利活用させてもらっているということで、これにつきまして地元の用水路組合のほうとお話をいたしまして、一つには、当然、町が滝水として利用に供するということと、もう一つ、また、さらにですね、下流域で、新町の排水のほうに供すると。これはボウフラの発生とかですね、悪臭の未然防止ということも考えあわせて、そことまた負担金の割合をですね、お話をしまして、用水路組合のほうにお支払いをしていくということで、これにつきましては、その中庭の滝水に利用するということ、そして、その利用料について、管理をずっと用水路組合のほうでなされますので、そういった管理に対するところから積算を引っ張ってきまして、2万円という金額を出したところでございます。

総務関係については、以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** コミュニティバスの更新についてのお尋ねでございます。私ももう3回目の更新を私自身の手で行っておりますし、重々、そのあたりについてはですね、公平、公正にということをおもっておりますし、これまでもそのようにやってきましたつもりです。ただ、このことにつきましては、議会もしくは、まずは常任委員会のほうにも御説明するような機会を設けていただきながら、方向については当たっていきたく思います。

なお、委員につきましては、現在、議員の方々にそういう委員になってもらうことは、今は自由でございませんので、その辺も踏まえて、前回からは、議員の皆さんを選考委員に入れることはいたしておりません。これについても、こちらのほうでしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

当初申し上げましたように、次回の選考に当たりましても、公募の方向ではいこうと思っておりますし、非常に、最近の公共交通のあり方につきましては、総合的な体系を検討した上でスクールバスとコミュニティバス、それからその他の交通形態をどう考えていくかによって……、コミバスの運行の仕方ともどうするかということも描きながらですね、当たっていく必要があるというふうに思っております。いずれにしましても、新年度早々ですね、このことについては取り組んでいく予定にしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** ケヤキの件ですよ、恐らく3本ぐらいしか残っておらんだったかもしれません。私が、全部持っていってくれということでしたから。突然、私にお呼びがかかって、私はトラックを持って、あそこにある幼木を……。県下の、各地の名木の幼木なんです。全部活着させることはできなかった。こちらの手も回らなかったし、私は妹のうちの田んぼに仮植えをしながら、そして、「内大臣の自然を守る会」で植えたんです。鹿にやられたりいろいろして、全部活着できなかった。しかし、その子孫が必ず目丸山に植えております。ですから、恐らく3本ぐらいしか残つたらんだったかもしれません、当時のあれからしますと。

このコミュニティバスの問題。なぜ、議員を外したか。私は、私なりに薄々、ああ、そうかとおのとき思ったんです。議員は入れません、なんて。議員をなぜ入れない方向になったのか。執行部の指示でですね、それをやるという事に、また疑念を抱かせるんです。あのとき、私はかなり厳しい意見を出しました。厳しい意見を出して、10日もせんうちに、私が言ったことは、そのままそっくり業者に伝わって、その後、関係者たちから脅迫まがいのことを言われたり、議場でも嫌がらせを受けたり、手紙をもらったり……。手紙、私がもらったこと、知つとるでしょう。そういうことです。いや、私はそういうことにひるむ人間じゃないですからね。しかし、そういう背景を考えて、次のときは、私を入れるというんじゃなくて、議員は入れませんという結論になってしまったことに、私は不透明さを感じると。だから、今度は、あなたが今度3回目になるかな。非常にこれは大きなお荷物なんです、ある意味では。しかし、やらなきゃならない。お年寄りの足を確保すると、福祉事業の一つでもあるんです、これは。そういうことでやる以上は、やっぱり透明性のあるやり方をやってくださいと。そして、できれば、副次的な効果として、観光客を取り入れるような、そういう業者が安く受けるということであれば、それは私は非常に結構なことじゃないかなというふうに思います。

あと、もう12時になりますので……。議長、私は、2点ぐらいあります。ちょっと時間がありますので、午前中、これで終わらせてもらいます。いいですか。

（「あんた、もう終わつとるって、質問な」と呼ぶ者あり）

いや、まだ。あと2回。

(「あんたの分、終わんなはい。あんたの分な」と呼ぶ者あり)

いや、終わらん。

今の分だけですわ。

(自席より発言する者あり)

回数が今2回でしたので、2回目まではですね、答弁をお願いします。あと、3回目はちょっと長くなりますので、午後にさせてもらいます。

(自席より発言する者あり)

はい、いいです。

**○議長(中村一喜男君)** 質疑の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

---

休憩 午前11時58分

再開 午後1時0分

---

**○議長(中村一喜男君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**○議長(中村一喜男君)** 2款総務費の質疑を続けます。

質疑はありませんか。

答弁からお願いします。

(自席より発言する者あり)

企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長(本田潤一君)** コミバスのことでよろしいでしょうか。コミュニティバスの選定につきましては、先ほど申しましたとおり、新年度に入りましてから、公平公正なですね、取り組みをしてみたいと思いますし、住民の皆さんにしっかり御理解いただけるような形にしてみたいと思います。

また、委員の選定に当たりまして、先ほど申しましたように執行権と議決権の関係がございますので、議員の皆様には、前回から入っていただいてないということをお話ししたわけでございます。

**○議長(中村一喜男君)** いいですか。ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

**○1番(吉川美加君)** ありがとうございます。

じゃあ、まとめまして質問させていただきます。

まずですね、総務課のほう、43ページのストレスチェックのところ。ストレスチェックというのは、もちろん国ですね、これを進めていかなければならないということで、我が町もということですが、これの対象は、庁舎職員のみ、何かよくわかりませんが、私も大変ストレスが多い仕事ですね、きのう本当にたまたまですね、肩があんまり凝るので、はりに行きましたら、随分ストレスがたまってますねと言われてしまいました。こういうのの私は対象になってるんか

ちょっと聞きたいです。

それから、人事評価制度の委託先なのですが、こういったものが具体的に決まっていれば教えてください。

それと、もうまとめていきます。50ページ、ケヤキの植樹ですね、さっきクローンの話が出ました。ちょっとその駐車場のという場所をおっしゃったんですが、きのうのですね、あの駐車場拡張の件で、私は随分悩みましたけれども、14台の場所を確保するために500万近いお金をつぎ込むというふうなことになりましたが、こういうケヤキを受け入れるような場所でもですね、もしかすると車が二、三台入りはしないかというふうなことを思いましたので、ちょっと伺います。

それから、54ページにさまざまな総合計画の審議委員とかですね、ありますが、先ほどちょっと説明の中で、人数をおっしゃらなかったというふうに思っています。総合計画審議委員のほうです。景観づくりのほうは3回9名というふうにおっしゃいましたが、総合計画審議会の方のことを教えてください。

それから、もちろんコミュニティバスのほうですね。先ほど中村議員からもありましたが、やはりこれはクリアな選定をお願いしたいというふうに思っています。先ほど本田課長のほうから、委員会のほうにも御報告というか、そういうようなこともありましたので、ぜひそれを総務委員会のほうにもですね、お知らせいただきたいというふうに。経過の報告というものが、やはりプロセスを私たちは知ると、もちろん先ほど執行権とおっしゃいましたが、物事を決めていく段階において私たちが入るということは、イレギュラーなっているか、イリーガルなことだというふうに思っていますが、やはり経過を説明していただくということは大変必要なことじゃないかというふうに私は認識していますが、いかがなものでしょうか、伺います。

それと、57ページです。山の都未来創造部アドバイザー謝金が出ています。わずかですけれども、この山の都未来創造部ですね、こちらのほうの活動が今ちょっと縮小ぎみではないかというふうに現場に参加していらっしゃる方から聞いています。これは今後続けていかれるならば、どういうふうか、やはりてこ入れが必要じゃないかと思っていますが、お考えをお聞かせください。

それと59ページのデータポン、これは毎回私言っていますが、私、今、スマートフォンにも入れてですね、出先でも確認できるようにしています。町のホームページの新着情報と同じようなことがばっって入ってきていますけれども、どうもその他のですねイベントとか、その他のページの更新がどうも遅いような気がしていますので、こちらのほうもですね、あわせて伺いたします。

済みません、それからあと2点あります。64ページ、総合戦略会議、これは地方創生の部分ですけれども、これと先ほどのですね、総合審議会とはリンクしているんだろうなというふうに思いますが、もう一度説明をお願いいたします。

それと、甲斐課長には大変具体的な御説明をいただいたんですが、1点質問させてください。69ページ、住基ネットの保守点検とですねウイルス対策ということで、30万ほど金額が入っておりますけれども、今マイナンバーということで、国からの施策で、多分この住基ネットというのは、動かなくなって、無駄遣いですよ、なっていくのかなというふうにも思うんですが、相変

わらずこういうふうにして保守点検等の金額が上がってきている。この見通しですね。いつごろまで、こういうふうなことになっているのかということがおわかりでしたらば、教えてください。以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** それではお答えいたします。43ページのストレスチェックに係る御質問でございます。これにつきましては、対象は全職員ということになっております。簡単に御説明しますと、チェックシートというものをですね、職員に配りまして、この調査票を回収、そして専門の医師ですとか保健師等に、これの中身をチェックしてもらい、その結果ですね、直接職員に面談や指導が必要な場合は直接職員に通知を行って、その後、適切な指導なりですね、相談機関や医師へのですね、紹介を行っていくというような形になっております。対象は全職員ということになっていきますので、議員さんは今のところ除外しております。

それから、次の人事評価制度の委託料でございますけれども、これは既に27年度から実際にやっております評価者研修、それから被評価者研修ということでですね、28年度も同じような形で定期的に行っていくわけですが、ちょっと専門の機関に委託をして、27年度と同じ機関にですね、お願いするというようにしておりますけれども、ちょっと名称についてはまた、ちょっと今手持ち資料がありませんので、後でまたお知らせいたします。

それから、ケヤキの移植先の件でございます。50ページの方でございますけれども、これにつきましては、ちょっとお帰りの際ですね、御確認いただくと結構かと思うんですが、駐車場のですね、一角でございますけれども、斜めになった土地でございます。ちょっとそこはですね、本来であれば、駐車場にすべきような土地だったと思っておりますけれども、非常に段差があるものですから、平たいところだけ今駐車場にしていると。斜めになっている、その部分について、今回、有効活用しようということでそこにケヤキを持ってくるという形にしております。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 5点のお尋ねをいただいたと思っておりますが、まず、総合計画審議会の委員の数、申し上げずに失礼しました。14名でございます。

先ほど、最後にありました、総合戦略の委員との兼ね合いはと、関係はということだったと思っておりますけれども、基本的に、総合計画審議会のほうでですね、地方創生の総合戦略の進捗は、総合計画の進捗とあわせて御審議をいただきたいということで、この委員さん2名分を願っておりますが、この委員さんは外部委員、大学の先生でございます。その総合計画審議会の中に、会議と別枠で、その委員さんたちの意見も聴取しながら、総合戦略についてのチェックなり御意見を賜ってきたいという考えであります。その二つについてはお答えさせていただきます。

コミュニティバスのことについてお尋ねがありました。プロセスもしくは今後の考え、そして議会への説明、また常任委員会への説明等については丁寧な説明ができるように、こちら準備してまいりたいというふうに思います。

それから、未来創造部でございます。本年度7回の部活を行いました。若い人たちと、それから自分で手を挙げてこられた方でやったわけですが、せんだって3月8日の日に最終まと

めの勉強会をやりましたが、一つの班においては、その前日にも集まってですね、議論したりしております、非常に有効な形で話ができていっていると思います。ただ、やっぱり若い人ですので、仕事もあります、それぞれほかの活動をやったりとかいうこともあったり、特に今回、冬場に当たっては消防の関係もあつたりとかして、なかなかですね、人数がきちんきちんと集まらなかったところは、御指摘のとおりかと思えます。ただ、非常におもしろい提案とか、それからそういう若い人たちのグループの活動をやるということは、今後の地域づくりの人材育成という意味では非常によかったのではないかと感じておりますので、ぜひ温かい目で見ていただきたいというふうに思っております。

それから、デタポンの利用についてであります。活用についてはお知らせ版等でもぜひ見てくださということをおっしゃいますし、やまトーク等でも利用のお願いをしているところでございます。あと、やはり情報発信の内容が遅かったり足りなかったりということがございますので、それについては内部についても、ぜひホームページのみならず、デタポンの活用を内部においても図っていきたいと思えます。

それから、これは行政防災無線とは違って、制限がですね、そうはございませんので、ぜひ、地域の活動もお寄せいただければ、自由に載せていくということで、さらに活用を図っていききたいと思えますので、よろしくお願ひします。

**○議長（中村一喜男君）** 税務住民課長、甲斐良士君。

**○税務住民課長（甲斐良士君）** お答えいたします。住基ネットの保守委託料の件でございますが、個人番号法の施行に伴いまして、住基カード、この分については、マイナンバーを取得された方は、住基カードをですね、返還するようになっております。個人番号だけで利用される方について、その方が住基カードを持っておられる場合は、住基カードは有効期限まで利用可能と、併用して利用ができます。有効期限までは、機器を一応戸籍事務のほうに設置をしてありますので、期限が終わるまではですね、その機器のですね、委託料が必要ということで、今回計上をさせていただきます。よろしゅうございますか。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** いいですか。今後の見通しとかいいですか。今後の見通しとか質問があつてるよ。

**○税務住民課長（甲斐良士君）** 今後の見通しといいますと、個人番号がですね、完全に普及しまして、マイナンバーがですね、完全に利用されることと、住基カードの有効期限がですね、切れた場合には、この住基ネットのですね、保守点検委託料はですね、なくなるものと思っております。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 済みません、先ほどの人事評価制度の委託先でございます。これは株式会社インソースというですね、福岡市の会社です。インです。ああいうようなインソースですね。先ほど申し上げましたように、27年度からですね、委託を行って実施をいたしております。

す。非常に、有益であると職員アンケートでも出ておりますし、また引き続き委託をして実効性を上げていきたいと考えております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

**○5番（藤澤和生君）** 一つだけお伺いをさせていただきます。47ページ、不動産鑑定業務委託料ということで、清和高原野菜市場の売却というようなことで、先ほど話がございましたけれども、以前、町長にも私お伺いしたことがありますけれども、閉鎖した後はどういう考えをお持ちですかというようなことをお尋ねしたことがございます。今のところ白紙であると、その当時は言われました。それで、今までですね、非常に苦勞して、合志のあそこにですね、つくったわけなんですけれども、もし何かするとするならば、農産物の直売所だったから、それを兼ねたことを考えんやいかんとかないかなというようなことを町長が言われたことがございます。

これを売却となればですね、売ることはいつでもできると思うんですよ。ただ、これ、貸し付けあたりもですね、考えられなかったかなというような気がいたします。野菜は、冬場にかけてすと非常に山都町もですね、清和と一番ぬくかとは恐らく中島のほうであると思いますけれども、そこらあたりのあれができるなと私は考えましたんですけども、できんならですね、加工品あたりの販売あたりはですね、できないかというようなことも思いますし、ほかにですね、飲食業あたりの方がもし手でも挙げられたなら、その辺の貸し付けあたりも可能じゃないかというような気持ちもいたしたものですから、その辺のことは、何も今までそういう問い合わせがなかったのかですね。これ、売るのはいつでも私は売れると思いますので、その辺のことを少し考えていただくならばと思いますけれども、御意見をお伺いさせていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 失礼します。ただいまの清和高原野菜市場の処分の件でのお尋ねでございます。

通常、町がですね、保有してます財産を処分する場合、そういった条件ですとか、対応等、そういった総合的な視点からですね、貸し付けによる活用をするのか、売却処分によるのかの最終決定を行っていくということになります。今回はですね、将来にわたって、町としては行政的な利活用がないという、計画がないという判断に立ちまして、売却処分を決定したというものでございます。

これがですね、仮に、将来、利活用計画があって、町のもですね、ただ、当面の間、利用はしないということであれば、貸し付けということの判断もあったかと思いますが、今回、担当部署はもちろんですね、しっかりと利活用の方針、計画等をですね、検討しながらですね、最終的には、庁舎内のもですね、全課にですね、利活用の検討、協議を行いました。結果ですね、町としての利活用の計画はないという結論に達しましたので、先ほど申し上げましたような売却の処分に至ったということでございます。

なお、貸し付けの場合はですね、貸付料等は当然入ってくるということではありますけれども、保有者として、管理義務、責任がありますし、貸付金の回収ももちろんあります。それから、耐

用年数が経過すればですね、耐震の費用更新等の経費もかかってくるということもございます。基本的に、固有財産を貸し付けるに当たってはですね、原則としては、公共的団体等が公益性、公共性のある目的で利用する場合に限られるというふうな判断に至っております。

幾つかお話もいただいた、お問い合わせ等をいただいたところでありますけれども、営利目的ではこれは困難だということ、これはお話をですね、お返しをしているところでもございます。こういったことを勘案して、新年度において、不動産の鑑定費ということの計上を行ったということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 5番、藤澤和生君。

**○5番（藤澤和生君）** そういうことならですね、いたしかたないというような気持ちも持っていますけれども、せっかくの場所で、非常に金もかかって購入をしてつくつとるわけですね。非常に車の通りも多いということで、入りにくい面もですね、今まで非常にあったんですけども、そこらあたりを考えるとですね、なかなかああいうところに土地をまた求めるちゅうのはなかなか難しいような気がいたします。しないちゅうわけにもいきませんですけどもですね、後々、今から先、開発も非常に進んでおりますし、何かのプラスになることがあればですね、そういうのを有効活用できないかという思いもございますので、その辺のことをですね、もう一つ考えていただくならというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 藤澤議員のですね、前の質問の中で、私が一番考えてたのは、目的はですね、清和高原野菜のアンテナショップ、それから販路の拡大とか、いろんな設置目的を持って建てられたやつですから、それに沿うようなですね、使い方ができないかと。私が思ってたのはやっぱり、ちょっと体力のあるJAさん、そしてまた、これは夏場、冬場、周年にわたってですね、出せるというのは、やはりJAさんのですね、平たん部から山まで抱えているJAかみましき、そういうところをイメージしてたわけですけど、なかなかJAさんのほうも地域の外だということではなかなか出づらいというところもあったり、それから、自前でも嘉島あたりにもですね、持っていらっしゃるというところもあって、なかなか難しい面もかなりございました。

一応、努力はしてみたんですけど、なかなか難しい面がございましてですね、こういう結果になったということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 最初に、要望でございますが、先ほど4番議員からもありましたが、歳出の説明のときに歳入のほうも説明をしていくと、後々、歳入のほうの説明が割愛できるというふうに思っております。それをまず要望いたします。

質問です。43ページです。1番議員からも今ありましたが、ストレスチェック業務委託でございます。実施が義務化されたと聞いておりますが、ぜひ、この事業は慎重に進めていってほしいと思っております。ただし、民間のほうで例も挙がっておりますが、人事評価制度が本格化されますと、この事業によっていろんな不都合等が出てくるところもあると思っております。ストレスチェ

ックと人事評価はリンクしてくるのではなかろうかと思っております。その付近をどのように考えておられるのかがまず1点です。

それから47ページです。町有林の整備委託料を3,200万計上してありますが、これは町単独事業かどうかということです。

それから使用料で、音次郎町有林の関係でございますが、ここの今の現状は、どういった状況であるかということです。

それから、55ページです。再生可能エネルギー資源の関係でございますが、マイクロ水力発電を考えておるといってございまして、先般、小笹の円形分水の流末で、その試験があつておりました。それを見たときに、どうしても使えるような状態じゃないと、電力量、ワット数が少ないというふうに感じております。これを、今後どういったふうを活用されていくのかと。

それから、56ページです。一般質問でもあつておりましたが、全国基地協議会負担金、防衛施設周辺整備全国協議会負担金、合わせまして1万円と金額的にはそう多くはありませんが、本町から、何を要望しているのか、また、関係自治体との連携はどうなっているのかということです。

その次の57ページです。地域おこし協力隊報償金があります。これの現在の活動状況と今後の計画をお聞きします。

それから61ページです。光通信事業、今継続中ございまして、進捗状況につきましては、先般、順調に進んでいると聞いておりましたが、前倒しのできる状況かどうかということでございます。

最後ですが、67ページの公図訂正業務でございますが、字図の訂正について、今どのような方法で訂正しているのかということでございます。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 失礼いたします。最初はストレスチェックの件でございます。

これにつきましては、ストレスチェック、ことしの秋までにはですね、必ず実施をしなければいけないということで、私たちも取り組んでいくわけですが、この結果がですね、当然、その職員個人にですね、通知等が行きますけれども、そういった実情、いろんな面接を通じてですね、出ました事情等についてはですね、なるべく上司等のほうにつないでいながらですね、もし、就業上の措置が何か必要であるということであれば、もちろん人事評価上ですね、いろいろ取り扱っていかねばならないという、そういうふうな関係性であるというふうに認識をいたしております。

それから、町有林の音次郎です。でよかったですでしょうか。これにつきましては、国有地内に、本町がですね、植林をして撫育をしているところですが、大体4年ないしは5年間隔でですね、国のほうからも審査に来ておられます。そこで適正なですね、国としては、管理を町がやっているかということですね、もうそろそろ今年度か来年度ぐらいにはあるのかなというふうに思っております。これについても、巡視員を通じてですね、適正な管理を行っておるといって、特段、何かここで問題あるようなことはですね、聞いてはおらないところでございます。

それから、失礼しました、町有林のです47ページのですね、3,200万の町有林整備委託料に係

ります財源の件でございますけれども、大変これは説明のところで抜かしてしまって申しわけございません。46ページの国県支出金のところで717万7,000円というのがございます。これは、森林環境保全整備事業の補助金ということで、県からの補助金をですね、これを充当して、行っていくということにいたしております。特定財源につきましてはですね、県補助はこの717万1,000円のみでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 赤星議員の御質問にお答えします。再生エネルギーのマイクロ水力発電の件でございますけれども、これは熊本県の総合エネルギー計画市町村モデル地域支援事業というものでございます。説明で申し上げましたが、26年度に可能性調査をやって、27年に実証実験をやっているところでございますが、小笹地区、それから田所地区、それから金内地区が非常に可能性が高いということで、その3地区を選定しながら、それをやろうとしていたところでございますが、今実際やっているところは、小笹地区、田所地区でございます。ちょっと金内地区につきましては、水量は非常に豊富でありますけれども、水利権の問題とか、いろいろございまして、ちょっと現時点では実証も控えておこうということになりました。

御指摘の小笹地区でございますが、当初、羽根車ですね、水車1台で十分な電力、電流が得られなかったということでございまして、それを3台活用すると十分に電圧電力が得られると結論づけられたので、今、設計の変更を検討して、発電出力は0.3キロワットということを予定していると、これであれば十分利用可能ではないかと。

それから、田所地区でございますが、こちらは逆にちょっと電力を発電し過ぎるということで、こちらは1.5キロワットぐらいの電力が可能だということでございます。実は、用水路を使ったマイクロ水力発電という考え方で、これは実証を行っているわけでございますけれども、普通、売電予定ぐらいであれば3,000万ぐらいするものが、今の発電機であれば1個当たり大体200万前後ということですので、当然、地域でも、自分たちでもできるのではないかと。それから、ダイナモ発電機そのものは購入が必要ですが、羽根車等は、今、地元の鉄工所とか何とかに、自分たちの設計書を渡すのでつくらないとか、発電の最初からの地産地消ということも可能性としてはあるということで今進めております。ただ、有効な発電がなければですね、無駄になりますので、これについては、しっかりとした取り組みをしていきたいと思っております。

ただ、一つ懸念がありますのが、非常に水利権というのがですね、厳しいものでございまして、金内区内でのことはちょっと地元の調整が必要でしたが、ほかの水路につきましても、昭和42年に届けを出しております慣行水利権とか、それから今は慣行水利権じゃなくて許可水利権に変えようとしていますので、かんがい期は水を使っていいけれども、非かんがい期ですね、冬場は水は使わないというような届けがしてあったりとか、非常に発電にとっては、ああ、そうなのかということ、改めてその辺も勉強させていただいたところであります。この辺についても、しっかりと整理していきたいと思っております。

2番目に、全国基地協議会と防衛施設整備の協議会の負担を出してるがということで、要望事項はどのようなことかということでございますが、これは、全国の基地があるもしくは演習場が

ある組織で毎年要望事項を取りまとめ、関係省庁へ、もしくは大臣のほうへ要望事項ということで提出されるものでございます。特に、調整交付金等につきましては、積算基礎を明確にしてほしい、もちろん増額の要望も含めて毎年やっておるところであります。常々議員が御指摘の、し尿処理の整備費なんかはちゃんと積算してあるのかということについても、その積算を入れてほしい、もしくはそれについての対応をしてほしいという要望について上げているところがございます。

続きまして、地域おこし協力隊ですけれども、現在2名、菅地区で活動しておりますが、1名はですね、本年の9月で丸3年の満期を迎えます。できれば、このまま定住という形で残りたいという気持ちがありますが、何分にも生活のですね、保障というか、何でなりわいをやっていくかというところをきちんと本人も含めですね、しなければ残っていただけませんので、それについてはまた、この9月までにきちんとお話しし、支援をしていきたいと思っております。

それぞれ地域にですね、おいて、一つには自立を求めると、そして定住をしていただくことが目的でありまして、全国的にも7割程度が地域おこし協力隊員は定住の実績があるという報告がっております。せっかく来ていただいて、地域を知っていただいて、これだけ国の支援と町のほうも出しながらですね、やってるわけですので、ぜひ定住に結びついたらというふうに思っております。

なお、当初、予算説明のときに申し上げましたけど、地域おこし協力隊については、特別交付税の対象ではございますけれども、ぜひですね、有効活用の面と、移住、定住のことを考えますと、拡充をしていきたいなというふうに思っているところでございます。

それから最後に、光通信、光ファイバーの整備状況でございますけれども、当初、27年に計画をして、30年度までの敷設計画でございますが、説明いたしておりますとおり、かなり前倒しができたと考えております。矢部局については、10月に布設が完了するというところで、開通するというところでございますし、30年度までの予定が、30年の4月にはですね、終わるということですので、おおよそ1年ぐらい前倒しができる方向でですね、今計画いただいておりますので、なるべく早くという形でですね、常々協議はしているところでございますし、今のところ、おおよそ1年の前倒しということで認識しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 税務課長、公図。

税務住民課長、甲斐良士君。

**○税務住民課長（甲斐良士君）** お答えいたします。67ページ、公図訂正の業務委託料の内容の質問でございますが、このことにつきましては、まず土地のですね、分合筆、分筆あるいは合筆においてですね、字図が変わってまいります。その変わった一応登記を申請して、登記所のほうで認められればですね、役場のほうに法務局のほうから登記済証が返ってまいります。その登記済証の図面にですね、基づいて、これは分合筆でございますが、その分合筆の登記済みにおいて、うちの税務住民課のほうに備えつけてある公図をですね、一応修正しなければなりませんので、これをですね、公図を修正するための作業の委託料でございます。

また、今現在、地籍調査、国土調査法にのっとりまして地籍調査がございます。地籍調査の中でですね、頻繁にですね、分筆あるいは合筆等のもので、事案が多く発生してまいっております。今から先もですね、この作業の委託料的にもですね、ふえてくるという予想があります。そうしたことからですね、一応、この説明は、公図、要するに字図をですね、修正をするということでございます。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** まず、43ページのストレスチェックの件でございますが、職員の意識を高めるということから、人事評価制度が入ってきております。ということは、その逆もまた入ってくるのではないかとというふうに心配されますので、メンタルヘルスの件につきましては、慎重にやってほしいと思っております。

それから、音次郎の件ですが、旧矢部時代から土地を借りまして、木を植えてあります。もう伐採期に入っているとは思いますが、この土地を、購入する予定はありませんかということでございます。

それから地域おこし隊ですね。地域おこし隊の件では、菅地区では積極的な事業展開をされておまして、大変頑張っておられます。また、定住をされるかもしれないという話もあっておりますが、ぜひそういったところに力を入れてやってほしいと思っております。

再生可能エネルギーの件でございますが、やはり機械そのものをあと一遍考えていかんと、同じ機械をどこそこに設置しても電力量は全然変わってくると思います。だから、発電装置そのものをまず考えんとかんかなと私は思っております。

全国基地関係でございますが、やはり要望事項等を取りまとめていると言われております。しかし、私は関連自治体との連携をとって、せっぱ詰まった話をまだまだしていくべきじゃないかというふうに思っております。すなわち、一般財源化を今しておりますので、ぜひ、補助をかませてほしいというふうに考えております。

通信光関係ですが、前倒しができるということになってきますと、予算措置についても、当然、これは債務負担だったかな、でやっていますので、それもできると思っておりますが、その付近はどうされるのか。

税務課長に申し上げますが、当然、字図は、法務局から、合筆・分筆等につきまして報告があります。それを、業者さんに委託して字図を訂正をしていきますが、我が町は、それプラス一筆地調査があっております。やはり法務局の字図が正規のものであって、自治体が持っているのは、あくまでもそのコピーでございます。コピーであるがゆえに、見方を失敗しますと大変なことになる。やはり何年かごとに法務局との照合も必要であるかと私は思っております。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 音次郎町有林の件でお答えいたします。私の記憶がですね、はっきりはしていませんけれども、今から20年くらい前だったと思えますけれども、これにつきま

しては、町のほうから一度国に対して購入希望をですね、出したというふうに記憶いたしております。ただ、その際には、ちょっと国のほうからはですね、理由ははっきり私も承知しておりませんが、断られたという経緯がございます。その後、国のほうからは、売ってもよろしいというようなですね、非公式ですけども、そういった話も聞こえてはきましたけれども、町としては、その時点ではですね、積極的な購入意思はございませんでしたので、今のところ、それがそのまま続いているような状況でですね、積極的に今のところ購入計画予定は持っていないというふうにお答えをいたしたいと思います。

それから、光情報通信整備の債務負担行為の件につきましては、当然、年割額が変わるとなればですね、債務負担行為の再設定を行わせて、また議会のほうに御提案するということとなります。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに答弁、なかったですかね。

ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** 8番、工藤です。私は、55ページのコミュニティバス運行委託料について、本年度が更新の時期ということでございますので、御質問をさせていただきますけれども、これまで、私も最初の1回目の選定委員会の際に選定委員となっておりますけれども、そのときですね、議会から私と中村議員と2人で出とりました、議会からはですね、働く人の賃金ですね、確保が第一と、これをですね、きちんとやった上で、運行をやってくれということが第一の条件でございました。

それで、結局ですね、そのとき見積もりが、結果としては高いほうのですね、町内の業者が落札したということでございました。しかし、そういうですね、私たちは、そういう条件といえますか、約束をしながらですね、答申を出したわけですけども、結果としてですね、結果として、その年の決算書の中にですね、役員さんですね、この運行しとる業者が5名か6名おられました。その役員さんの報酬がですね、私が記憶しとるのに200万だったと思う、1人が。ああ、そうですね。二、三百万だったと思います。その人たちがもらった残りをですね、バスの運行に充てたということで、結果としてですね、賃金が下がったということで、議会議員の2人がその賃金を下げたという批判がありました。

それで、そういうこともあってかどうか知りませんが、議会議員は2回目から選出をされておられません。委員はですね、課長に伺いますけれども、現在ですね、このバス運行会社の役員が何名で、役員報酬が幾らなのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** お答えいたします。今、工藤議員のほうからコミバスのことについてありました。条件についてはですね、賃金確保のほかにもいろいろあったと思いますけれども、調整会議、それからの確な四半期ごとの報告を受けるというのもありましたので、その辺については、お約束どおりやっているところでございます。

今、お尋ねがありました、会社の役員がどれだけ報酬をもらってるかというのは、こちらもち

よっと管轄外でございますので、今この場で申し上げることはできませんし、直営でも何でもないわけですね。あれは一つの法人格ですので、ちょっとここでは控えさせていただくことになると思います。

**○議長（中村一喜男君）** 8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** 会社のことだからですね、中身は言えないということでありますけれどもですね、私たちは、少しぐらい、結果としてですね、高くても、やっぱり町内の方々に、そういった経済効果、波及効果があればということですね、そういう思いもありますので、いたし方ないかなという気はしておりました。

しかし、これをですね、2回目も、それから、これからまた3回目になるわけですが、その条件でですね、行きますと、だんだん高どまりしてくるということになってきます。ですね。ですから、ただその選定をですね、クリアな選定にするとかということじゃなくて、全体的なですね、委託のあり方ですね、コミュニティバスのあり方そのものをですね、考えていかにやならんと私は思います、直営でもやってみて。実際幾らかかるのかがわからんわけで、結局出てきた金額で委託しよるわけですからですね、本当にかかる経費が幾らなのかというのは、今、町でははっきりはわからんと思います。ですね。会社での経理を調べますと、燃料から賃金からで幾ら実際かかるとるかちゅうとはわかりますけれども、それを調べられんちゅうことになれば、実質幾らかかるとるのかはわからんということになります。

それから一つはですね、教育委員会がですね、これから学校のクラブ活動が社会体育に移行します。そうしますと、この前から言っとりますように、子供たちをですね、やはり少ない人数ですから、どこかに集めにやいかんですね。そうすると、クラブ活動ごとに今度は集めていかにやいかんということになりますと、学校で使うバスのですね、回数がまた多くなります。それから、山都塾、これもですね、地域で町長が決めてやろうとすれば、やっぱりその生徒をですね、子供たちをやっぱり送り迎えしていかないかんとなると、学校で使うですね、スクールバスの利用ちゅうのが物すごく大きくなると私は思います。これから先ですね。そうなったときに、果たしてですね、このコミュニティバスがこれまでどおりですね、運行できるのかということもですね、またこれは考えていかにやん問題だろうというふうに思います。

ですから、この前、先進地研修で行きました世羅町につきましては、2,000円のタクシー券をやると、65歳以上だったですかね、そして直接補助をすると、利用した人を補助していくやり方ですね。そのことも含めて、やっぱり考えていかにやならんというふうに私は思いますので、クリアな選定はですね、当然当たり前ですけども、直営も含めたところですね、そういったことも含めたところで、これは再検討していただくようお願いしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 御指摘の部分で一つだけお答えしておきます。コミバスの運行費用につきましては町のほうで積算しておりまして、業者側からのこれだけかかりますということじゃなくて、こちらのほうも、燃料費、いろんな運行費等、人件費等を積算したのもをもってですね、公募にかけているということでございます。

運行の形態につきましては、やはり今後の大きな検討課題になるのは重々承知しておりますということを申し上げておきます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** 今、8番議員の工藤議員から話がありました山都交通の件で、私も本来なら一般質問のほうで、そちらのほうをする予定でありましたので。

今、工藤議員が言いましたようにですね、1億3,000万の委託費というのはですね、30路線で割りますと、1路線当たり大体400万かかっているわけですね。今ですね、全体的な町の状況を考えますと、山都塾のことも含めましてですね、今後の山都交通の利用の仕方というのはですね、大型バスがかなり走っておりまして、それを全部見直しをやっぱりする時期だろうと。この1億3,000万をどう見直すかということで、経費的にですね、3,000万ぐらい減額してですね、路線をちょっときちんと見直していくとか、この1億3,000万をどう見直していくかということがですね、この交通会議をする中でですね、見直す時期にちょうどいいんじゃないかなと思いますし、先般もお話ししましたようにですね、介護保険がありましても、交通弱者がかなり多いわけです。山都交通の停留所まで行けない人がたくさんいらっしゃるんですよ。そういう人のために、ピンポイントサービスをするためにもですね、先ほど言いました、タクシー券を発行するとか、今のあんま券と一緒にタクシー券を発行するようなやり方をですね、今後考えていく必要があるんじゃないかなと考えております。これは、町のほうと受託者側とですね、施設を持つての方たちと、皆さんで協議しながら、今後のあり方をやっぱり十分検討していく時期に来たというふうに考えておりますし、今、予算の組み替えをしろというわけじゃありませんけれども、こういう時期、今の時期にですね、やっぱりそういう総合的に福祉とか教育委員会とか、学校とかとみんなで相談しながらですね、よりよい選択をする時期に来ていると。もう9年目に入りますので、ぜひそれも検討していかれたらと思いますので、よろしくをお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 答弁要りますか。

企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 後藤議員から御質問の部分でございます。山都交通のほうへ、およそ1億3,000万ということで委託をしておるのでございますけれども、この費用が高いか安いという論議かと思っておりますけれども、スクールバスですね、空き時間対応ということでやっておりますので、このことについては、交付税で、計算上、これ以上ですね、交付を受けているということをお調べはしております。単純に路線を削ることにつきましては、住民それぞれ一人一人の利用者の方の対応を考えていかねばなりませんので、そのことについては、第2次の交通計画をつくったときに、1.02を切ったときには、ちゃんと相談させてもらって、廃線とか回数を減らしますよという話をしているところでございます。

それから、もう一つ御理解いただきたいのは、福祉対策と、それから公共交通の路線バスという考え方はですね、境目はないかもしれませんが、ひとつ切り分けて考えないと、民間バスが走っておった区間と枝線の部分の代替措置で、今私どもはダイヤと路線を決めてですね、運行して

いる部分があります。

それから、大事な視点であります、交通弱者に対する一人一人の弱者を、じゃあタクシーとか、いろんな介護バスとかという形で福祉対策としてどうするかということについては、若干ですね、切り分けて考えながら、融合できるところは融合させていくという、ちょっと考え方をですね、構築していく必要があると思っておりますので、申しわけありませんが、あえて申し上げさせていただきました。

**○議長（中村一喜男君）** 4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** 町のことでありますので、ぜひですね、そちらにも融合させながらですね、より柔軟な対応をとりながら、地域住民のですね、福祉ももとより、学校のことも、子供のことも総合的に判断していきながらですね、やっぱり譲れるところは譲っていきながら、本当に交通弱者のことを考えていく必要があるというふうに考えまして、そこら辺のところをですね、やっぱり1億3,000万にこだわる必要はないんですけど、それをどう割るかによってですね。例えば、タクシー券を発行することによってですね、介護タクシーの利用がですね、今1社だけやっていますよね。今、1,000人ぐらい利用してるんですよ。1年間にですね。

それはですね、蘇陽のほうは利用できないし、清和のほうも利用できない。矢部だけが、矢部のほうが1社ですので、矢部だけが利用しているわけです。介護タクシーを利用している。ところがですね、交通弱者というのは、今後はですね、非常に多くなってきますので、そこら辺のところでもですね、企画課のみならず、やっぱりみんなで相談していきながら話し合うべきじゃないかなと思いますし、そういう請け合った人たちとも私、話をしてみました、いろんなところに行って。どうですか。そうしたら、やっぱりそういう意見もあるわけです。タクシー会社の方々もですね、やっぱり見直した方がいい時期に来てますねという話もありましたので、ぜひ、そちらのほうの意見も聞きながらですね、やっぱり総合的に判断するということは、やっぱりちょっと柔軟性をもって考えないと、やっぱり決まりきった、こうだからこうですよというふうに言ったらですね、それはなかなか取り残されていく人がたくさんいるわけですので、そこら辺のところはですね、やっぱりこだわらず柔軟に対応していくという町の姿勢を見せていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 地域公共交通会議というのでですね、今の運行の路線のダイヤの変更だったり、いろんなことを検討しているわけです。その中には、タクシー会社もあるし、バス会社もある、全てのところが入られます。

地域公共交通会議では、一緒に論議はなかなか難しいということでもありましたので、それを1回会議を閉めてですね、それで、包括的な福祉タクシーというか、その辺のこともですね、しっかり話し合いをしていきたいとは今後思っております。この前の関連する会議で、その意見が出ましたので、これはすぐ帰ってですね、地域公共交通会議での話が難しかったら、それを1回閉めてでも、その後に全員残っていただいて話を聞いてもらおうと、そういうことで、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑ありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 2点、要望と質問をしておきます。まず、坂口課長、この前、白糸中を解体しました。跡地をどうするかということがありますが、きょう、ケヤキの話が出ました。100万かけて移植する必要はないわけですけども、私は、できれば、苗がそろえばですね、卒業生やあるいは地域で、あるいは私の守る会で植えたいと思っています。

今度移植するケヤキが、そこは20メートル、あるいはそれ以上になるんですね。高木の代表ですからですね。だから、場所として、落ち葉がどうなのかなど。非常に落葉の量の多い木なんです。そこは、慎重に検討してみてください。ただ、クローンを、あの遺伝子を残すということはどうしてもいいことです。だから、その一部を、白糸中跡にもですね、3本残ってればあと1本。九州森林試験場が100万も取るはずないわけですから、恐らく、手間がそれだけかかるということでしょう。その辺を検討してもらおうということ。

それから、これは、水力発電にかかわることですけども、緑川漁協に30万払うんですね。今、そのクリーンハウスをつくるときに、緑川漁協の当時の組合長が乗り込んできて、あのとき、毎年40万だったかな、50万だったか、とにかく高く吹っかけました。かなりやり合って、最終的に今23万かな、になっています。

私はですね、水力発電をつくることで漁協にどんな影響があるのか。私はこの利権をですね、どこかで、流域自治体がこぞってきちんと明朗なものにしていかないとやっばいかんと。熊本市の市会議員の問題が起こってますね。女性市会議員の問題。これは、白川漁協も絡んでるんですよ、たしか。そういうのが絡んどって手が出せないということがずっとあるんです。だから、これは、町長あたりが町村会あたりで、流域町村会ですね、やっぱりこれは明朗なものにしていく。漁協活動に応分ですね、例えば、河川環境を整備する、あるいは種苗を入れるということに対してのですね、助成が当然あってしかるべきですけども、何かにつけて、何か施設を一つつくればですね、必ずどこからかぎつけてくるか知りませんが、幾らやれと。

それは、水力発電をつくって、漁協に何の影響がありますかね。水をそこでカットしてしまうわけじゃないわけです。またそのまま流すわけですよ。このクリーンハウスをつくる時も、私はやり合ったんですが、これは逆に、今まで以上に浄化して流すから、こっちがもらっていいようなものですよ。このときの理事長というのが非常に、余りたちのいい人じゃなかった。それでみんな恐れて、余りその人に言えなかった。今ですね、緑川漁協は、そういう人じゃなくて、建設会社の社長か誰かがなっておられます。白川漁協も、今度建設会社の社長かなんかがなられたと聞いておりますが、とにかく、これは漁協の水利権、さっき水利権の話が出ましたが、ここに何で30万払わなきゃならないのかと。そこはですね、何かつくれば必ず来ますから。

今のマイクロ発電の話が出ましたが、ちょこっとしたことです。一番典型的なのは、鮎の瀬大橋をつくったときに、河川に全く関係ないのに2,000万吹っかけてきた。だから、これを……。

**○議長（中村一喜男君）** 答弁させますんで、いいでしょうか。席に着いて。

**○12番（中村益行君）** はい。11自治体で、ぜひともこれは改善させていってまいります。

それから、ケヤキについては、クローンを残すならば、白糸中もどうかということと、庁舎は、これは檜林課長、古民家移築というのがありますが、あそこは床だけじゃないんですよ。壁もですね、とても立派な壁なんです。板材です。これは丁寧に使って、どこかに復元するとか、民間で買う人がおればそれでもいいわけですが、そのことを頭に入れとってください。

**○議長（中村一喜男君）** 漁業補償の件はどなたが。

町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 今、議員おっしゃったように、町村会等でですね、そういう話がないかどうかまずは聞いてみて、そういう何か対策を打つ必要があるとすればですね、申し上げていきたいというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** ちょっと答弁させます。

（自席より発言する者あり）

もう一つあったでしょう。ケヤキの植えつけ場所。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 森林総合研究所のほうにですね、3本ということでございますので、可能性としてどうかということ、早速問い合わせはしてみたいと思います。

それと、移植先については、落葉の件等もですね、含めて、再度ちょっと検討したいと思えます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかなかったかな。いいですかね。

11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 60ページ。あんまり隣が長かったけん、質問するとこのわからんごとなった。

（自席より発言する者あり）

46ページ、町有林です。報酬、町有林巡視員報酬となっております。何人で、どれくらいの面積を巡視、管理しておられるのか、まずそれが一つです。

それから、音次郎国有林借り上げ、これは次には行きます。

それから、今話があった水の問題です。24万と30万、これは永久に払わなければならないのかということをも私も聞いたかったです。

それからですね、税務課長のほうですが、インターネットで販売とか、合同公売会場ということで、合同で売っておられるようですが、その結果を聞きたいと思えます。

それで3点になるかな。わからんごとなった。

（自席より発言する者あり）

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** お答えいたします。46ページの報酬の件でございますけれども、17名の巡視員がいらっしゃいます。均等割が、お一方3万円になります。それから、面積ですね、割ということで、1ヘクタール当たり500円という計算で、大体1,000ヘクタールほどございますので、これを割ってですね、この金額104万5,000円という形になっておるところでございます。

それと、音次郎の件は、申しわけございません、どういった内容でお尋ねであったでしょうか。申しわけありませんが、ちょっと聞き漏らしましたので。

**○11番（田上 聖君）** 後でやります。

**○議長（中村一喜男君）** あと、水利権は。

清和総合支所長、増田公憲君。

**○清和総合支所長（増田公憲君）** 清和水利発電の水利権のことについて御説明いたします。先ほど予算のときに少し述べましたけども、一応、平成25年度までの協定期間が終わりまして、平成26年4月1日から35年度までの10年間はですね、再契約ということで、しております。補助金という形ですが、30万ということでございます。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 税務住民課長、甲斐良士君。

**○税務住民課長（甲斐良士君）** 質問にお答えをいたします。まず最初に、インターネットの公売システムの利用料ということでございますが、通常はですね、公売会を利用してですね、各町村回してですね、公売会で一応差し押さえた物件の換価をいたしますが、これは販売のですね、やり方によってですね、公売会で各市町村回して、その品物を置いて、売った方がいいものと、インターネットを通してですね、全国的に、公売にかけたほうがいいもの、これは品物によっていろいろありますが、インターネットにですね、出しますとですね、1件、ことしは事例がありました、今年度は。それもですね、私たちが思う以上のですね、価格で落札をされております。それに伴うですね、委託会社はヤフーでございます。ここにですね、一応出品料としてですね、手数料がかかりますので、その経費でございます。

それと、合同公売会、これにつきましてはですね、大体、公売率が85%から90%ぐらいのですね、公売率を誇っております。山都町でですね、出品した分についてはですね、ほぼ100%換価されております。これもですね、私たちは一応、資産調査で検索する上においてですね、これはどうしてもやっぱり滞納者にですね、中に入って検索をする以上はですね、やはり生活財のほかに金になるようなですね、換価されるような品物をですね、一応こっちで中に入って精査しながらですね、そして公売会に申し込むというシステムでございますので、何もかんも入ったけん差し押さえという考え方じゃありません。この合同公売会でですね、非常に換価率も上がっております、滞納の解消になっておりますので、どうかですね、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 差し押さえしたものの、いいですか、値づけは、これは幾らぐらいの品物だという値づけの方法はどうされているのか。値づけがですね、私も古物商をよく回って見ております。掘り出し物がないかと思って、笑い方でそういうことを聞きながら回っております。差し押さえされたものの値づけはどうするのかということですね、ついでに、何遍も立たんでいいごと、もう1回。もう一つは、残ったものの管理はどうされているのかということ。それを

ですね。

それから総務課長のほうには、音次郎は、毎年借地料を払っておられます。借地料の累計が幾らになったのか。計算されたことがあるのか。それからですね、町有林の管理は、それぞれきれいにできているのか。鹿あたりが、特にヒノキあたりは皮をむしっておって、私が見たところで、町有林ではありませんよ、一般の山の中で、ヒノキ山で、ほとんど無事なヒノキは残っていないというような状態のところまであります。だから、管理といいますか、そういうところはないのか。

それから、植えた後、大体何年ぐらいたつのか。何年生ぐらいかということですね。分収林とか県有林あたりは、戦後植えて伐期が来たということで、地元の話も何も聞かずに、どんどんどんどん切っていかれております、現時点で。町有林を切れということではありませんが、どうしたことなのかということ。特に音次郎は国有地借り上げというようなことが出ておりますが、累計して、山の価値と借りたお金と、どちらが高くなっているのかというようなことを計算されたことがあるのかということで、答弁は即答できないと思いますので、調べて、議会の皆さん方に示してください。数字というか。どこが何年ぐらい、どこが何年ぐらいということと、手入れが立派にできているのか。多分、間伐がおくれてしまっておりはしないかと思しますので、そのことをお尋ねしたい。答えができればですが、多分できんと思しますので、後でもいいということ。

**○議長（中村一喜男君）** 税務住民課長、甲斐良士君。

**○税務住民課長（甲斐良士君）** お答えいたします。差し押さえ品ですね、値づけの方法でございますが、これにつきましてはですね、過去の販売実績と。要するに、過去ですね、同等品の値づけの例を一応とりまして、それで値づけする方法と、もう一つは、インターネットですね、中古情報をですね、検索しまして、それに近いですね、値づけをしております。

もう一つは、残りについては、完売するまでですね、下益城、上益城郡内ですね、年に大体8回ぐらいですね、公売会を予定しておりますので、その都度ですね、一応出品をいたしております。原則ですね、せっかく差し押さえた品物でございますので、私たちはですね、何とかして、換価をしてですね、税の足しになるように、また、納税者のためになるようですね、努力をして、完売するまで一応努力をしてみたいということでございます。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 毎回立つとな、今度は。

私になりたてのころです、本会議で3回目、なりたてのころですね、本会議で質問すると、同級生とか親しい課長が腹かきよりました。議場でな質問すんなて、おれがどこ来っとさ、何でも教ゆつどがと。皆さん方はどうですか。いっぱい質問していただきたい人は手挙ぐつといっぱい質問していきますから。

余談はいいですが、先ほど歳入のところではいっぱい歳入のことも説明されましたが、ここの競売した品物の歳入、入った、それは去年度の、ことしの補正予算の中か何かに出てきましたか。どこに歳入として入れておりますか。

○議長（中村一喜男君） 指名してからお願いします。

税務住民課長、甲斐良士君。

○税務住民課長（甲斐良士君） 公売ですね、得た販売の収入はですね、歳計外のほうにですね、持っております、その歳計外の歳入のほうに振り込んでおります。一般には出てきません。

○議長（中村一喜男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午後 2 時19分

再開 午後 2 時29分

---

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3 款民生費について、1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費から説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） それでは、健康福祉課の予算について説明をいたします。

健康福祉課のほうは、ページ数は77ページから説明をさせていただきます。

初めに、健康福祉課のほうは国保年金係、それから福祉係、健康づくり係、高齢支援係、それから28年度は人権センターということで、人権センターが入ります。清和支所健康福祉係、蘇陽支所健康福祉係ということで、課長、課長補佐含めて正職が85人、嘱託が79名、保育園も含めてなんですが、全部合わせますと164名の職員で事業をやっているということです。

それから、予算関係につきましては、一般会計では37億7,000万ほどです。それから、特別会計の国民健康保険のほうは32億4,000万、それから後期高齢者医療が2億2,700万ほど、それから、介護保険のほうは26億7,000万ほど今回の予算に上げて、全体的に健康福祉課のほうでは99億2,200万円ほどの予算で、今回、説明をさせていただきます。

健康福祉課の重点事業という部分につきましては、統合保育園の建設というところで、こちらのほうを当初予算に上げさせていただいております。

それから、もう一つの重点事業の分につきましては、各種団体への助成金の見直しというふうなところで、私立保育園に対する町独自の補助金の見直し、山都町社会福祉協議会の精査と助成金の見直しというふうなところで要綱等も見直ししながら、今年度精査をしていきたいと考えております。

それから、高齢支援係のほうにつきましては、新総合地域支援事業というので、要支援1・2の方たちの総合事業をどうしていくかということに関しましては、今年度は1年の間に周知をしながら、平成29年の4月から事業開始という形で行きたいというふうに思います。

それから、健康福祉課全体の取り組みの中では、矢部地区が健康づくり座談会を60カ所近く座

談会をやりましたが、予防活動が、よりやっぱり大事というふうなことで、清和、蘇陽の健康づくり座談会のほうを、今年度は区長区単位ごとに説明をさせていただきながら、予防活動の体制になっていければというふうに考えております。

それでは、予算のほうを説明させていただきます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費のほうです。本年度予算のほうは1億2,543万8,000円という計上をしております。

右のほうの節のほうに入りますが、報酬のところにおきましては、新たに変わったところが、民生委員の推薦委員会報酬6万5,000円とありますが、これは民生委員が今年度11月で任期が切れるために、平成28年12月1日に改選ということで、その決定に伴う会ということで推進委員会を新たに今年度するというふうなことになります。それから、2、3、次のページ、4、8、9というふうな部分につきましては、説明のほうをごらんいただければおわかりかなというふうに思います。

それから需用費のほうですが、これは蘇陽地域の福祉センターの需用費というふうなことで、消耗品とか水道料等がこちらに計上をされております。

役務費に関しましても、電話料等の部分になります。

それから13節の委託料なんです、一番下の要援護者支援システム保守委託料15万6,000円ですが、これは新たに今年度発生しましたが、これまで2年間ほど保守委託をしていなかったんですが、今年度からこれはしなければならぬということなので、15万6,000円、今年度から年2回委託をするというふうなことでなっています。

それから19節の部分なんです、社会福祉協議会助成金が3,315万7,000円というふうなところで、昨年度と比べますと214万円の減というふうなところで、こちらのほうは予算を組んでおります。

それから、次のページをあけてください。国民年金事務費です。本年度予算の792万8,000円、こちらは国民年金事務に係る費用で、国県支出金は県の補助が2分の1というふうなところで。

右のほう、節、給料職員手当、共済・旅費、それは国民年金の事務に係る費用というふうなところで見ていただければと思います。

3目障害福祉費、本年度予算6億4,351万7,000円というふうなところなんです、こちらのほうは、右のほうに報償費から旅費、需用費等のほうは見ていただければわかるかなと思います。特に国県補助のほうは、障害者自立支援給付ほうが後から出てきますが、それに関しましては、国県の補助、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1というふうな形で補助金はいただいております。

12節の役務費のほうは、国保連合会回線使用料とか更生医療審査支払い手数料、その他もろもろこちらのほうに説明を書いておりますので参考にしてください。

それから、13節の委託料なんです、地域活動支援センター事業委託料1,050万ですが、こちらのほうは山都町のスクランブル、それから希望の家への委託料というふうなところで組んでおります。

それから、障害者虐待防止委託料67万8,000円、こちらのほうも郡内5町で助成をさせていただいて、均等割で3割、それから人口割で7割というふうなところで、各町の委託料が決まっているというふうな状況です。

それから、外出支援サービス委託料が10万8,000円。これは、1人では外出できない方に対してのサービス委託料なんですけど、これにつきましては、JA、社協へ、難病の方も含めて委託をしているというふうなところなんです。大体、人数的には3名ほどということになります。

次のページをあけてください。19節の負担金補助及び交付金なんですけど、ほぼ右のほうから、ろうあ者福祉協議会負担金、上益城地域療育事業負担金等につきましては、下のほうにずっと書いてありますが、ほぼ昨年同様となっております。

20節の扶助費なんですけど、ほぼ変わりませんが、訪問入浴サービスのほうが40万となっております。これは難病の方に対する訪問入浴ということで、1名分、こちらのほうに入れております。

次は87ページをお願いいたします。5目老人福祉費です。3,936万9,000円です。国県支出金のほうに関しましては、特別養護老人ホームの老人保護措置の部分で、県の負担金、それから高齢者住宅関係の負担金等が補助金として、こちらのほうに上がってきます。

8節の報償費のほうなんですけど、長寿祝い金のほうは88歳と100歳というふうなところで、こちらのほうを上げております。それから、委託料なんですけど、高齢者短期宿泊事業委託料ということで、大矢荘と蘇望苑に委託をして、急な入所が必要というふうな方がいらっしゃった場合にはということで、5名が5泊されるような形で予算を措置しているというふうなところなんです。

それから、19節の負担金補助及び交付金、こちらに関しましては、健康づくり福祉運動会への助成が32万4,000円。これは福祉運動会の分ですね。それから、下のほうの老人クラブ連合会助成金771万7,000円、それから老人クラブ生きがい対策事業165万8,000円、それから高齢者住宅改造事業補助金額で60万ということで、老人クラブ連合会のほうに関しましては、昨年とほぼ変わりません。これは、人数だったり、老人クラブ数がふえたりしておりますが、予算の計算の仕方につきましては、ほぼ昨年と変わらないというふうなところで見ただけであればと思います。

それから扶助費のほうは、老人保護措置費は、町外の老人ホームに入所された場合の措置費ということになります。

それから、その下の在宅介護支援給付につきましては、要介護4・5の方たちで在宅で生活をされる方に手当をあげるという制度で、1万円掛ける12名、掛ける12カ月分ということで予算を組んでおります。

それから6目老人福祉施設費、この予算に上がってくる分につきましては、高齢者生産活動センターの運営費、それから柏老人福祉センター、清楽苑、高齢者いこいの家、これは東竹原長崎の老人憩いの家の分が予算のほうに上がってきます。

次のページをあけてください。13節の委託料なんですけど、施設管理委託料の分につきましては清楽苑の分です。1,093万6,000円の委託料ということになっております。それから、老人福祉センター委託料につきましては、蘇陽地区に柏老人福祉センターの委託料ということで128万4,000円というふうになっております。

7目の保険事務費のほうを見てください。本年度予算のほうが、10億8,130万3,000円というふうに予算を組んでおります。保険事務費に関しましては、特に2から、給料職員手当共済、旅費等に関しましては、昨年とほぼ変わらないような形で予算を組んでおります。特に13節の委託料につきましては、後期高齢者医療健診委託料、これは75歳以上の健診を受けられる方の健診の委託料と、新たに、ことし歯科口腔健診委託ということで、75歳以上の方の歯科健診を熊本県全体で取り組むというふうなことで予算化をしております。負担金は、個人負担のほうは400円になりますが、受診者1人当たり町内の歯科、医療機関のほうに3,900円をお願いをするというふうなことで考えております。

次のページをあけてください。19節の負担金補助及び交付金、後期高齢者医療広域連合負担金、これは広域連合からの予算措置ということで、3億4,629円上げております。

それから介護保険低所得者対策事業補助金、これは県の補助が4分の3ありますが、19万3,000円です。これにつきましては、介護保険を受ける際に、低所得者の方に軽減措置をするというふうなところで上げております。

それから、繰出金、28節です。国民健康保険特別会計繰出金と介護保険の特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金ということで、6億6,583万8,000円の繰り出しをしています。

それから介護予防費です。介護予防費のほうは、需用費のほうにつきましては、大久保の住宅、長崎地区の憩いの家のほうの消耗品、電気料等になっております。

それから委託料のほうです。委託料のほうにつきましては、大久保の高齢者住宅、それから長崎、上差尾、長谷、橘等の交流館の浄化槽の委託料等がこちらのほうに予算化しております。

それから、外出支援サービスの事業委託料ということで、社協、JAのほうにお願いをしますが、7万8,000円委託をしております。それから、大久保住宅の在宅介護支援施設管理委託料ということで、清掃費等を含めた金額が197万というふうなところになっております。

次は96ページをあけてください。10目の臨時福祉給付金事業で、本年度予算が2,005万3,000円ということで、今年度、10分の10の補助事業で臨時福祉給付金のほうがまたあります。支給対象のほうは、65歳以上の低所得、市町村民税が課税されていない者ということで、町のほうとしましては、5,000人掛ける3,000円の計算をしております。右のほうの報酬、職員手当、共済・旅費等につきましては、10分の10の補助で臨時の方を雇って作業をしていくというふうな形になります。

それから、11目の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業ですが、これは新たにこういう事業が出てきております。町の予算としましては1億2,920万4,000円ということで、対象者は平成27年度の臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる者が支給対象ということで、町の対象となられる方は3,630人掛けるの1人当たりが3万円というふうなことになります。

それから、低所得者の障害遺族基礎年金受給者向け給付金ということで、これも支給額は1人3万円になりますが、この低所得者の障害遺族基礎年金の対象者のほうは、町のほうには550人の方がいらっしゃるというふうなところで、金額的には全体的にはですね、1億2,540万というふうなことで、国庫補助の10分の10でこちらの事業をさせていただくという形になります。これに

つきましても臨時のほうを雇って作業をしていくという形になります。

それから、3款民生費の児童福祉総務費のほうに入ります。本年度予算は5億4,673万円になりますが、国県支出金等に関しましては、項目が多いんですけども、児童手当、養育医療、僻地保育、子育て支援拠点事業、保育園の運営費に関する補助ということで、補助率が国が2分の1、県が4分の1というふうな形で補助金のほうが入ってきます。1から4番までは、職員の報酬、給料等になります。

それから8節の報償費ですが、出産祝い金のほうが3万円、5万円、10万円、20万円の金額で、人数的に80人の計算で540万上げております。それから、統合保育園管理アドバイザー謝金というふうなことで、3回分、3万円上げております。それから旅費ですが、統合保育園名称選考委員費用弁償ということで2万8,000円、普通旅費1万9,000円というふうなところで、こちらも上げさせていただいております。

それから、需用費のほうの電気料、水道料等につきましては、放課後児童クラブ等に係る電気料、水道料になります。

それから、13節の委託料です。これは統合保育園工事監理業務委託料1,000万です。それから、浄化槽管理、浄化槽清掃、遊具点検委託等になりますが、浄化槽関係につきましては、放課後児童クラブ等の委託料、それから遊具点検は、児童公園等の委託料というふうな形になります。

それから、14、使用料及び賃借料ですが、放課後児童クラブ用のプレハブ賃借料ということで31万8,000円。これは潤徳小学校の隣にあるものです。放課後児童クラブ用です。

それから、15節の工事請負費2億4,000万ですが、統合保育園本体工事が2億88万、統合保育園の外構工事が3,110万4,000円、建物解体工事が801万6,000円になります。

それから、19節負担金、補助及び交付金です。私立保育園運営費助成金ということで432万円上げております。これは、これまでも40年前からこの補助金というのはされていたというふうなことを聞いておりますが、先ほど説明しましたように、そちらのほうの目的に合った要綱等も新たに検討をしていくような形で検討をさせていただきます。

それから、放課後児童クラブ運営費補助金が7クラブ分です。2,468万4,000円というふうな形になります。

あと、扶助費のほうですが、子供医療費助成金3,600万円です。子供医療費の分につきましては、昨年から高校3年まで医療費の助成をしてきたということでの医療費助成金のほうになります。それから児童手当のほうですが、これが1億6,252万5,000円というふうなことです。

それから、児童措置費の13節の委託料です。保育業務委託料ということで6,500万円上げておりますが、今年度から土曜1日保育をすると、全保育園するというふうなことで、人材派遣に委託をするということで上げております。

それから、19節の負担金補助及び交付金につきましては、各私立保育園に対する負担金というふうな形になります。

次のページをあけてください。3目児童福祉施設費です。これは、各七つの公立保育園に係る予算となります。町の職員の給料、職員手当、共済、それから賃金につきましては右のほうに説

明が書かれてあるとおりです。

それから、需用費につきましても、消耗品から被服費等がずっと出ておりますが、これにつきましても、公立保育園の7園分をこちらのほうに計上しております。

それから、次のページをあけてください。13節の委託料ですが、これも浄化槽の清掃委託料、機具点検の委託料、遊具の施設点検の委託料ということで書かれておりますが、これも公立保育園7園分の委託料ということになっております。

それから、19節の負担金補助及び交付金100万円ですが、これは浜町保育園、浜町第二保育園が28年度で閉園をいたしますので、その中での閉園式に伴う予算ということで、助成を50万円の2園分というふうなところで上げております。

106ページのほうをお願いします。災害救助費56万2,000円です。こちらのほうは、火災があったり、いろんな災害等があった場合に使用されるお金になります。特に扶助費のほうにつきましては、災害見舞い金、火事に遭った場合に全焼か半焼かというふうなところで、その場合のお見舞い金ということで50万円を上げております。

以上、民生費のほうは説明を終わらせていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** 次の項目について説明を求めます。

隣保館長、西田武俊君。

**○隣保館長（西田武俊君）** お疲れさまです。83ページです。隣保館では、生活上の各種相談事業を初め、社会福祉等に関する総合的な事業及び国民的課題としての同和問題に対する理解を深めるための活動を通じて、地域生活の社会的、経済的、文化的改善・向上を図るとともに、同和問題の速やかな解決を目的に日々業務を推進してきました。

平成28年度、来月からは隣保館の名称が人権センターに変わります。所管が健康福祉課ということになります。従来どおり、本施設が地域社会全体の中で、福祉と人権のまちづくりの拠点施設として信頼される館となるように、今後も地域社会に密着した総合的な活動を展開していくよう、私も、3月ですので、今度は隣保館長ではなくてセンター長ですけども、センター長に引き継いでいきたいと思っております。

それでは予算ですけども、83ページですが、人権センター運営費です。節1報酬費ですけども、323万6,000円。内訳としては、同和対策審議会、それから人権センター、児童館運営審議会の費用です。それから、地域交流促進事業指導員、継続的相談援助事業指導員、デイサービス事業指導員というふうにしておりますけども、嘱託職員2名で対応をしております。

それから、次のページ、84ページですけども、2、給与、3、職員手当、4、共済費についてはですね、人件費であります。それから報償費、各種事業謝金、それから旅費、費用弁償、普通・特別旅費、それから11の需用費、以下ですね、役務費、委託料、使用料、19節の負担金、補助及び交付金については、前年どおりの予算になっております。

それから、19節の中で部落解放同盟補助金がありますけども、これについては、厳しく残っている部落差別の中、みずからがそれぞれに研修を深めて、みずから立ち上がり、差別をなくす主体者として頑張っておられます。それから行政に対しても助言や協力をいただいている、そのこ

とについての活動助成金であります。

それから105ページです。105ページをおあげください。隣保館と併設しております児童館の運営費であります。これについても変化はないんですけども、報酬が310万で、嘱託指導員2名分です。

報酬費、人形劇公演、それから旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金につきましては、予算額の変更等についてはありませんので、説明のほうは右の欄に書いてありますので割愛いたしたいと思います。

それから、19節の負担金、補助及び交付金のところで、子育てクラブ補助金9万円になりますけども、児童館、母親クラブの活動助成金として補助金を上げております。

中尾児童館は、同和对策審議会答申の精神を踏まえて、差別を見抜き、差別を許さない、明るくたくましい児童の育成を図っておりますが、それについて協力をしていただいているのは母親クラブ、ここでは子育てクラブという言い方をしておりますけども、そのボランティアで活動しておられる方々に対する補助金であります。

以上、人権センターと児童館についての予算の説明を終わります。

**○議長（中村一喜男君）** 次の項目について説明を求めます。

老人ホーム施設長、小屋迫厚文君。

**○老人ホーム施設長（小屋迫厚文君）** それでは、老人ホーム運営費について御説明申し上げます。

まず、施設の状況について御説明申し上げます。浜美荘は現在、50名の定員に対しまして、満床の50名の入所者がいらっしゃいます。ことしに入りまして対象者とされる方がいらっしゃいませので、現在では待機をされてる方が数名いらっしゃる状況になっております。50名の入所者のうち、1名が阿蘇市の出身の方で、残り49名の方が山都町出身の方です。清和、蘇陽地区からも徐々に入所される方がふえてきております。50名の平均年齢が85.3歳というように高齢化が進んでおります。要介護1・2の認定を受けた方が約6割近くを占めております。さらに要介護3・4の方もいらっしゃるようになりました。認知症の方も徐々にふえつつありますし、半数以上の方が施設の中で歩行器を使用されている状況です。

このような状況でありますけれども、入所者の方々が現在の状況を維持できるように、少しでも機能回復ができるようにということで、筋トレや脳トレとしまして、朝の体操や運動、習字や詩吟、軽スポーツなどのクラブ活動、塗り絵や計算ドリルなどの活動に取り組んでいただいております。

浜美荘は平成29年度から民営化することとしておりますけれども、28年度もですね、町営の施設として精いっぱい最後までしっかり支援をしていきたいというふうに思っております。

予算としましては、経常経費がほとんどになりますけれども、民営化に係る経費としまして、選定委員会を行う予定にしておりますので、8節、9節にその関連予算を計上しております。

それでは、91ページをごらんいただきたいと思います。

まず、今年度予算総額が1億5,119万7,000円です。比較しまして35万3,000円の増となっております。

ります。内訳としまして、特定財源で1,975万2,000円です。これは16ページになりますけれども、負担金の部分になります。老人福祉費負担金になります。1名、阿蘇市から来ている方がいらっしゃいますけれども、阿蘇市のほうから入所負担金ということでいただいている277万6,000円、それから、入所されてる方たちからの入所負担金等を合わせまして1,975万2,000円が特定財源となっています。残り1億3,144万5,000円は一般財源です。

内訳としまして、まず報酬ですが、1,500万円を計上しております。内訳は、調理員の嘱託が3名、それから夜間2人ずつ泊まっていたいておりますけれども、その方たちの報酬が671万7,000円、それから昼間の嘱託支援員が2名いらっしゃいます。この方たちが303万1,000円。それから、嘱託医として、広域病院の坂本先生にお願いしておりますけど、嘱託医報酬が39万円となっております。それから、給料につきましては、給料、それから次のページ、92ページの職員手当、共済費につきましては、職員13名おりますけども、13名の分になります。13名の内訳は、事務職が私を含めて3名、支援員が5名、調理職員が3名、看護師、栄養士が各1名という内訳になっております。

4番の共済費につきましては、非常勤職員、嘱託職員の社会保険料の115万5,000円が含まれております。賃金につきましては、臨時職員ということで、やはり365日食事をつくる必要がありますので、どうしてもちょっと休みの関係等もありまして、調理の臨時職員賃金を53万9,000円、それから支援員の臨時職員の賃金を6万1,000円、こういう形で組み合わせていただいております。

報償費につきましては、41万7,000円です。先ほど言いましたけども、クラブ活動として八つほどのクラブをやっておりますけども、その中で講師4名の方に28万8,000円を予定しております。それから運動会の賞品代として3万円、そして民営化の選定委員の謝金ということで、行政報告の中で5月までに立ち上げるという説明をしておりますけれども、外部から大学教授等に入っていたかどうかということで、そういった外部委員の謝金を9万9,000円組んでおります。

それから、旅費としましては、第三者委員会というのは苦情処理ということで、入所者の方ですね、いろいろな苦情を感じたときに改善を求めるための第三者委員会というのをつくっております。そのための会議のときの費用弁償で4,000円としております。それから、民営化の選定委員の費用弁償ということで3万1,000円。それから、職員の旅費につきましては7万8,000円を今年度はしております。これは、いろいろな入所者の方々が町外の病院に行かれる際の付き添い等の旅費とかが中心になります。

それから、需用費につきましては、2,331万7,000円をお願いしております。消耗品費、それから生活用品費ですね、紙おむつ等の生活用品費184万9,000円、それから施設の電気料396万円、水道料、燃料費ということで、それぞれ実績に応じた金額を計上しております。

それから給食費です。賄い材料としまして1,300万円です。365日3食ということで、大体1日当たり720円程度の金額で計算しております。

役務費につきましては178万5,000円です。主なものとしましては健康診断手数料がございます。これは、最初に新しく入所された方の健康診断とか、嘱託職員の健康診断等の手数料になります。クリーニング代は入所者のシーツ等のクリーニング代になります。合計の178万5,000円です。

委託料につきましては505万8,000円です。浄化槽関係、施設の維持管理のために必要な部分ということで計上させていただいておりますけれども、94ページの一番最初に、施設清掃委託料という132万円を組んでおりますけれども、これは施設の中のトイレとか大浴場を中心に、清掃の業務を1名の方をお願いしている部分です。トイレの数も全部で33カ所ほどありますんで、やはりちょっと手が回らないということで、この分は委託をお願いしております。それから真ん中ほどに宿直業務委託料ということで153万3,000円をお願いしています。これは2人の方に交代で泊まっていただくようにしております。

それから、使用料及び賃借料ですけれども、75万7,000円ということで、施設の、こういった右のほうに書いてありますような説明の機器を使用して、その分の代金でございます。

19節が負担金補助及び交付金ということで23万7,000円です。内訳は右のとおりです。

最後に、20節が扶助費になります。扶助費としまして209万円。これは本人支給品ということで、入院患者の日用品とか介護保険料加算の本人負担の介護保険料とかになります。1年分で209万ということで予算化をしております。

公課費につきましては、公用車の自動車重量税ということです。

以上で、浜美荘の説明を終わらせていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** 以上で3款民生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** いく点かお願いします。

まず81ページ、スクランブルと希望の家の件が出ておりますが、それぞれのですね、今どの程度の方たちがそこで活動されているのか、現状をお伺いできればと思います。

それから、101ページに私立保育園の支援のお金が出ていますが、その中に当然、今回から菅尾保育園ということが入ってきているようではございますけれども、この金額の規模とか、それから名称等については、これは今のところ仮にでしょうか、そのまま菅尾保育園という名前が残っていくというふうな方向なんでしょうか。ちょっとおわかりであれば教えてください。

それから、今の浜美荘のふれあいバス運行委託料というのが94ページに出ておりましたが、そのふれあいバスというのはコミュニティバスのことでしょうか。ちょっとそこら辺の説明をお願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** お答えします。後のほうの菅尾保育園の名称ですが、これは28年度も民間委託をしますが、菅尾保育園という名称で引き継ぐというふうな形になります。

それから、スクランブルの人数ということでは、10名というふうなことをお願いいたします。

ちょっと調べてから。済みません。

**○議長（中村一喜男君）** もう一ちょ、あったでしょう。老人ホーム施設長、小屋迫厚文君。

**○老人ホーム施設長（小屋迫厚文君）** 失礼しました。94ページの委託料の最後の行ですけれども、ふれあいバス運行委託料12万4,000円を上げております。これは、施設のほうでは日帰り

旅行という形ですね、外出支援を行っております。その際にふれあいバスを使っております。町有の施設ですと、ふれあいバスを使うことは公用車ですので問題ないので、その運行費をお願いするという形で予算を組んでおります。今までは春と秋2回やっていたんですけども、入所者の方の状況からすると、年に1回ぐらいじゃないと難しいのかなということで、ことしから1回に減らそうかという見込みであります。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑ありませんか。

5番、藤澤和生君。

**○5番（藤澤和生君）** 一つだけお伺いさせていただきます。先ほど、老人クラブ連合会の助成金が771万7,000円ですかね、これは昨年と同じという話で、大体、人数はどのぐらいおられて、1人当たり幾らぐらいになりますかね。その辺。それと、老人会あたりの千寿苑の利用状況はいかがですかね。老人会あたりが利用されているもんか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 老人クラブ連合会の助成金の部分ですが、1人当たり1,000円掛けるの4,270円に、基準額の3万3,000円掛けるの50クラブ、老人会があります。59。それで計算させていただいております。

それから、老人クラブの利用なんですけど、演芸大会とか、生きがいと健康づくり事業とか、人数が多い場合は、ほとんど千寿苑のほうを利用されてるということです。今までは、会長会議等に関したり、踊りの練習とか、そういう場合は今までは高齢者生産活動センターというようなところを利用されてるんですけど、いろんな老人会の大会等につきましては、千寿苑のほうをほぼ利用されてると思います。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 少し事業の中身が理解できませんので。まず、96ページと97ページです。臨時福祉給付事業の目的と、その下の年金生活者支援臨時福祉給付金、これは新規ですが、これのどういった中身かということがまず1点です。

あと1点は、民生費全体で3億1,100万円の増額となっております。社会福祉事業費の増加は全国的な流れであるとは思っておりますが、本町の場合、社会福祉協議会に対する支出が多く計上されていると思っております。それらを全て合計すれば幾らぐらいになるかということです。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 社会福祉協議会の委託料という全体でいくと、全部を合わせますと1億42万5,000円ということで、社協のほうに委託をさせていただいております。

それから、28年度の臨時給付金、それから年金生活者等支援臨時福祉給付金なんですけど、これに関しましては、国からの制度をこちらのほうにのほかにしなさいというか、ということで、高齢者の方たちの生活を支援していくというふうな目的でされてるかと思っておりますが、そちらのほうに関しまし

ては、今まで、昨年、その前から臨時給付金というのはありましたが、だんだん金額等は1万円から5,000円というふうになってきて、今年度が、支給対象者のほうが、28年度の市町村民税が課税されていない人に対して1人当たり3,000円でやってくださいというふうなことで、28年度の後半から、これを支給時期としてくださいというふうなことでなっております。

それから、年金生活者等支援臨時給付金に関しましては、先ほど説明しましたように、平成27年度の臨時福祉給付金支給対象者のうち、28年度中に65歳以上となる者に対して1人当たり3万円を支給するというふうなことで、これに関しましては、支給時期を平成28年度の前半に支給をするということで、準備を早急にしないといけないというふうな形で考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 結果的には、安倍総理の3万円ということですね。わかりました。

それから、社協に関する委託料で1億強が計上されておると、これに助成金が3,315万7,000円あるということになってきますし、また4款にも委託料が計上されております。この中身についてですが、社協から委託料に関する予算要求の時点でいろいろ算出した数値が上がってくると思います。それを担当課は精査して予算計上していくと思っておりますが、委託事業の種類によっては重複する要求があるように見られると思いますが、その点はどうかチェックされておりますか。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 社会福祉協議会の委託料等につきましては、監査のときに指摘をされて、社会福祉協議会のほうから要求書が出てきます。各担当係長等が精査をするわけですが、監査指摘を受ける中で、やっぱり内容的な部分のところで、そこまで深く精査をしてないというふうなところもあったりしますので、先ほどの健康福祉課の重点事項としまして、要綱等をですね、しっかり精査させていただき、委託料の妥当性のほうを見ていきたいと考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 社会福祉協議会の性格上、各種事業を展開しながら、事業費が不足すれば町が負担するというようになっております。そのことを考えますと、社協の事業の中で民間に任せたいほうがいいという分もあると思います。そういったことを、今後、検討されるように要望します。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 済みません。83ページ、人権センターのことでお伺いします。人権センターというふうにはですね、このたび衣がえをしたということで、大変私は結構なことだというふうに思っておりますが、中身のほうのですね、予算の名前等々、もちろん要綱といいますか、人権センターが何をやるかというところには、同和を初めとするあらゆる人権に立ち向かう場所だというふうな説明が、たしか機構改革のときに載っていたかと思っております。この中のほうなんですけれども、同和対策審議会とかいう名前とかですね、後半のほうに出てきます部落解放同盟の補助金でありますとかですね、そういったのも、そういう補助金の名前なのかもしれませんし、

なんですが、同対審の委員会等の名前についてはですね、人権問題対策みたいな、同和問題、もちろんこの間から中村さんもおっしゃいましたけれども、本当に四十数年といいますか、50年に及ぶようずっと活動を続けてらして、その魂というものというか、理念というものは大事にしていかなくちやいけないことは私も大変理解はしております。ただ、本当に大きな意味での人権というか、同和も含んだところの人権センターというところだと思いますので、そういうふうな、名前もちょっと考えたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

質問は、地域交流促進事業指導者という方とか、その下の継続的相談、相談は相談と書いておりません、具体的なお仕事の内容をですね、教えていただければ幸いかと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○議長（中村一喜男君）** 隣保館長、西田武俊君。

**○隣保館長（西田武俊君）** 人権センターということに名称が変更になります。所管も健康福祉課ということになります。ですけども、名前は人権センターに変わりましたが、隣保館運営事業というのはですね、そのまま隣保館運営事業を引き継ぎで行くわけですけども、名称については変わったというふうに捉えていただければと思います。

先ほど説明するときには説明し損なっただんですけども、ページ26ですけども、民生費県補助金の社会福祉費県補助金というところがありますが、その下から4行目です。地方改善事業補助金824万7,000円というふうになってますけども、これについては、名前が地方改善事業というふうになってますのでちょっとわかりにくいと思いますけども、これは要するに、隣保館運営補助金です。国が549万6,000円、県が275万1,000円、隣保館事業に対して補助をしています。ですから、名前は人権センターですけども、活動内容等についてはですね、隣保館運営事業の中で行っているということでもあります。

それから、ページ、83ページの地域交流促進事業指導員報酬、それから継続的相談援助事業、継続的相談援助事業というのは、隣保館の大事にしてるところで相談活動というのがあります。いろんなですね、例えば就職の問題だとか、進学、学校の問題だとか、健康の問題とかですね、その他もろもろいろんな相談がありますけども、その相談に応じていくというかですね。それから、すぐ解決できる相談と、やっぱり期間を置きながら、検討を重ねながらやっていく相談がありますけども、継続的相談援助事業というのは後のほうですね。支援会議を開いて、どういふふうに対応していくのかということを行っていくわけですが、地域交流促進事業費というのは、例えば、地区内での活動もありますけども、それを広めて地区外のほうにもですね、例えば安否確認を含めた訪問をしていくとかですね、近隣にお年寄りのひとり暮らしの世帯があれば、そこを訪問していくとか、そういう事業があります。それも、隣保館運営費補助金の交付要綱の中で決められています。

隣保館運営事業費というのがありますけども、その中に隣保館デイサービス事業費とか、先ほど言いました地域交流促進とか講座開設事業とかですね、そういうものが入っているわけで、それで、その予算の中で、報酬の中で、地域交流促進講座事業指導員、それから継続的相談事業指導員については、補助金額が、補助金額というか、支出金額が、1年間の指導員報酬で言えば、

下のほうにデイサービス事業費というのが書いてありますが、151万6,000円です。その上の2段は151万6,000円を割って2人、だから合わせて1人というか、そういう計算の仕方。職員を切るような形ではではなくてですね、補助金の性質としてそういうふうに分けて補助金申請をしてるということで御理解いただきたいと思います。よかったですかね。

**○1番（吉川美加君）** その内容がわかれば。ちょっと補助金のことはまた勉強します。

**○隣保館長（西田武俊君）** はい。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 2点だけ。

まず、ちょっと私の聞き漏らしかもしれませんのであれなんですけども、101ページの児童措置費の中の保育業務委託料6,500万、土曜日の保育ということであったんですけども、前年と比較すると5,500万で、前は多分、まちづくり矢部に委託された分じゃなかろうかと思うんですけども、そのあたりをちょっと、前よりもちょっと金額がふえてるような気がしますし、ちょっとその辺の説明をお願いします。

それから、今ちょっと出ました83ページのことなんですけども、人権センターも、以前は同じような金額で出てきとったかと思うんですけども、今回ちょっと273万5,000円ということで、この辺もちょっと聞き漏らしかもしれませんけども、どこがどうふえとるのかちょっと教えてほしいなど、ちょっと思ってます。2点です。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 101ページの委託料の保育業務委託料の部分ですが、この内容につきましては、保育士のぎょう虫検査の委託料も含めて、あともう一つは、土曜1日保育が、今まで4園でやっておりましたが、土曜も半日保育だったのを1日保育というふうなことでやることになっております。その中で保育士が15名分、調理師が7名分、人材派遣より雇っていくという形で変わっております。

**○議長（中村一喜男君）** 隣保館長、西田武俊君。

**○隣保館長（西田武俊君）** 83ページの比較のところですね、273万5,000円、このことについてですけども、本年度の、これと言えば前年度ですけども、給料がですね、1人分の給料でした。予算措置の段階でですね、再任用職員のほうを入れてなかったわけですね。金額的にはですね。今回は職員2人ということで上げてますから、その部分でふえてるということです。よろしいですかね。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** 8番、工藤です。100ページについてでございますが、私立保育園運営費補助金の件ですけれども、本年度4月から菅尾保育園が民間に委託されました。先ほどから話がありますように、4月から菅尾保育園にも町からの運営補助金が出るという話でございました。非常にありがたい話で、今からやろうとするところですね、100万近い補助金をいただくとい

うことは非常に事業所としてはありがたいと思いますけれどもですね、民間の社会福祉法人はですね、保育所だけでなく、課長御存じのように、障害福祉もありますし、高齢者福祉もございます。町内にいろいろ事業所があります。

その事業者の中でもですね、障害者福祉事業所においてはですね、町が建物、施設も、あるいは周りの農園も全てを買って町が寄付をしました。ですね。ある老人ホームについては、建設費もですね、土地も全部町が持って、運営費の1億もですね、最初から出しました。そしてまた社協のようにつくって、今さっき話があったように介護報酬を受けながら、足らん分については町からどんどん繰り出していくということがあります。ありますよね。非常に私はですね……。その後、矢部地区と蘇陽地区で二つの老人福祉施設ができましたけれども、これは建設費の補助だけであって、あとの町からの補助金は一切ありません。非常に町の取り組みがですね、矛盾しておるような気がいたします。ですね。

これは、本来であれば、私は社会福祉協議会の事業が、いつも言うようにですね、そういった収益事業じゃなくて、本来の福祉事業にですね、その時点で移行せにやならんかったと。二つを許可して、事業所ができた段階でですね。そして、今の保育園のように、統合したならば定員を減らして、あとは民間でしてくださいよというふうに振り分けにやいかんかったと。ところが、それができないままに社協が行つとるものですから非常に、さっき言ったように賃金の格差も非常に出ておると。きのう議会で議決したように、非常勤の職員の人が1万円、時給が1,700円と私ども議決しました。

本当にやっぱりそれだけやりたい、事業所としてもですね。しかし、それだけ出てくるお金がない。介護保険からはですね。そういうふうに非常に厳しい状況にあります。そこを生き残るためにはですね、事業を拡大するか、あるいは利用者をふやすか、その道しか生き残る道はないわけですよ。ですから、その点も、今回の補助金、新年度開設された保育園の補助金は非常にいいことですから、総体的にですね、さっきも言いましたように、いろんな差があるので、そういったことも含めたところでですね、この補助金についてはやっぱり町も検討していただきたいし、社協のあり方ですね、これはもう一度、これは町でもきちんと精査すべきだというふうに私は思いますけど、課長の答弁をお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 先ほどの私立保育園の運営費補助金の部分なんですが、新たに菅尾保育園のほうが民間のほうに移行したことにより、これまでの私立保育園の運営助成金に関しましては、昨年同様の金額で、五つに人数も含めて計算をして助成をするというふうなことに、ことしはなっております。ただ、先ほど説明しましたように、いろんなところから、社会福祉法人を運営されてる方の中から、そういうふうな私立保育園の助成という部分に関して、少しいろんな意見等も出てきております。それに向けて、今、山都町の私立保育園の要綱等がありますが、それとこの私立保育園の助成が始まった経緯等を私も調べさせていただきました。

先ほども言いましたように、40年も前から各地域でつくられた保育園ということで、民間の御岳保育園、それから下矢部保育園、明光保育園、地域の保育園として成り立って、その地域の中

の子供たちが減ってくる中で、その保育園の運営が危ぶまれるというふうなこともあったことから助成のほうを開始をされたというふう聞いております。その辺に関しましては、今の民間の保育園のほう、地域のほうから町のほうに入っておられることもあったり、バスの運行等もされたりとかしておりますが、その辺のことも鑑みながら、今後の私立保育園の要綱等も、28年度中に要綱の見直し等をしながら29年度に向けて検討していくというふうな形で考えております。

それから、社会福祉協議会のほうに関しましては、昨年度、一昨年前から、社会福祉協議会のほうとは、いろんなやっぱり意見が出てますので、社会福祉協議会の役割について、もう少し民間ができることは民間に任せて、デイサービス事業の給付事業に関しては民間ができるからいいんじゃないかというふうな意見も出てきております。その辺で、社会福祉協議会とも、給付事業のデイサービス関係につきましては、民間のほうに移行をして、今年度、29年度の総合事業に向けて、予防活動のほうに力を入れていくような形で今、検討をさせてもらっているというふうなところです。

**○議長（中村一喜男君）** 8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** わかりました。もう1点、課長にお伺いをいたします。

今、保育園のですね、園児の募集の時期でもありますが、町内のですね、病院に、園児募集の張り紙がしてありました。その保育所はですね、小峰保育所です。町立のですね、僻地保育所については、5名を割ったらですね、閉鎖するというふうな行政改革の前にですね、もう既に決まっております。今、町はですね、保育園の統合、行政改革に向けてですね、今、一生懸命取り組んでいる時期です。そこで、あえてですね、少ない人数の小峰保育園にですね、募集をしてですね、その存続をですね、せにやならんとかということですよ。誰を守るために募集するのか、行政改革はどこに飛んでいったのかわかりませんが、最後に課長の覚悟をですね、最後に覚悟をお話しいたきたいと思えます。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 覚悟ですか。僻地保育園の募集のことに関しましては、社会福祉協議会の担当のほうに聞きました。これは誰が張ったのか、募集のチラシを誰が張ったんですかというふうなことは、情報が入りましたので聞きましたところ、保護者のほうが勝手に張られたと。社会福祉協議会が張ったとかではなくて、やっぱり保護者の方が、今、僻地保育園が実際的には時間的には短く保育をされてるんですけども、人数が少ない中で、それなりのいい、環境的な部分のところで保育がいいということ言われてる方も結構いらっしゃるんで、その部分で多分、人数を僻地保育園が5名を割ったら閉園というふうな形になるということ御存じなので、多分、その辺を割らないような形で募集をかけて、一生懸命頑張られているというふうな話は聞きました。

ただ、僻地保育園に向けては、だんだん子供の数も減っていく中で、僻地保育園の今後のあり方等についてはですね、人数を5人というふうなところがありますが、その部分に関しましては、今後、行革の考えともあわせながら、検討はしていかないといけないというふうには考えております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 社協の話ですがね、これは町長のほうに申し上げておきます。私も以前、社協の理事を10年ぐらいいやりました。やっぱり組織というのは既得権をだんだん膨張させていくところがあります。見てみると最近、社協の理事長が元町長ということで、そこからの圧力をあなたたちが受けていないならば、それは幸いです。何か間接的、直接的受けた結果、膨張してる、仕事をふやす、あるいは人をふやす、助成金をふやすというようなことになっていないかなという、これは私の勝手な憶測ですけど、しかし数字では出てきてるんですね、数字では。だから、その辺のところはですね、やっぱり冷静にやってほしいと。もしそういうことがあればですね、これはあくまでもこの町全体の福祉のあり方、そして社協の本来のあり方というものを、これは内部検討を十分やってくださいです。先輩町長が理事長をしたら、これは言いづらいたらうと思うんですね。その辺のところは、私は私なりに情報をつかんでますけども、これは内部で精査をしながらやってもらわないと。この間から言ってるように、入るを量りて出ざるを制すという考え方を貫いてもらうようにお願いします。

ただ、人がすることですからいろんな試行錯誤があります。今、工藤議員から出た、いろんな矛盾ですね。いろんな矛盾があります、社会福祉施設にしましても。ですから、それは試行錯誤する。イギリス人は歩きながら考える、フランス人は走った後で考えるという有名な言葉があります。我々はやっぱり歩きながらですね、走った後で考えるじゃいかんわけですから、歩きながらやっぱり一つずつ解決していくというのが大事じゃないでしょうか。その中で行政改革を今やっている。いろんなけんけんがくがくをやってきました。

一つだけ人権センターの位置づけ、改めて、これは町長に聞いておきます。位置づけは、これは福祉課に、子どもは条例を議決しましたから、そういう図式的な位置づけはそこできちんとやってる。ただ、理念的な位置づけというのはですね、子どもは同対審の中でも論議したわけですけども、部落差別の問題、いわゆる同和問題だけの対象地区の相談窓口的な隣保館ではないと。それを包設しながら、部落差別が全ての人権問題の原点になっているということを踏まえた上での人権センターだと我々は捉えておりますが、とにかく相談窓口、恩恵的に何か福祉を施してやるというような矮小化された考えでは、これまで積み上げてきた同和行政が後退することになると私は思いますが、町長、その辺のところをちょっと聞いておきます。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** まず、社協のことについてですね。私は最初から、どこも町長がですね、兼務をするところが多いということでありましたけども、私は最初からトップは分かれたほうが絶対いいという気持ちがありました。それで、結果的に前町長がなられたわけですけども、これもやっぱり交代されたほうがいいかもしれないなという気もいたします。要するに、私が考えるのは、やっぱり身内になりますと、どうしても甘くなるということで、予算要求にしても、どうしてもそれは、私が仮に社協長であれば町長に予算要求をしていくわけですから、それはやっぱり少しおかしいなということでもありますので。その辺は総務課長のほうがしっかり査定をし

ておりますのでですね、甘くなってるということはまずないと思います。従来どおり厳しく査定はしております。

それと、やっぱり健康福祉課とですね、競合するといふかな、かぶるところがないか、もうちょっと精査をしたほうがいいということでもあります。そしてまた、先ほどを言われたように、民間委託できるものはですね、民間委託をしていくということは当然だといふふうに思いますんで、その辺もですね、指示はしてるところであります。

それから、人権センター、隣保館が名称を変えて人権センターになりますけども、やはり人権というのは、同和問題というのは一つ大きな人権問題として捉えて、それも含んでですね、全ての人権問題について対応していくという所存でございますので、その辺は間違いなくそういう進め方をしたいといふふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 79ページです。民生委員連絡協議会助成金というのが820となって、去年と変わらないという話のようでしたが、私の記憶では980ぐらいあったんじゃないかと思っております。その数字の確認が一つ。

それからですね、生きがい老人クラブ、生きがい事業というのがあったと思います。それがどういふことをされているのか。

それからですね、後期高齢者広域医療連合会負担金というのが3億からあります。各町村県下一円から集まれば膨大な、ここが3億ならば膨大な金になると思いますが、一体どういふ使い方をされているのか。このお金の使い道はどうなっているのか。即答はできないと思いますので、調べて教えてください。

それから、90ページ、91ページにあります3万円のお金は、極端に言えば、私たちでももらえるのか。どういふ人たちがもらえるのか。私も帰って老人クラブのクラブ員さんたちに説明をしなければなりません。私たちももらえるとなら、あんたちももらいなさい言われるしですね。だけん、基準とか、どういふ適合、どういふふうな決まりがあるとかいふことを教えてください。それも、何ならば文章でどういふことですかといふことでいただければ幸いです。答弁もしてください。

以上、お尋ねします。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** お答えします。民生委員の助成金なんですが、昨年の予算と比べて6%ほど落としております。済みません。

それから、老人クラブの生きがいと健康づくり事業に関しましては、各老人クラブ単位ごとに、地区によっては畑を使って子供と高齢者の方が、老人クラブの方が交流をするとかいふふうな形で、これの予算を使っていらっしゃるといふふうなことです。

それからもう一つが、年金生活者支援臨時給付金の件だと思いますが、これに関しましては、簡単に言いますと二つの対象者の方がいらっしゃいます。低所得の高齢者向け給付金ということで、支給対象者の方が平成27年度に臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上

となる者が支給対象になるということで、この方たちが1人3万円をもらう対象になるというふうな形になります。

それから、もう一つの対象のほうが、低所得の障害遺族基礎年金受給者向け給付金というのがあるんですが、この支給対象者の方は、平成28年度臨時福祉給付金支給対象者のうち、障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している者ということで、この方たちが支給の対象になるということです。この対象の方にはですね、連絡が、通知が行くかと思しますので、それを持って申請に来ていただくという形になるかと思えます。

民生委員の6%減という部分に関しましては、27年度の決算のほうを見させていただいて、担当係長のほうが必要な部分を精査させていただいて、各組織の助成金等も比較をしながら、6%だと妥当じゃないかというふうなことで減額させていただいております。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 民生委員さんは、皆さん御承知のように厚生大臣の任命ですね。町の権限はあんまりない。推薦人というのはありますが。ところが、国からの委託の事業にしては、民生委員さんたちは、ほんと年幾らという気の毒な金額です。ところが、仕事というのは大変多くて、極端に言えば、私が案内されていくところには至るところに行っておられます。その割にはほんと名誉職みたいなもので。活動が十分にできるように、こういうところの予算は削ってもらいたくないと思って言いました。ですね。

それから、同じように、老人クラブあたりにしても、老後をしっかりとされております。老後をみんなで楽しんでおられるわけですから。弱者とは何かというと、何が弱者かは、それはそれぞれの判断ですが、そういうところにしわ寄せが行きがちなので言っております。

それから、文書でくれと言いましたが、3万のやつは。老人クラブあたりに、私もよく案内があつて行きますから、そのときしっかり説明して、話をしてということもございます。至るところで町政報告ということでも話をしていきますから教えてくださいということです。

それから、さっきに工藤議員から僻地保育所の話が出ておりました。私は張り紙をして、募集するというのは、勇気のある、いいことをされたと思っております。町立の保育園が統合しなければならない。その割には私立の保育園が、うちは統合しますというようなところは1カ所も出ていない。これは何なのかということを考えられたことがありますか。職員の皆さん、課長さん、みんな含めて同じです。これは何なのかと。これは一般質問か何かでしっかり聞かんといかんことですが、そういうことも含めてお尋ねしたい。町長でもよかですよ、最後の答弁は。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 僻地保育所のはですね、5人ということで。

**○11番（田上 聖君）** 僻地保育所じゃなくて、町立の保育園が……。

**○町長（工藤秀一君）** わかりました。民間の保育ですね。公立保育園が今、統合してます。できれば、私立の保育園が伸びていったほうが私はいいと思ってるんですね。ただ、この前、菅尾保育園のですね、民間委託をやったときに、こちらの矢部の保育園のほうは誰も手を挙げられなかったということもあります。それなりの事情があるのだと。経営に対してのですね。今のと

ころ自分たちのところで精いっぱいということがですね、理由だろうというふうに思いますけども、今度、蘇陽のほうが、1 社会福祉法人が手を挙げられまして、民間でのいい部分、これが伸びていって、そしてまた公立保育園とですね、やっぱり保育サービスのお互いがいい部分を伸ばしていくようなですね、そういう保育になれば非常にいいなというふうに思っておりますし、先ほどを申し上げたとおり、私立保育園がもう少し伸びていてもらったほうが私はいいいんじゃないかなという感想は持っております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

1 番、吉川美加君。

**○1 番（吉川美加君）** ちょっと時間がですね。皆さんおくたびれかと思いますが、ちょっと保育園のことにつきまして。私も3回目ですけども。統合保育園については、行政報告の中で図面等々を見せていただいたところですけども、この間、中村議員からも御指摘がありましたように、余り開放的な感じではないと。

それから、支援センターのことを、この間の一般質問でさせていただきましたけれども、あの図面の中で、病後児保育さんと支援センターさんが隣り合っている、そして、そのすぐ前に調理場があるというふうな設計になっていたと思います。これについては、どの程度、使ってる人たちの意見がどういうふうに、支援の意見がどういうふうに入っていたのか。病後児をやる人の意見がどうだったか。

この間の課長の説明では、3名程度、病後児は見れるような体制ですとおっしゃったんですが、町内全部の保育園が対象ですから、やっぱり多いときには3名ぐらいでは足りないと思っているので、支援のほうをですね、今の場所で、そして、病後児をふやすなり。そしてまた病後児という、いわゆる保菌というかですね、病後とは言え、そういった子供さんと調理場がすぐそばにあるというのはどういうことかなとか、そういったところを不思議に思ったわけなんですけど、どのような方々がその設計に御意見を持ってこられたのか、どういうふうな流れでそういう設計になってしまっているのか。

先日ですね、済みません、御船町立の上野保育園を見させてもらったときに、保育園長先生が、本当にコンセンツの位置から何から何までいろんな意見を言わせていただきました、それですばらしい環境になりました。そこは45人規模で、1億6,000万の建物でした。だから、そういったところをですね、なぜ……。そして、2億4,000万プラス、統合保育園工事管理業務委託料の1,000万上がってますね。だから総額はもうちょっと上がってくるんじゃないかなというふうに思っていますけども、そこら辺をもうちょっと詳しく聞かせてください。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 行政報告の中で、病後時・子育て支援センター併設の保育園というふうなところで、病後児があつて、支援センターがあつて、その前には職員室というふうなところがありますが、こちらに関しては、その感染のないような形で、そちらの方は考えて設計をしてあるというふうなことで考えていただければいいかと思ひます。

それから、病後児保育園のほうに関しましては、一応、今まで病後児保育というふうなことを

してなかったんですが、その中で、大体、平均、年間を通して1日3名程度のやり方でやったら当初はいいんじゃないかというふうなことで、上益城郡の甲佐、御船と一緒に病後児のほうをやられてるんですけども、あそこのほうは1日4名程度という形で、病後児保育を民間のほうでされてるんじゃないかなと思います、同じ、例えばインフルエンザで病後、回復期の子供たちが来た場合には、同じ種類の感染症の病気の子たちは3名でなくても10名程度、それに合わせた形で臨時の方も雇っていくというような形はできるんじゃないかなと思います、多くても10名程度というふうな形にはなるかなというふうには思います。

それから、建物の建設費のことだったですか。一応、建物の部分につきましては、ほんとにです、ね、今回の統合保育園に関しましては、定員のほうも、初めのほうは65名で、広さは830平米というふうな形で初めの説明をさせていただいたんですが、その中で、子供たちの人数等も将来的なことも踏まえて、今回、定員が45名、それから広さにつきましては756平米というふうな形で、コンパクトに、本当に使いやすい形で設計をさせていただいたというふうな形になります。

建物自体の工事が2億88万円で、外構工事が3,100万円、解体工事が800万円というふうなことで2億880万円になるんですが、その中の坪単価を計算しますと、それこそ県産材の木材を使うというふうなことになってくると、業者の方からも説明を受けたんですが、県産材、木材を使ってくると大体普通は坪単価100万ぐらいはかかるんじゃないかというふうなところなんですが、今回、そういう部分のところで坪単価を計算させていただいたところ、坪単価が74万2,000円というふうなことで計算をさせていただきました。

高森、南阿蘇のほうが保育園のほうを建設されてるんですが、そちらのほうは少しまだ小さいんですけども、そこのほうは坪単価が86万円というふうなことで、同じような形の、年度で、二、三年前の部分のところなんですが、その辺と比較をしましたが、ただ、二、三年前でも、いろんな単価等も、1年1年上がってきているので、よそと比較をするということはなかなか難しいというふうなことも言われております。

そういうふうなことで、今回の坪単価は74万2,000円で、木造づくりとしてやっていきたいというふうに思っております。設計単価の部分に関しましては、現在の公共建築工事標準単価をもとに積算して、単価等も数年前と比べて10%ほど上昇しているということで、少し上がってる場所もあります。

それから、もう一つは、病後児と子育て支援センターが併設をしておりますので、その中で、トイレ、水回り等が、一つ一つその部屋ごとにやっぱり必要となっていくので、その分も金額的には上がってきてる部分ではあるんじゃないかなというふうに思います。

辛抱してる部分につきましては、なるべく落とすという部分に関しましては、床暖とか太陽光等もいろいろ考えたところではありますが、その辺を入れないようにして、寒くないような、床のぬくもりを大事にしていくような内容等を考えていくというふうなことで、床暖は使わないというふうな形になって、今、こういうふうな金額に、下げて下げて話をしているんですが、こういう形になったところです。

特にです、ね、本体工事の中の建築工事と電気設備工事、機械設備工事に関しては、民間も官公

庁が建てる建物的には金額的にはほぼ変わらないんだけど、本体工事の諸経費の部分のところがですね、ここが官公庁の場合は決まっているので、そこ部分で、民間と公立、町が建てる部分については、そこで差がつくんじゃないかという説明を聞いております。私も専門ではありませんので、その辺に関しては、設計業者の方から聞きながら、今わかってる分だけ説明をさせてもらったところです。

○議長（中村一喜男君） 設計に意見を取り入れたか。

○健康福祉課長（門川次子君） 設計の部分につきましては、本当にですね、公立保育園、統合保育園の保育士、調理師の方たち、担当の方も含めて、これまでですね、恐らく電話等もしながらやってきてますので、六、七回ぐらいは検討しながら。きのうも、ぎりぎりまでですね、きのうも設計業者を呼んで、説明なり、自分たちの意見を出してきているというふうなことです。

○議長（中村一喜男君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会とします。

---

延会 午後4時16分

3 月 14 日（月曜日）

平成28年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年3月3日午前10時0分招集
2. 平成28年3月14日午前10時0分開議
3. 平成27年3月14日午後4時07分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第12日) (第6号)

日程第1 議案第20号 平成28年度山都町一般会計予算について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
監査委員	森田京子	教育長	藤吉勇治
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	増田公憲
蘇陽総合支所長	有働章三	会計課長	山中正二
企画政策課長	本田潤一	税務住民課長	甲斐良士
山の都創造課長	檜林力也	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	江藤宗利	農業委員会事務局長	山本祐一
環境水道課長	江藤建司	健康福祉課長	門川次子
そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文
隣保館長	西田武俊	学校教育課長	田中耕治
生涯学習課長	藤川多美	地籍調査課長	藤原栄二

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 議案20号 平成28年度山都町一般会計予算について**

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第20号「平成28年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

3月11日までに第3款までの質疑が終わっております。

4款衛生費について説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） おはようございます。

4款の説明をさせていただきます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費です。本年度予算2億8,278万2,000円です。

右のほう、節のほうですが、報酬、健康づくり推進協議会の委員報酬ということで、19名分を23万7,000円上がっております。それから、町医報酬、訪問看護師の報酬ということで、町医のほうは7医療機関のほうになります。

それからあと2、3、4と、これは職員の給料等になります。

次のページをお願いいたします。

9節の旅費ですが、こちらのほうは費用弁償で、先ほどの町医、それから健康づくり推進協議会等の費用弁償等になります。

それから、12節役務費のほうは、公用車定期点検手数料ですが、こちらのほうは車検が6台ありますので、そちらのほうの金額になります。

それから、13節委託料ですが、これは、在宅当番医事業実施委託料ということで95万2,000円、こちらのほうは、郡医師会のほうに上げるというふうなことで上げております。

それから、19節負担金補助及び交付金、こちらにつきましては、保健医療総合診療実践学寄附講座設置負担金、これは、熊大のほうに差し上げるものでございます。これは、医師の確保という目的の中で、熊大のほうで協力をしてもらっているというふうなことです。

それから、熊本県僻地医療自治体病院開設協議会負担金28万1,000円、これも9町村で協議会をつくりまして、医師の確保に向けての事業に充てていただくというふうなことで、28万1,000円を上げております。

それから、28節繰出金、これは、病院会計繰出金で1億6,800万です。

それから、2目の母子保健費です。こちらのほうは、乳幼児健診に伴う予算というふうなことで上げております。賃金、報償費、需用費に関しましては、乳幼児健診、赤ちゃん健診等に伴う予算というふうなことになります。

次のページをお願いいたします。

13節の委託料ですが、妊婦健康診査委託料のほうは886万5,000円ですが、こちらのほうは1人

当たり10万1,000円の90人分を上げております。

それから、19節の負担金補助及び交付金のところですが、今回、新たに不妊治療助成金ということで50万を上げさせていただいています。1回5万円の10人分というふうなところで上げさせていただいております。

113ページをお願いいたします。

4目の保健センター管理費です。こちらのほうは、矢部保健センター、千寿苑のほうの予算、それから清和保健センターの分ということになります。

需用費、それから役務費に関しましては、矢部の保健センター、それから、清和の保健センター分というふうなことで予算を上げさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

トレーニングマシン調整手数料なんですけど、これは、清和のほうで週に1回、筋トレのほうをしてられる部分のトレーニングマシンの調整手数料になります。

それから、13節の委託料ですが、こちらのほうも、矢部、清和保健センターの浄化槽関係の管理委託料になります。

下のほうの施設管理委託料の500万がありますが、こちらのほうは、千寿苑のほうの管理委託料になります。

それから、14節の使用料及び賃借料のところですが、こちらのほうは、清和保健センターの土地借上料が21万9,000円というふうなことになっております。

116ページをお願いいたします。

6目の予防費です。この予防費の部分につきましては、予防接種に関する予算がこちらのほうに出ております。子供の予防接種から、インフルエンザ、肺炎球菌等の16種類の予防接種関係がこちらのほうに出ております。

13節の委託料、予防接種委託料ということで、こちらのほうが3,000万、それから、19節の負担金補助及び交付金が10万円上がっておりますが、これは県外で受けた場合の補助金という形になります。

それから、7目の健康増進費の部分につきましては、各種がん検診、それから集団検診、節目検診等に係る予算になります。こちらのほうが6,462万6,000円となります。

補助金、国・県の補助金の部分ですが、がん検診等が国からの2分の1、それから、健康増進関係に関する県からの3分の2の補助がありますが、それが合わせて184万6,000円ということになります。

それから、13節の委託料なんですけど、健康診査委託料、先ほど言いました各種がん検診、それから、集団検診、それから、節目検診等に係る委託料になります。それが6,100万円というふうなことになります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 次の目について説明を求めます。

環境水道課長、江藤建司君。

**○環境水道課長（江藤建司君）** おはようございます。環境水道課の環境衛生関連の28年度予算について説明いたします。

環境衛生係におきましては、三つの施設の運営管理を行っております。いずれの施設においても、老朽化に伴いまして、機器等のふぐあいがたびたび発生する状況であります。幸い、数日にわたって施設を休止しなければならないような大きな事故には至っておりません。今後も引き続き、適正な維持保全のもと、住民生活に迷惑のかからないよう、業務に当たっていきたくと考えております。

それでは、110ページをお願いします。

3目の環境衛生費です。28年度2億5,891万計上させていただきました。財源内訳として、国庫支出金1,426万1,000円。これは、浄化槽の補助整備の補助金であります循環型社会形成推進交付金の見込み額として上げております。その他77万円。これは、飼い犬登録、狂犬病予防注射等の手数料の見込み額であります。

一般財源2億4,387万9,000円。1節報酬ですが、環境審議会委員5名、美しいまちづくり推進員28名の報酬でございます。

2節、3節、4節におきましては、環境衛生関係の職員9名の人件費等でございます。

11節の需用費です。141万5,000円。主なもので、浦川水路の浄化施設の電気料80万、その他消耗品を計上しております。

112ページをお願いします。

13節の委託料115万3,000円。主なものとして、浦川水路の浄化槽施設の管理委託料74万3,000円、それから、不法投棄、大型ごみの収集委託料を計上いたしております。

19節の負担金補助及び交付金です。2,765万3,000円。これは、浄化槽設置整備60基、それから、住宅用太陽光発電システム10基、住宅用太陽熱利用システム40基、それぞれ見込んでいますが、その補助金と、その他各種負担金等でございます。

28節繰出金ですが、1億6,307万2,000円。これは、簡易水道特別会計の繰出金でございます。

続きまして、115ページをお願いします。

火葬場管理費1,829万計上しております。財源内訳、その他ですが、326万1,000円、これは火葬場の使用料の見込み額を計上しております。一般財源1,502万9,000円です。

11節需用費362万円。これは、火葬場の天昇苑で使用いたします光熱水費、修繕、消耗品等を計上いたしております。

13節の委託料です。597万7,000円。これは、天昇苑の管理人2名の委託料、並びに施設にあります諸設備の保守点検、管理委託料等を計上いたしております。

次のページ、116ページですが、15節工事請負費830万円。これは、天昇苑に設置しております高圧電気設備が設置後20年以上経過しておりまして、その更新工事として計上したものでございます。

117ページをお願いします。

4款衛生費2項清掃費1節じんかい処理費です。1億5,878万4,000円を計上させていただきます

した。財源内訳のその他の594万6,000円ですが、これは有価物類の売却料等を見込んでおります。一般財源1億5,283万8,000円です。

1節の報酬と4節の共済費は、小峰クリーンセンターにおります4名の非常勤職員の報酬並びに保険料等でございます。

次のページをお願いします。

11節需用費ですが、これは小峰クリーンセンターで使用いたします薬品費、消耗品費、修繕料、光熱費等の施設を稼働するために必要な経費を計上いたしております。

13節の委託料です。6,431万8,000円。これは、一般家庭から排出されます一般廃棄物収集運搬委託料として5,252万6,000円、学校等から排出されます公共施設の一般廃棄物収集運搬委託料として836万3,000円、それから、ダイオキシン類等の公害に関する分析委託料等を計上いたしております。

次の120ページをお願いします。

15節の工事請負費です。4,150万円。これは、小峰クリーンセンターの定期補修工事です。28年度は、1号、2号の焼却炉の耐火物燃焼装置補修、灰出し設備の補修、それから、公害監視装置等の点検整備を行う予定にしております。

19節の負担金補助及び交付金です。851万円。これは、関係6町村で組織しております熊本中央広域事務協議会の負担金として800万円、このことにつきましては、さきの協議会で承認をいただいているところでございます。

2目し尿処理費7,691万9,000円です。一般財源のみです。

1節の報酬、4節の共済費につきましては、千滝クリーンハウスにいます非常勤職員の3名分の報酬と保険料等でございます。

次に、11節の需用費です。3,824万3,000円。これは、千滝クリーンハウスで使用いたします薬品費、消耗品費、光熱水費等の施設の稼働に必要な経費を計上いたしております。

次のページ、122ページをお願いいたします。

15節の工事請負費です。2,950万円。千滝クリーンハウス定期補修工事でございます。28年度は汚泥の破碎装置、曝気攪拌ブローワー、脱臭設備、汚泥の供給ポンプ等の整備を行う予定にしております。

3目の最終処分費です。

13節の委託料ですが、1,715万2,000円。これは、菊池市の最終処分場への小峰クリーンセンターから排出されます燃え殻、ばいじん等の運搬処理に係る委託料1,700万を計上しております。

19節の負担金補助及び交付金120万ですが、これは、最終処分場があります菊池市への環境保全協力金として菊池市へ支払うものでございます。

環境衛生系の予算については以上のとおりです。よろしく願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 以上で4款衛生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 一般家庭ごみの処理に関してなんですけれども、ハッピーマンデーというのがあれになりまして長くなりますけれども、当初、月曜日の回収のところはすごく困っていたと思うんですが、それが年の半分かと思いますが、月曜日が休みのときには火曜日にというふうなことになっていると思います。しかし、完全にじゃなくて、何か、後半のほうはそれがなされてないというのは、どういうふうなことかなってということと、年間通して休みのときには、その次の日にでも回収していただければありがたいなというふうに思っておりますので、検討の余地があるかどうかというのを伺います。

それと、火葬場のほう、天昇苑なんですけれども、管理人さんお二人ということで、本当に夜討ち朝駆けといいますか、本当に予測のできないお仕事をされていると思うので、この方々のいわゆる待遇といいますか、ちゃんと振替とか、そういう休みのとり方とか、そういったのはきちんとなされているかどうかというのは、把握されているかなというふうなところがちょっと心配になりましたので、伺います。

**○議長（中村一喜男君）** 環境水道課長、江藤建司君。

**○環境水道課長（江藤建司君）** ごみの収集の件でございますけれども、そこはちょっと担当と、また打ち合わせて、後ほど回答させていただきます。

それから、火葬場につきましては、委託契約しているわけなんですけれども、予測が本当にできない仕事なものですから、大変な部分はありますけれども、毎日というわけではございませんので、休暇といいますか、そういった点は十分それなりにとれていらっしゃるのではないかなと思っております。いろいろ健康状態について、いろいろそういう問題があれば、当然、我々のほうに何かのお願い等はあるものと思われまますので、そういったことは今までございませんので、その分は今のところ大丈夫かなというふうに思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 今、現場から上がってくればというふうなことをおっしゃいましたけれども、江藤課長のほうも今回が最後といいますか、本当にお勤め御苦労さまでした。ぜひ、次の方々に申し送りとして。こういう火葬場なんかというような仕事は、なかなか私たちも気軽に視察といいますか、訪れるという機会がない場所ですね。なので、ストレスというものが、やはりかなり、先ほど総務課のほうのストレスチェックの話もありましたけれども、やはり担当課のほうで気を本当に配っていただきたいと。すごく抱え込むものも、そういった現場に毎日毎日触れられているということで、かなり精神的にもきつい仕事じゃないかなというふうに思いますので、上がってくるまでじゃなくて、やはり折々にヒアリングというか、そういう心の健康には心を配っていただきたいものだなというふうなことを要望申し上げます。

それと、家庭ごみのほうも調べていただきながら、やはり連休後とか、それから、休みの後、3連休の後には家庭のごみっていうのは結構、今は燃やしたりしませんので、家庭の主婦、家庭のそういったものを担当している人たちにとってはすごいストレスになっているというふうに思いますので、そういったことを御要望申し上げます。答弁は結構です。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 一つだけ聞いておきますね。浦川浄水関係ですが、その前に門川課長のところも、保健衛生のところですね。それから、環境衛生の今の部分、全て私は、言うところの自助努力というのが非常に求められるセクションなんです、これは。これを我々は、簡単に行政が何かやれと言いたがります。しかし、それからの反省を込めて、自治振興区、あるいは区長区で、自分たちでやれるところは自分だけやると。きちんと収集日というのは日程がわかっていますから、それに合わせた生活サイクルをつくっていく、そういうことを。今度は連休が続くから、ごみがたまると。それでは家庭ではどうすべきかと、心して今はみんなやっているはずです。だから、自助、共助、公助という部分で、自助の部分が非常に大きい。集団検診もそれが働いて、割合と予防効果が起きているというふうに私は思っております。そこは啓発をしていってください。

それでは、浄化槽のところで、浦川関係のやつが350万ぐらい合計するとあります、累計は。そこで、これは旧矢部警察署跡に四万十方式の浄化槽をつくっています。それは知っていますか。これは、ろ材を、木材を使っているんですね。多孔質の木材。木材の気孔を利用して、そこにバクテリアを多くすませて浄化していくと。これは、流量の多いところに効果がどうもあるらしいと。四万十川ではそれをやっているということで導入しているんです。ある意味、この町では実験的な施設でもあるんです。だから、これがどれだけ効果があっているのか、年に何回ぐらい、この流入口から流出口までチェックしているのか。その流末の全てが千滝川に流れてきます。これは浜町市街地の下水と、それから、酒屋さんの汚水、いわゆる洗米水ですね。これなんかもほとんどそちらに流れていく。ですから、千滝川に流れて、その流末は全部私の村に来ているんです。緑川の合流点は私の村にあるんですよ。

この前、やまトークのときに、うちの村のある人が、どうも汚濁度が大きいんじゃないかと。目には見えないけれども、科学的な分析をすると、非常に大きい数値が町の広報に載ってきている、一体どうなってるのかという心配が出ておりました。以前はもっとひどかったんです。見た目でも、渇水期には泡ぶくが立って流れておりました。これは、クリーンハウスの浄化能力にも問題があったんですね。クリーンハウスのやつも千滝川に落ちておりますから。千滝川をあたかも天然の下水湖にしてきたのが旧矢部町なんです。少しでもそれをカットしようということで、四万十川方式で浦川にその装置をつけました。今どうなのか、周辺のおいしはどうなのか。ひところ、においもあっておりましたからね。それを定期的に、チェックの結果はどうなのかちょっと聞いておきます。せっかく350万も使っているんですから。340万ぐらいか、今、計算するとなります。

**○議長（中村一喜男君）** 環境水道課長、江藤建司君。

**○環境水道課長（江藤建司君）** 浦川水道浄化槽は、年間4回、水質検査をやっています。流入口と流出口のそれぞれの水質を調べまして、その比較で評価しているわけですが、ちなみに直近の、ことし2月ですけれども、水質検査した結果では、流入口でBODですが、23ミリグラムですかね、リッター当たりあったのが、排出口では1.3ミリグラムに減少しているというような水質検査が出ております。

ちなみに、浄化槽の水質基準が、BODにつきましては20以下と規定されておりますので、十分効果は上がっているというふうに考えております。

それから、やまトークで出ました意見は大腸菌の件だろうと思いますけれども、その件につきましては、保健所に今お尋ねしたところ、大腸菌につきましては、加熱をすれば人体に影響は出ないというようなことですので、その点については本人さんのほうにうちの課より報告をいたしております。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 後のことをちょっと言っておきますね。大腸菌、確かに熱を加えれば死にます。あるいは薬品でも死にます。そういう問題じゃないんです。大腸菌の濃度がそれだけあるということは、大変汚れているということの証拠ですから。人間は感覚の動物です。感覚的にそれを忌み嫌います。感覚で物事を。毎日の生活者は科学的に何かをはかって暮らしているんじゃないんです。自分の感覚で、きれいか汚いか、そういうところですから、そのことも頭に入れとってください。

それから、国の基準である20というやつ、これはもう大変早い時期に決まった基準なんです。私はこの基準が非常に甘過ぎるとかねがね言ってきました。

例えば、合併浄化槽の排出基準も20ですね。実際、メーカーが出しているのは5以下なんです。5以下はもう市場価値がないということで淘汰されてきているはず。だから、この町でも合併浄化槽を推進する以上は、国の基準が20だから、それにパスしたのは全部オーケーということじゃなくて、町の独自の基準をつくりなさいと、町の条例もそちらに下げようじゃないかと、私、随分言ってきたことがあります。今の美しいまちづくり条例の骨組みは、みんな私がつくったと言ってもいいくらい、やったんです。実際そうですよ。全国あちこち歩いて、浄化槽の水まで私はしゃくして飲んで、そういう形で。四国の寒川町には、私は3回ぐらい行きましたよ。あそこは天井川ですから、全国に先駆けて合併浄化槽を導入したところ。ですから、これはもっと神経質になってほしいということで今申し上げたところです。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** もう長くは言いませんが、2点だけ。

112ページの浄化槽の設置の整備事業補助金2,500万ほどついておりますが、これは非常にいいことですが、問題は予算化したものじゃなくて、浄化槽ができるということは、結局、政策的な環境の保全という部分で、先ほど言われましたように、上と下の関係。我々は非常に上流社会の生活をしておりますので、上流社会というのは緑川の上流の社会ですが、こういった部分をつくっていくためには、浄化槽の補助金の要綱、こういった部分を見直しながら、そして、本当に設置する、この数をふやしていく、そして取り組みをすると、そういった部分が必要ではないかと思えます。そういったところで、これは恐らく、課長、町長の考え方と思えますが、これについて今の状況と、そして、これからのそういった要綱の見直しの考え方、これだけを一つ聞いておきます。それが一つです。

もう一つは、浦川水路については12番議員が言いましたので、全くそうではありますが、あと、ちょっと一般質問のときに形だけは触れましたけれども、いつも6番議員が言われますように、非常に課長が、施設の老朽化に伴う、この施設を管理するのに非常に取り組んでいかにやいかんということと言われましたが、その中の千滝のクリーンセンター、老朽化しておるから毎年2,500万、2,800万、今度は2,950万という部分が、毎年度こうやって計上されるということで、恐らくこれを何かの補助事業でやったときというときに、私は防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律の一つの中で財源を確保し、私が調べたところと言いますと10分の5という部分がありはしないかと。そういったところの財源の捻出というものをやったらどうだろうか。こういった部分をどう考えておられるか、これだけを聞いておきます。

**○議長（中村一喜男君）** 環境水道課長、江藤建司君。

**○環境水道課長（江藤建司君）** 浄化槽設置整備事業につきましては、近年、補助制度を活用される方が減少傾向にあります。過去3年間を見ても、平成25年度が70基、平成26年度が54基、本年で現在のところ50基と申請が上がっております。

本町には、それと、面的整備制度を設けておりますが、これは平成24年度から取り組みができておりません。面的整備につきましては、普及推進を強く後押しするためにはとても有効な制度だと考えております。しかし、現実、面的整備の申請がない、また、個別の取り組みも減少している状況を考え合わせますと、面的整備制度は維持しつつも、普及推進の観点から、新たに取り組みやすい制度設計をすることも重要な課題ではないかなと思っております。今後、至急検討してまいりたいと思っております。

それから、自衛隊からの補助金関係ですけれども、一般質問で企画政策課長より、働きかけをするというような答弁もあっておりますので、そちらのほうを期待していただきたいと思えます。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** 町長からもいいですか。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 浄化槽について面的な整備が今進んでいないということもありますけれども、やはり市街地のほうは何らかの形で取り組みやすい、先ほど課長が言った制度をやるべきだと思いますし、面的な整備でおくれている部分もありますので、その辺も使いやすいものに、もう少し柔軟にやっていけないかということも検討したいというふうに思います。

それから、し尿処理の財源捻出のことにも絡みますけれども、今度、上益城郡プラス西原村で統合に向けた取り組みをやっております。その中でも、し尿処理については平たん部のほうが、かなり下水のほうが進みまして、その辺で処理能力というのが余裕が出てきているという部分があります。その辺もこちらの、毎年毎年この財源の捻出が厳しいものがありますので、その辺も、その平たんできているし尿処理のところと早目に一緒にできないか、それには応分の負担が、多分、運送料がかかってきますので、その辺の検討も必要なんですけれども、これの耐用年数のことなんかを考え合わせると、その辺の費用対効果を十分考えた上で、お願いする部分はお願いしていくという考えを少し早目に前倒して検討していく時期が来ているもんだというふう

に思います。

その辺含めて、防衛の關係の補助制度もちょっと見ていきたいというに考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** そういった形で、しっかり取り組んでいただきたい。考え方よりも、即実行に移していただきたいと思います。こういった合併浄化槽が、これだけの部分が少なくなってくる。これを緩和して、この設置を促進していけば、定住のほう、非常に自分たちの生活にも非常にこれは密着しておりますので、そういった部分では。

また、財源につきましては、ただいま町長がしっかりと取り組んでいくということでございますので、とにかく、中期、長期、非常に厳しくなっていくことで、問題は国の支出金、そういった部分をうんと利用しながらやっていくというのが大事だと思いますので、しっかりひとつ取り組んでいただきたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑ありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 今、し尿処理が話がありますが、じんかい処理につきましても、演習場からの搬入があつておるといふふうに思っております。それと合わせますと、28年度の予算が7,100万円です。これは10年間で7億を超えます。ぜひ、そういったことも考えながらやっていってほしいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 5番、藤澤和生君。

**○5番（藤澤和生君）** 私は、ごみの最終処分地の購入に当たってちょっと質問なんですけれども、共有のところとか個人のところがありますけれども、随分長いですが、ある程度はできていると思いますけれども、この予算に全然上っていないということになると、これは、ある程度購入はもう済んだということで考えてよろしいですかね。その辺はいかがでしょうか。

**○議長（中村一喜男君）** 環境水道課長、江藤建司君。

**○環境水道課長（江藤建司君）** 最終処分場の購入に関しましては、人数の割合で言いますと、8割近く購入は完了しております。ただし、数名の方は、かなり以前に亡くなられておまして、登記名義人がですね、相続関係が発生しております。その中には、かなり複雑化をしている部分もございますので、まず相手があることですから、まずそちらのほうを、登記ができる準備ができた段階で、予算のほうはまた上げさせていただくならと考えております。まずは、とにかく、相続人を探して、その準備ができるように、現在、進めているところでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 5番、藤澤和生君。

**○5番（藤澤和生君）** 非常に複雑ということは私も承知をしておりますけれども、ある程度年数あたりも区切って動かれたらいかかと思ひます、その辺はですね。随分なりますけれども、その辺は私もどうかと、ある程度、私も身内もおりますけれども、もう亡くなってしもうて、そうなるに相続あたりはどこに持っていくかということなり、またその辺の問題もあるしですね。これは簡単にできんとかじゃなかろうかという懸念もしております。そういうこともありますから、年数を区切って、どうもでけんときには、どぎゃんかまた違う方法でも考えんといかんとじゃな

かろうか、購入に当たってはですね。そういうことを思いますけれども、その辺もまたよろしくお願ひします。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 相続登記の話は今、課長がしました。そのとおりであります。それでこれ、司法書士さんに追跡調査をずっとやってもらっているんです。それで、その相続関係がきちんとしたら、そこに担当課のほうから通知文をあげて、そして交渉を当たっているということでもありますので、とまっているわけではありませんので、それを随時進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑ありませんか。

11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 焼却場、それから火葬場、し尿処理場、大体年数が変わらないころですね。焼却場は二十六、七年たっておりますが、新しく合併して焼却場、ごみ処理場をつくるまでに耐用年数としてもてるのかどうか。もたせなければならぬということだろうと思ひますが、大丈夫なのかどうかということをお尋ねです。

それから、浦川の水の浄化槽、四万十川方式ということで、当時、鳴り物入りでつくられました。ことしも予算が総額、全部足してみても170万ぐらいなってるわけですね。浦川の上水道関係が、足してみましたか、浦川水路浄化というので、170万ぐらいになっております。私も聞きたかったんですが、大体順調に動いているということですが、これも、つくったときから見て、機能が衰えているのか、耐用年数というのがあるのかどうか。

二つお尋ねします。

**○議長（中村一喜男君）** 環境水道課長、江藤建司君。

**○環境水道課長（江藤建司君）** 一般廃棄物の中間処理施設でございますけれども、これがいづれも、平成2年あるいは6年あたりに建設されたものでございまして、もう耐用年数が大体15年から20年と言われておりますので、既に耐用年数は過ぎております。

ただ、今、話し合われております広域化の新しい施設は、まだ10年先ということでございまして、その間、長寿命化を考えながら、適切に維持保全しながら、支障がないように管理していきたいというふうを考えております。

それから、浦川浄化槽につきましては、特段、耐用年数というのはないかと思ひますけれども、今、ちょっと報告がっておりますのが、ろ材が、鉄軽量材が腐食によりまして少し溶け出しているというような状況だそうなんです。今、メーカーに問い合わせ、その点必要であれば、ろ材の入れかえは考えなければいけないかなと思ひております。

それから、先ほど中村議員が言われましたように、自然の素材を利用して浄化する方式でございます。ほかのろ材も、鉄系以外も、あれは入れかえなくても、補充でいいそうなんです。そういった点も、今後、段取りしてみようかなというふうを考えております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに。

11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 合併浄化槽が一般の家庭にもいっぱい入って、おかげで合併浄化槽の入っている川はきれいになっていっております。生活排水も浄化されて、きれいになって流れているということです。浦川の四万十川方式のところを見ますと、流れの中のごく一部分を四万十川方式の中に流して、流れを全部四万十川で処理してしまっているわけではありません。ですね、そうですね。私が見たときはそうでした。今でも、あそこの浦川のところの生活排水が、浄化でもしなければいけないように汚れているのかどうか。それから、どうせするならば、もうちょっと大がかりな方法が必要ではないかと。この考えどうですかということです。

**○議長（中村一喜男君）** 環境水道課長、江藤建司君。

**○環境水道課長（江藤建司君）** 浦川浄化槽につきましては、家庭排水が道路の側溝を介して中に流れ込むような方式になっておりますので、一滴漏らさず家庭排水のみというだけでは確かにないかもしれません。ただ、我々が評価するには、やはり水質検査しかないものですから、それを見る限りは一定の効果は上がっているというふうに評価しております。

それから、代替施設ですね、ほかにないかというふうなお話ですけれども、コミュニティプラントとか、そういった何軒かのですね、全体じゃないんですけど、何軒かのもやいですとか、そういった方法はあります。ただそれも、なかなかこの住宅密集地では場所がないということで、この市街地のほうは浄化槽が進まないというか、そういったことがあるかと思っておりますので、また、今後の検討課題にさせていただくならというふうに思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 小峰のクリーンセンター、焼却場の落成式に出席したのは、もうこの中では私の中村議員と2人でございます。それなりに耐用年数がたっているのを、30年にしてももうすぐでございますので、わざわざ聞いたわけです。し尿処理場も、焼却場も、余り変わらず、何年間か期間があったにしても、それぞれ年数がたっているの、これをつくり直さなければならぬというようなことになると大変だから、大切に、修理でも仕方、次の時期までもたせるように頑張ってくださいてもらいたいと思います。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費について説明を求めます。

農業委員会事務局長、山本祐一君。

**○農業委員会事務局長（山本祐一君）** それでは、平成28年度農林水産業費について、まずは農業委員会のほうから説明申し上げます。

農業委員会の事務局は、御存じのとおり、既に決定しました町の組織改編により、28年度より農林振興課のほうに統合となります。清和、蘇陽支所におきましては、それぞれ農林建設係のほうに編入となります。

昨年、農業委員会法等の一部改正により、農業委員本来の農地法に基づく許認可などの業務、

耕作放棄地対策、担い手の育成などの本来の役割のほか、国の目指す地域担い手への農地集積、それから、農地利用最適化推進など、多岐にわたる活動が求められます。関係各機関との連携強化が必須となります。御理解と御協力をよろしく申し上げます。

それでは、123ページから説明申し上げます。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費。本年度予算額5,378万2,000円を計上しております。財源内訳といたしまして、国・県支出金562万7,000円。これは国庫が210万円、そのほか県補助及び委託金でございます。その他の財源は153万円。これにつきましては、農業者年金基金からの業務委託料等でございます。町の一般財源は4,662万5,000円となります。

歳出の主なもの、人件費が占めています。1節報酬688万1,000円は、農業委員32名分の報酬556万1,000円、それから事務補助非常勤職員の1名分でございます。

2節、3節、4節につきましては、各課同様、総務課による入力でございます。農業委員会の事務職員5名でございます。

4節共済費の中には、職員5名の共済組合負担金と、事務補助の非常勤職員及び臨時職員の社会保険料、農業委員32名の災害共済費が含まれております。

7節賃金57万1,000円は、農業者年金の業務委託に伴う事務補助職員1人分です。

9節旅費189万7,000円につきましては、農業委員の各種現地の立会時と研修時の費用弁償及び事務職員の旅費分でございます。

11節需用費106万は、消耗品、公用車の燃料費、もう124ページに行っておりますけれども、年2回、農業委員会だよりということで出しております印刷製本費です。

続きまして、役務費58万3,000円につきましては、郵送料です。毎年実施しております農家台帳等の郵送料です。対象農家は約3,000戸となります。

14節使用料及び賃借料34万円は、農業委員の視察研修、昨年度は人吉市のほうに視察に行きましたが、例年、九州内を視察研修しております。それから、県内農業委員の全体研修会、活動推進大会ということで、県のほうで開かれます。それらのバス借上料でございます。

19節負担金補助及び交付金47万9,000円は、熊本県の農業会議への負担金32万7,000円、それから、上益城郡の農業委員会の協議会がありますので、そこへ15万2,000円。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 説明の途中ですが、ここで、10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時53分

再開 午前11時02分

---

**○議長（中村一喜男君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の目について説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** 失礼いたします。それでは、平成28年度の当初予算の説明を

させていただきます。

農業振興課は、農政係、農村整備係、林政係の3係体制で事業を推進しております。先ほど農業委員会局長からありましたように、平成28年度から農業委員会事務局を含む体制となりますので、農地行政の振興とあわせた政策の推進を行うこととなります。

農林業は本町の主産業として位置づけられており、その振興が人口減少の歯どめとなる重要な課題と認識しております。

御承知のとおり、農村社会は、農地の減少や耕作放棄の増加、農業従事者の高齢化が進行し、中山間農業の構造が崩れるとともに、さらに有害鳥獣の被害は拡大し、農産物生産量の減少にもつながり、農家が生産意欲も衰退している要因となっております。

一方、国はさきの12カ国によりますTPP合意を受け、国内農産物等の影響を考慮し対策を講じてはいるところですが、日本型直接払いも法制化されたものの、米の生産調整が平成29年度をもって廃止となり、水田の所得補償がなくなり、将来の不安は払拭できない状況です。

集落営農の取り組みあたりましては、新たな取り組みが広がりを見せています。法人化へ向かい、地域の中心的な担い手組織が育ちつつあり、関係機関と連携しながらさらなる普及に努めます。

有害獣対策につきましては、地域一丸となつての取り組みが効果を上げておりますので、被害防止と捕獲を総合的に進め、農産物等の被害防止につながるよう、さらに努力を進めます。

問題が山積する中、これまで培われてきました有機農業や、低農薬・減農薬農業、また、中山間地の好条件を生かしながら、熊本県が推奨するグリーン農業などを活用したブランド化事業を進め、産地化を図り、また、TPP対策を初めとする経済対策について、国・県との連携を密に取り合いながら、具体的な事業へつなげ、農家の所得向上に努めたいと思います。

ここで、昨年度、農林業政策の速報値が出ておりますので、概略をお伝えしておきたいと思いますが、総農家数につきましては山都町でございますが、2010年と2015年の差がマイナス8.7、228戸の減少であります。

この内訳としましては、自給的農家がマイナス33戸の6.1%減っている。それと、自給農産物と販売を含む販売農家につきましては、195戸減っておりまして、マイナス9.4%でございます。

ちなみに、熊本県全域を見ますと、総農家数でマイナス12.4、8,304戸の減少となっております。自給的農家におきましては、マイナス9.6の1,960戸、そして、販売農家におきましては、マイナスの6,344戸で13.6%という速報値でございます。現在、まだ微調整が行われておりますが、そう変化するものではないかと思えます。

ちなみに、隣接町村の特徴を申し上げますと、嘉島町におきましては、総農家数は17.0%の減少、そして、自給的農家におきましては、5分の1、マイナス21.7%の減少となっております。

その反面、南阿蘇村につきましては、総農家数はマイナス9.4でございますが、自給的農家数につきましては23.5%、66戸でございますがふえているというようなことでございます。

これは、あくまでも数値ということでございまして、中身についてはまだ検証いたしておりません。今後、政策の一つとして、それぞれを参考にしながら進める材料になろうかと思えますの

で、それぞれの地域の特徴も捉えて事業遂行に努めてまいりたいと思います。

それでは、平成28年度予算について御説明をいたします。

5款1項2目農業総務費より、順次説明いたします。125ページをお開けください。

2目人件費などの経常経費を計上しております農業総務費です。本年度予算額1億4,582万3,000円をお願いしております。特定財源としましては、その他に二瀬本ふれあい館の使用料2万円を充当しております。

歳出の主なものとして、2節給料、3節職員手当、それから、第4節共済費については、農林振興課、林政係を除く職員及び清和、蘇陽総合支所担当職員20名分の人件費をお願いしております。

11節需用費、修繕費、それから、126ページをお願いいたします。

12節役務費、13節委託料、14節使用料及び賃借料、27節公課費につきましては、二瀬本ふれあい館等の管理費等と公用車の車検費用等を計上いたしました。

3目農政費では、各種団体の活動奨励、普及促進の助成を行っております。本年度予算額2,201万6,000円を計上いたしております。特定財源としまして、県補助金217万8,000円、その他136万4,000円を見ております。

内訳は、国営造成施設の管理体制補助金217万8,000円と、その他としまして136万4,000円は、鮎の瀬交流施設の使用料56万4,000円と、栂山かんがい事業協力金80万円を充当しております。

歳出の主なものとしまして、1節報酬4万8,000円は、環境保全型農業審議会委員8名分です。

8節報償費10万円は、新規就農者や青年就農者、それから、女性就労者の方々の合同研修会等を新たに計画いたし、計上いたしました。郡単位での支援等はございますけれども、町独自の取り組みとして新たに事業として展開する分でございます。

それから、13節委託料につきましては、鮎の瀬交流施設の消防施設点検と管理委託料76万9,000円でございます。

14節使用料及び賃借料は、山都町認定農業者協議会の研修バスの借り上げ料でございます。

19節負担金補助及び交付金1,983万2,000円は、上益城地域等におきます各種協議会の負担金、それと、国営造成施設管理体制整備促進などの補助金でございます。

128ページをお開けいただきたいと思います。

補助金等の主なものとしまして、上益城農業振興協議会の負担金20万2,000円は、郡内5町村と県、JA、共済組合、地区協などの関係機関の連携を図り、新規就農者支援と、それから、地域農業の振興につなげようと連携活動を行っているものであります。

認定農業者支援の経費として、認定農業者協議会の活動支援30円の助成金をお願いしております。現在、町内に300名の認定農業者が認定を受け、経営改善に向けての取り組み中です。平成27年度に、新たに16名の認定農家の増加がっております。

農林振興補助金460万円は、農協の花き生産部会の活動助成金と、圃場から出ます廃棄プラスチック処理の助成金等でございます。各部会活動におきましては、運営費でなく、新しい技術導入などの活動への取り組みなどを支援するものです。

有機農業協議会助成金100万円は、協議会主催によります有機農業フェアの費用や、有機野菜等のPR活動、高校生の稲刈り体験等の受け入れに係る活動助成金です。

国営造成施設管理体制整備促進事業補助金515万6,000円は、平成26年度から平成29年度まで、かんがい施設管理費として、国の継続事業354万4,000円と町独自の耕作放棄地対策費161万2,000円です。

次の、自立経営体育成支援資金利子補給費補助金13万3,000円は、日本政策金融公庫、各JA、銀行への借り入れを行っております認定農業者11名のスーパーL資金の利子補給です。

茶振興会補助金70万円の計上とあわせまして、毎年開催の全国お茶品評会出品助成金54万円を計上しております。お茶につきましては、価格は下落傾向にある中、品質向上のため、摘み取り前の洗浄用の機械導入など、また、粉茶、発酵茶の開発、販路開発などにみずから取り組んでおられます。また、主要産地の状況を確認し、品質の向上につなげ、収入増加を目指します。

上益城青年農業者助成金4万2,000円は、上益城管内の青年農業者の意見交換会の場として活動を行っております。現在、上益城に19名活動していらっしゃいますが、そのうち14名が山都町の青年農業者でございます。

農業後継者クラブ補助金13万円は、AC山都への補助金でございます。従来からあります4Hクラブ、現在27名でございますが、経営改善に向けた取り組みを独自に、そして、積極的に取り組んでおられ、県の農業コンクールで上位入賞、また、関係機関の研修会にて事例発表されるなど、その実績は非常に高く評価されております。上益城4Hクラブに加入し、活動をともにされております。

続いて129ページ、栴山地区かんがい事業助成金80万円は、平成19年度から28年度まで、協礼金として、旭化成ケミカルズからの助成金であります。

農業者営農対策助成金27万円は、山都町営農対策協議会の助成金であります。県、両JA、そして農業委員会、矢部高校、農業共済組合などで構成されます集落や地域などが抱える人、そして農地の課題の課題、営農政策全般に関することを協議しており、新規就農支援、集落営農の推進を行っております。

果樹選定補助金80万円は、栗の剪定を行っております。品質の向上と価格の上位付けのため、作業班により実施をしております。

集落営農推進事業補助金300万円は、町単独により平成26年度から継続に対する支援と、平成28年度から新たな取り組みを支援するものです。現在、県の重点地区4地区では、協業組合の設立、組合法人化を視野に入れた取り組みに発展しております。

また、町の単独事業で行っております推進地区、現在8地区でございますが、こちらも取り組みが広がっております。協業組合から、最後は法人化を目指すところまで発展しており、平成27年度で新たに3地区、事業への取り組みが始まりました。

加えて、集落営農により、農地の集積も進み、県の中間管理機構を通した農地集積協力の交付にも結びついております。

この支援につきましては、本町各総合支所に担当を配置し、熊本県、そして、両JA、さらに、

人的な支援として地元山都町から地域連携指導員を2名お願いし、広範なこの山都町をカバーできるよう、地域密着型の推進をしております。平成28年度におきましても、この2名の方には継続をお願いしているところであります。

農産物販路拡大事業助成金180万円は、肥後やまと会への販路拡大に向けた活動助成金です。

129ページでございます。町の有機農業協議会の中の中核的な組織として、会の牽引役として幅広く活動し、販路拡大に一躍かっております。平成28年度が支援の最後の年となります。協議会全体の活動を期待しているところでございます。

次に、4目畜産振興費です。本年度予算額775万1,000円を計上しております。特定財源、その他7万円は、町有牧野の貸付料です。

歳出の主なものとしまして、8節補償費3万5,000円は、予防注射等の山都町の獣医師の先生方3名分の謝金でございます。

11節45万円は、牛の予防注射器、それから、ダニ駆除剤の補助でございます。

19節負担金及び交付金723万6,000円は、畜産関係協議会等の負担でございます。

130ページをお開きいただきたいと思います。

牛の予防注射として、牛の異常産、死産予防のための助成金152万7,000円。また、家畜導入助成としまして401万9,000円は、優良な繁殖素牛導入として100頭分を計上しております。市場価格の12%、また、自家保留牛につきましても、市場価格の80%の12%を上限としております。

山都町指定の指定牛補助金60万円は、育成牛品評会や共進会にて上位の20頭を選考し、1頭当たり3万円を補助しておるものです。

次に、6目日本型直接支払事業費です。

平成27年度、恒常的な取り組みとしまして、中山間地直接支払事業、多面的機能支払事業、環境保全型直接支払事業が、日本型直接支払事業としまして法制化されました。これを受けまして、一事業として目の統一化を図り、事業の展開をしようとしております。本年度予算額5億8,311万4,000円を計上しております。特定財源としまして、国・県支出金4億3,769万2,000円で、中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型直接支払交付金を充当しております。

歳出の主なものとしまして、1節報酬137万1,000円、4節共済費28万1,000円、7節賃金58万6,000円は、事業推進事務補助に係る嘱託臨時職員の人件費でございます。

131ページ、13節委託料414万7,000円です。

41万円は、中山間地直接支払事業の新たな追加補助の傾斜角度、これを図る計測業務委託料でございます。新規の新加入の農地を計測するものです。

それから、373万7,000円は、多面的機能支払対象農地の、農地の税法上の保全管理状況も全筆調査委託する委託費でございます。これは国の主導により、全額、国庫補助により行っております。27年度からの事業になります。

19節負担金補助及び交付金5億7,614万円は、まず、中山間直接支払交付金として、対象の農地に3億3,200万円を予定しております。中山間地直接支払制度事業は、ことしが4期目、1期

5年でございますが、その2年目を迎え、集落協定数は164、個別協定が2、延べ参加農家2,626戸で、延べ2,372ヘクタールの農用地で取り組まれております。

次に、多面的機能支払事業交付金としまして、2億2,714万円。多面的機能支払事業は、3期目3年目、25組織で3,114ヘクタールで取り組まれております。農地維持支払と資源向上支払の二つにより、農地水保全管理支払として事業が行われております。

次に、環境保全型農業直接支払交付金としまして1,700万円を計上しております。環境保全型直接支払助金につきましては、24の組織、174名、212のヘクタールの農地において取り組みが行われております。熊本県が進めております、くまもとグリーン農業への取り組みとして、さらなる取り組みの拡大につながるよう御支援申し上げたいと思います。有機農業やエコファーマー、緑肥の植えつけや年間を通した水張りなど、このような行為が対象となっております。

次に、7目水田農業対策費では、米の生産調整を行っております。本年度予算額704万1,000円を計上しております。特定財源としまして、国・県支出金700万1,000円は、新需給システム推進事業事務費補助金63万2,000円と、経営所得安定対策制度推進事業費、県の補助金636万9,000円充当しております。

歳出の主なものとしまして、9節旅費の費用弁償52万円は、農家組合長さんの現地確認時費用弁償でございます。

132ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金640万1,000円は、本町の地域農業再生協議会への補助金でございます。この地域再生協議会では、その年の米の生産調整数量や目標量、生産調整率、転作率を審議、決定する機関でございます。平成28年度につきましては、平成27年度と同様43.8%、面積換算にしますと、水田の1,417ヘクタールが県からの転作配分があり、先日決定したところでございます。

次に、9目農業土木費では、本年度予算額156万4,000円をお願いしております。山都町が事業主体となって行う土地改良事業の計画策定の事務費等の計上となります。

133ページ、19節負担金補助及び交付としまして47万円は、多面的機能支払事業などの各種事業に活用します農地情報や地図政策など、業務支援に対応するための緑情報システム使用料として、熊本県の土地改良連合会へ負担金35万7,000円でございます。

次に、13目中山間地域総合整備事業です。これは、熊本県が事業主体でございます土地基盤整備事業で、地元負担金3%で現在推進しております。本年度予算額2,226万4,000円をお願いしております。特定財源としまして、その他の618万8,000円は、同事業に取り組みます中島地区、矢部南部地区、矢部中部地区の受益者負担金3%と、同じく換地処分費並びに換地処分精算金を充当しております。

歳出の主なものとしまして、13節委託料としまして1,005万4,000円、これにつきましては、次期対策としまして御岳地区の次期対策費用、地形図の作成業務、それと相続換地調査業務を上げております。

17節公有財産購入費9万8,000円は、中島地区の萱野でございますが、区画整理工事で新たに

水路、道路になった公有地、これは町有地でございますけれども、こちらの公有財産の公有地です。道路につきましては3,912平米、水路が5,814平米で、9,726平米が新たに町の管理としてふえます。1平米当たり10円という単価でございましたので、9万7,260円の計上をお願いしております。

それから、19節負担金補助及び交付金712万6,000円は、全国協議会負担金と3地区の事業実施にかかります負担金と、県の工事賦課金として11万1,000円をお願いしております。

134ページをお願いいたします。

22節、23節は、換地処分業務に係ります精算金と処分費でございます、同額243万2,000円の歳入歳出を行うこととなります。

圃場整備におきましては、施工前と施工後に受益者ごとに面積の増減がどうしても生じます。増加しました受益者につきましては、増加した分の精算金というものを減少しました受益者に支払うこととなります。そのため、経営でありますので、受益者から町を通して事業主体である熊本県に償還金等支払、そして、県を経由して、今度は町、そして、面積等が減少した受益者のほうにそれぞれ精算金を支払うこととなります。

22節入札につきましては、同額を計上いたしております。

先ほど申し上げましたように、町につきましては工事に道路、水路がふえた部分を支払うということとなります。

次に、14目単独土地改良費です。本年度は450万円お願いしております。農道整備や簡易な基盤整備など、国・県の補助事業や採択が困難な小規模の工事について、工事費の2分の1までを補助いたしております。

要望も非常に多い中でございますが、農道、水路等につきましては、修繕工事、原材料による水路などの施設の長寿命化とする事業も多いことから、中山間地直接支払事業や、多面的機能支払事業で、地元活動等へのシフトもお願いしているところでございます。

135ページ、次に、24目特定防衛施設周辺整備事業調整交付事業は525万円を計上いたしております。特定財源としまして460万円は、特定防衛施設周辺整備事業調整交付金です。その他につきましては、受益者の負担金となります。

歳出の主なものとしまして、13節委託料は中島・瀬戸地区瀬戸水路改修工事の測量設計業務委託料です。

14節使用料及び賃借料で設計積算用パソコンリース料17万2,000円をお願いしております。

次に、25目人・農地プラン事業費では、新規就農者支援事業を行っております。本年度予算額7,953万円をお願いしております。特定財源としての国・県支出金、これは7,950円でございますが、交付金でございます。青年就農給付金として、平成27年度末現在、39経営体、合計52名の方が交付対象となっております。そのうち、山都町の出身、Uターン者が32組で、移住の方々が11組という現状でございます。平成28年度も新たに就農希望計画も見込まれておりますので、これは平成27年度の補正予算にて、28年度新規申し込みとして前倒し分は予算計上しておりました。

次に、136ページをお願いいたします。

続いて、2項林業費 1 目林業総務費では、本年度予算額2,266万3,000円を計上いたしております。特定財源の国・県支出金は、権限移譲交付金の林業割当分20万円でございます。

歳出の主なものとしまして、2節給料1,111万7,000円、3節職員手当、それから、4節共済費につきましては、林政係3名分の人件費でございます。

11節、12節は消耗品と公用車管理費用です。

137ページ、13節委託料22万4,000円は、矢部地区下名連石丸山公園の県民の森県植樹祭跡地の草刈り管理委託料と、清和文楽邑東側のふれあいの森の草刈り委託料を森林組合をお願いしております。

2 目林業振興費では本年度予算額 1 億2,962万2,000円をお願いしております。林業関係団体の支援と有害鳥獣対策を目的としております。特定財源としまして、国・県支出金6,488万5,000円は、鳥獣被害緊急捕獲対策事業補助金3,682万4,000円と間伐材の供給安定化緊急対策事業補助金2,000万円、それと、森林整備にかかわります補助金340万5,000円等でございます。

歳出の主なものとしまして、1節報酬としまして177万円は、鳥獣被害防止対策の実施隊報酬であります。第1種の銃猟免許保持者、これは猟銃の所持許可をお持ちの方々でございますが、捕獲に従事する民間の隊員として年間を通じて従事実施が可能な免許者を猟友会から御推薦の上、通年で活動を行っていただいております。猟友会が3組織ございますが、合同による駆除が行えますように御協力を求めています。

13節委託料23万8,000円につきましては、服掛松の森林病虫害の防除委託料で、マツクイ虫の予防を行うものです。樹幹に薬液を注入するというので、マツクイ虫の予防を行っております。

それから、15節の工事請負費としまして、清和ふれあいの森整備工事として300万円、清和文楽邑東側の森林公園整備としまして、木橋階段の改修工事を計画しております。この財源につきましては、県税の水と緑の森をつくる税でございます。

138ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金 1 億2,419万円は、林業関係の各種協議会並びに負担金の予算をお願いしております。

主な補助金としましては、緑の少年団活動16万円は、町内の4つの小学校への補助金でございます。

それから、農林振興事業補助金300万円は、林業基盤整備事業で作業道改修や舗装工事として50%の補助をしております。

有害鳥獣捕獲隊助成金4,955万5,000円を計上いたしました。平成26年、27年度の捕獲頭数の推移から、イノシシ3,500頭、それから、鹿1,100頭分の捕獲奨励金を各1頭、これは幼獣、成獣区別なく1万円と、捕獲隊の皆さんへの狩猟保険代の補助などを計上いたしております。財源の約75%が国・県からの交付金を見込んでおります。

特有林産物施設化推進事業補助金49万7,000円は、県補助でJ A上益城のシイタケ部会が導入しますシイタケ乾燥機と運搬車1台の県補助事業でございます。

139ページをお願いします。

間伐材の供給安定化事業補助金4,039万2,000円は、3つの組織、緑川、阿蘇森林組合、新野産業の間伐材約1万立米の補助金です。

森林整備地域活動交付金事業補助金454万円は、施業の集約化ということで、5ヘクタール以上の集団間伐を行う森林施業計画策定のための間伐を補助いたします。これは阿蘇森林組合の補助でございます。

山都町森林整備事業補助金1,434万4,000円は、平成21年度から町単独の補助をしております。これは緑川、阿蘇森林組合の間伐、造林、下刈りの助成でございます。

次に、有害鳥獣被害防止対策事業補助金1,000万円は、町の単独事業で、電気木柵等の設置に対し50%の補助を行っております。山都町の鳥獣被害防止対策協議会助成金60万円は、町の鳥獣被害防止対策協議会の助成金でございます。

3目林業土木管理費は、町が管理します林道の維持管理費です。2,113万6,000円をお願いいたしております。特定財源としまして、森林林業木材産業基盤整備交付金850万円と、関係によります林道改良補助金180万円でございます。

歳出の主なものは、13節委託料として町管理林道の林道敷草刈り委託料でございます。矢部地区11路線、清和地区3路線、蘇陽地区4路線、合計18路線の64.4キロを地元をお願いしております。

林道開設調査委託料としまして410万円を計上いたしました。これは、阿蘇南外輪山におきまして、蘇陽から御所を抜ける民有林を活用した広域林道の調査費用でございます。

次に、14節使用料及び借上料は、林道の維持管理に係ります重機借上料です。

140ページをお願いいたします。

15節工事請負費1,260万円は、町管理林道のうち4路線の舗装、改修や、谷止めの防護工事に800万円を計上いたしました。これは県補助によります50%の事業です。

また、林道清和矢部線につきましては、のり面崩壊箇所の復旧工事を460万円で行います。県の補助が40%の予定をしております。

7目治山費は1,857万5,000円をお願いいたしました。人家裏の山腹崩壊危険箇所の予防工事を行うものです。特定財源としまして、単独畜産事業補助金1,066万2,000円と、受益者負担金159万9,000円、これは10%分でございます。

主なものとしまして、13節委託料223万7,000円は、28年度予定の5カ所の概算設計費と実施設計費でございます。

15節工事請負費は5カ所の治山工事費1,599万3,000円でございます。

140ページをお願いいたします。

道整備交付金事業5,045万3,000円をお願いいたします。平成27年度から新規事業としまして、地域再生計画により、29年度までの3年間の事業です。清和の緑川場貫線、蘇陽の大見口の鬼ヶ城線の舗装工事を行っております。特定財源としての1,700万円は、道整備交付金です。

15節工事請負費5,025万円は、2年目の舗装工事の請負費として計上いたしました。

142ページをお願いいたします。

3項水産業費 1目水産振興費13万円をお願いしております。漁協への補助金でございます。現在、景気対策として、大型補正予算等も組まれており、国・県と連絡を取り合いながら農林振興、林業振興だけでなく、幅広く地域対策として出ておりますので、関係機関と連携をとりながら農家の皆さんの声を反映できるよう、準備しておくことが非常に重要かと思っております。

よろしくをお願いいたします。以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 以上で5款農林水産業費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 最初に、課長に、工事箇所等につきましては、地図に落として説明をしてほしかったなと思っております。

2点ほど、まずお聞きします。

農業委員会のほうですが、T P Pに關係して農地の集積が、今、叫ばれておりますが、本町の状況はどうなっているかということで、農地法3条の申請件数と面積、それとまた、農地転用に關しまして4条、5条の申請状況を現時点でわかればお願いしたいと思っております。

それから、138ページでございます。

助成金のところで、緑の少年団活動助成があつておりますが、確か3団体と思ひますが、実際どのような活動をされているのか、そういうことをお聞きします。

**○議長（中村一喜男君）** 農業委員会事務局長、山本祐一君。

**○農業委員会事務局長（山本祐一君）** 農業委員会で毎月、3条、4条、5条ということで許可の申請で審議しております。私は26年度からなんですけれども、毎年若干ずつ件数としてはふえているというふうなことであります。

特に、高齢者の農家の方がやはり年々ふえているということで、もうできないと、農業をやめられるということで、権利移動に伴うものも、そう大幅ではありませんけれども、若干ふえているというふうなところでございます。

それから、よく、太陽光のほうにふえているんじゃないかというふうに思われますけれども、地域的な偏りが非常にありまして、町全体としてはそう思うほど、農地からの転用ということでの太陽光発電は、そう思ったほどふえてはおりません。

27年度になりまして、農政のほうの事業のT P P關連ので、そういうふうな取りまとめですね、農地のいわゆる集積、そのことで、集落営農の重点地区ということでも関係しますけれども、取りまとめですね、農地の集積ということで、今までは民でやっていたのを取りまとめて、正式に農業委員会の契約を通してということでは、非常に件数も筆数もかなりふえております。詳細な件数につきましては、ちょっと手元に資料はきょうはございません。後ほど報告したいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** お答えいたします。緑の少年団活動につきましては、27年度

現在、御岳小学校と、それから、中島小学校と、蘇陽小学校が郡の緑の少年活動まで行っております。新たに清和小学校が加入をしていただけることで、現在は清和小学校につきましては、学校内での活動にとどまっているところでございます。

この活動につきましては、郡の加入団体につきましては、郡の植樹祭、それから、独自に緑に触れるような、そういう校外活動を含めて現在行われております。

清和小学校につきましては、記念になるような植樹をしようということで、現在、その取り組みをされているような状況でございます。

それから、農地の集積等につきましては、人・農地プラン等の作成はもちろんでございますが、現在、農業委員会に御尽力いただきまして、集積協力金等も交付されるような状況になっております。合計で集積協力金が2,265万円、これは県のモデル地区でございますけれども、集落営農を行っておりますところの対象地域でございますが、橘での取り組みと鍛冶床、それから、仮屋、長田等で取り組みをされておりますし、農地法に上がっておりませんでした部分が、今回、これの掘り起こしで、特に地元の農業遺産等の掘り起こしによりまして、この交付金のほうにつながっているという現状を加えて報告させていただきます。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 農地関係ですが、本町においては、地形上、集積が難しいところがあると思っておりますが、農家所得及び耕作放棄地を少なくするためにも、営農集落とからめながら集積は重要な課題であると思っております。

また、転用につきましても、いろいろな事情によって転用申請がなされていると思っておりますが、新たに2条申請というのが加わったというふうに聞いております。農地除外のことがあります、これらを踏まえまして、こういったことが農業者年金の受給者にどのような影響が上がってくると心配されます。そのことを聞きたいと思っております。

それから、緑の少年団でございますが、やはりせっかくなつくってあります。子供たちに希望を持たせていくという観点から、教育長におかれましては、以前から自然観察会等によって大変な努力をされております。この成果を少年団とともに活用されていくならというふうに思いますが、そこはどうか。

**○議長（中村一喜男君）** 農業委員会事務局長、山本祐一君。

**○農業委員会事務局長（山本祐一君）** もちろん、農業者年金受給されている方が、その人がらみの……。今は家族の中で、じいちゃんから孫へというふうなケースもございます。そのようなことで、農業者年金の減額対象となるようなことがないように、事務局といたしましては、そういう相談を受けましたときに、そういうようなところで、重々そこは丁寧に、そういうことがないようにということで、もちろん指導をやっているところです。がしかし、どうしても土地が足りないというふうな場合は、その一家の中で話し合いをしていただきまして、了解された上でということで、そこはより慎重にやっているところであります。

**○議長（中村一喜男君）** 教育長、藤吉勇治君。

**○教育長（藤吉勇治君）** お答えしたいと思います。地域の子供たちを、まず地域の中でいろんな体験活動をさせながら育てていくということで非常に大事なことと思っていますし、特に本町は農林業が基盤であります。子供たちが小学校のときから自然の中で地元のことを認識していくということで、そういう学習に私も協力できる部分では協力したいと思います。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 農地の関係につきまして、減額の対象とならないように提案しておられるということですが、年金の受給者に関する農地の移動は難しいという結論だったと思います。やはり、このことと、国が今つくっておりますT P Pの関係についてどう考えておるかなというのは心配であります。その件について、町長のほうからお聞きしたいと思います。

それから、教育長におかれましては、ぜひ今までの経験を生かされまして、こういった少年活動の応援をしてほしいというふうに思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** T P Pの大筋合意というのは、まだ不確定な分が非常におおございます。具体的にどういうふうに進んでいくのか、よくわかってない部分もかなりございます。県のほうも申しているとおおり、その対応には万全を尽くしていきますということでありますので、その辺を見据えて、町としても万全を期していきたいというふうに考えております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 病害獣対策ですが、鹿が1,500頭と、私は目標がちょっと低いと思えますね。これは猟師の皆さんが、もう最近鹿をとるのは余り好まないんですね。せいぜいイノシシというようなことでしょうか。みんな高齢化してきて、都会のスポーツハンターも随分最近減ったような気がします。鹿の捕獲目標はもう少し上げてほしいというのが1点です。

2番目には、樹木の病虫害の問題。さっき、課長のほうから、樹幹に薬液を直接注入するということですが、これは特定の樹木、からかさ松なんかのことかな。私が今から言うのは2つ、これからの課題です。

いろんなところに、もみじなんかを、街路樹を含めて植えています。もみじは非常に病虫害に弱いんです、これは。特にカミキリムシの幼虫にテッポウムシとしてやられてしまいます。成長をして、10年20年たっても、ある日突然枯れてしまいます。だからこれは、根から薬液が吸い上がって、これを直接攻撃するというような方法が一つ必要ですね。

それから2番目に、山の都のほうも、ぜひ課題にしてほしいんですが、この間、消防の出初め式でも、また改めて感じました。あなたたちは感じませんでしたか。中央グラウンドの周りの桜の様子、葉が枯れてしまっているか気づかんでしょう。あつという間に、ここ数年でテングス病にみんなやられている。旧矢部町時代から、私はこのことは警鐘を鳴らしてきて、特に病原菌の発散源が私の村の西のほうにある内大臣橋のあの街路樹だと。村でもかなり切ったりもしました

けれども、もうみんな高齢化してそれができない。ところが、それが完全に東に移って、中央グラウンドは全滅ですよ、全滅。

清和で、どこか桜の里を、どなたか民間でやっていらっしゃるね。これも遠からず、全部感染してしまいます。いわゆる、西風に乗って病原菌の胞子が付着していくんです。

ずっと私は観察してきましたが、内大臣橋に植えたのは、今から40年ぐらい前ですよ。これにテングス病がもともとあったやつを植えているんですね。幼木のときから恐らくその菌を持っていて、二、三年したらテングス病が出る。それが第二小学校の、菅の小学校の校庭に移っていきました。あそこに昔からあった桜がきれいなものがあるんですが、これらがやられちゃいかんなど言っているうちに、だんだん東のほうに移っていったということですから、私が今から言うのは提案です。

やっぱり、あのグラウンドの周りの侵された、もう全部侵されていますから、これは今さら予防はできません。だから中間から切るんです。これでぐんと減ります。そして再生できます。来年新しい目が出て、桜を見事にらんまんとう咲かせてくれます。しばらくはこれでやっていけるはずです。これはぜひやってほしいと。そして、通潤橋の周りの桜もそれで何とか予防してほしいと。これは私の提案なんです。

これは前から私は折に触れて言ってきましたけれども、皆さんなかなかさらない。そして、桜が咲けば、きれいだきれいだと言ってるけれども、咲く枝がだんだんだんだん減って行って、天狗の巣のように、いわゆるがんですから、侵されたところは枝がびっしり出て、そして葉っぱだけです。だから、素人はそれを生きてるというふうに思いますが、そうじゃない。これは、長くせずにこれが死んでいきます。福島の三春とか、あるいは弘前の桜なんかは、ずっと丹念に見てみても、一つもテングス病やられていません。これには日ごろの管理もいいんでしょうね。肥料をやったりいろいろすれば、それなりのことができます。それを私は提案しておきますが、何か当面の課題にしておられるのかどうなのか。予算も何も出てきてないから、からかさ松1本を、ただ樹幹注入するだけではだめだということ。せっかく緑の少年も育てながら、緑思想を広げると言いながら、一方ではこんな見落としがあるということをおっしゃりたいんです。そこをちょっと聞いておきます。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** お答えをいたします。まず、1点目の鹿の捕獲頭数の目標でございますが、おっしゃるとおりの事実もあろうかと思えます。現在、新たな28年度の捕獲隊の編成をし、その中に狩猟免許を終わりにされた方もいらっしゃいますし、新たに55名が取られたということで、捕獲隊の再編をしまして新たな計画をつくらうということで、今、進めております。生息数の減少につながるよう、目標頭数等も高めにもう一回設定して、被害防止に努めたいと思えます。

それから、松くい虫の樹幹注入の件でございますが、これは、蘇陽の服掛松キャンプ場の松くい虫防除で、樹幹の大きさと、それから樹齢、樹高に応じて、1本当たりの樹幹注入の量が決まっておりますので、事業費の枠で毎年実施しております。

そのほか、町内にも有名な樹木も巨木残っております。昨年も議員のほうからありましたように、桜の品種等を見きわめた植樹と、それから育樹はもちろん必要かと思えます。もみじ、それから、桜等を中心とした観光資源ともつながるということで、県の林務課、それから観光のほうも含めて、また、樹木医等の御意見も聞きながら、これも先ほど教育長のほうにもお願いがありました。自然観察と自然を理解するという事業にもつながりますので、改めて計画を山の都と一緒に組んでいきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 山の都もその問題意識を持ってほしいと。だから、今、答弁を聞いておられますと、ちょっとまどろっこしい。当年やるべきことは、樹木医の意見を聞くことに何でもないと。とにかく町として、早く病気にかかった枝を落とすことなんです。これを中間から切れば再生しますから。植物は非常に再生能力がある。人間より強いんですよ。だから、それをぜひやってほしいということ。

それから、2番目には、鹿の流通を何とか図れないものかなと。専門の処理場に持っていく、市場に持っていく、家畜と場に持って行って、そして流通の市場に乗せると。そのためには捕獲する人たちに十分研修をしてもらって、まず、とった直後に血抜きをするということだけでいいんですよ、実は。そして、それをそのまま持っていくと。これを流通に乗せていくことによって、捕獲頭数がふえていく。熊本県下の各市町村の会合があっているはずですから、そういうところに積極的に提案して行ってください。もう私はそのことはずっと七、八年前から言い続けてきているんですけど、なかなかそれは、私を素人と思っとるわけでしょう。だから聞いてくれない。もみじのことも、桜のことも聞いてくれない。私は素人かもしれんけれども、私は経験者なんです。経験から言っておりますので、ぜひ経験者の言うことも聞いてみてください。以上です。

**○議長（中村一喜男君）** まだありますか。

〔「あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** では、まだあるようですので、質疑の途中ですが、午後1時まで昼食のため休憩いたします。

---

休憩 午後0時02分

再開 午後0時58分

---

**○議長（中村一喜男君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5款農林水産業費についての質疑を続けます。

5番、藤澤和生君。

**○5番（藤澤和生君）** 129ページの農産物販路拡大事業助成金というのに180万ですか、計上してございます。これ、先ほど肥後やまと会ってということをおっしゃったような気がいたしますけれども、これに該当するような団体はどういうものなのか、ただこれ、肥後やまと会だけなのか、ある程度法人化しておるところか、相手のいろいろグループがありますけれども、そこらあたりの

人たちのところもこれ、これに対象になるのか、その辺のこと教えてください。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** お答えいたします。

129ページの農産物販路拡大事業の助成金ということで、平成26年度から肥後やまと会、これは有機農産物等を取り扱う団体であります。もうまもなく法人化の手続は終わるということで、現在30数名の方々が積極的な活動をされております。先ほど提案理由でも申し上げましたが、有機農業協議会につきましても、県の登録の中で130名弱、熊本県の25%を山都町で登録されながら活動されていらっしゃるけれども、その中で積極的にこの有機農産物を中心に、町の農産物の販路拡大に取り組んでいらっしゃるということで、さらに協議会の活動の促進と、それから協議会を含めた拡充といえますか、こういうものを含めて3年間の補助を進めるということでございましたので、28年度までの予算でございまして計上したとごさいます。よろしくお願いたします。

**○議長（中村一喜男君）** 5番、藤澤和生君。

**○5番（藤澤和生君）** それじゃあ、今法人化と、今度進められるというような話ですけども、これな一般のグループあたりがもしお願いしたときには、そういうような対象に受け入れていただくんですかね。それは、また別の話ですかね。その辺は。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** お答えいたします。

128ページのほうをごらんいただきますと、有機農業協議会助成金等含め特徴ある取り組みの団体としましては、やはりこの有機農業があるんじゃないかと思えます。実際、有機農業協議会につきましても、町全体として5団体、約80名弱の方々と構成させております。そちらのほうに有機農業の……。協会の育成という部分にはまだ差し上げておりますので、こちらの活動助成の中で、肥後やまと会も含めた活動助成のほうはまた強化していきたいというふうに思っております。

新たに助成金を交付するかどうかということにつきましては、協議会全体の組織強化力を上げていきたいということでございますので、そのまとまりを、この肥後やまと会も担っているというふうに認識しております。組織充実化のほうで支援を進めてまいりたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** 10番、稲葉です。

1点だけ。123ページの農業委員会の、ここで一つは予算の計上の仕方、こういったことになるかなという部分と、機構の改革によって、これによって行政の効率を上げると。委員が削減することによって財政の効率を上げるとというような観点から機構改革をされた。そこで農業委員会の比較で450万8,000円、これは増となっております。それでは農業委員会の報酬の、農業委員の報酬が上がったのかなと思って見ましたところ、これは昨年と全く同じ金額で、これは何も加えてないと。

それでは農林振興課は農政係と農地ですかね、農村整備係と林政係と三つになりますが、当然

ここで機構改革ってことによって、農業委員会というのはこの中に所管が変わったと。局長もこれにはないと。そういったことをやれば、局長の職という部分が端的に、圧縮されるわけですね。そういったにもかかわらず450万8,000円という計上をされてあると。これは何かということでもひとつお尋ねをします。どうしても、私わかりませんので。大事なところと思います。これは財政ですか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長のほうでしますか。総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** お答えいたします。

123ページの農業委員会費ということでございます。確かに議員御指摘のとおり、28年度からは再三執行部から申し上げておりますように、農林振興課の中に一つの部局として入っていくということでございます。局長職が、これは今回、28年度からは課長が兼務ということになりますので、当然そこで1名は減になるんですけども、まだちょっと28年度移行期間ということもございまして、人員的にはそのままの人員で、28年度はそれでいくという体制でありますので、局長が課長と兼ねると。体制的には今のところ現人員を保持をします。ただ、まだ済いません、この段階ですので、人事異動の前の段階ですので、予算の段階ではそういったお話しがちょっとできませんけれども、これがまた28年4月1日には、はい、若干人事の関係で変わる可能性があるということだけ申すことができます。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** 課長、これね、大事なことですよ。こういった機構改革をするのは、これは今始まったわけじゃないでしょう。それならば、この自分たちがするそれぞれのセクションはぴしゃっとした形でもう既に持って、それに裏づけの財政ていうとは、これに当然合わせていかなければならないわけですよ。そういったところがないということが今の体制おかしいなど、そういったところで450万8,000円がふえたというよりも、そういった体制も既にスタートする部分についてはぴしゃっとした形をつくっていくべきですよ。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** もちろん予算とリンクしていくべきものでございます。人事の体制というのは。まだちょっと予算編成する際には、確かに先ほど申し上げました局長が課長を兼ねるところまでは、きちんと体制的にはもう決まっていたけども、その下の体制については、まだちょっと不明確な部分があったので、それは今もう固めつつございます。ただ、予算編成のときには、まだそこまで詳細にわたって下の職員までは配置ができておらなかったということで御理解いただきたいと思います。今、これはもう人事異動、内示ももうそろそろやりますので、既に固めつつあるというところで、この調整につきましては当然に6月にまたやっていくと。人事の予算の部分については6月にやっていくということで御理解いただきたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** こういった明確にすること。そして、しかもこれは当初予算ですよ。当初予算には明確にこれを裏づけして、そしてみんなが納得いくような形で出していただくとい

う。それと合わせてスピードが少し足りません。そういったことです。しっかりとしていってください。強く要望しておきます。

**○議長（中村一喜男君）** いいですか。

**○10番（稲葉富人君）** はい。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 濟いません。先ほど中村議員からも出ましたけれども、これは本当に要望です。桜の木については……。

（「1回そこは終わった」と呼ぶ者あり）

桜の木については、私も議員になってすぐに、やはり高所の木でありますので、てんぐ巣病等については、地元の、先ほど自助努力をするべきだという話もある中で、やはり高齢化が進み、なかなか高所の木にまで手が回らないというところですので、何だかそういう対策を考えていたきたいというふうに思います。

次に質問ですが、鮎の瀬交流館、こちら建物施設補助金関係は農林振興課ということで、先に政策課のほうからは地域おこし協力隊のほうの予算が出ておりました。地域おこし協力隊については、1名の方はもうすぐ期限が切れるということで、今後の対策は非常に大切だなというふうに思っておりますが、現在この鮎の瀬交流館、この700じゃなくて、ごめんなさい、ちょっと今……。

先ほど予算の財源内訳の中で、この鮎の瀬の使用料というふうな御説明もあったんですけども、補助金を出して一方でその使用料の収入というのは、何がかかっているのかということをお教えいただきたいのと、鮎の瀬での今の営業状況ですかね、どういうふうなことで、どのようなその……。大変カフェのほう頑張ってるということは私のほうも承知しているわけなんですけど、実際のその状況をもうちょっと詳しくおわかりであれば教えていただきたいというふうに思いますし、協力隊の方が今後もこの地域に住み続けていただくための、何かそういったお考えというのがあるようでしたらばお聞かせください。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** はい、お答えいたします。

鮎の瀬交流館の件でございます。まず、こちらにつきましては、管理にかかります管理料につきましては、町のほうから委託料という形で出しております。で、こちら農産物等の販売にかかる収益があるということで、そういう分も含めたところの利用料ってことで一般会計のほうに歳入を見ているところであります。歳入の内訳につきましては、濟いません、ちょっとこちらにデータございませんので、見込んだところで毎月の使用料という形で出しているところなんです。

それから、営業の状況でございますが、先ほど議員おっしゃいましたように地域おこし協力隊のお二人の方々と、それから地元の若い地域起こしをされている方、特にお米を中心とした菅振興地域で、その中でこの管理運営をしていただいていると。27年度につきましては、ほぼ1年間

の営業が行われておりまして、店の中のリフォームも終わり非常に対応もよくなったということで、お客さんの定着も進んできたということでございます。

協力隊につきましては、私の所管課でございませんが、ぜひ残っていただけるようなお話も聞いておりますので、その後も積極的な関与をお願いしたいというふうに思います。

それと、桜の木の手入れにつきましては、林業の部分とそれから商工観光の部分も含めて、関係課と話し合いしながら、できるだけ桜の名所等のつくりにもつながるように努力してまいりたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、藤原秀幸君。

**○2番（藤原秀幸君）** 私、2点ほどお尋ねしたいと思います。

ページ数で言いますと131ページに載っております中山間地域等直接支払事業ですが、本年度は3億3,200万というような金額で記載されております。たしか今度が4期目というようなことを課長おっしゃったわけですが、3期までの金額は3億5,000万ほどいっとったかというふうに思っております。で、2,000万ほどの減になるわけですが、面積でどれくらい減っているのかということ。

その点と、それから減ったということは、恐らくいろいろ補助——お金をもらいますと、管理ができていないと返還せなんというような面もありまして、もう当然私は管理ができないからこれから外してくれというような感じで面積が減っているかと思えます。そういったことで、そういった遊休農地といいますか耕作放棄地になりやすい農地に対して、どのような考え方なり手だてを考えていらっしゃるか。最後まで私は農地を町役場のほうで見れというわけではありませんが、基本的な考えをお聞かせいただきたいと思えます。

それからもう1点、単独土地改良費ですが、これはちょっと説明の中で希望者はかなりいるというようなことを聞かれました。そういった需要のある事業、そしてこれは説明にもありましたように、中山間地事業だったり農地・水の事業だったりで賄えないところにの事業というようなことだと思っております。そういったことで、減額したのはなぜかというようなこと。本当にシフトしていくのであれば、そういった取り組みができていいのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** はい、お答えいたします。

まず中山間地直接支払事業でございますが、28年度の交付予定額は3億3,200万ということで予算計上いたしました。27年度の実績としましては2,372ヘクタールの農地で取り組まれておりまして、この金額は実際直しますと3億1,200万ぐらいなるということでございます。で、金額的にしますと26年から27年にかけてかなりの面積減っておりますし、これはなぜかといいますと1期対策は5年間でことで、その初年度に農地を5年間保全するというのが基本でこの計画をつくります。今まさに高齢化が進んでおるということで、ちょっとことしはもう5年後の農地まで守れないってことが実際出ているのが現状でございます。

非常に厳しい現実を目の当たりにしまして、やっぱり水田それから畑について耕作放棄地にならないような対策をとということで、具体的に全力で考えていく必要が、議員おっしゃるようであろうかと思えます。

面積の減少につきましては、田んぼが急傾斜地で10アール当たり2万1,000円と畑が1万1,000円交付しております。その中ですので、数十ヘクタールの面積が減になっていると思えます。ちょっとこちらの数字持ってきておりませんが、ことしの取り組みでは約2,372ヘクタールの5年間の保全を行うという形で、農家のほうからの計画が出ているという現状を申し上げておきたいと思えます。

それからその農地を残すという手だてでございますが、これ水田協議会、今後の水田等の利活用を含めて30年以降転作事業なくなるということで、これも当町の協議会の中でお話しておりますが、その後どうするかということで、転作の実施率を確保する、今申し上げました43.8%の転作率が27から28まであります。多分29年度までこの率で推移しようと思えますが、このカウント分として自己保全、それから林地、こういうものがカウントされております。

で、これにつきましては、その水田協の中で、やはりその水田の基礎面積からもうやはり除外すべきじゃないかという御意見もあり、残ったところについては優良農地として率先して圃場整備それから農道等の整備も含めながら、維持していくという形が一番この町としては、中山間地としてはベターじゃないかということでいただいています。

実際、昨年度農業関係の事故が5件起きていまして、4件が農道それから高齢化による事故、そして命を落とされたという、そういう事実もありますので、これも含めたときに非常に農地の整備、施設の整備というのは重要かと思えますし、処分を含めたところでこれについては真摯にもう一度、保全については関係機関と一緒に考えていきたいと思えます。

それと、2番目の単独土地改良の申請件数等につきましては、概略でございますが、300件前後の申請が台帳上はまだ残っております。担当には、中山間におきましては今4期目、そして農地・水の取り組みについては3期目ということで、中山間においては農家の戸別所得補償というのが重点的でございますが、やはり多面的機能と同じように農地等の維持管理、そして多面的機能の共同活動を利用した維持管理も進められておるとということで、このストックしてある、その300件についても小さい部所については地元でされているという経緯がございます。

これ当初申し上げましたように、地元でできればその長寿命化、例えば農道を舗装する生コン支給でできるような部分とか、それから三方張りの生コン打ってU字工を保持するという分に移行する部分は、そちらのほうで、中山間なり多面的機能交付金等を利用しながら、そちらのほうにシフトしていく、できるだけ単独事業費よりもそういう交付金等を利用した事業のほうにシフトしていただきたいということをお願いしているところでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 2番、藤原秀幸君。

**○2番（藤原秀幸君）** じゃあ、ちょっと今、中山間地のほうはある程度わかりましたけれども、単独土地改良ですね、シフトは考えているかというようなことで、課長はそういった答弁を今されたわけですが、実際問題として件数も多く上がっておると。その予算は減らすというよう

なことになれば、本当にそのシフトが可能かということだと思いますね、問題は。そこんところまでちゃんと検証して、していただきたいと思います。これ恐らくずっと、私が議員になってまだ3年ですが、500万の予算はずっとついていて本年度減つとるわけですが、例えば財政なり町長の考え方として、この事業に関してどのように考えておられるか、ちょっと簡単でようございますので、町長お願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 今課長が説明したのと余り変わらないんですが、その申請書の中身を精査してみますと、今課長が申し上げた中山間地だとか多面的機能の交付金、これでするところかなりあるわけでありまして、その辺は温存しておいて、それもいただきたいという集落もかなり多いようなことも見受けられます。やはり、全体的にやっぱり制度事業を使ってやっていくっていうのは、今流れとしてはそういう大きな流れございますんで、できるだけその辺に移行していただいて、そしてまた鳥獣害被害とかいろんな面でやっぱり金額かなりかさんでおりますんで、私どもがやっぱりそれを取捨選択しながら、そしてまた強調すべきところは強調していかなければなりませんので、御理解を賜ればというふうに考えておるところでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 2番、藤原秀幸君。

**○2番（藤原秀幸君）** 今の説明でわかったわけではありますが、もちろん単独土地改良ということは個人でもいいわけですよ。役場が認めたりした事業は。行政ちゅうか、その担当部署が認める。そういったことで、私が言いますのはシフトでくっここはシフトしていかなんけど、でけんここはやはりこういう予算なら予算でうまいぐあい使いながら農業生産が上がるような、事業が確保されるような、そういった事業はぜひ進めていただきたいと。今の答弁を聞いておりますと、もう必要ないよというような言い方になりましたので、あえて申し上げておきます。よろしくお願ひしたいと思います。そういったつもりじゃないのもわかりますけれども。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 11番……。

（「指名してない」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村一喜男君）** 指名しました。

**○11番（田上 聖君）** 二つ、農業委員会移管しますね。今までは農業委員会は独立でしたが、今度は農林課のほうに移管されることになりましたが、委員会の人たちに、会員に、そのことについて詳しく説明してあるのかどうか。4月以降はこうなりますよということの説明ですね。それからどなたが、今までは山本課長がお世話しておられたが、誰かが、農業委員会の職員さんがやっぱりお世話するのか。もう農業委員会自体が空中分解してしまうのか。それが一つです。

それからもう一つは、定数を減らすということが言われております。で、そのことはどういうふうにして、どれくらいの人が減るのか。そのことについても説明ができていくのかどうか。もしも今から決めなければということであれば、町長、農業委員会の委員の人たちとよく話して、心配がないように農業委員さんたちの意見も取り入れて、定数あたりも検討していただくならば

と思います。

それから狩猟です。有害鳥獣駆除班というのでありますが、高齢化して鉄砲のほうです、鉄砲を撃つ人のほうがだんだんだんだん少なくなっております。3年に1回の狩猟鉄砲の更新の時、車の免許と同じように高齢者講習というのがあります。それが嫌で「もうそぎゃんなら俺はもう自信のにゃあけんやめた」という人たちも出てきておるわけです。そういうことも含めて、狩猟——鉄砲を撃つ人がだんだん減っているの、新しい人、若い人をふやすということをしつかり検討して、撃つような人をふやしてください。わなとかでは小さいのはかかりますが、大きなイノシシになると、わなは避けます。くくりわなは避けますということです。もちろん箱わなにも入りません。それで、最終的にやっぱり大きいのを撃つならば、犬で追って鉄砲で撃たなければ大きいのはなかなかとれない。それは課長もよく御存じのことでございます。で、そういうことを含めてよく検討していただきたい。答弁よろしく。

**○議長（中村一喜男君）** 農業委員会事務局長、山本祐一君。

**○農業委員会事務局長（山本祐一君）** はい、お答えいたします。

町の組織改編につきましては、もう随分前からいろんな方々がいろんな会合で話し合われてきました。で、農林振興課のほうに28年度に統合というふうなことは、もう今年の初めから決まっておりますので、私を含めて5名おりますが、この矢部に2名、それから蘇陽のほう为本所ということで、現在は蘇陽のほうに3人おりますけれども、まあ、組織変わるということで1名減と、課長が兼任ということであれば稲葉議員が言われたとおり4名となるというのは見越しまして、課員のほうにもこの矢部の本庁に2名、農林課と一緒にするんだよと。

それから、総会のほう、月1回の総会を清和支所の旧議場、あそこが一番広うございますので、あそこに引っ越しました。あそこでやっておりますので、新年度からは清和支所の、冒頭申しましたとおり農林建設係に1名、蘇陽支所も農林建設係に1名ということで4名体制になるんじゃないかというようなことで、それぞれの支所でも3条、4条、5条の申請が出ますので受付業務をして、4人でそういった定例会へ向け、力を合わせながらその業務にやっっていこうじゃないかというふうなことであります。

で、農業委員さん方にも、もう昨年度……。毎月ありますので、そういったことで28年度からは農林課のほうに統合になりますというふうなことは、もう今年の夏ぐらいやったでしょうかね、そういうふうに組織が変わっていきますので、ぜひともよろしく願いますというふうなことはお伝えしております。よろしいでしょうか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 定員の件でお尋ねだと思います。機構改革に伴います定員管理につきましては、スケジュールに沿って粛々と進めているところでございます。特に、今年度予算書の223ページに職員数を掲載いたしておりますけれども、これはまた後日説明をさせていただきますけれども、端的に申しますと15名の、27年度から比較しますと減を見ております。

で、先ほどちょっと稲葉議員の御質問に少しかぶりますけれども、まだ支所の職員数ですとか、そういった人数につきましては、現在大枠はもちろん決めておりますけれども、予算的にはまだそ

この款に張りつけておるような状況で、4月1日に基準といいますか、決まる人員については、早きゃ6月に補正予算のほうで調整をしていくというのが大体原則としてこれまでやってきておりますので、そういったことで、先ほどの農業委員会の件も御理解いただければなというふうに思っております。定員につきましては、そういったことでお答えしたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** 狩猟者登録の件で御質問がございました。現在わな猟と鉄砲の所持等が第一種銃猟免許、そして空気銃については第二種銃猟免許と申しますが、約280名の方々が今持っていらっしゃるしまして、この第一種銃猟免許の鉄砲の所持許可については、毎年十数名から20名弱が高齢化のためにおやめになっているということがございます。特にことしはもう、議員御存じかと思いますが、5月の26・27に伊勢志摩サミットがございますので、特に国内の銃砲等の管理については、警察庁からの伝達で既に1月の末に管理状況の確認事項もあったと思います。私ももちろん受けました。

その中で、やはり一番面倒くさいというのは、本当いけないんですけども、鉄砲の所持許可証については技能講習はもちろんございます。やはり視力もあるし、それから聴力、それから手足の身体能力含めたところで、これが正しく機能を果たせないと、まず猟場で転倒したりしたときにけがをするということがございますし、暴発のおそれもある。暴発すると同じ猟友に当たることもあるということで、既に熊本県内でも1名の死亡事故が発生しております。

で、こういう事故の発生と、それから取り扱いをちゃんとするという、こういうこと。それとあと鉄砲の管理がちゃんとされているかということでございます。いつこの猟場で何を何人の方と撃って何発を消費しましたか。その鉄砲の弾をどこで買いましたか。当然しごく記録しておれば別に問題ないことでございますけれども、やはりそういうことを含めてもう面倒くさいと、煩わしいというのが多分におありになるかと思えます。ことしの55名の方が狩猟免許とられております。わな猟の方もいらっしゃいます。中には第一種銃猟免許の所持許可もとられた方もいらっしゃいますし、若い方もいらっしゃいます。

私が存じ上げる中では、お二人の方が、これは若い方でございますが、ことし第一種銃猟免許をとりたいということで、そういう思いも持ってらっしゃる方もいらっしゃいますので、狩猟免許等の補助も含めたところで、狩猟者の組織の拡充のために、そのようなPRも含めて基本的にはスポーツハンティングと、それから今はもう農作物等の被害防止という観点で、とにかく献身的に御尽力いただいておりますので、そのようなPRも含めて推進してまいりたいと思えます。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 農業委員の人から、話したとき不安の声が聞かれました。話されました。それで質問してただいたわけでございます。

それから、鉄砲も車の免許ごとと同じ高齢者講習と言いましたが、記憶力のテストがあつて、絵を見せたりそのほかで、皆さん方車の免許で高齢者講習というのを受けられないので知られない方が多いと思いますが、車も同じ鉄砲も同じごつ、そういう試験があります。それで、それから有害鳥獣駆除に入るとる人たちは射撃をしなくていいですが、普通の人は射撃もしなければな

らない。そういうことも含めて、煩わしいということでやめる人がいっぱい出ておいでになる。

一方のほうは安全のために鉄砲持つ人を減らそうってする、一方のほうは被害が出るからどうしても減らしてくれということで獵をお願いする。そこに矛盾もあるわけですが、それは行政側のいろいろ立場があって仕方がないかもしれませんが、そういうことも含めて煩わしいという気持ちになってしまいます。私自身もあと何年撃つるかというような、そういう気持ちでありますので、ぜひ新しい人を、新人をお願いしたいと思います。

答弁は要りません。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

3番、飯星幹治君。

**○3番（飯星幹治君）** これに載ってないやつなんです、昨年までは竹林事業関係に特に中島南部の竹関係が出ていたというふうに思うんですが、竹関係が一切出てないように感じますけれども、もしよければ中島南部でやっておられる状況、そういったものを説明していただければありがたいですが。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** 失礼いたします。

竹林の整備につきましては、森林環境の保全をするということで県の林業公社がする別メニューの事業も一つございます。これ県内で30カ所、大体一地区50万程度の竹林改良しながら有害鳥獣駆除の取り組みとか、それから竹林の間伐、杉山への竹林侵入による森林の被害を防止する、そういう部分でございます。で、島木のほうで昨年度、27年度でございます、実施しております事業につきましては、地方創生の先行型で行いました林業経営体の育成ということで進めさせていただいたところの事業でございます。

竹林の間伐をし、そこから出てきた孟宗竹を竹の粉にし、これを水田そして一般野菜に。これは肥料ではございません。土壌改良材と、特別肥料という形で御認識いただければいいかと思いますが、まさに別のところからありましたように、現在使っている肥料プラス肥料代となるとコストがかかりますので、これではマイナスになるということで、肥料を入れずにその結果を出すということで、今出てきているところもでございます。ちょうど3年目の実績を踏まえて、27年度にその経過が地元の竹利活用協議会から出てくる予定になっております。

結果としましては、約500万の交付金を、全額ですが使って、そちらの雇用対策とそれから竹の粉の販売の販売促進、そして商品化に取り組む事業でございましたが、商品化におきましては県の水産試験場の魚類の餌、これにつきましては漁場が汚れないということで、非常に効果が出ているということでございます。それから、畜産においても使っておりますのはその堆肥の消臭効果もあり非常にいい。これは人間に使うというのはまたこれからの話のようでございます。

それとあと水稻につきましては、いもち病の発生が非常に抑えられたということと、倒伏に強いということ、それと食味系の値が非常に上がっている。その効果があつてかぐや米であり、非常に今まで1万二、三千円の部分が3万円で売れていると。これは60キロでございますが。そういう結果が出ているということでございます。

竹の竹林改良につきましては、幾つか事業等もございますので、申しわけございませんが、後ほどまた、メニューにつきましては御紹介させていただく機会を設けたいと思います。よろしくお願いたします。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

3番、飯星幹治君。

**○3番（飯星幹治君）** 済みません。ぜひ、この竹粉については、この山都町で育ててほしい、そんな気持ちでおりますので、よろしくお願したいというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 済みません。先ほど農業委員さんの件なんですけれども、私まだちょっと今、予算組みについて稲葉議員のほうから御指摘があったように、非常に何か御説明が納得いかないところがあります。ただ一方で、農業委員さんたちの報酬が少ないという話は前の議会のときにも上がっておりまして、多分農業委員さんたちのほうからもそういう陳情等があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

で、委員数について削減をされるという話は、私ちょっと詳しくわかりませんが、もしそうであればいよいよ広範囲にわたるわけですし、委員さんたちの負担が大きくなるということからも考えて、その職員の暫定的なというふうにはおっしゃったように思いましたが、この課長級の現人員の5名分を配置する当初予算の組み方があるとするならば、そういう人たちのいわゆる報酬のアップっていうのはどういうふうに考えればいいのでしょうか。やっぱり課長級ってなると、はっきりおっしゃいませんからわかりませんが、やっぱり何百万というお金がそこにあると思うんですけれども、そういったのを農業委員さんたちの報酬というふうに考えたりとかはできないのでしょうか。

そうすると、私前のとこで申しわけないけども、今のような考え方からすれば、人権センターがやはり健康福祉課に入ったわけなんですけど、そのときの予算はどういうふうな扱いだったのでしょうか。もしよかったら教えてください。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** はい。基本的にちょっと予算と定員管理、職員の人数がちょっとリンクしないじゃないか、整合性がないじゃないかと御指摘だというふうにまず思っております。人事が4月1日に決定をするということでございますので、あらかじめもちろん予算というのは算出をする、そのニーズに合わせて算出をしていくわけですけれども、特にそういった4月1日に決定をした後に直近の議会で調整をするというのがこれまでのやり方といたしますか、通常のやり方だというふうに思っております。で、退職される例えば課長さんがいらっしゃるごとの款にあっては、そこは一旦原則としては総務に吸い上げて、そして新たに配置したところで確定した課長さんの給与を、人件費を組むという形をとっております。

まあ、それまではそこにある既設予算で消化、消化といいますか支払いをして、4月、5月、6月は……。4月、5月、2カ月分ぐらいはそこで支払いをしていただいて、それから6月の補正できちんと調整をして配置をしていくという形にしております。ですから、当然その課がな

くなるわけでありませので、本来はそこで配置をしておってもよろしいんでしょうけども、かなり年齢差等によって給料差等も生じますので、これまでは実際に4月1日、決定をした後に調整をしていく作業を、6月に補正として組んでいるということでございますので、一応そういったことで御理解いただければなというふうに思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 農業委員さんのあれは、転化できんかと……。

**○1番（吉川美加君）** 農業委員さんの報酬引き上げについて陳情なり何か来ているんじゃないかと思うんですが、その件については。

**○議長（中村一喜男君）** 課長。

**○総務課長（坂口広範君）** はい。もちろん農業委員会事務局のほうにも上がってきているというふうに聞いておりますし、私どものほうにも直接今委員長のほうからお話は上がってきております。

**○議長（中村一喜男君）** 農業委員会事務局長、山本祐一君。

**○農業委員会事務局長（山本祐一君）** 昨年度の農業委員会法の一部改正におきまして、農業委員会の大きな法律が変わったのが、去年は藤原議員のほうも一般質問でありましたけれども、今まで公選制で24名の方が公職選挙法によって選ばれていた方、そのほか議会推薦、各団体推薦で8名の方で現在32名いらっしゃいます。で、その一番大きな公職選挙法での選出24名がなくなるということです。それから一般の団体での推薦もなくなるということです。で、全国的な平均的なことと言いますと、現行の半分程度に下さいということです。ですから、今32名おられますけれども半分ですと16ですね。しかし、これは面積的な要件がございまして、上限が山都町の場合24名となります。

それから、その下に、これちょっと専門的になりますけれども、今度は農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進員というのが、それの方たちを選ばなくちゃなりません。農業委員さんは今まで選挙でありましたけれども、各地区の推薦とか自薦、他薦でそれぞれの地区のバランスも見て、町長が議会へ同意を諮りまして、議会で同意されたならばその人たちが農業委員になられるということです。これは山都町の場合改選が26年の7月でしたので、来年の7月19日までが現在の32名の方たちの任期であります。ですから来年の7月の改選のときには、そのようなことで、多分7月ですので任期満了の前に議会であれば6月議会にそういった人事案ですよ、農業委員の選任についてということで提案されるというようなことに思っております。

で、報酬のことは、もうこれは、それこそおととしから改選があったときをお願いしてきたわけなんですけども、全国平均の半分もいかないと、額がですね。ということで、農業県である熊本県におきましても、熊本県そのものが全国的にも低いということで、そのようなことで、なかなか自分たちの報酬を上げろというふうには、農業委員さんのことは、みずからはそんな強くはおっしゃられません。しかし、私が説明しましたとおり、農業委員会法の改正で、今までになかったような現場での立ち会いとか、責任ももちろん大きくなっていくというふうなことを感じていらっしゃいますので、ぜひともその報酬につきましては、今後ぜひとも上げていただきたいというのが事務局からの要望といたしますか、そういうようなことであります。

○議長（中村一喜男君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） それでは、これで質疑終わります。

6款商工費について説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 山の都創造課です。

平成27年1月5日に、この庁舎の業務が始まりまして、あわせて山の都創造課が創設されまして、この1年間まさに試行錯誤の1年間でした。できたこと、できなかったこと、いろいろありますけれども、この1年を検証しつつ、28年度はまた具体的に進めていきたいというふうに思っております。本年つくりました山の都L I——ローカルアイデンティティの、町民の皆さんと町の行き方、なりわい、そういったものを共有しながら山の都のブランドとしてつくり上げていきたいと思っております。

具体的には山の都のブランド推進、それから移住・定住の促進、そして第2次総合計画ができましたので、そのグランドデザインの可視化——見える化を進めていきたいと思えます。それから矢部高校応援プロジェクトの推進、そして何といたしましても旧浜町会館の利活用と、この5点に絞って峻別と集中でやっていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、142ページから説明してまいりたいと思えます。

商工費でございます。

1目商工総務費8,462万7,000円ということで、給与が4,260万5,000円ということで、蘇陽、清和支所も含めましたところで11名となっております。

続きまして、2目商工振興費でございます。1億8,617万4,000円ということで、先ほど申しました浜町会館の建設に向けたところの事業費がふえております。財源としては町債、それからその他の財源、そして一般財源ということでございます。

11節需用費印刷製本費、これは16万2,000円ですけれども、八朔の歴史の小冊子をつくりましたけれども、その増刷でございます。これは山都町文化遺産保存活用事業の補助事業でつくりました小冊子の増刷ということであります。

それから13節の委託料でございます。1,675万2,000円ということで、浜町会館の利活用の跡地の拠点施設の整備ということで、この名称としましては文化交流拠点施設としております。日ごろは中心市街地活性化拠点施設としておりますけれども、今後補助金等の活用をしていきたいということで、文化面もあわせて考えていきたいということで、こういう名称にさせていただいております。よろしく願いします。これが、業務管理委託料が410万4,000円です。

それから拠点施設の企画業務委託費ということで、これは施設の展示室がございましてけれども、その展示室が約137平米ございましてけれども、この前行政報告でしました見取り図の中の展示室の部分でございましてけれども、ここで阿蘇家それから日向往還、八朔祭、山都町全域のPRというようなことで、パネル展示あるいはインフォメーション、デジタルサイネージとか照明機器、そういったものを取りそろえたいということで、そういうパネルの制作あたりも含めたところで

950万ということでございます。

それから下市の八朔祭の大造り物展示場ということで、建設の管理委託費が32万4,000円ございます。それから仲町上組も同額でございます。

それから、山の都創造地域づくり支援事業ということで書いておりますけれども、これはこれまで企画政策のほうで、まちづくりサポートセンターということで、まちづくりのさまざまな地域の地域づくり事業についてしておりました。これ企画政策課のほうで362万円組んでありましたけれども、これを山の都創造課に移しまして、これまでまちづくりやべの企画事業部と一緒にやってまいりましたけれども、今度まちづくりやべの企画事業部と相談いたしまして、地域づくりの全体をサポートしていこうということで、今回は250万円ということで多少減額させていただきましたけれども、企画事業部と一緒に地域づくりやっっていこうということで、これまでもイベントや地域活動、それからいろんな団体の補助金申請の支援とかもしていただいておりますけれども、これを町全体に広げていこうということで、去年も菅、白糸、島木地区の活動あたりには支援していただいておりますけれども、町全体に広げていこうということで、今まちづくりやべという名称にはなっておりますけれども、これも今後やはり合併して10年、いろんな中心市街地の拠点施設、それから市街地の活動について特化して、していただいておりますけれども、これを町全体に広げるといって、名称についても今後取締役会あたりで検討していただいて、皆さんに納得できるような活動にしていきたいというふうに思っております。

それから、14節の使用料賃借料でございます。7万3,000円は新八代屋横の駐車場の土地借り上げ料でございます。

それから次のページ、144ページに工事請負費として1億3,311万円としております。これ本体工事が9,985万円でございます。約120坪の建設を予定しております。それから外構工事が1,489万円、約1,500平米の約30台車がとめられるということで想定しております。それから解体工事費950万、面積が894平米ありますけれども、その解体工事費が950万。それから下市の八朔祭大造り物の小屋の工事が887万円ということであります。で、拠点施設の総額としては、約1億3,700万円相当になってまいります。

また、あわせて先般、経済建設常任委員会の委員の皆さんには、現場に見に行っていて説明をしたんですけれども、立体駐車場が横に付帯してございます。これにつきまして平成24年6月の補正予算の折に、解体するというので550万円組んでおりました。しかし地権者の方との交渉が不調に終わりました、24年の予算のほうからは落として契約も解除しております。これにつきましては、いよいよ本体の工事にかかりますので、この立体駐車場もあわせて整備していく必要がございますので、これにつきましてはまた地権者と、やはりいつも町長が申しておりますように、住民の皆さんに寄り添って理解していただくということが非常に大事になりますので、そこらあたりは今度の建設とあわせて交渉をして、誠意を持って進めてまいりたいと思いますので、この整備については解体になるのか、補修になるのか、そこらあたりは地権者との交渉になりますので、いずれにしても後の予算のほうでまたお願いしていく可能性もございます。

続きまして、観光費3目です。

本年は3,610万4,000円でございます。

11節需用費のほうから行きたいと思えます。印刷製本費に200万円ということで、これは観光パンフレットの増刷でございます。それから電気料は103万2,000円等々出てまいりますけども、町の観光施設、トイレ等があります13施設の維持管理費等でございます。

それから、12節役務費につきましては、郵便料とかございますけども、広告料332万4,000円につきましては観光のPR事業ということで、新聞・広告それからFMKラジオを各種メディアということで上げさせていただいております。

それから通潤橋の放水の手数料120万円ということでございますけれども、これにつきましては、昨年から午後1時ということで放水の時間を設定しまして、ことしから変えてまいりました。おかげで1回の放水の価値が高まりました。観光協会のほうにデータを調べさせましたけれども、昨年の4月から1時からの放水ということで始めまして12月まで12万9,106名の方がこの放水の時に来られております。で、その前の年が9万6,947名ですので、約3万近くふえておりますので、1回の放水の価値は高まったかというふうに思っております。また昨年は放水カレンダー等は、町のほうで手だてをしたんですけども、本年はもう観光協会のほうでみずからパンフレットをつくっていただいて、JTBとかいろんな旅行代理店のほうにみずから行っていただいて、宣伝をしていただくということで、印刷製本費については削らせていただきました。

また、委託料13節でございます。いろいろな町が管理しております施設それから公園等がございます。公園等については25カ所ございます。そういったところの管理委託料等も含めてここに計上させていただいております。国民休養地管理委託料180万円、それから九州自然歩道管理委託料75万4,000円と出てきますけれども、これにつきましては県の補助をいただきまして、約半分程度は県のほうから補助金をいただいております。

先ほど議員のほうからも桜のことについてありました。主要3施設については平成23年から景観整備ということで、そよ風パーク・通潤橋周辺それから清和の文楽邑ということで植栽工事させていただきましたけれども、その折にも桜のてんぐ巣病のことについては、その3施設については重々配慮をしたつもりです。ただ全体的なところでいいますと、やはり議員御指摘のように空気伝染をするということで、ソメイヨシノは特にてんぐ巣病に弱いということで、こういったところはほかの観光施設もございますので、そういった対応を迫られております。

また御指摘の桜を切って、またそこから再生するというにつきましては、確かにその部分もございますけども、これはやっぱり桜の木50年の樹齢がございまして、その樹勢にもよりますので、そこらあたりは専門家ともしながらやっていきたいと思えます。また桜については樹齢が同じ50年ということですので、植えかえあたりも考えていきたいというふうに思っております。ソメイヨシノに限らずてんぐ巣病に強い樹種もございまして、そういったことは今後考えていきたいというふうに思っております。

それから146ページのほうに移っていただきたいと思えます。

いろいろと管内の維持管理費等を組ませていただいております。

一番下に経営改善指導委託料150万ということで、これはそよ風パークの経営改善の指導とい

うことで、専門家を入れてもう1回やっていきたいということで上げさせていただいております。三セクのことにつきましてはいろいろと議論がございまして、27年度も経営改善調査もやりました。今それぞれの施設から出していただいておりますので、それをもとにやっていくということで、特にそよ風パークについては課題が多いですので再度専門家を入れて改善計画を出して、改善に向けて努力したいというふうに思っております。

それから使用料土地の借り上げ料230万6,000円。16カ所のいろんな施設の土地の借り上げ料等を上げさせていただいております。

15節工事費につきましては、布田神社の公衆用トイレの改修ということで、これは重要文化的景観に入っておりますので、文化庁の補助を受けて266万6,000円で改修しますけども、半分は文化庁からの補助をいただきました。教育委員会のほうに御協力いただいております。

それから19節負担金です。観光連盟、九州観光地域推進協議会等々、いろいろな形で負担金を出させていただいております。この中で南阿蘇観光連絡協議会、中段に30万円とあります。これは南阿蘇4町村の高森・西原・南阿蘇村・山都町で組んでおりますけども、共同イベントの開催等で、その負担金でございます。また九州ハイランド活性化協議会、これは今4町村——五ヶ瀬・椎葉それから美里・山都町で連携してやっておりますけれども、その連携協議会の負担金ということでしております。

先般、稲葉議員のほうからも山の日のことについてという質問もありましたけれども、これにつきましては九州ハイランド活性化協会のそもそもの理念が「自然との共生を考えた新しい地域観光」ということがございます。今この4町で、まさに山の日は「山の恩恵に感謝し自然に親しむ日」というふうなことで環境にも配慮した山のイベントを広域連携で、今担当のほうで計画しております。

それから県央東部地域連携プロジェクトということで、これは緑川流域の連携協議会——美里・甲佐・御船との連携で、ことしは石橋群についての連携のプロジェクトをやりたいというようなことで計画しております。また、阿蘇広域連携プロジェクト負担金41万1,000円につきましては、阿蘇デザインセンターそれからジオパーク・サイン計画の負担金でございます。

そして、その下の60万円がモンベル・フレンドエリア登録の負担金でございます。これ去年は50万人というようなことで会員のほうにいましたけれども、ことしは61万になっております。やはり山に本当に興味のある方々の会員でございます。やはり山というテーマの中で見られる会員の方々ですので、非常に能動的にですので、登山それから日向往還そういったもののイベントを告知するには非常に有効かと思っております。また、ことしはモンベルがANAと提携してジャパンエコトラックということで南阿蘇と連携してやりたいということで、その点についても山都町も参加させていただくということで計画しております。

また、地域づくり応援負担金ということで、これは上益城の観光推進協議会の負担金でございます。パンフレットとか夏祭りのイベントとかの告知をしております。

これでは148ページをお願いします。

上益城・宮崎北部地域連携協議会負担金20万ということで、これは218号沿線の高速道路も含

めたところで五ヶ瀬・高千穂・日向・日之影・延岡、こういったところと今県境連携で県の支援を受けましてやっております。その事業の負担金ということで、昨年は日向往還のDVDをつくらせていただきました。

続きまして、広域連携物産館まつり負担金ということで、これは通潤橋それから文楽館・そよ風、三つの施設のイベントの負担金でございます。

それから南阿蘇広域連携事業負担金ということで50万組ませていただいております。これは新たな負担金でございます。地球元気村という組織がございますけれども、代表風間深志さんという、御存じの方もいらっしゃると思いますけれども、冒険家でございますけれども、地域の地域資源を生かしたアウトドアのイベントを、ぜひ南阿蘇でやりたいということで、先ほどの南観連—南阿蘇観光連絡協議会の4町村でまとまってやっていこうということで、本年は山都町で開催するということが決まっておりますので、それに向けた事業に取り組んでいきたいということで、この地球元気村についてはアウトドアのいろんな著名人の方々がいらっしゃいまして、野口健さんとか田部井さんとかC. W. ニコルさんとかいらっしゃいますけれども、そういった方々と交流しながらやるというイベントですので、ぜひこの今言った方々の誰かは呼べればというふうに思っております。

それから観光案内所委託金補助金ということで176万7,000円ということで、これは今観光案内所をル・ポンに設けておりますけれども、ことしが最後になるというふうに考えております。拠点施設ができますれば、そちらのほうに観光案内施設を当然移しますので、そういったことで今後1年間かけてそこのあたりは進めていきたいというふうに思っております。

それから、1番下に日向往還ウオーク助成金180万とありますけれども、本年は19・20日に日向往還歴史ウオークということで開催しますけれども、その負担金でございます。ことしは20キロコース・23キロコースとありますが、それとあわせて浜町商店街については阿蘇家歴史コース、それから浜町散策コースということで、そのショートコースもボランティアを使ってやっていきたいというふうに思っております。

続きまして、観光施設費でございます。1億8,500万3,000円でございます。観光施設のいろいろな修繕料それから委託料でございます。修繕料は11施設のいろいろな修繕費を充てさせていただきます。

それから、13節委託料8,001万円でございます。これにつきましては、そよ風パークの3,682万円から清和天文台、服掛松キャンプ場等々11施設の委託管理料でございます。トータルで、この委託管理料だけで7,931万円となっております。よろしくお願いたしたいと思っております。第三セクターのことについては、いろいろ御指摘等もあっております。これまで当課としても公益性とか収益性そういったものに、あるいは経済効果というようなところで三セクを運営してまいったわけですが、ここに来てやはり単年度収支での収益性、ここはやっぱり避けて通れない部分でありますので、この1年間かけてそこらあたりをしっかりと議論して、回答を求めていきたいというふうに思っております。

それから、15節工事費でございます。2,000万円上げさせていただいております。毎年毎年11

施設には大規模改修がついて回りますけれども、本年も清和文楽館・物産館・展示館それから天文台・青葉の瀬等々、大体15年から20年の施設改修が来ておりますので、また組ませていただいております。しっかり改修のほうは取り組みたいと思っております。

それからあけていただいて、150ページをお願いします。

観光施設備品購入費ということで、これ清和物産館等の冷蔵庫とかガスレンジ・真空パック施設、そういったものの備品購入費を上げさせていただいております。530万円です。それから繰出金7,338万7,000円。国民宿舎の繰出金でございます。これは、また特別会計のほうでも説明させていただきたいと思えます。

それから、5目山の都づくり事業でございます。7,628万9,000円ということで、ことしは6,500万円の増となっております。ふるさと納税関係が主なものでございますけれども、報酬といたしまして、まず1節事務吏員報酬ですね、報酬費が220万1,000円。それから結婚相談委員さんの報酬。それから報償費としまして、集落支援員の報償費ということで215万4,000円組まさせていただきます。それから、ふるさと寄附金御礼の品ということで4,000万円上げております。

それから、11節の需用費については、印刷製本費ということで、ふるさと納税のカタログの改編ということで、ふるさと納税につきましても1,719町村と競うわけですので、カタログやホームページのリニューアル等をしっかりしていきたいというふうに思っております。

それから、12節役務費でございます。ふるさと寄附金の御礼ということで送料、これを1,000万円組ませていただいております。想定としては、1億円に対してということでしております。ことしが1億2,700万円でしたので、1億円ってしたら町長にお叱りを受けましたけれども、着実にしっかり取り組んでいきたいという部分もありまして、一応組まさせていただきますけれども、これについてはふえればふえるほどまた補正予算でお願いしたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、ふるさと寄附金のシステム利用料ということで、これはネット上の利用サイトを使用しておりますので、82万5,000円。それから、この下に一つ出てきておりますふるさと寄附金システム等の利用料、楽天としておりますけれども、これまでふるさとチョイスだけでございましたけれども、ことしから楽天を利用して、またふやしたいと思っておりますので、寄附額の1%・200万円ということで組ませていただいております。

また、委託料のほうでは短期滞在施設の補修等がございますけれども、その下にもう一つふるさと寄附金管理業務委託料1,000万円とあります。これが今1,700の自治体と、このRHトラベラーズという会社が、要するにふるさと納税の全てを引き受けますというような会社なんですけれども、そういった会社が幾つもございますけれども、ここが今私たちが調べているところでは一番いい法人だとは思っているんですけれども、そこを組まして発送・商品管理まで含めてやっていただけるということで、そこに一応予算を組ませていただいております。

これについては、本来物産館あるいは観光協会、そういったところができれば、もう地元にさせるのが一番なんですけれども、まだまだ観光協会にしても物産館にしても、そのノウハウを持

ち合わせておりませんので、本年は、28年についてはこれを組ませていただいて、そのノウハウをしっかりと勉強していただいた上で、それぞれの物産館あるいは観光協会に取りまとめてやっていただくというような形で、町内に雇用が生まれるようなシステムにしていきたいと思っておりますので、そこらあたりはまた協議をしていきたいというふうに思っております。

また14節使用料につきましては、YOU & YOU関係の使用料等でございます。

あけていただいて、負担金329万円でございますけれども、全国へそのまち協議会の負担金でございます。本年9月4日・5日、全国へそのまち協議会のサミットを行いたいと思っております。全国のへそのまち協議会の首長さんたちを集めて協議会を行いますけれども、八朔に合わせてやりたいというふうに思っております。

それから熊本県の企業誘致連絡協議会の負担金。それからふるさと会等々。

そして最後に空き家改修の活用事業補助金ということで300万円組ませていただいております。移住・定住者の空き家の改修等、昨年も予算が足りないくらいにありましたけれども、ことしは一応6世帯ということで組ませていただきたいと思います。

それから、済いません、説明が抜けておりました。143ページをお願いしたいと思います。143ページです。

これまで中心市街地活性化補助金ということで30万円組んでおりました。これ昨年、一昨年も議会のほうからも御指摘がありました、空き店舗対策ということに名をかりて福祉施策をやっているんじゃないかというようなことがございまして、実際は高齢者のデイサービスあるいは施設利用ということで地域住民の方との交流ということでやらせていただいておりました、その補助を30万円、「よろずやさん」という浜町橋のそばですね、あそこでしておりましたけれども、ことしは昨年1年かけて社協それから福祉課と協議しまして、もう本来の商店街の空き店舗対策というようなことで、インターンシップの受け入れであったり、移住希望者の短期の滞在あるいはチャレンジショップというようなことでやっぺいこうということで、これはもうまちづくりやべのほうに管理していただくということで今協議を進めております。

で、これまで利用された方については、福祉課と社協とも相談しまして、今ありますそれぞれの施設であったりデイサービスであったりというようなことで、補完できるということになりましたので、28年はそういった形でさせていただきたいと思っております。

以上、早口で説明しましたけれども、これまで私たち観光地づくりに一生懸命なとったと思っております……。

(「144ページ」と呼ぶ者あり)

はい。じゃあ、144ページをお願いします。済いません。

19節の負担金補助及び交付金からですね。144ページです。済いません。

八朔の1,200万円。それから火伏地蔵祭り200万円。前年と同額でございます。それから商工会補助金1,100万円ということで。それから店舗改修事業ということで190万円組ませていただいておられます。店舗の改修、借地それから借家。所有者によって違いますけれども借家の場合は2分の1補助ということで、所有者ですと3分の1補助ということで190万ということで、昨年も8件

190万の補助金申請がっております。それから仲町上組の大造り物小屋の工事費ということで898万円組ませていただいております。

はい。以上説明しました。これまで、どうも、ややもすると観光地をつくってきた嫌いがあります。通潤橋もそうですけども観光地では、その業者さんであったりバス会社とか旅行代理店しかお金が落ちないわけです。やはり観光地域づくり、その観光地域の人と観光客が交わってその中で経済が生まれるというシステムをやっぱりつくるべきではないかということで、そういう意識を持ってやっていきたいというふうに思っております。

まさに浜町会館については、跡地利用については、この拠点施設と浜町の商店街、あるいは町全体の地域づくりを観光につなげていくというようなことで、これを試金石としてやっていきたいというふうに思っております。どうか御審議よろしく願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 6款商工費についての説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後2時16分

再開 午後2時26分

---

**○議長（中村一喜男君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6款商工費についての説明が終わっております。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** たくさんありますけれども、時間がかかり過ぎるから一に感づいたところと、また提案をしときます。

まあ、あなたところはイベント倒れ、あるいはコンサル倒れになりやしないかなと心配して聞いておりました。ただ、最後にあなたが言った、そういうことばかりをやってきたけど、とにかく観光地づくりをしたいと、それが本来のあり方だっていうのは、そのとおりですね。それならば、有名人——田部井さんと呼ぶとか野口健さんと呼ぶとかじゃなくて、自分たちで地域のことを知らにやいかんわけ。ここには希少野生植物。いつも私が言うゴイシツバメシジミがおると。それからカタクリの南限地ですね。目丸山、ほとんどこれは絶滅しかけています。カタクリ、これは万葉の時代から「もののふの八十娘子らが汲みまがふ寺井の上野かたかごの花」という家持の有名な歌があります。

そういう意味で、目丸山は万葉の山です。内大臣は物語からすると、これは平安の山ですね。そういう認識持って、自分たちでまず足を運んで知ること。だから、ここをどうするかというのはさっきの桜以上の問題です。あれだけ切り尽くして荒らしておりましたので、これは私の口からいうとおかしい話になりますが、私は50年間それ復活活動やってきました。随分昔に振り返りつつあります。そこにもみじを植えたり、ずっと植樹してきました。だから目丸山にも、それをやっております。登り口ですね。何か所もやっています。そこにはカタクリだけでなく、バイモと

いうのがあるんです。貝の母と書きます。コバノバイモ、これがもう私は絶滅したんじゃないかなど。五、六年前にイギリスの……。

**○議長（中村一喜男君）** 簡潔に質問をお願いいたします。

**○12番（中村益行君）** はい。イギリスの植物学者がわざわざ調査に来ているんですよ。そういうことをあなたたちは知ってってください。ベーシックなものを知らないで観光は語れません。この観光は、自然観光なんです。そのベーシックなものは、そういうバックグラウンドがあると。これはハイランドのいろんなイベントもいいでしょう。しかし、私はあなたの言うことを聞いておって、ロマンを持つことはいいわけですけども、もっと地に足をつけた観光行政やってほしいと。

そこで、さっきの桜の話。どうしても私が言うこときかんですね。私の言うことを信用しない。経験者の言うことを。専門家に聞いて、そして植えかえますみたいな。植えかえる間は桜はありませんよ。だから、これは私が言ったように、病気にかかった枝を切り落とす。もう思い切って中間から、幹から切ってもいいんです。そうすると明るく年は芽が出て花が咲くんですよ。そう途切れない。で、その間に補足をしていく。間、間に。それが更新というやつですよ。桜の更新。切ってなくしたなら七、八年は桜はないですよ。それを経験者に聞きなさいというわけですよ。何とかは歴史に学ぶが愚者は経験に学ぶといます。しかし、私は賢者が経験に学んでほしいなと思います。

一度私の村に足を運んでください。遠い遠い10キロもありますが、そしてことしの桜のときに見てください。そうすると、どうすればいいかがわかります。何か答えがあれば。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** はい。ぜひ議会が終わりましたら連れて行っていただきたいと思います。先ほど言いました樹勢の話は、だから真ん中から切って伸びるのもある、枯れるのもあるということで、やっぱり一つ一つ見て整備していくことがベストだろうということでしたので、はい。

（「だから……」と呼ぶ者あり）

はい。わかりました。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** 8番、工藤です。

148ページ、観光施設の中で委託料があります。まず1番上からありますけれども、各事業所に委託料を払われている。この委託料の計上について、これまでの委託の状況を精査した上での予算計上かということをお願いいたします。まず、それをお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** 指定管理については5年間ですので、当然債務負担行為を上げて予算の確保はしておりますけれども、1年1年、決算報告を出していただきます。それとあわせて単年度の事業計画等も出させていただきますので、その前にその収支を見て積算をやっ

て計算をして、この管理料の上限が債務負担行為で定めておりますので、その上限をもとにそれぞれの積算はさせていただいております。決して収支の赤字の補填という意味合いではございませんので、積算をした上でになっております。

**○議長（中村一喜男君）** 8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** 積算をされた上でのことということでございますけれども、それでは課長に伺いますけれども、私はさきの一般質問でそよ風パークの農園のことについて質問をさせていただきました。荒れたままで、そのまま放置されております。当然、それも町から委託をしてあります。収益事業ですから、恐らくそれは収益はゼロにしてあるというふうに思いますが、一番上のホテルと下のバンガローとの間に、もう一つ後で追加してつくった施設があります。これはみそとか、そういう加工の施設でありますけれども、そこは今犬がわんわん吠えよりも、犬がやしのうてあります。ですね。

課長御存じかどうかわかりませんが、犬がそこに放し飼いにして養ってありますけれども、もともとあそこは農産加工の施設です。最初町が委託したのと全く違った方向で、恐らく勝手に用途を変えてあると私は思いますけれども。まあ、町長のこの前の答弁からして年に1回しか行ったことはにやあと、総会に出るばかりということですので、そういう点きちんと精査されておるのかどうか、伺います。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** はい。まず農園のことですけれども、農園については確かにビニールが破れたりしておりまして、決して十分管理ができていたとは言えておりませんが、放置しているわけではないということで報告は受けております。農地の管理をしていただいて、そこでできた作物をレストランあたりで使うとか、そういうことはされておりますけれども、きれいにされておられません。ですから、そこはきちっとお願いしたいということで指導しております。

それから、農産品の加工処理については、交流体験施設もそうですけれども、確かに全部、施設がたくさんありますけれども、その中で100%私たちが思うように管理ができてない分はもう議員御指摘のとおり、議員も現場を見てられますので。私もそれ感じておりますので、先般農園のことも含めて、それから木工体験とかそういったところも、もう少しきちっとしてもらわないと困るというようなことで話はしまして、改善策をもう一回出してくれということで、対応を今させております。

**○議長（中村一喜男君）** 8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** 私がそう質問すれば、そういった形でへ理屈が返ってくるわけですね。必ず返ってきます。農園については民間に委託したがるはにやあかと言うたら、今委託しとりますという話ですね。今、農園は。たしか6棟ぐらいあります、全部で。そのうちの今、1棟だけが植わとります。あれは恐らくニンニクかタマネギだろうと思いますけど。わずかです。わずかです。あとは全部ずっと、去年までずっともう放置したままです。放置していない、管理して……。自然のままにしてあるのか、管理してあるのかわかりませんが。

そういったことで、実際そこをその人に——それ人はよその人です、私はどこの誰か知りませんけれどもよその人です。本当にパークが管理を委託しとるなら、その委託契約書を出してください。今議会中に。いいですか。はい。とにかく質問すれば、本当言うて答弁はきちんと返ってきますけれども、ほとんどへ理屈です。ですね。そこところは、十分これは注意してもらわんと、私もただ見とるばかりじゃありません。毎日見ておりますからよくわかっておりますので、その点は注意して答弁をお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、榎林力也君。

**○山の都創造課長（榎林力也君）** はい。管理委託契約ということではありませんので、管理をその方をお願いしているということで、作業委託みたいなものです。

はい。管理委託ではございません。はい。

（「なら賃金なら賃金の……出面ば出せ」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** ちょっと1点だけ。ふるさと納税につきまして、予算がいろいろ上がってきまして、ふるさと納税寄附金謝礼4,000万。それと、ふるさと送料1,000万、広告料が40万、システム利用料が82万5,000円、ふるさと寄附金システム等利用料が楽天です、200万、ふるさと寄附金管理業務委託料1,000万ですね。まあ1億円の寄附金という話がありました。で、大体これ七、八千万使っていらっしゃいますけれども、今後のやっぱりこの……。

私はふるさと納税というものは、根本的にはその地元の特産品、それがいかに全国的に普及していくのか、なおかつそれが地域の経済にどうリンクしていくのかということが、私は基本的なその町の振興策につながると。ほかの町村におかれましても、それをキーワードにして別途に注文が入ってくるようなシステムを構築しているわけです。ふるさと寄附金があるから、1億円寄附があったけいいとかいう話じゃなくて、それが、寄附金しなくても将来的につながっていくような、単独でも購入するような、農産物、あそこのは安心安全だから……。

そういうふうなものが、寄附金のみならず今後の商業活動、あるいは農業活動にどうつながっていくかということが私は大切というふうに考えているわけですが、これにつきまして金額云々じゃなくて、これに対する今後の取り組み方についてお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、榎林力也君。

**○山の都創造課長（榎林力也君）** 御指摘のとおり、ありがとうございます。ふるさと納税につきましては、制度上の課題・問題は別といたしましても、やはりある以上はどんどんふるさと納税を積み増していきたいという思いがあります。それと同時にお礼の品として出す品物が、やっぱりいいものであれば、またふるさと納税とは別に注文もあります。この前、町長も一例示しましたけれども、大変おいしかったということで別にまた注文されるというようなことがありますので、そこが非常に大事だと思っております。

また今回6,000万上げさせていただいておりますけれども、ふるさと納税の例えば1万円に対しては経費も含めて5,000円、要するに50%は絶対守っていきたいという思いでございますので、

返戻の品が大体4,000円前後で、あと送料とか、今回システムのことを入れましたけれども、これについても含めて、できればもう50%以内に抑えたいというのがあります。それからすると6,000万だけん合わんじゃないかというところがあると思いますけども、我々の目標は1億円ではありませんので、そこらはきちっと入と出、考えながらやっていきたいと思いますし、やっぱりこのふるさと納税によって、町の商品のPRができるところが一番だと思っておりますので、商品についてはそれぞれの業者さんにはしっかりしたものを出して、1回でもやっぱり産地偽装のようなことがありますと、町全体のことにつながるからということでしております。3月にはまた業者説明会をしたいと思っておりますので、そこあたりはしっかり協力していただきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** 今ふるさと納税につきまして、取り組みの姿勢は言われましたけれども、私はこれ50%にこだわる必要はないと思うんですよ。どういうことかということ、そのシステムを構築していったら、それは70でもいいわけです。ふるさと会員をどうつくっていくかとか、いろいろな考え方があるわけですよ。このふるさと納税って、テレビあたりでもどんどんやっているように、もう産地間競争と同じなんですよ。農業でいったら。ですから、ふるさと納税することによって山都の会員になるとか、ふるさとの会員になるとか、そういうもののあり方を、物語をつくっていく必要があると思うわけです。それが、ふるさと納税に対する町のロマンなんです。

それを生産者の方と共有していきながら、それはもう50%にこだわらずに70でも80でもいいですから、それを構築するための努力をどのようなことでやっていくのかという、そういう協議をせないかんわけです。それが将来的に山都町のファンクラブができたり、そういうのができるわけですから、その50%にこだわってできないってことじゃなくて、そういうものの考え方をま一遍精査していきながら、やっぱりふるさとのファンクラブをつくったり、いろんなコンサートがあったときもお呼びしたり、そういう、どのような町にしたいのか。それで生産活動があって農業生産、あるいは商品の生産が活発に販売できるような、そこに向かって走っていくというのが、私は夢だろうと思いますし、そういう1億円だから5,000万にこだわって、それで余り金額使っていませんとか、それ自慢にもくそもならんと思うわけです。

要するに、やらなきゃいけないことはその夢がどこにあるか、ロマンがどこにあるかということとをきちんとかういう席でも語っていただきたいし、そして会議があるときにも生産者の方々ともそのくらいの勢いでやっていきたいと思いますというような、前向きな姿勢が必要と私は考えています。いかがでしょうか。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、榎林力也君。

**○山の都創造課長（榎林力也君）** はい、ありがとうございます。もう議員のおっしゃるとおり、山都のすばらしい安全安心な品物を売っていく。そして、将来的に町全体のファンクラブになっていただきたいと思います。そのとおりだと思います。そこらあたりは、また課内でも協議しながら、また業者さんとも一緒になって、そこは取り組んでいきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** いろんなことでよろしくお願ひしたいと思ひますけど、先ほど8番議員からも話がありました。委託料の話で。そよ風パーク初めキャンプ場、いろんな天文台とかありますでしょう。そういうのとも一緒にリンクしながら、委託料の話も含めて、まとめてそういう……。もう全部リンクするわけなんです、山の都創造課というのは。私は、全ての施設にも委託の話にも全部リンクして……。例えばその委託で生産していますよ、とれますよとかいう話もいいわけですよ。もう自分でそれしたっちゃいいじゃないですか、生産する。そういう全ての総合的に、これを含めたところで、八朔祭りも含めたところで案内状を出したりとか、ホテルウィンディの招待券を出したりとか、いろんなものとリンクしていきながら、やっぱりみんなで協議することなんですよ。

それを生産者だけじゃなくて、今後どのように展開していくか。こういう、そのいろいろ問題もありました、こういう全てのことにリンクしていかせながら、ふるさと納税というのを考えていくという姿勢は、これは委託は委託、ふるさと納税はふるさと納税、八朔は八朔というふうに分けてしまうと皆ばらばら、もうやっぱりいつもの山都町の行政と全く一緒でばらばらばら。そこはやっぱり一つの課だけでもまとめて、きちんとした方向性、絵を描く必要があると思うわけです。その観光にしろ、行政にしろ。ぜひ、そういうところを課員の皆さん方、職員の皆さん方の知恵を振り絞りながら町の一本化を考えていただきたいということを言いまして、質問とさせていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 課長、このパークの3,820万円、これは今問題になっている農園の問題、これはもう早くから指摘しておりましたね。ほとんどこれは遊休施設になっている。今たったハウス1棟は何かつくっているという話だが、ここは体験型農園にするということで、大変なふれ込みで、これは目玉にしてあったんですよ。しかし、だんだんだんだんそれは当初の活動だけで、あとはない。だから、これは切り離しなさいと。そのことによってパークの負担も軽くなると。こちらはそこまで考えて提言をしてきたんですよ。しかし、そのまま。そのまま、ここは何にも使っていないなら、ここが占めている3,820万のうちの幾ばくかは、これは当然新年度の契約の中から削除しなきゃならん。それは指摘をしておきますね。

ここであなたに答えを言えとは言いません。これは役場で十分論議してください。そういう性格のものだということを、あえてここは言っておきます。これは工藤議員なんか早くからそのことを指摘をしてきている。最近あそこに施設を彼はつくったわけですから、毎日見ているわけですよ。それに3,800万も出すというのはどういうことなのかと。

それから二つ目に、これは質問です。

120万の、通常放水に役務費払っていますね。これは恐らく通潤用水組合に払っているわけですが、このことで大変な効果が出てきたというあなたの……。12万9,000名にふえたと、9万人が。私どもはね、そういう数字に惑わされはしませんよ。大事なことは、この定時に放水するということを決めたことで売店の売り上げがどうだったか、通潤橋のレストランがどうだったか、

さらに宿泊客がどう変わってきたか、この三つを出してこないで、私たちに対する説明にならない。

何のことはない、1時で決まったから、小学校4年生は必ず1日研修旅行で来ます。それに合わせて各学校がスケジュール組めば、そこに二、三万ぐらいすぐふえるんですよ。あるいはツアー会社もそうなんです。放水を見てトイレに行って、高千穂に行って泊まるというパターンじゃないでしょうか。その辺の分析をした上で、あなたが胸張るならば胸張っていい。だから、きょうの説明のそこは、そこまで私は聞きません。きょうの段階じゃ。それはそこまで調べていないし、資料があれば出してくださいよ。ね、そうでないならば、あえてここでは詰めません。しかし、物事はそういうものだ、数字だけで物は判断できないと、実態はどうなのかということです。

それからもう一つ。通潤荘の問題だけれども、私はかねてから言ってきた入浴券の、あれはクーポン券というか、何か。クーポン券はやめた方がいいと私はずっと言ってきました。特定の間が、それを持って毎日一定の時間に行きます。その連中が来てわいわい言えば、もうほかのお客さんがそこに入りたがらない。特に町民の人たちは、地元の人たちはそれ知っていますから、彼らが来ておる、行く時間はそこを避けております。全然知らない観光客の皆さんには、大変不快な思いをさせてきた。そういう事件も幾つか起こっております。だからクーポン券は出す必要はない。その一部の人をまとめて7万、8万円出せる人しかそこに行きませんから、その人たちが非常にはた迷惑な、反社会的とまで言いませんけれども、そういう状況を、あそこの温泉施設でやっておるといふこと、それを何もあなたたちは言えないで来た。だから、それは私はやめてほしいと思っております。そのクーポン券についてだけは意見を聞いておきます。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** はい。クーポン券につきましては、いろいろな形でお出しております。実際、御指摘のように500円のが、極端に言いますと二百数十円に入れるというようなこともございまして、これについてははっきり見直していこうということで、少しずつ見直しております。割引券が極端に少なくなったという、やまトークのときにそういう意見もございましたけれども、そこらあたりは御理解いただいて、確かに公共施設ですので住民の福祉・福利厚生に供するという部分もございましてけれども、やはりそこらあたりの制度的な見直しは必要ということで、極端に安い券を出したりということは今やっております。ただ、回数券というような形ではしておりますけれども、これについてももう少し見直していきたいと思っておりますので、そこはお時間をいただきたいと思っております。

また、先ほどの定時放水のことですけれども、実際に観光協会が今物産館を所轄しておりますので、売り上げが伸びております。特にレストランのほうは、定時——1時の放水ですので、その前の食事に非常に多くなったということでデータは出ておりますので、3月31日には決算が出ますので、そこらはまた具体的に詳細なデータを示したいと思っております。宿泊については、放水に対する影響は余りないということで、支配人のほうからお聞きしております。そこらあたりもあわせてしていきたいと思っております。

また物産館につきましては、きょう先ほど予算のところの説明しませんでしたけれども、毎年観光協会には70万円の補助しておりましたけれども、こういった形で売り上げが伸びておりますので、補助金については、ことしは補助をしないということで、観光協会のほうからも了解を得ておりますので、将来的には今しております管理委託料の311万8,000円もゼロになるように努力していただきたいということで、今ハッパをかけているところであります。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 私が言ったレストランというのは、国民宿舎のレストランなんです。下のレストランでしょう、あなたが言っているのは、あそこも若干のプラスアルファがあるのは、それはもう素人でもわかるんですよ。しかし、本当にこの町の経済に影響するような波及効果があっているかどうかが一番問題ですよ。ですね。それを私は言いたかったんです。

それから、クーポン券の問題は、千寿苑がなくなった、どうしても風呂が必要な方がおられます。これは福祉券でいいんですよ、福祉券で。不特定多数、町民全体を、あるいは観光客を対象にしたクーポン券やめなさい。町外の人が通潤荘のクーポン券があるから、あそこに泊まり行こうなんて酔狂な人はいないですよ。そこは、今から検討しますじゃなくて、時間かくる必要がないんですよ。これはすばつとやめるべきです、新年度から。それを私は忠告をしておきます。

あその売上にかえてマイナスなんですよ。そういう余り好ましからん人間が来て、わいわい騒いで我が物顔で風呂に入ると。最近はどうか知りません。少し年とったからおとなしくなったか知りませんが、ね、そういう連中が非常にはた迷惑な行動を、言動をするわけですから。これはぜひやめてもらうように提案ときます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 今、12番議員さんとの話とリンクしますが、やはり12万9,000人という数字がワンコインで考えますと6,450万円、1,000円で考えますと1億2,900万円です。そのような事業展開を全町的にできるような工夫をしてほしいと思っております。

まず質問ですが、149ページです。

委託料の緑仙峡管理委託が記載してございますが、ここはお風呂が大き過ぎて、利用時には利用効率が非常に悪いという話を聞いております。その件について、改修の考えはあるのかというのがまず1点です。

それから151ページで、ふるさと寄附金のシステムの利用で、楽天とほかんとで、この82万5,000円と200万円の差は、これ何だろうかということです。

それと、あと一つは、委託料のふるさと寄附金管理業務委託1,000万円。これは商品の発送管理で言われましたが、どのような目的なのか。またこういった事例は実際あっているのかと。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** はい。まず緑仙館のほうでございます。確かに御指摘のように効率が悪いということで、改修のほうも町のほうでどぎゃんかならんのかというようなこと

が相談がっております。ユニットバスあたりを計画したらどうかと。どちらがするかということがありますけれども、そこは今ちょっと協議をしております。ただ、大きい風呂も特にトレールランとか、そういう多数の人間を集めたときには必要な部分もございますので、そこは今ちょっと協議をしている段階であります。

それから楽天とふるさとチョイスのことでございます。濟いませぬ、説明のほうが不足しております。このふるさと寄附金、151ページのふるさと寄附システム利用料82万5,000円というのは、ふるさとチョイスというふるさと納税のネットの閲覧場所があります。そこから入って行って山都町に寄附をした人については、この管理手数料ということで82万5,000円なわけです。今回新しく、このふるさとチョイス以外に楽天をシステムが入れるということしておりますけれども、今までふるさと納税は、1億2,700万円はふるさとチョイスのほうから入ったやつでございましたけれども、今度は楽天という違うまたホームページといいますかネットサイトのほうを入れたいということでしております。これは実績高に応じてお支払いするということになりますので、ふえればふえる、少なければ200万円を割るということになりますので。

それから最後の1,000万円ですね。ふるさと寄附金管理業務委託料ということでございますけれども、これは商品の管理から発送、そしてお礼状とか苦情、全ての管理をするという業者さんが全国に幾つかあるわけですけども、このRHトラベラーで調べましたところ、そのRHトラベラーという団体が全国で170自治体が契約をして、いわば管理委託しているということになんてすよ。

で、今まで1年間、山都町の場合は、そのシステム全て商品の納品から発送から、お礼状から苦情から、全て山の都創造課でしておりました。しかし、非常にやっぱり煩雑で職員の数もとられますので、1,000万円もあるなら町のほうでしたほうがいいじゃないかという御意見もあります。これは課の中でも、ここは非常に検討したところでございますけれども、やはりいわば雑用的な、一般事務処理ではないこういう苦情処理とか、そういったものについては、もう外注してふるさと納税額を伸ばしたほうが良いというようなことで考えまして、本来、山の都創造課はふるさと納税を上げるだけ課ではありませんので、本来、山の都を創造していく課ですので、そちらの業務をしたいということで、財政のほうにお願いをしまして、したわけです。

最終的には先ほど申しましたように、本当は観光協会なり各物産館……。自治体によっては、平戸市とかは物産館がそこをとって手数料をもらうというようなことで、そこに雇用も生まれるということがございますので、できればそういう形に2年後あたりは持っていけるように、また観光協会あるいは商工会も勉強していただきたいというふうに思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 緑仙峡の件につきましては、常日ごろ利用される方たちのことを含めて考えてほしいと思っております。ユニットバス等々もありますので。

それから楽天に関しては、結果的には管理でいいながらも手数料を取るという話ですね。ただ、そのチョイスを利用しとったほうが、町としては経費がかからんと思いますが……。ということで、なぜかということをもた聞きます。

それから発送……。寄附金管理業務委託、これは商品等についてもそこで受け付けて発送すると。アマゾンのごたあ感じですか。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** はい。ふるさとチョイスのほうで、今まで1年間した分はこの手数料、極端に言うと82万5,000円と送料とかそういったものだけで済んだわけです。で、今回楽天で言いましたけども、楽天は楽天のサイトがありますけども、ふるさとチョイスの部分でも商品の発送から何から全て町がやっていたのを全部今度は外注するということです。ですから、いろんな煩雑な事務を、このふるさとチョイスでやっていた分も楽天の分もあわせてしていくということ。

ただ楽天のほうは今回初めて契約、サイトをつくりますので、実際にはどこまでやってくれるかというところあたりは詰めていかんといけませんので、寄付額がどんどんどんどんふえた場合は、また山の都創造課の事務がふえるという可能性もありますので、ここは見ていかなければなりませんけれども、少なくともその1億2,700万円、今回した部分のそういう煩雑な事務を全部このシステム、1,000万円のところでやっていただくということ。これは、だから1億円の場合が1,000万円ということ。ふるさと納税が1億円あった場合が1,000万円ということ。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** ちょっと質問の前に、先ほど通潤山荘のお風呂の件が出ましたが、何か私はそのおっしゃっていることがよく、男性湯のほうの話なのですか、何かよくわかりませんが、余り何か個人名は出されないまでも、何かいかにも皆さんおわかりになっているような反応だったので、ちょっとあんまり愉快じゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

私の質問は148ページ、ル・ポン、今の観光案内所に対する176万なんですけど、そこで多分これはほとんどが人件費であるというふうに思っています。私もル・ポンの会員ですので足を運びますけれども、なかなか経営は本当に厳しいでしょう。けど、本当に一生懸命やってらっしゃるというふうには思っています。で、この分を今年度いっぱい、もちろんそれは新しい観光施設ができるからであって、その分をちゃんとあそこで、ル・ポンがことし一年で閉じていく、そしてすてきな建物を今後どうやっていくかも今からなのかなというふうに思っていますが、そこら辺の話し合い、理解が、そのル・ポンのいわゆるあそこは会員で成り立っていますので、そういったところとのちゃんと協議ていうか、そういったものが進んでいるかということをお伺いすると、それから、その新しくできる拠点施設なんですけれども、そのほうに、この間の行政報告の中で、あそこいわゆる管理する人っていうか常駐する人が要りますよね。

そんなのを観光協会なのか、あるいは商工会なのかというふうなところを今からの相談だというふうにおっしゃったと思っています。で、今回も商工会に対しては1,100万円の交付が出ますよね。その積算の根拠というのが、私はあんまりよくわかっていません。これだけの、まあ逆に言うと観光協会はかなり地力がついてきたので、今回そういったものを支払わなくてよく

なったという話も、それは大変結構だと思う。どっちかという、やはりこの1,100万円をどういうふうに商工会が使ってらっしゃるか私は本当に定かではありませんが、やはり表に出てきて、やはり商業列に出てきていらして、やっぱ働かれるのがいい方法かなというふうに思っていますので、そこら辺も含めて商工会の1,100万円の積算根拠と、それからル・ポンの今後について。

そしてもう一つは、これはお願いですけれども、150万円の今度の経営診断、そよ風パークについて重点的にやっていくというふうにおっしゃったんですが、本当に大事なことだと思っています。150万円というものを無駄にしないように、そして先ほど来皆さんもおっしゃっているように、本当に創造課も守備範囲が広うございますので、やはりここは1点集中して、この三セクの問題は本当に早くどうにかしなくちゃいけない問題だと。そよ風だけじゃなくて。なので、課長は、しっかりとこここのところに着目しながらいろんな行事・イベントがある中で、ぶれずに取り組んでいただきたい。本当に早く解決する道を探し出してほしいということをお願いします。

それともう1点、ごめんなさい。集落支援費が出ています。これ、多分私の想像の中では、今空き家探しを担当していらっしゃる、委託されている方がいらっしゃるんですがその分かなというふうに思っていますが、御説明お願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** はい。まずル・ポンの件から説明していきたいと思います。今観光協会の観光案内については、道の駅「通潤橋」で観光案内をしておりますけれども、ル・ポンはル・ポんで観光案内を今やっております。あの施設自体も、それから運営されている人々自体も、非常に私は価値があるというふうに思っております。場所的なことも含めてですね。ただ、今度拠点施設ができますれば、道の駅「通潤橋」と拠点施設を連携させた観光案内システムということになりますので、ル・ポンについてはその観光案内機能はなくなるということであり

ます。ですから、これについてはもう3年前からこの拠点施設の建設の準備に入ったところから、ル・ポンのほうとは運営委員会の皆さんとも話をしておりますけれども、そもそもル・ポン自体が運営委員会ができて、経緯の中で、やはり中心市街地の商店の中にそういう観光案内施設でコーヒーも飲めるところで、ある程度交流の場にもなっておりますし、文化の発表であったりいろんな展示もされておりますので、なかなか非常にいいは思うんですけれども、運営は本当に厳しいものがあります。やはりレストラン形式で食事を出したらだめとか、いろんな制限のもとにあそこができておりますので、やっぱりそういったところを町の手を離れればまた話は違ってくるわけですが、そこらあたりも町としてはあそこをどうするかで、空き家にしてしまっているのかというのはありますので、そこはもう1回運営委員の皆さん、それから町としての考え方も生涯学習課あたりとも協議したいというふうに思っております。

それから、2点目の拠点施設の管理については、今これまでやってきました商工会、観光協会、中心市街地活性化協議会のほうと今詰めております。やはり御指摘のように、この商工会の補助金ともかかわってくるんですけれども、今まで我々も認識の中に、商工会の指導員の皆さんは経営の指導をする人たちだと。県の補助金と町の補助金で運営されておりますので、指導員の皆さん

んは事務局長以下。ですから、そういったふうに思っはきたんですけども、やはり山都は山都のやり方があって、商工会としての取り組みがあって、その中でやはり指導員さんたちも山都の事業に対して合わせてやっていただきたいというようなことは、今強く申し入れをしているところで、基本的には指導員ですから経営指導が中心ですよという話を聞きますけれども、やはり商工会としてある以上は、町の中心市街地もそうですけども、商店街に皆さんの本当の役に立つ指導員であってほしいということで、何でもやれることはやっていただきたいというふうに今思っております。

で、補助金の中身につきましては、詳細には収支報告書を見ていただかなければなりませんけども、基本的には県の補助金それから町の補助金と会費で指導員さんたちの人件費を賄い、あるいはいろんな商工会の事業をされているという形になっておりますので、これが町だけの補助金ではなくて県の補助金も入っておりますし、商工会法という法律の中で処理されておりますので、全て町の言うようにということはなかなか難しい面もあるかと思っておりますけど、そこらあたりは再度商工会とも、会長とも協議をしていきたいというふうに思っております。

それから、そよ風パークの150万円につきましても、本年はやはりそこまで突っ込んだところでやっていきたいということで、その中で単なる公益性とか経済性だけではなくて、単年度の収支を見るということで、これで絶対改善をしていただきたいというスタンスでやっていただきたいし、先ほど工藤議員からも御指摘のあった点については、しっかりと対応させていきたいと思っております。

それからの集落支援員のことにつきましては、そのとおりでございまして、今、町しごとセンターのほうにも今、去年も事業やりましたけども、ここでいう集落支援員は、うちの山の都創造課にいる職員のことです。YOU&YOUを中心に移住・定住のことをやっていただいておりますけども、そちらの人件費で、しごとセンターのほうの人権費については、昨年27年度の繰越事業の先行型のところで町しごとセンターというのをやっておりますけども、そこで委託料の中でやっていただいておりますので、そちらはまた別になります。

ことしの加速化交付金の中で、仕事センターのまた2年目のとが出てきましたけども、そこにもまた継続してお金を使わせていただいて、今回はまさに移住・定住者の仕事、それから住宅、そういったものをトータル的にお世話できる、農地も含めて。そういったセンターに、ことしはもう具体的に28年はなっていたきたいということで、事業を進めたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 御説明ありがとうございます。じゃあ商工会費については、私、本当知りませんで申しわけないんですが、県とか何とかと、こう割合的なものがよく交付金とかいろいろ県が何パーセントよ、町が何パーセントよってふうな根拠があつての金額であるというふうなことの理解でよろしいでしょうか。

それと、もう1点、済いません、そよ風じゃなくて委託団体の清和文楽のほうなんですけれども、こちらは直接のこの金額ではありませんが、私たちにも御案内いただいているんですけども、

4月の9日に今派遣中の新しい若手が帰ってきて発表会をするというような御案内いただいておりますが、この辺の支援体制というか、これは協会の中でされていかなくてはしょうがない部分かなというふうに思いますが、課長のほうでは若者・若手の育成についてのお考えはどういうふうにお持ちなのかな、ちょっとお伺いします。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** もう文楽につきましては、民俗歴史の文化保存・継承をするということで、やはり人がいなくてはやっていけないということで、この文化を継承するということで、今回は緊急措置的に緊急雇用の事業を使いまして、最初この後継者をつくるということで職員に採用してやってきたわけです。それを受けて、再度今度は文楽の里協会の資金を使って、そもそも後継者育成資金という3,000万円の基金を持っておられましたので、それを使ってやっていただきたいということでやりました。でも、これは職員を育てることと地域の農村文化を育てることはまた違うと私は理解しております。

やはり職員としてする部分と、本来清和文楽人形芝居保存会というのがありますので、それは地域の清和の農家で営み、なりわいをしながら文化として育てられたということで、やっぱり清和村の村にそういう人たちがいて、週何回かにこうやって公演がある日は出てくるという形が、私は理想だと思っておりますので、そういった地域の文化として、それから育てるということについては、今生涯学習課のほうも伝統芸能の保存ということで、今学芸員を通じて取り組んでおられますので、そこと一緒に里協会の経営的な部分と、本来の村の文化を育てる部分と2本立てで今後も育てていきたいと、支援をしていきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

3番、飯星幹治君。

**○3番（飯星幹治君）** 143ページ、拠点の交流施設業務委託料950万。私たちはこういった数字を見るときに、ちょっと感覚が麻痺します。高過ぎて。なぜこんなに高いんだろうというふうにも疑問に思うんですが、先ほどいろいろ説明は受けました。受けましたが、なかなか理解できるところまでに行っておりませんので再度お願いをしたいというふうに思います。

それから、あけて文化交流の拠点施設ということで、総額で1億3,000万の計画をなされました。この前からも話をしているように、無駄遣いじゃないかという町民からの声というのは、いまだに聞きますし、その辺をもう一度お伺いをしたいと思うのが一つと、もう一つは委員会の中では説明をされました、後の管理の関係ですね。いろいろ費用が発生してくるんでしょうが、わかっている限り、もしここで話ができるのであれば、その辺の話を少し聞かせてほしいというふうに思います。よろしくお願いたします。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** はい。それでは、まず最初の文化交流拠点施設企画業務委託費950万円。これはパネルの展示とか、とにかく137平方メートルの展示室の展示内容をハードとソフトと両方です。浜の館に始まる阿蘇家の歴史がここの浜町にあったというところから、これはもう学芸員と相談しながらどういった形で見せていくのか。それから八朔祭とか日向往還と

か町全体のインフォメーションということで、学芸員的な部分がありますので、これ文化交流拠点施設の企画業務委託ということにしておりますけれども、そういう知識の部分と、それをじゃあどう見せるかということで、パネルであったりジオラマであったりということではいけないと思いますけれども、これ本当にやろうと思うなら950万では全然足りません。

あそこの石橋資料館がございましてすけれども、あそこにジオラマがございましてすけれども、あのジオラマ一つにとっても数千万円かかるということで、ですから今回はそういうハード的なものではなくてソフト的なもので、できるだけ見せていきたいということで学芸員と今相談しているとこでございまして、そこらあたりは御理解いただきたいと思ひますし、その委託の見積もりについてはしっかり精査をしていきたいというふうに思ひます。

それから拠点施設が私も1億3,700万円と言ひました。江藤議員からも毎回毎回後出しのように事業費が出てくるということで、全体的な基本計画はないのかというようなことがございまして。確かに後出しのような形で予算を出してくる分については、非常に心苦しい点がございましてすけれども、やはりこの施設をどうつくっていくかということで違ひてまいりますので、御船町ような大きな恐竜博物館ができれば、そういう補助金なりあれば、そういった形もできるかもしれせんけれども、これは将来の費用負担のことにもつながってまいりますので、今回初めてこういった形で具体的に1億3,700万円と出ささせていただきます。本当に町民の皆さんの血税でございましてすので、高いと言われればそういう感覚かもしれせんけれども、これはしっかり精査した上での積算でございましてすので、そこは御理解をいただきたいと思ひます。

それから管理です。管理については、これはもう商工会、観光協会とずっと話をしておりますので、当然商工会、観光協会、中心市街地活性化協議会が深くかかわることは当たり前なことではございましてす。その中で、当然ガイドを2人。当然事務を執る人、それからその展示施設の中で説明をする人ということで、当然2人は要ると思ひます。その人件費を考えますと約288万円。それから施設の維持管理費につきましては、今バスセンターがございましてすけれども、その維持管理費あるいはお隣の町あたりの観光施設の大体同規模の施設がございましてす、高森とか御船とかそういうところの施設の維持管理費等を参考にさせていただいて、大体水道光熱費等で200万ほどかかります。ですから、トータルで約500万の年間維持管理費がかかると思ひております。

ただ、これ町が全て丸抱えするのではなくて、その利益を享受する人に負担していただきたいというのが基本でございましてすので、1年目あるいは2年目ぐらひは町の支援が当然必要になってくると思ひますけれども、やはり商店街の利益を享受する人が、ところが負担をすとか、あるいはも商工会から人を出す、観光協会から当然出すというようなところは踏み込んで協議をしていただきたいと思ひておりますので、500万円が丸々ずっと永遠に続くということではないというふうに考へておりますので、そこは確証はありませけれども、しっかりそこはやっていきたいと思ひておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

10分間休憩いたします。

---

休憩 午後 3 時21分

再開 午後 3 時30分

---

**○議長（中村一喜男君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に7款土木費について説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

**○建設課長（江藤宗利君）** 建設課でございます。

建設関係の経常的な所掌事務から御紹介をしたいと思います。

建設課につきましては、維持管理係・土木係・高速道路対策室——3係、またそれぞれの両総合支所、建設水道課で事務を行っているところです。それに関する経費を計上いたしました。公共災を含めまして、今年度は17億5,000万を計上いたしましたところでございます。

道路橋梁の建設それから維持管理及び土木災害等に関すること、公営住宅に関すること、法定外公共物の管理に関すること、用地に関することが主な事務でございます。

町道につきましては、総延長約1,000キロメートルがございます。効率的な管理が必要であります。維持管理を行う上におきましては、集落内道路あるいは地域の町道については、受益地区の協力を得ながら維持管理に努めているところでございます。幹線町道につきましては、日々のパトロールを行い、損傷があればいち早く適切な処理を行うというようなことで、維持管理の縮減を図っているところでございます。

町道改良事業につきましては、国庫補助事業あるいは町単独事業により整備を進めておりますが、山間部である私たちの地域におきましては、施工単価が高いため改良進度が進まないのが現状となっているところです。

橋梁につきましては、338橋、全橋を対象に橋梁長寿命化計画を策定しております。この計画に基づきまして修繕工事等を計画的に行っていくことといたしております。

トンネルにつきましては、今年度維持管理計画を策定することといたしております。

町営住宅につきましては、390戸を管理しております。町営住宅の整備指針となる住宅マスタープランを策定しておりますので、この計画に基づいて整備を進めてまいります。平成28年度は、昨年に続きまして小原B団地の外壁・屋根改修を行います。また、老朽化が著しい6団地9戸を解体する予定といたしております。

浜町事務所跡地につきましては、解体終了後本設計に向け基礎調査をもとに実施設計に向けた作業を本格化してまいります。

土木関係につきましては、事業ごとの路線及び地区名、概要、位置図をお手元に配付いたしておりますので、説明を省かせていただきます。

続きまして、高速道路対策室関連につきましては、国土交通省の直轄事業である九州横断自動車道延岡線の早期完成のため、再度協力を今後さらに強化していくこととしております。仮称で

ありますが、浜町インターの開通に向けて事業の加速化が進んでおります。事業捨土地の確保に全力を傾注することといたしております。

国・県道の整備促進については、本町のまちづくりに欠くことのできないものであります。熊本県が進める用地交渉事務などには積極的に協力してまいりたいと思っております。

では、予算の説明を行わせていただきます。153ページをお開きください。

7款土木費1項土木管理費1目土木管理総務費1億5,406万4,000円を今回はお願いしております。財源の内訳ですが、その他174万4,000円、土木使用料を上げております。道路占用料それから法定外公共物の占用料等を上げております。これにつきましては、一般財源です。

2節給料につきましては、本庁7名・清和3名・蘇陽4名、計14名の職員の給与を上げております。3、4についてはそれらの関係する手当等でございます。

それから需用費105万円は3事務所のそれぞれの消耗品等を計上いたしております。

154ページをお開きください。

使用料及び賃借料。14節ですが、52万5,000円。公用車のリース、それからパソコンのリース等を上げております。

それから19節負担金補助及び交付金ですが4,105万3,000円ということで、大きなものでいいますと、県の工事負担金4,057万5,000円を上げさせていただいております。県の5事業に関する負担金です。本年度の工事予定額は3億2,150万円を予定されております。

では155ページ、2項の道路橋梁費1目の道路橋梁総務費でございます。317万4,000円、全額一般財源でございます。

11節需用費、3事務所のそれぞれの需用費を上げております。

それから12節役務費、ダンプカー等の車検時のお金を上げております。委託料230万、道路台帳作成の委託料を上げております。公課金については車検時のお金でございます。

続きまして、2目道路維持費でございます。1億513万2,000円です。全額一般財源でございます。

1節報酬、405万3,000円。これは道路管理人の報酬です。4については、その職員の社会保険料等です。

需用費、926万8,000円。3事務所のそれぞれの消耗品、それから電気料、それから町道の維持修繕料等を上げております。

続きまして、156ページをお願いいたします。

委託料3,200万を上げております。測量設計200万、それから道路管理委託料3,000万ということで上げております。全町道の除草それから路線約187キロ・4ブロックで本年も草切りを行い、維持管理を行う予定といたしております。

それから、15節工事請負負担金5,000万円を計上しております。昨年より5,000万少のうございますが、またいずれかの議会において補正をお願いしたいと思っております。

それから19節負担金補助及び交付金343万7,000円。美里町道鶴越線舗装工事負担金ということで組みさせていただきました。これにつきましては、美里町と山都町の町境のところは美里町の町

道でございますけども、車の車両調査をいたしましたところ約7割の車が山都町関係の車でございました。それで割合を決めまして、美里町が500万円方舗装工事されるということでお約束をいただいておりますので、その負担金を美里町と交わして計上させていただきました。

続きまして、3目道路新設改良事業費です。5,285万4,000円。財源ですが国・県支出金は電源立地地域交付金を600万計上させていただいております。ほかは一般財源でございます。

旅費は職員の旅費でございます。

需用費につきましては、この改良に伴う需用費を上げております。

12節役務費は、登記手数料を2路線分上げております。

15節工事請負費4,550万、4路線の改定を今年は予定しております。

原材料はその関連の原材料です。

公有財産購入費344万、2路線の土地購入を予定しております。

22節補償補填及び賠償金については227万3,000円。立木補償・電柱移転の補償費等を上げております。立木補償につきましては、改良予定の2路線の立木補償を上げております。

4目の道整備交付金事業です。4億6,134万円を今年は上げさせていただいております。財源の内訳ですが、2億1,575万円。これは土木費の国庫補助金でございます。それから地方債では土木債を2億570万円上げております。ほかについては一般財源となります。

3、9については事務経費でございます。

需用費については11路線の消耗品、公用車の燃料代等を82万5,000円ということで上げさせていただいております。

158ページをお開きください。

役務費12節役務費1,710万円、8路線分の登記手数料を上げております。

それから、13節委託料6,000万円、測量設計委託料を3路線上げております。

それから、15節工事請負費3億4,700万、昨年に続きまして2億1,600万円の増となっております。これにつきましては一覧表に上げておりますので、路線名については省略させていただきます。

それから、17節公有財産購入費2,250万円、7路線分の土地購入費を上げさせていただいております。

それから、22節補償補填及び賠償金については1,320万、立木補償それから電柱移転等の補償費を計上させていただきました。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業です。1億8,190万1,000円を上げさせていただいております。財源の内訳ですが1億2,194万円、これは土木費国庫補助金を計上しております。残りについては一般財源でございます。

2給料費、担当職員の給料を上げております。

手当、共済については担当職員のそれぞれの共済費等でございます。

旅費につきましては、普通旅費ということで59万2,000円……。あ、失礼しました。

7節の賃金につきましては、113万9,000円6カ月分の事務補助の臨時職員の賃金を上げさせて

いただいております。

11節の需用費ですが531万4,000円ということで、関連するこの事業につきます消耗品を上げさせていただきます。

14節使用料及び賃借料については87万3,000円、公用車のリースそれからパソコンのリース等をそれぞれ6カ月と4カ月分ということで上げさせていただきます。

15節工事請負費1億6,891万1,000円これは上鶴線の工事になります。上部工それから改良もそれぞれ進めていくということです。

16節原材料については、それに伴うところの原材料でございます。

22節補償補填及び賠償金については、電柱移転、NTT関係の移転補償を上げております。

160ページをお願いいたします。

7目社会資本整備総合交付金事業です。6億9,284万5,000円でございます。昨年よりも5,328万2,000円減となっております。まず、財源内訳ですが国庫支出金、土木費の国庫補助金を4億3,615万円。それから地方債、土木債でございますが、2億540万ということで残りについては一般財源でございます。

3、9については職員の諸経費です。

11需用費、15路線分の消耗品等を計上させていただきました。89万5,000円です。

委託料が2億8,890万円。主なものにつきましては、高速道路の長谷線関連の合併工事委託料2億2,210万円ということで上げております。

15節工事請負費3億8,300万円、道路改良工事9路線分の工事を上げております。明細については事業一覧のとおりでございます。それから原材料については、それに伴う原材料費です。

19節負担金補助及び交付金ですが、町道北野柚木改良工事負担金ということで、美里町に支払う分でございます。1,833万3,000円を計上させていただきました。一応美里町さんのほうの予定が今年が6,000万ということで伺っております。

22節補填補償及び賠償金ですが140万。これにつきましては、電柱等の移転を上げさせていただきます。

それから8目自然災害防止事業費でございます。1,000万円上げさせていただきます。

15節工事請負費ということで、須の子赤木線の道路防災工事を計画いたしております。

続きまして、162ページをお開きください。

7款の土木費3項の河川費1目河川管理費でございます。252万円。財源内訳につきましては、土木費の県委託金でございます。

19節負担金補助及び交付金ということで、県河川16河川を県のほうから作業委託を受けて、29の地域をお願いをして雑草の処理等をお願いしております。それが252万円ということでございます。

続きまして、7款土木費4項住宅費1目公営住宅等管理費です。6,020万3,000円ということで計上させていただきました。財源の内訳につきましては、土木費の国庫補助金を340万。それから、その他ですが土木使用料を4,990万3,000円ということで上げております。

2節の給料ですが、建設課2名分の一般職の給与を上げております。

2、3、4については職員関係です。

旅費が普通旅費を4万5,000円。

それから11節の需用費です。954万5,000円、全住宅の管理に関する需用費を上げております。役務費につきましては14万7,000円ということで、浄化槽等の管理それからし尿処理のくみ取りの手数料等を上げております。

それから13節委託料です。1,331万5,000円を計上させていただきました。まず設計管理委託料ですが90万円。これは先ほど冒頭で申しました小原B団地の設計監理委託料を上げております。それから浄化槽・消防関係につきましては、公営住宅の全戸の管理でございます。それから浜町事務所跡地の調査委託料80万。現在総務課のほうで壊す準備を進められておりますが、あの中に里道、水路が走っております。これの法定外公共物の廃止事務を行うということで計上させていただきました。それから子育て支援住宅敷地造成測量設計ということで390万、それに伴いますところの地質調査300万、それぞれ上げさせていただいております。今あります浜町事務所が壊された後、測量設計それから地質調査を整えまして本建設のほうに向けていくという段取りになります。

164ページをお開きください。

14節使用料及び賃借料です。これは橋一般住宅の土地の借り上げ料を上げております。

15節工事請負費ですが、2,146万。公営住宅の解体工事として780万を上げております。これについては冒頭申しました6団地9戸を解体する予定といたしております。それから公営住宅改修工事1,366万円。小原団地の改修工事です。今年は4世帯1棟、それから2世帯1棟を改修を予定いたしております。

それから、2目小集落住宅の管理費83万6,000円です。11節需用費83万6,000円ということで、電気・修繕料等を計上させていただきました。

続きまして、164ページの7款土木費6項高速道路対策費です。

1目高速道路対策事業2,932万8,000円を上げさせていただきました。全て一般財源でございます。

給料につきましては、職員3名分の給料です。それに伴います手当・共済費等でございます。

旅費については職員の旅費等を上げさせていただいております。

それから、12節役務費70万円。登記手数料ですが町道部でまだ個人名義の町道がまだまだたくさんあります。それを今、町名義に作業を進めておりますので、その登記手数料でございます。

13節委託料437万6,000円ということで、この部分が国の土捨て場の確保の作業委託料を組ませていただきました。測量業務が237万6,000円、建物等調査業務委託ということで200万円、合計の437万6,000円ということで、一応50万立米の捨土の確保を今年度は目指すということでございます。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 7款土木費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** 済んません。163ページお願いします。

ここに子育て支援住宅の設計業務委託料が出ておりますけれども、次のページに工事請負費としては上がっておりません。ですから、これからまだ工事についてはされるものと思いますけれども、いつ工事に着工されるのか、また財源は補助でされるのか、一般財源でされるのか、お尋ねをしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 建設課長、江藤宗利君。

**○建設課長（江藤宗利君）** 子育て支援住宅につきましては、事務当局といたしましては計画としては今年度本設計を予定いたしておりました。しかし、御案内のとおり消費税が来年4月から10%に上がるのではないかと、若干総理のほうは最近はぶれてまいっておりますけれども、10%に上がった場合のことを考えますと8%で設計をいたしておきますと、どうしても見直しを入れなくちゃならないという事態が参りますので、二重予算が要るというようなことで少々足踏みをしております。状況が、8%というような状況であれば、また9月、12月等をお願いをしたいと思いますところではあります。

それから、基本的にはオール一般財源で行って即建てたほうが良いという意見と、少しでも国庫補助をもらったが良いという意見がございます。財政のほうからは、ぜひ国庫補助でというような意見が強うございます。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** 今本町には公営住宅で14戸のあきがあります。あきが。ですから、移住・定住にしても本当であればその14戸は埋まっていかなきゃいかんわけですね。ところがいまだにまだ14戸のあきがあるにもかかわらず、子育て支援の住宅は建てにゃならんということで、ちょっと話が矛盾しておりますけれども……。矛盾しております。

そこで、実は先般町内の福祉施設の連絡会議がありました。その中で一番問題になっているのが何かということですが、一番問題になっているのは雇用です。雇用です。それに伴う住宅がないということが一番の問題点にありました。一人で来ても町営住宅には入れない。所得制限があると。ですから、補助事業でつくってもらっても人が入れないということで、今14戸のあきがどういう状況であいているのかわかりませんが、そういう問題が出てきます。ですから、できれば一般財源でつくっていただいて、すぐに入れるような施設、住宅をつくっていただきたいという要望が出ております。施設側からですね。

他の町村では、母子家庭の方に移住しませんかということで移住を促して、親子で来る支度金それから家——町の住宅も準備しますと。それから就職も町内の老人福祉施設に介護士職で採用しますから、ぜひうちの町に来てくださいという町もあります。あつとります。ですから、お願いをしたいのは、やっぱり所得制限とか家族制限があるとなかなかすぐに入れませんが、そういった、できれば町単独でやっていただいて、一時でも早く一人でも二人でも多くの移住者を受

け入れられるように、ぜひお願いしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 建設課長、江藤宗利君。

**○建設課長（江藤宗利君）** はい。まず最初の14戸のあきの件でございますが、これにつきましては5月11日の抽選分ということで、既に広報の掲載それからRKKのデタポンにも周知をするということで上げております。ですから、これについては募集を行えば入居の手が挙がってくるものと思っております。

それから公営住宅につきましては、今うちのほうには四つの条例がそれぞれあります。公営住宅条例、それから特定公共賃貸住宅条例、一般住宅条例、それから小集落改良住宅設置条例というのがありますが、公営住宅の精神は同居者がいる親族で住宅に困っている方を低廉な価格で住宅をあっせんするというのが目的であります。そして、どうしても単身の場合の部分もございませぬ。単身の場合は60歳以上の方、または障害がある方、生活保護を受けている方というようなこととございませぬ。それから階層につきましては、応能応益家賃というのが、自分の収入に基づいて家賃を払う階層があるわけですが、それが基本でございませぬ。議員御指摘の単身での入居という話になりますれば、条例等をもう一本起こすか、そういう必要があるのかなという感じを持っております。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** 今町が移住・定住を促進しております。わざわざ病院の跡地も、そのために1年間だったと思いきや貸しますよということでとりますけれども、実際はその人たちが1年間おって、次に住む家がないと。なくて隣の町に、高千穂に探しに行ったり高森町に行ったりしておるのが現実にあります。ですから、移住・定住を促進するならば、即もう住宅に入ってもらいますと、入ることができますということにすれば、わざわざそこに1年間も滞在しなくても、1年の半分でも3カ月でもおって、すぐその町営住宅に移られるというようなことができますので、非常に効率がいいっていいですか、来る人も安心して来られます。ですね、家も探すさんでよいし。そういうこともありますので、これはぜひ町で、十分財政とも検討していただきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 住宅政策のこと、工藤議員が言われたことはよくわかります。それで二つほど、ちょっと今検討しているのがPFIといって民間活力導入で、これもやっぱりかなり事業費がでかいやつを、そのPFI……。何十億というやつをPFIでやるというのが普通らしいんですけど、こういう多分10戸建てたときに、これが2億になるか何になるかわかりませんが、このぐらいの規模でもPFIの民間活力導入ができないかと。これ、どうでも検討したいということが一つございませぬ。

もう一つは、もう何回もこれは言われていることですが、民間が建てる建物の坪単価、それとこういう補助事業を使ったときの坪単価、そしてまたそれは公共の歩掛を使った坪単価イコールになってくるわけですが、そのやっぱ差がちょっと大きいもんですから、その辺もこ

これは検討する必要があるなということで、これを比較検討して、そしてまた議会の議員の皆さん方にも見せられる範囲のところで説明をしていかないと、これはまた同じような、例えば十数戸建つと思いますけども、そこ辺で委託料したり工事請負を出したときに、また問題が出ると私は思いますもんですから、その二つのほうを、なるべく早く資料がお見せできるような体制にしてから打ち合わせをさせていただきたい。そして条例等が整備する必要があるれば、やっていきたいと思っております。できるだけ至急やりようには指示をしとるところでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 今のやりとりで、これ決して建設、住宅だけじゃないんです。町の工事契約、仮に来年から消費税が2%上がるとすれば、この前の例からすれば9月いっぱい契約はその対象にならないんですね、だから9月までに契約できるような大きなプロジェクトは、内部で急いでもらおうということを大前提に進めてもらいたい。

それから、この住宅についてはプライベートファイナンスという方法もありますと今工藤町長のお話ですが、いろんな方法を考えてください。ただ、私も工藤議員のこの考え方、一般論としては大賛成です。そのためには、町が一定の政策目的を持ってやる事業ですから、これはやっぱり条例が私は必要だろうと思います。今課長の話のように。それでない、建設省が定めた方向で行けば、いわゆる応能応益原則できちんと所得制限までかかってきますので、その縛りを受けないような選択、そしてどういう方法をとったが一番町の負担も軽くなるということなのか。

あくまでも応能応益で行けば、どうしても建設費、坪単価で耐用年数20年とすれば、20年そして12カ月で割ったのが家賃としてはね返ってきますので、それはとてもじゃないが4万も5万もなってくるでしょう。今建てれば、そこも含めた総合的な検討を内部でやってもらうように、これは町長にお願いしておきます。今、町長の答弁は、そういう考えでの答弁だったと思いますので、ぜひお願いしておきます。

**○議長（中村一喜男君）** いいですか。

**○12番（中村益行君）** はい。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑ありませんか。

4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** 156ページお願いします。156ページの中の道路維持費の件ですけれども、これは全て一般財源で賄われているところであります。この中の工事請負費の中の道路維持費5,000万、道路維持原材料費390万。この道路維持に関しましては、蘇陽総合支所あたりでもちよくちよく路線が多い関係で補修とか、ちょっとバラス入れてくれとか、あるいはいろんな話がいっぱい出てくるわけですね。その中で何遍か申請したところ、予算がないからということで次年度とか言われたのが何遍かありました。

**○議長（中村一喜男君）** 静かにお願いします。

**○4番（後藤壽廣君）** そういう中で、この道路維持というのは、二次災害を出す前に早急に修理しておくほうが経費もかからないというふうに判断しております。この件に関しましては、側溝が詰まって水が流れて、もう大変なことになって山さん流れてきたとか、すぐしてくれちゅ

うのを「いや、ちょっと予算がないので来年まで待ってください」って話が再三ありました。

ここの単独費である道路維持に関しましては、やっぱり言われたときに適切に処理でくるような維持管理は組むべきじゃないかなと思いますし、それがひいては経費節減、災害の出ない地域づくりにつながる、防災にもつながると思いますので、この道路維持につきましては適切な、補正予算でも要望があれば組みながら、適切な今後の管理をするように心がけていただきたいというふうに考えています。よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 建設課長、江藤宗利君。

**○建設課長（江藤宗利君）** 156ページの15節の工事請負費でございますが、今年は当初5,000万ということでございます。もう面積も広いし距離も長いということで、維持管理には相当苦勞をいたしております。議員御指摘のように、まだまだたくさん現場が残されているような状況でございます。次回6月・9月等での、財政の許す限りでまた予算要求をしてまいりたいと思います。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** それはもうよろしくお願ひしたいと思います。

それと事情があつて、それはもう自分たちで管理せないかんとか言われたこともあるわけですよ。それは、もう道路維持は、それは自分たちで……。例えば、これ町がする災害対象じゃありませんよとか言われたこともあります。当然昔ならそうだろうなと思つておりますけれども、例えばのり面が土羽も何もないためにすずれ土が落ちてきて道路がぼこぼこなつたりで、水があふれて下の畑の中に行つてもうたと。そらあ後藤さん、自分たちでしてもらわんとという話がありますけれども、その地域が高齢化しているわけですね。高齢化しているんで、なかなかできないわけなんですよ。毎年毎年そのすずれ土だとか、毎年来るし、ほんなこと大変な状況になつてるわけですよ。そこは簡易的にもちよつとこう……。一遍すればいいわけじゃないですか。

そういうところも、今後は地域の実情をよく考えていただいて、やっば無理だけせんとか、それは今までしたことがにやあとか、それはまた8番議員が言つたへ理屈みたいな感じがしてなりませんので、そういうへ理屈はやめて、きちんとした維持管理がでくる、高齢者のために災害道路にも使うわけですので、ぜひ町道の維持管理に関しましては、今後適切な対応をしていただきたいと思ひますので、これは要望にかえさせていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 御異議なしと認めます。

したがつて本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

---

延会 午後 4 時07分

3 月 15 日（火曜日）

平成28年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年3月3日午前10時0分招集
2. 平成28年3月15日午前10時0分開議
3. 平成28年3月15日午後4時52分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第13日)(第7号)

日程第1 議案第20号 平成28年度山都町一般会計予算について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである(12名)

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	6番 赤星喜十郎	7番 江藤強
8番 工藤文範	9番 藤川憲治	10番 稲葉富人
12番 中村益行	13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(2名)

5番 藤澤和生                      11番 田上聖

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
監査委員	森田京子	教育長	藤吉勇治
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	増田公憲
蘇陽総合支所長	有働章三	会計課長	山中正二
企画政策課長	本田潤一	税務住民課長	甲斐良士
山の都創造課長	檜林力也	農林振興課長	藤島精吾
建設課長	江藤宗利	農業委員会事務局長	山本祐一
環境水道課長	江藤建司	健康福祉課長	門川次子
そよう病院事務長	宮川憲和	老人ホーム施設長	小屋迫厚文
隣保館長	西田武俊	学校教育課長	田中耕治
生涯学習課長	藤川多美	地籍調査課長	藤原栄二

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方功 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

9番、藤川憲治君。

○9番（藤川憲治君） 9番、藤川です。動議を提出いたします。本日は、午後1時までの休憩を望みます。

○議長（中村一喜男君） ただいま、9番、藤川憲治君から、本日は午後1時まで休憩することの動議が提出されました。賛成者ありますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（中村一喜男君） この動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

休憩の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 起立多数です。

したがって、9番、藤川憲治君から出されました本日1時まで休憩することの動議は可決しましたので、ただいまから午後1時まで休憩いたします。

---

休憩 午前10時02分

再開 午後1時0分

---

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### 日程第1 議案第20号 平成28年度山都町一般会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第1……

（「議長」と呼ぶ者あり）

動議ですか。

（「意見です。きょう午前中の行動は、この町の議会に大変な汚点をつけました」と呼ぶ者あり）

済みません、議事進行します。

（「議事進行をお願いします」「そうするだろうと思っていますので、勝手にしゃべっております」と呼ぶ者あり）

日程第1、議案第20号「平成28年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

3月14日までに第7款までの質疑が終わっております。8款消防費について説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） それでは、8款消防費について説明いたします。ページは、166ページをお開きください。

8款消防費には、消火活動を含め、広く風水害や地震などの災害防除、または、災害が生じた場合の被害軽減のための活動に対します予算を計上しているものでございます。これが予算によりまして、消防団を中核としました地域防災力の強化に総合的、計画的に取り組みますとともに、自主防災組織や機能別消防団と連携をとりながら、さらなる防災体制の充実、強化を図っていくものとしております。

その自主防災組織ですけれども、現在、組織率61.1%と、県平均の76.7%を大きく下回っております。このため、自治振興区代表者会議におきまして、県の指導員を招き、組織設立に向けた説明会の実施ですとか、未組織団体への個別説明会を実施しているところです。この結果、六つの自治振興区で設立に向けた準備が行われておりまして、仮にこれらが全て組織化されれば、組織率は84%と、さきの県平均76.7%を上回ることとなります。

次に、昨年4月に導入しました機能別消防団ですが、現在、全14分団で組織化が図られ、団員数234名を数えるに至りました。さきの1月に発生しました建物火災におきましても、機能別消防団によりまして初期消火活動で、被害を最小限に食い止めたと、そういった報告も上がっております。今後も消防団を中核とした地域防災力の充実、強化に努めていく所存でございます。

それでは、166ページをごらんください。

まず、8款1項1目常備消防費です。3億118万1,000円です。これは3,341万9,000円の減額となっておりますけれども、昨年7月に、上益城消防組合消防本部庁舎が完成をいたしまして、今年度はその負担金の減によるものでございます。

2目の非常備消防費です。6,131万4,000円となっております。特定財源の23万5,000円につきましては、石油貯蔵施設立地対策等交付金国庫補助金でございます。

1節です。報酬、消防団員報酬です。685名の団員報酬を計上いたしております。条例定数は740名でございます。

2節、3節、4節は、担当職員1名の人件費によるものでございます。

9節の旅費、費用弁償は出動旅費等の部分を計上いたしております。

それから、167ページでございます。

18節の備品購入費189万円、これは消防備品購入費ということで、内容は消防ホースを50本購入予定にしております。

19節につきましては、ほぼ昨年度と同様でございます。

続く168ページをごらんください。

3目の消防施設費です。4,109万3,000円を計上いたしております。特定財源の2,950万円は調整交付金でございます。その他の450万円は市町村交付金です。ここにつきましては、各消防施設等の維持管理費、それから工事請負備品購入費等を計上いたしているところでございます。

工事請負費の15節500万円ですけれども、これは蘇陽地区の防火水槽設置工事ということで、1基、28年度に設置をする予定でございます。

また、18節の備品購入費ですけれども、ポンプ積載車購入費、これは中島地区のポンプ積載車の購入を予定しているところでございます。小型可搬ポンプ購入費、これは1台の金額でございます。

ます。それから、デジタル簡易無線機購入費の2,362万8,000円でございますけれども、これは火災現場等で消防団員間の連絡体制の構築をして、迅速な消火活動、それから災害対応、これらを行うために整備をするものでございます。現在は、蘇陽地区のみアナログで連携をとっているところでございます。内容的には、消防車両に56台車載器を設置いたします。それから、本部総務課に基地局1台、中継アンテナを本庁と各支所、中島地区に設置を予定しているところでございます。

次の4目災害対策費です。これにつきましては、まず、13節の委託料48万3,000円。これはJアラートの保守委託料でございます。

19節の負担金補助及び交付金471万6,000円でございます。この中で昨年と変わっておりますのは、県の防災無線再整備工事負担金350万円です。これは県防災の現行システムの老朽化に伴いまして全面更新をされるということでございます。県内全部、更新されるということで、整備に要する費用を県と市町村が2分の1ずつ負担すると。本町分につきましては350万円というものでございます。衛星系の無線設備ですとか非常用電源設備等の更新がなされるというものでございます。それから、自主防災組織補助金につきましては、50万円を計上いたしております。5万円の4団体と、資機材の助成として10万円の3団体を予定いたしておるところでございます。計の569万1,000円が今回予算として計上するものでございます。

以上、消防費について、説明を終わります。

**○議長（中村一喜男君）** 8款消防費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 町長にお願いします。常設消防費、繰り出し3億100ですかね、なっております。上益城消防の歳入分、それぞれの町の負担金、あるいは、今度は歳出のほうで、どういふふうな使われ方をしているのかですね。それから、消防の本部が新設されました。そういういきさつあたりについてコピーして渡していただだけませんか。後でいいです。皆さん方に。これはお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** いいですか。

10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** 考え方を聞いておきます。このように、防災に対しては非常にみんなが関心であるし、いざというときには逃げるということが大切だろうと思います。その中で、機能別の消防団員が234名ということ、また、自主防災組織も、本年度の6の、合わせては県の組織ですから、少し上回るというようなことですが、そこで問題になるのは、集落機能が非常に低下しますと・消防団員も少ないと。消防団員が昼間はいないと。消防団員が全くいないというような地域があると思いますが、こういった地域における防災をカバーするということに対して、まずは消防団がないとなればどうするか。自主防災組織をしようとしても、なかなかできないと。そういった地域があった場合に、これをどのようなふうにしてカバーするのかなということが一つです。

もう一つは、それぞれの災害対策の中で、いつも私は、持論ですが、机上といたしますか、防災訓練がありますが、本来はこういった防災訓練はいろんな形でなかなか動きというのが鈍くなってくる。やっぱりこういう実際の実動訓練というものに、やっぱり、これやるべきだろうと思えます。

こういった二つの点について聞いて、そして、この予算は別にしまして、そういった考え方がないと、いざというときに、大きな災害を発生させるということになりますので、そういったところについてのこれからの考え方、そういった部分をひとつはっきりと示していただきたい。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** お答えをいたします。

今、稲葉議員御指摘のとおり、日中、町内に居住していないといたしますか、仕事をしていない消防団員というのは、かなりの数がおることは把握しております。

まず、第一義的には、自主防災組織ということで、カバーをやっていただくということもあるんですけども、今回、昨年4月に導入しました機能別消防団というのが、まさしく議員がおっしゃった部分をカバーしていただく組織に当たるものと思っております。消防団のいわばOB組織というような形に位置づけておりますので、ほとんど消防団と同じような活動をやっていただくと。自主防災組織の場合は、常日ごろの防災活動の普及啓発ですとか、消火訓練とか、そういったことが主になりますけれども、機能別消防団につきましては、実際の火災現場に出向いていただきまして、消防団と同じような活動をお願いしているということでございますので、一応、そういった部分につきましては、機能別消防団でカバーしていきたいということですね。

そういったことで、またさらに、230名と冒頭で申し上げましたけれども、もう少し充実化といたしますか、そういった特にカバーをし切れていないようなところをもう一度、やはり少ないところは機能別消防団も少ないというような、どうしても比例的になってまいりますので、そういったところも十分もう一度、再編成といたしますか、見ていきたいと思っております。

それから、防災訓練の件でございます。これにつきましては、広くまた、自治振興区あたりとも連携しながらやっていくことも重要視をいたしております。実は、来週、本庁内で図上訓練ということでございますが、県のほうから指導員、県といたしますか、関係機関のほうから来ていただきまして、本庁の中で各担当部署も交えて、町長を本部長として図上訓練を半日かけてやる予定にしておりますので、そういったことを踏まえながら、また、28年度、新たな訓練活動に広げていきたいなと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 2点ほどです。まず1点目が、消防団員の報酬についてですけども、団員に話を聞く中で、1回、報酬として出して、それがまた、各管轄する方面隊とか、上の本部ですかね、そういった方たちに、キャッシュバックという言い方が妥当なのかわかりませんが、運営資金がないということで、ちょっとまた、1回報酬として出したのを、ちょっと金額ま

では知りませんが、集めて、そういったところに充てているという話を聞いていますけど、その辺の事実関係と、それが妥当、どうなのかということですね。もしそれが事実であるなら、きちんとそれはそれとして、運営資金として出せばいいのかなというふうに思っていますので、その辺の御説明をお願いします。

それから、消防備品費、ホース50本とか、あと、これに載ってるのは、18節の備品購入費、ポンプ車とか可搬ポンプなんかもありますけども、いずれも1回聞いたかと思えますけども、入れかえた分ですね。入れかえた分についてのその後の扱いですね、車両も含めて。そのあたり、ホースも含めて、可搬ポンプも含めて、その後はどのような形で処分しているのかお尋ねします。2点です。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** まず、報酬の件でございます。報酬は、御案内のとおり、各団員に応じてそれぞれ、役職に応じてと言っているんですけども、報酬をお支払いしておりますので、それ以外の団の運営費につきましては、19節の消防団運営補助金というもので、そのしかるべき運営に係る経費については見ているところでございます。そこでちょっと不足する場合はどうか、そういったことで、もしかすると、その分団の中で、総会等は当然開かれておると思っていますので、そういった中で取り決めがなされているのかもしれませんが、そこらあたりまでの事実関係というのは、ちょっと把握はいたしておりません。あとは、その分団の中で、その報酬、個人でもらった報酬について、どういった取り扱いをされているかというのは、総会は運営補助金についてのみ、やれるんでしょうけれども、そういった報酬についての取り扱いについて、今おっしゃったような、団に1回吸い上げるような形というのは、それぞれ団のやり方等々もあるのかもしれませけれども、そこは逐一把握はいたしていないところでございます。

それから、備品購入費の件でございます。基本的には、古くなりましたものについては廃棄といたしますか、引き取ってもらうということが原則になっております。特に、ホースあたりになりますと、古いものがあつたとしても、どうしてもこれは何も、無用の長物となってしまいますので、できる限り、修繕はもちろん、年に1回の点検が夏場ありますので、そういったときに、修繕しながら使えもるのは使っていきますけれども、それでなければ、基本的には、機材については引き取っていただくという形をとっているところでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 7番、江藤強君。

**○7番（江藤 強君）** 備品についてはわかりましたけど、報酬については、私が聞く中では、各分団の総会であった中で、また、運営する部分で足らん部分は分団で、そこは分団の判断なんだろうけど、私が聞きたいのは、各方面隊とかありますよね。そういった中での運営資金がない中で、そちらのほうにも出しているという話も聞いてますので、その辺の事実関係はやっぱり総務課としてきちんと把握して、それがいいのか、悪いのか。一旦報酬で出しとるものをですね。足らんかったら、消防団運営補助金あたりできちんと方面隊のほうに手当するとか、そういった形にせんと、私から見ると、それが事実ならどうなのかなと思えますけど、その事実関係をちょっと調べて教えてください。

○議長（中村一喜男君） 総務課長、坂口広範君。

○総務課長（坂口広範君） そうですね。報酬も一旦、個人の報酬として受け取れるわけですので、その後のちょっと使い道といいますか、それにつきましてまでは、私どもは把握をしていないというのが、先ほどの返事ではございますけれども、方面隊等々につきまして、この運営補助金の中で全て賄っていただくというのが大原則でございますので、あとは消防団の中で、どういった運営をなさっているかというのは、適正に運営をなさっていただけているものというふうに、私どもは認識をいたしているところでございます。

○議長（中村一喜男君） 7番、江藤強君。

○7番（江藤 強君） 今、総務課長がおっしゃったように、適正に運営していただくように、もしそうであったならば、指導してください。お願いします。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） これで質疑を終わります。

次に、9款教育費について説明を求めます。

学校教育課長、田中耕治君。

○学校教育課長（田中耕治君） それでは、9款教育委員会費、学校教育費について御説明をいたします。

山都町教育委員会のほうでは、毎年、学校教育努力目標を定めながら、その推進を図っているところであります。その努力目標の序文におきましては、郷土を愛し、仲間を大切にする人づくりを目指し、生涯にわたって主体的に学ぶ意欲と実践力を育成する。児童生徒の育成に当たっては、一人一人を大切にするを基本に、学校、家庭、地域社会との連携を図りながら、健全な心身の育成と学力充実を図り、社会教育との連携のもと学校教育を推進するというふうにしております。平成28年度も小中学校としっかりと連携をしながら、また、地域の皆さんに御協力をいただきながら、児童生徒の健全な育成を図っていきたいと思っております。

平成28年度の山都町内の小中学校の状況につきましては、小学校が7校で595名になる予定であります。中学校が3校で295名、合計890名の在校児童生徒ということになる予定であります。

山都町が合併しました平成17年度の状況はといいますと、小学校がその当時、11校で921名、中学校が3校536名、合計の1,457名という児童生徒がございました。それに比べて、約6割程度に減少しているというような状況が今あります。

そういう中で、平成28年度は、27年度に続き、中島小学校、御岳小学校、潤徳小学校が複式学級となる予定になっております。御岳小学校は、完全複式というような状況になる模様です。山都町教育委員会では、一人一人の子供たちを大切にして、学力の充実に向けて、これまで学校教育指導員の設置、また、特別支援教諭補助の設置、また、学校図書司書というものを設置してまいりました。平成28年度はこれに加えて、複式学級の支援教諭補助の導入を計上させていただいております。

児童生徒は減少してきていますが、それ以外にも教育課題というのは山積しております。教育

委員会、学校教育課としましても、義務教育が果たすべき役割をしっかりと認識をしながら、取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

学校教育課のほうでは、教育総務費、小学校費、中学校費という項目がありますので、項目に沿って御説明をさせていただきたいと思います。

それでは、170ページをおあげいただきたいというふうに思います。

9款教育費1項の教育総務費1目の教育委員会費になります。本年度の予算は152万2,000円です。全て一般財源になります。

節の説明をいたします。報酬としまして、教育委員報酬4名分、69万2,000円。旅費は4名分の費用弁償になります。需用費としまして、「教育委員の必携」等の購入を考えています。負担金としましては、研修会と負担金が3万、郡の各町教育委員会連絡協議会の負担金が59万1,000円となっております。続きまして、2目の事務局費です。6,886万1,000円を計上しております。前年度と比べまして、593万9,000円の増になっております。これは主に給料及び手当等の増に伴うものであらうと思います。財源内訳としまして、国・県支出金の1万5,000円は、幼稚園就園奨励費になります。その他の576万円は、奨学金の返還となっております。残りは一般財源であります。2目の給料は、特別職給が教育長、一般職給は職員6名分です。3目、4目につきましては、それぞれ職員、特別職等の手当、共済費になります。9目の旅費です。21万円、普通旅費としましては、教育長及び事務局職員の旅費になります。需用費としましては消耗品のほかは、公用車の燃料、それと、公用車の車検の修繕代となります。12節の役務費は、車検の手数料になります。13節の委託料です。非常勤職員の健康診断委託料です。これは、学校教育課と生涯学習課合わせた非常勤職員47名分を計上しております。

続きまして、172ページになります。

19節の負担金補助及び交付金16万1,000円です。上二つは、社会保険等、県町村会、教育長会の負担金です。下のほうは、幼稚園就園奨励補助金ということで11万6,000円。これは所得等に依るわけですが、1名分の予定を計上しております。11万6,000円になります。

続きまして、21節の貸付金456万円。これは奨学金の貸付金、高校は月額1万5,000円の12月分の7名の予定で上げております。大学等は2万5,000円の12月の11名で上げております。公課費の3万9,000円は、車検の重量税になります。

続きまして、3目の教育振興費です。1,129万2,000円を計上しております。前年比較の135万2,000円増額につきましては、学校図書管理システム費の生涯学習課からの予算の組み替え分が主なものとなっております。財源内訳の30万8,000円は、水俣に学ぶ肥後っ子教室という県の環境教育の補助金になっております。残りは一般財源であります。

1節報酬につきましては、554万6,000円。専門医報酬です。就学指導委員会等を開催する場合に、専門医を招聘した場合に支払うべき報酬を3万円上げております。あとは、非常勤職員の報酬551万6,000円、6名分になります。教育委員会事務の補助、それと、学校教育指導員、それと、毎年行っておりますが、教育委員会の事務点検評価委員の日額報酬、また、学校図書司書2名分の非常勤職員の報酬を上げております。4節は、非常勤職員の社会保険料になります。報償費で

す。7万円です。童話発表大会の図書カード30人分が3万円。残りは、特別支援教育、学校保健委員会、学校給食会等の各研修会における講師を招聘した場合の謝金となっております。

9節です。ここは非常勤職員等の旅費50万円を計上しております。

続きまして11節、40万円、消耗品費が16万5,000円。これは、新入学時の黄色い帽子、それと、就学時健診時の消耗品。歯の裏側を見るミラーとか、そういうものになります。その下のフッ化物洗口事業薬剤ほかということで23万5,000円。平成28年度は、全小学校で実施を予定しております。また、中学校においても、モデル校を指定しながら実施をしていく。29年度に、全小中学校のフッ化物洗口事業を実施していけたらということで、28年度は23万5,000円上げております。フッ化物、フッ化ナトリウム、商品名で言えばオラブリスという商品がございますが、その購入代。また、一人一人に薬液を溶かして、一人一人に分けていきますが、そのためのディスペンサーボトルとか紙コップ代というのを23万5,000円上げています。

12節役務費です。この中は、2番目の通信回線使用料99万円。これは学校と町立図書館、それと清和、蘇陽の分館、それぞれを結ぶNTT回線の使用料です。これは生涯学習課からの組み替えになります。保険料は、そうした保険料1万4,000円は、就学時健診時の保険料ということになります。

続きまして、13節委託料です。72万8,000円です。就学時健診の委託料として、眼科につきましては校医がございませんので、ここについては委託料を含んで行うということで8万円。その下の学校図書管理システム保守点検委託料68万8,000円、これにつきましても、生涯学習課からの組み替えということでもあります。

続きまして、14節の使用料及び賃借料143万6,000円です。車両の借り上げ代、これはバス代になります。調理職員等の研修会、また、スクールコンサート、エコセミナー、先ほど言いましたが、水俣に学ぶ肥後っ子教室ということで、水俣で環境学習をする際のバス借り上げ代、合計の143万6,000円となっております。よろしく願いいたします。

19節負担金補助及び交付金です。こちらにつきましては、ここに書いてあるとおり、郡の校長会、また、結核対策委員会、知保郷負担金、それぞれの負担金になっております。一番下のところが、時の橋スクールコンサート助成金。これは毎年、公益基金「時の橋」さんに御協力いただきながら、ふれあいコンサート及びスクールコンサートという形で、実施をさせていただいております。平成28年度におきましても、10月中旬ごろに実施をしていく予定でございます。

続きまして、174ページ、4目の教育施設費についてです。こちらは廃校舎と教職員住宅に充てる費用であります。財源内訳としましては、195万円が教職員住宅の使用料になっております。需用費は、電気料、水道料、修繕料、それぞれの廃校施設等の需用費、電気料等になります。役務費につきましては、浄化槽の法定点検手数料になります。

13節委託料です。こちら、それぞれの廃校舎及び教職員住宅等の浄化槽の管理、委託、清掃等になります。それと、施設清掃委託料ということで5万円上げておりますのは、急に入居したいという方があったときに、数年間使っていない教員住宅があった場合に、ある程度のハウスクリーニング等をやらなければならないという状況が発生します。やはり半年以上入っていないと、

ちょっとカビ臭がしたりする場合がありますので、委託をしながら、清掃をしていただきたいというところで上げた部分であります。その下の廃校校舎の管理委託料としては、施設の除草作業を上げています。年に2回、または3回程度です。廃校施設の4カ所については、中島南部小学校、中島東部小学校、大野小学校、菅尾小学校になりますが、その4施設の除草作業です。昨年まではシルバーヘルパーのほうにお願いをしてきたところであります。続いて、廃校施設の整備委託料ということでは、56万1,000円を上げております。これは今言いました中島南部、東部、大野、菅尾の四つの小学校の管理といいますか、月1回、校舎内を見回ったりしていただいたり、窓をあけたり、清掃をしていただいたりする管理料が16万1,000円。それともう一つは、旧中島東部小学校のグラウンドの南側のほうに、孟宗竹が非常に大きくなってきていて、まさにグラウンド内に侵入をしようというふうな状況が発生しております。地域の方々からも、いろんな使う際に非常に困っていて、日も当たらないので、どうにかしてほしいということもございます。風紀上の問題もありますので、その全体を伐採しようと考えたところではあります。非常に高額になるものですから、その分の一部、およそ1反ぐらいになるかなと思います。急傾斜地ではあります。その分ということで、40万を計上している部分です。まだ、これは3年程度をかけてしまないと、全伐が難しいような状況と思います。

その下、15節です。工事請負費です。これは廃校施設の解体工事ということで、旧下矢部、東部小学校にありますプールの解体工事を上げております。380万円計上させていただいております。長年、こちらのほうは地元のほうからも要望もありましたし、ほかに使用の目的がなかったので、どの時点でこれを解体するかということですが、今般ようやくその条件が整いまして、平成28年度で取り壊しを行っていきたいと思っているところです。20メートル掛ける5コースですから9メートルぐらいのプールになります。全部で広さが250平米等の最終的な敷砂的に仕上げていくというふうな工事でございます。

続きまして、175ページ、5目スクールバス運行費です。こちらにつきましては、節のほうに書いてありますとおり、臨時バスの運行費ということで、夏休み期間中における中学校の部活便、それと、小学校のプール、夏休み開放のプール便、これに運行する予定のものが172万円。それと、各学校が社会科見学等に使います臨時バス運行として228万円、合計の400万円を計上させていただいております。

続きまして、6目の学校同和教育費です。こちらにつきましては、一般財源としましては2万9,000円。これは地域改善対策奨学金返還事務費、県の補助金ということで計上しております。節の説明ですが、8節の報償費、これは学校同和教育の各研修会、研究会等の講師及び分科会等の協力者の先生方の謝金35万円を計上させていただいております。旅費につきましては、普通旅費になります。

11節需用費です。消耗品としましては、研修会等の参加資料代。食料費としましては、町同和教育研究大会におけます各講師、協力者、発表者、運営委員さん方々のお弁当代になっております。印刷製本費としましては、人権作文等の印刷製本費を計上しております。

19節負担金補助及び交付金です。まず、学校同和教育負担金としまして10万円。これは熊本県

の高校生の熊本市、そして上益城以南のほうでつくってあります南部ブロック高校生の交流会負担金が10万円。それと、次、矢部同和教育研究サークル助成金が100万円。昨年までは、この助成金は27万7,000円であります。27万7,000円は、平成28年度単年度の助成金としまして、もう一つ今度は同和教育研究サークルの実践レポートをまとめました機関誌の第2号を作成されますので、そこの助成金が72万3,000円になります。この同和教育研究サークル機関誌というのは、昭和63年に第1回目ものが発行されています。それから28年ぶりぐらいに第2回目が作成されるということになります。内容はといいますと、毎年、学期ごとに同和教育研究サークルでは、実践講座というものを開催されています。その中には、小学校、中学校、そして保育園の先生、高校の先生とか、いろんな方々が実践レポートを持ち寄って来られます。それも、すぐれた実践レポートを持ち寄ってきて、その内容を論議していくということでもあります。これは同和教育のみならず、特別支援教育のことだったり、いろんなさまざまな子どもたちの不合理をどのようにして解消していこうか。それが教職員、保育士、そして行政にとって、どういうふうな手だてをしていけばいいのか。そういうこと示唆を与えていただけるレポートの実践でございます。それのおよそ28年分ものをまとめたものを発行されていくということになります。

140ページ等に及ぶ冊子を150冊ぐらいつくるということで、大体費用が120万円を少し超えるぐらいのものであります。これの作成に当たっては、これまで同和教育研究サークルでも、それぞれに毎年少しずつ積み立てを重ねてはきてはおりますけれども、それでは足りない部分もあって、そのことについて、先ほど言いました実践講座というのが、主催は同和教育研究サークルであります。教育委員会がその大きな後援として実施をしております。そこで、その72万3,000円を支出しているところで、計上しているところでもあります。その下は、解放奨学金ということで、同和地区の子供たちが小学校、中学校、高校、大学等へ進学する際、または、進級する際、修学旅行等に行く際における助成金制度があります。そのところを39万8,000円計上させていただきます。

7目外国青年招致事業費です。これはJETプログラムに沿って、山都町はALTを導入しておりますので、そこに係る分です。報酬としましては、2名分になります。外国語教諭補助嘱託職員報酬ということで、78万4,000円。1人はドイツからクリスティアン先生、もう1人はアメリカからロジャーソン先生、2名が今来ています。共済費は、それに係る保険料になります。

続きまして、176ページをお願いいたします。

報償費としまして1万5,000円、ホストファミリーの通訳者謝金ということで、ほとんど今は必要ない部分もありますが、これは必要に応じてということになります。

9節につきましては、ALTの出張旅費等になります。

19節は、外国青年誘致負担金、JETプログラムと先ほど言いましたが、そのJETプログラムの大元のJETへの負担金ということになります。年会費と傷害保険料、また、日本語講座等へ参加する際の負担金ということで22万7,000円を計上しているところです。

続きまして、2項小学校費の1項学校管理費について御説明をいたしたいと思っております。この部分におきましては、学校への配当予算も含んでおりますので、その都度御説明をいたしたいと思

います。財源内訳としましては、国・県の支出金のところで30万円。これは理科教育振興事業国補助金ということで30万円を計上しています。3分の1が補助になっております。その他財源としましては、委託児童の負担金、隣接する五ヶ瀬町から蘇陽南小学校へ通う子供たちについて、1人2万5,000円ということで10名分ということで、25万円計上しています。あとは、日本スポーツ振興センター、要するに、傷害保険のところについての保護者の負担金ということで、23万5,000円上げています。残りの1,000万円につきましては、教育施設整備基金の繰り入れということでございます。

まず、1節の報酬につきまして、305万2,000円は、学校医、歯科医、眼科医、薬剤師の校医報酬になっております。

8節の報償費につきましては、上のほうの報奨金は、運動会や卒業式のためということで、学校配当になっております。下の各種事業講師謝金というのは、歯科教室等における講師の先生の謝金になっております。

旅費につきましては、先ほど言いました学校医、歯科医、薬剤師等に費用弁償です。

続きまして、177ページの需用費です。需用費は、プール薬品費及び修繕料の200万円以外は、学校への配当となっています。プール薬品につきましては、前年度のものも使いますので、在庫の量を見ながら購入して、教育委員会のほうで一括して購入していくということにしております。修繕料はやはり400万のうち200万は学校配当にしております。10万円以上の修繕については、事務局のほうで一括で請け負っているところであります。校舎も老朽化しておいて、やはり修繕が大分、毎年非常に大きくなっているところであります。

続きまして、12節役務費、417万5,000円。郵便料と電話料は学校配当であります。浄化槽と学校施設管理料、水質検査等手数料は、それぞれの学校の維持管理に係るものです。その下のパソコンのアップグレード手数料というのは、いわゆるパソコン教室等に置いてあるパソコンになります。7校分で168台ということで、なかなかそのアップグレードができていなくて、まだXPのままになっていたところであります。ただ、それももともとRKKコンピューターサービスを経由しますので、ファイアウォール等のほうは十分なっていますが、その維持、メンテナンスはもうできないということで、そこも今回あわせて、Windows 7のほうにアップグレードをしていくということであります。ただ、この機種自体も大分古くなっておるので、これもやがて故障していく可能性もあります。パソコンはやはり10万円を超えるものが多いわけですが、今後については、今、よく各地で導入されていますタブレット等が安価でもありますし、今日的、将来的でもあるICT機器であろうというふうに思っておりますので、そういったことを将来的には考えていかなければならないということで、今後、学校の担当者等も集めながら、ICTの推進委員会というか、そういう形でもつくりながら、早期にどのような形で進めていくのが一番、この町にとっていいのかということを考えていきたいと考えております。

続いて、13節の委託料です。ここは浄化槽の管理委託料、浄化槽清掃委託料等が各小学校の分で12基になっている分です。あとは、消防施設の点検委託料が28万8,000円。それと、その下は、施設管理委託料70万4,000円というのは、蘇陽南小学校の空調設備、これはガスによるセントラ

ルヒーティング方式をとっておりまして、故障した場合のいざというときには、そのような契約条項になっとるもんですから、そこを計上しているところです。

**○議長（中村一喜男君）** 田中課長、節の説明については重要なところだけ簡潔明瞭にお願いいたします。

**○学校教育課長（田中耕治君）** わかりました。

それでは、次は、学力検査費の学校配分です。

続いて、178ページは、委託料、そこをごらんいただければということになります。14節が使用料及び賃借料、土地借り上げ料は、清和小学校の水源と駐車場になります。あとは、コピー機印刷は、学校配当予算になります。工事請負費につきましては、修繕工事とは書いてありますが、潤徳小学校の特別支援学級の増設工事、または、階段昇降機、それと、各学校がまだ和式のトイレ等がありますので、それを洋式等に改良する等の工事を計画しております。学校等と十分協議をしながら、早期着工、早期完成を目指して進めていきたいと思っております。原材料は砂等になります。

続きまして、179ページ、備品購入費です。607万6,000円。教師用の備品購入費というのは、校務用のパソコン7台70万円です。残りは学校配当になります。図書購入と理科備品は、学校配当、理科備品は3校分になります。

負担金です。日本スポーツ振興センターは、子供たちのけが等に備えた保険になります。保護者軽減負担金の95万3,000円。これは1人1,500円の635人分ということになります。

続きまして、2目の学校振興費です。財源内訳としては、3万円、特別支援教育奨励費の補助金になります。1節の報酬は、非常勤職員の学校職員、矢部小学校1名の嘱託職員、それと、特別支援教育教諭補助が9名、その下の複式学級のほうが5名、いずれも月額8,000円報酬の年間230日分、それに通勤手当を含む分を計上させていただいております。続いて、共済費、旅費等につきましては、非常勤職員に関するものになります。需用費につきましては、特別支援学級の需用費になります。

続きまして、180ページ、使用料及び賃借料は、清和文楽鑑賞事業、入場料、380円の170名分。備品購入費につきましては、特別支援学級の8学級分の備品購入になります。

19節の負担金補助及び交付金は、そこに書いておりますような状況になります。こども自転車大会が9万円ですが、毎年、参加が少なくありますので、参加される学校の増加を図ってきたいというふうに考えているところであります。

20節の扶助費444万4,000円は、準要保護になります。

3目の給食管理費です。これは学校給食に関するものであります。その他財源としましては、県の学校給食会からのパン輸送費補助金が30万円、残りは一般財源です。報酬につきましては、非常勤職員12名分。給料につきましては、一般職8名分、職員手当、共済費等につきましては、これらの職員に係る分です。賃金につきましては、一般職と嘱託職員の年休を取得した際の代替、およそ250日分を上げています。需用費につきましては、給食に要する需用費、手袋とか、洗剤等になります。燃料はLPガスになります。役務費は、そこにあります検便検査の手数料と職員

の検査の手数料です。委託料が、そこにありますように害虫駆除、ゴキブリ等の委託と、それと、週1回ずつパン給食を行っておりますので、パンの輸送費178万8,000円を計上しております。

182ページです。

備品購入費としまして、150万円。これは大型備品、小型備品ありますが、冷蔵庫ですとか、オープン等になります。

続きまして、3目の中学校費、学校管理費になります。こちらにも配当予算を含みます。財源内訳では、国・県支出金は、理科振興助成金が10万円。それと、その他としましては81万9,819万9,100円、これの内訳は、小学校もありましたけど、委託児童の負担金。これは中学校は3万円の2名分になります。日本スポーツセンターの保護者の負担金が10万1,000円。それと、公衆電話の使用料が3万円。残りは、教育施設整備基金から800万円の基金の繰り入れになります。

報酬、報償費等につきましては、先ほど小学校でも御説明したとおりでございます。旅費につきましても、同じくでございます。需用費も同じように、プール薬品と修繕料のうち150万円分が教育委員会で行うもので、あとは学校の配当になります。役務費についても、同じくです。一番下のパソコンのグレードアップ手数料というのが、こちらは36台分を計上しているところであります。委託料につきましても同じく、浄化槽ですとか電気設備等の管理委託料を計上しております。

続きまして、184ページです。

エレベーターの保守点検、これは矢部中学校に1台エレベーターがありますので、これは法定点検が必要になりますので、保守点検の委託料71万3,000円を組んでおります。総額の652万7,000円となっております。

14節の使用料及び賃借料は、土地借り上げ料が蘇陽中学校のグラウンドにあります2名分の方の57万1,000円の土地借り上げ料です。それ以外はそちらに書いてあるとおり、コピー等の分になります。

工事請負費等につきましては、800万円計上させていただいております。学校からは、大分多くの工事依頼が来ておりますが、こちらにも、夏季休業期間等を利用しながら、効率よく工事を進めてまいりたいと思っております。原材料等については砂です。

備品購入費は、学校用の備品購入費としましては、校務用のパソコンを19台、これも1台10万円ということで190万。あと、消火器を14万3,000円購入を予定しております。図書購入費につきまして、学校配当予算に限り、理科備品は1校分になります。

19節の日本スポーツセンターは、309名分になります。保護者軽減負担費は1,500円の309名分です。

学校振興費1,285万円は事務補助、これは矢部中学校に1名です。あとは、特別支援教諭補助が5名8,000円の230日になります。心の教室相談員は、矢部中、清和中、蘇陽中にそれぞれ1名ずつ配置し、週に2回、1日4時間ずつ勤務をいただいております。通勤手当を含めて1,285万円となっております。

4節につきましては非常勤の保険料、9節につきましては非常勤職員等の旅費、11節につきま

しては特別支援学級の消耗品、12節は先ほど言いました心の教室相談員の先生方の部屋のところに置いております電話代になっております。14節は中体連吹奏楽コンクールにおきますバスの借り上げ料です。生徒輸送用になります。250万円です。

続きまして、186ページ、備品購入費としましては、特別支援学級4学級分の備品購入です。

19節はそちらに書いてありますとおりであります。その2番目の通学助成金としましては、自転車で通学する生徒に対しては、上限2万5,000円ということで7名分を計上しています。近年は非常に利用が少なくなっているところでもあります。その下の部活動助成金は、単価1,500円ということで、生徒分になります。

その下、20節扶助費です。460万8,000円は、準要保護になります。

3目給食管理費です。1節報酬は、非常勤職員7名分です。給料は一般職員5名分になります。通勤手当、共済費につきましては、それらに係る分です。賃金につきましては、年休との代替130日分を計上しています。旅費は、献立研修会等の旅費になります。需用費は小学校と同じように、手袋、洗剤等になります。燃料費はLPガスになります。役務費は検便手数料、食品検査委託料、13節委託料はゴキブリ等の害虫駆除の委託になります。同じく15節は、備品購入費は、やはり冷蔵庫等の備品購入費となります。

済みません、後のほうは足早になってしまいましたが、以上で学校教育費について説明を終わらせていただきます。

**○議長（中村一喜男君）** ここで、10分間休憩いたします。

---

休憩 午後1時56分

再開 午後2時06分

---

**○議長（中村一喜男君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の項目について、説明を求めます。

生涯学習課長、藤川多美君。

**○生涯学習課長（藤川多美君）** それでは、生涯学習課の説明をいたします。平成28年度に入りまして当初に生涯学習努力目標を定めます。その努力目標に従いまして、事業を進めてまいります。

さて、今から5年前、平成23年3月11日に、岩手県大槌町では、町長を初め、役場職員40名が震災の犠牲に遭われ、行政機能も一時麻痺をいたしました。昨年からは山都町が挑戦しております、ことし5月25日に開催されますスポーツ振興、体力増進、地域づくり等を目的としたチャレンジデーの対戦相手が何とその岩手県大槌町に決定をいたしました。一日も早い復興を祈りながら、対戦をしていただきたいと思います。

さて、ことしの矢部高校の前期選抜の合格内定者数が25名、後期の出願者が38名で、合わせると63名となっております。普通科35名、食農科学科20名、緑科学科8名です。63名全員に入学いただきますと、昨年が48名でしたので、昨年比15名増となります。きょうが合格発表です。この

後、2次募集で一人でも多くの志願者がふえることを願うところです。

昨年3月に婦人会組織が解散され、4月より新たに女性の会が発足いたしました。浜A、白糸第一、御岳、東竹原、四つの自治振興区が加入され、27年度においては、潮谷元県知事をお招きしての公開講座に始まり、4回の魅力アップ塾が開催されました。残すところ、3月26日に「大切なことは大切にす」と題した毎日新聞記者、萩尾信也さんをお招きしての講演1回を残すのみとなりました。これまでの講座には、加入組織以外にも呼びかけがあり、町内から多くの参加者がありました。中には男性の方も参加があったところです。今後、加入組織がふえますことと、さらなる女性の会の活躍を期待するところです。

また、社会教育の一つの課題でありました青年団組織がなくなり、数年になりました。そこで、ネットワークづくりの機会になればということで、一昨日、13日に若人の集いを実施したところです。2部構成で、1部に4名による青年の主張、2部に舞台の部として4団体に発表をいただきました。アンケートの結果、大好評であったところです。若者の発表の場ができてよかったというたくさんの御意見をいただきました。この若者たちのためにも、将来にわたって、夢のある山都町にしていかなければならないと強く感じたところです。近い将来、若者たちのネットワークができ、1年に1度、若者が一堂に集える場所がまた設けられることを期待しております。

最後に、長年のグラウンドゴルフ愛好者の悲願でもありましたグラウンドゴルフ場建設費用を計上いたしました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、予算の説明を申し上げます。

188ページをおあげください。

4項社会教育費1目社会教育総務費5,525万1,000円、1節報酬、社会教育委員報酬9名分です。学校審議会委員報酬は、今年度4月から総務課から移管されました委員さんの報酬5名分です。2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては、一般職8名分の人件費でございます。

189ページをおあげください。

8節報償費68万3,000円は、主に成人式記念品の代金でございます。9節旅費につきましては、社会教育委員、それから、学校審議会委員の費用弁償が主なものです。13節委託料255万円、文化事業等委託料につきましては、ふれあいコンサートが200万円、映写会よい映画を観る会の委託料が55万円です。昨年度のふれあいコンサートの入場者数は、矢部地区で185名、蘇陽地区で160名の入場がございました。19節負担金補助及び交付金104万7,000円につきましては、郡の社会教育委員連絡協議会の負担金等々でございます。

190ページをごらんいただきたいと思います。

昨年より増加いたしましたのは、上から3段目、県PTA研究大会かみましき大会の負担金22万6,000円です。これは、上益城郡がことし担当地ということで、820万円の経費に対しまして、上益城郡5町で120万円を負担するところです。人口割、均等割で、山都町が22万6,000円の負担となります。

2目公民館費1節報酬389万5,000円は、公民館の運営審議会委員9名分、それから、社会教育指導員報酬2名分が主なものです。4節共済費においては、非常勤職員2名分の保険料です。

191ページをおあげください。

12節役務費37万円の中で、通潤橋案内ボランティア保険料1万4,000円ほかでございますが、通潤橋案内ボランティアに関しましては、昨年、通潤橋のほうに熊本県内の小学生233校1万2,675人が来られましたけれども、そのうち113校を案内ボランティアが案内をしております。13節委託料218万円、新たに英語研修業務委託料を新設いたしました。これは、英会話教室をするものです。

続いて、192ページをごらんください。

19節負担金補助及び交付金632万7,000円。主なものとしまして、世代間交流事業補助金、これは23支館分、1支館5万円です。公民館新改築補助金400万円。昨年度は22の公民館の改修を行っております。

続いて、3目中央公民館管理費11節需用費216万円につきましては、中央公民館の維持管理費でございます。

193ページをおあげください。

13節委託料291万3,000円につきましては、中央公民館に関する委託料です。4行目、中央公民館管理委託料、夜間の公民館の管理委託料ということで1名分です。

それから、194ページをおあげください。

4目同和教育費8節報償費217万4,000円。これは同和教育事業講師謝金ということで、解放子ども会、成人学級、日本語教室等々の講師の謝金でございます。9節旅費については、講師の費用弁償、それから、職員の旅費等々でございます。11節需用費48万7,000円、食料費7万円につきましては、上益城地区の社会人権教育研究大会、それから、全国人権・同和教育研究集会が本年度、熊本県で開催されますので、その際、参加された方のお弁当代でございます。

195ページ、13節委託料9万4,000円は、集会所管理委託料、中尾集会所の委託料です。続いて、14節使用料及び賃借料28万4,000円。これは郡の社会人権教育研究集会等々のバスの借り上げ料でございます。

19節負担金補助及び交付金、最後の山都町同和教育推進協議会助成金180万円につきましては、就学前同和教育、学校同和教育、社会同和教育、行政同和教育、事業所同和教育等々の五つの推進委員会が組織となっております推進協議会への助成金でございます。

5目文化財保護費1節報酬26万6,000円につきましては、文化財保護委員9名分の報酬でございます。8節報償費26万1,000円につきましては、清和小学校の文楽講座に関する指導者の謝金等々でございます。

196ページ、13節委託料82万8,000円につきましては、民俗資料館の管理委託料で、観光協会に委託するものです。

続いて、19節負担金補助及び交付金125万5,000円、伝統芸能振興助成金36万円につきましては、九つの文化財のそれぞれの保存会に助成するものです。文化財保存整備事業補助金79万5,000円につきましては、下名連石地区の金福寺にあります日光月光菩薩像の……、その前に、平成16年に一緒にありました薬師如来像の坐像が盗難に遭いました。それで、残っております日光月光菩

薩像がこれ以上、盗難に遭わないようにということで、防犯の設備をするものです。それから、高畑年祢神社、田植え踊り保存会の太鼓の修理の補助、それから、男成神社の社号条幅修理、そして、唐笠松の保存事業等々に補助をするものです。

22節補償補填及び賠償金5万円、これは赤立遺跡に作付制限補償金として、1反に1万円で5反分を補償するものです。

続いて、197ページ、6目文化的景観事業費、28年度は通潤橋周辺の案内サインの整備するものです。これまでありました既存のサインの撤去工事、それから、新たに誘導サイン等を設置するものです。8節報償費24万6,000円、専門指導員謝金でございます。それから、13節委託料19万7,000円は、サインのデザインの委託料です。写真、それから図、文章等の委託です。15節工事請負費405万円は、今申しました工事費でございます。

198ページ、8目清和地区館費1節報酬、157万4,000円は、図書館の非常勤職員1名分です。これまで2名分の報酬を組んでおりました。清和地区の正職員が1人おりますので、図書館の業務をこれから担っていただくということで、1名減にしております。それから、4節共済費につきましては、非常勤職員の社会保険料、それから、7節賃金33万円におきましては、1名非常勤職員を減ずることにより、週30時間でございますので、それをオーバーする分を賃金で補うものでございます。それから、8節報償費につきましては、和光教室の謝金等でございます。11節需用費につきましては、清和地区館費の消耗品等々でございます。

199ページをおあげください。

13節委託料104万2,000円については、清和地区館の浄化槽等々の維持管理費でございます。それから、14節使用料及び賃借料125万3,000円、土地借上料は6名分の土地借り上げ料でございます。

9目蘇陽地区館費につきましては、1節報酬342万3,000円、図書館の非常勤職員2名分でございます。4節共済費は、その非常勤の社会保険料です。

200ページをおあげください。

8節報償費5万円、そよ風学級の講師謝金です。それから、13節委託料143万6,000円については、蘇陽地区の馬見原公民館、二瀬本コミュニティセンター、菅尾コミュニティセンターの施設管理費等々でございます。

それから、201ページ、10目図書館費1節報酬486万5,000円、図書館協議会委員報酬10名分。それから、図書館の非常勤職員3名分です。4節共済費は、非常勤の社会保険料です。11節需用費につきましては、図書館の需用費でございます。図書館におきましては、1月31日に蔵書点検をいたしました。本館の蔵書が6万1,265冊、清和が1万2,967冊、蘇陽が1万9,881冊となっております。

続いて、202ページ、12節役務費については、図書館のそれぞれの役務費でございます。図書ボランティア保険料5,000円、図書のボランティア7名分でございます。13節委託料246万1,000万円につきましては、それぞれの委託料です。図書館イベント委託料45万円につきましては、図書館ボランティアピエロの会に委託するものです。

203ページをごらんください。

18節備品購入費600万円は、図書購入費です。19節負担金補助及び交付金につきましては、絵本カーニバル実行委員会へ補助するものです。97万円です。昨年度は6日間、絵本カーニバルを実行いたしまして、1,721名の入場がございました。

11目矢部高校応援事業費19節負担金補助及び交付金につきましては、矢部高校進学助成金ということで、新入生の助成、それから、通学、下宿助成、2年、3年生の教科書の助成金となっております。矢部高校振興会助成金50万円につきましては、矢部高校の体育大会のスタンドの建設費だったり広報紙の配布経費等々に使われております。矢部高校活性化支援助成金30万円につきましては、矢部高校のパンフレットの印刷代等々に使われております。

それから、204ページ、12目学校支援地域本部事業8節報償費48万3,000円につきましては、地域活動謝金ということで、潤徳小学校、矢部小学校、蘇陽南小学校、28年度に新たに清和小学校を加えて、事業をします。

それから、13目通潤橋保存活用事業費、28年度は保存活用計画に従いまして、通水管の保存に関する環境調査等を実施する予定です。8節報償費19万7,000円。保存活用検討委員会の謝金です。通潤橋除草作業ボランティア謝金1万5,000円。これは県の山岳連盟の謝金ということで、作業された後にお風呂に入っていたらこうということで、入浴券を支給するものです。

それから、205ページ、11節需用費19万3,000円につきましては、除草作業時のロープが古くなっておりますので、その交換をするものです。12節役務費2万5,000円は、ボランティアの安全保険料です。13節委託料200万円は、通潤橋保存活用事業指導業務委託料ということで、劣化が生ずる条件等の原因調査をしていただく委託料でございます。

それから、5項保健体育費1目保健体育総務費1節報酬100万円につきましては、スポーツ推進委員報酬として、4万円の25名分です。8節報償費1万円は、町民スポーツ大会の謝金となっております。

それから、206ページ、13節委託料5万2,000円につきましては、駅伝大会のときの選手輸送のバス運行委託料です。19節負担金補助及び交付金約666万7,000円につきましては、町の体協の運営補助440万円等々でございます。一番最後のチャレンジデーの助成金5万円につきましては、実行委員会形式でいたしますので、予算50万円に対して、80%の補助が笹川スポーツ財団からございます。40万円の補助をいただきます。残り10万円を、町が5万円、体協が5万円の負担ということで、計画をいたしております。

2目体育施設費7節賃金59万4,000円につきましては、町営プールの監視員の賃金でございます。それから、11節需用費につきましては、矢部地区の体育施設の消耗品等々でございます。12節役務費59万9,000円につきましても、矢部地区の体育施設の手数料等でございます。13節委託料1,200万2,000円につきましても、同じでございます。最後のグラウンドゴルフ場工事監理業務委託料として、335万9,000円を計上いたしました。15節工事請負費1億1,240万円、グラウンドゴルフ場整備工事です。18節備品購入費400万円、グラウンドゴルフの備品購入費ということで、芝刈り機、それからコース案内板、コース表示板等々でございます。

208ページ、3目清和地区体育施設費、清和地区の体育施設の管理等々でございます。11節需用費については、清和体育館、朝日西部体育館、木原谷体育館、清和グラウンド等の需用費でございます。13節委託料176万円につきましては、清和地区の体育施設の管理委託料等でございます。

それから、209ページ、4目蘇陽地区体育施設費につきましては、蘇陽地区の体育施設に関する予算です。11節需用費は、電気料、水道料等々でございます。13節委託料177万5,000円につきましては、蘇陽地区の体育施設の管理委託料でございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（中村一喜男君）** 9款教育費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** まず、グラウンドゴルフ場の建設につきまして、町長のほうにお伺いしたいと思います。

私も、現場のほうは何遍か見てますし、きょうも見にいったところですけども、非常に窪地にありまして、上から見ますと左側が全部竹山に覆われているわけですね。私、ちょうど地元の方もおられて、いろいろ話ばしたんですけども、なぜあそこを町長が、当然、町長がトップで選定されたと思いますけれども、あそこを選定された大きな理由。

また、あと1点は、そのグラウンドゴルフ場というふうに、グラウンドゴルフ場だけにこだわって、なぜそこに位置づけされたのか。いろいろ町村見て、調べてみますと、グラウンドゴルフ場はグラウンドですからグラウンドゴルフであって、基本的には、多目的広場というような形で、子供の公園があったり、いろんなことが、いろんな利用しながらグラウンドゴルフ場、そこでグラウンドゴルフもできるというような位置づけで、多目的に子供の公園の広場だったり、あるいは、お年寄りの散歩だったり、若い人の散歩だったり、お母さんたちが連れてくるアスレチックがあったりとかですね。そういう多目的に使うというのが、おおむね熊本県内調べてみますと、今そういうところが多いわけです。

あと1点は、3面とるとということは、29年、30年に郡民体育祭があるとか、あるいは、県民体育祭があるとか、誘致は決まっていませんけれども、郡民体育祭は上益城であるということで、できるかもしれませんが、実際、3面というのが、将来的において必要なかということを考えてみると、非常にこら辺のところも不透明なところがありますし、まずはその点を。

それと、整備に当たって、駐車場が一番最初の入り口にあります。3面とるとということは、30台と大型バス2台で果たしてクリアできるのかと。グラウンドを使うときは駐車場はないわけですので、果たしてそれが面的整備に対して駐車場のスペースが大丈夫なのか。ましてや、トイレが1個ずつしかない。これはみんなが来たときに、お年寄りの方が来られて、我慢はできませんので、1カ所で足りるのかなという心配もあります。

そのほかに、まだ順序を追って聞いていきたいと思っておりますけれども、年間の利用計画、あるいは、大会が終わった後の利用計画、あと、整備に出して、どのくらい経費がかかっていくのかと

いうのがシミュレーションができていますし、まずは、町長のほうには、選ばれた理由、多目的の広場になぜしなかったのか。これを選ばれた理由と、当初言いました、そのことについてお尋ねしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** グラウンドゴルフ場については、グラウンドゴルフ協会からも強い要望がありました。それから、今の何でそれを希望されるんですかという質問に対しては、普通の芝じゃない、普通のグラウンドですね、そのコースはたくさんあると。ただ、雨が降ったとき、そして、雨の後、荒れたときには全然使えないんだと。だから、芝コースをどうしてもつくってほしいんだという御希望がありましたんで。

そしてまた、これは議員であった方が、あそこの土地がいいんだという御意見も議会の中ではあったように思います。そのことがまず一つでありますけども、今の立地は、ふれあいの里構想という旧矢部町のときのスポーツ関係、そういうところを集めたところの体育館だとか、文化ホールまでありました。そして、400メートルのグラウンドだとか、そして、千寿苑のところまで入っていますか。福祉、そういうところの総合的な集めた施設と、そういう整備をやるんだというのが、ふれあいの里構想でありましたけども、その中でもありますし、一番南側に当たるところ、他の計画に影響がないということも考えました。ただ、竹山等が、雑木等が繁茂しておりますんで、その辺については、持ち主というか、集落のほうの管理のほうにお願いをしまして、伐採等の許可は得ておるところであります。

結果的には、土地の地盤も上げますし、そう日影になるということはないし、落ち葉等の清掃あたりも少なくなるんじゃないかなというふうな思いで、あそこに立地を決めたわけであります。多目的に使うということについては、駐車場の問題からすれば、あそこだけ30台とか、バスの1台だとか、そういうことが今計画でありますけども、中央グラウンドの周りには、相当数の駐車場が置けるようになっていきますし、将来的にその辺も見据えた全体的な整備もやっていかなければならないというふうに考えております。差し当たり駐車場等にはそう不自由はかけないんじゃないかなというふうに思っております。

それから、トイレ等についても、あるいは、男女一つずつという話でありますけども、これは最低限度です。あそこで休養するときに、ここを利用してもらうという話で、あそこの町営グラウンド周辺で、一つ、今ある程度のトイレがありますけども、あれじゃ少し障害者用としても不足しておりますし、いろんな、今、洋式でなければ子供さん方ができないなんていう、そういう子もいます。そして、高齢者にとっては、和式は非常に辛いということもありますから、トイレについては、あそこの中央で1カ所、改修、整備が必要であろうというふうに考えてますんで、そう幾つものトイレは必要ではないという判断をいたしまして、中央に1カ所、今後の整備をするということで、最低限度の1個ずつということで、ここには計画をしたところあります。

多用途に使っていくということは、これはいろいろ考えられると思います。周辺には、非常に緑地もかなりございますんで、その辺と考え合わせながら、グラウンドゴルフ場を荒らさない程度の、そういう広場の使い方が、もしも可能であれば、そこに開放するというのも、これは期

日を選びますけれども、使用がそれほど多くないというときには、その辺を使っても何ら構わないと思いますし、先ほど申し上げたとおり、グラウンドの前には、かなりの整備をすればできます。子供の遊び場というのは、かなり余裕があると思いますので、その辺については、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありますか。

生涯学習課長、藤川多美君。

**○生涯学習課長（藤川多美君）** 工事費の内容でございますが、今、議員御指摘のグラウンドの南側の竹山でございますが、竹林等の伐採に270万円ほどを計上しております。それから、グラウンドゴルフ場本体の整備工事として8,800万円、それから、給水工事に80万ほど、それから、フェンス、それから、中央グラウンドの端っこにも使えないトイレがありますが、その解体費として40万円、それから、浄化槽を含めましたところの休憩所の建設費ということで、1,200万円を考えております。

維持管理につきましては、今後、これまでがグラウンドゴルフ協会のほうでされておりましたので、そちらにも協力をお願いしながら進めてまいりたいと思います。それから、嘉島町、甲佐町のほうにもグラウンドゴルフ場がありますので、そちらのことも参考にしながら、進めてまいりたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** 先ほども申しましたように、グラウンドゴルフ場という形で整備するとなかなか3面全部使うということはないと思います。もし3面使うのであれば、当然、トイレが1個だけということになってくると、非常に使い勝手が悪くなるということもあります。また、防犯上、電気工事設備も埋設してやっておくべきじゃないかなというふうに感じているところです。特に、このエリア1カ所1カ所に休憩所的なところが必要なんですよ、実際、年寄りの方が来られるわけですね。

駐車場が一番右端にあるというのも、何かちょっと不安で、本来ならば真ん中ぐらいに駐車場を持ってきて、アクセスがいいようなことをやるべきじゃないのかなと。

トイレも、何個つくるということをはっきりわかっていないと、浄化槽の設備が後から追加、追加になってくるわけですね。

総合的にもう一遍見直しながら、多目的に使うのであれば、当然もう一遍きちんとした見直ししながら、再度検討していく必要があるんじゃないかなと思いますし、電気設備も当然要るだろうし、休憩所も要るだろうし、トイレは男女せめて、ここにあるならば、そよ風パークでも、4人、5人で整備してあるわけです。それでも、大会するときには足りないぐらいの状態です。上に上がってもらうような状態がありますし、年寄りですので、こらえ切らんけんですね。どこんでしていいっちゃうわけじゃありませんので。そこ辺のところも十分考慮していただきたいし。

基本的には、グラウンドゴルフ場として整備するというのは、非常に怖いんです。これはいろんな形で、多目的公園にしていってすると、場所的にはちょっと下がるとるけん、どうかなと思

いましたけれども、町長が言われましたように、昔の議員もそう言われたのであれば、誰か知りませんけれども、そういう話も聞いとるということであれば、そこ辺は排除していいんですよ。町長がどう思っているかということを知りたいんですから。

ですから、そういうところをもう一遍考慮しながら、休憩所の建設、電気設備の建設、トイレは何棟にするのかということをもう一遍見直して、それによって浄化槽の大きさも変わってきます。そういうところの見直しをしながら、子供たちが……、公園をつくってくれという話はいっぱいあるわけですよ。グラウンドゴルフ場よりも体育館のほうが先じゃなかったかという話もありましたんで、そぎゃんことは今さら言ったっちゃつまらんたいって、言わないようにしました。

ただ、この整備に当たっては、再度きちんとチームつくって、グラウンドゴルフ協会が言わすことばかりじゃなくて、それを多目的公園のような形をもう一遍、再度見直していくということについては、考えられませんか。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 駐車場については、町営グラウンドというところで、いろんな大会があったとき、これはもう十分、あそこの周辺の駐車場で足りているわけで、また、いろんなイベントがあったときも、今のトイレというのは、いろいろ、今の時代に合っていないことは十分承知しておりますけども、今不足しているとは思えないわけですね。その辺が、十分あの中央のところ、駐車場、そして、トイレについては、今である程度満足しているんじゃないかなと私は思っていますし、これは改善の余地があると今でも私は思っていますので、あその真ん中部分の、今のあるところ付近に、やはりトイレをもう少し機能的にアップしたやつだとか、それと、数がもしも不足するというのであれば、それは整備をやっていかなければならないというふうに考えておりますし、障害者用のトイレなんかはないわけですから、その辺も含めて、整備を十分やっていきたいというふうにトイレについては考えております。

ただ、子どもの遊び場というところが不足するというのであれば、あそこは十分な面積はあります。今後、高速道路の捨て土の土地も探さなければならないというときに、あそこも十分場所としては検討しているわけでありまして、当初は400メートルグラウンドをつくるかという話がありましたけども、400メートルグラウンドなんていうのは、私は要らないというふうに考えております。ただ、子供の遊ぶ緑地等が必要であれば、あそこの中で、具体的にどういう形とか検討しながら、そういうところは十分可能な用地としては残っておりますので、総合的なそういう運動広場、そういうところで考えて、あそこを整備していけばというふうに考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** そういうふうに見直すという話でありましたけれども、この絵もぴしゃっとできていますけれども、やっぱりお年寄り方がここに来てグラウンドゴルフ場をされる。ちょっと雨が降り出したとかいう話等があります。気象条件はいろいろ変わりますので。そういうときに、休憩所、弁当を食うところもない。雨が降り出したら、濡れながら、飯食わにゃいかんとかですね。そぎゃんこっちゃやっぱり駄目ですので、もう一遍、この計画については、設計

業者と十分協議しながら、町長の意見も十分反映して、ほかの地域のところも見ながら、そして、トイレの数とか、もっと町民に親しみやすい、グラウンドゴルフをされる方だけじゃなくて、町民が親しみやすいような、竹をうまく利用するとかいう話があれば、それを利用して、先日、飯星議員のほうから、竹を使って公園をつくるとかいう話もありましたし、そういうところの整備も兼ねながら、金が余分にかかっても、後の管理をきちんとやってくというような総合的な絵が必要じゃないかなと思いますし、これは町の拠点にするという話であれば、土地のことばかりじゃなくて、総合的に物を判断していかないかんし、これから飯食いに行くところも遠いわけですよ、飯を食いに行こうと思ったちゃ。

そういうところもいろいろ考えながらもう一遍きちんと。山都町は年寄りの人たちや若者が遊びに来る。ここは上から見たときも、年寄りがえらい楽しくしよらすばいなっているような状況じゃないんです、見たっちゃ。どこにおらすのか、どこか片隅のほうに何かちょろちょろしよらしたばってんがということでは困りますんで、そこ辺の見た目もきちんとわかるような。山都町の年寄りには元気がええなというようなのがわかる。子供たちが集う。そして、グラウンドゴルフを1面しか使わんときは、子供たちもグラウンドの中で、少年たちが野球やらするときに、子供たちも、下でゆっくり遊ばれる、防犯上もきちんとしているというような、そういうシステムをきちんとやる。そこを、1億2,000万もかけるわけですから、あと1,000万、2,000万かけたっちゃ、そういう夢のあるような施設に、私はするべきだろうと思いますし、ぜひそういうふうに頑張っていたきたいと思いますし、見直しをぜひしていただきたい。そういうふうに考えております。

よろしくをお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

9番、藤川憲治君。

**○9番（藤川憲治君）** 9番、藤川です。

私、今、後藤議員のお話を聞いて、全くそのとおりだと思います。といいますのは、現在、旧御岳中学校跡に、町が管理するところのグラウンドゴルフ場がありますね。私はちょうど昨日の日曜日に、下矢部東部自治振興会の世代間交流の一つであるところのグラウンドゴルフ大会がありましたので、参加をいたしました。これが町の施設かなというのが、第一印象ですね。あれもやっぱり何千万かかかっておりますよ。その辺のところの検証はされているんでしょうかね。大事なことですよ。検証なくして次の段階に進む。あそこも少しは離れておりますから、余りそこは利用する人は少ないのではないかと感じております。

そういうことを思うとき、今、4番議員が言われたとおりでございますので、どうかその辺のところも、行け行けどんどんで行くところは行かなきゃいかんです。しかし、一方、以前のことを検証しながら、まちづくりをしていく、このことも非常に大切なことでありますので、もう一度一考をお願いしたいというふうに、このグラウンドゴルフ場については、強く意見を述べたいと思っております。

以上です。この件に関して何か答弁がございましたら、答弁していただきたいと思いますが、

答弁するあれはないでしょうね、実際そういうことですから。芝はぼうぼう、穴はほげとる。グラウンドをする状態ではありませんけども、みんな条件が一緒ですからね。楽しんで帰ってきたわけでございますけども。そういうこともどうか考えながらやっていていただきたいと。このことを強く要望いたします。

答弁はないと思いますよ。ありますか。どうぞ。

**○議長（中村一喜男君）** 生涯学習課長、藤川多美君。

**○生涯学習課長（藤川多美君）** ただいま御岳のことをおっしゃいましたが、御岳のグラウンドゴルフに関しましては、合併前、平成13年から14年にかけて、当時の矢部地区の方から、それぞれ4団体から、町長、教育長宛てに、グラウンドゴルフ場の建設に関する要望書が上がっております。

当時、甲佐町でグラウンドゴルフ場「グリーンパル甲佐」がオープンしたところでした。当時、矢部町からも多くの愛好者が甲佐町まで通われて、グラウンドゴルフを楽しまれておられたようです。甲佐町でグラウンドゴルフ場がオープンしたことを踏まえての要望であったと思います。その当時、1コースは8ホール、3コースの24ホールの要望がっております。当時の町長の案として、御岳中の跡、将来的には、ふれあいの里の中にとという指示がなされておりました。それを受けまして、平成14年度に御岳グラウンドの第二グラウンドとして、グラウンドゴルフ1コース、8ホールのグラウンドゴルフ場が建設されました。

しかしながら、1コースという施設では、たくさんの方が利用されるという点では利便性が悪く、今では、議員が申されましたように、自治振興区単位や支部体協での大会等に利用されていますが、グラウンドゴルフ協会主催だったり、大きな大会には、中央グラウンドでの利用となっております。中央グラウンドでの開催となりますと、先ほど、町長が申しましたように、雨が降りますと、グラウンドコンディションが悪く、何日か延期せざるを得ないという状況にあります。ぜひとも芝生のグラウンドということで、これまでも要望がたびたびあっておったところではあります。

それから、今、御岳グラウンドの整備はどうなのかということをおっしゃいましたが、ここ2年続きまして、イノシシに荒らされました、それでどうしたものかということで、まずはイノシシが入らないようにということで、柵をして整備をしたところではあります。決して整備をしないではないということではございません。きちんと整備をしてきたつもりでございます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** 8番、工藤です。

今、グラウンドゴルフの建設についてあっておりますので、御質問させていただきますけれども、このグラウンドゴルフ場の整備については、前の議会の際に、議員の中から一般質問の中で出ました。私はそれが1回だと記憶しております。今回、予算に出てきたということですので、私としては、非常に唐突に、何か出てきたなという感じがしておりますので、この予算に上がった経緯をまずお願いしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 生涯学習課長、藤川多美君。

**○生涯学習課長（藤川多美君）** 先ほど、旧矢部町からの要望があったということを申しましたが、その後、平成22年から25年にかけて、町議会の一般質問におきまして議員からの要望が何度かありました。それをもちまして、平成25年6月4日に、町のほうで、ふれあいの里構想について、検討会議を持ちました。町長、副町長、総務課、それから会計課、企画振興課、商工観光課、建設課、そして、私ども生涯学習課で、ふれあいの里の構想をどうするかという会議を持ちましたが、その当時はやはり、もう何年もたっておりますので、白紙に戻して、一から考え直してはということがありましたが、具体的なことは結果としては出ておりません。

また、そういう議員からの要望もありまして、平成25年12月2日に、企画課、それから建設課、それから私ども生涯学習課、3課によりましてグラウンドゴルフ場の建設について検討をいたしました。まずは、次の年の平成26年度に、イメージ図を描いたらどうかということで、概略設計をしてはという話になりました。建設予定地としましては、先ほど、町長が申しましたように、新たに土地を探すには、土地の購入費もかさみますし、また、ふるさと創生事業で購入した住民の大切な財産を有効利用するということから、当時、ふるさと創生事業で平成16年度に買収しました町営グラウンドの南側、現在の候補地として検討いたしました。

この候補地におきましては、合併後、平成17年11月に、町営グラウンド整備として購入した土地であることから、登記も完了し、整備を残すのみとなったことから、社会教育施設の担当課であります教育委員会へ、財産管理係から事務の引き継ぎがなされたところです。

その後、平成20年に、一部について、駐車場整備を行っておりますが、それ以降、敷地造成のため、九州中央道の建設工事や各種工事の廃土を仮置きする状況が続いておりました。この間、駐車場整備と同年の平成20年には、予定地が山都町景観づくり条例によります景観形成上、特に重要な区域である景観計画区域となりまして、また、平成22年には、通潤用水と白糸台地の棚田景観として重要文化的景観に選定をされました。

そういった隣接地であるということから、景観上の観点も含め、総合的に判断をいたしまして、この予定地に建設をするということになりました。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** 経緯は今詳しく御説明いただきましたので、重々わかりましたけれども、わかりましたが、この1億円の財源については一般財源です。基金取り崩しといえども、これは一般財源です。

そこで、総務課長、きのうから話がずっと出ておりますけれども、締めるところは締めて、緩めるところは緩めない総務課長が、財政のプロが、ここに来て、1億円を一般財源からどんと大盤振る舞いで出すと。非常に勢いのいい予算編成とは思いますが、一方、考えてみれば、何か知恵がなかったのかなと。これだけ20年からあつとれば、町の財源を半分でも補助を受けてやって、何とかならんだったもんかなという気がします。それは何かといいますと、丸々1億円を出すのじゃなくて、合併特例債を利用してですね。70%の交付税措置があったわけですよ。で

すから、30%町の持ち出しがあればよかったですから、3,000万出せばよかったですということですね。それを10年で償還すればよかったですよ。

そこで、今この時期に、1億円を丸々一般財源で出すと。私は、ほかに補助金の事業はないかなというふうなことで、いろいろ聞いてみました。そしたら、この介護保険の件で、今回、生きがい対策とか、それから、あるいは、お互いの支え合いとかいう面で、今、平成30年からは完全実施になりますけれど、それまでは特認事業として、作文の書きようによっては認められる事業もあるそうです。ですから、そういったほかのですね、教育委員会だけじゃなくて、ほかの分野からの補助事業も検討しながら、この事業に取り組むべきじゃなかったかなというふうな思いがするわけですよ。

一億総活躍時代と言いますがけれども、今回、要支援の1、2の人を介護保険から外して、何とか健康な老人の方、健常者の老人の方と一緒に地域をつくってもらおうというのが、一つの取り組みの方法でも、私はあると思います。ですから、グラウンドゴルフが10人であれば、7人は健康な老人の方がおって、あと2人は要支援の杖の要る方がおれば、2名か3名おれば、その人たちが一緒になってチームを組んで、一日を楽しむという、そういう地域社会づくりをせにやならんと思います。そうすれば、介護保険も利用せずに、健常者の方と一緒に、一日を楽しく、健康に過ごせるということです。

私もそれを夢見て、本当はデイサービスでそれを実施しようと思っておりましたが、目の前にグラウンドがありますけれども、とにかくグラウンドの使用料が高くて、これは余計なことですけども、1日1万も2万も払わなん。デイサービスをするのには、使えんわけですね。私は本当に、介護が必要になった方も、支援の人たちも、もとはグラウンドゴルフやらゲートボールを楽しみにしとんかった。ところが、ちょっとした杖が要ったり、何したりで、できんようになったと。しかし、杖をスティックに持ちかえて、グラウンドゴルフをすることもできつとですよ。そこに行けばですね。

ですから、そういうこともやっぱり、相対的に町で考えていかならん問題じゃなかったかなという思いがしましたので、総務課長、ここで1億円を取り崩して、グラウンドゴルフ場をつくらにゃんだったちゅう思いをですね、ぜひお伺いしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 生涯学習課長、藤川多美君。

**○生涯学習課長（藤川多美君）** 総務課長の前に一言。この予算を組みますときに、まだ工事費の積算ができておりませんでしたので、補助金の申請ができませんでしたが、その後に、いろいろ、その間に私どもも補助金をいろいろ探してみました。社会教育施設の整備事業補助金、それから、社会資本整備総合交付金等々を見ましたけれども、建物に対する補助事業というか補助金はございましたが、グラウンドだけの整備というのがなかなかございませんで、中に、地域スポーツ施設整備助成ということで、スポーツ振興くじ助成事業がございました。それが上限2,000万円でございますので、2,000万円の補助の申請をいたしたところです。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 今回、今、後藤議員からありましたように、1億円を基金取り崩

しという形で、その他財源に充当いたしております。公共施設の建築を考えると、その充当財源として、もちろん地方債の考え方もあったわけですが、特に28年度は、御案内のとおり、統合保育園ですとか、浜町会館ですとか、相当大きな事業がございますので、大体、今、当初予算で8億を超える起債を計画いたしております。実はこれに、後ほどといいますか、特別会計のほうで、簡易水道事業のほうでも3億近い起債を今回は計画いたしております。合わせると11億を超える起債ということになってしまいますので、まずは、起債の総量も考えないといけないということ、抑制ですね、考えないといけないということが一つです。

それから、一般財源ということで当然、ということをおっしゃいましたけれども、今年度の28年度の一般財源等で賄おうとすれば、当然無理が来ます。どこかでまた、かなりの絞った予算の編成になってしまわざるを得ないということで、過去から積み上げてきた基金、今回、公共施設整備基金と、まさにこの公共施設を整備するために積み立ててきた基金をここで充当するということで、今回はその他の基金を持ってきたということでございます。

また、補助金については、先ほど、藤川課長が説明しましたように、もし仮に、その補助金申請が認定になれば、当然この基金が減っていくという形で調整したいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** わかりました。財政の基本は、総務課長も一番、もう御存じだと思いますけれども、やっぱり補助事業が一番です。その補助事業で補助金をもらって、不足する分に起債を充てるか、一般財源を充てるか。その判断だと思います、私は。

ですから、私は思うに、補助の内容が、縛りがある事業は仕方ありませんよ、保育園のように、町がすれば補助はありませんということは仕方ありませんけれども、でくるだけ、補助をとにかく探してきた上での事業展開というふうなことで、やっぱり財政運用をしていただきたいというふうに思います。今回は二つ出ております。拠点整備も一般財源、それから、今度のグラウンド整備も一般財源ということで、二つありますので非常に、だんだん先送りしてきたのが、私は今かなというふうにも思っております。

ですから、今利用する人たちが1億円をいわば負担して、そして、つくっていかんもんか、あるいは、これをつくって利用する、あと10年の人が、以後10年間で利用しながら、それを負担していくというふうな考え方かちゅうことになると思いますので。もうとにかく、でくるだけ補助がつくことを大前提に、これは町長にもお願いしますけれども、政治折衝をですね。目的がちゃんと決まっとれば、政治折衝をしていただいて、とにかくそれについてのメニューというのは、なかなか合致したのはありませんけれども、それに似たようなメニューで、やっぱり国・県の補助を取ってくると、もらってくるというふうなことをぜひお願いをしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 答弁いいですか。いいですね。

11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 3点です。

まず、文化財ですね。山都町には、有形、無形の文化財が相当あろうと思います。国指定、県指定、町指定、どれくらいあるのか。わかっておれば、お答え願いたい。

それから、図書館です。館長さんにお尋ねします。図書館600万予算を組んでありますが、妥当なのかどうか、お尋ねです。これで、それなりに本が買えていくのかどうかということでお尋ねします。

それから、私もお尋ねしたいと思っておりましたが、先に話が行ってしまいました。グラウンドゴルフ場、連盟というかグラウンド協会というか、そういうところの企画では、4面なければ公認コースとして認められないという話を聞いてきました。せっかくだから、4面考えられてはどうかということです。そうすれば、国の大会、県の大会、いろいろな大会が呼べるのではないかと、聞いております。会員の人たちが、そういうゲートボールをなさる人たちが、そういうことを言っておられます。3面では公認にならないですよ、せっかくなら4面にという話が来ます。そういうふうなことでございます。どうぞ答弁。

**○議長（中村一喜男君）** 教育長、藤吉勇治君。

**○教育長（藤吉勇治君）** お答えしたいと思います。

まず、図書館について、図書館長ということでの御指名ですので、答えたいと思うんですけども、図書館の整備につきましては、ここずっと、いろんな形で、まず、町立の図書館を拠点としながら、清和、蘇陽の図書館、そして、それぞれの学校に図書室がありますので、その整備ということできずと進めてこられました。

やっぱり図書は、やっぱり古くもなるし、そして、新しい図書がどんどん入りますので、それはもうできる限り新しいものを入れる。それは本当に必要になります。そして、今、特に、よく学力のことも出されるわけですけども、この図書を通じて、子供たちがどれだけ学力的に高まっていくのか。そして、もう特に小さいころから、その必要性というのは、いろんなところで言われていますので、あえて私は言いませんけども、その必要性から考えると、この図書館の充実というのは、とても大事なことです。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 生涯学習課長、藤川多美君。

**○生涯学習課長（藤川多美君）** グラウンドゴルフ場のコースの検討、文化財が幾つあるかというお尋ねがございました。

まず、グラウンドゴルフのコースの件なんですけど、グラウンドゴルフ協会と相談をいたしまして、3コースでぜひお願いしますということでしたので、3コースに決定をしたところです。それから、文化財につきましては、国指定が三つ、それから県指定が八つ、町の指定が98ということで、町内109の指定文化財がございます。

それから、グラウンドゴルフ場の認定の条件というのがございます。2コース、3コース、いろいろありますが、1コースでも認定ができるということでございます。公益社団法人日本グラウンドゴルフ協会が認定をするものでございますが、1コースでも認定ができますということです。認定条件としては10項目ありますが、例えば、50メートルを2回続けてコースをつくるといけないとか、そんなのがあります。それから、コースは芝でも砂でもどちらでもよいという、そういういろんな10項目の条件がございまして、その10項目が通りますと認定されるという条件が

ございます。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 図書館、十分とは言いませんが、それなりに対応できるということでもございましたが、図書館600万を1万2,000で割ったとき、1人当たり、頭幾らになるかということからも計算しました。というのが、私個人としても、1年間に五、六万、本代に使っておると思っております。1回に四、五冊買ってきて5,000円、6,000円払ってきますから、2カ月越し、1カ月越し、そうしてもそれなりの金額になりますから、十分かということが一つでございます。

それから、文化財については、私も大変興味がありますので、一覧表なり、何なりを後でいただきにまいりたいと思います。

それから、グラウンドゴルフです。甲佐がつくったころ、矢部町だったころ、御岳中学校跡につくりました。確かです。8ホールだったと思います。後の管理はどうかということで話したときに、利用する人たちが管理するということがあったと記憶しております。

そういうふうなことで、芝が荒れているとかいうところになれば、利用する人がなくなったのか、その当時つくろうとした人たちが年とってできなくなったのか、だろうと思っております。このごろ行ってみないのでわかりませんが、いきさつはそういうふうなことだったと思っております。

私の仲間もグラウンドゴルフをするようですが、きょうはどこに行ったというのが、甲佐、そのほかでございます。ゲートボール人口が大変減ってしまっております。どんどん減って、5人制ではできないので、2人制、3人制のゲートボールも始まっているようでございます。ゲートボール人口からグラウンドゴルフに変わっていつている、時の流れがそういうふうになっているようでございます。町のグラウンドゴルフ場、早くどうにかならんかという話をしておりましたが、いい機会にでき上がって、私は歓迎でございます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、藤澤和生君。

**○5番（藤澤和生君）** 私もグラウンドゴルフ場に関して、また違った見方をしております。また、あれがいらんことば言うと思われるかもしれませんがですね。

当初、いろんなところの山都町を見回すと、いろいろグラウンドゴルフでもするようなところがありますですね。まず、そよ風パークとか、先ほど、藤川議員も言われましたように御岳中学校跡って。私が思うのは、先ほど工藤議員も言われましたけども、そよ風パークあたりのグラウンドあたりが使用料あたりも高いという話もされました。ただ、私はもうちょっと、あそこで何でグラウンドゴルフ場あたりがでけんのかねと。まず、土地もあるし、駐車場も広い。トイレもあるというようなことを考えますと、やっぱり旧矢部地域に、浜町地域につくらにゃいけんという、その頭があるんじゃないかというような気がいたします。

何でかといいますと、そよ風パークあたりは、考えてみますと、よそから少年サッカーとか、大学の駅伝部の監督さんからも聞いたこつがございませうけども、うちの町のそよ風パークという施設がございませうが、あそこあたりは、夏季のいろいろのあれはでけんかというようなことを申

し上げたことがございますけども、非常によその市町村からその要請が多いということで、選定は私ども大学で、要するに、駅伝部なら駅伝部、陸上部なら陸上部でやりますというような話でございました。そういうことを加味すると、先ほど4番議員さんも言いましたように、グラウンドゴルフだけじゃなくて、もうちょっと多面を利用したところの、多面的な部分も活用するような場所があつて必要だと私は思います。

議員のほうからも、非常にそよ風パークのことに関しては、いろいろきつい意見も出ております。そういうのも、議会も執行部も一緒になって、そういうことを考えて、そよ風パーク自体を応援しようという気持ちをみんなで持っていただいて、あそこをもうちょっと芝でも入れかえて、ちゃんとした管理人なら管理人を置いて、あそこを最高のグラウンドゴルフ場とか、ほかにも多面的なことが利用できるような場所をですね、あそこをしていただくのはいかがですかね。そういうことは考えられんのかなと私は思いますよ。

わざわざ、浜町のこの近所につくるのも必要かもしれませんけども、今ある施設をちゃんとした整備をして、そこにするというようなことは、町自体のあれができやせんかと思えますし、もし、こちらから向こうに、グラウンドゴルフ場はほとんど、自家用とか何かで行かれん場合は、そもいろいろ、コミュニティバスあたりも、こがんとときも使用することも考えて、できはせんかと思えますけども、町長、その辺の御意見はいかがですかね。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** そよ風パークの件ですね。いろんな、多目的にあそこの芝は利用されていると思います。町民グラウンドとしてもですね。町民体育祭もあそこで開かれているわけがありますし。あこは、要するに多面的に使われていると、多目的に使われていると、多用途に使われているということだと思います。

その辺で、グラウンドゴルフ場というのは、私が聞く限りでは、今、ふれあいの里が何にも活用されずに、土地を買ったばかりだ、何に活用していくんだということも、しきりに言われているわけでありまして。ただ、うちの体力で、前の計画のように総合文化体育センターなんていうごついものは、それと400メートルトラック、公認トラックだというようなところは、とても体力として釣り合わないだろうと私は思っているわけです。

その辺を含めて考えると、これは比較的、1億が安いとは言いませんけども、比較的安価に今のニーズに対して対応ができて、そしてまた、利用者も多いだろう。そして、今のふれあいの里が利活用が全然されていないということを考えると、その辺を総合的に考えると、今、いろいろ意見はあるかもしれませんが、グラウンドゴルフ場というのは悪い選択じゃないんじゃないかなと、私は今思っております。当然、そよ風パークがもう少し、何といたしますか、芝の面がもう少しきれいでも、もう少し管理ができれば、もう少し多用途に使えていけるのかなと。その辺は十分検討していきたいというふうには考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 5番、藤澤和生君。

**○5番（藤澤和生君）** 私も、何回ともなくグラウンドゴルフに参加することがありますけども、私の地域では、旧小峰小学校跡とか、あとは、いろいろ議員さんたちの、郡あたりの、年に

何回かしますけども、芝がいいとことか悪いとことか、いろいろあります、段階的にですね。ただ、先ほど、ちょっと話が出ましたように、郡体とか県体がというようなことは別にしましても、この地域の人たちあたりがする分にはどのぐらいのが必要なのか。また、大会でもあるときには、よそから来られる方などは、芝の状態というのはどういふのが必要なのか。そういうことも精査していただいて、一番、何というんですか、競技する人たちが一番これならええというようなことに持っていくのが一番だろうと思います。私ちょっといろいろ考えてみますと、まだ議論する余地がたくさんあるような気のしますので、これは私は、これは簡単にはいかんとじゃないだろうかというふうに考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 教育長、藤吉勇治君。

**○教育長（藤吉勇治君）** グラウンドゴルフ場のことで、先ほどから御意見をたくさんいただいております。本当にいろいろ心配していただいて、ありがたく思っています。私も、4月に教育長になりましてから、このグラウンドゴルフ大会にも、いろいろ見にいったり、参加をしたりとかしとるわけですけども。

まず、先ほど、県体の話とかも出ましたですけども、この山都町のグラウンドゴルフ、これは県内でもトップです。すばらしいです。そして、いろんなほかの町村と交流会もされるんですよ。年に何回もあります。そのときの場所一つ探すのにも、かなり大ごとされます。例えば、町のグラウンドがありますけども、やっぱり雨が降れば駄目なんですよ。競技ができないとか。

そういうことで、グラウンドゴルフが本当に安心してできる、しかも、よそから呼べる、そういう場所を本当に、もう私が聞いただけでも、随分長い間希望されて、やっと計画ができたんですよ。高速も今度つながります。そういったときに、やっぱりこの町をアピールしていく、ほかからの方をお迎えする、そしてしかも、今、競技人口もどんどんふえています。高齢者の方も、楽しみに、今どんどんされていますけども。そういった中で、やっとここまで準備ができて、いよいよという時ですので、何とかこれはお願いしたいなというふうに思っています。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** グラウンドゴルフにえらい皆さん関心が高いようですが、これは私は、長くこの議場、議席におって、随分私も責任を感じております。これは、甲斐町政の初めのことだったかな。高原公園都市構想ということで周辺一帯を、それを実現するために少しずつ買い増していったんですね。その間、議会は何と言ったかという、遊休地をいつまでもそのままにしてどういふことかと。早くあそこをきちんとして、活用せいということを議会は言ってきたんですよ。ただ、議会を一つのその法人体とすれば、それからすると、議会も勝手なものだなど。遊ばせとると「遊ばせとる」と。使えば「けしからん、かかり過ぎる」と。これは、議員さんたちはずっとおるわけじゃないですから、例えば、議会を一つの単体として考えたときは、そういうこと。だから執行部も大変だなど。ただ、執行部はその後、かわっていますからね。その継続性というものを執行部のほうも、今、私が言ったようなことは御存じない方ばかりなんですよ、

実は、あえてそれは申し上げておきます。

私は、このグラウンドゴルフ場にとやかく言うつもりはありません。やっぱり健康増進や、この町の振興のために必要ならば、遊休地を活用するという事は、これは積極的にやるべきだと思っております。

ただ、財源の話がさっきありました。これは、総務課長が一番知っているんですね。どなたか、この世代間の負担の話が出ましたね。この世代間負担というのが起債なんです。合併特例債じゃなくて、この起債、過疎債。本来の起債の性格というのは、世代間負担なんです。だから、可能な限りこの起債でやると。補助金がつけば、それにこしたことはないんですが、残った分については、起債でやる事が、この世代間負担になると。後々の10年、20年後の町民も負担してもらおう。今、現時点の我々が負担するのは、その中の起債で言えば10分の1だったり、あるいは、5分の1だったりということですから。そういう理解をしながら、我々は事業を進めてきたと。これは、その辺のところは、執行部のほうがきちんと説明していく必要があるかと思えます。

私が質問するのはそのことじゃなくて、ちょっと前置きが長くなりましたが、田中課長、今、理振法というのはあるんですかね。非常にカビの生えた話をします。実は、恐らく70年代、75年代、あるいは80年代ぐらいまでは、理科教育振興法、いわゆる理振法というのがあって、各学校の理科教材の充実をずっと図ってきました。きょう、例えば、小学校にそういう性格のもので30万出ていますね。非常にわずかになったなど。だから、各学校の理科教材、これはどうなのかなと。

戦後、我が国は科学立国で行くんだと、一つはですね。それは、戦後の高度成長を支えた面もあります。今はどうなっているのかなと。今、教育界で盛んに言われている横文字は、インクルージング、アクティブ・ラーニングですね。いわゆるソフトな、人をどうやっていくか、障害のある子供たちを包み込んでいくといふインクルージングですね。それから、積極的に実験をしたり、作業をしたりしながら、そしてチームでやっていく、アクティブ・ラーニングというのは。この二つの用語が教育界を席卷して、もうそればかりなんです。この前見ましたが、一時期は平和教育と同和教育でした。このインクルージングも、アクティブ・ラーニングも、中を見ますと、これは教育長が一番知っていると思えますけれども、これまでの同和教育の中身そのものです、私がずっと見ておると。それは置いとしまして。とにかく理振法みたいなものはあるのか、どうなのかな。それから、理科教材が充実しているか、どうなのかな。理科教材、それに専門的な知識が最近必要になってきました。これはIT教育だって同じですね。だから、その専門的な人がいなくなると、宝の持ち腐れみたいに。その繰り返しが学校現場にあっておりました。その辺はどうなのかな。これは、教育長がこの間まで現場でしたから、詳しいかもしれません。

それから、二つ目、総務課長にお尋ねします。学校のパソコンを含めて、かなり古くなってきた。だから、何ですか、アップグレードということも、それを補完する意味ですかのかなというふうに私は説明を聞いたわけですが。今から七、八年前でしたか、各学校にパソコンを導入するという事で何百台ずつか小中学校は買いましたね。買ったときに、指名に入っていなかったある県会議員の店が強引に入ってきたんですよ。あとは総取りで、そこが落札しておりました。今

度、庁舎ができたときに、事務機、競争があったと思いますね。私は地元も……

**○議長（中村一喜男君）** 質問を簡潔にお願いいたします。

**○12番（中村益行君）** これは簡潔にできないんですね、議長、大事なところですから。最後まで聞いてください。あのね、幾つかが組んで、受注したのかなと思ったら、これは御船の事務機屋さんですね。その後も、そのことが続いているかどうか。その御船の事務機屋さんは、私が偶然、御船に買い物に行って、その隣が県会議員の事務所です、それが引っついていて。それは関係ないかもしれませんが。私の邪推かもしれませんが。だから、私が言いたいのは、その辺のところの透明性、公正さですね。李下に冠を正さずと言いますが、今後こういうことはたくさん出てくると思います。当初予算ですから、事務機器、あるいは、学校機具、パソコン、そういうやつを購入するときに、やっぱり、毫も疑惑を持たれない、そういうやり方をしてほしい。実態はどうなのか。もしそれを明らかにすることができれば、総務課長にも聞いておきます。今、二つを聞いております。

**○議長（中村一喜男君）** 学校教育課長、田中耕治君。

**○学校教育課長（田中耕治君）** お答えをしたいと思います。

今、御質問があったところは、ページで行けば、179ページの備品購入費の中の理科備品購入費というところだと思います。予算では90万円ということでございます。これは理科、算数、数学振興事業だったと思います。その法に基づいて今も実施をされているところで、国補助金として3分の1補助であります。なので、この財源内訳のところでは、国・県補助欄に30万円ということで上げさせていただいております。

購入するものは、いわゆる実験器具に使うフラスコですとかシリンダーとか、そういうものもありますが、今日的にはICT機器でありますところの、例えば手元にある生物とか物体とかを大きく投影して、いわゆる電飾版に映すような実物投影機とか、そういうものが今だんだんと含まれてくるようになってきています。各学校においても、いろいろ精査をしながら行っておりますし、これは当然、国補助ですので、理科備品台帳というのを整備して行っています。

大体、学校統合もされてきて数も減ってきているので、以前は4年に1回ぐらいしか回ってきてなかった部分なんですけど、今は2年、3年に1回ずつ整備ができていますので、かなり充実はしてきているものだろうというふうに考えております。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** パソコンの件ですけれども、先ほど議員がおっしゃいました七、八年前のパソコンの導入というのは、恐らくパソコン教室の件だというふうに思っております。小中学生が使うパソコン教室に、パソコンを導入する際に、以前はリースも同時併用でやっておりました。これも、五、六年前だと思いますけれども、臨時交付金が国のほうから交付されましたので、それを活用して購入したところもございます。

今回、予算化しておりますのは、そういったときに購入しましたりリースしましたものにつきまして、アップグレードで対応できるものについては、当然、児童数が減ってきとりますので、

パソコン教室にもかなり使っていないものがございました。それをつぶさに精査をいたしまして、もちろん使えないものは廃棄処分ということですが、十分アップグレードで対応できるものにつきましては、アップグレードで対応していきましようということ。それから、さらには、現行、教諭の方が使うパソコンについても、今回、整備を図っていこうということで、それについては、もちろん、今、申しあげましたアップグレードの部分と、それから新規に購入する分ということで、対応を図っていくということで、充足をしていくという方針であります。

それから、事務機につきましては、これにつきましてはもちろん、これは通常の工事入札と違いまして、指名願ひ等は現在、必要がないものでございますので、実績導入のあるところの業者をこちらのほうで指名をいたしまして、その中で適正に入札を行っているという状況でございますので、決して恣意的に偏るような指名はいたしていないところでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 教育長、藤吉勇治君。

**○教育長（藤吉勇治君）** 中村議員の御質問に答えたいと思います。

先ほど出ましたインクルーシブ教育ですね。それから、アクティブ・ラーニング、まさにおっしゃるとおり、これまで同和教育で培ってきたその中身、まさにそれです。インクルーシブ教育というのが、これは障害のある子供も一緒に認め合いながら、ともに生きる、ともに学び合う、そういう教育です。ですから、まさにそのとおりでありますし、アクティブ・ラーニングというのも、教師主導でなくて、子供の主体的な学びを大事にする、そういった教育ですので、おっしゃるとおりです。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。幾つかあるようですので、10分間休憩いたします。

---

休憩 午後 3 時 39 分

再開 午後 3 時 49 分

---

**○議長（中村一喜男君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9 款教育費についての質疑を続けます。

12 番、中村益行君。

（「3 遍言うた」と発言する者あり）

**○12 番（中村益行君）** あなたは足し算してますか。

先ほどの私の質問ですね、誤解のないように申し上げておきますが、最初から恣意的にということじゃなかったかもしれません。ただ、事実関係としては、大きいところだから、県会議員の店はですね。だから、事務レベルでは小さい地元のお店屋さんとか、そういうところを対象に考えてとったようですが、後で大きいところが入って、ふたをあけてみたら、総取りだったと。これ、あのとき小中学校ですね、四、五百台導入しています。

そういうことが重ならないようにですね。今度の新庁舎の事務機だって、そのことがあるんだ

から、私もちょっと疑惑の目で見ました。そういう思いで質問したんです。それは総務課長が言うように、決してそれはありませんと、公明正大にやっていると。そうであれば、そうしてください。そして、李下に冠を正さずと、これだけは戒めの言葉として、いつも持っと思ってください。それだけ申し上げておきます。

それから、教育長、あるいは田中課長、さっきの理振法じゃないけれども、理科教育の中で、最近、特にあの福島原発事故以降、中学、高校あたりでは、いわゆる放射能教育というのが具体的に言われてきました。実際はどうなっていますかね。放射能に対するこの知識というのが、意外とおそろじゃなかったかなという。いわゆる元素の周期律表から、まず始まるわけですよ。わかりますか。そして、あの中で、周期律のあの表にない物質が今たくさん出てきている、人工的なものですね。私たちの放射能のいろはの初めはキューリー夫人のラジウムからなんですけど。だから、これが今盛んに、いわゆるその専門家の教育学者の間では、それも必要なんだということで、もう始まっと思いますが、これは現場にはどういうふうなおり方をしてきているのか。

これは教育長の答弁が妥当でしょう。よかったら教えてください。

**○議長（中村一喜男君）** 教育長、藤吉勇治君。

**○教育長（藤吉勇治君）** お答えします。3.11以後、教育の現場でも、放射能について学習する、そういうことがずっと出てきています。ただ、教科書の中身としましては、これは学習指導要領あたりがありますので、それに基づいて教科書が変わってきますので、それ以後、学習指導要領が変わった部分については、その中身が教科書の中身にも入っています。それ以外については、いろんな形で資料をもとにしながら、それぞれの学校で、学校によっても違いますけども、学習はされている状況はあります。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 1点だけです。172ページでございまして、奨学金の貸付金が450万計上してありますが、27年度の奨学金の貸し付け状況につきまして、実態はどうかということなんです。

**○議長（中村一喜男君）** 学校教育課長、田中耕治君。

**○学校教育課長（田中耕治君）** 奨学金の貸し付け状況についてということでございます。本年は高校で7名、大学で11名ということで予算を計上しておりますけれども、昨年度におきましては、高校生等の貸し付けはやはり少ないということがございました。ただ、大学においては、こちらには受ける学校がないわけなので、どうしても下宿とかアパート等に住まざるを得ない、そういうところもあって、もう少し予算であればという家庭の御事情等もあって、その御希望はありました。済みません、きょうちょっと昨年の実績を持ってきておりませんが、たしか高校が3名か4名だったと思います。大学は9名か10名の貸し付けの実績だったというふうに思っております。

詳しい数字はまた後ほど提出したいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** たしか27年度については、そんなに多くはなかったと記憶しておりますが。奨学金を借りましても、その後は返済が待っております。今回も、奨学金の返還金で、現年分が852万9,000円、過年分が120万計上してあります。

この返還についてでございますが、宮崎県の日之影町では、28年度より奨学金の返還について無償化すると新聞報道がっております。これはどういう意味かといいますと、学校卒業後、地元に戻ってきて住むということが条件であります。また、その他にもいろいろな条件のもとに、返還の緩和策を提案してあります。本町にとって定住促進が課題であります。このようなことが検討されないか。町長にお伺いします。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 五ヶ瀬町の例は、私も承知しておりませんでしたが、そういう取り組みをやっているところ、自治体はあるということは知っておりました。それが定住促進につながるということであれば、これはやりたいと思いますが、やはりこの定住促進に係るいろんな施策が、今度の予算にも上げております。いろいろ総合的にやっぱり考えていかなければならないんだらうと思います。その審議をしていただく場が議会でもあろうし、そしてまた、今、運営協議会とか、いろんなやつを立ち上げてございますので、その中でやはり審議をしていく事案のかなというふうに思います。直近の矢部高校応援会議とか、その辺に類する会議なり、それにもかけて、審議するかどうか検討してみたいというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** 6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 総合的な見地からと申されました。確かに、そういった面から考えますと、高速道路も整備をされてきます。それができますと、本町から各地域への通勤も可能であります。そういったこと考えられまして、ぜひ前向きに検討してほしいというふうに要望いたします。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 私もいろいろあります。

まずは、175ページあたりから行きますかね。同和教育費のところなんですけれども、ここに同和教育事業講師謝礼ということで217万4,000円。これ自体に別に問題はないと思っているんですが、ただ、こういうふうな名前ですね、名前というか、特に人権関係の分野というのは多岐にわたって、各課にわたっておりますね。民生費だったり、総務費だったり、いろんなところから人権のためのお金が出ていて、それは町全体としてやらなければいけないことかと思うんですが、何かこういうふうに、あちこちに講師料とかがばらまいてあって、私たち参加する側からすると、いつも何か同じようなものが1週間交代にあるとか、同じ日にあるとか、そこら辺の連絡が大変不十分だと思っていますので、そこ辺は御要望といたしまして、人権なら人権担当

者みたいなことで、余り同じような人材がかぶらない、同じような講演がかぶらないような工夫をして、なるだけ、いわゆる有効な講演会を、あちこちに人口の引っ張り合いにならないようなことを今後とも配慮していただきたいというふうに思っています。

それから、その下のページの195ページなんですけど、同和教育推進協議会助成というところの中の御説明の中で、いろいろな五つの推進委員会があるというふうな御説明だったんですが、つぶさに全部書きとめられなかったんですけども、そういったものも、どういうふうな活動をされていて、それは合体はできないのかとか、今も有効に活動していच्छるところなのかとか、そういったところの見直しというか、そういった各団体との協議ができていいのかということをお伺いしたい。

それと、もう1件、同和に関しては、同研サークルに100万円、その御説明はいただきました。ただ、同研サークルというものと、サークルという御活動がどのような、何名ぐらいの先生方で構成されているのかというふうなこと。平素は20何万円ぐらいの助成金で、本当にいろいろボランティア的な活動をしていच्छるんだというふうに推測しているんですけども、今回ちょっと本の製本をされるということの御説明でした。その本はどこに行ったら拝見できるのかということをお伺いしたいのと、何名ぐらいで、どのような日常的には活動していच्छるのか。

そして、そのほかに、もちろん学校の中には、そのほか、いろんな教科等研みたいな、サークル的なものが存在しているかと思うんですけども、そういったものとの兼ね合いといいますか、どういうふうな性格のものであるかということをお伺いしたいと改めてちょっと教えただけであればというふうに思っています。

それと、済みません、まとめてちょっと行きますね。それから、176ページのALTなんですけれども、これが先ほど、別館というか、社会教育の説明のところの英会話教室を、これは多分、町長の御説明の中にもあった英語教育を今から頑張らねばならんと。山都塾との兼ね合いなのか、そこら辺がちょっとよくわからなくて、この英会話教室の説明をお願いします。

それがALTとどういうふうな。ALTも、国の金とはいえ月々30万円を払ってのわけですよ。私がかねがね、今、ジョシア先生のほうは、まだ町内にいच्छるかもしれませんが、クリスティアン先生は、今、町外のほうに引っ越してらच्छると思います。以前は、学校だけじゃなくて、社会教育的にも貢献していただきたいということを」私は何回か申し上げたこともあるんですけども、そういった意味で、そのALTの先生の活用がこんな場所に考えてられるのか。それとも、改めて英会話の講師を考えてらच्छるのか、その辺の兼ね合いもお聞かせいただければというふうに思っております。よろしくをお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 生涯学習課長、藤川多美君。

**○生涯学習課長（藤川多美君）** それでは、同和教育の関係で、補助金をしている内容のことについて、五つの委員会があると申しましたが、まずは、就学前の同和教育、それから学校の同和教育、そして社会同和教育、それから、私ども行政の行政同和教育、それから一般社会事業者の同和教育、この五つの推進委員会が母体となった協議会でございます。

それで、就学前の同和教育推進委員会の取り組みとしては、子供や親の暮らし、差別の現実と向き合い、子供の暮らしの現実深く学びながら、保育内容を創造し、あらゆる差別をなくす取り組みを推進するために、学習会、それから研修会等を重ねられております。

それから、学校の同和教育推進につきましては、山都町の学校教育に携わる者全てが、同和教育に対する責務の重大さを自覚し、日本国憲法及び教育基本法に基づき、同和対策審議会答申の趣旨を尊重し、熊本県同和教育基本方針に従い推進することとして、いろいろな取り組みをされております。

それから、進路保障協議会がありますけれども、部落問題の完全解決に向けて、それから、いろいろな取り組みの教訓、それから同和地区にとどまらず、ほかの児童生徒の進路保障にも反映させるといった取り組みがされております。

行政の同和教育推進委員としましては、指導的な立場にある役場職員の行政同和教育研修等がされております。

それから、英語教室の件なんですけど、IT講習と同じような感じで、一般の人を対象にした英語会話教室ということを計画しております。

**○議長（中村一喜男君）** 学校教育課長、田中耕治君。

**○学校教育課長（田中耕治君）** それでは、お答えをしていきたいと思います。

同研サークル、矢部同和教育研究サークルの活動内容というふうなことだろうと思います。人員は、今現在14名の会員数がおられるようです。また、活動内容としましては、定例会、当然、例会というのをしておられますし、頻繁に行っておられます。私も帰りに時々、隣保館等をのぞけば、よくその文字を黒板のほうで見ているところでもあります。それと、先ほど言いましたように、毎学期に1回、同和教育実践講座というのを開催してあります。学期ごとに、学校は今3学期制をとっているんで、1学期はやっぱりその導入部分であり、2学期は学習・体育を充実する部分であり、3学期はそのまとめをしていくという学期がございますが、そんな中、それぞれの場面における新入生、新1年生は新1年生、3、4年制の中堅の子供たち、卒業生、そして、その卒業生を中学校へどのようにつないでいくのか。今よく言われている中1ギャップとか小1プロブレムというところの、そういったふうなところをいかにこう少なくしていくかというところも、この活動内容というんですかね、そういう中でもあります。

それと、この機関誌につきましては、先ほど言いましたが、昭和63年当時に、私は余りはっきり覚えていませんが、同数ぐらいの冊子がつくってあったかと思えます。各学校に配布をしてありますし、教育委員会のほうにもございます。まだ何冊か残っておると思えますので、御入り用のある方については、多分、隣保館のほうに残りの冊数は、何冊か残りがあると思うので、そちらに行かれば、求められることもできるのではないかとこのように思います。

それともう一つ、ALTについては、ちょっとよくあれだったんですけども。

（発言する者あり）

済みません、では、以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 教育長、藤吉勇治君。

**○教育長（藤吉勇治君）** 英会話ということで、先ほど質問がありましたですけども、一般の方を対象にした教室ということが、先ほど予算書の中にありました。それとまた別に、山の都塾ということで、以前からも説明しておりますけども、その山の都塾の中での英会話を使ったコミュニケーション能力を育てるための講座ですね、ここでは、ALTの2人町におられますので、その方たちに入っただいて、講座の中身を計画する予定です。できるだけ外国の方をお呼びして、生の英語に触れて、そして、子供たちのコミュニケーション能力が育つように、そういったことで考えているところです。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 御説明ありがとうございます。

済みません、今のALTの件については、山の都塾との連動ということをちょっとお伺いしましたけれども、ぜひ、かねがね言っていますように、本当にもったいないと思うので、例えば、山の都塾だと、場所を3カ所を考えているというふうにおっしゃいましたが、そこまで行ける子供さんは限られてきます。交通の便のいい人、親の送り迎えができる人、その場所に近い人。そのようなことなので、ぜひ学校に常々行かれるこのALTをもっとそういうふうな活用に、より活用していただけるようなアイデアというか、投げかけを現場と一緒にやっていただきたいというふうに、それは要望しておきます。

それと、先ほど、同研サークルのほうのお話で、毎学期ごとに勉強会、実践講座をやっているというふうなお話でした。これは一般に開放してありますでしょうか。例えば、私たちがそういうふうな会を傍聴とは言わないけれども、どういうことをされているのか、私もまだまだ勉強不足なところがありますので、そういった会に参加することができるのでしょうか。そこら辺をお聞かせください。

それと先ほど、ちょっと話題が変わりますが、グラウンドゴルフ場、さまざま出てきております。私も一言だけお願いしておきます。本当、個人的な話ですが、私、この間、消防の折にあそこのトイレに携帯を落としまして大散財をいたしました。なので、やっぱりトイレの改修は急ぐべき問題だと思います。私はあそこに携帯を落としたからといって、この町から逃げませんが、やはりよそから来た人が、あそこで大事な携帯、大事な時計、大事なボールペンを落としたとなると、イメージが大変悪くなると思います。そして、やっぱりお年寄りにあそこまで上がらせる、あそこまで歩かせるのは無理だと思います。なので、グラウンドゴルフ場の設計に当たっては、もう一考をお願いしたいというふうに思っております。

それと、基金を取り崩したというふうにおっしゃって、以前、体育館の話が出たときに、基金を半分まで詰めば、建設時期に当たるというふうなことの御説明だったように覚えているんですけども、その体育館に係る、そういった同じような基金から今回取り崩したということでしょうか。ということは、また、体育館が先に送られるということの判断でしょうか。そこら辺までお聞かせいただければ、ありがたいですが。

**○議長（中村一喜男君）** 学校教育課長、田中耕治君。

**○学校教育課長（田中耕治君）** お答えいたします。

同和教育実践講座への一般の方の参加についてということだろうと思います。同和教育実践講座というのは毎学期やるということで、先ほどお話ししたとおりです。これが大体、期日が決まったら、チラシができます。それを各学校へもお配りをしておりますし、教育委員会にも参ります。それとあと、村の方々のほうにも配られます。ごらんの方々も大分高齢になってこられたりしているので、数名の方々が来られます。あと、保育所にも配られます。そういうことであったり、あと場合によっては、教育事務所あたりが見に来たいということでも来られることもあります。

ですから、一般の方にお配りはしていないので、一般の方はおわかりにないと思いますが、そのときがあれば、申し合わせをすれば、来られることには何ら問題はないことだろうというふうに思います。というよりも来ていただければというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** 基金の取り崩しについて。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 今回、公共施設整備基金という特定目的基金を取り崩しております。これはその名のとおり、公共施設の建設等々、これを行いますときに、財源として充当していくという目的のものでございますので、今回それを活用していくという方向でございます。

先ほど、御質問でおっしゃった体育館の基金ということで、これは当然、それを含んだ公共施設整備基金でございますので、もちろんこれもあわせて基金として、これからまた積んでいくという作業に行きますけれども、以前、執行部のほうから、大体、建設費の半分程度ぐらいまでは積みみたいという目標設定数値は示しましたけれども、それが必要十分条件ということではもちろんなくて、そこを目途に進んではいきますけれども、それがなければ建設に至れないということではなくて、先ほど、工藤議員もおっしゃったように、補助事業と組み合わせながら、必要な財源として考えていくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** グラウンドゴルフ場のトイレの件の回答をさせていただきたいんですが、グラウンドゴルフ場の中心点からトイレまでは、私は直線で200はないと思います。グラウンドが100メートルとれるかとれないかなんですよね。それから足しても200メートルぐらいしかないんじゃないかなというふうに思います、やはり200メートル歩けなければ、グラウンドゴルフも多分できないんじゃないかなと私も思いますし。

ただ、トイレの整備は、私はもうぜひとも必要だと最初から申し上げており、そのタイミング、そして、その設置位置、そして、その必要数、これについては十分検討した上で、できるだけ早くつくろうということは、教育委員会のほうに指示というか、それはできませんけども、これは一緒に検討していきましょうということは申し上げておりますので、これでもできるだけ早い時期に提案はできるというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** 本日の会議は、議事日程の都合によって、あらかじめ延長します。

ありますか、質問。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** トイレの整備、ありがとうございます。ぜひお願いします。

あわせて、やっぱりこういうインフラというか、整備が本当に大切だと、町のイメージアップすることに。今からそういうふうにして、大きな大会を誘致する。やっぱりつくる以上は、使っていただけるようにすることが大事だというふうに思っていますし、ぜひ町の活性につながるようなプランに練り直していただきたいと重ねて申し上げます。

それと、その後のやはり利活用というか、やっぱり管理費とか何とかいろんな維持管理費をそこで生み出せるようなシステムも構築していただければいいと思います。

それと、中央グラウンドもそうですし、清和のグラウンドもそうですし、やはりトイレの整備は本当に急いでいただきたい。それは要望です。

それと、もう一つの質問は、予算の中に、私が一般質問でも申し上げましたけれども、学校教諭補助の先生は8,000円が出て、もちろん出てきているわけなんですけど、これについては、この間も本当に申し上げましたけれども、ぜひもう一度考え直していただいて、補正あたりに計上していただければというふうに考えるんですが、よかったら何か聞かせてください。

**○議長（中村一喜男君）** 学校教育課長、田中耕治君。

**○学校教育課長（田中耕治君）** 教諭補助については、日額が8,000円ということで、時間単価にしますと1,333円ということになります。県内のほかの自治体がどうだろうかということは、比較ではないということ、この間の一般質問のほうでもあったところなんですけど、県内の状況はどうだろうかということで見ますと、一番日額報酬として高いところが、南阿蘇村が8,200円というのがあります。ただ、これが8時間というもので、時間単価にすれば、1,025円になると。今度は時間単価で一番高いのは、益城町にいいきき益城っ子というのがあるんですけど、それは1,400円なんですけど、これは1日4時間なので、1日に直すと、5,600円になるということがあって、時間単価等、日額等、総合的に見れば、山都町の日額ということでは、県内でも上位のほうに、最上位になるのかなというふうには考えてはいます。

ただ、一般の非常勤職員の方々の報酬等も上がってきていることもありますし、今言ったところが、このまま全然変わらないわけでもないところでしょうから、今後、県内のほかの自治体の動向とかも見ながら、いろいろな業務の、これから多寡にかかってくると思います。そういう部分が発生してきましたら、財政当局のほうとも協議をしながら、そこについては、状況になれば、引き上げる状況が発生すれば、そのときはそのときに考えていくということで、今のところは考えている状況です。

ただ、先生方については、その6時間という勤務に縛られず、やはり早い時間から時間を超えて一生懸命頑張っておられます。そのことは教育委員会も、町当局も、重々認識はしているところですけども、今般、こういったふうなところで、他自治体のことを比べていくと、こういう形で、教諭補助の先生方にもお願いをせざるを得ないというふうな状況も発生しましたことも御承知いただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** 長くなりますので、どうしようかと思いましたが、どうしても聞いておきます。これは1年前の論議の中からでありますので、まず、経緯といいますか、図書司書についてです。学校図書に、小学校で156万1,000円、それから、中学校が79万6,000円。これを生かすためには、どうしたふうにするかということの実態をわからなければならないということで、お尋ねをしときます。

まず、この学校図書館に司書を置きますということで、ちょうど1年前だったですか、私たちは司書を2名置くよりも、もう少し学校の子供たちの教育の均等をするためには、支援学級ももちろんですが、複式学級の教諭をしっかりと、これを設置するのが先ではないかなということで論議したんです。そういったことから、この実態というものをしなければならぬと、わかっていかなければならぬということでございますので。

この学校改正の学校図書館法が4月に施行されることになったわけですね。そして、その学校司書は、児童、子供たちですね。そしてまた、先生のニーズに応えながら、図書館の具体的な活用法を助言するということになっていると。それには、恐らくは読み聞かせであったり、聞いたり、聞かせたり、そして一番大事なのは、本に親しむということが大事だろうと。図書によって、やっぱり知徳、そのいろんな形で覚えていく、そして教わっていくと、そういったことがあると思いますけどね。

そういった中で、こういった図書館に司書を置くというのは、努力義務にあるということでもありまし、この努力義務をどういったことであるかも聞きながら。そして、これは全国的な統計から見ますと、こういった司書を置いているのは約半分だそうでございます。

そこで、私が一番大事なのは、実際そういったところにタッチしておりませんので、自分ながら無知なところがありますが、この実態というものをやっぱりしっかりわかっているなければならない。そういったとこで、この町のそういった現況と、司書を置いたこの1年間で効果はどうだったのか。そして、これからの課題というのはどうだろうか。ここをはっきりしていただかないと、さっき言いました金額が、予算が本当に有効に使われるということにならないと思いますので、ここのところをしっかりとした形で伝えて、教えていただきたい。

そして、最後にはやっぱり、二度と再質問いたしませんので、子供たちが司書においても、やっぱり知・徳・体・食、意欲こういった分を育てるあれができますような形に、教育長以下、教育行政のほうで頑張ってくださいと思います。そここのところをお願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 教育長、藤吉勇治君。

**○教育長（藤吉勇治君）** お答えします。

図書司書につきましては、本年度配置をしていただいたわけですが、お二人おられますけれども、私もそれぞれの学校での様子あたりも聞いております。

まず、子供たちがとても楽しみにしています。そして、図書館を利用する子供たちがふえています。そして、読書量もどんどんふえています。これは、先ほどもちょっと言いましたですけども、今から先の子供たちの未来のことを考えると、今、子供たちがゲーム依存になったりとか、

いろいろな状況が心配されますけども、そういう中で、文字に親しむ、読書に親しむ、図書に親しんでいく、このことがいかに大事なことなのかということ、もうそれぞれの学校から聞いてみますし、要望としましては、もっともっと、今、週に1回しか行けないんですね。10校に2人が回りますので、半分ずつ回りますと週に1回しか行けないんですね。それを回数をふやしてほしいということなんだけども、2人ですので、なかなか厳しい状況があります。

そういう中で、確かに効果は上がっています。子供もたちが本当に、学力的にも非常に今いい方向に向かっていきますし、学校現場からは、いろいろ司書と相談しながら、授業の中身をいろいろ工夫したりとか、そういうこともあっていますので、非常に助かっております。

ぜひ、これはどんどん生かしていきたいし、さらに補強していきたいなというふうに思っています。

以上です。

(発言する者あり)

以前と比べますと、以前は努力義務という言葉がなかったんですけども、今回、法の中にきちんとそのことが出されました。これはやっぱり、国もいかにその読書というのが大事なことなのかということで、今の社会状況を見ながら、やっぱりそういった言葉も入れておりますので、そのことはさらに、これは国のほうも強く、また、中身として、義務からさらに強くなってくると思っています。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

次に、10款災害復旧費について説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** 失礼いたします。ページの210ページをお願いいたします。

10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目現年度農業施設災害復旧費では、本年度予算額14万4,000円をお願いしております。農災関連の事務経費を上げております。

それから、3目現年度林業施設災害復旧費は、本年度47万5,000円をお願いしております。14節の使用料及び借り上げ料30万円と、それから、16節原材料費17万5,000円につきましては、町が管理します林道の崩土除去用の重機借り上げ料と、それから、路盤補充用の材料等の原材料費です。

以上です。よろしく願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 次の項目について説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

**○建設課長（江藤宗利君）** では、2項公共土木施設災害復旧費を御説明申し上げます。

1目現年度公共土木施設災害復旧費314万8,000円をお願いしています。全て一般財源です。9、11については、経常経費でございます。14使用料及び賃借料については300万円、重機借り上げ

料、昨年同額を計上いたしております。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 10款災害復旧費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

次に、11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費、並びに歳入については、一括して説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** それでは、ページ211ページです。

11款1項公債費1目元金です。12億1,749万6,000円です。減額の1億247万3,000円でございます。特定財源の3,412万8,000円につきましては、水力発電売電収入が2,415万3,000円、地域総合整備貸付金の償還金が153万8,000円、公営住宅の使用料が843万7,000円でございます。利子が9,628万円でございます。

次の12諸支出金2項の基金でございます。七つの基金につきまして、前年度と同額の予算額を計上いたしておるところでございます。それぞれの基金の説明については省略させていただきます。

13款予備費でございます。予備費につきましても、昨年度と同額の予備費を計上いたしております。

続く、214ページでございます。

これにつきましては、大矢野原演習場周辺民生安定事業に係ります継続費の支出額、それから、進行状況に関する調書でございます。

上段の表は、平成27年度設定しました分でございます。下段の表は、平成28年度に新たに設定をするものです。それぞれ設定期間は2カ年間です。継続費につきましては、その設定期間中の各年度の年割額を各年度で支出ができなかった場合は、これを最終年度まで順次繰り越して使用できるものとなっておりますので、予算書の中で参考資料として報告を行うものでございます。

続く、215ページをお願いします。

地方債の現在高の見込みに関する調書です。27年度末は、現時点では、表の最下段の中ほどにございます92億741万円です。これが27年度末の見込み額でございます。28年度末には、88億7,880万円を見込んでおるところでございます。

続く、216ページから217ページは、債務負担行為に関する調書です。複数年にわたる契約等に基づきます、将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為でございます。28年度当初では、217ページ最下段中ほどに記載の10億9,935万円がその将来にわたる負担総額となります。

また、218ページから223ページ、これは給与等の明細書でございます。議会に予算を提出する場合には、給与水準の適正化を図るために、予算書とあわせて提出する説明書の一つです。

218ページから221ページまでは、給与費の明細書、222ページからは、款項別の給与明細書と

なっております。それぞれ職員数、給付費等の明細になっております。

最終の224ページでございます。これは、地方消費税交付金社会保障財源化分というのが、充てられる社会保障施策に要する経費でございますが、これは平成26年4月に消費税が5%から8%に引き上げられたことに伴いまして、消費税を構成します地方消費税率についても、それまでの消費税率換算1%から1.7%へと引き上げられました。この引き上げの趣旨が、社会保障経費の財源確保にあるということから、地方公共団体におきましては、この趣旨を踏まえて、引き上げ分の地方消費税収を社会保障施策に要する経費に充てることとされました。これをわかりやすい形で、引き上げ分に係る地方消費税収の用途を明確化するために、予算書の説明資料において明示することが求められているものでございます。改めて表を見ていただきたいのですが、28年度予算に係る地方消費税交付金、いわゆる引き上げ分の金額は1億3,300万円。これに対して、本町の社会保障施策に要する経費は、予算額42億473万8,000円でございます。これから特定財源を除いた一般財源に、この地方消費税交付金が充当されているということになります。

続きまして、歳入は10ページからでございます。

それぞれ特定財源につきましては、歳出予算の財源として説明をいたしておりますので、そちらにつきましては省略させていただきます。説明いたしましたもの以外では、15ページの11款地方交付税です。28年度は59億7,600万円を計上しました。前年度比較で、3億3,400万円の減額でございます。内訳は説明欄に書いておりますように、いわゆる普通交付税に57億4,200万円、特別交付税に2億円を計上したところでございます。

次に、32ページでございます。

19款の繰入金です。2項基金繰入金です。1目財政調整基金繰入金からは、当初予算の財源調整として2億6,011万6,000円を繰り入れるものでございます。その他、学校教育施設整備基金は、学校施設の補修等の財源として1,800万円。ふるさと応援基金は、統合保育園等の児童福祉費に2,000万円、商工振興費と学校振興費にそれぞれ500万円の計3,000万円を繰り入れるものでございます。公共施設整備基金は、先ほど来、質問が出ておりますように、グラウンドゴルフ場、統合保育園、文化交流拠点施設に合わせて2億円を繰り入れるものでございます。

続く、33ページの20款繰越金は、27年度の決算剰余金を見込み、1億円を計上したところでございます。

また、戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

第2表、継続費です。2カ年以上にわたって執行しなければ、その目的が達成されない建設事業などにつきましては、あらかじめ、その予算総額や年割額を計上するものでございます。今回は、土木費、道路橋梁費に大矢野原演習場周辺民生安定事業、上鶴線道路改良工事、それから、水の田尾下鶴線道路改良工事に、総額3億1,010万円を28年度に6,090万円、29年度に2億4,920万円の計上を行ったところでございます。

続いて、7ページの第3表、地方債です。歳出で、事業ごとに充当しました起債をここで、その起債目的ごとに区分、計上したものでございます。内訳は本表のとおりでございます。総額は8億8,020万円となっております。

それでは、表紙の次のページをごらんください。

平成28年度山都町一般会計予算。平成28年度山都町の一般会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123億3,000万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表、歳入歳出予算」による。継続費。第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表、継続費」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表、地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、20億円と定める。

歳入予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月3日提出。山都町長です。

以上で説明を終わります。

**○議長（中村一喜男君）** 以上で11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費、並びに歳入について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** この給与明細が特別職の場合は、月額はこちらは書かないでいいのかな。一般職は書いてあります。これはどういう理由からでしょうか。218ページ。給与明細に月額は、一般職は書かんでもいいのかなど。ああ、一般職じゃない、特別職は。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** この給与費明細書から、ずっと最後の款項別給与明細書につきましては、地方自治法の施行令に定められた予算書の様式になっておりますので、特別にその月額までを記載するものではないということで、その様式にのっとった形での記載をいたしておりますので、ここには月額は掲載をいたしておりません。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 報酬が、例えば議員の場合、4万1,000円ということになっていますね。それは、どこからこの数字が出てくるのか、ついでに聞いておきます。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 議員の報酬は4,113万8,000円でございます。14名分の方の議員の報酬でございます。これは単価ではございません。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

13款まで質疑は終わりました。今までの質疑の中で、後ほど調査してお答えするとありました部分について、答弁の準備ができているところは答弁を許します。

どなたかありますか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** まず、江藤議員のほうから質問がございました一般職の非常勤職員の数でございます。

まず、非常勤職員の数、3月1日現在ですけれども、雇用している人数が104名おります。今回、この条例制定に係り該当となります通勤費用に該当する人数がちょうど100名になります。これが、100名の月額通勤費用の金額は、70万9,000円が月額になります。まず、1点目がそれになります。

それから、続いてよろしいでしょうか。音次郎の件で田上議員から御質問がございました。音次郎が、これまで累積貸し付け料が大体700万円を超える金額になっております。林齢のほうですけれども、大体、平均すると林齢が50年生ぐらいになります。樹脂はヒノキとスギが大体半分半分ぐらいということになっております。これにつきましては、当然、伐期が来ることを見計らってといたしますか、伐期をにらみながら、これは赤星議員の御質問に答えましたけれども、購入ということよりかは、この分収契約自体をちょっと見直していく時期じゃないのかなというふうに思っておるところでございます。

今、調査してわかっている分については、以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** 昨日、工藤議員のほうから、6款商工費について御質問がありました。その内容につきましては、そよ風パークの農園が適正に管理されていない。2番目に、農産物加工所が適正に管理されていない、また、委託契約がもしあるならば、作業委託、あるいは、賃金の支払いなどをされているのかという御質問です。それから、3番目に、犬がそよ風パーク内で飼われているのではないかということの3点でございました。

議員は足しげく、そよ風パークのほうに行かれておまして、重々御承知ということでありましたので、私がここ3週間ぐらい、そよ風パークに行っておりませんでしたので、不安でございましたので、昨日行ってまいりました。その内容と、本日また、係長のほうをパークのほうにやりまして、パークにそういう意見があったということをパークの社長のほうに申しまして、その見解を回答させましたので、まず、そのことをちょっと報告いたします。

そよ風パーク農園の維持管理については、協定に基づき、ハウスの維持管理、ブルーベリー農園等を継続して管理している。

そよ風パークにおいては、平成25年より新たな特産品づくりの検討の中で、オーガニック特産物を新たな商品として開発するため、オーガニックの取り組みを实践されている農家、これは山都町馬見原在住です、の協力を得ながら、農園の土地改良、適正作物の試作を行っている状況で

ある。栽培実績としては、ズッキーニ、タマネギ、はつか大根、ハウレンソウ、ソバ、レタス、トマトなど。現在は、レストランで支援部、それから生産部とともに連携して、レストランの食材として利用している。将来的には、そよ風パークブランドとして商品化を進める。人件費委託契約等については、そよ風パークとそのオーガニック栽培専門家との共同研究のため、人件費、あるいは委託費用、そういったものは発生しない、ボランティアですということでした。

山の都創造課としての見解でございます。町が進める山都町ブランド化において、オーガニックや有機野菜等の取り組みは安全安心な農作物として有効と考えており、そよ風パークの取り組みは支援していきたい。農園の管理自体は、周辺の除草、あるいは、ブルーベリー摘み取り園の体験などは、きれいに整備されている。しかしながら、ビニールハウスが破れております。景観上、非常に見た目も悪いということで、今、露地野菜というようなことで、土壌改良等の取り組みをされておりますけれども、そこらあたりの農園の管理は、町とそよ風パークとの委託契約に基づき、適正かつ有効に管理してもらう旨、指示をした。

2番目に、農産物加工所、みそとか漬物、ブルーベリーのジャム、そういったもの加工所として活用している。あるいは、木工体験施設はそれぞれ目的に応じて適切に運営している。

3番目に、料理長の所有する犬が3匹いるが、加工所の横であり、連れ帰るように指示をしました。

農園全体の運営につきましては、そよ風パークの設立趣旨であります農村と都市との交流、長期滞在型交流施設ということですので、そういった趣旨を踏まえた上でのしっかりとした農園管理は、今後も改めてやってほしいということで、昨日も社長とお話をしたところであります。

三セクの問題、それから、山の都創造課が11の施設を管理しております。なかなか十分とは言えませんが、議員の皆さん方の御指摘をしっかり踏まえて、真摯に取り組んでいきたいと思っております。

また、藤澤議員のほうからも、応援していこうじゃないかという、ありがたいお言葉をいただきましたけれども、しっかりと、そこらあたりは、今度の18日もまた送別会ということで利用していただきますけれども、改めて感謝申し上げます。

以上、報告申し上げます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに答弁の方、おられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議がありますので、起立によって採決します。

（「議長、討論させてください」と呼ぶ者あり）

討論しますか。じゃあ、反対の方からの討論を認めます。

**○7番（江藤 強君）** まず、初めに反対の立場で討論させていただきます。

28年当初予算ということで、非常に悩みましたけれども。ちなみに去年は、4名のベテランの議

員の方が反対されたわけでありまして、今回の理由といたしましては、ここには賛成する部分があります。ただ、大型事業も含めまして、これまでの今定例会での質疑、それから、それ以前の議論を踏まえた中で、もう少し議会、もう一方の町民の代表である議員の意見を少し反映させていないのではないかという感じを受けました。

そういう意味で、もう少し執行部のほうも、謙虚に議会の声を提案してくる前に、もう少しきちんとした形で反映させていただくことを希望することを願う意味でも、反対の立場に立たせていただきました。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 続いて、賛成者の方の討論を求めます。賛成討論の方は挙手してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（中村一喜男君）** 起立多数です。

したがって、議案第20号「平成28年度山都町一般会計予算」については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

---

延会 午後4時52分

3 月 16 日（水曜日）

平成28年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年3月3日午前10時0分招集
2. 平成28年3月16日午前10時0分開議
3. 平成28年3月16日午後1時57分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第14日）（第8号）
  - 日程第1 議案第21号 平成28年度山都町国民健康保険特別会計予算について
  - 日程第2 議案第22号 平成28年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について
  - 日程第3 議案第23号 平成28年度山都町介護保険特別会計予算について
  - 日程第4 議案第24号 平成28年度山都町国民宿舎特別会計予算について
  - 日程第5 議案第25号 平成28年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
  - 日程第6 議案第26号 平成28年度山都町簡易水道特別会計予算について
  - 日程第7 議案第27号 平成28年度山都町水道事業会計予算について
  - 日程第8 議案第28号 平成28年度山都町病院事業会計予算について
  - 日程第9 議案第32号 山都町過疎地域自立促進計画の策定について
  - 日程第10 議案第33号 山都町辺地総合整備計画の変更について
  - 日程第11 議案第34号 熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
  - 日程第12 議案第35号 公の施設の他の団体の利用に関する協定の締結について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
監査委員	森田京子	教育長	藤吉勇治
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	増田公憲

蘇陽総合支所長	有 働 章 三	会 計 課 長	山 中 正 二
企画政策課長	本 田 潤 一	税務住民課長	甲 斐 良 士
山の都創造課長	檜 林 力 也	農林振興課長	藤 島 精 吾
建設課長	江 藤 宗 利	農業委員会事務局長	山 本 祐 一
環境水道課長	江 藤 建 司	健康福祉課長	門 川 次 子
そよう病院事務長	宮 川 憲 和	老人ホーム施設長	小 屋 迫 厚 文
隣保館長	西 田 武 俊	学校教育課長	田 中 耕 治
生涯学習課長	藤 川 多 美	地籍調査課長	藤 原 栄 二

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒 方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（中村一喜男君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日程第1 議案第21号 平成28年度山都町国民健康保険特別会計予算について**

○議長（中村一喜男君） 日程第1、議案第21号「平成28年度山都町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

○健康福祉課長（門川次子君） おはようございます。

議案第21号、平成28年度山都町国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

ページ、17ページをお願いいたします。

歳出です。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費です。本年度予算821万7,000円。

財源の内訳ですが、国保保険者標準事務処理システム委託料97万2,000円となっております。その他の724万5,000円のほうは職員給与の繰り入れ等になっております。

それから、報酬共済費ですが、これにつきましては、1名分のレセプト点検報酬費になります。それから、12節役務費、郵便料ですが、これは、高齢者受給者証等の郵便料となっております。それから、13節の委託料、共同電算処理事務委託料が211万7,000円となっております。合わせて364万9,000円となっております。

次のページをお願いいたします。上のほう、国保保険者標準事務処理システム改修委託料、10分の10の補助になりますが、これが、新たに都道府県化に向けたシステム改修委託料となります。それから、2項連合会負担金129万4,000円、この負担金につきましては、保険者平等割、それから被保険者割で115万6,000円、広報共同事業負担金につきましても平等割と被保険者割になっております。それから、1目の運営協議会費、これにつきましては、運営委員が、協議会委員が12

名の3回分の会議報酬になっております。それから、趣旨普及費ですが、こちらのほうは、チラシ等です。国保の啓発用パンフレット等になります。

それから、2款保険給付費1項療養諸費につきましても、実績で計算をさせていただいております。

1目の一般被保険者療養給付費15億7,560万、財源の内訳のほうにつきましても、国・県の調整交付金、特別調整交付金の6億310万となっております。それから、その他の部分につきましては、療養給付費等交付金、それから、前期高齢者負担金、共同事業交付金、一般会計の繰り入れ等になっております。診療費負担金のほうにつきましても、15億7,560万円ですが、こちらのほうは、月平均の診療費1億3,000万円の12カ月の1%増というふうなところで計算をさせていただいております。

それから、2目の退職被保険者等療養給付費6,600万円です。その他の財源につきましても、療養給付費等交付金5,729万2,000円になります。診療費負担金のほうは6,600万円になります。

次のページをお願いいたします。

3目の一般被保険者療養費につきましても、財源の内訳のほうにつきましても、療養給付費等負担金と国の調整交付金、県の調整交付金が合わさって304万5,000円です。その他の財源のほうは、保険基盤安定繰入金となっております。

それから、4目の退職被保険者等療養費72万です。62万5,000円のその他の財源内訳のほうは、療養給付費等の繰り入れになります。

それから、2款の保険給付費2目2項の高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費2億4,000万です。こちらのほうの財源内訳のほうは、療養給付費等の負担金、それから国・県の調整交付金、特別調整交付金がこの中に含まれております。それから、その他の財源のところにつきましても、前期高齢者交付金、それから保険基盤安定繰入金で8,760万6,000円です。

それから、退職被保険者等高額療養費ですが1,200万、その他のところにつきましても、療養給付費等交付金になります。

それから、3目、4目につきましても、一般被保険者高額介護合算療養費、それから退職被保険者等高額合算療養費につきましても、昨年度並みになっております。

次のページをお願いいたします。

2款保険給付費4項出産育児諸費1目の出産育児一時金です。1,050万6,000円、これは、昨年と比べますと3人分減らしております。25人分の42万円ということですのでしております。現在、27年の今現在につきましても、出産育児一時金のほうは12名分を今現在は払っているというふうなところでは、

それから、2款の1目葬祭費ですが80万、これは2万円の40人分というところでは、現在では、27年の今現在につきましても18人分を出しているというふうなところになります。

それから、3款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目の後期高齢者支援金です。これにつきましても、3億1,177万1,000円です。財源の内訳のほうにつきましても、療養給付費等負担金、それから国・県の調整交付金になります。その他のところにつきましても、療養給付費

等交付金、それから保険基盤安定繰入金のほうで3,902万1,000円となります。

それから、1目の前期高齢者納付金30万です。これも平成26年度の納付額の分の実績で出しております。

それから、次のページをお願いいたします。

2目の老人保健事業事務費拠出金ですが3万円、こちらのほうはほとんど使われていませんが、事務費拠出金に関しましては、なくても、この事務費だけは払わなければならないというふうなことで3万円出しております。

それから、6款の介護納付金1項介護納付金の1目介護納付金です。1億7,235万8,000円です。これにつきましては、平成26年度の実績で、こちらのほうは出しております。

それから、1目の高額医療費共同事業医療費拠出金です。6,444万5,000円、財源の内訳のほうは、高額医療費の共同事業負担金、国・県の分で3,222万2,000円になります。6,444万5,000円につきましては、連合会より予定額通知によって、こちらのほうを出しております。

それから、3目の保険財政共同安定化事業7億2,417万6,000円です。こちらにつきましても、連合会より予算額の通知によって、こちらのほうを出しております。

次のページをお願いいたします。

1目特定健康診査事業費2,446万7,000円。財源内訳のほうは、国・県の特定健康診査負担金ということで1,000万です。

13節の委託料です。13節の委託料につきましては、集団健診、それから頸部検診、特定保健指導、そういうものがこちらの中に入っております。

それから、1目の保健衛生給付費です。232万円です。こちらのほうにつきましては、13節の委託料ですが、共同電算手数料保健事業費78万7,000円、それからレセプト疾病分類手数料ということで、こちらのほうは共同電算に係る委託料の事業費というふうなことで148万7,000円払っております。昨年と比べますと、1人当たり11円減っております。

それから、10款の諸支出金1項償還金及び還付加算金です。これにつきましても、一般被保険者保険税還付金等につきましては昨年並みとなっております。

次のページをお願いいたします。

2目退職被保険者等保険税還付金、それから4目の被保険者等還付金につきましては、ごらんのとおりです。

11款の予備費ですが、予備費のほうにつきましては、813万7,000円となっております。

7ページのほうをお願いいたします。

歳入です。1款の国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税です。5億4,025万2,000円です。こちらの計算につきましては、現年度分につきましては、平成28年4月1日時点での調定額に対し、収納率96%で算出をしております。過年度につきましては、過年度見込み額に対し、収納率15%で算出をしております。

1節、2節、3節、現年課税分になります。それから、4、5、6の部分につきましては過年度分ということになっております。

2目の退職被保険者等国民健康保険税ですが、こちらのほうも同様に算出をしております。  
次のページをお願いいたします。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金、これにつきましては、見込み額に32%で算出をしております。療養給付費等の現年度分、後期高齢者の支援金現年分、介護納付金の現年分、老人保健医療費拠出金現年度分というふうなところで、合わせて5億2,589万8,000円というふうになります。

それから、2目の高額医療費共同事業負担金1,611万1,000円です。これにつきましても、この計算につきましては、標準高額医療費共同事業拠出金に4分の1を掛けた金額となります。

それから、3目の特定健康診査等負担金500万円です。国庫負担金の特定健康診査費負担金500万円、これは特定健康診査等の負担金になります。

それから、1目の財政調整交付金2億4,360万、普通調整交付金、特別調整交付金になります。

それから、療養給付費等交付金、1項の療養給付費等の交付金1目療養給付費等交付金ですが、1億277万3,000円です。これにつきましては、現年度分、医療費がもともになる交付金ということで、退職者被保険者等に係る医療費給付費等になります。

それから、5款の前期高齢者交付金です。前期高齢者交付金といいますのは、各保険者間の前期高齢者、65から75歳未満の人に係る医療給付を調整するものというふうなことで、こちらのほうは計算をされています。前期高齢者交付金のほうは、平成25年度確定額から算出をしております。

それから、県支出金の1目高額医療費共同事業負担金ですが、国と同じ計算で出してあります。1,611万1,000円です。

それから、特定健康診査等負担金500万円、同じ、国と一緒にです。

それから、財政調整交付金です。1億5,727万3,000円、概算で出してあります。

それから、3目国保保険者標準事務処理システム改修補助金97万2,000円、これにつきましては、10分の10の補助事業でシステム改修ということになります。

次のページをお願いいたします。

7款共同事業交付金です。1目高額医療費共同事業交付金6,766万7,000円です。これにつきましては、県内の割合で計算をされて来ております。6,766万7,000円です。

2目の保険財政共同安定化事業交付金、これにつきましても、平成25年度収入見込み額から概算で出してあります。

それから、9款繰入金1目一般会計繰入金です。2億2,014万8,000円です。こちらにつきましては、保険税の軽減分、それから保険者支援分ということで1億5,550万です。

それから、職員給与等の繰入金、出産育児一時金等繰入金が700万、それから国保財政安定化支援事業繰入金が5,000万というふうなところなんです。

次のページをお願いいたします。

繰越金、その他の繰越金、これにつきましては、決算による前年度繰越金2,000万です。

それから、11款諸収入1項延滞金加算金及び過料というところでは、1から5まで出しており

ますが、ごらんのとおりです。

それから、11款諸収入4項雑入になります。こちらのほうも滞納処分、弁償金、違約金等になります。

次のページをお願いいたします。

8目の雑入10万円です。これは、療養給付費等に係る一部負担金ということで、国保連合会のほうから入っております。

表紙の裏をお願いいたします。

平成28年度山都町国民健康保険特別会計予算。

平成28年度山都町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億4,313万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8,000万円と定める。

平成28年3月3日。山都町長。

以上です。よろしくをお願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 議案議第21号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号「平成28年度山都町国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第22号 平成28年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第2、議案第22号「平成28年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 議案第22号について説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費です。252万9,000円。財源の内訳、その他ですが、事務費繰入金252万9,000円となっております。12節の役務費236万8,000円です。これにつきましては、保険証の発送、納付書の発送等になります。

それから、2 款の後期高齢者医療広域連合納付金です。1 目後期高齢者医療広域連合納付金 2 億2,464万5,000円です。財源の内訳につきましては、保険基盤安定繰入金の 1 億499万6,000円になります。こちらのほうは、広域連合のほうに被保険者保険料負担金、それから基盤安定負担金として、連合会のほうに上げるとい形になります。

それから、1 目保険料還付金の50万、こちらにつきましては昨年同様となります。

それから、10 款の予備費です。こちらのほう 4 万7,000円となっております。

5 ページをお願いいたします。

歳入です。1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料 1 目特別徴収保険料、2 目の普通徴収保険料ですが、特別徴収9,571万9,000円、普通徴収2,392万9,000円となっております。こちらの数字につきましては、広域連合の算定により、こちらの数字のほうは出しております。

それから、3 款繰入金、一般会計繰入金です。事務費繰入金254万7,000円、それから、2 目の保険基盤安定繰入金 1 億499万6,000円です。こちらにつきましても、県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 というふうなところで計算をされております。

それから、次のページをお願いいたします。

5 款諸収入 2 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金50万です。これは、過年度分の過誤の保険料ということで、広域連合より受け入れております。

それから、諸収入につきましては、預金利子、それから雑入については、ごらんとおりです。表紙の次をあけてください。

平成28年度山都町後期高齢者医療特別会計予算。

平成28年度山都町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億2,774万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。

一時借入金。第 2 条、地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8,000万円と定める。

平成28年 3 月 3 日。山都町長。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第22号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号「平成28年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第23号 平成28年度山都町介護保険特別会計予算について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第3、議案第23号「平成28年度山都町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 議案第23号、平成28年度山都町介護保険特別会計予算について説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

歳出です。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費です。本年度予算額582万7,000円。報酬共済費等につきましては、非常勤の1名の方の報酬共済費になります。それから、13節の委託料ですが、これにつきましては、事務電算化共同事業委託料、それから、第三者行為求償事務委託料5万円というふうなことでなっております。共同電算処理事務費に係る委託料となります。

それから、19節の負担金補助及び交付金です。317万2,000円。下のほうに介護職員養成講座受講料補助金16万3,000円、これにつきましては、矢部高校生の介護職員の養成講座に係る費用の半額負担ということで5人分を上げております。それから、地域包括ケア推進事業運営費補助金ですが、拠点整備運営費に係る100万円ということで、10分の10の事業になります。在宅サービス拠点整備補助金ということで、これにつきましては、補助金2分の1の補助で200万の補助となっております。

それから、1目賦課徴収費に係る費用です。9万4,000円です。9、10、11と役務費のほうは口座振替手数料等になります。

それから、次のページをお願いいたします。

1款総務費3項介護認定審査会費1目認定調査費等です。1,997万3,000円です。こちらのほう、今、山都町につきましては、現在認定者が1,571名いらっしゃいます。それから、要介護1から要介護5までは1,125名、要支援1から2までが446名というふうなことで、これに係る費用というふうなことで説明をさせていただきます。

財源の内訳としまして、その他のほうは、事務費の繰入金と介護認定調査料ということで103万6,000円となります。それから、報酬共済費、これにつきましては、報酬のほうは調査員の4名分の金額になります。

それから、12節の役務費なんですけど、郵便料につきまして278万3,000円は、認定結果の通知の

送付になります。それから、主治医意見書作成手数料ということで、人数的には2,250人分を上げさせていただいております。それから、認定審査会共同設置負担金、これにつきましては、659万1,000円ですが、介護認定審査会設置運営費及び必要介護認定等に係る経費ということになります。それから、趣旨普及費です。こちらにつきましては印刷製本費で、リーフレット等になります。

それから、1款総務費の5項事業計画策定委員会費ですが、41万7,000円。報酬につきましては、高齢者保健福祉推進委員の報酬ということで、17名分の3回分ということで、報酬、それから旅費費用弁償等はそれに係る予算となっております。

それから、次のページをお願いいたします。

2款保険給付費1項介護サービス諸費1目居宅介護サービス給付費、2目の特例居宅介護サービス費、それから施設介護サービス給付費、5目の居宅介護福祉用具購入費なんですけど、実績により算出しております。19節の居宅介護福祉用具購入費につきましては、月に5件ほどあります。それで、内容的には、福祉用具につきましては、腰かけ便座とか簡易浴槽等の福祉用具の購入というふうなことになります。

それから、6目居宅介護住宅改修費780万、これも昨年並みになります。大体月に13万円ほどかかって、5件ほどあります。それに対する予算ということになります。

それから、7目の居宅介護サービス計画給付費8,250万1,000円です。これにつきましては、財源の内訳につきましては、介護給付費等の繰入金と基金繰入金ということになります。

それから、9目の地域密着型介護サービス給付費4億1,321万6,000円。財源の内訳のほうにつきましては、3億7,376万7,000円ですが、県の負担金で介護給付費の負担金となります。それから、その他の部分につきましては、介護給付費の繰入金になります。

次のページをお願いいたします。

1目の介護予防サービス給付費です。1億5,566万7,000円です。財源の内訳のほうにつきましては、介護給付費等の繰入金で1億5,500万です。

それから、3目の介護予防福祉用具購入費、これにつきましても昨年並みとなっております。

それから、介護予防住宅改修費のほうも360万で昨年並みで計算をさせていただいております。

それから、5目介護予防サービス計画給付費1,855万4,000円です。これも実績に合わせて算出しております。

それから、7目地域密着型介護予防サービス給付費548万6,000円です。

それから、介護予防原案作成費1,020万5,000円というふうに委託料となっております。

それから、審査支払い手数料です。12節の役務費です。274万円です。こちらのほうは、連合会のほうへ払う分です。

それから、2款保険給付費4項高額介護サービス等諸費1目の高額介護サービス費で6,623万9,000円です。財源の内訳につきましては、介護給付費の繰入金、それから財産収入基金利子ということになります。

それから、1款の高額医療合算介護サービス費708万5,000円です。財源の内訳につきましては、

介護給付費等の繰り入れになります。19節負担金補助及び交付金で708万5,000円です。

2款保険給付費7項特定入所者介護サービス等費1目の特定入所者介護サービス費です。1億6,277万9,000円です。こちらのほうは、限度額認定証を使った人が、こちらのほうを利用されるというふうなことで、大体月平均380の方が利用されるということで、1億6,277万9,000円というふうになります。

それから、次のページをお願いいたします。

5款地域支援事業費1項介護予防事業費1目の二次予防事業費です。2,228万4,000円です。財源の内訳のほうにつきましては、地域支援事業負担金748万6,000円、それから、その他の部分につきましては、地域支援事業の手数料、支払基金、地域支援事業支援金、地域支援事業の繰入金ということで、1,354万4,000円となります。

1報酬4共済費につきましては、非常勤職員の報酬1名分になります。

それから、13節の委託料です。これは、二次予防事業対象者向けデイサービス事業委託料になります。1人当たり2,500円の4週掛けるの12カ月ということで、170人分こちらのほう上げさせていただいております。

それから、2目の一次予防事業費766万1,000円です。こちらの財源の内訳のほう、374万3,000円につきましては、県の補助金、地域支援事業交付金となります。その他の部分につきましては、地域支援事業の一般会計繰入金になります。

それから、旅費費用弁償7万円です。これは、高齢者の生きがいと健康づくりの報告会ということで1回分、会議が28地区の方に対しての費用弁償ということになります。

それから、13節の委託料です。751万6,000円、これは、高齢者の生きがいと健康づくり事業委託料ということで、今年度は1万円上げまして、28地区の7万円、6万円のところを7万円に上げております。それから、1人当たり200円だったところを300円に上げて、今年度548万8,000円というふうなことにしております。それから、介護予防教室の委託料が202万8,000円ということで、751万6,000円です。

次のページをお願いいたします。

1目の介護予防ケアマネジメント事業費、これにつきましては、要支援1、2の方、446名の方の分になります。本年度予算1,480万3,000円です。財源の内訳につきましては、県の補助、地域支援事業交付金になります。それから、その他の部分につきましても、一般会計繰入金ということで地域支援事業の分になります。

それから、13節の委託料です。委託料1,145万9,000円です。地域包括支援センターシステム保守委託料になりますが、これが80万5,000円です。これは、新たな総合事業に対応するためのシステム保守委託料ということになります。それから、介護支援専門員人材派遣委託料ということで1,065万4,000円。これにつきましては、3人分です。

それから、総合相談事業12万円です。総合相談事業、年間36件というふうなことになっております。

それから、3目の権利擁護事業費11万5,000円です。13節の委託料ですが8万円、これは高齢

者虐待対応専門職チーム委託料ということで、基本金2万円に出張相談費ということで6万円を上げさせていただいております。

それから、4目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業7万5,000円です。財源の内訳、7万5,000円は国庫補助となります。

それから、5目の任意事業費1,261万3,000円です。財源の内訳のほう、地域支援事業交付金、国庫補助です。それから、72万、緊急通報体制整備事業の手数料72万になります。1の報酬221万5,000円ですが、これは1名の看護師、認知症地域支援推進員1名分と介護相談員報酬7名分の報酬ということになります。

次のページをお願いいたします。

13節の委託料です。853万4,000円です。これにつきましては、食の宅配サービス委託料144万、これの委託していますところはJA、社協のほうに委託をしております。上限6万円ということで、2カ所分の12カ月で上げております。それから、緊急通報装置設置委託料709万4,000円です。これにつきましては、1人当たり2,570円の12カ月分に、今現在、利用者が206名です。230名で計算をして、709万4,000円というふうなことでなっております。

それから、6款の諸支出金、償還金及び還付加算金です。1目の第1号被保険者保険料還付金及び還付加算金21万です。23節の説明のとおりです。

次のページをお願いいたします。

8款の1目予備費です。587万2,000円です。

5ページのほうをあけてください。

歳入です。1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料です。本年度予算4億1,938万円です。1節の特別徴収保険料現年度分6,513件分です。それから、2節の普通徴収保険料現年度分、収納率88.95%で算定をさせていただいております。普通徴収のほう481件となります。

それから、2款使用料及び手数料1項手数料2目の地域支援事業手数料288万円です。こちらのほうにつきましては、地域支援事業手数料、二次予防の150名分で利用料のほうを上げさせていただいております。それから、緊急通報システムは、1人当たり非課税の方250円の180人分、それから、課税されている方1人当たり500円の30人分ということで上げさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

3款の国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金4億6,069万2,000円です。現年度分、施設分の介護給付費等、それから、そのほかの分ということで4億6,069万1,000円と上げています。

それから、3款国庫支出金の2項国庫補助金1目調整交付金です。2億9,347万3,000円です。1節現年度分調整交付金が2億9,347万2,000円というふうなことで算出してあります。

それから、2目の地域支援事業交付金748万7,000円です。現年度分も同じような計算でさせていただきます。

それから、3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）1,095万2,000円です。現年

度分、上げさせてもらっております。

それから、4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費等交付金です。保険給付費についての2号被保険者に関する負担分になります。これは、2号被保険者のほうは40から65歳の方になります。それが7億1,891万9,000円です。それから、2目の地域支援事業支援交付金、これに対しても2号被保険者の負担分ということで838万5,000円になります。

次のページをお願いいたします。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金、保険給付費についての負担金になります。3億7,376万8,000円です。現年度分につきましても、国と一緒に計算になります。

それから、1目の地域支援事業交付金（介護予防事業）です。374万4,000円、現年度分同様です。

それから、2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）547万6,000円になります。

それから、7款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金3億2,094万6,000円です。町の負担12.5%で計算をさせていただいております。

それから、2目地域支援事業繰入金、同じように計算をさせていただいて、374万4,000円です。

3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）547万6,000円です。同じような計算でさせてもらっています。

それから、4目低所得者保険料軽減繰入金698万1,000円です。国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1のところを計算をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

5目一般会計繰入金100万、これにつきましては事務費の繰入金ということで、地域包括ケア推進事業の繰入金となります。

それから、7款繰入金2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金ということで400万です。

それから、9款諸収入1項雑入です。1,923万7,000円です。これにつきましては、連合会のほうより予防給付ケアプラン料、それから介護認定調査料等が入ってきます。1,923万7,000円です。表紙の裏をあけてください。

平成28年度山都町介護保険特別会計予算。

平成28年度山都町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億7,466万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、8,000万円と定める。

平成28年3月3日提出。山都町長。

以上です。よろしくをお願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第23号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** 介護については、給付されるものはもう仕方ないですね。そして、サービスの入所した人たちに対するのは非常にもう仕方がないということではありませんが、仕方がない。しかし、私は、そういったことがなるだけ少なくするためには、23ページ、地域支援事業、これが非常に重要になってくると思います。これには恐らく国庫支出金、つまり先ほど説明がありましたように、地域支援の交付金によって746万6,000円、それから一次予防については374万3,000円という形で出して、そしてこれに一般財源をつけるということで、国・県の支出金については問題ありませんが、これにはやはり一般会計をもう少し足して、この介護予防、これのほうに少し力を入れてと私は思っておりました。ところが、今、説明の中で、昨年からこれだけの部分を上げましたよということが聞けましたので、少しは安心しておりますが、こういった部分に、支援事業、予防事業、こういった部分にもう少し力を入れてやられたらどうかと思っ  
て提案をしておきますが、こういった部分が、答えてください。そして、よかったならば、これをまたしっかりして、つないでいただくならばと思いますので、それまで聞いておきます。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** お答えします。

やっぱり地域支援事業の予防事業という部分が、これから要支援1、2が総合事業のほうに移行していくんですが、そのための一般高齢者施策、それから要支援1、2の方たちに対する事業というのが大事になってくるんじゃないかというふうに思っております。

今年度の予算につきましては、実績が、平成27年度が4,500万円ほど実績としては上がっているんですが、今年度の部分は、それよりも1,000万ほど上げた形で、認知症対策、それから介護相談、地域に出回って相談等を受けていくというふうな形、それから事業所のほうと協力をしながらやっていくというふうな形で、予防事業のほうに積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

（自席より発言する者あり）

はい。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

**○1番（吉川美加君）** 私も同じところです。一次予防事業、23ページですね、今、稲葉議員のほうからも御指摘がありましたように、全体としては少し減額になっている中で、ここの生きがいくりのところが、28自治振興区で1万円アップの7万円にしたと、それから1人分に当たっても300円にアップしたというところがありますが、大変結構なことだと思っております。ただ、その根拠といいますか、どういう部分でこういう改定を、そして実情、生きがいと健康づくりというふうな事業の大まかな内容についてお知らせください。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 高齢者の生きがいと健康づくり事業ということにつきまして

は、大体、自治振興区28地区で月に1回ずつ、各自治振興区単位ごとにされており。計画を立てて、校区内の健康教室とか、警察のお話とか、いろんな形でされているんですが、大体参加者が山都町全体で延べ7,026人ほど動いてらっしゃるんですね。そういう部分で、金額的には昨年なんかは300万ほどの金額で、7,000人の方たちが毎月28地区のところで勉強会をされて、これが一番高齢者の予防活動には一番効果が上がっているんじゃないかなというふうに思っています。

その中で、6万円から7万円に上げたんですが、そのことに関しましては、代表の方、地区社協長さんあたりのほうから、6万円ではなかなか自分たちがいろいろやっていくのに足りない、不足しているというふうなことで話がこー、二年あっておりましたので、その分を1万円足させていただいて、あと、200円から300円という部分につきましては、200円という部分は、1人当たり、お茶菓子程度の形で皆さんが集まってくるならばというふうなことで200円が上がっているんですが、それでも足りないというふうなところがありました。その辺で100円アップで6万円を7万円、200円を300円ということで、こちらのほうで私たちが、行政がなかなか手が届かないところに関して、地区社協長さん、健康づくり推進員さんたちが、民生委員さん、福祉委員さんたちが力を合わせてされている部分につきましては、本当に安い金額で、月に1回の交流会等をしていただいているというふうな部分につきましては、こういう形で上げさせていただいたというふうなことになっております。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 介護予防住宅、それから居宅介護住宅のこの助成をやっていますけれども、この基準をちょっと教えてください。2種類ありますね。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 住宅改修の部分につきましては、介護保険のほうで使われる部分につきましては、要支援1、2の方が対象でされる部分になります。それから、大体、改修費につきましては20万までが限度、それから、改造につきましては30万が限度ということで、個人の負担金は1割負担というふうな形で利用させていただいております。ただし、その前に利用される場合には、指定の事業所等もありますので、つくってしまってから、改修してしまってから申請ということは、なるべく控えてほしいということで、改修する前に申請をして、相談をさせていただいて、どういうところが必要なのかというのを専門の方と一緒に見ていただいて、必要な部分を改修を、助成をしていただくというふうな形になります。

（自席より発言する者あり）

**○議長（中村一喜男君）** 予防住宅。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 介護予防の部分が要支援1、2の……。

（自席より発言する者あり）

**○健康福祉課長（門川次子君）** 対象の方が、介護予防の分が要支援1、2で、居宅介護の部分に関しては要介護の方たちになります。済みません。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** さっき住民組織を総動員してという意味の話だったと思います。この

間、住民組織のところじゃ議会でもかなりもめましたけどもね、やっぱり区長さん、あるいは自治振興区の中でいろんな役割の人たちがあって、その中心が、この場合は、地域の公民館長さんだったり、そういうのでやっていますね。

この前、うちの自治振興区での意見が出たのは、何か200円じゃ足らんみたいな話があります。私はそれは十分だと思うんですよ。実は、私の連れ合いがその対処をしています。だから、あなたはこれで終わりですので、ちゃんとそういうあたりのノウハウを残しておっていただきたい。うちの場合は「幸齢会」といっています。「幸いの齢」ですね「幸齢会」。きちんとそれをやりながら、意識的にみんな集まっているということで非常に元気ですよ、うちは。この前、答弁の中でありました、住民組織にもものすごく支えられたとおっしゃった、そのとおりだと思うんですね。それをぜひ広げていくように残しとってください。とにかく、ゆりかごから墓場まで、あなたのところは92億、大変だったと思うんです。私はその墓場に近いほうの年齢、今の会計の対象者です。しかし、このお世話にならんように、いつまでも後期青年団長でありますので、今後ともよろしく願います。いいですか。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 3ページ、収入1億2,273万の減になっております。介護保険の大幅な後退ではないかと思えます。その理由はどういうところで、こういうお金が減ったのか、その理由、わけ。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** お答えします。

昨年、予算を立てた中で、ことしと28年度の予算の部分につきましては、歳出の部分が大幅に今回減らした部分で、それに伴う入が減ってきたというふうな形になります。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 介護1、2の人たちが町で面倒見なければならないということで説明があっておりました。そうですね。それで、むしろこの予算的にはふえていくものと思って、最初からそういうふうな気持ちでおりましたところ、おたくの感覚では、課の感覚では、1億2,000というのが大した金じゃなかかかもしれませんが、私の感覚ですれば大金に思えます。大幅な介護保険の後退ではないかと思って質問しているわけでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 支出が減った理由を。

健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** 先ほどの要支援1、2の方に関しては、平成29年度からが新たな総合事業という形に入ってきますので、今年度までは、要支援1、2の方の総合事業に関しては昨年と変わらない予算の出し方になってきます。来年からが新たな総合事業で、そこに地域の中の事業という形に入ってくると思います。

（「歳出が減った理由」と呼ぶ者あり）

歳出が減った理由につきましては……。

（自席より発言する者あり）

はい、そうです。

(「教えられんて言いなはれ」と呼ぶ者あり)

予防活動に力を入れて、歳出が減ったということも言いたいんですが、実際は、昨年予算を大目に見てたというところもあるというふうなところで、サービスが減ったわけじゃなくて、予算を多く見積もっていたというところもあるかと思います。

**○議長(中村一喜男君)** 11番、田上聖君。

**○11番(田上 聖君)** 予算が使われて執行されなかったから減らしたということですね。そういうふうに捉えていいわけですか。

もう3回だけ、これが最後ですけん、まいつときおんなつせ、そこに。

それで、高齢者がふえて、介護保険は、介護というのはいろんな意味でふえてきます。高齢者が高齢者を介護している、それは田舎のほうでは当たり前のことで、夫婦で両方とめ年老って、元気なほうがぐあいの悪いほうの人たちの面倒を見るというようなことで、病院あたりに行っても、やっぱり2人連れで、1人の人が支えながらしておられます。介護保険が、こういうことが起きないように、しっかりしていただきたいと思います。予算組んだなら残さんでな、どこにでん使わんだったけんたい。そういうことをお願いして終わります。

**○議長(中村一喜男君)** いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(中村一喜男君)** これで質疑を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(中村一喜男君)** 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号「平成28年度山都町介護保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

---

**○議長(中村一喜男君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第4 議案第24号 平成28年度山都町国民宿舎特別会計予算について

**○議長(中村一喜男君)** 日程第4、議案第24号「平成28年度山都町国民宿舎特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** おはようございます。

議案第24号、平成28年度山都町国民宿舎特別会計予算について説明を申し上げます。

平成26年度の決算で958万円の赤字を計上しまして、大変責任を感じておるところでございます。経営改善計画を出しまして、民間からの支配人の招致、それから役員体制の強化、そして接客、コスト意識の追及ということで27年度は取り組んでまいりました。

28年度におきましては、今、インバウンドが多く、外国からの観光客がふえておりますけれども、そういったものの受け入れ体制、それから自然体験プログラム、そういったもので特色ある観光プログラムを附帯しまして、通潤山荘の売り上げの増加を図っていききたいというふうに思っております。

7ページの歳出のほうから説明させていただきたいと思っております。

第1款国民宿舎事業費用1目国民宿舎経営費402万8,000円ということで、本年は190万ふえております。

11節需用費200万。修繕料でございます。浄化槽、それから露天風呂の改修、そういったものの改修・修繕ということで予定しております。それから、13節委託料。太陽光の発電保安委託料ということで7万8,000円、15節工事費190万組んでおります。施設の工事費ということで、トイレ改修等、温泉のヒーター、そういったものの取りかえということで190万円でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、温泉協会の会費5万円でございます。

2款基金積立金、これが1,000円でございますけれども増目でございます。

8ページのほうにお願いしたいと思っております。

3款公債費、起債償還でございます。1目元金、本年度予算額が6,379万5,000円でございます。起債の償還金でございます。2目利子556万7,000円でございます。

あと、4款予備費、増目、1,000円でございます。

9ページに地方債の前々年度末における残高ということで記載しております。財政融資資金貸付金を平成14年1月に10億2,880万円融資を受けておりまして、20年償還で今現在償還を続けているところでございます。本年が6,379万5,000円ということで、当該年度末の見込み残高が2億9,999万7,000円となっております。

それから、歳入のほうをごらんいただきたいと思っております。1ページでお願いしたいと思っております。

歳入。財産収入1,000円、増目でございます。繰入金、一般会計繰入金が7,338万7,000円ということで、あと繰越金、基金、諸収入ということで増目、1,000円ずつということで、合わせて7,339万2,000円でございます。

表紙の裏をあけていただきたいと思っております。

平成28年度国民宿舎特別会計予算。

平成28年度山都町の国民宿舎特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,339万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。  
平成28年3月3日提出。山都町長。  
以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第24号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 一つだけ聞いておきます。この施設の修繕費というのが190万、それで済むのかな。以前からの私が聞いておるところじゃ、相当老朽化していろいろあると聞いておりますが、その辺の見通しはどうですか。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** お答えしたいと思います。

先ほど説明しましたとおり、190万円ということで、トイレの改修等々で上げさせていただいております。国民宿舎につきましては、前々年度3カ年にわたりまして、電気設備の改修ということで毎年3,000万円ずつ、総額9,000万円の改修費の予算を認めていただきまして、大規模改修が終了しておりますので、本年は190万円ということでございます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号「平成28年度山都町国民宿舎特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第25号 平成28年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第5、議案第25号「平成28年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、江藤宗利君。

**○建設課長（江藤宗利君）** では、議案第25号の説明を行います。山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明を行います。

本事業は、平成14年3月末で貸し付け事業を終了した事業でございます。

3ページをお開きください。歳入のほうから御説明を申し上げます。

まず、2款繰越金1項繰越金1目繰越金543万8,000円、前年度繰越金でございます。

3款諸収入1項住宅新築資金等返還金1住宅等新築資金等返還金です。42万8,000円、これは借り入れられた方の返済金に当たります。本年度28年度で返還終了となります。

続きまして、4ページ、歳出をお願いします。

1公債費1公債費1目元金、本年度56万1,000円、償還金でございます。2目利子5万1,000円、利子に当たります。

続きまして、2款予備費1項予備費1目予備費525万4,000円です。予備費でございます。

続きまして、5ページ、現在高の見込みに関する調書ということで、1、区分、普通債ということで、最後の行になりますが、当該年度末現在高見込み額が88万1,000円ということで、あと普通債のみが29、30ということで年度末、2カ年になりました。

では、表紙の裏をお願いいたします。

平成28年度山都町の住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ586万6,000円と定める。

2、歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

平成28年3月3日提出。山都町長。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第25号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号「平成28年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第26号 平成28年度山都町簡易水道特別会計予算について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第6、議案第26号「平成28年度山都町簡易水道特別会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、江藤建司君。

**○環境水道課長（江藤建司君）** 議案第26号、平成28年度山都町簡易水道特別会計予算の説明をさせていただきます。

9ページをお願いします。

(自席より発言する者あり)

失礼しました。

**○議長(中村一喜男君)** 課長、差しかえの部分をお願いします。

**○環境水道課長(江藤建司君)** 9ページのその他が入力ミスで間違っておりましたので、正確な数字にしております。

(「張っちゃつとね」と呼ぶ者あり)

はい、張っております。

(「新しいやつに張ってあるわけね。前のやつは捨てていい」と呼ぶ者あり)

はい、よろしくをお願いします。済みません。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

9ページの歳出から説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、平成28年度予算を1億1,949万7,000円としております。特定財源、地方債2,550万、その他9,399万7,000円、これは水道料金等の見込み額でございます。

1節報酬16万円、これは簡易水道等審議会委員の9名の報酬でございます。2節、3節、4節につきましては、職員5名の人件費等でございます。

11節の需用費2,460万円ですが、主なものとして、21カ所の水源地の電気料1,800万円、次のページをお願いします、漏水また水道設備に係る修繕費として500万円を計上しております。

12節役務費です。189万4,000円。主なものとして、水源地また配水池からのデータ通信等などの回線使用料、それから各種保険料を計上いたしております。

13節委託料ですが、5,242万5,000円を計上いたしました。主なものとして、配水池内の清掃業務委託、また31カ所の塩素滅菌機の管理委託、水質検査、それから5名分の水道検針委託料、それに、11ページですが、事業統合の認可委託料として1,300万円、これは18事業の統合に伴いまして、水道法で規定されております厚生労働省の経営認可を必要とするために、その認可取得に資するための委託料でございます。それから、その下の事業統合移行委託料2,550万円ですが、これは18事業の統合に伴いまして、会計制度が公営企業会計へ移行します。このことに伴いまして、平成25年度以降の整備事業分についての資産調査、また公営企業会計システムを構築するために必要な作業に資するための委託料でございます。

15節の工事請負費290万円、これは東竹原の簡易水道の水道施設の進入路の整備を予定しているものでございます。

次に、2目の簡易水道整備事業費3億6,763万円ですが、これは、お手元にお配りしております配置図を見ていただきたいと思います。本年度予定しております水道事業の配置図でございます。本年度、五つの事業をしておりますので、その概要を説明させていただきたいと思います。

赤枠で書いております地区が、それぞれ整備を予定しているところですが、まず一番左、矢部

地区簡易水道整備事業でございますけれども、これは平成27年度から平成31年度、5カ年計画をしております。下名連石と田小野地区のそれぞれの簡易水道を統合いたしまして、布田、杉木、大野、原地区で区域を拡張する事業でございます。本年度28年度につきましては、下名連石地区の配水管更新を計画しております。

次に、山都中央地区簡易水道整備事業の2期工事でございます。これは、平成25年度から実施しております、平成28年度が最終年度となります。御所、横野、小中竹、木原谷地区の水道整備を計画しておりますけれども、平成28年度は最後の事業として、腰越、木原谷地区を実施予定しております。

次に、朝日地区簡易水道整備事業です。井無田地区簡易水道と鶴ヶ田簡易水道を統合いたしまして、川口、原尻、原尾野、牛ヶ瀬、長成地区へ区域を拡張する事業でございます、これも平成27年から平成31年の5年間にかけて実施するものでございます。平成28年度におきましては、井無田地区の配水管更新と長成地区への拡張工事を予定しております。

一番右に柏地区簡易水道整備事業がありますが、これは、水源地から配水池への送水管が山地を通過しております、維持管理に支障を来しているために、町道、県道に布設がえを行いまして、管理のしやすい状況をつくることと下山の配水管の更新を行うものでございます。これも平成31年までの5カ年計画としております。平成28年度は送水管の更新を行う予定にしております。

それから、これに入れておりませんが、下鶴地区の水道整備事業も実施する予定にしております。これは、建設課の改良事業に伴いまして、調整交付金を活用して行う布設がえ事業でございます。

28年度は以上の事業を予定しております。

それでは、予算を説明いたします。

11ページの需用費ですが、78万1,000円ですが、これは事業に係る事務経費、それから公用車燃料費等でございます。

次のページです。12節の役務費40万円です。これは、この矢部地区簡易水道整備事業に伴いまして、下名連石配水池を整備するために、その土地を購入するに伴う登記手数料でございます。

13節の委託料、これは、工事に伴いましての設計監理委託料です。

15節の工事請負費、これは先ほど説明しました各五つの事業を行うための工事費でございます。

17節の公有財産購入費です。これは、矢部地区簡易水道整備事業に伴います下名連石配水池の敷地の土地購入費としております。

2款公債費1項公債費1目元金、特定財源として365万7,000円、これは水道使用料を見込んでおります。一般財源1億3,152万5,000円、23節償還金利子及び割引料1億3,518万2,000円、元金分の償還金でございます。

2目利子2,748万5,000円、一般財源のみです。23節償還金利子及び割引料2,748万5,000円、利子の償還金です。

3款予備費1項1目予備費50万円計上いたしております。

次に、6ページをお願いします。

歳入です。1款分担金及び負担金1項負担金1目簡易水道負担金、本年度予算額147万3,000円。1節水道工事負担金147万3,000円。内訳は右に記載のとおりでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目使用料9,612万1,000円。1節、2節、現年分、過年分の水道料金の収入でございます。

3節簡易水道償還金71万1,000円、これは、飲料水供給施設等水道整備の償還金でございます。

2款使用料及び手数料2項1目手数料11万円、督促手数料です。

3款国庫支出金1項国庫支出金1目簡易水道国庫支出金1億3,418万8,000円、これは平成28年度に実施いたします五つの整備事業に係る補助金で、内訳は右記載のとおりでございます。

4款繰入金1項一般会計繰入金1目繰入金1億6,307万2,000円、これは一般会計からの繰入金でございます。

次の8ページです。

5款1項1目繰越金150万円、平成27年度からの繰越金です。

6雑収入1項1目雑入3万円を計上しております。

7款1項町債1目簡易水道事業債2億5,380万円、右記載内訳のとおりでございます。

3ページをお願いします。

地方債です。簡易水道事業債2億5,380万円、限度額2億5,380万円としております。

表紙の次のページをお願いします。

平成28年度山都町簡易水道特別会計予算。

平成28年度山都町の簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,029万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債による。

平成28年3月3日。山都町長。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第26号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号「平成28年度山都町簡易水道特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第27号 平成28年度山都町水道事業会計予算について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第27号「平成28年度山都町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、江藤建司君。

○環境水道課長（江藤建司君） 議案第27号、平成28年度山都町水道事業会計予算の説明をさせていただきます。

12ページをお願いします。収益的収入及び支出でございます。

まず収入でございます。1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益7,652万1,000円、これは水道料の見込み額です。

2目受託工事収益30万円、受託工事の見込み額を計上しております。

3目その他営業収益36万4,000円、これは1節から3節まで上げております材料売却収益手数料、雑収益等を計上いたしております。営業収益合わせて7,718万5,000円としております。

次に、2項営業外収益1目受け取り利息及び配当金として4万7,000円、2目雑収益3万1,000円、3目消費税還付金、費目存置として1,000円、4目長期前受け金戻入452万1,000円、営業外収益合わせて460万円としております。

3項の特別利益ですが、1目固定資産売却益、2目過年度損益修正益、次のページの3目その他特別利益、いずれも費目存置で1,000円ずつ3,000円を計上いたしております。

水道事業収益合わせて8,178万8,000円といたしております。

次に、収益的支出です。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費1,419万5,000円、1節から次ページの16節まで計上いたしております。主なものといたしまして、次ページの12節動力費1,200万円、これは水源地の電気料を計上いたしております。

それから、2目の配水及び給水費です。1,377万円、右の1節から13節まで計上いたしております。主なものといたしまして、7節の委託料871万3,000円、これは配水地の管理委託料、検針、3名の検針委託料、量水器取りかえ委託料、漏水調査委託料等でございます。10節の修繕費370万円、これは漏水及び施設器具等の修繕に対応するものでございます。

次に、3目の受託工事費12万3,000円、右の1節から次ページの10節までを費用を計上いたしております。

次に、4目諸経費983万5,000円、これは1節、2節、3節が職員1名の給与並びに手当等でございます。5節の報酬は、運営協議会委員の5名の報酬と嘱託職員1名の報酬でございます。6節、7節につきましては職員1名の共済また保険料等でございます。その他9節から次ページの23節まで、諸費用を上げさせていただいております。

次に、5目減価償却費です。2,879万5,000円。1節有形固定資産減価償却費、これは建物、構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品等の減価償却費となっております。

6目の資産減耗費120万円です。これは、固定資産除却費、2節の棚卸資産減耗費でございます。

7目その他営業費として15万1,000円、材料売却原価、雑支出を上げております。

営業費用合わせて6,806万9,000円としております。

次に、2項の営業外費用です。

1目支払い利息及び企業債取り扱い諸費として411万6,000円、雑支出、費目存置ですが1,000円、それから、3目消費税及び地方消費税として260万円、営業外費用合わせて671万7,000円としております。

次に、3項の特別損失は、過年度損益修正損、その他特別損失をそれぞれ1,000円の費目存置として2,000円を計上いたしております。

4項の予備費1目予備費ですが、700万円を計上いたしております。

水道事業費用合わせて8,178万8,000円を計上いたしております。

次に、資本的収入及び支出でございます。23ページです。

まず収入です。1款資本的収入1項企業債1目企業債ですが、費目存置で1,000円です。

それから、2項1目出資金、費目存置の1,000円としております。

3項1目の負担金68万円、これは工事負担金等でございます。

次のページをお願いいたします。

4項1目国庫補助金、費目存置で1,000円計上いたします。

それから、5項固定資産売却代金1目固定資産売却代金で1,000円費目存置しております。

合わせて資本的収入68万4,000円としております。

次に、支出のほうですが、1款資本的支出1項道路改良費1目原水施設改良費202万円です。これは、工事請負費として、送水ポンプの取りかえ工事を予定しております。

それから、2目の排水施設改良費です。1,035万8,000円、1節から次ページの10節まで計上いたしております。主なものとして10節の工事請負費1,000万円、これは送水・配水管の布設がえ工事費を計上いたしております。

次に、3目の固定資産購入費です。620万2,000円、1節から3節計上いたしております。主なものとして1節の固定資産購入費、これは620万円です。これは、送水ポンプ1基、それからハンディターミナル10台を購入する予定にしております。

建設改良費合わせて1,856万2,000円となっております。

次に、1項企業債償還金1目企業債償還金1,731万1,000円計上いたしました。

次に、3項の予備費1目予備費ですが300万円を計上いたしております。

資本的支出合わせて3,887万3,000円としております。

次に、11ページをお願いいたします。

企業債明細書です。水道事業債、前々年度末現在高2億3,755万5,950円、前年度末現在高見込

み額 2 億 2,057 万 7,967 円、当該年度中増減見込み 1,731 万 86 円、当該年度末現在高見込み額 2 億 326 万 7,881 円、償還終期を平成 49 年度としております。

表紙の次のページをお願いします。

平成 28 年度山都町水道事業会計予算。

総則。第 1 条、平成 28 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

事業の予定量。第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。

給水戸数 2,035 戸、年間給水量 50 万 3,820 立米、1 日平均給水量 1,380 立米、主要な建設改良事業、市街地老朽管布設がえ工事 1,000 万円。

収益的収入及び支出。第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第 1 款事業収益 8,178 万 8,000 円。第 1 項営業収益 7,718 万 5,000 円、第 2 項営業外収益 460 万円、第 3 項特別利益 3,000 円。

支出。第 1 款事業費。第 1 項営業費用 8,178 万 8,000 円、第 2 項営業外費用 6,806 万 9,000 円、第 3 項特別損失 2,000 円、第 4 項予備費 700 万円。

資本的収入及び支出。第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,818 万 9,000 円は、当年度分損益勘定留保資金並びに過年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填するものとする。

収入。第 1 款資本的収入 68 万 4,000 円。第 1 項企業債 1,000 円、第 2 項出資債 1,000 円、第 3 項負担金 68 万円、第 4 項国庫補助金 1,000 円、第 5 項固定資産売却代金 1,000 円。

支出。第 1 款資本的支出 3,887 万 3,000 円。第 1 項建設改良費 1,856 万 2,000 円、第 2 項企業債償還金 1,731 万 1,000 円、第 3 項予備費 300 万円。

一時借入金。第 5 条、一時借入金の限度額は、4,000 万円と定める。

議会の議決を経なければ利用できない経費。第 6 条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 510 万 4,000 円。

棚卸資産購入限度額。第 7 条、棚卸資産購入限度額は、220 万円と定める。

平成 28 年 3 月 3 日提出。山都町長。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第 27 号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9 番、藤川憲治君。

**○9 番（藤川憲治君）** もう数字的なことは、もう全く何も言うことありませんけれども、一つ、水道課に、また執行部、あるいは議員の皆さん方に啓蒙しておきたいというふうに思って質問いたします。

インフラ整備については、水道事業、本当に先ほど終わった簡易水道、それぞれ着々と整備を

されておりまして、そして29年の簡易水道、あるいは上水道の統合に向けて頑張っておられることに対しましては、敬意を表する次第であります。さて、ことし、御存じのとおり、1月の24、25、26、大変な大雪、あるいは寒波が全国的に襲い、また、この山都にも大雪が降りましたですね。皆さん方も御苦労なされたかと思えますけれども、そのことをごさいますけれども、町長あたりには声が届いているかと思えますけれども、皆さん方にお知らせしながら、お話をしたいと思えます。

上水道の配給地帯でありまして、ひとり暮らしの家庭でございます。ちょうど6月の大雨で川が増水し、その川を見にいって、目が悪かったもんですから、落ちて骨折をされ、入院をされたということで、その後、行政のお力によって、施設に入寮されたということで、私も全然知らなかったわけでございますけれども、この寒波によって、ひとり暮らしであったため、そして、家が空き家になりまして、凍結した、漏水したわけですね。漏水したのは、もうどこでもそうと思えますけれども、防災無線等で気をつけてくださいということは流されておりました。私もそれを聞きましたけれども、この場合は、もうひとり暮らしのため、施設に入寮されていたため、そしてまた、あと1件あります。ここもひとり暮らしだったですね、病院に入院されまして、12月ですね、1月にこういう災害というか天候不良によりまして、ここも管が凍結し、破裂したということで、日ごろの月だったら、月に基本料金だけを払えばいいわけですね、千何百円か。それが、検針に行き、請求が来て、100倍ぐらいの請求額だったんですよ。びっくりされて、県外におられる親戚の方が電話をされてこられました。そして、あと1人、入院された方につきましては、それぞれ情報を得まして、大変なことになっているんだなということで。

今から先、ひとり暮らしや、あるいはそういういろいろな弱者の人たちがたくさんふえるかと思えます。もちろんインフラ整備については一生懸命取り組んでおられることに対しましては、先ほど申し上げましたように、大変いいことだと思いますけれども、もう一步、目を、そういう家庭がふえていることに対しまして、行政といたしましても目を向けてやるべきではなかったかと思っております。と言いますと、非常に本人さんたちの不注意もあったかと思えますが、今回は故意にされたわけではありませんね。災害に遭われたということしか言えないと思えます。各、この前の1月のこういう凍結に、ニュース等でも大変騒がれておりましたですね。どこでも給水車を、あるいは配水車を利用して、水をくむと、水を分け与えていたということで、私も調べてみたんですが、ある市によっては、それはもう災害と一緒にだということで、行政が面倒を見るといようなことをごさいました。一方、この山都町につきましては、そういうことで、大きな多額の請求が来て、もうびっくりされて、担当の水道課の判断によって、分納という形で今されておりますけれども、その分納も本当に大変な金額になっております。

こういうことで、条例によって、町長の判断ができるというようなことがうたわれておりません。これから先、そういう弱者、ひとり暮らし、あるいは空き家が多くなってきます。その辺のところの見守りをするためにも、ぜひとも人員配置をしながら、そういうことが二度と起きないように、そして、こういう人たちに対しましては、何らかの方策をやってもらいたいというふうに思えます。本来ならば、一般質問ですることをごさいます、この件については。しかし、ちょ

うどもう通告も過ぎておりましたし、それから、被害があつてから1カ月以上たつておりましたので、一般質問もできませんでしたが、6月ぐらいの議会においては、このあたりのところを正していきたいというふうに思っております。

もう時間も来ましたので答弁は要りませんが、そういう、三つほどお願いをしておきます。その1月の寒波による、この山都町内のそういう凍結による被害とか損害の状況を、いつの日か出してください。きょう、あしたではなくて結構でございますので。それから、ひとり暮らし、あるいは不在の家の空き家に対します、そういう啓蒙活動も、これから先、そういうことが二度と起きないように、ぜひとも民生委員、児童委員、あるいは区長さん、世話役さんあたりのところにも啓蒙していただきたいということと、支払い困難な顧客に対しては、もちろん分納も必要ですが、町長の特別な判断によって免除するという事も考えていただきたいというふうに思います。

以上、ちょうど時間になりましたけども、あとは細かいことについては、数字的には何ら質問することはありませんので、どうかひとつよろしくお取り計らいのほどをお願いし、私の要望といたします。以上で終わります。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 今の件は非常に深刻な問題ですね。町長のほうで、これは料金体系の中でただし書きを入れるべきですね。

私が聞きたいのは、有収率が今どうなっているのか。

それから、減価償却のところですが、配管については、ここにうたっておる構築物になるのかどうか、その配管はですね。構築物、2年から58年と耐用年数をうたっております。配管のこの減価償却はというふうになっているのか。

今度統合するわけですが、統合して一番、今後、金の要るのは、上水道なんですよ。簡易水道は全部新設しましたから。新設してすぐ金が要るような工事だったら、これは工事に手抜きがあると言わざるを得ませんね。この上水道については、昭和の初めからの配管ももしかすると残っているかもしれませんね。腐食しているところがあります。非常な漏水が、一時期、漏水調査をして、60%ぐらいまでだったのを80%ぐらいまでに回復させたんです。最近、どうも聞くと、70%ぐらいしか聞いていますが、そこのところをちょっと説明してください。

**○議長（中村一喜男君）** 環境水道課長、江藤建司君。

**○環境水道課長（江藤建司君）** 有収率につきましては、直近ですか、2月の調査で70%になっています。昨年ですか、60%だったわけですが、漏水調査をかなりいたしまして、修繕をそのたびにしていっていますので、少しは回復傾向にありますけれども、また、老朽していますから、またどこかで漏水事故がありはしないかなというふうに心配しながら、今、管理しているところでございます。

それから、配水管の減価償却につきましては、構築物の中に入っているかと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** わかりました。ということで、58年といえばほとんど鉄管ですよ。

そして、電食が非常に多い。そういうことも含めて、漏水は今後ともとまらないという気がします。70%というならば、3割損しているわけですね。これ全部、最終的には料金に返ってこざるを得ない、あるいは一般会計で、これは補填せざるを得ないという性格のものですから、これは、あなたも今度でおやめになるのかな、ぜひ後に、このことを年次計画で、インフラ整備の大事なところですので、ぜひ申し送りをしていてください。はい、わかりました。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号「平成28年度山都町水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時05分

再開 午後1時0分

---

**○議長（中村一喜男君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## **日程第8 議案第28号 平成28年度山都町病院事業会計予算について**

**○議長（中村一喜男君）** 日程第8、議案第28号、「平成28年度山都町病院事業会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、宮川憲和君。

**○そよう病院事務長（宮川憲和君）** それでは、議案第28号、平成28年度山都町病院事業会計予算について御説明いたします。

まず最初に、病院事業の現状について御説明いたします。

今、病院事業においては、大きな転換期を迎えようとしています。国は、ふえ続ける医療費を抑制するため、医療費の大きなウエートを占めている入院に係る診療の削減を図るため、2025年、団塊の世代が75歳になる年までに、全国の病床数を平均で約3割削減する方策を発表しました。各施設への削減率の発表は、県が地域医療構想を策定し、県知事が平成27年度末をめどに発表される予定です。情報によりますと6月ぐらいになる見込みです。

これを受け、各施設では、平成28年度末までに、県から発表される地域医療構想をもとに新病

院改革プランを策定することになっています。診療においては、熊本大学附属病院、日赤病院、熊本医療センターと共同で、総合診療、地域医療に力を入れる特色ある診療を目指していきたいと思っています。病棟では、国が示す在宅医療をするために、急性期医療から一部を在宅復帰を目指す地域包括ケア病床への転換を進めていきたいと思っています。

新病院でも、診療も4年目を迎え、徐々にではありますが、新たに開始しました人工透析患者数、移転統合しました歯科を含め、利用者が増加気味にあります。

人工透析については、平成28年度、2床増床する予定です。しかし、27年度の入院患者におきましては、若干ではありますが減少しているような現状です。

また、現金の支出は伴わないものの、減価償却費の増加、新会計の導入により、採算性においては引き続き大変厳しいものがあります。

また、医師不足につきましては、平成27年度に、引き続き県の配慮により、自治医大卒の2名の医師が勤務していただけるようになりました。しかし、医師定数はまだ2名の医師不足となっています。医師不足を解消するために、本年度も熊本大学病院を初め、多くの方々へ協力をお願いし、非常勤医師の派遣をお願いしてきました。おかげをもちまして、延べ14名の非常勤医師、週71時間の診療を補うことができそうです。また、1カ月ごとではありますが、熊本市市民病院、熊本大学附属病院、くまもと森都総合病院、熊本医療センターから、延べ10カ月間の臨床研修を迎えることになりました。また、地域医療での総合診療を学ぶため、日赤病院、熊本大学附属病院から3名、延べ9カ月間の研修医を迎えることになりました。おかげをもちまして、常勤医への負担も軽減でき、利用者の方におかれましては、近くの病院で専門的な診療を受けることが、引き続き可能となります。

また、地域で開催される健康に関する講演会や要請のあった集会での講演にも、医師、薬剤師、理学療法士を講師として、積極的に参加していきたいと思っています。

また、ジェネリック薬品につきましては、平成27年度の見込みとしましては、品目、金額等で約13%程度となる見込みです。患者負担の軽減を図る上からも、患者の理解を得ながら積極的に推進し、使用拡大も今後とも取り組んでいきたいと思っています。

このような状況下の中で、山都町における公立病院として、山都町にある唯一の救急告示病院、病院輪番制の病院として、地域住民が安心して、安全に受診できる病院を目指し、職員一人一人が患者と信頼関係を築くため、情熱をもって、真摯な姿勢で取り組み、町民の期待に応えられるよう、意識改革と徹底した経費の削減に努め、適正な職員配置のもとで、合理的かつ効率的な病院経営に努めていきたいと思っています。収支比率100%以上を目指し、全職員一丸となって進めていきたいと思っています。

それでは、平成28年度病院事業の会計について御説明いたします。

ページ数、16ページをお願いいたします。

まず最初に、収益的収入及び支出について。

まず収入の部。病院事業収入総額で10億5,921万円。

医業収入としまして9億1,604万6,000円。入院収入4億2,814万5,000円、外来収益トータルで

3億9,660万1,000円。右のほうに記載しておりますけども、本院分、それから僻地診療所の分、それから歯科の分でございます。繰入金7,373万6,000円、これは救急医療に関する分と、それから保険事業に関する分が入っています。その他の医業収益1,756万4,000円、これについては右側に記載している分でございます。

医業外収益1億4,316万3,000円。受け取り利息52万7,000円、補助金1,600万3,000円、繰入金7,705万1,000円、長期前受金戻入1,569万1,000円、その他医業外収益1,689万2,000円、訪問看護ステーション収益1,699万9,000円、過年度修正益1,000円でございます。

それから、次のページをお願いいたします。

支出の部。病院事業費用、同じく10億5,921万円。

医業費用、給与費6億1,955万円、これにつきましては、第1節、第2節につきましては、職員64名分の給料と、それから手当の分でございます。それから、3節報酬につきましては、非常勤医師、それから嘱託職員、それから委員の分、46名分でございます。それから、退職給付費、それから賞与引当金繰入金、それから法定福利費1億3,528万4,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

材料費1億4,820万3,000円、内訳としましては、薬品費から4番の医療消耗品、通常の方でございます。

経費1億5,730万8,000円、これも1から18節、通常の経費ということでございます。大きなものとしましては、11節の委託費9,912万6,000円、主に補修費、それから検査委託料、それから維持の委託料等が入っております。それから、17節賃借料816万円、これは内視鏡のリース分と、それからカーテンのリース分等が入っております。

それから、減価償却費8,393万5,000円でございます。内訳としましては、右に書いてあるとおりです。

それから、医師等研究研修費200万円。

その他の医業費用624万円、これは児童手当の分でございます。

第2項医業外費用3,997万2,000円。

支払い利息1,453万7,000円、これは企業債の利息でございます。

その他の医業外費用135万1,000円ということで、これは患者外の給食材料、糖尿病教室の材料代、それから外来の患者の栄養剤分が入っております。

それから、消費税及び地方消費税分127万6,000円。

それから、訪問看護ステーション運営費2,280万8,000円。1節につきましては、給与費ということで、正職員3名分、嘱託職員1名分、2,151万3,000円でございます。そのほかについては通常経費でございます。

それから、予備費200万円でございます。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

資本的収入枠1,721万5,000円。企業債、それから補助金については1,000円でございます。そ

れから、繰入金1,721万3,000円でございます。

それから、支出の部。資本的支出5,041万6,000円。企業債の償還金2,905万1,000円、これは元金分でございます。機械器具購入費2,136万3,000円、機器等の種類につきましては、一番右側に書いてあります、四つを一応予定しております。それから自動車購入費が1,000円でございます。

ほかにつきましては、キャッシュフロー計算書、それから給与明細書、企業債明細書、それから27年度の損益計算書、27年度分の貸借対照表、28年度分貸借対照表をつけておりますので、後でござらんいただきたいと思っています。

それでは、1ページをお願いいたします。

平成28年度山都町病院事業会計予算。

第1条、平成28年度山都町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、病床数、一般病床、57床。

2、患者数、年間患者数、6万7,191人。1日平均、251.9人。入院患者数、年間1万6,790人、1日平均患者数、46人。外来患者数、年間患者数5万401人、1日平均患者数205.9人。

次のページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款病院事業収益10億5,921万円。第1項医業収益9億1,604万6,000円、第2項医業外収益1億4,316万3,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。第1款病院事業費用10億5,921万円。第1項医業費用10億1,723万7,000円、第2項医業外費用3,997万2,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費200万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,320万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金または利益剰金処分額で補填するものとする。

収入。第1款資本的収入1,721万5,000円。第1項企業債1,000円、第2項補助金1,000円、第3項繰入金1,721万3,000円。

支出。第1款資本的支出5,041万6,000円。第1項建設改良費1,000円、第2項企業債償還金2,905万1,000円、第3項機械・器具購入費2,136万3,000円、第4項自動車購入費1,000円。

次のページをお願いいたします。

一時借入金。第5条、一時借入金の限度額は8,000万円と定める。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費6億3,226万1,000円。

2、公債費35万円。

他会計からの繰入金。第7条、病院事業費として一般会計より繰入金を受ける金額は1億6,800万円と定める。

棚卸資産の購入限度額。第8条、棚卸資産の購入限度額は、1億8,000万円と定める。

平成28年3月3日提出。山都町病院事業、山都町長。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第28号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「平成28年度山都町病院事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第32号 山都町過疎地域自立促進計画の策定について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第9、議案第32号「山都町過疎地域自立促進計画の策定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** それでは、過疎地域自立促進計画の策定について御説明申し上げます。

議案第32号、山都町過疎地域自立促進計画の策定について。山都町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり定めることとする。

平成28年3月3日提出。山都町長です。

提案理由です。本計画を定めるには、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由です。

過疎計画の、その内容について若干説明をさせていただきたいと思います。いずれも略称として、過疎法、また計画を過疎計画と呼ばせていただきますので、御了承いただきたいと思います。この過疎法なり過疎対策につきましては、昭和45年から既に6回の改正がなされながら来ている議員立法の法律でございます。現在の過疎計画につきましては、平成22年から本年度、平成27年までの法に基づき、今、過疎計画を実施しているところでございます。平成24年の改正によりまして、平成33年まで5カ年の再延長になりまして、今般、5カ年の過疎計画を策定するということにしたものでございます。現在、熊本県内におきましては、45の市町村が、この過疎ということで指定されておりますけれども、郡内では、本町と甲佐町ということになっております。

この過疎計画につきましては、今、県との協議は終えておりますが、議会の議決をいただければ、これを国に提出するという事になっております。この計画を承認を受けますと、対策事業につきまして、その事業財源として、過疎債の発行を受けることができるというものでありまして、その償還の70%が交付税措置の対象になるということでございます。

それでは、内容を説明したいと思います。

表紙は過疎地域自立促進計画の案でございます、期間は平成28年度から平成32年度です。

1ページから2ページ、3ページまでは目次でございます。10の節に分けて項目してございます。

4ページの第1節につきましては、基本的な事項としまして掲げておりますが、これについては、内容は読み上げませんので、後でござらんいただきたいというふうに思います。

5ページに過疎の状況を掲載しております。本町の状況等々について述べておるところでございます。以下、人口等も書いておりますが、9ページをござらんいただきたいと申します。9ページにかけてが産業動向を書いてございますが、済みません、10ページをござらんください。行財政の状況です。こちらにつきましては、現在の行政組織の状況等を一覧として上げております。

11ページから13ページにつきましては、財政の状況、それから主要公共施設等の整備状況ということで、比較表も含めて掲載してございます。

14ページから、地域の自立促進の基本計画ということで述べております。基本的に町の長期計画、総合計画とリンクして作成してございます。

16ページに、今般入っているものでございますけれども、第6というところで中段でございますけれども、山都町公共施設等総合管理計画との整合ということであります。これにつきましては、町が策定してます公共施設の管理計画において、今後予想される多くの公共施設の大規模改修や更新を見据え、過疎計画にうたい込んでおるものでございます。

以下、19ページから54ページにつきましては、それぞれ目次にありました10節のそれぞれの施策について、現況と問題点、そしてその対策、そしてそれぞれの事業計画ということで掲載してございます。

飛びますけれども、55ページをお開きいただけますでしょうか。

55ページには、いわゆるソフト事業と言っておりますけれども、特別事業分としまして想定される事業を掲載しております。

次ページ以降は、参考資料としておりますけれども、参考資料の、連番でございますけど61ページをお開きいただきたいと申します。61ページの総計のところでございますが、概算事業費見込みの総計とございますところにありますが、概算事業費182億6,721万5,000円と。で、うち、この中の過疎債については、7億9,000万を見込んでいるということになります。

以下、年度区分ごとに28年から32年の事業について年度ごとに掲載してございます。

62ページからは、28年度の概算事業をここに計上して掲載しております。参考としてござらんいただくためのものでございます。

以上、簡単でございますけれども、過疎地域自立促進計画の概略の説明を終わらせていただきます。

す。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第32号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** 今、この過疎計画の中で、自立計画の策定が実施されております。いろいろな項目が書かれておりますけれども、先般、きのうも協議しましたグランドゴルフ場の建設とかいう、あの周辺全体ですね、そういうものが、本来ならば、この過疎計画の中に入って、起債の対象を受けるとか、そういうこともこの中に入れるのも必要じゃなかったのかなと今思ったわけですが、あのきのうのグランドゴルフ場の計画も総体的には昔からわかっていたわけですね、あの周辺を全体的に整備するよと。ですから、単独予算は取り崩してするようなことじゃなくて、こういう計画書の中にちゃんと入れて、竹山の整備とか、今のグランドの見直しとか、その下にある駐車場の見直しとか、総体的なことをするのが、こういう計画の中に入れるべきではないかと思えますし、この中にあるこの計画を若干見てみたんですけど、いろんな計画が入っているです、ちゃんと。ですから、そういうことを計画的に実施していただきたいということをきのうも申し上げましたけれども、単発で出してくると、どうしても自主財源になってしまうわけです。ですから、もう前からわかっとったわけ、このことは。もう10年、15年前からわかっていたわけですので、こういうのの中に、きちんと県あたりとも相談しながら、国とも相談しながら、そういう効率のいいような計画を今後進めていかなきゃ、非常に財政状況が悪い悪い言っている割には、単発でぱんぱん、ぱんぱん出てくるというのは、いかがなものかと思えますけど、課長としての意見をお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 御指摘ありがとうございます。

参考資料の一番最後のページの66ページをお開きいただけますでしょうか。

過疎計画につきましては、過疎債を使う、使わないというのは、まだ財政上の運用ですので、この計画には、なるべく、おっしゃるように、網羅して掲載してございます。この、なるべく事業は全てを拾い上げて、あとはもう過疎債を借るか借らないかということになりますので、一応、ごらんのとおり、66ページにグランドゴルフ場についても掲載はさせていただいておるところでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** きんのう、8番議員のほうからも話がありましたように、予算書に上げるときから、一般財源ですよとかいう話じゃなくて、そういうことをきちんと前もって、こういうことにやるということ、全体計画を、ぜひこういう事業をする場合は、全体計画をつくって、工事認定を受けて、そして、どのような順序でやっていくのか、議員の私たちにも、どのような形になっていくのかというような絵、計画の絵ぐらい、ここで共有する場が私は欲しいと言っているんですよ。ですから、今後においては、単発で入れてくるとじゃなくて、あの周辺をどのように整備するのかという絵を見て、それから事業認定を受けて、随時やっていくような、議員に

対しても丁寧な説明が私は必要と思いますので、今後、十分注意して行ってください。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「山都町過疎地域自立促進計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第10 議案第33号 山都町辺地総合整備計画の変更について**

**○議長（中村一喜男君）** 日程第10、議案第33号「山都町辺地総合整備計画の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 失礼します。辺地総合計画の変更がございますので、これについて提案させていただきます。

議案第33号、山都町辺地総合整備計画の変更について。山都町辺地総合整備計画を別紙のとおり変更することとする。

平成28年3月3日提出。山都町長。

提案理由でございます。本計画の変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由です。

次ページをお開きいただきたいと思います。

今回変更いたします辺地につきましては、御所辺地でございます。人口437人、面積5.20平方キロということでございます。

辺地の概況を、御所の字と小字を書いてございます。

地域の中心位置は、御所字下稲生野1432の1番地となります。

辺地度点数については、また裏で説明しますが、142点でございます。

2に、公共的施設の整備を必要数とする事由ということで、今般、町道西谷線という線のことについての事情を書いてございます。

3に、公共的施設の整備計画ですが、期間は平成24年度から平成29年度までの6年間ということで実施しているものの、変更ということになります。下段に表がございしますが、施設名は交通通信施設とありますが、道路でございまして、事業費を括弧のように変更するというところで

ございます。

財源の内訳につきましては、一番下でございますが、国庫の社会資本整備総合交付金の65%を受けるといふことで行うものでございます。

次ページをお願いいたします。

次ページは、辺地の点数を算定するものでございますが、1ページで申し上げましたとおり、それぞれ算定の点数を積算していきますと、一番下でございますが、142点ということございまして、これは100点以上が必要だということでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページにつきましては、町道西谷線の改良工事ということで、24年度から行っておりますものを、29年度までの延長と変更があるというものでございます。

裏の4ページをお願いいたします。

変更理由書です。読み上げます。

御所辺地。

町道西谷線は主要地方道路矢部阿蘇公園線を起点として、県道稲生野甲佐線を結ぶ重要な道路である。沿線には集落が点在し車輛の往来が多いものの幅員が狭隘で曲線が多く交通安全上危険な状況であった。このような中、社会資本整備総合交付金を活用し平成24年度から平成27年度までの計画で舗装工事を行ってきたが、舗装工事を進めるに当たり、アスファルトの剥ぎ取りに予想以上の経費がかかり事業費が増大することが判明したため、事業費の増額及び計画期間の延長を行い事業を円滑に遂行するため計画の変更を行うものであるということのことです。

5ページをごらんください。位置図でございます。

小川から小野迫のほうへ続く道でございます。

最後のページには、全図の中に位置図が示してございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第33号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「山都町辺地総合整備計画の変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第11 議案第34号 熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の**

## 締結について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第11、議案第34号「熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** それでは、熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について御提案申し上げます。

議案第34号、熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について。地方自治法第252条の2第1項の規定により、熊本市と山都町との間における事務の処理に当たっての連携を図るため、連携中枢都市圏の形成に関し、協議により、別紙のとおり連携協約を締結する。

平成28年3月3日提出。山都町長です。

提案理由です。熊本市と山都町との間における連携協約の締結について、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由です。

連携中枢都市圏構想につきましては、さきの9月定例議会において、その概要を説明させていただきました。改めて申し上げますと、連携中枢都市圏構想とは、人口減少社会における行政サービスの提供体制を持続可能なものとするために、総務省が定めた広域連携の枠組み、制度でございまして、熊本市が、去る6月の市議会において、連携中枢都市宣言というものを行い、その後、関係近隣市町村と連携協議を行ってきたものであります。

議案の最後のページに資料があると思いますが、これもさきにお配りしたものと同じでございますが、中ほどに色刷りでございますが、「連携中枢都市圏構想は、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても施策のその一つとして位置づけられている」という下に、①から③がございまして、この中で、①、②は熊本市が実施する事業でございまして、今般、協定をして行う事業につきましては、主に③圏域全体の生活関連機能サービスの向上ということで、熊本市と近隣市町村が共同して行う事業ということでもあります。もちろん①と②につきましても、これまでどおり熊本市が実施する事業でございまして、連携を図るものも一部にございます。

右側に、今、関係市町村の色刷りの図がございますけれども、14の市町村に阿蘇3市町村が加わって、今般、連携中枢都市圏ということで協定を結んで、事業をやろうということになっているところでございます。

裏に、連携中枢都市圏における連携事業のどういうものやるかということで丸がつけたものがある、山都町を黄色で色づけしておりますが、この1年間で、各部署と熊本市役所の各部署と協議を重ねてきた結果、連携しようというものについて丸がついているものでございます。この分野について、一緒に協議しながら進んでいこうという形になります。ただ、現段階では、じゃあこれ、何か特別な事業をやるかということではなくて、今のところ、緩やかな協定を結びつつ、必要な事業について協議を深め、応分の分担をしながら今後進めていこうというものでございます。

それでは、議案の1ページをお開きいただきたいと思います。

これにつきましては、今申し上げましたとおり、熊本市と山都町における協定の協約の案ということとなりますが、それぞれの、今般、構成市町とは、それぞれ熊本市と各自自治体との個別の、1対1の連携協約ということで、山都町については、おおむね中はほとんど変わりませんが、乙というのが山都町ということになります。

基本方針につきましては、読み上げますと、第2条ですが、甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、長期的かつ安定的に、統一した共通の理念に基づき、次条に規定する取り組みにおいて、相互の役割を分担し、連携を図るものとするということであります。

第3条につきましては別表となり、協定事項について分類してあります。よって、今、先ほど申しました、裏に丸星をつけてあったところについて、それぞれ別表として掲げてあるものでございます。

第4条には費用分担のことを書いてございます。これはもう別途協議ということになります。

第5条は連絡会議でございますが、取り組みに係る連絡調整会議を今後行っていくということでございます。

2ページから6ページにつきましては、それぞれの協定、協約を結ぼうとするものについての甲乙の役割、取り組みの内容について掲げてあるものでございます。

なお、今後、それぞれの事業については、先ほど申しましたとおり、今後の協議となりますけれども、基本的に熊本市が負担して、リードしていくものということになっております。この連携中枢都市圏につきましては、これまで熊本都市圏という任意の団体で活動しておりましたが、今回の国のこの連携中枢都市圏という枠組みになることから、熊本都市圏については発展的に解消すると、解散するというところで進んでいるところでございます。

以上、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第34号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 最後のところで、熊本市主導型でなくてということで、こう変わったと思いますが、熊本都市圏じゃないということ、これが一番肝心なところですね。それから、熊本市と連携するところは、ほとんどお互いにバッティングするところばかりなんだな。この調整をどうしようか。必ず利害が絡んできます。企業誘致にしましても、熊本市近郊じゃ、俺んところに、俺んところということになるわけですね。いや、そうでなくて、遠いところ、もう少し遠心力を働かせようと、これは求心力と遠心力のバッティングなんですよ。これはこの間、皆さんから、このことについての、いわゆる地方創生についての、主体性を持ってやっていると、力強い発言をいただいておりますが、具体的には、やっぱり私はこれをちょっと見ますと、高度医療のサービスと地域医療、これは連携するのはとてもいいことですね。これをどういうふうにイメージしたらいいのか、これはバッティングじゃないんですね。これは十分連携を深めることに

よって、これは地方が随分これでは安心の保証ができるという気がしますが、あとは、企業誘致だったりとか、いろんな産業関係の利害が絡んでくる。これに対する調整機関というか、これは協議機関でこれは調整していくんですかね。具体的にはどういうことですか。そこを教えてください。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** 自治体間の競争というところは確かにあると思いますし、例えば、熊本市が、やはりかなり政令指定都市で強うございます。一番私たちがネックに思っているのは、やっぱり交通問題があります。熊本市、今、交通問題、非常に渋滞を緩和しようということでやっておりますが、近隣からは、熊本市に集まるわけですから、そういうところもこれまで話し合ってきておりますが、やっぱり参画しておかなければならないなという、情報収集の点からも非常にこれは参画すべきだというふうに思っております。高速道路もそうですけども。熊本市を含めて一緒に連携してやっているところはありがたいところでもあります。

ただ、おっしゃるようにバッティングなりございますが、企業誘致にしても、それからいろんな観光振興に関しても、例えば物産展をやりますとか、企業誘致の誘致会と一緒に参加しませんかという案内をするという、かなり今のところ緩い協定なんです。そういう情報をあげますから一緒に参加しませんかというぐらいでありまして、今、まだ、おっしゃるように具体的に何をやるからお互いどうしよう、こうしようまでは行ってないのが実情です。この辺は非常に熊本市が先にリードしてします懸念もございますので、先般、一般質問いただきましたときに申し上げましたとおり、主体性はやっぱり持ちながらというふうに思っております。

それから、高度医療、非常に関心の高いところだと思いますけども、なかなか熊本市もあれだけの、まだ合併して、それから政令指定都市になってということで、余り実情的には目を向けてくれないと。こういう連携を結ぶところから、こっちからやっぱり役割分担をお願いしたいということを進めていける会にしたいと思います。

年間に、首長会議が2回ほど、それから事務レベルの会議が数回予定されておりますので、一つ一つについては、担当部署が出ていくこともございます。作業部会ができているところもございます。あくまでも都市圏の発展型、制度が変わったものであるかなということで考えておるところでございます。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 冒頭に言いましたように、これは遠心力と求心力との闘いなんですね。下手をすると、高速道路ができて、ストロー現象で起きてしまうということになります。そういうことを視野に入れながら、私はこれに参加することに反対じゃないんです。やっぱりあなたが言うように、参加はしておく。参加をする以上は、ものすごくこちら側が具体的なものを持っておかないと、熊本市あるいは近郊のところに主導されてしまうという心配がありますので、それを老婆心ながら、男ですから老婆心と言わんですね、老爺心で言っておきますけれども、ただ、医療については、行政も当然かかわることですが、これは医療機関同士の密接な、これは宮川課長が一番専門でしょうが、僻地医療機関との連携がある。そうすると、都市圏での、熊本市にあ

る大きな医療機関との連携なんです。そうなってくると、一番センターである、学問のセンターである熊大の医学部が問題になってくるわけですよ。今までも、そこで全部、熊本県内の医者との配置はなされてきました。ここでほとんどが決まってきたと言っても過言でないわけです。

だから、そういうことを全部視野に入れて、今のところじゃ、まだ歩み始めたばかりで、これからということですので、そういう問題意識を持つ必要があるんじゃないかなと。まだたくさんあると思います。これは、ぜひ役場職員の中で、十分論議して行ってください。創造課も全くここは仕事の中心になっていきはしないかなと思います。ぜひ、これは要望、何かコメントがあれば。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** ありがとうございます。

制度上は、これ5年間ということではございますけども、確かに、まだ歩み始めたばかり、何も決まっていない、今のところ緩い協定をとにかく結びましょうということでした。

それから、もう1点、実は、連携協定につきましては、かなりの数の協定で協議しましたが、結局これだけになりました。これが、ほかの協定を結んだり外したりするときは、また議会へ諮るということになる制度でございまして、そういう事態のときには、また議会のほうへ御審議をお願いするということになっております。

（自席より発言する者あり）

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」は原案のとおり可決されました。

---

## 日程12 議案第35号 公の施設の他の団体の利用に関する協定の締結について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第12、議案第35号「公の施設の他の団体の利用に関する協定の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、藤川多美君。

**○生涯学習課長（藤川多美君）** それでは、議案第35号の説明を申し上げます。

公の施設の他の団体の利用に関する協定の締結について。公の施設の他の団体の利用について、協議により別紙のとおり協定するため、町議会の議決を求める。

平成28年3月3日提出。山都町長。

提案理由。公の施設の他の団体の利用について、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

ただいま、議案第34号の説明がございましたが、その関連で、連携中枢都市圏構想における図書館の相互利用の連携の協定でございます。

まず、次のページの協定書をごらんいただきたいと思います。

協定の趣旨といたしましては、熊本市と山都町の相互の住民への図書資料の貸し出しということとです。

それから、2番目の対象となる公の施設ということでは、山都町の図書館、本館と分館、それから熊本市の図書館については、熊本市立図書館本館、それから植木図書館、城南図書館、とみあい図書館の3分館、それから熊本市の公民館、17の公民館がありますが、その公民館に併設する図書室の利用、それから熊本市男女共同参画センターハーモニーに附属する図書室となっております。

それから、施設の利用関係ということに関しては、それぞれの市・町の規則に定めるところによっております。

4番目の経費の負担としては、これもお互いの市、熊本市、町が負担するとなっておりますが、当面の費用といたしましては、図書カードが負担となると思いますけれども、今、カードのほうは、相当数まだストックがございますので、当面、費用の発生はありません。

以上が主な協定内容でございます。以上で終わります。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第35号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** これは、ネットワークで、コンピューターで検索ができるのか、そういうシステムをつくっているのか、つくっていくのか。それがないと、せっかく協定を結んでも、ちょっと画竜点睛を欠くみたいな感じがしますが、どうですか。

**○議長（中村一喜男君）** 生涯学習課長、藤川多美君。

**○生涯学習課長（藤川多美君）** ネットワーク関係は、今後推進していくものと思いますが、当分の間は今のままで、ただ住民がそれぞれの図書館に行って利用ができるということでございます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「公の施設の他の団体の利用に関する協定の締結について」は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これ……。

（「議長」と呼ぶ者あり）

2番、藤原秀幸君。

○2番（藤原秀幸君） 大変お疲れでございます。

○議長（中村一喜男君） 動議ですか。

○2番（藤原秀幸君） 動議です。動議ということで。

2時前ということで、順調に議案審議も進みました。で、最終日は退職される方の送別会もありますというようなことで、18日ありますので、あすは休会にして、18日の残りの議案の審議をお願いしたいというようなことで、あすの休会を動議として提出をいたします。

○議長（中村一喜男君） ただいまの動議に賛成者ありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 賛成者がありますので、動議は成立しました。

ただいまの2番、藤原秀幸君の、あすは休会にしてほしいということに関しまして、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村一喜男君） 賛成多数です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

起立多数です。

したがって、あすは休会の動議は可決されました。明17日は、休会いたします。

（自席より発言する者あり）

12番、中村益行君。

○12番（中村益行君） これは、基本的には議運の問題で、そして、なおかつ議長権限の問題なんです。これが出た時点で、議長はそれなりの権限を発揮して決めてもらいたい。今後はそういう形にしてもらいたいと思います。非常に動議で次々に議運で決まった日程が変わっていくというのも、私はいかがなものかと。きょうのやつは私は反対ではありませんよ。それでもいいです。しかし、これは原則は原則として、きちんと議事采配をしていただきたい。

（自席より発言する者あり）

○議長（中村一喜男君） 10番、稲葉富人君。

○10番（稲葉富人君） 10番、稲葉です。

今、12番が言いましたが、本来は、この件につきましては議運の責任やないですよ。議運は、当然この会期を決定しておりますし、これは、この運営の動議は、議運の進行は議長の権限ですよ。もう一つ言いますと、会期を、間に土曜、日曜、休みも会期中の休会という形でとっており

ますので、そのことを皆さん御承知おきをください。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 本日はこれで散会します。

ちなみに、議事日程の動議については、議長の動議は取り上げにやいけませんので、その件、申し伝えておきます。

18日は午前中から行います。

---

散会 午後1時57分

3 月 18 日（金曜日）

平成28年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 平成28年3月3日午前10時0分招集
2. 平成28年3月18日午前10時0分開議
3. 平成28年3月18日午前11時26分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第16日）（第9号）
  - 日程第1 議案第36号 町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・校舎）
  - 日程第2 議案第37号 町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）
  - 日程第3 議案第38号 町有財産の無償譲渡について（菅尾保育園・園舎、備品）
  - 日程第4 議案第39号 青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について
  - 日程第5 議案第40号 緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定について
  - 日程第6 議案第41号 緑川清流館の指定管理者の指定について
  - 日程第7 議案第42号 井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について
  - 日程第8 議案第43号 工事請負変更契約の締結について（林道菊池・人吉線道路舗装工事）
  - 日程第9 議案第29号 町道認定について
  - 日程第10 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
  - 日程第11 議員派遣の件
  - 日程第12 議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 吉川美加	2番 藤原秀幸	3番 飯星幹治
4番 後藤壽廣	5番 藤澤和生	6番 赤星喜十郎
7番 江藤強	8番 工藤文範	9番 藤川憲治
10番 稲葉富人	11番 田上聖	12番 中村益行
13番 佐藤一夫	14番 中村一喜男	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	工藤秀一	副町長	岡本哲夫
監査委員	森田京子	教育長	藤吉勇治
総務課長	坂口広範	清和総合支所長	増田公憲

蘇陽総合支所長	有 働 章 三	会 計 課 長	山 中 正 二
企画政策課長	本 田 潤 一	税務住民課長	甲 斐 良 士
山の都創造課長	檜 林 力 也	農林振興課長	藤 島 精 吾
建設課長	江 藤 宗 利	農業委員会事務局長	山 本 祐 一
環境水道課長	江 藤 建 司	健康福祉課長	門 川 次 子
そよう病院事務長	宮 川 憲 和	老人ホーム施設長	小 屋 迫 厚 文
隣保館長	西 田 武 俊	学校教育課長	田 中 耕 治
生涯学習課長	藤 川 多 美	地籍調査課長	藤 原 栄 二

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒 方 功 外2名

開議 午前10時0分

**○議長（中村一喜男君）** おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日程第1 議案第36号 町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・校舎）**

**○議長（中村一喜男君）** 日程第1、議案第36号「町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・校舎）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** おはようございます。それでは、議案第36号について説明をいたします。

議案第36号、町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・校舎）。

町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。平成28年3月3日提出。山都町長。

1、物件の所在。

所在、山都町下名連石字寺睦582番地ほか（旧下名連石小学校）。

地目、学校用地。

面積、9,691平米。

2、貸し付け対象物件。旧校舎棟（木造・鉄筋コンクリートづくり1,806平米）。建物及び周辺敷地（駐車場含む）。

3、使用目的。障がい者自立支援施設として。

4、貸し付け料。無償。

5、貸し付け期間。平成28年4月1日から平成31年3月31日、3年間です。

6、貸し付けの相手方。

住所、山都町下名連石582番地。

氏名、特定非営利活動法人山風華、理事長甲斐利幸。

提案理由です。町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本施設につきましては、ただいま申し上げましたように、障がい者自立支援施設としまして、字の読み書きや集中力の継続等のサポート、そういった技能訓練ですとか、生活訓練を行っている施設でございます。平日の週5日、1日平均約30名近くの方が利用をされております。平成19年度から、旧下名連石小学校において活動しておられるところでございます。

ページをめくっていただきまして、1枚目が校舎の1階部分、2枚目が校舎の2階部分の平面図で、赤の点線で囲った箇所が、今回、貸し付けを行う部分でございます。今回、平成28年度からの更新を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第36号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・校舎）」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第37号 町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）

**○議長（中村一喜男君）** 日程第2、議案第37号「町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 続きまして、議案第37号について説明をいたします。

議案第37号、町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）。町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。平成28年3月3日提出。山都町長。

1、物件の所在。

所在、山都町下名連石字寺窪582番地ほか（旧下名連石小学校）。

地目、学校用地。

面積、9,691平米。

2、貸し付け対象物件、旧給食棟（木造91.0平米）。建物及び周辺敷地（駐車場含む）。

- 3、使用目的。農産物加工施設として。
- 4、貸し付け料。無償。
- 5、貸し付け期間。平成28年4月1日から平成31年3月31日、3年間です。
- 6、貸し付けの相手方。

住所、山都町下名連石新4番1号。

氏名、特定非営利活動法人丸山ハイランド、理事長甲斐利幸。

提案理由です。町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

本施設につきましては、さきの36号で説明しました旧下名連石小学校の給食棟部分を使いまして、ブルーベリージャムですとかトマトソース、玄米餅といった、地元の農産物を使用した加工品を製造されております。

ページをめくっていただきまして、1階部分の赤い点線で囲った部分が貸し付け箇所でございます。これらは平成22年から利用をされているものでございます。

以上で説明を終わります。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第37号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 36、37号についての議案に関することですが、旧大野小学校について、今は行政財産のままになっていると思いますが、どのような管理をしてあるのか。質問いたします。

**○議長（中村一喜男君）** 学校教育課長、田中耕治君。

**○学校教育課長（田中耕治君）** おはようございます。旧大野小学校につきましては、今、行政財産のままです。一時借用という形で、貸し付けを行っている状況です。電気、水道料等については、教育委員会のほうで支払いをしている、そういう状況になります。

**○議長（中村一喜男君）** 6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** 先般、新聞にも掲載されましたが、地域の人たちがあそこを利用されております。こういったことから、早く普通財産にして、こういった議案を出して、まともにしていくべきだと思いますが、そこはどうですか。

**○議長（中村一喜男君）** 学校教育課長、田中耕治君。

**○学校教育課長（田中耕治君）** 今の件につきましては、大野自治振興区の会長さん、事務局長さんのほうとも、今、協議を進めているところです。この間も、つい先日も、現場のほうで話し合いをしたところです。今、自治振興区の総会が今度開催されるということで、その総会の結果を待って、正式に借り受け申請をしたいというような御希望を持っておられるようです。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 先ほどの36号、37号の旧下名連石小学校につきましては、地域再生法に基づきます地域再生計画ということでの認可を受けた施設ということで、そこに係ります

補助金ですとか、起債については、無償で貸し付ける場合は免除という措置があるものでございます。

今回、また大野につきましても、そういった、もし仮に、今、この現時点で補助金等がまだ現存しているかというのは把握をしておりますけれども、仮にそういったものがあれば、地域再生法にのっとった地域再生計画に基づいて、申請をしていくべきであろうというふうに考えておるところでございます。

また、廃校施設の財産処分につきましては、別途、また手続が文科省なり、また県の教委との協議が必要ですので、そこらあたりとも十分そごがないような形で協議を進めていきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 6番、赤星喜十郎君。

**○6番（赤星喜十郎君）** やはりそういった地域の方たちが利用されるということであれば、早急にそういった手続をします。要するに、管理主体は誰かということをごきちんとしてほしいと思います。

また、一部民間の人たちもそこに入ってくるということも聞いておりますので、ぜひ早急にそういったことをしてください。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑を終わります。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第38号 町有財産の無償譲渡について（菅尾保育園・園舎、備品）

**○議長（中村一喜男君）** 日程第3、議案第38号「町有財産の無償譲渡について（菅尾保育園・園舎、備品）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** おはようございます。議案第38号について説明をいたします。

議案第38号、町有財産の無償譲渡について（菅尾保育園・園舎、備品）。町有財産を次のとおり無償で譲渡することとする。平成28年3月3日提出。山都町長。

1、物件の所在。

所在、山都町菅尾1237番地。

地目、学校用地。

面積、1,774平米。

2、譲渡対象物件。園舎（木造平屋建て233.27平米）。建物及び保育備品です。

3、使用目的。保育施設として。

4、譲渡代金。無償。

5、譲渡日。平成28年4月1日。

6、譲渡の相手方。

住所、山都町神ノ前242番地15。

氏名、社会福祉法人御陽会、理事長武元典雅。

提案理由。町有財産を無償で譲渡するには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

この菅尾保育園のほうは、昭和61年11月24日に建てられました。木造平屋建てです。今年度末をもちまして、山都町立菅尾保育園のほうが閉園し、4月1日から運営のほう、社会福祉法人御陽会菅尾保育園として、運営がされる予定になっております。

次のページをあけてください。

保育園の保育備品等については、1から56番まで書いてありますが、机と、それからロッカー、それから洗濯機、遊具というふうなことで無償で譲渡をし、スムーズに4月1日から運営されるためにも、こういう形で譲渡するというふうな形になっております。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第38号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** 譲渡ということですが、これは永久に所有権を町は失うことになるのですか、どうですか。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** はい、そうです。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** ということは、保育園がずっと続くことになりますか。もしも途中で閉園して、その後、この施設がここのものになれば、地元の人たち、この保育園の理事長さん、武元さんたちは、取り壊しとかそのほかに大変苦勞なさるのではないかと思います。学校用地とになっておりますが、土地は別のようですね。

**○議長（中村一喜男君）** 健康福祉課長、門川次子君。

**○健康福祉課長（門川次子君）** お答えします。土地につきましては、有償貸し付けというふうな形で、固定資産税相当額ということで支払いをしていただくという形になります。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 失礼いたします。園舎と建物、備品関係につきましては、貸し付

けではなくて、無償で、今回提案しておりますように譲渡するということにいたしております。これは、御陽会が、町が所有権を持ったままですと、町に対して変更申請ですとかそういったことが生じますので、自由なレイアウトですとか改修とかできないということがありますので、それで今回は園舎、建物については、特に御陽会のほうに譲渡すると。そして、いろんな改修等、所要の改修等については、御陽会にお任せをしていくという形をとっていくということでございます。

御心配のむきの件につきましては、十分これは御陽会を選定する際に、プレゼンでそこらあたりは御陽会の意思等も酌み取っておりますし、またそういったことでは、町としても注視しながら、フォローをしていきたいというふうに考えております。

**○議長（中村一喜男君）** 11番、田上聖君。

**○11番（田上 聖君）** いろいろなことを考えるならば、貸し付けのほうがよくはなかったかと考えますのでこういう発言をしております。私ならば借ります。ただもらったって、後がまた使わなくなったり、そのほかになったりしたとき、はい、戻すばい、また無償で町にあげますと言っても、そのときはまた時代が変わっているかもしれんから、取り壊し、そのほかで金がかかる可能性もありますので、私のほうとしては貸し付けがよかつたろうと思って発言をしているわけです。よく地元の人たちが、この人たちが納得されてのことならば、私たちが口を挟むことではありませんが、老婆心ながら、そういうふうなことを考えたので発言しております。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** その辺も考えるところでありまして、所有権が町にあるということになりますと、これ、古くなつたときに、維持管理が必要になってきたときに、これは町が主体的に扱うという話につながってまいります。その辺も含めて、御陽会のほうと十分話し合つて決定したことでありますので御了解をいただきたいと思ひますし、保育園としての役割が終わつたときという話がございましたが、御陽会の理事長がやっぱり地元と話し合いをされたときに、地元が一番心配したのはその点であります。御陽会の理事長は、園児が一人になつても、私は続けますということでは言っていました。

そういうことも含めて検討した結果でありますので、御了解をいただきたいというふうに思ひます。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** お互いに善意の契約ということはわかります。いわゆる公序良俗に基づいてやるわけですが、今、田上議員が言っていることと関連して、将来、来年には浜美荘の問題もあります。それで、目的を達成した、あるいはもう目的を達成することができなくなった事態において、上物をどうするか。土地は町が所有者ですから、これについての完全な撤去責任なり何なり、これは契約の中にうたわなくてもよかつたのかなと。それは、気持ちの上では相手の善意がわかっているというふうな今の話のようですね。これは契約ですから、きちんとしたものが必要ではないかなという気がしますよ。最終的には、土地を返還するときは、更地にして返すとか、そういうことになろうかと思ひますがいかがでしょうかね。今後こういうのがい

っぱい出てくると思うんです、各校で。今、休校になっている学校、施設がですね。これは一つの前例として、きちんとしたものを、この場合やっておく必要がなかろうかなと。そういう論議はしませんでしたか。

**○議長（中村一喜男君）** 総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 直近といたしますか、この菅尾保育園の施設の移管といたしますか、無償譲渡が終了しましたら、また、おっしゃったように、今度は老人ホームが控えております。これはちょっとおっしゃったように、モデルケースのような形にもなりかねないということもございまして、そこらあたりの契約についてはこれから、もちろん契約はこれから締結するようになりますけれども、対応につきましては、そこらあたりもお互い心配のないようなといたしますか、後々、争いが生じないような形については、きちんともう一度、再検討といたしますか、内容をきちんと確認して契約していきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 自治法上では、これで達成できるわけですが、民法上はやっぱりどうしても疑義が残ります。今、総務課長が言ったようなことに基づいた詰めをやってください。これがモデルになってしまうと困りますからね。後々のことも含めて、検討を求めておきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑は終わります。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号「町有財産の無償譲渡について（菅尾保育園・園舎、備品）」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第39号 青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第4、議案第39号「青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** おはようございます。山の都創造課が所轄しております11の指定管理施設の中で、今回、四つの施設が更新時期を迎えました。提案理由の説明の前に、この四つの施設の指定管理更新について、1年間事務手続をしてまいりましたので、そのことについて、若干説明をさせていただきたいと思っております。お手元の資料、A3の資料の縦の資料をごら

んいただきたいと思います。指定管理制度期間満了に伴う指定管理者の指定手続についてということで、この一覧表を示させていただいております。所轄課であります総務、企画政策課、山の都創造課、それから選定委員会、この四つで、平成27年4月より準備を進めてまいりました。企画政策課のほうで、指定管理更新に関する基本方針の策定をしていただきまして、あわせて所轄課であります山の都創造課で指定管理のモニタリング調査から始めまして、1年間、事務手続をしてまいりました。

7月には、指定管理制度を導入するということの決定をしまして、指定管理期間の委託料の上限の積算等をしております。これにつきましては、過去5年間の経費、それから収入、そういったものを積算しまして、直近の3年間の平均をとりまして、かかる経費からかかる利用料等の収入を差し引きまして、最終的に指定管理の委託料の上限を決めまして、設定をしております。

また、選定委員会のほうでは、指定に当たっての申請方法、あるいは選定基準、期間、そして公募、非公募の協議をしまして、11月には指定管理候補者選定委員会によりまして、11月16日に非公募の決定、それから委託料の検討について決定を見たところでありまして、そして、12月に債務負担行為の積算を、12月定例会のほうで議会の議決を得たところでございます。

年が明けまして、指定管理候補者の選定に係る委員会ということで、2月15日に指定管理者候補者の予定者につきまして、事業計画、それから事業の積算、そういったものを各指定管理施設の候補者のほうからプレゼンテーション方式によりまして、候補者の報告、それから協議、ヒアリングを行いまして、最終的に委員会の決定、そして町長による管理者候補者の決定をいたしました。そして、本3月の定例議会におきまして議案の上程となりました。

それでは、第39号議案の説明をしてみたいと思います。

議案第39号、青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。平成28年3月3日提出。工藤町長。

施設の名称、青葉の瀬交流促進施設。

指定管理者。名称及び代表者、青葉の瀬管理組合、組合長渡辺峰男。

住所、山都町緑川3715-1。

指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由。山都町青葉の瀬交流促進施設条例第16条の規定に基づき、これら公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提案する理由です。

青葉の瀬管理組合につきましては、過去5年間、地域の自然を生かし、農山村と都市と住民との交流を図り、農業の振興、あるいは地域活性化に資する交流施設の促進ということで、この設置趣旨を遵守いただきまして、これまでも5年間しっかりと運営していただきました。地域活性化の一翼を担っていただいていると理解しております。

以上、提案理由を説明申し上げます。よろしく願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第39号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** 8番、工藤です。今、町の指定管理の委託の件ですけれども、先ほど議案にも出ましたけれども、町の財産の譲渡ということが出ましたですね。貸し付けと譲渡ということが出ました。町のこの施設、これについて譲渡という考え方ですたいね。私は、これは地域の人たちが、こういったヒアリングを受けてやっていますけれども、町からの繰出金を前提とした試算の仕方というふうな考え方がありゃあせんかなというふうに思うわけですね。これは、ほかの施設でもそうですけれども、350万、450万ぐらいクリアしても、ほとんどその中の人件費で、給料で終わったしもうとるという決算が出とります。

ですから、考え方とすれば、何か給料ば、町からやりよるようなもんというふうな考え方になってきとるような、この第三セクといいますか、こういう町の施設がそういう考えになってきとるような気がします。

ですから、そもそもそれを地域にもう譲渡すると。あんたんとこでやってくれと。町はもう一切出しませんよということで、そういう話の進め方で管理委託はできないものかというふうに思いますけども、答弁をお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** お答えいたします。山の都創造課が今11施設を管理しております。その中には、指定管理制度の中で第三セクターによる指定管理、それから地域の任意の団体による指定管理というような形でいろいろございます。そもそも地域の活性化、それから農山村の活性化、あるいは町全体としての活性化ということで、わざわざ施設をつくってした部分の施設についてはそよ風パークとか、清和文楽邑とか、あるいは通潤山荘とかいう施設はそういったことではしておりますのでですね。

ただ、今回しております青葉の瀬交流促館については、同じような施設でございます。ただし、これからまたほかのところ出てきます緑川の緑仙館、そういったところは旧学校の施設を利活用するというのでございますので、それぞれの設立の経緯が違いますので、確かに議員のおっしゃるように、これからは単なる施設を町が人件費で雇ったというような形にするのではなくて、やっぱり地域の利活用の中でどうかということは検証する必要がありますので、それぞれ山の都創造課が少なくとも施設として管理しておる11の施設についても、設立の経過、それからこれまでの運営の仕方それぞれ違いますので、一つ一つ、一緒たくりに一括して検証するんじゃなくて、一つ一つを、その11施設一つ一つを検証する必要がありますので、今後はそこらあたりを、とにかく今主要三施設の三セクの問題と、またこれは今から四つ出します施設については、若干、趣が違いますので、それはそれとして、それぞれやはり協議をしていく必要があると思いますので、今後検討させていただきたいと思っております。

**○議長（中村一喜男君）** 8番、工藤文範君。

**○8番（工藤文範君）** 今、課長が言われるように、これまで町が下支えをして、地域活性のためにやってきたわけですね、これまで。それだけの実績があるわけですよ。ですから、これから先は、地域が私たちに任せてくださいと、私たちがやりますからというふうに、どんどん移行

していかと、私はいかんと思うとですたいね、地域の活性化のためには。いつまでも町が下支えしてやるとじゃなくて、それにはまた課長が言うように、一つ一つ、やっぱりそれぞれにいろいろなことが、問題がありますので、一つずつ検証していくことも解決していくことも必要ですよ。

ですから、でくるところから、そういったのを地域に譲渡して、地域活性のために利用していただくということも、今後、指定管理者の満了の更新、ただそれだけの考え方じゃなくて、それも含めたところで検討していただきたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** 確かに今回も5年という管理期間がございますけども、5年のうちには、いろんな情勢も変わってまいります。ですから、1年1年やっぱり協定書を結んで、1年の年度協定も持っておりますので、環境が変われば、当然、変化もしていくということでございます。

また、おっしゃるように、やはり単なる人件費の補助というような形で、施設をこれから管理していけないということは重々承知しておりますし、今、山の都創造課だけでも7,900万円の管理委託料を出しておりますので、そこらあたりはもう少し、町として、課としても、そこらあたりの協議はして、御指摘のところについては改善をしていきたいというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** 10番、稲葉です。私は、この青葉の瀬のこういった指定に関しては、これにはもう問題はないと思いますが、最初に説明がありました、この指定の手続。問題は、これは11の施設に関係することですが、今、課長が言われましたように、当然、第三セクターにする部分と任意の部分というのが、方式が二つ通りであります。要は、まず最初に、これを担当する企画政策課の指定管理者の更新、こういった部分について、指定管理がどうだ、この指定管理制度ができてから、その当時、一番最初にこの経営がうまくいかない場合には、これをやめるという部分も考えて、この指定管理者制度はやるということがありましたので思い出したんですが、それからしますと、本来はこの企画政策課が行う、つまり指定管理者の分岐点、指定管理者制度導入施設を決定するまでに、それぞれ経営判断でどうやっていくかと、これは二つあると思います。ここが一つですね。

それから、これによって、今度は山の都創造課が担当することになれば、これは当然、ここからは、課長のところは経営がどうであろうとこれだけの部分の金額を出して、当然これは経営指導ということで、にぎわいを取り戻しながら、また地域が振興するためには、ここではしっかりとした形でやっていかにゃあいかなんという部分が出てきます。

問題はこの前提で、この経営を判断したときに、企画政策課でこの指定をどうしたふうにするかというところが、非常に大事なところだろうと思いますよ。そして、そこで決定したならば、当然どういった形であろうと事業に指名していれば、課長のほうで、山の都創造課のほうで、やっぱり経営を指導しながら頑張れと、逃げずに頑張れという形になると思います。

このうまいぐあいの組み合わせの、それぞれの自分たちの分担ばするところの、ここをやっばしびしゃっとはっきりとしていかないと、指定管理者制度そのものに対してそれぞれの事業をしていく、そういったところ、そしてまたこれを展開する、その部分がうまくいかんと思います。

つまり、まずは経営診断、あれだけの部分があります。あそこで本当は集中審議してやるべきだろうと私は思いますが、そういったところでこの二つの点、しっかりどういう考えか、お答えしていただきたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 山の都創造課長、楢林力也君。

**○山の都創造課長（楢林力也君）** 御指摘の点につきましては、昨年4月に、まず来年、28年4月からの更新に向けてということで、当該課であります山の都創造課から企画政策課のほうに、まず指定管理で行くべきか、そうでないべきか、そこから始まりますので、まずその協議をするということで、あわせて4月から当該課としては、それぞれの施設の経営状況、それから決算書等資料をいただく形で事務を進めてまいりました。指定管理にする決定に至るまでにつきましては、今度は当該課であります企画政策課のほうで判断いただきましたので、その辺については、企画政策課長のほうからお願いしたいと思います。

**○議長（中村一喜男君）** 企画政策課長、本田潤一君。

**○企画政策課長（本田潤一君）** お答えいたします。公の施設といいます。これにつきましては、指定管理者制度を実際入れましたのが、合併後、平成18年からでございますが、公の施設といいますのは、町が設置した施設でございますので、これの管理は、以前は条例上に三セクなり、委託先はうたっております。この指定管理者制度が入りまして、制度を若干変えまして、その条例上に定めた指定管理、委託先以外のところでも公募できるとか、広く委託先を求めることができる。要するに、民間活用という考え方が入ってきたものでありまして、それで公募するという形が、それ以降入ってきたわけです。ただ、地域事情とか、そういう小規模施設、地域に密着型の施設については、ほかの施設もそうですけども、おおむねこれまでどおりの施設が入ったところが多ございます。若干、一つ二つは指定管理者が変わったところもあると思っております。

これがうまくいかない場合という場合は、条例にもうたっておりますが、直営に戻すことになります、原則はですね。これは公の施設ですので、行政が運営すると。それで、行政がそれでもうまくいかないときは、もちろん廃止とかいう手順はございますが、一つには、今は委託をする。でなければ、直営に戻すというのが、一つ前提ということになりますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

10番、稲葉富人君。

**○10番（稲葉富人君）** 企画の課長のほうから説明がありましたが、この後においては、そのところが一番重要なところだろうと思いますよ。これは十分に検証しながら、次にどう進むか。本来は、こういった形の施設でありますので、これを発展的にすることが前提ですけども、非常にどこか踏ん切りもつかなくなってしまうということになりますので、このいつもやります経営診断、これをかみ砕くか、砕かないかというということになりますので、そういったところで。

今、工藤町政、断行町政ですので、何があるか、いいか、悪いか、そういったところを断行していただきますように、ひとつお願いいたします。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありますか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** もう私はこの指定管理制度の問題についてはもううんざりして、余り言いたくもないような気分にもなってるんですよ。毎回毎回同じような答弁ばかり聞かされて、全然改善の色が見えてこない、そういう感じがします。

それで、ここで今指定管理をやっているのを全部押しなべて三セクと言っていますね。実態は、特に大きなところは三セクじゃないんです。小さいところは地域に、完全に民間に委託しています。これはそれなりに地域の活性化になってはいますが、ただこういう施設を導入するとき、どういう考え方で導入したか。ひとつ原点に帰ってください。民間で、地域で何か施設をつくろうとすれば、地域ではとても難しいと。だから、町が施設をつくって、地元の人への働き場をつくって、そして地域活性化、経済のプラスになるようにと。

だから、あくまでも導入の切り口をつくってやったんですよ。導入の切り口をつくった以上は、そこからは何年かしたら、自立してやってくださいと。これは、鮎の瀬交流館つくるときも、私はそれは厳しい論議をしたことを思い出します。それ以上に、私の地域にある猿ヶ城キャンプ村も同じことなんですよ。この実態を見ると、何のことはない、都会の人たちにただサービスばかりして、地元にはほとんど金は落ちらない。もちろん管理している人は、それなりの町から委託料400万幾ばしかもらっていますから、ここに来る人たちは水まで持ってくるんですよ。全て飲み物を皆、持ってきます。持参です。きのう、テレビであっておりましたが、最近のアウトドアグッズというのが非常に変わってきて、テントにテレビまでついてきとる。そういうのが売られている。それがセットになっている。そういう実態です。

だから、檜林課長が言うように、状況の変化がありますからと。状況の変化があれば、それを前提としたプレゼンが向こうから出てくるんですよ。状況の変化があるから、こちらが気を使って契約内容をそれに合わせた内容にしていくなんて、これは主客が転倒しております。

もちろん最終的にはそうですけれども、プレゼンですから、プレゼンするほうから状況の変化に合わせて私はこうしますということでない、どうも答弁を聞いておると、あなたたちの発想は既定方針で、そして更新という言葉を使っている。公募はここに、頭の中じゃない。そうでしょう。更新という言葉、これをそのままにすれば、契約を更新していきますということですよ。そうでしょう。委託をする予算を更新していくということじゃなくて、契約を更新するということで、相手は変わらないわけです。決まった額を町が保障してくれるから、そこからさらなるモチベーションは上がっていかない。民間だったら違いますよ。もっと利益の上がるように、もっと活性化するようにと努力をします。そうはならない、今の更新の考え方では。それが一つです。

それから、あとは大きな、私がいつも問題にしているそよ風、文楽、通潤、これは三セクと言いながら、あくまでも三セクやから偽装なんです。そうでしょう。偽装です。通潤なんて、偽装に少し、それを見せかけのために、商工会とJAを入れていると。60万ずつ。たった60万ずつで

すよ。

だから、実質は、この受けているその三セクは、実質は町がつくった請負会社なんです。これは直営なんですから、それもやっぱり見直さないかんのですよ。でないと、ここは改善したような数字は出てきません。特に、通潤荘なんかはそうでしょう。あるいは、そよ風パークもそうです。社長も役員も全部、町がつくった法人ですから。ここをどうかしないと、私たちが毎回毎回この条例を審議するとき、同じことを言わなきゃならんのですよ。そこはどうでしょうか。聞いときますが。

これ、きょう出ているやつはまさに地域密着型ですよ。だから、工藤議員が言うように、私は地元へ譲渡するなり、無償貸し付けで、自分たちの自由な判断でやってくれと。こちらは委託料は出しませんよというようなことも、一つの考え方なんです。それはどうでしょうか。幾つかの考え方がありますから、今すぐこれだとは言えなくても、そういうのを前提にした論議をしてもえませんか。これは町長、どうですか。

**○議長（中村一喜男君）** 町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 三セクの問題については、本当にいつもいつも同じ御意見をいただきながら、そしてまた、こちらもいろんな試行錯誤をしながら、今やっているわけでもありますけども、思い出したのは、そよ風パークができたときに新聞で出ました。そして、当時の町長が雇用の場を創出したんだということで、いろんな運営について課題はあるんだけど、その雇用の場をつくるんだという意気込みでつくられたと。だから、それぞれの施設がいろんな考えのもとに三セクはつくられているんだと私は思います。

特に、このきょうの青葉の瀬の問題、そして緑仙峡だとか、緑仙館だとか、そういうところには、私が考えるのは、ここを宝と考えるのか、お荷物と考えるのか。このスタンスも一つは要るんだらうというふうな考えをします。あの清流のきれいなところで、例えばああいう施設がないときにどうやってレクリエーションができるんだらうかと考えたときに、そこをやっぱりその当時の設置者は考えられたんだというふうに思います。

とはいえ、そよ風パークの点も、青葉の瀬や緑仙館のこともそうですけども、赤字だというのは、基本的にはやっぱり非常にこれを継続していく面では非常に難しいということは、十分、町民の方々はそう思ってらっしゃると思って経営をしていかなければならないというのは、もう当然だというふうに考えておりますので、ことし、しっかりと経営にどこに問題があるのかということ、専門家の意見を聞くために経営診断をやりました。そしてまた、その中で一番厳しいそよ風パークについては、先日、議案のほうを上程させていただきまして、承認をいただきました。経営のコンサルタントを入れて、この指導をしていくということをさせていただいているわけですが、これ、入れて、例えば好転をしないと、もう硬直化して、その体制も全然変わらない。そして、経営の内容も改善がなされないということであれば、そのときは極めて重大な判断をしなければならぬと私は思っているわけです。そこには何かがあると考えるべきだと思いますし、そしてまた、その三セクの、今やっている管理委託という方法についても、これをも含めて重大な判断をしなければならぬと私は思っているわけでありまして。

そういう中で、きょうの青葉の瀬、ほかの緑仙館というところについては、一つはやはりこの更新という、先ほど言われた、やっぱりこれを少し変えていく。というのは、地域密着型ですから、ある程度はしようがない部分があると。これは了解していただいていると思いますので、経営の管理をする人、これをやっぱり考えるべき時代に来ているのかなと。そして、この施設のやっぱり老朽化もかなりあっていると、私は現場を見て思いますし、その更新もしていくとき、経営が今のままでは、それは議会のほうの了解も得られないということも思います。

それともう一つは、キャンプ場関係ですね。あるキャンプ場は、非常に満タンなんです、いつも。私はたまに見に行きます。そうしたら、駐車場ががらあきのときがあるんです、あるキャンプ場は。やはりそこにどこに差があるかなということを見ますときに、インターネットあたりにアップしてないんですよ。要するに、その情報をどこからも入れるところがないんですね、遊びに行く人は。インターネットでやっぱり予約をしているという状況があります。そこ辺が一つは不足しているんだということですね。その辺の指示もしているところでもあります。

いろんな今の時代に合った改善方法等もありますし、先ほど申し上げた経営の管理をする人をきちんとやっぱりつけると。これを条件にしていくとか、そういうことも十分考えていくときに来ているんじゃないかなというふうに考えますので、毎回同じ意見をいただきながら、そしてまた改善できないことは、非常にじくじたる思いもごさいますけども、今、その辺は検討しながら、前向きに行くように、負のスパイラルに入らないように、しっかりと検討していくと。ちょっとこれは覚悟みたいなところがありますけども、私の答弁にさせていただきたいというふうに思います。

**○議長（中村一喜男君）** 12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** 町長、宝をお荷物にしてきたのは誰なのかということを一遍考えてください。私は、宝がお荷物になったから捨てなさいと言っていません。まるでそう言っているみたいな受けとめ方があるようですけど、そうじゃないんですよ。この宝をどう宝たらしめていくのか。未来永劫ですね。この持続的なやり方が、これを追求してほしいということ。

それから、経営診断の話ですけれども、経営診断は、言ってみれば中身の経理診断なんです、経理診断。あれをよく読んでごらん。経営のノウハウは、あれにあんまり出てきません。これはそうでしょう、経理士さんたちがやるわけですから。だから、この経理診断を、数理的なものをこうして分析してもらったから経営はどうしていくかと。これは自分たちで考えにやいかんわけです。それを考えることができないならば、そこにやっぱり経営ノウハウを持っている、そのコンサルでも、私は余りコンサルは好きではありませんけれども、入れざるを得ないでしょうね。だから、経理診断を経営診断と混同してしまっている。それは間違いですよ。あの報告書を読んでみてください。

とにかく町長の今の、それこそ覚悟を信頼していきますので、毎回同じことが出ないようにお願いしたい。特に、三つの施設については、文楽館は一つの文化的な施設ですから、あとについては……。ちょっと待ちなさい、あとについては……。

**○議長（中村一喜男君）** 39号の質疑を行っていますので。

○12番（中村益行君） 今、言っているじゃないですか。

（「ほかのことは言わんでよか」と呼ぶ者あり）

更新でなく、やっぱり公募をして、そして複数のセクターと比較をしながらやってください。  
いいですか。

○議長（中村一喜男君） いいですか。

○12番（中村益行君） はい。

（「議長、議案について質問させなさい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村一喜男君） だけ、今言いました。39号の質疑を行ってくださいと言いました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 質疑なし。これで質疑を終わります。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号「青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第40号 緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定について

○議長（中村一喜男君） 日程第5、議案第40号「緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議案第40号、緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。平成28年3月3日提出。山都町長。

施設の名称、緑仙峡フィッシングパーク。

指定管理者、緑仙峡開発振興会、会長緒方慎治郎。

住所、山都町緑川1047。

指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由。山都町緑仙峡フィッシングパーク条例第16条の規定に基づき、これら公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提案する理由です。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第40号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号「緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第6 議案第41号 緑川清流館の指定管理者の指定について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第6、議案第41号「緑川清流館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

**○山の都創造課長（檜林力也君）** 議案第41号、緑川清流館の指定管理者の指定について。次のように指定管理者を指定するものとする。平成28年3月3日提出、山都町長。

施設の名称、緑川清流館。

指定管理者、緑仙峡開発振興会、会長緒方慎治郎。山都町緑川1047。

指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由。山都町緑川生涯学習施設条例第16条の規定に基づき、これら公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提案する理由です。

以上です。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第41号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号「緑川清流館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第42号 井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について

○議長（中村一喜男君） 日程第7、議案第42号「井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 議案第42号、井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。平成28年3月3日提出。工藤町長。

施設の名称、井無田高原キャンプ場。

指定管理者。名称、代表、山都町FMI、理事長吉見孝徳。

住所、山都町井無田1382。

指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由。山都町井無田高原キャンプ場条例第16条の規定に基づき、これら公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提案する理由です。

以上です。

○議長（中村一喜男君） 議案第42号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、田上聖君。

○11番（田上 聖君） 申しわけない。場所を教えてください。あそこの周辺にはキャンプ場になるようなところが幾つもあるわけですが、例えば、堤の横なのか、天文館のところなのか。それから、そのほかのところなのか。例えば、太陽光発電をつくった、あの周辺もあいとります。どこをこの井無田高原キャンプ場というのか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 申しわけありません。今後は地図あたりを添付したいと思います。場所につきましては、井無田のため池がありますところのキャンプ場でございます。

○議長（中村一喜男君） ほかに質疑はありませんか。

1番、吉川美加君。

○1番（吉川美加君） 直接、井無田のことではないんですが、これで委託料のほうが終わると思いますので質問させていただきますが、先ほど課長のほうからも、都のほうでは7,900万円に上る委託料を出しているということがありましたが、要望なんですけれども、都だけじゃなくてさまざまな課で管理委託料みたいのを出してらっしゃる。この、一覧にして、どこに幾ら出しているのかということがわかるようお願いできますでしょうか。

○議長（中村一喜男君） 山の都創造課長、檜林力也君。

○山の都創造課長（檜林力也君） 今、山の都創造課が11の施設をしておりますので、これに

については、先ほど11番、田上議員からも御指摘がありましたので、場所、それから指定管理の詳細の金額、それから事業計画、そういったあたりをもう一度、議員の皆さん方にも資料として提出したいと思います。また全体的なことについては、総務課長よりお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

総務課長、坂口広範君。

**○総務課長（坂口広範君）** 今、檜林課長から答弁したとおりでございます。全体的な所管、山の都創造課以外の所管について、総務課のほうで予算的に管轄していますので、それについて、また一覧として御提出します。

**○議長（中村一喜男君）** ほかにありませんか。

4番、後藤壽廣君。

**○4番（後藤壽廣君）** 4番、後藤です。今、1番議員のほうから、そういう内容について詳細にくださいということがありましたけれども、施設というのは非常に老朽化するわけでありまして、井無田キャンプ場あたりの施設あたりも、かなり老化しております。猿ヶ城キャンプ場に、私も行ってみましたが、補修するところもあるわけなんですよ。

ですから、今後、先ほど町長が言いましたですね。宝と見るのか、償却資産と見るのかというのは、非常に厳しいところがあると思いますけれども、町の財産として捉えるほうが、整備されたときはそのようにして整備したわけですので、ぜひ今後そちらについて、もう老朽化して、処分せなんけん処分するというような考え方は、私はおかしいと思います。そこについては、直営だろうが、委託するのであろうが、事故のないように、お客さんが来られるわけですので、そういう整備もきちんとしていかなきゃいけないというふうに考えておりますし、そちらの施設についても、今後、耐久を考えながら、今後の整備計画についても、やっぱりわかりやすく、どのような経営をしていくのか、どのような整備をしていくのかということについても、やっぱりその総合計画の中で示していく必要があるというふうに考えますし、永遠に続くものではありません、こういう施設はですね。ですから、気象条件、環境条件でも変わってきますし、お客さんの出入りも変わってきます。その時代のニーズ合わせたような整備も必要と。今後必要になってくると思いますし、そういうところも考慮しながら、今後の整備計画及び管理計画を提示していただきたいというふうに思います。何かありましたら、お願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 先ほど総務課長のほうから、内容について報告しますというのがありましたので、今も含めて、また報告をお願いいたします。

これで質疑を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号「井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について」は、原案のと

おり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時05分

再開 午前11時14分

---

○議長（中村一喜男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**日程第8 議案第43号 工事請負変更契約の締結について（林道菊池・人吉線道路舗装工事）**

○議長（中村一喜男君） 日程第8、議案第43号「工事請負変更契約の締結について（林道菊池・人吉線道路舗装工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、藤島精吾君。

○農林振興課長（藤島精吾君） 失礼いたします。議案第43号の御説明をさせていただきます。議案第43号、工事請負契約の変更について。

平成27年第3回定例議会において議決された林道菊池・人吉線道路舗装工事のうち、契約金額5,130万円を5,050万円に変更することとする。平成28年3月18日提出。山都町長。

提案理由。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年山都町条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページをお開けいただきたいと思います。別紙資料をつけておりますが、申しわけございません、訂正をお願い申し上げます。4番に、当初契約の年月日を入れておりますが、平成28年は誤りでして、平成27年9月29日でございます。申しわけございません。

では、工事請負の変更契約の概要について御説明申し上げますが、1、工事番号、山のみち第1号。

2、工事名。林道菊池・人吉線道路舗装工事

3、工事場所。山都町目丸地内。

4、当初契約年月日。平成27年9月29日でございます。

それから、5番の工事内容でございますが、施工延長、土工、L型側溝工、アスファルト舗装工については、当初契約と変更ございませんが、土工のV=1,027立米出しておりますけれども、掘削によりまして発生します発生土の処理でございますが、運搬距離が今回短くなりまして減額となったということでございます。

契約の相手方、株式会社尾上建設でございます。

次のページをお開けいただきたいと思います。

公共工事請負変更仮契約書でございます。1番から3番までは省略させていただきます。

4、変更契約事項で、工事変更契約、減額。80万円の減額でございます。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額5万9,259円。工期でございますが、原契約期間が平成27年9月29日から平成28年3月31日まで。変更期間としまして、平成27年9月29日から平成28年4月28日までということでございます。

平成28年2月19日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。本変更契約のあかしとして本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は、議会の議決を得たときは本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。平成28年3月10日、発注者、山都町。請負者につきましては、商号、また名称ということで、株式会社尾上建設さんでございます。

お手元の資料としましては、9月の議会の議決をいただきましたときの全体計画図と、それから計画平面図をつけておるところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（中村一喜男君）** 議案第43号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、中村益行君。

**○12番（中村益行君）** これは水道課長に聞いた方がいいかな。ここに、私の地元ですので、うちの簡易水道管が通っています。同時にこの布設がえをお願いしていますが、これを忘れんように、それは組み込んであるかどうか聞いときます。地元負担も当然ありますのでね。

**○議長（中村一喜男君）** 農林振興課長、藤島精吾君。

**○農林振興課長（藤島精吾君）** 御説明申し上げます。この工事区間、ことしが3年目ということになります。計画平面図がございます。4枚目でございますが、こちらの始点側から上のほうの段になりますが、始点のほうから約150メートルぐらいのところ、ちょうど津留地区の水道の水源地になります。一応床掘をして、道路の基礎等の工事入れかえしますが、そのときに水道管を埋設するというので、水道管の埋設に当たりましては、水道課のほうで原材料を支給し、そして、地元負担をしていただくということで、現在、掘削しておりますので、そこに今からまた水道のほうをまた埋設していくという形になろうかと思えます。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** これで質疑は終わります。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「工事請負変更契約の締結について（林道菊池・人吉線道路舗装工事）」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第9 議案第29号 町道認定について**

**○議長（中村一喜男君）** 日程第9、議案第29号「町道認定について」を議題とします。

本件については、本定例会において、経済建設常任委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、工藤文範君。

**○経済建設常任委員長（工藤文範君）** それでは御報告いたします。山都町議会議長、中村一喜男様、経済建設常任委員長。

経済建設常任委員会審査報告書。本常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、議案第29号。

件名、町道認定について、長原後谷線。

審査の結果、認定。

審査の経過。本定例会において、本委員会に付託された事件について、3月8日、委員、担当課長、担当職員に出席を求め、説明を受け、現地を視察し、審査した結果、認定することが相当と認められるので、当該1路線を認定するものとする。

以上でございます。

**○議長（中村一喜男君）** 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号「町道認定について」は、経済建設常任委員長報告のとおり決定しました。

---

#### **日程第10 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて**

**○議長（中村一喜男君）** 日程第10、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、工藤秀一君。

**○町長（工藤秀一君）** 諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成28年3月3日提出。山都町長。

住所です。山都町柳井原943番地3。氏名は、井上洋美さんです。生年月日は、昭和30年7月11日です。

諮問理由です。この諮問をするのは、人権擁護委員の1名が、平成28年6月30日をもって任期満了となるので、後任の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める必要があるからです。井上氏は、営業職として長く会社に勤務された方で、広く社会の実情に通じ、責任感が強く、行動的な方でございます。また、小学校のPTA副会長を務められるなど、地域の方からの信望も大変厚い方です。

よって、人権擁護委員としてふさわしい方であるとして、ここに法務大臣への推薦をたく、意見を求めるものです。よろしくお願いします。

**○議長（中村一喜男君）** 諮問第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は原案に同意する旨、答申したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

---

## 日程第11 議員派遣の件

**○議長（中村一喜男君）** 日程第11、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（中村一喜男君）** 異議なしと認めます。

「議員派遣の件」は、お手元に配付したとおり、派遣することに決定しました。

---

## 日程第12 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

**○議長（中村一喜男君）** 日程第12、「各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長及び議会運営委員長から、所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。当該申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村一喜男君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これで平成28年第1回山都町議会定例会を閉会します。

---

閉会 午前11時26分

平成28年3月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第30号	工事請負契約の締結について（上鶴橋上部工工事）	3月3日	原案可決
議案第31号	工事請負契約の締結について（上鶴線道路改良工事）	3月3日	原案可決
発委第1号	山都町議会委員会条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第4号	専決処分事項（山都町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）の報告並びにその承認を求めることについて	3月9日	原案承認
議案第5号	山都町教育特区学校審議会条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第6号	山都町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び山都町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第7号	山都町営体育館条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第8号	山都町行政不服審査法施行条例の制定について	3月9日	原案可決
議案第9号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3月9日	原案可決
議案第10号	山都町行政区設置条例の制定について	3月9日	原案可決
議案第11号	町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第12号	山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3月9日	原案可決
議案第13号	山都町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	3月9日	原案可決

議案第14号	山都町一般職非常勤職員等の勤務条件に関する条例の制定について	3月9日	原案可決
議案第15号	平成27年度山都町一般会計補正予算（第7号）について	3月10日	原案可決
議案第16号	平成27年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	3月10日	原案可決
議案第17号	平成27年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	3月10日	原案可決
議案第18号	平成27年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	3月10日	原案可決
議案第19号	平成27年度山都町病院事業会計補正予算（第1号）について	3月10日	原案可決
議案第20号	平成28年度山都町一般会計予算について	3月15日	原案可決
議案第21号	平成28年度山都町国民健康保険特別会計予算について	3月16日	原案可決
議案第22号	平成28年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	3月16日	原案可決
議案第23号	平成28年度山都町介護保険特別会計予算について	3月16日	原案可決
議案第24号	平成28年度山都町国民宿舎特別会計予算について	3月16日	原案可決
議案第25号	平成28年度山都町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	3月16日	原案可決
議案第26号	平成28年度山都町簡易水道特別会計予算について	3月16日	原案可決
議案第27号	平成28年度山都町水道事業会計予算について	3月16日	原案可決
議案第28号	平成28年度山都町病院事業会計予算について	3月16日	原案可決
議案第32号	山都町過疎地域自立促進計画の策定について	3月16日	原案可決
議案第33号	山都町辺地総合整備計画の変更について	3月16日	原案可決
議案第34号	熊本市及び山都町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について	3月16日	原案可決
議案第35号	公の施設の他の団体の利用に関する協定の締結について	3月16日	原案可決
議案第36号	町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・校舎）	3月18日	原案可決
議案第37号	町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）	3月18日	原案可決
議案第38号	町有財産の無償譲渡について（菅尾保育園・園舎、備品）	3月18日	原案可決
議案第39号	青葉の瀬交流促進施設の指定管理者の指定について	3月18日	原案可決
議案第40号	緑仙峡フィッシングパークの指定管理者の指定について	3月18日	原案可決
議案第41号	緑川清流館の指定管理者の指定について	3月18日	原案可決
議案第42号	井無田高原キャンプ場の指定管理者の指定について	3月18日	原案可決
議案第43号	工事請負変更契約の締結について（林道菊池・人吉線道路舗装工事）	3月18日	原案可決
議案第29号	町道認定について	3月18日	原案認定
諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		

て	3月18日	原案同意
議員派遣の件	3月18日	原案可決
議長報告 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について	3月18日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---